

## 少年矯正の再構築：「矯正」モデルから「立ち直り」モデルへ

中島, 学

<https://doi.org/10.15017/1931683>

---

出版情報：Kyushu University, 2017, 博士（法学）, 課程博士  
バージョン：  
権利関係：

# 少年矯正の再構築

－「矯正」モデルから「立ち直り」モデルへ－

中 島 学



# 目 次

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| はじめに                  | 1   |
| I 序 論                 |     |
| 1 問題の所在               | 3   |
| 2 研究の目的と方法            | 8   |
| 3 用語等の定義              | 12  |
| 4 先行する主な研究            | 13  |
| 5 論文の構成               | 16  |
| II 「矯正」の明確化とその今日的課題分析 |     |
| 第1 「少年矯正」をとりまく状況      |     |
| 1 非行少年をとりまく社会の変容      | 18  |
| 2 犯罪・非行からの離脱：「矯正」の効果  | 19  |
| 3 まとめ                 | 23  |
| 第2 「矯正」の成立と展開         |     |
| 1 「矯正」の出現とその変遷        | 25  |
| 2 「矯正」の意味するところの多義性    | 30  |
| 3 刑事政策としての「矯正」        | 38  |
| 4 まとめ                 | 41  |
| 第3 「矯正教育」の成立と展開       |     |
| 1 「矯正教育」の成立           | 43  |
| 2 「子ども」の成長発達と矯正教育     | 54  |
| 3 「矯正教育」の展開           | 61  |
| 4 まとめ                 | 68  |
| 第4 「少年矯正」の課題          |     |
| 1 少年を対象とする課題          | 71  |
| 2 「矯正教育」の課題           | 81  |
| 3 「矯正」のジレンマ           | 90  |
| 4 「少年矯正」のジレンマ         | 96  |
| 5 「矯正教育」の再構築とその課題     | 100 |
| 6 まとめ                 | 104 |

### Ⅲ 新たな処遇モデルとしての回復・立ち直りモデルの適用

#### 第1 「矯正教育」の目的の再構築

- 1 「改善更生」の再構築 108
- 2 「社会復帰」の再構築 111
- 3 まとめ 113

#### 第2 「矯正教育」の対象の再構築

- 1 「矯正教育」の対象 114
- 2 「立ち直り」の対象 115
- 3 「立ち直り」の構造 127
- 4 まとめ 140

#### 第3 「矯正教育」の内容・方法の再構築

- 1 処遇モデルの再構築 144
- 2 「立ち上がり支援」の基本構造 149
- 3 「立ち上がりの自己物語」モデル 169
- 4 まとめ 176

### Ⅳ 「立ち直りの自己物語」モデルの実証

#### 第1 「立ち直り」の実態：立ち直った少年らのナラティブ

- 1 「立ち直り」の内容とその確認ポイント等 178
- 2 立ち直った少年のナラティブ分析① 179
- 3 立ち直った少年のナラティブ分析② 183
- 4 ケース研究：オ門さんの「立ち直り」のナラティブ 188
- 5 まとめ 193

#### 第2 立ち直り支援者等のナラティブ

- 1 立ち直りの当事者・支援者の語りの位置付け 195
- 2 野田詠氏さんのナラティブ 196
- 3 高坂朝人さんのナラティブ 203
- 4 中本忠子さんのナラティブ 212
- 5 秋山千佳さんのナラティブ 215
- 6 津富 宏さんのナラティブ 219
- 7 「立ち直り」の構造 235
- 8 まとめ 239

#### 第3 少年院における立ち上がり・立ち直り支援の実践

- 1 少年院処遇に関する課題 241
- 2 立ち直りを語る出院者と職員のナラティブ 242

|                             |                         |     |
|-----------------------------|-------------------------|-----|
| 3                           | 「立ち上がり支援」としての「矯正教育」のあり方 | 247 |
| 4                           | 「立ち上がり支援」としての「生活指導」のあり方 | 252 |
| 5                           | まとめ                     | 256 |
| V 結論：立ち直り支援の基本理念としての「共生・共育」 |                         |     |
| 第1                          | 「矯正」モデルの再構築             |     |
| 1                           | 「矯正」モデルの限界              | 259 |
| 2                           | 処遇モデルの構造                | 260 |
| 3                           | 当事者を中心とする「立ち直り」モデルへの転換  | 261 |
| 4                           | 立ち直りにおける「自己物語」          | 265 |
| 5                           | 「共生」：「自己物語」を形成する関係性     | 266 |
| 6                           | 「共育」：「自己物語」を定着・更新する関係性  | 269 |
| 第2                          | 残された課題と今後の展望            |     |
| 1                           | 処遇理念の再構築                | 272 |
| 2                           | 「少年矯正」の今後の課題            | 275 |
| 3                           | 「共生・共育」理念への期待           | 277 |

## 参考文献



## はじめに

法務総合研究所は、平成20年度の研究部報告として、「再犯防止に関する総合的研究」をまとめている。その中で、再犯防止対策の要点として、①犯罪者処遇は、実証的研究根拠に基づいて効果が確認された（再犯減少効果が認められる）処遇方法を用いるべきこと、②犯罪者処遇は、最も処遇効果の高い者に対して優先的に実施されるべきこと、③再犯防止のための犯罪者処遇は、実証的根拠に基づく再犯危険性の程度に応じて実施されるべきこと、の三点を挙げている。<sup>1</sup>

これらの報告は一面においては、犯罪者の再犯防止に関しての方向性等を示すものではあるが、その主張をよくみると、いくつかの前提の存在が明らかにされる。その第一が、実証的研究根拠がしめされ得る処遇方法が存在する、という前提、第二が、そのような実証的研究根拠が示される処遇方法が再犯を必ず抑止するという前提である。しかし、このような前提を満たすことは実はなかなか困難である。つまり、そのような処遇方法の検討においては、再犯又は再々犯した失敗例を対象にし、その失敗を抑止する何らかの方法を現時点で想定しうる様々な（ある種無限の）方法の中から選び出すことを意味しているからである。また、「調査対象国で現在問題となっているのは、実証的根拠に基づく実践を徹底し、再犯率減少の根拠が確認された犯罪者処遇プログラムを運用しているのに、なぜ、地域によって、効果（再犯率）に違いが生じるのかということである。」<sup>2</sup>と報告されている。それは、その有効性は保険数理統計的な手法（それは正規分布等を前提としたさらなる前提条件を含んだ方法論を用いて実証しようとするもの）により研究としては実証され得てはいるが、実践においてはその有効性が実証され得ない事例が生じているという実態が存在する不合理を明らかにしている。

一方、実証的データとしては、「犯罪者の約70%は、犯罪を行って一生に一回だけ有罪判決を受けた「初犯者」ととどまっておき、残りの約30%の犯罪者だけが、再び犯罪を行って有罪判決を受けた「再犯者」となっている。」<sup>3</sup>という報告と、「若年の初入新受刑者については、特に20歳代前半のほぼ半数の者に、傷害・暴行、窃盗、覚せい剤取締法違反による保護処分歴が認められながら、更生できずに、刑務所収容に至っている。」<sup>4</sup>という報告がなされている。

この二つの報告における実証的データの内容について視点を改めて検討してみると、犯罪者の70%の者が特別な処遇なしに再犯をしないのであれば、再犯防止対策の要点として挙げられている各事項は「再々犯」防止に関する事項に限定されることになる。また、保護処分を受けた20歳代前半のほぼ半数が再犯にいたっていないのであれば、保護処分の相当の効果が認められるともいえる。換言すれば、有罪となった者

1 法務総合研究所『法務総合研究所研究部報告42』（2009）、346頁

2 法務総合研究所・前掲注1、356頁

3 法務総合研究所・前掲注1、345頁

4 法務総合研究所・前掲注1、349頁



のうち70%の多数の者は犯罪から離脱し、また、保護処分を受けた若年者の半数も犯罪から離脱している点からは、実証的か否かは別として現状の処遇体制でも相応の再犯防止効果が認められる、ということもできる。

また、上記の研究報告で示されているように、70%の者が犯罪から離脱し、立ち直っている実態を考慮するならば、その離脱や立ち直りにどのような要因や過程が存在しているのか、それを明らかにすることが、別の意味での実証的な研究であるといえる。つまり、犯罪から離脱した成功例の中からその共通事項を抽出し、その共通事項を処遇方法として適用しようとするのが、「回復・離脱」モデルと言われる処遇モデルである。

このような、再犯防止に関する二つの視座が存在するが、それに加えて、非行少年を対象とするとき、再犯抑止が成人と同様な要因の影響とは別に、当人の成長・発達といった可塑性の中で生じうることを考慮する必要もある。この点においても、「医療・改善」モデルとされる実証的研究根拠に基づく処遇効果の検証方法にはさらなる課題が生じることになるが、「回復・離脱」モデルにおいては、実証的とされる統計手法ではなく、個々の立ち直りの実態・ナラティブに着目する点において、このような課題を克服しうるといえる。

再犯防止推進法が平成28年(2016)12月に成立し、国の重要政策の一つとして「再犯防止」の推進が図られることとなったが、その対応策は上記の法務総合研究所の報告にある、再犯防止対策の要点にそった議論がなされてきている。しかしながら、研究報告でなされている犯罪者処遇の要点としてのある種の自明性は、上記で指摘した幾つかの課題の前にき弱なものとなってしまふ。とりわけ、人格が未成熟な非行少年に対する再非行防止のための処遇が成人と同様の枠組みで議論されうるのか、されえないとするのであれば、それはどのような理由によるのかを明らかにすることは、少年法適用年齢の引き下げ議論が始まっている現時点においては急務の課題である。

このような問題意識を背景として、対象少年の健全な育成を阻害せず、また、再非行を抑止するための処遇・支援のあり方について明らかにしようとするのが、本研究の大きな目的である。加えて少年院という場で行われる刑罰とは異なる保護処分としての施設内処遇というわが国独自の処遇方法の意義と今後のあり方を検討することが、さらなる目的の一つでもある。

## I 序 論

- 1 問題の所在
- 2 研究の目的と方法
- 3 用語等の定義
- 4 先行する主な研究
- 5 論文の構成

### 1 問題の所在

#### (1) 少年司法改革の動き

平成29年(2017)3月16日、法務省に設置される法制審議会に少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会が設置された。この少年法・刑事法部会に対して、諮問第103号により次のような諮問がなされた。

「日本国憲法の改正手続に関する法律における投票権及び公職選挙法における選挙権を有する者の年齢を18歳以上とする立法措置、民法の定める成年年齢に関する検討状況等を踏まえ、少年法の規定について検討が求められていることのほか、近時の犯罪情勢、再犯の防止の重要性等に鑑み、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について御意見を賜りたい。」

この諮問の大きなポイントは、第一に現行においては20歳未満を少年と規定する少年法における少年の年齢を18歳未満にするものの是非、第二に非行少年を含めた犯罪者に対する再犯防止に資する各種処遇、具体的には自由刑の一本化や少年として処遇されなくなる18歳以上20歳未満の犯罪者に対する処遇等に関し、刑事政策上の新たなあり方の検討を求めるところにある。

この法制審議会に対する諮問がなされる以前に、平成27年(2015)11月から法務省内に「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」が設置され、その検討結果が平成28年(2016)12月に『「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」取りまとめ報告書』として報告・公開されている。この勉強会は、選挙権年齢が18歳に引き下げられ、また、法制審議会の民法部会において民法の適用年齢を18歳に引き下げる旨の答申がなされたこと等から、次のような事項を中心に検討することとされた。

「少年法の適用対象年齢について検討を行う必要があるか、この問題は、単に「少年」の範囲を現行法の範囲(20歳未満)のまま維持するか、その上限年齢を引き下げるかという問題にとどまらず、刑事司法全般において、成長過程にある若年者をいかに取り扱うべきかという大きな問題に関わるものである。そのため、少年法の適用対象年齢の在り方は、罪を犯した若年者に対する処分や処遇の在り方全体を検討する中で検討されるべきものであると考えられる。そこで、法務省においては、少年法適用対象年齢を含む若年者に対する処分や処遇の在り方について検討を行う上で必要となる基礎的知見を幅広く得るため」<sup>1</sup>

この勉強会では、成人ではない若年者を成長過程にある者として位置づけた上で、第一に、犯罪や非行に陥った者への司法的な手続きとその対応等に関し、成人とは異なる規定をおく少年法上の対象年齢の設定について、現状を維持するのか18歳未満に引き下げるのかを検討すること。第二

1 法務省『「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」取りまとめ報告書』(2016)、2頁

に、その適用年齢のあり方の検討は実施される処分の内容を含めて検討することを目的とし、専門家等を中心とした10回におよぶヒアリングと意見募集等が実施された。その結果を報告書としてまとめているが、その結論は各論併記的なものとなっているといえる。しかしながら、「現行法下における少年の処遇等については、少年の改善更生のために機能しているとの評価があり」<sup>2</sup>と報告されているとおり、現行の少年院処遇等の少年矯正は有効に機能している点に関しては共通認識が形成されているみることができる。

その一方で、少年法適用年齢引き下げに関する具体的な検討事項のうち施設内処遇に関するものとして、大きく二つの検討事項が掲げられている。その第一は、受刑者に対する施設内処遇を充実させる刑事政策的措置に関して、①施設外の機関等と連携した矯正処遇等の充実、②若年受刑者に対する処遇調査の充実、③自由刑の単一化に関する事項である。その第二は、施設内処遇と社会内処遇との連携を強化するための刑事政策的措置に関して、①施設外の機関等と連携した矯正処遇等の充実、②社会内処遇に必要な期間の確保、③施設内処遇から一貫した社会内処遇の実施、④これらの施設外の機関等と連携した矯正処遇等の充実に関する事項であり、とりわけ、④に関しては、「施設内処遇から一貫した社会内処遇の実施は、受刑者のみならず、少年院送致処分を受けた者についても、同様の措置を採ることが考えられる。」<sup>3</sup>とされている。しかし、報告書全体をとおして、少年法における保護処分のあり方や今後の対応等よりは、刑罰内容と刑罰執行後の社会内での処遇のあり方の検討等に比重がかかっているように感じられる。

これらの少年法適用年齢の引き下げ検討の開始を宣言するかのよう、当時の法務省刑事局長であった林真琴は「刑事政策の熱い時代」<sup>4</sup>と言いつづけている。それは、法制審議会での諮問事項等にみられるとおり、その改変の射程が少年法適用年齢の検討をはるかに超え、刑罰執行等の基本構造、とりわけ「矯正」として整理される施設内処遇全体にまで及んでいる点まで踏まえた発言といえる。

## (2) 少年矯正の機能の見直し

少年法に基づく保護処分としての少年院における処遇や観護措置等の基本的事項を規定する法律として昭和23年(1948)に制定された少年院法が、平成27年(2015)に新少年院法と少年鑑別所法として、それぞれ単独法に形を変えて制定された。この改正・制定により、在院者・在所者の権利と職員の職務上の義務と権限等の明確化等が図られ、従来からの処遇構造とその機能が法律上明記された。しかし、法制審議会の諮問は、その処遇構造と機能に関して再検討を迫るものであることは、諮問内容とその議題及び議事内容から明らかといえる。

さらに、少年院処遇の目的等に関しても、健全育成のための性格の矯正と社会復帰支援という少年法の目的規定は少年受刑者にも及び、少年受刑者に行刑の内容として課される矯正処遇が性格の矯正と社会復帰支援を目的とするものであれば、その目的が成人に対しても異なるものとはならない、とする意見<sup>5</sup>も少年法適用年齢引き下げ議論の中で主張されてきている。このような主張にみられるように、保護処分を刑罰の代替処分として位置づけ、両者の違いは制裁としての量的な差であるとする意見等からは、保護処分としての少年院における処遇と行刑の内容としての矯正処遇との異同に不明瞭・混乱が生じてくる。また、その整理が必要とされる状況を示しているといえる。具体的には、非行や犯罪に関わった者に対して、成人とは異なる少年という年齢区分を設定し刑と

2 法務省・前掲注1, 10頁

3 法務省・前掲注1, 10頁

4 林真琴「刑事政策と立法」罪と罰 第53巻第4号, (2016)

5 川出敏裕「自由刑における矯正処遇の法的位置づけについて」刑政第127巻第4号(2016), 22頁

は異なる処分を実施する意義と効果、また、その方法等に関して再検討の必要性が示されてくる。換言すれば、「矯正」という用語により施設内処遇として一括りで論じられてきている、刑事施設と少年院等での処遇に関して、とりわけ、わが国独自の少年司法制度における「少年矯正」の位置づけ位置づけ等に関してその機能と構造について再検討の必要性が認められるといえよう。

このように、いわゆる少年矯正のあり方そのものを再検討することが必要とされる状況にあるといえる。また、非行に陥る少年をとりまく近時の環境、その生きづらさ等は、虐待、養育放棄、いじめといった被害性や不登校、引きこもりといった非社会的言動等として現れているが、このような現代的な課題への対応が求められていることも含め、少年矯正をとりまく状況は変化もしているといえよう。

具体的には、非行や逸脱の原因等を本人自身の個別的なものとしてではなく、本人をとりまく環境や社会情勢等から複層的に把握しその対応を検討することが必要とされる。なぜなら、これまでの多くの犯罪理論が指摘しているとおおり、犯罪や非行は本人の資質のみならずその環境的・状況的な要因から発生するものである、とされている一方、処遇モデルは、例えば、改善モデルに代表されるように本人個人に改善すべきターゲットを設定し、その改善・除去を図ろうとする構造となっている等、ある種の矛盾が指摘されることになるからである。このような、課題に対して、岡邊(2017)は次のように指摘している。「今の日本社会には、犯罪・非行に関わった人々に対して、反省と制裁ばかりを求め、彼らを社会から排除しようとする圧力が、以前よりも高まっていると感じざるをえない。しかし、そのような力は、問題を悪化させたり、解決を遅らせたりすることに繋がりがかねない。」<sup>6</sup>

この指摘に示されているように、非行や犯罪に関わった人々に対する社会的排除の状況をどのように勘案しながら、その立ち直りを促進・支援してゆくか、その具体的な検討も必要とされてきているといえる。その検討においては、非行や犯罪をそれぞれの当事者が生きて生活する場において生じた事象として位置づけ、また、その立ち直りは、施設ではなくそれぞれの生活の場における一日一日の生活の中で形成されるという、当事者の生活（それは当事者をとりまく家族や職場、社会との関わりといった複層的な関係性によって成り立っている）そのものを中心にしたものであることが求められる。

### (3) 「立ち直り・回復」の当事者という視点

「矯正」という語意が示すとおり、これまでの犯罪者・非行少年処遇は当事者を改善の必要な者として位置づけ、いわゆる医療・改善モデルに基づき、本人の内面に存在する改善すべき問題・課題を心理的・医学的なアセスメントにより明らかにし、明らかにされたその問題・課題を解消・改善するための心理・教育的な働きかけをする、といった処遇理念が、矯正実務家を支配していた。このような医療・改善モデルは精神医学の領域においても同様に支配的であり、さらに医学の領域で浸透してきたエビデンス・ベースド・モデルの理念も、1990年代から津富(2000)<sup>7</sup>らによって主張され矯正処遇にも定着してきている。

一方、精神医療の領域では、当事者の生きづらさを当事者自身が研究対象として、その研究をグループワーク等により共有することにより、その生きづらさの軽減を図るという「当事者研究」の

6 岡邊 健「少年非行の実証研究」シリーズ刑事司法を考える第6巻浜井浩一編『犯罪をどう防ぐか』（岩波書店、2017）、38頁

7 津富 宏「EBP(エビデンス・ベースド・プラクティス)への道-根拠に基づいた実務を行うために-」『犯罪と非行』(2000)、124頁

成果が、それまでの治療中心処遇のある種の限界を超えて、精神医療領域のみならず、障害や依存症といった課題を抱える当事者の実践活動としても一定の認知をえてきている。<sup>8</sup>

このような動きの背後には、当事者を正常と異なる症状・課題を有する異常者として隔離・治療の対象とする、それまでの専門家中心の考え方ではなく、当事者の自己決定や意思を尊重しつつ、当事者自身の現に生きる生活・場を中心にし、症状の治療を目指すことにより喪失してゆく当事者の固有性を回復することに力点が置かれた処遇理念が存在している。それは、近代化の中で効率化・合理化を求めるあまりに物象化し、数値化してしまった個々の存在の有意味性を取り戻すという意味におけるリカバリーモデルといえるものであり、熊谷(2017)は、次のように説明している。「当人の悩みが『定型』と少し異なるだけで『症状』にカテゴライズされ、意味を奪われ、つながりや共感の資源にもならず、特殊な環境に囲い込まれ、取り除くべき「異常なもの」として治療対象になっていく。当事者研究では、『有意味性を奪われる』という表現をしますが、自分以外の他者に奪われてしまった症状・問題がもつ固有の『有意味性』を取り戻すことが、当事者研究の最初の着想であることを言い表したものです。」<sup>9</sup>

このような人間観・処遇観を犯罪や非行からの立ち直り支援に適応すると、その当事者は、従来のリスク対象としての存在から、立ち直り・回復の当事者としてその位置づけが変わり、それに伴い、その支援等の関わり方、改善の客体から立ち直りの主体へと更新される。また、そのような立ち直りの主体としての当事者は、「当事者研究を経験するというのは、『言葉』の力をもう一度経験することでもある。」<sup>10</sup>と説明されているとおり、他者との言葉を介した関係性の中に存在する自己といえる。そして、その立ち上がってくる自己が「言葉の力」を経験しながら、立ち直り・回復の当事者として、他者との関わり（当事者研究を初めて実施した「べてるの家」においては「集会」）をとおし、他者とは異なる存在として、自己の有意味性を回復・再獲得することになる。

津富(2017)は、犯罪からの離脱をリスク管理モデルから対話モデルへの転換という視点から、リスク管理モデルのもつ欠点を、①相関関係に基づいている、②可逆性を想定している、③コンテキスト依存である、と指摘し、この欠点を乗り越える上でのリカバリー概念を次のように説明している。「リカバリー概念は、(苦境の発生ではなく)苦境からの回復に着目するがゆえに不可逆性を想定しており(欠点②の乗り越え)、また、当事者の手に自らの物語を語る権利を取り戻すものであるがゆえにコンテキスト自体を問い直す(欠点③の乗り越え)ので、リスク管理モデルのもつ欠点うち二つを乗り越えることを可能とする。」<sup>11</sup>

このようなリカバリー概念から、立ち直り支援を捉えてみると、第一に再犯防止という視点からではなく、犯罪や非行に関わった本人自身がその後の人生を意義あるものとして生活することが目的とされ、再犯防止はその随伴的な結果として位置づけられる。第二に、その目的達成にとっては、意義ある人生を送ろうとする過程に焦点があてられ、紆余曲折を経ながらもそのベクトルが「意義ある人生を送る」方向にあり、ある時点における失敗という結果も人生の過程全体にとっては有意味化される。そして、これら二つを総括する第三のポイントは、「意義ある人生」を模索する本人自身の価値観やアイデンティティの変容が図られることにある。それは、「意義ある人生」という苦境

8 熊谷晋一郎編『みんなの当事者研究』(金剛出版, 2017)

9 熊谷晋一郎+國分功一郎「来るべき当事者研究-当事者研究の未来と中動態の世界」熊谷晋一郎編『みんなの当事者研究』(金剛出版, 2017), 21 頁

10 熊谷晋一郎+國分功一郎・前掲注9, 25 頁

11 津富 宏「犯罪からの離脱-リスク管理モデルから対話モデルへ」シリーズ刑事司法を考える第6巻 浜井浩一編『犯罪をどう防ぐか』(岩波書店, 2017), 257 頁

からの回復過程における様々な出来事が、「自らの物語り」として主体的に語られることをとおして形成される。その形成のためには、本人自身が「あるとされる人生」を過ごすための家庭や社会における役割、そしてその役割を遂行するためのスキルの獲得が必要とされる。その上で、その過程を自らが物語るために、自らの経験等を再定義し言語化することが求められる。さらに、この立ち直り・回復の「自らの物語」は、他者の存在をとおしての承認とエンパワーが加えられることにより、不可逆性を獲得することとなる。

他方、犯罪や非行に陥った当事者を再犯防止の客体として位置づけ、その改善や更生を促進するために効果的とされる処遇を専門家等が展開するという従来の「矯正」モデルからは、本人自身の再犯や再非行を抑制することが自己目的化し、本人自身の生きづらさや本人自身がコントロールしえない本人をとりまく環境等への配慮は乏しいものであったといえる。また、このような「矯正」モデルは施設内という社会からの隔離を前提とした処遇を展開することから、実生活における再犯防止の具現化を図る必要が生じる。そのために「社会復帰」という、施設収容によって生じる不利益を還元し、実社会において再犯・再非行せずに生活をし続けられるような支援の必要も生じている。つまり、「矯正」モデルにおいては、改善更生と社会復帰支援という機能が必要とされ、それは客体としての当事者が再犯・再非行をしない生活をするのが目的とされる。また、その具体的な処遇選択は、「なぜ、犯罪や非行という不合理な選択をするのか」という過去の失敗例に焦点を当てた原因論等に基づく犯罪理論に準拠したものとなる。

#### (4) 今後の課題

このような二つの処遇モデルに関し、津富(2017)は、当事者の立ち直りに視点を置くリカバリー概念の特質について次のように説明をしている。「苦境を生き延びつつあるサバイバー(いわば成功例)から学び取られたリカバリー概念は、再犯(いわば失敗例)の予測研究に立脚するリスク管理モデルとは真逆な発想に立つ。」<sup>12</sup>

換言すると、リスク管理的な発想に基づく処遇は過去のデータに準拠し、リスクとされるものをコントロールすることが中心であるのに対し、立ち直り支援的な発想に基づく処遇は将来に向けてのその回復過程に着目することにより、立ち直りつつある当事者を中心とするものである。

前述した、少年法適用年齢の引き下げに関する検討やそれに付随する少年矯正の在り方については、このような処遇モデルの理念的な違いを含めた検討が求められる。なぜなら、「再犯防止」という政策課題を遂行・実現する上での現状体制の再構築を検討することが目的とされるのであれば、現行のリスクモデルや改善モデルの射程を明らかにし、また、それとは異なる必要性に対応しうる新たな視座からの「再犯防止」のための処遇を検討する必要があるからである。

さらに、施設内処遇を検討する上では、現行の「矯正」モデルにおいては、二つのジレンマともいえる課題が内在している点にも留意が必要である。そのジレンマの第一は、施設に収容し社会から隔離した環境において、社会における再犯・再非行防止のための処遇を実施するというジレンマである。第二は、施設収容に伴い他律的な生活環境に置きながら、本人が社会において自律的な言動をなしうるように処遇するというジレンマである。いずれのジレンマも、施設収容を前提とすることに伴うものであり、開放処遇や社会との同化により解消・軽減されうるものではあるものの、いずれにおいても何らかの形で当事者の生き方に関与するという、強い権力行使が伴っている点にも留意が必要とされる。

---

12 津富・前掲注11, 260頁

以上をまとめると、「再犯防止の推進」が重要な政策として位置づけられている今日において、その制度的な構造と、具体的な方策に関する再検討が必要とされる時代にあるといえる。前述したとおり、林(2016)はこれを、「刑事政策の熱い時代」といい表したが、これを少年矯正の領域に引き寄せてみると、これまでの刑事司法の中における少年院が果たしてきた役割や機能がどのように位置づけられ、また、近時の課題に対応するためにどのような実践が可能とされうるのか、を明らかにすることが求められているといえる。その具体的な課題としては、第一に、これまでの「矯正教育」はその教育活動において何を目的とし、何を対象とし、どのような効果・結果を求めてきたのか、その理念と構造・機能を明らかにすることである。第二に、これからの「再犯防止」を推進するという観点から、少年矯正において再検討が必要とされる事項とその対応策等に関して、現状の課題に対応しうる、新たな処遇理念の構築とその理念に対応した実践モデルを提示することである。具体的には、当事者に視点をおく「立ち直り／回復モデル」等の視座からの検討が求められているといえる。

## 2 研究の目的と方法

本研究は、大きく三つの主題、「矯正」とは何か、その今日な課題はどのようなものであり、その課題対応としての新たな処遇理念はどのようなものであるべきか、そして、それはどのように実行可能となるのか、について明らかにすることを目的とする。

### (1) 「矯正」の明確化とその今日的課題の分析

#### ア 研究の目的

保護処分においては強制収容・身柄拘束を自己目的化しているのではないが、実質的には同等の作用が当該本人に及んでおり、強制的な収容等に伴う種々の負の影響を受ける環境下にあることは否めない。一方、その対象となる少年にとっての社会環境等に関し、法務総合研究所(2014)<sup>13</sup>や岡邊(2013)<sup>14</sup>の研究が示すとおり、少年非行がある種の社会的排除に起因する様々な不利益な状態にあることが指摘されている。例えば、虐待や貧困・格差という当該少年に責任を負わすことができない「社会的排除(social exclusion)」ともいえる外的要因が、犯罪・非行の発生に強い影響を及ぼしている現状である。

このような非行に関わった少年をとりまく状況を考慮しつつ、少年矯正としての施設収容に関して、少年法等の趣旨に沿った健全育成・成長発達に合致させるための必要な措置とはどのようなものであるのか、行刑との比較におけるその異同等は明らかにされているとは言えない。具体的には、施設強制収容という他律的な生活環境をどう位置づけ、施設内の各種処遇をいかにして「健全育成」「成長発達支援」に合致しうるものにするか、といった課題がある。

この課題に対応するため、本研究は、成人とは異なる「少年」を対象とした、保護処分としての収容処遇の意義と今日的な課題を明らかにすることを第一の目的とする。

そこで、今日的な犯罪者や非行少年の施設内処遇を意味する「矯正」の成立過程とその変遷に着目し、少年院処遇と行刑機能としての「矯正」の異同を明らかにする。それと同時に「矯正教育」に着眼し、その目的や内容方法等に関しても、改善更生や社会復帰支援とされる「矯正」としては具体的にどのような機能を期待され、それが現実的に対応可能であるか等に関して検討することに

13 法務総合研究所『犯罪白書 平成26年版』(2014)

14 岡邊 健『現代日本の少年非行—その発生態様と関連要因に関する実証的研究』(現代人文社, 2013)

より、「矯正教育」の目的・内容等についての再定義と再構築を図る。

## イ 研究の方法とポイント

第一の検討段階では、「矯正」とは何を対象としてきたのかその明確化を図るという観点と「少年矯正」の現状と課題を明らかにする趣旨から、文献研究の方法をとおして、「矯正」という用語の成立と展開、それとは異なる「矯正教育」の目的と内容・方法の変遷を明らかにする。併せて、少年院法の目的規定等がどのような理念に基づき形成され、どのような理念を処遇の中心としておくべきか、その目的の明確化を図る観点から、成人犯罪者に科される刑罰とは異なる保護処分という処遇を子どもに科すことの意義について、子どもの権利条約や成長発達権、「関係的権利」<sup>15</sup>等から検討を行う。

これらの検討結果をとおして、今日的な「矯正」は「性格の矯正」に代表されるように、個人の心理等の内部に改善すべきものを設定し、その除去・改善を図るといった医療・改善モデルの理念に基づいていることを明らかにする。さらに、そのような構造は当人の全人的な成長発達や社会適応・社会化といった処遇理念との不整合を引き起こさざるをえないといった、今日的な課題を明らかにする。

具体的には、子どもが大人と異なる存在として権利主体となっているのか、という疑問への検討である。現在の子どもは、競争と評価による序列のサイクルにおかれ、分析され数値化され客観的に処理される存在であり、主体としてよりは保護者や組織の客体として位置づけられているのが現状であり、権利主体からはほど遠い存在である。そのような子どもたちが、なおも権利主体となるとすれば、それは大人の権利とはどのような異同が存在するのか、という課題である。

一方、権利主体について、自己責任を負うことができ自己決定することができる主体のみが権利主体の資格を有する存在であると単純化されるのであれば、子どものみならず、障害者や介護が必要とされる老人等はその主体から除外される。このような除外は排除となり、ある種の優生論的な選別思想へと発展するおそれをも有している。このような問題をどのように調和させることが可能となるのであろうかという、課題が提示される。

これらの課題への検討等をとおして、「矯正」の用語からは、当人を矯正の対象物として位置づけることにより、当人の特性等に犯罪や非行の原因を求め、その対策を数値的に分析・検討する心理学的な原因論や改善モデルに準拠した人間観・処遇論が形成されること、また、そのような人間観・処遇論は、将来を担う大人になる存在者としての「子ども」の成長発達や最善の利益を阻害する、非人格化処遇に陥る懸念が内在することを明らかにする。このような、ある種の限界・弊害に対処しうる方策として、他者・社会との関係性をとおして自己存在を捉える社会構成主義的視座、また、同様の理念を背景とする「物語論 (narrative approach)」、「回復モデル (recovery model)」の適用可能性を明らかにする。

## (2) 新たな処遇モデルとしての回復・立ち直りモデルの適用

### ア 研究の目的

現在の「矯正」においては様々な処遇プログラムが施設内で実施されてきている。その処遇の根底には当該在院者等のこれまでの行為や心理検査等により把握されたデータをもとに再犯リスクや

---

15 伊藤健治「子どもの権利研究の展開と課題；関係的権利としての子どもの参加概念に着目して」北海道大学大学院教育学研究紀要 117 (2012), 33-53 頁, 大西健司「関係的権利論による子どもの人権論の再構成」一橋法学 12(3) (2013), 447-501 頁



本人の課題等を明らかにし、必要な処遇を実施するという、RNR（リスク・ニーズ・レスポンシビリティ）<sup>16</sup>という処遇モデルに基づくものである。

このモデルからは、個の課題・問題に着目しその改善を図るための、ある種標準化されたプログラムが改善更生のための唯一無二の方法に位置づけられうるのか、という疑問が生じる。つまり、人の成長や発達、さらには改心や更生への意欲を喚起しようとする試みは、そのようなプログラムが開発される以前から矯正の中で展開・実践されてきているが、その結果をどのように処遇の実践に反映させ、整合させていくのかという課題が内在しているといえる。

つまり、これまでの、原因論や医療・改善モデルに基づく処遇は、改善更生や再犯しない生活の実現のために直接的な影響を及ぼしうるのか、「矯正」とは現実可能なのか、という疑問への応答を検討する必要がある。その課題に対応するため、本研究の第二の目的として、第一の検討結果を踏まえ、従来からの改善モデルから回復・立ち直りモデルへとその処遇理念を転換させる必要性について検討する。

そこで、第一段階で把握された課題に対応しうる、新たな取組等を明らかにする趣旨から、「社会構成主義」や「関係性論」に着目し、精神医療や福祉や家族療法等の処遇場面において活用されてきている「回復（リカバリー）モデル」に準拠し新たな処遇モデルの構造を明らかにする。

具体的には、従来「矯正」が含意していた改善理念等は、今日的には少年法に基づく保護理念等から大きな開差を生じさせていること、再非行防止等の働きかけにおいては、言葉や仲間・共同体の果たす機能<sup>17</sup>が重要であるが、それが、非行少年を含めた現在の子ども置かれている環境においては充足されなくなっていることを明らかにする。その上で、非行・犯罪からの「立ち直り」の機能を明らかにする「回復（リカバリー）」モデルに準拠しながら、少年である特質としての成長発達の視点から当人の自己形成や省察を促す自己受容の在り方等を「立ち上がり」と位置づけ、それに対応する「立ち上がり」支援と「立ち直りの自己物語」モデルの構築を検討する。

## イ 研究の方法とポイント

二つ目の研究目的に対応し、改善更生を目的とする少年院での処遇理念を回復・立ち直りを促す処遇の在り方から再構築することを検討ポイントとする。刑収法や少年院法では、受刑者処遇の原則や少年院処遇の原則について、「改善更生」と「社会復帰支援」という二つの目的が規定されている。この目的、とりわけ「改善更生」の促進を図るため改善指導や矯正教育が実施されるが、その処遇理念は、当該本人が犯罪等に陥った何らかの原因に着目し（その多くは罪名や本件非行を中心とする）、その原因を解消しようとする考え方であり、いわゆる改善モデルに基づく処遇・指導が実施されている現状にある。

一方、近年の犯罪者処遇においては、犯罪等の発生原因とその対応に着目するのではなく、当該本人の立ち直りや犯罪からの離脱に着目した「回復・離脱」モデル、その回復や離脱の状況を継続して把握・検討するライフコースモデルといった、犯罪からの離脱等に着目する研究が多くの成果を上げてきている。この回復・離脱モデルにおいては、その回復等においてはアイデンティティの変容とその変容が物語として形成されることが指摘されている。また、若年層の離脱等には加齢が

16 RNRモデルとは犯罪者処遇において、リスク(Risk:再犯リスク)、ニーズ(Needs:改善ニーズ)、レスポンシビリティ(Responsively:処遇応答性)に立脚した改善モデルであり、少年矯正においては、法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)が開発され、運用されてきている。

17 斎藤環「オープンダイアログ（開かれた対話）が統合失調症の治療風景を変える可能性について」『精神看護』医学書院(2014.7),6-33頁

重要な要因とされている。

そこで、回復・離脱を促すアイデンティティの変容やその物語とはどのようなものであるのかに関し、社会構成主義・物語論に準拠し、その内容についての検討を行う。また、意志や自己に関する哲学的研究を多く残した P.リクールの論考等も手がかりとする。この検討に再しては、若年期におけるアイデンティティの確立が本人の人生のやり直しや犯罪からの離脱に影響を及ぼすのかを考察し、「矯正」理念の再構築と新たな処遇理念の検討を、「共生・共育」の構築の可能性を含めて考察する。

具体的には、処遇の対象、処遇の目的、処遇の方法を「自己」に着目し、次のように再構築する。その処遇対象としての「自己」は「自己同一性」の形成として把握しうること、また、「改善更生・社会復帰支援」とされていた従来からの矯正教育の目的を、「社会の一員とし再非行せずに生活すること」に置き換え、さらに、処遇の方法としての「改善」を、自己変革としての「自分が変わる」ことに置き換えて、その実現が「自己物語」として形成されることを明らかにする。そこで生じる回復の過程においては、言葉を介した他者との関わりや共同体の一員として相互作用（関係性）が自己省察を形成することが期待できるか、自己変革の確証を自分自身に与えるという矯正教育としての新たな処遇モデルとして、「立ち上がり」支援とそれに基づく「立ち直りの自己物語」モデルを提示する。また、この処遇モデルが従来から不明確であった「更生」を示す一つの指標となりうる可能性も明らかにする。

そこでは、本人の成長を自己同一性としての人格の獲得<sup>18</sup>と他者・共同体との関係性の構築という「関係性」に着目した大人・社会の支援の在り方等<sup>19</sup>に関して、社会構成主義や物語論等における「自己」論とそれに基づく「自己変革」の可能性を検討し、従来からの矯正処遇モデルの類型化とその再構築をとおして、新たな処遇モデルとしての回復（リカバリー）モデルの有効性等を提示する。その結果をもとに「共生・共育」に着目した新たな処遇体系構築の可能性等に関する検討も行う。

### (3) 「立ち直りの自己物語」モデルの実証

#### ア 研究の目的

第三の目的は、新たな処遇理念としての回復・立ち直りモデルに基づく「立ち上がり」支援と「立ち直りの自己物語」モデルの実際の処遇への適用について、「矯正教育」の新たな実践の可能性の視点から実証研究により検討を行う。

#### イ 研究の方法とポイント

具体的には、犯罪原因の追求は結果として決定論に行き着くことになり、隔離処遇等による社会からの排除へと発展する懸念を有しているのではないか、改善プログラムの効果が強化されるということは、人格改造を意味していることならないか、このような点について制御等が可能であるとすればそれは、どのような理念に基づくことにより可能となるのか等の課題を、立ち直りの当事者・

18 大西健司「成長発達の解釈におけるアイデンティティへの権利の意義」一橋法学 13(2) (2014), 393-450 頁

19 大西健司「関係的権利論による子どもの人権論の再構成」一橋法学 12(3) (2013), 470 頁：大西は、M. ミノウの論説から「言葉としての権利」という用語に着目し、「子どもは、この「言葉としての権利」を行使することによって、共同体における自らの立場を、大人による保護を一方向的に受け入れるだけの「客体」的な存在から、共同体の他のメンバーと対等に抗議の「声」をあげることで周囲の「注目」をひきつけつつ、他者を説得するための対話の場を主催することのできる「主体」的な存在へと転換させることができる。」ことの重要性と、そのような権利行使を可能とする「共同体基底的権利環境」の意義について検討をおこなっている。

支援者へのインタビュー分析等とおして検討する。さらに、立ち直った少年らのナラティブや少年院における実践報告等も対象として分析・検討することによりその内容を明らかにする。

また、このようなモデルに基づく処遇理念が、新たな少年院法においてはどのように整理・適用されるのかについて、主要な条文の内容検討を行い、当人が自己形成・自己変容や他者・社会との関係性を構築しうる「立ち上がり」支援に関する有効性等を明らかにする。

これらにより、犯罪や非行から離脱するという「更生」の過程には心理学的な「性格の改善」とは異なる、非行をしない生活をしようとする意思の形成とその生活を継続し続ける自分自身の変化を他者との関わりをとおして言語化し、回復の物語として語られることが、更生としての立ち直りの形成を明示することを明らかにする。また、自らの立ち直り（回復）を自らが語るという「立ち直りの自己物語」の形成を支援・促進することが、未成年の自己形成を阻害せずその成長発達を促しうる施設内処遇としての「立ち上がり」支援を有効に機能させる点を明らかにする。

さらに、再非行防止のための基本理念として、立ち直りの当事者を中心とし、また、その生活の中で関係性をとおして基本的な人格形成を図ることが重要であり、当事者中心で生活中心の関わりが、再非行を抑止するために重要である点を明らかにする。

#### （４）基本理念としての「共生・共育」

以上、三点の検討をふまえ、最終的には、再非行を抑止するための関わり・処遇は、当事者の意思や自己決定を最優先とする当事者中心であること、また、その効果は日々の生活場面において出現するものであり、したがって、生活中心に構成することが重要であることを明らかにする。

具体的には、施設内における集団性・関係性の中で生じる相互作用により、自己や他者の存在理解を促進し、自分自身が集団の中で一人の人格として立ち上がり、その立ち上がりを物語りとして物語ることにより、再非行抑止につながる「立ち直りの自己物語」が形成されることを明らかにする。

さらに、それらの処遇構造には、他者の存在が自己を支えるという「共生」機能と、そのような相互作用の中で自己の成長が他者の成長を促し、また、その他者の成長が自己を支えるという「共育」機能が存在すること、そして、このような「共生・共育」理念により、近時の少年矯正の課題、再非行抑止という目標実現に対して、社会から分離した施設内処遇の再構築が図られえることを明らかにする。

### 3 用語等の定義

本研究における主な用語のうち、その意味を明確にしておく必要がある言葉について本研究内での言葉の範囲とその射程がどこまでか、次のとおり整理する。

#### （１）用語に関する定義

- ・「矯正」：本研究で明らかにするように、行政組織としての「矯正」と、「改善更生」等にみられる本来の字義として機能を指し示す「矯正」との二つに大別されるが、機能の「矯正」については、最広義、広義、狭義の三つの段階に区分する。
- ・「少年矯正」：行政組織としての少年院・少年鑑別所を意味するが、本研究においては、ことわりがない限りにおいて少年院における改善更生等の在院者への働きかけを意味するものとして使用する。

- ・「行刑」：施設収容に随伴する不利益の賦課としての「刑の執行」という行政作用とは異なる、受刑者の社会復帰のための援助等を内容とする行政作用を意味する。<sup>20</sup>
- ・「保護処分」：刑事処分とは異なる少年法で規定される処分を意味する。
- ・「処遇」：施設内における改善更生等に向けた働きかけ全般を意味する。
- ・「介入」：対象者への強制的な関与を意味する。
- ・「働きかけ」：対象者への支援的な関与を意味する。
- ・「立ち直り」：犯罪や非行から離脱し、社会の一員として生活を続ける状態を意味する。「回復」「リカバリー」も同意義である。
- ・「立ち上がり」：逸脱や非行にある少年が自己形成と自己省察力を獲得し、負の環境やマイナスの自己イメージの中から立ち上がり、自分自身の希望を持ち、その実現のために、自らの人生を歩み出すことを意味する。「立ち直り」が犯罪や非行からの離脱であるところ、当人の「最善の利益」を保障する観点からの成長発達における自己同一性の確立をも含めたもの。
- ・「非行少年」：少年法第3条で規定される少年を意味する。
- ・「少年」：「成人」の反意語を意味する。少年院における在院者を示す場合もある。
- ・「子ども」：未成年と同意義で成人とは異なる存在者として、特別な関与、成長発達する権利を有するものを意味する。反意語は「大人」。
- ・「当人」：処遇の対象となる当事者を意味する。「本人」と表記する場合もある。
- ・「当事者」：非行や犯罪に関わったことにより、その後の関係性構築や社会生活において生きにくさがある人をはじめとして、主体性が阻害されその回復のために支援・応援を必要とする人を意味する。

## (2) 法令等の略称

- ・大正少年法：大正11年(1922)公布の少年法（大正11年法律42号）
- ・少年法：昭和23年(1948)公布の現行少年法(昭和23年法律第168号)
- ・旧少年院法：昭和23年(1948)公布の少年院法（昭和23年法律第169号）
- ・現行少年院法：平成26年(2014)公布の少年院法（平成26年法律第58号）「新少年院法」と省略することもある。
- ・刑収法：刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）

## 4 先行する主な研究

### (1) 少年保護に関する法制史的な研究

少年保護に関する法制史的な研究は、主に少年司法分野において進み、少年法施行60周年を記念して矯正協会がまとめた『少年矯正の近代的展開』（1984）、重松一義『少年懲戒教育史』（有山社、1976）、大正少年法の成立過程を前後の関係法令の国会審議内容を中心にとりまとめ、その内容を考察した森田明の『大正少年法』（有山社、1993）などが史料的な価値も含めて主要なものである。

この他、少年矯正に関しては、法務省矯正局の矯正資料として副島和穂がまとめた『少年矯正教育の歴史的研究』（1954）、また、私家版ではあるが幾つもの研究書で参照・参考文献とされる、浪速少年院に採用された池口尚夫の戦前・戦中・戦後の実務経験をもとに矯正院を中心とする少年矯

<sup>20</sup> 九州法学会行刑シンポジウム「新しい行刑の在り方をめぐって」法政研究57（3）、（1991）462頁（土井発言）

正の実態と課題を考察した『日本少年矯正保護史』(1973)が、体系的・網羅的にその変遷をまとめている。その他、研究書・研究論文としては、守屋克彦『少年の非行と教育』(勁草書房、1977)、重松一義『少年法の思想と発展』(信山社、2001)、森田明『少年法の歴史的展開』(信山社、2005)、田中亜希子『近代の日本の未成年者処遇』(大阪大学出版局、2005)、鳥居和代『青少年の逸脱をめぐる教育史』(不二出版、2006)、渡邊一弘『少年の刑事責任』(専修大学出版会、2006)、徳岡秀雄『少年法の社会史』(福村出版、2009)などがある。また、『日本の矯正と保護第2巻少年編』(有斐閣、1981)における土持三郎の「少年院の沿革と矯正理念」、来栖宗孝の「少年鑑別所の沿革と思想」は矯正実務家の論考として、矯正院からの少年矯正の変遷と、各時代における政策的変革のポイントが考察されている。

そのような中において、齋藤豊治(2010)は、少年司法の形成、発展、変質の過程を、①旧刑法(明治13年)の成立と少年処遇、②現行刑法(明治40年)の成立と少年処遇、③大正少年法の成立と少年処遇、④戦時体制の移行と少年司法の変質の4段階に区分し、日本における少年司法の形成の過程とその特徴を明らかにしている。<sup>21</sup>

### (2) 犯罪者・受刑者処遇に関する歴史的研究

一方、犯罪者・受刑者処遇に関する歴史的研究は、小野義秀による『戦後昭和行刑史』(矯正協会、1996)、『日本行刑史散策』(矯正協会、2002)、『監獄(刑務所)運営120年』(矯正協会、2009)、姫嶋瑞穂『明治監獄法成立史の研究』(成文堂、2011)、小野修三『監獄行政官僚と明治日本』(慶応義塾大学出版会、2012)などがある。また、『日本の矯正と保護第1巻行刑編』(有斐閣、1981)における小川太郎の「わが国の行刑の歩み」、古田稔「北海道の開拓と行刑」、大井久の「戦時行刑」は矯正実務家の論考である。編年体的(年表)な資料としては、法務総合研究所が明治元年から100年を経過したことを受けてまとめた『研究部資料24 犯罪と犯罪者処遇の100年』(1968)が、また、重松一義の『日本刑罰史年表』(雄山閣出版、1972)がある。

先行する研究等は他にも多くあるが、歴史的研究の多くは少年保護と行刑、または少年法と監獄法という二つの側面から論じられてきており、「矯正」というタームによりその全体を概観した研究は、朝倉、東らの論考等を除くと矯正協会における『刑政』誌等においても数少ない。このような状況が、未だ「矯正」とはなにかを明確に示しえず、その結果として処遇論を検討する上での混乱の原因となっていると考える。

### (3) 少年矯正の処遇に関する研究

少年矯正の処遇に関する論考は、小河滋次郎の「非少年法論」がその最初のものとして位置づけられる。その後は、『浪速の教養』等の矯正教育に関する矯正院からの研究報告や、少年保護関係団体発刊の雑誌『少年保護』等に掲載された各種の論考が戦前の矯正院処遇の実態と課題等を明らかにしている。

戦後の少年院等における矯正教育の諸活動と少年鑑別所における心理鑑別の内容が、雑誌『刑政』をはじめとする司法・法務関連の機関誌等に掲載される。『日本の矯正と保護第2巻少年編』(有斐閣、1981)、平尾靖・土持三郎編『矯正教育学入門』(大成出版社、1982)、副島和穂編『矯正教育概論—その理論と実際』(有斐閣、1981)等が発刊されるが、これは1977年(昭和52年)の少年院の運用改善通達が出される前後の少年法改正論議等を受けての少年院処遇に関する見直し作業の一つの成果物といえる。

21 齋藤豊治「日本における少年司法の形成とサイクル」『甲南法学』50巻4号(2010)

平成に入ってから、嶋谷宗泰『人間教育を考える：少年矯正の視点』（人間教育を考える刊行委員会、1997）、広田照幸・後藤弘子編『少年院教育はどのように行われているのか』（矯正協、2013）、広田照幸ほか編『現代日本の少年院教育』（名古屋大学出版会、2012）、副島和穂『矯正教育序説』（未知谷、1997）、保木正和『矯正教育の展開』（未知谷、2002）などが書籍として発刊されている。また、実務家以外の研究者から、少年院で実施されている各処遇プログラムに関する研究も幾つか報告されてきている。その中で、平井秀幸らは主に薬物非行への処遇プログラムに着目した研究<sup>22</sup>を、仲野由佳理は少年院処遇におけるナラティブに着目した研究<sup>23</sup>を、他方、宮古紀宏は矯正教育の処遇効果の在り方について特にエビデンスに着目した研究をそれぞれ報告<sup>24</sup>している。それまでは法学者や実務家中心になされていた少年矯正に関する研究の範囲、人間科学領域の研究者にも注目されるようになり、少年院処遇そのものを研究対象とした研究発表もなされてきている。この他、社会構成主義に基づく「関係性」に着目した研究として松嶋秀明『関係性のなかの非行少年-更生保護施設のエスノグラフィーから』（新曜社、2005）が、「心的ストーリー」に着目し矯正教育を分析した三原芳一『少年犯罪の心的ストーリー』（北大路書房、2006）などの研究が報告されてはいるが、「矯正教育」の理念やその内容について体系的に研究されたものは少ないといえる。

#### （4）先行研究からの今日的課題

刑事政策において「矯正」という用語は、今日的には社会内処遇との対比における施設内処遇を意味する組織法用語として、さらに改善更生といった犯罪者や非行少年への働きかけを意味する作用法用語として、それぞれ用いられているが、この区分においては、刑罰としての作用と保護処分としての作用の異同が明らかにされない、といった課題を生じさせている。しかしながら、このような刑罰としての「矯正」と保護処分としての「矯正」に焦点を当てた研究は、中島(2014)<sup>25</sup>があるほか、十分な検討がなされているとはいえない現状にあり、本研究においてはこの部分を特にとりあげて深く検討する。

また、犯罪者処遇における「回復・離脱」モデルの提唱とその実践について海外においては成人を対象とした研究は認められるものの、そもそも「回復・離脱」モデルの構造とその機能を明らかにし、また、その対象を少年としたものは、わが国においては、広田他(2012)<sup>26</sup>の少年院での処遇を対象とした報告があるほかは平井(2016)<sup>27</sup>等に認められる程度であり、社会構造や司法制度が異なるわが国における非行少年の施設内処遇の実態をその構造等の分析を含めて明らかにしようとする本研究は、その意義と効果の検討まで視野に入れているという点からも意義があると考えられる。

さらに、少年院在院経験のある当事者やその立ち直りの支援者等のナラティブを対象とした質的研究の手法による分析・検討はこれまでなされてこなかったため、本研究はこの領域での新たな試みでもある。また、このような実証研究による分析・検討の成果から従来からの処遇モデルの課題を明らかにし、その対応としての新たな処遇モデルを検討・提示することは、貧困や排除といった非行少年の置かれている社会的状況等から必要かつ有意義なものといえる。

22 平井秀幸・南保輔「矯正教育プログラム（薬物非行）の質的分析に向けて」コミュニケーション紀要第25巻(2014)など

23 仲野由佳理「調停者としての矯正教育-「ナラティブ」の観点から-」刑政第126巻第4号(2015)など

24 宮古紀宏「効果的な矯正教育の原則に関する一考察」早稲田大学大学院教職研究科紀要第2巻(2010)など

25 中島学「少年刑務所と少年院の処遇の違い -少年行刑と矯正教育の差異-」武内謙治編著『少年事件の裁判員裁判』（現代人文社、2014）

26 広田照幸他編著『現代日本の少年院教育 質的調査をとおして』（名古屋大学出版会、2012）

27 平井秀幸「犯罪・非行からの「立ち直り」を再考する」『罪と罰』第53巻第3号（通巻211号）（2016）

## 5 論文の構成

論文は、序論、本論、結論の三部によって構成される。本論部分においては、研究の目的と方法で示した以下の三つの検討事項に関する検討とその考察の結果から、改善モデルと異なる新たな処遇理念を提示し、その理念にそった少年院処遇の新たなありようを提示する。

第一の検討段階では、「矯正」とは何を対象としてきたのかその明確化を図るといふ観点と「少年矯正」の現状と課題を明らかにする趣旨から、文献研究の方法をとおして、「矯正」という用語の成立と展開、それとは異なる「矯正教育」の目的と内容・方法の変遷を明らかにする。併せて、少年院法の目的規定等がどのような理念に基づき形成され、どのような理念を処遇の中心としておくべきか、その目的の明確を図る観点から、成人犯罪者に対する処分とは異なる保護処分という処遇を子どもに科すことの意義と、その処遇にあたっての正当性をどのように整理するのか、子どもの権利条約や成長発達権、「関係的権利」<sup>28</sup>等から検討を行う。

これらの検討結果から、「性格の矯正」という表現に象徴にされる、個人の心理等の内部に改善すべきものを設定しその除去・改善を図るといふ「矯正」の医療・改善モデルは、当人の全人的な成長発達や社会適応・社会化といった処遇理念との不整合を引き起こしざるをえないといった、今日的な課題を明らかにする。

第二の検討段階では、第一段階で把握された課題に対応しうる、新たな処遇モデルを明らかにする趣旨から、「社会構成主義」や「関係性論」に着目し、精神医療や福祉や家族療法等の処遇場面において活用されてきている「回復・立ち直りモデル」に準拠し検討を行う。処遇対象としての「自己」は「自己同一性」の形成として把握しうること、また、従来から「改善更生・社会復帰支援」とされてきた矯正教育の目的を「社会の一員とし再非行せずに生活すること」と置き換え、処遇の方法としての「改善」を自己変革としての「自分が変わる」ことに置き換え、その実現が「自己物語」として形成されることを明らかにする。さらに、そこで生じうる回復の過程においては、言葉を介した他者との関わりや共同体の一員としての相互作用（関係性）が自己省察を形成し、自己変革の確証を自分自身に与えることも期待されているが、これを矯正教育の新たな処遇モデルとして、「立ち上がり」支援とそれに基づく「立ち直りの自己物語」モデルを提示し、また、この処遇モデルが従来から不明確であった「更生」を示す一つの指標となりうる可能性を明らかにする。

この検討では、犯罪や非行から離脱するという「更生」の過程には、心理学的な「性格の改善」とは異なる、非行をしない生活をしようとする意思の形成があり、その生活を継続し続ける自分自身の変化を他者との関わりをとおして言語化し、回復の物語として語ることが、更生としての立ち直りの形成を促すことを明らかにする。また、施設内処遇においても自らの立ち直り（回復）を自らが語るという「立ち直りの自己物語」の形成を支援・促進することが、未成年の自己形成を阻害せずにその成長発達を支援することにつながり、「立ち上がり」支援を有効に機能させることとなる点を明らかにする。

その検討においては、本人の成長を自己同一性としての人格の獲得<sup>29</sup>と他者・共同体との関係性の構築という「関係性」に着目した大人・社会の支援の在り方等に関して、社会構成主義や物語論等における「自己」論とそれに基づく「自己変革」の可能性を模索し、従来からの矯正処遇モデルの類型化とその再

28 伊藤健治「子どもの権利研究の展開と課題：関係的権利としての子どもの参加概念に着目して」北海道大学大学院教育学研究紀要 117 (2012) 33-53 頁, 大西健司「関係的権利論による子どもの人権論の再構成」一橋法学 12(3) (2013) 447-501 頁

29 大西健司「成長発達の解釈におけるアイデンティティへの権利の意義」一橋法学 13(2) (2014), 393-450 頁

構築をとおして、新たな処遇モデルとしての回復・立ち直りモデルの有効性等を提示する。その結果をもとに「共生・共育」に着目した新たな処遇体系構築の可能性等に関する検討も行う。

第三の検討段階では、新たな処遇理念としての「立ち直りの自己物語」モデルの実際の処遇への適用等の実証検討を行う。これまでの検討をとおして、矯正教育の目的とされる「社会の一員とし再非行せずに生活すること」が「立ち上がり」支援とそれに基づく「立ち直りの自己物語」モデルによってどのように実現しうるのか、立ち直った少年らの「語り（ナラティブ）」や少年院における実践報告と、立ち直りの当事者、立ち直りの支援者等に対するインタビュー調査に基づくナラティブを対象として、その内容を質的研究法に準拠して分析・検討を行う。具体的には、自己形成と立ち直りの過程において必要とされる言葉（ナラティブ）や他者との関わりや共同体の一員としての相互作用（関係性）の重要性を明らかにする。

以上の検討等をとおして、「矯正」の用語からは、当人を矯正の対象物として位置づけることにより、当人の特性等に犯罪や非行の原因を求めその対策を数値的に分析・検討する心理学的な原因論や改善モデルに準拠した人間観・処遇論が形成されることを明らかにする。また、そのような人間観・処遇論は、将来を担う大人になる存在者としての「子ども」の成長発達や最善の利益を阻害しかねない、非人格化処遇に陥るおそれを内在させていることを明らかにする。このような、ある種の限界・弊害に対処しうる方策として、他者・社会との関係性をとおして自己存在を捉える社会構成主義的視座、また、同様の理念を背景とする「物語論（narrative approach）」「回復モデル（recovery model）」により検討を行い、新たな「矯正教育」としての処遇理念としての「立ち上がり」支援とそれに基づく「立ち直りの自己物語」モデルを提示する。さらに、立ち直りの当事者やその支援者等に対するインタビュー分析や少年院における処遇実践等に関する事例研究等による検討・考察をとおして、その適用可能性についても確認を行う。

結論としてのまとめにおいては、これらの検討と新たな処遇モデルとしての「立ち直りの自己物語」モデルの提示、その実証的な検討をとおして、犯罪・非行からの「立ち直り」には、生活や経験を共にすることによって形成される信頼や居場所といった他者との関係が不可欠であるが、その関係性構築に向けた「共生」の理念の検討を行う。また、立ち直りの当事者のみならず、その立ち直りに参画する支援者等も支援者としての当事者性を有することにより、その立ち直りの過程を通じて相互に働きかけがなされ共に成長するという「共育」機能が内在していることも明らかにする。このような「共生・共育」理念が、「矯正」モデルに内在している、今日的な課題ともいえるゆき過ぎた科学主義・物象化や専門家中心主義がもたらす弊害を克服し、社会的排除やある種の被害性を有している非行少年らの立ち直り支援に有効に寄与しうることを明らかにする。



## Ⅱ 「矯正」の明確化とその今日的課題分析

### 第1 「少年矯正」をとりまく状況

- 1 非行少年をとりまく社会の変容
- 2 犯罪・非行からの離脱の実態
- 3 まとめ

#### 1 非行少年をとりまく社会の変容

##### (1) 子どもをとりまく環境の変化

20世紀の近代化とそれを支えた近代合理主義は、社会そのものを豊かにするという期待が持たれていた。しかし、21世紀のわが国の現状は、貧困と格差社会が進み、子どもをとりまく環境においても保護者による虐待や学校・学級におけるいじめなどにより、それまでの安心・安全な場であり基本的な人間形成の獲得の場とされていた、家庭や学校が、子どもたちにとって生きるための戦いの場へと変質してきている。<sup>1</sup>

このような社会状況を受けて、逸脱や非行に陥る少年らの生活空間や体験等も大きく変質してきている。平成23年の犯罪白書においては、「少年・若年犯罪者の実態と再犯防止」という特集が組まれ、その実態に関して児童虐待の増加や就職率の低下等の数値データにより分析・報告されている。その報告の多くからは、有責少年人口は減少傾向にあるにもかかわらず、ひとり親世帯が増加し、また、児童虐待相談件数も増加している等にみられるように、子どもをとりまく生活環境は厳しさを増し、結果、少年・若者犯罪者が生きにくさを感じる状況に置かれていることが示されている。

##### (2) 「子ども」観の変容

非行に陥る少年らの背景に、いじめや保護者からの虐待といった厳しい生活環境のあることが挙げられる。そもそもこのような社会変動の根底に、1960年代以降の高度経済成長期からの教育現場における、子どもたちを測定・評価しその序列化を図るという学力・能力主義に代表される、合理主義・個人主義に基づく価値観の定着があると指摘されている。<sup>2</sup>その影響は、校内暴力や不登校さらには学級崩壊といった現象を引き起こし、一方で「モンスターペアレント」とよばれるような、自分の子どもに対する学校・学級における不利益な対応に関して執拗な不服申し立てをし、その改善を強く要求する保護者の言動等にも及んでいるとされる。このような保護者の不服申し立ての背景には、学校教育を公的サービスの一つと位置づけ、不利益な対応は正当なサービスの提供がなされていないことであると、より多くのサービスを要求するマインドが存在し、学習の商品化といった問題が内在している。

##### (3) 逸脱・非行の背景

教育をもサービスの一つと見なす保護者の意識の変質は、子どもに対する対応にも悪影響を及ぼしてきている。学力やスポーツの成績等によって子どもを評価し、テストや順位といった数値化され評価しやすい尺度のみによって子どもの価値を測る、といった状況が日常化し、さらに受験・教育企業やスポーツ団体等の意識・無意識の介入により競争が激化してきている。

このような競争に加われない子どもや競争から脱落した子どもは保護者や仲間集団からは評価されない存在とされ、異質的な存在として排除の対象とされる。排除の対象としてラベリングされた子どもは暴力やいじめの対象となり、さらに自己肯定感を低くする。このようなある種のマイナスの循環に陥った子ども

1 土井隆義「少年犯罪の社会的構築と実相」 浜井浩一『犯罪をどう防ぐか』(岩波書店, 2017)

2 勝野正章・庄井良信『問いからはじめる教育学』(有斐閣, 2015), 139頁

たちの中の幾人かは、逸脱や非行、拒食症や過食症といった身体反応、薬物や性依存といった行為によって自己存在を確認するという行動を惹起している。

#### (4) 教育現場での対応

学級崩壊等により基本的な集団形成が成立しえない状況を踏まえ、平成20年度版学習指導要領では「習得・活用・探求」という流れが示され、その延長に「協同学習」や「学びの共同体」といった形態による学級・授業構成により、そのような課題へ対応がなされてきている。さらに、平成28年(2016)8月に示された次期学習指導要領の答申案において、学習者の「プロセス」「インタラクション(相互作用)」「リフレクション(振り返り)」に重点を置く、「アクティブ・ラーニング」を中核に改定が進められることが明らかにされた。この「アクティブ・ラーニング」においては、学力注入型といわれたこれまでの板書型・知識伝授型の指導体系ではなく、子どもたち個々の相互作用を重視し、また、その成果を自らが省察するというリフレクティングによる自己洞察機能の修得が、自らが学び成長するこれからの人材の育成につながるものと、期待されている。このような、教育モデルの大きな変化は、現在の教育現場に変換を求める状況、変革せざるを得ない状況の存在を示しているといえる。

#### (5) 問題と課題

子どもを取り巻くこのような、社会・環境の変容の背景として、近代化の行き過ぎた弊害のあることが指摘されている。それは、科学主義・合理主義とされる考え方であり、「原因と結果」を分析することが科学的で最善の方法論であるとする、ある種の科学万能主義である。社会や人間、心といったものまで何かの手法により細分・分析し数値化することが可能となったが、限定された範囲における特定の手法・尺度にすぎないものが、ある種の普遍化により絶対化され、その結果、学力偏差値や収入額といった数値化されたものが絶対視され、それに基づき序列化された社会が形成されてきているといえる。

さらに、このような序列化された社会においては、さまざまな権利行使は、序列化されたグループによって著しく制限される。その制限等が序列の強化・固定化を促進するという悪循環、収入の低い家庭の子どもの学力は学ぶ機会の保障がなされにくくなることにより、さらに低くなり、結果として高収入を得らえる職種への就労を阻む、といった悪循環を形成することになる。

他方、このような社会現象への対応として、科学主義・合理主義とは異なる理念、すなわち、社会自体は個々の人々の関係性の上に構成され、その交流や対話等をとおして社会や文化は成長するという「社会構成主義」と呼ばれ考え方、関係性に着目し社会の構成状況を把握しようとする理念が主張されてきている。このような理念に基づく学習の在り方を再検討したものの一つが前述した「アクティブ・ラーニング」<sup>3</sup>である。その理念の根底には、唯一絶対の「真理」の探求に重きを置く科学主義・合理主義的な社会観・人間観の限界を超えて、多様性の社会において、その差異を共有することが、集団・組織の強みとなっていく、という考えが内在している。異種を排除するのではなく包摂することにより、その多様性を生かしていこうとするものである。このような理念が学校教育における課題対応として用いられる状況となってきた。

## 2 犯罪・非行からの離脱：「矯正」の効果

「矯正」としてのわが国の犯罪者処遇理念は、受刑者等を社会から隔離しその危険性を除去するために治療する、という考え方に発する医療モデルが、未成年等の要保護性からその者の人格の矯正

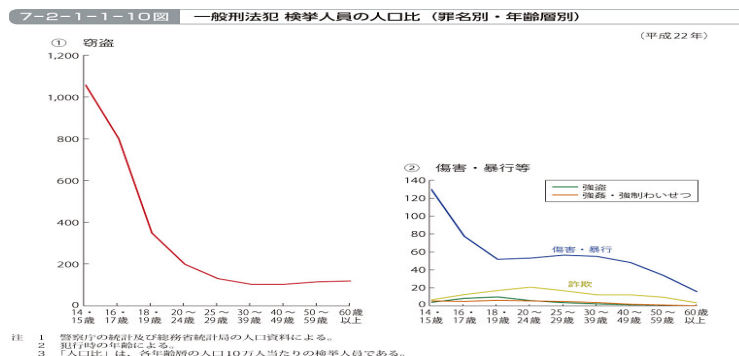
3 「ゆとり教育」から方向転換した現在の学校教育の現場では、教育の商品化に対抗しつつ、近未来の担い手として多様な問題・課題に対応しうる人材の育成という観点から、「アクティブ・ラーニング」、「学びの共同体」といった理念に基づく教育カリキュラムが新学習指導要領の答申案等で示された。

による再犯・再非行の防止を図るといふ、改善モデルに包括されて今日に至っている。このような医療・改善モデルに対しては、再犯リスクをどのように回避するか、リスクの把握とその低減・回避方法を習得するためには本人の努力だけでは難しいのではないかとことや、指導・支援する側の意欲を継続させることは容易ではないといったことが指摘されている。<sup>4</sup>それだけでなく、このような犯罪・非行の原因を探求しその対応策を検討・実施するという「矯正」としての処遇モデルの実質的な効果に対して、エビデンス・ベースの実証研究では、その効果が認められるものが少ないなどの疑問が投げかけられてもいる。<sup>5</sup>さらには、犯罪・非行からの離脱は各種の処遇プログラムの効果としてではなく、加齢や就職・結婚等のライフイベントに伴ってその「離脱」が継続することが、実証研究において報告されたりもしているところである。つまり、現状の矯正の目的や方法は「再犯・再非行を抑止する」という本来の目的に適合せず、手段としての改善プログラムを実施することが自己目的化しているのではないかと懸念が生じる。以下、その内容に関して考察する。

### (1) 犯罪・非行からの離脱の実態：犯罪統計からの分析

犯罪学におけるこのような回復・離脱に着目した研究は、一方で「少年非行の一過性・エピソード性・自然治癒性」<sup>6</sup>と、いった従来からある説を裏づける結果を報告することになる。Laub&Sampson は、過去の研究データ等を再分析するなどし、犯罪からの離脱要因の一つに加齢が存在することを確認した。換言すれば、非行少年の多くは成人になり一定の年齢を経れば非行から離脱する、という結論である。<sup>7</sup>このような分析結果は「ライフサイクル・モデル」と呼ばれる、犯罪・非行からの回復・離脱には加齢と他者との関係性が影響していると指摘されている。このような「ライフサイクル」モデルの主張と、わが国の犯罪離脱の現状がどの程度一致しているのか、その内容を確認することをとおして、回復・離脱モデルの有用性等に関して検討する。

次の二つのグラフは犯罪白書平成23年版の一般刑法犯検挙人員の人口比を示す 7-2-1-1-10図で、平成 22 年における検挙人員の人口比を年齢層別に見たものである。人口比が他の罪名に比べて極めて高い窃盗に関しては、年少少年検挙人員の人口比が顕著に高いが、年長少年では三分の一程度にまで大きく低下し、若年者でも更に低下している。また、傷害・暴行犯においても同様の傾向が認められる。<sup>8</sup>このデータからは、加齢による犯罪・非行離脱に関して、窃盗犯と傷害・暴行犯においては妥当することが示唆される。

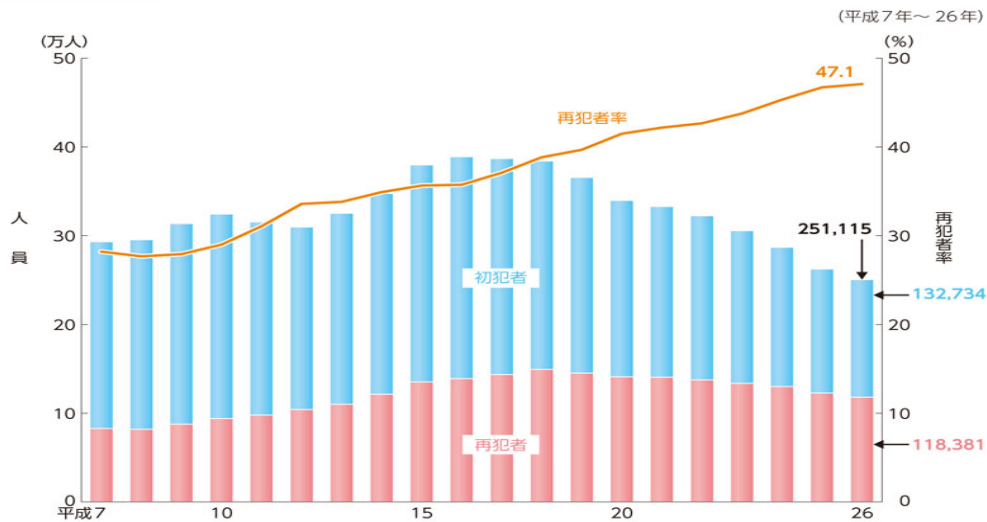


このような加齢が犯罪抑止に効果があるという結論に立脚すれば、少年矯正そのものの必要性等

4 浦田洋「性犯罪者処遇の新しい流れ—良い生活モデル (GLM) とは何か」 刑政第 124 巻第 12 号(2013), 37 頁  
 5 森丈弓・高橋哲・大淵憲一「再犯防止に効果的な矯正処遇の条件」 心理学研究第 87 巻第 4 号 (2016)  
 6 武内謙治 『少年法講義』 (日本評論社, 2015), 63 頁  
 7 法務総合研究所 『法務総合研究所研究部報告 4 2』 (2009), 349 頁  
 8 犯罪白書平成 23 年版, 211 頁  
 9 犯罪白書平成 23 年版, 211 頁

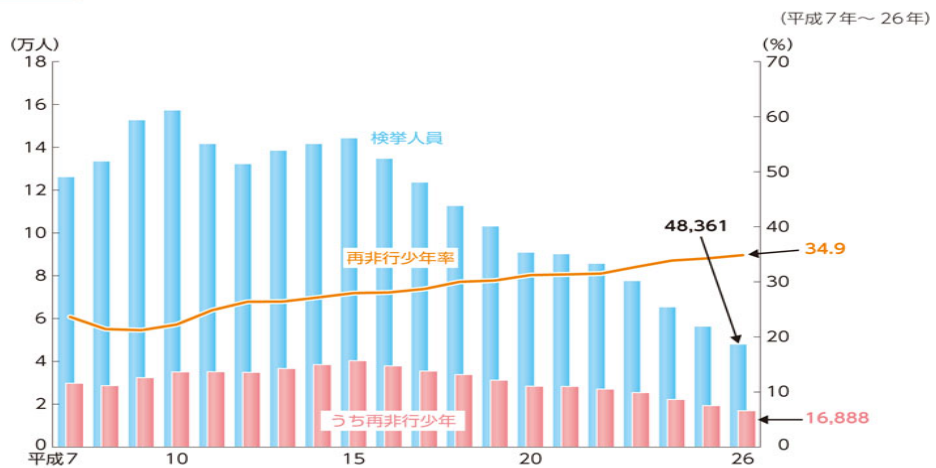
が問われることになる。一方、犯罪白書平成27年版における成人と少年の再犯者率等の推移を示したグラフ(図4-1-1-1、図4-1-5-1)や、平成26年における入所受刑者の保護処分歴別構成比を初入者・再入者別に示したグラフ(図4-1-3-3)をみると、保護処分の中では、少年院送致歴のある者の割合が高く、再入者において顕著である。年齢層別に見ると、保護処分歴のある者は、初入者・再入者共に若い年齢層で高く、また、いずれの年齢層においても、再入者は、初入者と比べて保護処分歴のある者、特に29歳以下では約6割の者に保護処分歴がある<sup>10</sup>と、説明されている。

4-1-1-1 図 一般刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 「再犯者」は、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。  
 3 「再犯者率」は、検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

4-1-5-1 図 少年の一般刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移

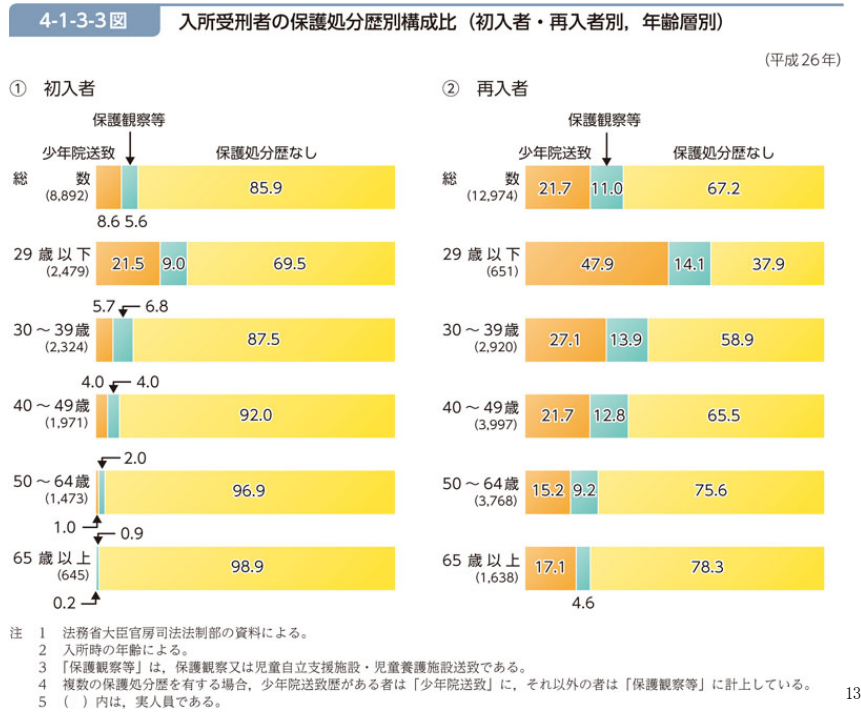


- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。  
 3 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙(補導)されたことがあり、再び検挙された少年をいう。  
 4 「再非行少年率」は、少年の一般刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

このことから、保護処分歴のうち少年院送致歴のある者の再入率が高いとする見方もありえよう

10 犯罪白書平成27年版, 150頁  
 11 犯罪白書平成27年版, 144頁  
 12 犯罪白書平成27年版, 144頁

が、(図4-1-3-3)のグラフで初入者と再入者との比較をみると、初入者に占める少年院送致歴者の比率は成人全体の再犯者率より低く、少年院での処遇の効果は相応に認められることが示唆される。一方で再入者における保護処分歴者の比率がどの年代においても一定数を占めていることは、犯罪を反復・継続する者は犯罪からの離脱が困難であり、未成年の段階での介入・手立ての有効性と必要性が示唆される。



## (2) 犯罪・非行から離脱の構造

このような加齢に伴う犯罪・非行からの離脱は、どのような構造により発生しているのかについて、元犯罪者の回復・離脱研究を実施してきたS. Maruna(2001)は、アイデンティティの変容とその変容を下支えする自己物語の必要性等を論じつつ次のような指摘をしている。「元犯罪者が犯罪から離脱するためには、自分自身のための、一貫した、向社会的なアイデンティティを形成しなければならないと思う。そうするためには、彼らは、犯罪を行った過去(つまり、なぜそのようなことをしたのか)を説明し理解しなければならず、また、彼らはなぜ『以前のようにではない』のかを理解しなければならない。元犯罪者は、彼らの波乱に富んだ過去が、どのようにして、現在の立ち直ったアイデンティティへとつながっているのかを(自分と他人に対して)説明するために、一貫した信用に足る自己物語を必要とする。」<sup>14</sup>

Maruna(2001)のこの指摘においては、犯罪・非行からの離脱について、アイデンティティとしての「自己」とその「自己変革」を自己の物語の変化として捉える枠組みが示されている。

一方、このような自己物語形成の基礎となる「自己」とは、精神医療や家族療法において用いられている物語論(narrative-approach)においては、①自己と他者という二重の視点から自己省察し、②自己に内在しているそれまで物語られていなかったエピソードを選択的に構造化し、③他者

13 犯罪白書平成27年版, 158頁

14 Maruna Shadd(2001) Making Good: How Ex-Convicts Reform and Rebuild Their Lives, American Psychological Association(電子書籍kindle版による位置No.表示に準拠する(以下同じ)266/3976): (津富宏監訳)『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」』(明石書店, 2013), 13頁

に語りその納得を得られるように構成することによって語られる物語として生み出されるもの、とされる。<sup>15</sup>

この過程は、Maruna(2001)の指摘する回復の過程と同様に「なぜ(過去において)そのようなことをしたのか」「なぜ今はそうではないのか」という自己省察が内在している。この自己省察は単なる後悔や振り返りではないが、強く自己変革を促すような指示的なものに基づくものではなく、まさに今まで認識せずにいた様々なエピソード振り返りつつそれらの関係性を再構造化することである。ここに、立ち直りの起点が存在し、また、それが機能するためには自分自身を省察しうる自己の「足場」の必要性も明らかとなる。加齢に伴う犯罪・非行からの離脱を説明する上での、このような自己の確立と自分自身を省察する「足場」の獲得、それは自己同一性の確立の過程と同質であって、そのような機能の獲得が、犯罪や非行からの離脱を促すものと整理される。

さらに、この過程をとおして形成される「自己物語」は、自己の物語として他者の納得を必要としていることから、内語も含めた言語を媒介としている。言語を媒介しているが故にそれは「説明」することができる物語として形成されたものであり、立ち直りは自己物語が語られ、書き換えられることにより表出される。また、このように物語化されることは、自己物語を書き換えたり、あるいは、それを堅固なものとするが、このようなある種の外在化は、本人の中に隠蔽されていた「語られえなかった」ものを明らかにし、それを物語の中の有用なエピソードとして選択・再構造化し、自他の前に物語として生み出されることを意味している。これらの点から、自己の立ち直りの物語が語られ・聴かれる場としての他者との関係性の構築と、それが語られる・聞かれる「居場所」の必要性が明らかにされる。

このような、犯罪・非行からの離脱における、「自己物語」の変容にしても、それが形成される「足場・居場所」の必要性にしても、従来からの施設収容処遇としての「矯正」理念とは異なる意義等が示されることとなる。

### 3 まとめ

これまでみてきたとおり、少年矯正において対象となる子どもたちをとりまく環境は大きく変容し、逸脱・非行に陥った子どもたちの多くはある種の被害性を有していることが窺え流れる。このような対象少年に対してその再非行を抑止しようとする関わりは、刑罰と同様に整理される「矯正」という枠組みでは十全に対応しきれない状況になっているのではない、という問題・課題が指摘される。

また、犯罪・非行からの離脱研究の成果からは、犯罪・非行にあった人々の内面にその原因や改善すべき課題を置き、その除去や改善を図ろうとする「矯正」モデルの限界が指摘されてきている。

このような問題・課題を克服し、刑罰とは異なる保護処分としての「少年矯正」が、それぞれの対象少年の最善の利益を確保しつつ、その非行からの離脱を達成するためには、従来からの医療・改善モデルを中心とする「矯正」理念とは異なる新たな処遇理念が必要であり、それは、「矯正」そのものの再構築が不可欠な状況に今日の少年矯正が置かれていることを意味しているといえる。

このような再構築が必要とされる、その具体的な課題の第一は、「矯正」とはどのようなものであるか、その多義性とその多義性がどのようにして形成されてきたのか、どのように再構築されるのか、を検討す

---

15 浅野智彦『自己への物語的接近』(勁草書房, 2001), 139 頁

ることである。矯正の本来の字義が示す改善主義的な意識が、今日の保護処分としての少年院の処遇場面においても適用しうるのか、という課題でもある。

第二は、「矯正」の目的が「改善更生」と「社会復帰」とされるのか、されるとするならば、刑罰とは異なる保護処分における「改善更生」と「社会復帰」はどのようなものでありえるのか、という課題である。この異同を検討することは、また、未成年に対する保護処分を刑罰執行とは異なる刑事司法制度の中に組み込むことの妥当性を問うことにもなる。

第三は、「矯正」の目的としての「改善更生」と「社会復帰」に対応する処遇内容が当該目的達成の方法等として最善のものとなっているのか、の検討である。それは、改善主義に基づく考え方により、当人も改善対象として設定すること、その処遇は本人の意思とは関係なく(意欲喚起等への配慮はなされるが)、一方的に計画・実施される点から、本人個別のニーズに応答しうる処遇が展開されるのか、という課題である。

端的に言えば、強制的に実施される教育が当該本人の改善更生や社会復帰に効果を及ぼす可能性は低く、目的と方法の間にある種々のミスマッチが生じているのではないかということ、つまり、「性格の矯正」は実行・実現が困難な目標といわざるをえないのではないか、ということ、それであればこれをどう乗り越えるか、という課題である。それは、一方で、「改善更生」や「犯罪性の除去」といったことが現実的に可能であるか、といった処遇の妥当性を問うことでもある。

以上、三点の課題に共通するのは、「矯正」又は「性格の矯正」は「悪癖を矯正する」、「自己の問題を反省させ行動を改善させる」を意味する肯定的・正当的な行為であるということを前提としている点である。自明とも思えるこの前提は、法的正当性という観点のみならず倫理的な面からいって許容されるのか、という点も検討されなければならない。つまり、内心の自由や本人の意思といったものや、国籍やそれぞれの属する共同体の文化等を考慮せずに、特定の時代の特定の社会における価値観等に基づいた「改善」や「矯正」を強いることの正当根拠はあるのか、といった大きな課題を提示することとなる<sup>16</sup>。さらに、少年矯正はその対象を未成年とするが、大人とは異なる成長発達途上にある「子ども」の権利を矯正施設という生活環境の中で、どのように保障し、また、成長発達する権利を「子ども」たちはどのように行使できるのか、その範囲等についても検討・整備が必要とされるところである。

これらの課題等に対応するためには、従来からの「矯正」理念の再構築が必要とされ、「立ち上がり」としての自己形成や自己同一性の確立における「物語り(ナラティブ)」アプローチや「立ち直り」としての「回復(リカバリー)」モデル等の当事者を中心として、他者との関係性における成長や変容等が、日々の生活の中で具現化していくことが必要性であることも示唆される。それは、「当事者中心」、「生活中心」の支援に向けた再構築を求めているともいえる。

---

16 平井秀幸「犯罪・非行からの「立ち直り」を再考する」『罪と罰』第53巻第3号(通巻211号),74頁(2016)は、近年の犯罪や非行からの「立ち直り」に内在する、当事者の生育や環境を考慮しない、「率先して社会や次世代の役に立つべく自己コントロールされた市民生活」という規範的価値観の当事者への押しつけ等に着目し、「立ち直り」支援等に関する限界と課題を提示している。

## Ⅱ 「矯正」の明確化とその今日的課題分析

### 第2 「矯正」の成立と展開

- 1 「矯正」の出現とその変遷
- 2 「矯正」の意味するところの多義性
- 3 刑事政策としての「矯正」
- 4 まとめ

#### 1 「矯正」の出現とその変遷

本章においては、「矯正」の出現とその変遷を確認するとともに、そこから今日的な処遇に関する課題を明らかにする。

##### (1) 歴史的にみた「矯正」機能の変遷

「矯正」概念の第一の系統は、犯罪者や非行少年への「改過遷善」を目指す機能としての矯正であり、「懲治」や「感化」にも内在する機能であったが、大正少年法・矯正院法の施行に伴い、矯正院における「改過遷善」機能を指すものへと変容していく。以下、その変容の過程を概観する。

##### ア 監獄法以前の「改過遷善」機能

明治14年(1881)の監獄則第18条第1項では「放恣不良ノ者ヲ懲治場ニ入レ矯正帰善セシメント其ノ尊属親ヨリ願出ルトキハ第二十條第一項ノ例ニ照シテ処分スベシ」と規定されているとおり、「懲治場」において「刑罰」とは目的・処遇内容を異にしながらも、被監督者を家庭や社会から引き離し、特定の施設内において収容処遇することを「矯正」は意味していた。クルト・フォン・ゼーバッハは、明治23年(1890)の『獄制論』において、監獄とは異なる収容施設としての懲治場について、「懲治場ハ独立シテ之ヲ建設シ、決シテ之ヲ監獄ト連接セシムベカラズ。蓋シ懲治場ノ目的ハ教育ニアリ、監獄ノ目的ハ刑ノ執行ニアリ、決シテ相混同スベキモノニ非ズ」<sup>1</sup>「懲治場即チ不論罪ニ係ル幼年ノ犯罪者ニ対シテ強制教育ヲ執行スルガ為ニ設クル所」<sup>2</sup>と説明されているとおり、その目的は「強制教育」であり、監獄の矯正感化とは目的が異なることが言及されている。

一方、監獄における処遇に関しては『獄制論』において刑の目的を、「刑ノ目的ハ独り撲滅ニアラス亦単ニ防制シ威嚇スルニ非ズ。先ズ第一着ニ矯正感化ヲ施シテ以テ犯罪者ヲシテ終ニ社会有用ノ一人物タルニ復帰セシメザルベカラズトシテ真理セン明セラレルルニ至リ、獄制モ亦タ此新主義ニ由ッテ変更若クハ新創スルニ止ムベカラザルノ時機ニ際セリ」<sup>3</sup>「次ニ行刑法中ニハ監獄ノ目的即チ犯罪ノ減少ハ如何ナル主義ニ拠ッテ之ヲ達スベキカヲ明定スルヲ要ス、監獄ハ独り囚人ヲ確實ニ検束スルノミヲ以テ足レリトセズ併セテ亦之ヲ矯正感化セザルベカラザルコトハ今日ニ在テハ既ニ何人モ之ヲ是認シテ亦疑イヲ挟ム者アラザルナリ、然リ而シテ矯正感化ノ目的ハ総合的遇囚法ノ能ク之ヲ達シ得ル所ニ非ラザレバ、既往ノ経験ニ徴スルモ亦タ明ラカナリ。此目的ヲ達スル唯一ノ方法ハ、独り個人的処遇方法ノ一アルノミ」<sup>4</sup>と説明している。それは、矯正感化により「社会有用ノ一人物タルニ復帰セシメル」ことを目的とし、刑の懲戒的要素を踏まえながらも、今日でいうところの刑罰の社会復帰理念を含んだ用語としての説明がなされている。つまり、「感化」と「矯正」は「改過遷善」機能としては同質な、悪いものを改善するという意味を持たされていたことが認め

1 矯正協会編『近代監獄制度の指導者 クルト・フォン・ゼーバッハ』(1984), 136 頁

2 矯正協会・前掲注1, 180 頁

3 矯正協会・前掲注1, 127 頁

4 矯正協会・前掲注1, 129 頁



られる。

この点については、例えば、大日本監獄協会雑誌第六号での宇川盛三郎の論考や、明治17年の諮詢会における山縣有朋司法卿の示諭においても、刑罰の機能を「矯正・感化」と「懲戒」の二つに分け、「矯正・感化」は悪人から善人へと変容させる働きを意味するものとして用いられている。このような用例は、明治32年(1889)の監獄則改正で第32条第2項が「囚人及懲治人中書籍ヲ看読ヲ請フ者アルトキハ感化若ハ紀律ニ妨ケナシト認メタルモノニ限り之ヲ許ス」と「感化」の語を用いている点にもみられる。ここでは、「紀律」に対する「感化」であり、感化には「悪いところを矯め直す」という「改過遷善」機能が含まれていたといえる。

しかし、現実の処遇現場においては、懲治場は単なる収容施設化され、処遇施設としての機能は発揮されなかった。この点について小河(1923)は、「而してこの処分を行う所の懲治場なるものは、名は独立の施設であっても、実は普通の監獄に附属せられたるものに過ぎずして、内容は寧ろ監獄以上の監獄即ち懲役や禁錮の実刑に処せられたる囚人に優った刑罰的冷酷なる処遇を被懲治人の上に加えたものであった。勿論制度の上には教育的処遇に重きを措かねばならぬようになってをるが、其の所謂教育的処遇になりものも僅に読書、習字、算術等の授業時間を存する位のことにとまり、何等教育の真意義に触れた取扱を為した訳でもなければ、為さんと欲してまた為し得られもせぬようにすべての関係が出来上がってをったのである。かかる環境かかる施設の下に在っていかで能く教化薫育の目的を完うすることが能きよう。当時の懲治場も恰も監獄の幼稚園のようなものであって、ここに収容せられた少年の殆ど全部が、終に監獄に這入り、本当の犯罪人に養成せらるるようになって了ったことの偶然ならざるを知るべきである。」<sup>5</sup>と、懲治場の実情を具体的に示している。小河のこの指摘には、異状なく収容を継続すれば事足りるとする、時間の経過というある種の量的変化は意識するが、対象者の内面の変容という質的变化をどのように捉え、どのような対応をするかまにまでは業務の射程が及ばないという、収容施設が収容や紀律に重きを置くとときに陥りやすい、結果としての処遇軽視の実態が示されている。

#### イ 監獄法における「矯正」の機能

監獄法の起草者である小河滋次郎は、明治45年(1912)に出版した『監獄法講義』の中でプロイセン監獄則に言及し、「(備考) 普国内務省所轄監獄則ハ其概則第三条ニ「自由刑ノ執行ニ依リ受刑者ヲシテ独リ法的秩序ノ下ニ屈服ヲ強制スルノミナラズ之ニ法規尊重ノ必要ヲ自覚セシメ之ニ道義矯正ヲ加エ且ツ之ニ出獄後秩序的、適法ノ生活ヲ営ムニ足ルノ教養ヲ施ス所アルヲ要ス」ト規定シ」<sup>6</sup>と訳出し、「強制」を受刑者を法秩序の下に屈服させる懲戒・紀律的な意味に、「矯正」を受刑者に法律順守の必要を自覚させるためその道義を教え示す感化的な意味に用いている。また、刑罰執行の目的を達成する機能として、「教誨及ビ教育ハ監獄ノ紀律及ビ作業ト相俟テ行刑感化ノ目的ヲ全ウスル三大要素」と定義した上で、「単純ナル復讐又ハ威嚇ノ觀念ニ基テ刑ヲ制シ刑ヲ行ハントナラハ即チ休ム、苟モ犯罪ノ前ニ国家ノ利益ヲ確保スルノ目的ヲ以テ立法ノ根本主義トナス以上ハ少ナクトモ行刑ノ一面ニ於テ犯罪者ニ対シ有効ニ之ヲ教養感化スルノ手段ヲ講ズル所ナルベカラズ、教養感化アルヲ俟テ始メテ彼ヲ良民タラシムルコトヲ得ベク」とし、再犯防止に関しては峻刑をもって屈服させるだけでは効果がなく、刑罰における「教養感化」の機能をより働かせる必要がある旨指摘している。この「教養感化」は「改過遷善」機能としての矯正と同意義と理解されるところで

5 小河滋次郎「少年保護問題」『社会事業研究』第11巻第6号(1923), 93頁(土井洋一・遠藤興一編『小河滋次郎集』鳳書院(1980))

6 小河滋次郎『監獄法講義』(1912), 44頁

ある。<sup>7</sup>

### ウ 強制教育としての矯正

一方、感化院や矯正院における処遇を巡っては刑罰執行に関する場合とは異なる用語が用いられている。

明治32年(1899)の帝国議会における感化院法案審議に際して、政府の説明員であった小河滋次郎は「唯今ノ御尋ノ懲治ハ今日マデ刑法ニ懲治ト云ウコトガゴザイマシテ、ソレヲ監獄ノ懲治場ニ入レテ置キマスガ、此刑法ノ懲治ト云ウ意味ハ感化教育ト云ウ考エデアアルノデゴザイマシテ、實際ニ於キマシテモ成ルベク教育ヲ施ス取扱ヲ致シテ居タノデアリマシテ、将来ノ専ラ感化教育ト云ウコトヲ目的ニ致シマシテ取扱ヲスル考エデアリマス、」<sup>8</sup>と答弁しているとおおり、「懲治」イコール感化教育と整理している。ゼーバッハが、その『獄制論』において「懲治場即チ不論罪ニ係ル幼年ノ犯罪者ニ対シテ強制教育ヲ執行スルガ為ニ設クル所」<sup>9</sup>と説明していることを考慮すると、「刑」と「教育」とを対立的な位置に置きながら、監獄以外における「改過遷善」機能を「教育」と言い表しているといえる。

この点に関しては、明治41年(1908)の感化法改正の審議において、花井卓蔵議員も同様の趣旨として、「懲治処分ト云ウモノヲ、刑法觀念ヨリ除去サレタイト云ウ趣旨ニシテ、此ノ如キモノハ凡テ感化院ニ之ヲ収容シテ保護教育ヲスルト云ウコトデアリマシヨウ」<sup>10</sup>、「十四歳未満ノ幼者ノ行為ハ是ハ犯罪デアルケレドモ、罰セヌノデアアル、斯ウ云ウ規定デアリマス、併ナガラ其儘ニ放ス訳ニハ往カナイカラ他ノ制裁方法トシテハ強制的保護教育ノ主義デ以テ、ソレハ感化院ニ入レルノデアアル、」<sup>11</sup>、「人ノ心身ノ自由ヲ束縛シ、強制的ニ教育シ強制的ニ保護シテ往クト云ウコトハ、法律ノ働キニ待タナケレバナラヌモノデアアル、然ル以上ハ、其処分ハ、裁判上ノ働キニ待タナケレバナラヌト云ウコトハ論ヲ俟ヌ、」<sup>12</sup>と発言している。この説明においては、「感化」は保護教育であるとともに、幼年の対象者の意志に反しても強制的に本人を矯め直す意味における強制教育であり、「改過遷善」を目指した働きであるとされている。

また、少年法制定過程での各種の審議場面においても、泉二新熊の「普国ノ如キハ民間ノ慈善団体等ニ一任スルヲ得ザル場合強制教育ニ付スルナリ、」との発言、花井卓蔵の「次ニ寺院ニ強制保護教育ノ義務ヲオワスルコトナリ、」との発言、谷田三郎の「強制教育主義ヲ採ルカ懲戒主義ヲ採ルカ先ツ根本的ナ主義ヲ決定シ而シテ後処分方法ヲ決スルコトトシタシ」<sup>13</sup>との「強制教育」主義を採るべきとする発言が認められる。

これらの発言に呼応する形で、鶴沢委員は「大体ニ於テ強制教育主義ハ外界ノ自由ヲ奪ウヲ主義トスルナランカ、余リ外界ト離隔セザル教育主義ヲ採リ漸次遷善ニ導クヲ可トス、固ヨリ収容者ノ種類ニ依ルベキモ強制教育主義ヲ原則トシタシ」<sup>14</sup>と発言し、小山委員の「厳格ニ言ヘバ十四歳以上ハ刑罰ヲ適用シ或ハ懲戒的ノ処分並ニ強制教育ヲ施シ又ハ他ノ家庭ニ託シテ教育シ又ハ自家ニ置キテ監視スル等種々ノ方法ヲ設ケタキモ経費ノ関係ヲ有スルコトナルヲ以テ可成経費ヲ要セザル方法

7 倉持史朗「監獄関係者たちの感化教育論：『監獄雑誌』上の議論を焦点として」社会福祉学 48(4) (2008), 倉持史朗「懲治場（特別幼年監）における「感化教育」の試行と挫折」天理大学学報 第66巻第1号(2014)

8 森田明『大正少年法』（日本立法資料全集19）信山社(1994), 104頁

9 矯正協会・前掲注1, 180頁

10 森田・前掲注8, 128頁

11 森田・前掲注8, 132頁

12 森田・前掲注8, 156頁

ニ依リ此方法ヲ取りタシ、而シテ強制教育トハ単ニ學問ノ修業ニ止マラズ生活ノ實際ヲ教養シ監護スルナリ」と発言しているが、いずれも矯正の「改過遷善」機能を「強制教育」として言い表している。

このような「強制教育」の用例は、大正8年に内務省から「矯正院法案ニ関スル意見」として提出された文書においても、「矯正院ト云イ感化院ト云ウモ何モ児童ノ保護及教育ヲ目的トスルモノニシテ其ノ被收容者ノ品性ヲ陶冶シ之ヲ善良ノ人タラシメムガ為強制教育ヲ施スモノナルコトハ矯正院法案第九條ヲ見ルモ明ラカナリ」とされているように、感化院においても矯正院においてもその処遇は、懲戒や懲罰を当然に含む、まさに拘禁し懲らしめ罰するという理念ではなく、本人の内面に働き掛けその改善を目指すという「改過遷善」と同意義の「強制教育」と整理されていたといえる。<sup>13</sup>

### エ 大正少年法案審議にみる「少年矯正」の成立

大正11年(1922)3月の貴族院本会議における少年法等に関する特別委員会において行われた審議内容を田所美治議員が報告しているが、その報告において、少年法案の提案趣旨として、「斯ウ云ウ際ニ於キマシテ、成ルベク少年ヲ刑余ノ人タラシメズ、犯罪ヲ事前ニ之ヲ予防シ、又犯罪ヲ犯シタル者ガアレバ之ヲ改過遷善スル、斯ウ云ウヨウナコトハ国家ノ為ニモ又其少年自身ノ為ニモ努メナクテハナラヌ刑事政策デアリ、又社会政策ノ上カラモ云ウテモ必要タル、斯ウ云ウ意味デ少年法ナルモノハ、実ハ少年法デハアリマスガ、犯罪少年ノ保護法ト申スベキモノデアリマシテ、犯罪ヲ犯シ若クハ犯罪ヲ犯ス虞アル少年ノ保護処分、及ビ之ニ関スル特別刑事処分ヲ規定シタモノデアリマス、」<sup>14</sup>と説明している。

少年法の保護的機能について、保護処分に関しては「保護処分ハ即チ今度新タニ本法ニ依ッテ考案サラレマシタル司法政策ノ上カラ出タモノデアリマス、即チ成ルベク少年ガ罪ヲ犯シテモ之ヲ刑罰ニ処セズ、刑余ノ傷ノアル者ニシナイデ、其前途ニ光明ヲ保持セシムル為ニ出来ルダケノ手段ヲ講ジマシテ、教化遷善ヲ行ウ、即チ教養保護ヲ行ウ、斯ウ云ウコトノ為ニ保護処分ト云ウモノヲ眼目ニ致シテ規定シテ居ルノデアリマス、」<sup>15</sup>と述べられているとおりであり、非行少年等に対する「改過遷善」のための手段として保護処分を設けるとされている。

次に、矯正院法の概要については、「矯正院ノ内容ハ現在ノ感化法ト大差ゴザイマセヌ、即チ其目的モ両方不良児童ノ感化救済ニナッテアリマス、是等ノ司法処分ニ依ラズシテ教養ノ方法ニ依ル感化院ハ御承知ノ通りデアルノデアリマス、矯正院法ノ眼目トシテ居リマス規定ヲ申上ゲテ見マスレバ、即チ其性格ヲ矯正スル為ニ厳格ナル規律ノ下ニ教養ヲ施シ、其生活ニ必要ナル実務ヲ練習セシメル、感化法ニモ殆ド同様ノ規定ガアリマシテ、同ジ目的ヲ貫クニ努メテ居ルヨウナ訳デアリマス、此區別ハ今申ス如ク不良ノ程度ノ最モ激甚ナルモノデアッテ、一步違エバ少年監獄ニ打込レル奴ヲ矯正院ニ送リマシテ、唯今ノ刑事処分ニセズシテ教育ノ方法ニ依ラウ、斯ウ云ウコトデ、監獄ト感化院トノ間ノ程度ノモノヲ入レタ、斯ウ云ウ必要カラ司法大臣ノ管理ニ属セシメテ、一種ノ特別機関ヲ作ッタト云ウ、斯ウ云ウ説明デアルノデアリマス、」<sup>16</sup>と述べられているとおりで、矯正院と感化院の処遇は同質であり、「性格の矯正」としての「改過遷善」を目指したものであると説明される。

13 河野亮子「1878年プロイセン強制教育法(Zwangserziehungsgesetz)の成立-19世紀後半のドイツに関する一考察-」『日本の教育史学』第33集(1990)

14 森田・前掲注8, 1110頁

15 森田・前掲注8, 1111頁

16 森田・前掲注8, 1112頁

それぞれの施設における処遇は同質であり、その差は拘束の程度といった量的なものであったといえる。

#### オ 矯正院法にみる「矯正」

「矯正」が法律用語として初めて用いられるのは、矯正院法第9条「在院者ニハ其ノ性格ヲ矯正スル為厳格ナル紀律ノ下ニ教養ヲ施シ其ノ生活ニ必要ナル実業ヲ練習セシム」の「性格を矯正する」である。その意義は、法案提出理由書において、「本條ハ矯正院ニ於ケル在院者ノ処遇ニ関スル原則ヲ規定シタルモノナリ。矯正院ニ收容スベキ少年ハ性状特ニ不良ナル者ニシテ矯正院ニ於イテハ其ノ不良性ヲ矯正スルコトヲ目的トシ、此目的ヲ達スルガ為厳格ナル紀律ノ下ニ一面ニハ体育ヲ施シ他面ニハ知育徳育ニ付キ充分ナル方法ヲ講ジ且実科教育ヲ与エ少年ノ生活ニ必要ナル実業ヲ練習セシム。即チ矯正院オ施設ハ如上ノ綱領ニ従イ之ヲ定メザル可ラザルモノトス。」とされているとおり、「不良性を矯正すること」と定義されている。

この「不良性の矯正」は「改過遷善」をまさに意味しており、当人には不良性が内在し、その不良性が改善されなくては再非行をしてしまうのであるから、教養と実業によりそれを改善する、という一つの処遇の枠組がここに示されている。この枠組は、矯正しうるものとして不良性を捉えるという前提の上に成り立っている。また、刑罰による威嚇的な懲戒や懲らしめとは異なる対応・処遇が提示されている点では、犯罪者・非行少年への働き掛けに関して新しい考え方が出現したものとして留意すべである。

#### カ 感化教育に対する「矯正教育」

矯正院での処遇を表す「矯正教育」なる用語については、法案審議過程において司法省当局者が感化院と矯正院の併設の必要性を答弁する中で、感化院での処遇と区別する趣旨から「矯正教育」として発言している。

また、国立感化院武蔵野学院の初代院長菊池俊諦(1923)は、司法省当局者が矯正院における処遇内容を感化院のそれと同じものであると答弁したことに反論し、「従って、感化教育と矯正教育との間には、幾多の接触点の存することは明らかだが、矯正教育を以て感化教育の延長であると断定することは困難であろうと信ずる。所謂司法保護の概念より推論するも、矯正教育は少年刑務所の教育化したものとする方が妥当であるまいか。」<sup>17</sup>と、その区分について明確に感化教育とは異質な教育である旨を説明している。

矯正院法施行後は、「感化」が感化院における「改過遷善」作用を、「矯正」が矯正院における「改過遷善」作用を指し示す用語として限定的に使用されるようになる。<sup>18</sup>

#### キ 少年院法における「矯正」

第二次世界大戦後の司法改革の流れの中で、矯正院法が全面改正された少年院法に関して森田(1991)は、少年法の健全育成理念との関連を含め『少年院法』が立案されたが、矯正院法の『收容・懲戒』の色彩を『教育・訓練』の内容に変えた。少年法は、まさに同じ課で立案されていたのであるから、『健全育成』という用語の背景に、そういう雰囲気があったことだけは事実とみてよかろう。このようなことから、健全育成とは児童福祉法と同様の福祉・教育の理念に立つヒューマンイズム精神の表現であり、かつ基本的人権の補助概念と解してさしつかえないであろう。<sup>19</sup>と述べている。この発言からは、新少年法に規定される「健全育成」は児童福祉法の理念と同旨であり、それは教

17 菊池俊諦『感化教育』(教育研究会, 1923), 9頁(附録)

18 齋藤法雄「矯正施設の機能と其の刷新」財団法人日本少年保護協会『少年保護』第1巻第9号(1936)

19 森田宗一『砕けたる心 青少年明暗五〇年 下』(信山社, 1991), 131頁

育基本法の目的規定の中にみられる「人格の完成」を目指した教育の諸活動の一つとして整理されるともいえる。

また、その具体的な指導目標に関しても、少年院法成立以前の昭和21年(1946)10月に開催された少年審判所長矯正院長会同における保護課長指示事項において、「矯正院に於ける少年の指導目標は、矯正院法第9条に明定される所であり、矯正院に送致される少年は不良性濃厚な者で、これ等を集団的に生活させるのでありますから、自ら厳格な規律を保持することは当然であります。しかし右は職員が少年に対し個性を無視侵却するような取扱をなし、又はその意思を無視した厭制的態度を以て少年を盲従させることを許容したものではありません。矯正院に於ける少年の指導は、その社会復帰を目標とする一種の教育であります。教育である以上その処遇は当然個別化され且つその自覚心を誘掖し、これに訴へる措置に出づべきことは当然であります。」<sup>20</sup>とされ、拘禁を目的の一つとする刑罰とは異なり、社会復帰した後、再非行しない生活を送るという目標に向けた「教育」を行う施設内処遇の本旨であることが明示されている。

矯正院における「教育」のこの説明が続けてさらに次のように述べられている。「次に社会復帰を目的とする以上、少年の收容は単なる隔離ではないことは勿論で、矯正院は少年が社会生活に適応することが出来るようそれに必要な心構へ乃至態度を養成する施設でありますから、その処遇は極めて外部の社会生活に類似して計画され且つ実施さるべきことを瞬時も忘却することは出来ないのであります。この目標を看過し徒に逃走防止に汲々たる時は、表面柔順な在院者を作り上げることは出来ても、善良な市民を仕上げることは期待し難く、嘗つて、行刑の効果について、『善き囚人必ずしも善き市民に非ず』と批判せられましたが、これは以て他山の石と為すべきであります。」<sup>21</sup>とし、施設内適応をはかることに陥ることなく、社会に戻ってから再非行しないことにこそ「教育」の目的がおかれるべきである点が明示されている。

この指示等にみられるとおり、「改過遷善」は社会復帰を目標とし、個別化された処遇により実施されるべきものとされている。矯正院(少年院)における処遇が単なる性格の矯正ではなく、社会の一員としての役割を担う人格の完成を目指したもの(教育基本法第1条)であり、「性格の矯正」は、まさにそれを実現させるためのまさに処遇方法として整理されている。このような枠組に注目すると、「社会復帰」が目標とされ、「性格の改善」は手段・方法と位置づけられる。<sup>22</sup>

## 2 「矯正」の意味するところの多義性

### (1) 「組織の矯正」と「処遇の矯正」

#### ア 医療・改善モデルとしての「矯正」

「矯正」の字義は、曲がったものを真っ直ぐにする、型にはめ込み正しくする、といった意味であるが、今日のわが国の刑事政策においては、「矯正」とは、刑務所や少年院等における刑罰や保護処分としての施設收容処遇を意味している。このよう意味で用いられるようになったのは、第二次世界大戦後のことであると言われている。その経緯について森下(1997)は次のように指摘している。

「20世紀に入って、米国では、《correction》は、人間の疾病や性格の矯正を意味するものとして用いられるようになった。それが、犯罪者・非行者の処遇の領域に採り入れられて、『医療モデル』

20 司法大臣官房保護課『少年審判所長矯正院長会同に於ける司法大臣訓示司法次官注意事項並保護課長指示事項』保護課長指示事項(1946), 10頁

21 司法大臣官房保護課・前掲注20, 10頁

22 吉野 明「少年の矯正教育」内藤文質他編『少年保護』(新評論社, 1955)

の理念を生んだ。わが国では、第2次大戦後、米国の矯正思想の影響を受けて、『矯正』は、法務行政の一分野として組織されるに至った。沿革的にみれば、昭和22年(1947)、法務庁設置法により矯正総務局、成人矯正局および少年矯正局が設けられた。『矯正』の概念が実定法に導入されたのは、これが初めてである。数次の改正を経て、現在の法務省設置法や法務省組織令にも、『矯正』の語が用いられており、今や『矯正』の語は、わが国に定着したものとなっている。内容的にみれば、『矯正』は、受刑者および未決拘禁者に対する施設内処遇としての行刑並びに非行少年に対する施設内処遇としての少年保護とを、その典型的な対象としている。<sup>23</sup>

つまり、森下は「矯正」を、組織法に準拠した「矯正」と、刑罰や保護処分としての「矯正」の二つに大別している。このうち、処遇としての「矯正」に関しては、疾病・問題に対して治療・改善を施す医療モデルの理念を背景として戦後わが国導入された概念であり、施設内処遇としての行刑（未決拘禁者処遇も含む）と少年保護を包括した概念として位置づけている。この整理に基づくと、売春婦に対する補導処分、死刑確定者の拘置、労役場留置、非行少年の観護措置なども、組織としての矯正に含まれる法務行政の領域内のものとして捉えているといえる。

#### イ 「施設的な人間処遇」としての「矯正」

森下のこの視点とやや異なる視点から、朝倉(1963)は『矯正法講話』<sup>24</sup>において、「矯正」が今日的な用例として用いられてきたことに関して、次のように説明している。すなわち「わが国で行刑と少年保護がともに『矯正』といわれるようになったのは、正式にはこの戦後のことである。昭和22年(1947)の設置法が、ともかくも矯正の観念を実定法上のものとしたのである。数次の改正を経て、現在の法務省設置法そしてとくに法務省組織令には、完全な「矯正」という言葉がみえている。そこでは、矯正は、刑事司法とは分離された固有の法務行政の一分野として組織されている。矯正行政の組織である。そして、その対象の典型的なものとしての行刑および少年保護がともにおかれている。刑務所は、やはり目的的にみて、少年院、少年鑑別所そして婦人補導院とともに、端的に矯正施設といわれる。監獄は、現代の刑事思想にしたがえば、なるほど応報としての自由刑の実現の場であるが、この場合、単に一定の期間自由を剥奪するというばかりでなく、その間においてできるかぎり犯罪者の社会適応化つまりその者をふたたび社会に編入するという目的をめざさなければならぬ。」<sup>25</sup>とし、行政組織として「矯正」を整理しつつ、内容としての「矯正」の目的に関しては、社会化としての社会適応化に着目している。さらに少年矯正に関しては、「自由刑ではない少年の保護処分については、そうした『刑罰』に対する考慮はいらぬ。少年院への収容は、矯正教育の手段ないしは前提を意味するにすぎない。そこでは、もっぱら教育ないしは矯正の目的をめざすということが前面に押し出される。それは、本来の「矯正」であるともいえるのである。」<sup>26</sup>と説明している。

この一文からも分かるように、「教育ないし矯正の目的」である社会復帰等に向けて行われる処遇という意味で「矯正」が使用され、それが、「本来の「矯正」」として整理され、組織・機関を意味

23 森下忠(1997)『刑事政策の論点 III』成文堂, 8頁

24 この『矯正法講話』は月刊刑政誌昭和33年4月号(第69巻第4号)に「矯正法ノート」として寄稿され、その後、「矯正法講話」と改題した上で、昭和37年3月号(第73巻第3号)まで35回連載されたものをまとめたものである。「矯正法」を冠する著書にはこの朝倉の著作の他、平野龍一『矯正保護法』(1963)有斐閣、吉永豊文他編『矯正保護法』(1986)ぎょうせい、が見受けられるが、これらはごく例外的であり、一般に矯正に関するもの多くは成人矯正と少年矯正ごとにわけられて、出版されている現状にある。

25 朝倉京一『矯正法講話』(法律研究社, 1963) 6, 7頁

26 朝倉・前掲注25, 5, 6頁

する「矯正」とを使い分けながら説明されている。

「矯正」の多義性に伴うある種の混乱を許容しつつも朝倉(1963)はさらに、「矯正」という本来の語義に含めえない矯正施設の業務・機能については、それを峻別すべきだと次のように主張している。「しかし、わが矯正には、この行刑、少年保護そして婦人補導のほか、勾留の執行にあたる未決拘禁がある。これは、自由刑の執行とはややちがった意味で重要かつ広大な領域をもつ。(中略)なお、死刑確定者の拘置、労役場留置、法廷秩序維持法の監置といったものがある。さらに、死刑の執行といったこともある。他方において、非行少年の観護・鑑別がある。これらを『矯正』として把握することは、目的的・理念的にはできないであろう。「矯正」の概念はこじつけではいけないのであって、そのためには、もっとほかの基準をもってこななければならないのである。死刑の執行それ自体のことはいちおう別として、わが矯正の概念は、裁判の執行としての施設的な人間処遇ということに基礎をおいているといえるのであろう。それが、矯正のすべてに共とおしたいわば最大公約数にほかならない。」<sup>27</sup>とその問題点を指摘している。

「矯正」の目的・理念の外に整理される、未決処遇や観護措置等をも包括する概念として「施設的な人間処遇」と捉えている点においては、朝倉(1963)は「矯正」概念をより精緻に分類・整理している。「矯正」の射程を「内容としての矯正」に限定することによって、その概念の混乱を回避し、組織的な「矯正」に変わる表現として「施設的な人間処遇」を行う施設」という表現を提案していると、みることができる。

## (2) 社会内処遇を含めた「矯正 (correction)」

しかしながら、「矯正」の方法としての人間処遇には、かならずしも「施設的」に限定されるものではない。この点について朝倉(1963)は、「およそ犯罪者や非行少年の処遇方法には、大きく分けて施設的なものと非施設的なものがあるということになる。最近、その中間のいわば半施設的な通院的なものが一の大きな処遇方法として登場することになった。半自由といっても、同じであろう。一般的にいえば、矯正の観念は、そのいずれの処遇方法の場合にも妥当する。近代刑事学は、われわれに、犯罪が犯罪者の素質と環境によって形成された人格が行為場面に直面して生じるものにほかならないと説き、したがって、犯罪者や非行少年は程度の差はあれ、なんらかの反社会的ないしは非社会的な人格の持主であって、これを矯正するための処遇が必要であることを教えたからである。犯罪者や非行少年の人格の矯正という観点に立てば、ひとしく「矯正」であって、その間を分ける理由はないのである。」<sup>28</sup>と、収容の有無・形態を問わず、医療・改善モデルに基づく当人への施設内処遇、社会内処遇、半施設処遇等の介入、処遇の正当性を説明した上でそれを総括する用語として「矯正」を定義づけ、犯罪者や非行少年への人格に対する矯正の機能を意味するものとしている。

つまり、「矯正」は組織的な用法としてはなじまない言葉であり、「犯罪者・非行少年の人格の矯正」の用例にみられる、機能的な働き掛けを意味する用語として限定的に用いられるべきことが示唆されている。

このように、「correction」の訳語としての「矯正」については、施設内処遇だけに限定的に使用することは困難ということになる。つまり組織を示すものとして用いるのではなく、処遇の機能的な働き掛けを示す意味に用いることが、混乱をさけ、また、本質的な検討を可能ならしめることに

27 朝倉・前掲注 25, 6, 7 頁

28 朝倉・前掲注 25, 7, 8 頁

つながることが示唆される。さらに、その政策上の意味づけに関しても「しかし、具体的に矯正の概念をどう決めるかは、それぞれの国の事情によって、結局は法制的に決められることである。わが法制は、これを犯罪者および非行少年の施設的な処遇と事実上からみてこれに類似するものに限っている。見方によっては、矯正の観念によりふさわしいともいえるであろう<sup>29</sup>。しかし、一般的な意味では、狭いのである。このような点、アメリカそしてまた国際連合などの用語では、むしろ、非施設的なものまでを含めて用いられていることにも注意しなければならない。」<sup>30</sup>と補足説明している。

つまり、「矯正」を犯罪者や非行少年の人格の矯正という観念から整理するとき、必ずしも施設的な人間処遇のみが「矯正」ではない点や、わが国の法制度における独自の用法であることが明示され、ここに「矯正」が多様性を帯びた用語として用いられがちとなる問題の要因の一つが示されている。

### (3) 改善主義に基づく「矯正」

#### ア 人格への働きかけとしての「矯正」

刑事政策における「矯正」が施設的若しくは非施設的なもの双方を含んだものであったとしても、その目的とするところは、医療・改善モデルに基づく犯罪者や非行少年への人格の矯正であり、この側面から「矯正」を捉えれば人間的な処遇とされる。

この点について、朝倉(1963)は「矯正はその典型において、犯罪者の隔離と改善・矯正つまり裁判によって施設に収容・拘禁しておくというばかりでなく、その間にその者の犯罪の原因となったような人格のひずみを矯正することを主要な任務とする。それは、再犯を少なくすることであり、つまりは、犯罪を防止することに奉仕するものである。(中略) もっぱら自然科学的に心身の故障または犯罪的傾向ないしは犯罪性といったものを疾病のごとくに治療することに尽きるものであるか、それとも、もっと根本的に人格についての人間的改善をもとめるべきものであるか、わが少年法規でいう『性格の矯正』、『心身の故障または犯罪的傾向の矯正』ということは、あるいはその前者によるものであるかにみえる。」<sup>31</sup>と、理論的には医療・改善モデルに基づく治療的な矯正作用と、それとは異なる、人格にまで及ぶ「人間的改善」の矯正作用の二つが考えられることを指摘している。また、それらいずれの立場であるにしろ、「犯罪を防止することに奉仕するもの」として、その目的を明示している。

さらに、少年院における処遇に言及し、「なるほど、少年は、固定化した『犯罪者』ではない。少年については、刑罰はできるだけ避けなければならない。そこでは、まず心身の健全化ということがはかられるべきであろう。しかし、その少年についても、『少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え紀律ある生活のもとに、教科並びに職業の補導、適当な訓練及び医療を授けるものとする』(少年院法第4条第1項参照)という。『その自覚に訴え』というあたり、それは、やはり、人格の練磨というか人間的な改善をねらうものであることがうかがえるのである。まして、成人については、すくなくとも心身が正常であって犯罪をおかした者については、本人の道徳的墮落ということが考えられなければならない。そこでは、単に心身の故障を治すとい

29 ここで「見方によっては矯正の観念によりふさわしいともいえるであろう。」とする主張の背後には、そもそも「矯正」の語意に内在する強制力といったものが、施設内処遇の前提として収容される当該者にとっては、強制的国家権力の行使と同意義のものとして受けとめられるであろうという「見方」が存在していると考えられる。

30 朝倉・前掲注25, 7, 8頁

31 朝倉・前掲注25, 32頁



うばかりでなく、秩序と労働になれさせ、ふたたび犯罪に陥ることのないまでに倫理的にこれを強固にしなければならないのである。」<sup>32</sup>と述べている。「矯正」は単なる「治療モデル」ではなく、人格・人間性に働きかけ、健全な社会人たりうるとして社会的思考ができるように変容えさせようとする営みであると捉えられている。

朝倉(1963)のこのような「矯正」の整理には、ある種の概念の拡大がなされていることが認められる。まず最初に、correction の訳語としての「矯正」は、本来的には施設内処遇に限定されず、「人格の改善」処遇としての機能という意味が内在していることを認めている。この矯正がそれぞれの国の法制度として再定義され、わが国の場合は、施設における「人格の改善」処遇が「矯正」と定義される。しかし、これを少年院に適用した際には、この人格の改善としての「矯正」に「健全な社会人としての社会的思考に変えさせる」という社会復帰のための働き掛けという機能が付加されて、それまでの「人格の改善」だけであった「矯正」が、ある種の今日的な意味合いにおける、改善更生+社会復帰支援としての「矯正」に変質してしまっている。換言すれば、改善更生としての「矯正」だけでなく、今日的な社会復帰理念を「矯正」に含めて用いるという意味で、概念の拡大が認められる。

#### イ 社会復帰のため「矯正」

わが国の刑事政策においては、矯正を「施設的な人間処遇」として非施設的な社会内処遇と分離して位置づけている。その反射としては、処遇対象者はいずれ社会に戻る事が前提としてあり、その社会復帰時においては反社会的・非社会的ではない健全な人格の保持者として成長している事が期待されている。

この点について、朝倉(1963)は「まことに、矯正ということは、犯罪者がふたたび社会人として生きうようにするということで位置づけられる。単に犯罪防止のための対策としては、死刑がもっとも徹底している。終身流刑も、そうである。奇形・不具にしても犯罪をさせないための薬物とか手術とかも、役に立つにちがいない。しかし、犯罪をなくするために、人間ないし人間性をころしてしまうというのでは、本末転倒である。そうしたことは、矯正の観念のものでは、どうてい考えることができない。犯罪者も、人間である。あるいは自由刑の期間中自由社会の人たちから隔離されなければならないとしても、それによってかれの人間としての尊厳を奪われてはならないのである。というよりは、むしろ、矯正においては、人間としての自覚がいつそう強められなければならない。犯した罪を反省し、監獄に収容されたことに伴う本能的な苦痛にうちかって、施設にいるあいだにできるだけ早く犯罪性をなくして、やがては社会に帰るべき自己を見出す駆動力となるものは、人間としての自覚においてほかならないのであろう。(中略)矯正における人間性の追求は、監獄内で被収容者を人らしく処遇するとともに、監獄機能の総力をあげて被収容者をやがては社会人に復帰させることでなければならない。少年院そして婦人補導院については、なおさらである」<sup>33</sup>と述べている。

この主張は一面においては、今日的でいうところの社会復帰モデル<sup>34</sup>がわが国「矯正」には内在していると指摘していると肯定的に捉えることも可能ではある。しかし「欠点をなおし、正しくす

32 朝倉・前掲注 25, 32 頁

33 朝倉・前掲注 25, 30, 40 頁

34 犯罪者処遇の基本的な理念としては、「社会復帰モデル」、「医療モデル」、「公正モデル」などが提唱されているところである。医療モデルは犯罪を治療可能な疾病と見たてその除去・治療的な処遇を実施するものであり、公正モデルは施設収容を応報・制裁的な罰としてとらえ執行することに重点をおいた施設処遇である。これらに対して社会復帰モデルは改善モデルともいわれ、施設収容を犯罪者の改善更生と社会復帰に重点を置くものである。この点に関しては別章において検討する。

ること（広辞苑）」とする、「矯正」本来の意味からは大きく異なる「人間としての自覚」を促す作用という処遇概念が突如として「矯正」に付加されたという感が否めない。換言するならば、この点に今日的な「矯正」の多義性からくる問題・課題のある種の原点が内在していることが示唆されている。

#### ウ 収容と社会生活適応としての「矯正」

これまで検討してきたとおり、現行法令における「矯正」は、法務省に設置される施設等機関として法務省矯正局所管の行政機関としてのいわゆる「矯正施設」としての「組織の矯正」と、受刑者処遇としての矯正処遇、保護処分としての矯正教育による犯罪者・非行少年の社会生活適応のための働き掛けに関する「処遇の矯正」の2つの用例が認められるところである。

以上にみた「矯正」の三つの意味を前提とすれば、すべての矯正施設において当然に自然発生的に「処遇の矯正」がなされるというわけではなく、刑罰又は保護処分としての「処遇の矯正」は、これを意図的・目的意識的に行おうとするのでなければ、具体的に展開されるものではないということになる。

この点について、小野(2001)は「矯正施設」という用語に着目して、その用語の由来について次のように述べている。「この用語は、昭和20年(1945)敗戦によって米軍の占領下におかれ、アメリカ型の刑事政策思想がわが国の行刑にもたらされたことから来ている。当時のアメリカで『行刑』は『コレクションCorrection』と呼ばれていた（正確には、Correctionには『更生保護』も含まれる）。そこでは、犯罪は病気、犯罪者は病人、分類はその診断、処遇はその治療といったふうにと考えると、いわゆる『医療モデル Medical model、治療モデル Therapy model』、又は『リハビリテーション Rehabilitation（社会復帰）思想』（これも本来は医学用語）が支配的で、占領下の戦後日本で行われた成人犯罪者や非行少年に対する制度的大改革には、このような思想・理念が取り入れられたのである。このとき、新たに誕生することになった『少年院』や『少年鑑別所』と並んで、『行刑施設』もリハビリテーション（社会復帰）を行う施設に位置づけられ、そこで行われる業務はCorrectionとされ、その訳語として『矯正』が使われるようになった。また、このような全国の『矯正』施設を所管する法務省の部局は、『行刑局』を主体に再編成され、新たに『矯正局』と名を改めて組織替えすることになった。このときその中間監督機関として『矯正管区』も設けられている。このように『矯正施設』は、『行刑施設』のみならず『少年院』『少年鑑別所』（これらを『少年矯正施設』という。）を含む用語として使用されるようになり、そこでの業務は『矯正』又は『矯正行政』と呼ばれることになったのである。」<sup>35</sup>という分析を行っている。

小野のこのような整理にみられるように、「Correction」の訳語に当てられた「矯正」が、一方では組織的な用例として、「少年院」「少年鑑別所」と行刑施設を総称して「矯正」する施設という意味に用いられ、他方、そこで展開されるべき処遇も「矯正」の語で施設内処遇の総称としても用いられるようになり、今日的な多義的な用例が定着したといえる。

本来の「矯正」にはその字義からいって「社会復帰理念」が含まれないことは指摘したが、そこに「社会復帰支援」が付加された点に関して、小野の論考では、刑務所・少年院はリハビリテーション（社会復帰）を行う施設に位置づけられ、「そこで行われる業務はCorrectionとされ、その訳語として「矯正」が使われるようになった」と説明されている。つまり収容施設での機能の一つを示す「矯正」という用語は限定的に使われていたが、社会復帰理念をもとりこむべきものとされ

35 小野義秀『日本行刑散策』（矯正協会, 2002）, 125 頁

たことから、これも処遇の内容とするものとし、包括的な「矯正」の用例が出現することになる。

この点からは、「矯正施設」ではなく、「社会復帰（リハビリテーション）施設」として刑務所・少年院は位置づけられ、「矯正」とはその施設でおこなわれる処遇の一つを意味するものとして整理されうる。しかし、この整理においては、刑罰が執行される施設である刑務所を「社会復帰（リハビリ）施設」として位置づけられるのか、また、わが国の刑事司法における未決処遇や死刑、観護処遇や鑑別等をこの「社会復帰（リハビリテーション）施設」として包括することは、その機能から考えても困難ではないかといった疑問が残る。

ここにも、今日的な「矯正」の多義性からくる問題・課題、そして混乱の要因が指摘される。

#### （４）「矯正」を巡るその他の論点

今日のわが国の刑事政策・法務行政等における「矯正」は前述したとおりであり、行政機関としての矯正施設において行われる諸活動、具体的には法務省設置法第9条（刑務所、少年刑務所及び拘置所）、第10条（少年院）、第11条（少年鑑別所）及び第12条（婦人補導院）によって規定される業務の総体を遂行する行政組織としての「組織の矯正」が存在する。一方、その具体的な業務に着目した場合、刑収法第84条で規定される受刑者に対する矯正処遇と少年院法第3条で規定される矯正教育が「処遇の矯正」とされる。

「矯正」の法令上の分類は、①犯罪者・非行少年に対し、犯罪性等の改善をとおして再犯しない人格を育成し、その社会生活の適応を促すための施設内処遇としての「矯正」、②法務省矯正局所管の施設等機関の総称としての「矯正施設」とを区分するものであり、①を処遇としての「矯正」、②を行政組織としての「矯正」と仮に定義することができよう。

##### ア 収容対象者の法的身分に関する問題

まず問題となるのは、既に朝倉(1963)が指摘しているとおり、処遇としての「矯正」には、その法的身分の違いからして、死刑確定者、未決勾留者、観護の措置により少年鑑別所に収容されている少年らの処遇を含めることが困難である点である。受刑者には矯正処遇が、少年院在院者には矯正教育がまさにそれぞれの目的達成のために展開されるが、拘置所等に拘禁されている死刑確定者や未決勾留者には更生に向けた矯正処遇は不要若しくは実施できないのである。少年鑑別所に収容されている少年に対しては資質鑑別に資するための観護処遇等は可能ではあるが、改善更生を目指す矯正処遇を実施の対象とはならない。しかしながら、行政行為としては、法務省設置法第4条第12号等にみられるように②の矯正施設における業務の総称を「矯正」と呼んでいるのである。

つまり「処遇の矯正」は（行刑＋矯正教育＋補導処分）に特化されているところ、法務行政としては、（行刑＋矯正教育＋補導処分）＋（未決勾留＋死刑確定者の拘置＋観護措置＋その他の収容）を「組織の矯正」行政として所管しているのであるが、それは「矯正」の語意を超えた用法となっているといわざるをえない。

##### イ 成人・未成年に関する問題

矯正の行政組織をみると、矯正局及び矯正管区においては、その所管業務を成人であるか否かという収容対象者の年齢を一つの区分として、「成人矯正」と「少年矯正」とに事務を分掌している。作用法である刑収法と少年院法に基づき所掌がわかれており整合性がとれているようにも思えるが、問題となるのは、「少年受刑者」処遇である。<sup>36</sup>

36 各省各部局においては所管する法令があり、その所管に基づき内閣提出の法案等を策定したり、法令に関する有権解釈等を行っており、法務省矯正局においては、刑収法、少年院法等を所管している。少年法に関しては刑事法の一つと整理されることからその所管は刑事局とされている。

未成年の受刑者は少年法の規定に基づき少年刑務所で処遇されることとなるが、少年刑務所の所管は「成人矯正課」である。<sup>37</sup>少年院や少年鑑別所の所管が「少年矯正課」であるから、それ以外の施設内処遇に関する所管という意味での「成人矯正」であるとしても、補導処分に関する業務が少年矯正課にある点を含めて考えると、成人か少年かによる区別は実質的な所管業務との不整合な部分も生じさせているといえよう。

さらなる混乱は、刑の執行として行われる矯正教育においても明白である。少年法第56条第3項においては、「懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳に満たない少年に対しては、刑法第12条第2項又は第13条第2項の規定にかかわらず、16歳に達するまでの間、少年院において、その刑を執行することができる。この場合において、その少年には、矯正教育を授ける。」と規定され、矯正教育が刑の執行となり得ることとされているが、保護処分と刑の執行とが処遇上同一のものとして成立することになってしまう。

つまり「成人矯正」は（刑罰＋未決処遇＋その他）であるのに対し、少年矯正では（保護処分＋観護措置＋補導処分）と刑罰以外の保護処分等を所管していることになるが、この区分に従えば少年受刑者と少年院在院少年受刑者の処遇を「成人矯正」「少年矯正」のいずれかに整理することは困難であり、「処遇の矯正」にも「組織の矯正」にも包含されない「矯正」が存在するという混乱の存在を指摘せざるをえない。<sup>38</sup>

#### ウ 改善更生の内容に関する問題

さらに問題となるのは、「処遇の矯正」においては、人間性の何を矯正するのか、というある種、素朴だが根源的でもある疑問である。改善更生を目指す「処遇の矯正」は、その収容要件として犯罪等何らかの「逸脱」が前提として存在するのであるが、その逸脱を施設内処遇によって補正することとして定義できよう。この「逸脱」には、「法律に違反する行為」だけではなく、未成年者の場合においては「ぐ犯」のように、「子どもがしてはいけないこと」「大人もしないこと」という枠組みから外れる行動も対象となる。

しかしながら、何が「逸脱」なのかの判断は、時代的な「子ども」観「保護」観の変化の影響を受けて、変遷が生じてくる。このような変遷の現象には未成年者の逸脱に関してのみならず、例えば、家庭内における夫婦間の暴力や子どもへの暴力の社会的な容認の程度の変容や、時代によってはまさに懲戒として容認されていた「体罰」が今日においては「暴行」「傷害」として犯罪捜査の対象とされるに至っていることなどから窺えるように、その時代時代の価値観・倫理観等が強く影響している

「逸脱」かどうかの判断が時代的影響を受けるものとするのであれば、逸脱の結果生じる犯罪、その行為者としての受刑者等における犯罪性も、当然のように時代的影響を受けることとなり、人格の矯正等はなにを対象として処遇が展開されるのであるか、大きな課題が提示されることとなる。

さらに、成人と未成年とでは明らかにその成熟度、成長発達の程度が異なり、有責性や年齢によって「処遇の矯正」の対象が異なってくる。この視点に立てば成人であるか否かによる区分も必要

37 組織法上、刑事施設は「刑務所、少年刑務所及び拘置所」と、刑務所と少年刑務所は並列に規定されていることから、その行政目的等は異なる点があるものと理解される。少年法第56条第1項「懲役または禁錮の言渡しを受けた少年に対しては、特に設けた刑事施設又は刑事施設若しくは留置施設内の特に分界を設けた場所において、その刑を執行する。」との規定があるが、少年受刑者は成人受刑者とは異なる取扱いをするという考え方が前提にあると思われる。なお、監獄法においては、監獄の種別として少年刑務所に関する規定があったところ、作用法たる刑収法の規定上は特に受刑者と少年受刑者の処遇上の区別をつけるような規定は見受けられず、その処遇は矯正局長通達「少年受刑者等の処遇の充実について」という内部規定に基づくものとされている。

38 吉永豊文「矯正処遇」森下忠他編『日本行刑の展開』（一粒社、1993）

となる。しかしながら、少年受刑者処遇における「処遇の矯正」と少年院在院者に対する「処遇の矯正」が同質ではありえないはずであり、とすると両者は処遇としての「矯正」のレベルにおいてその目的とするところは同質である。ただ収容形態、処遇形態が異なるだけであるのとすることが可能なのであろうか。その明確な違いについては判然としていない。<sup>39</sup>

#### エ 施設内において社会化を促進するという問題

上記の問題等が仮に整理されたとしても、最後に問題となるのは、社会から隔離された施設において社会性の涵養が可能であるかという点である。そもそも、刑罰執行に関しては、一般予防という当該対象者を社会から分離・隔離する事により社会の治安維持を確保しようとする機能と、特別予防としての当該対象者に対して更生復帰のために必要とされる処遇を実施し本人の社会復帰と社会内適応を促進しようとする機能の大きく2つの機能があるとされる。

「処遇の矯正」とはこれら2つの機能のバランスをとりながら、再犯防止に向けた処遇を施設内で実施してゆく行政行為であり、何らかの「逸脱」をなした者を社会から隔離・分断し、施設内において特定の処遇を実施するという点においては、未成年・成人の差は問題とはされない一方で、刑事政策上は、その対象の違いを踏まえ「成人矯正」、「少年矯正」と用語を使い分けてきている点に関する混乱等についてはすでに指摘したとおりである。

さらに、ここで問題となるのは、社会内の適応を図る、再社会化の働きが果たして、社会とはまったく異質な生活環境である「矯正施設」においてなしうるのかという点である。「刑務所は小さな社会である」等の発言を聞くことはある。これは刑務所等の一面を示してはいるが、自己決定権の大部分を奪われ、刑務官等により管理されている施設が一般社会と同質であるとするのには無理があろう。

また、個々の受刑者の社会的・家庭的背景が千差万別であり個々の異なる事情を抱えていることを考えると、社会復帰支援としての「処遇の矯正」が、実際のところどれだけ効果を上げることができるか、そもそも、施設内においてそのような処遇が可能であるのか、疑問なしとはできないところである。

語義からみる本来の「矯正」には社会復帰支援的な機能は内在しておらず、逆に「社会復帰（リハビリテーション）施設」として刑務所や少年院が位置づけられるべきとするのであれば、「矯正施設」ではなく「社会復帰施設」とすることにより、この問題に対応しうるともいえる。ここからは、「矯正」モデルとは異なる新たな処遇モデルの必要性が示唆される。

### 3 刑事政策としての「矯正」

犯罪者・非行少年への「改過遷善」としての「矯正」とは別に、刑事政策上の用語としての「矯正」の概念は、組織法の影響を強く受けたものと考えられるが、以下その変遷を概観し、今日的な課題を明らかにする。

#### (1) 司法保護としての「矯正」

国立武蔵野学初代院長菊池俊諦は、司法保護について「司法保護という言葉は、最近の用語で、大正11年(1922)5月司法官制の改正以来のことである。而して司法保護とは、釈放者の保護と、

39 少年法第24条においては、少年審判事件の処分として、①保護観察、②児童自立支援施設又は児童養護施設への送致、③少年院送致の3つが保護処分として規定されているが、②については18歳未満の少年に限られ、③についてはおおむね12歳以上の少年に限られ、年齢が処分決定の一要因とされるとともに、福祉機関における処遇が処分の一つとされるが、「矯正」とそれ以外の処分・処遇との関連はどのようなものか。保護処分としては①②③とも同質であり、その目的とする点においても類似性があるが、①、②については「矯正」とは区分されている。

少年の審判矯正とを包括した名称である。換言すれば、司法保護は、刑事政策に立脚して、犯罪者たるべきおそれのあるものを保護し、以て犯罪の予防と鎮圧との目的を達し、社会を改善することをその特色とすることは、司法省保護課の発表によりて明白である。」<sup>40</sup>と述べている。

これを裏付けるように大坪(1996)は「大正11年の春、少年法と矯正院法が成立して、いよいよ近く少年法による少年保護事業を始めることができるという見とおしが立ったので、同年5月下旬『監獄局』を『行刑局』と改め、『出獄人保護』を『釈放者ノ保護』と改め、『釈放者ノ保護ニ関スル事項』と『少年保護ニ関スル事項』は共に官房保護課が取り扱うこととした。この時まだ『司法保護』ということばはなかったが、当時の保護課長宮城長五郎は初代の保護課長で当時行刑局長であった山岡万之助と協議して、少年保護と釈放者保護とは内務省所管の慈善救済的保護事業とはちがって刑事政策の理念による事業であることを明らかにするために、新たに『司法保護』という用語をつくり、それ以降公文書などでは努めてこの『司法保護』ということばを用いることにした。」<sup>41</sup>と述べている。

その後の司法保護、少年保護の司法省内の所掌組織の変遷について「司法保護の中央機構の歴史を考えると、大正9年に司法大臣官房に設置された保護課が、昭和10年代に入って大活動をはじめ、保護の制度機構の充実拡大を次々と実現したので、これに伴って昭和15年10月30日に保護課は保護局となり、保護局は第1課から第4課までの4課を擁して益々鋭意この事業の充実進展に努めたものであるが、昭和17年11月1日、太平洋戦争の消耗に起因して行われた行政簡素化のために4課制から3課制(総務課、少年輔導課、思想輔導課)となり、さらに昭和18年11月1日、政府の行政機構縮小によって保護局は行刑局と共に廃止され、両局の代わりに刑政局が設置され、刑政局に第1課から第4課までの4課が置かれ、第1課と第2課で行刑を受けもち、司法保護は第3課(少年保護と釈放者保護)と第4課(思想犯保護)で取扱うこととなったが、この刑政局においては、保護は行刑とは沿革も機構も異なる小部門であるためか、幹部の関心はおのずから、全国に多数の施設と職員をもって運営される行刑の問題に傾きやすいようで、保護が行刑の陰に隠れて忘れ去られるような場面が時折見られたのであった。それで私どもには、司法保護の中央機関は行刑の中央機関から分離して、これを独立させねばならないという考えが、何時からか深く根づいていたのであった。」<sup>42</sup>と述べられているが、「矯正」は司法保護の少年保護における矯正院等の施設収容処遇を意味し、行刑に包括されるものではなかった。

換言すれば、行刑の機能は「司法保護」には含まれず、また、「司法保護」に内在している「矯正」の機能とは明確に峻別され整理されている。

## (2) 更生保護に対する「矯正」

### ア 「司法保護」と「更生保護」

司法保護とした出発した少年保護、免囚保護等の業務が現在は「更生保護」と称されるようになった経緯等について、大坪(1960)は、次のような事情があったことを説明している。「ところが、その司法保護事業あるいは司法保護という名辞は、昭和二十五年、既に司法大臣とか司法省という名称の官庁がなく、司法保護事業法が廃止され、法務省の所管事項から『司法保護』が消えて『更生保護』があらわれた時以降は、もはや法令の上や行政上では、用いられることのない、従って通用性のない廃語になってしまっている。更生保護と更生保護事業、この二つの言葉は現在広狭二様に

40 菊池・前掲注17,9頁(附録)

41 大坪興一『更生保護の生成』財団法人日本更生保護協会(1996),50頁

42 大坪・前掲注41,72頁

用いられている。更生保護という名辞を始めて用いた犯罪者予防更生法で、そこには定義はないけれども、同法にいう更生保護が『犯罪者の更生を保護すること』あるいは『更生のための保護』という程の広義であることは、字義から考えても、また同法の『更生保護の機関』とか『犯罪者の更生保護及び犯罪の予防』とかいう言い方を見ても、明瞭である。法務省設置法中の『更生保護』も同じ意味である。<sup>43</sup>戦前は司法保護の中に含まれていた少年矯正が、戦後の更生保護に含まれなくなり、このように組織法の改正・改編に伴い、行刑と少年矯正が一つの行政区分としてまとめられた事が示唆される。

しかし、「更生」の字義から言えば保護処分としての少年院処遇は更生保護と同意であり、ここに少年矯正が行刑と一括され、「矯正」行政として括られてしまったことにより、「更生」機能が弱体化しかねない可能性が示される。<sup>44</sup>

#### イ 法務省の設置に伴う「矯正」と「保護」

昭和27年(1952)7月に法務府設置法の一部が改正され、法務府が法務省となり、大臣官房の他に民事局、刑事局、矯正局、保護局、訟務局、人権擁護局、入国管理局の七つの局が設置された。

この法律により、矯正局においては成人・少年犯罪者等への施設内処遇を意味する「矯正」業務が、保護局においては、執行猶予・仮出獄・仮退院者に対する保護観察及び保護処分としての保護観察等の社会内処遇を意味する「保護」業務が、それぞれ所掌業務とされた。

この改正により、それまでの「(少年)矯正」が矯正院送致+少年保護団体への委託を所掌し、「(司法)保護」が少年保護、思想保護、免囚保護、を所掌するものとして整理され用いられてきた意味が大きく変更され、「矯正」と「保護」の語が、施設内処遇と社会内処遇をそれぞれ所掌するものへと変質して、今日に至っていることとなる。

#### ウ 施設内処遇としての「矯正」

日本国憲法の制定により、三権分立が明確となり、司法省が解体され、裁判業務等が司法省から独立し、残された業務等を法務庁が継承したが、組織法上は、それまでの少年保護のうち矯正院等に関する業務を意味するものとして用いられていた「矯正」に、行刑に関する業務も含まれることとなった。この背景には、犯罪者・非行少年に対する処遇等を意味する「Correction」を「矯正」と訳出したことによるが、反面、第二次世界大戦中、国家思想・軍国主義に基づく受刑者処遇を展開してきたわが国行刑行政の負の遺産を払しょくし、更生復帰理念に基づく新たな行刑像を示す必要も意識され、ことさら「矯正」なる用語が用いられたと推測されることもある。

また、少年保護を含む司法保護の組織の変遷は、戦前は司法省刑政局として、戦後は法務庁成人矯正局・少年矯正局、法務府矯正保護局として、常に行刑組織の一部に付加される形の行政組織であったことから、その組織の行刑からの切り離し・距離感が意識されていた。ところが、戦後の司法省解体とその後の法務省への組織改編の流れのなかで、司法保護の一部である少年保護のさらに一部である矯正院運営等を意味していたそれまでの「矯正」が、庇を貸して母屋をとられるような形で、より広く、行刑+少年院処遇等を意味する組織法上の用語として変質し、他方、司法保護における釈放者保護等の社会内処遇が「保護」として改変され、以降「矯正」と「保護」の語はこの枠組みを内容とにおいて用いられることとなった。<sup>45</sup>

43 森山武市郎先生遺徳顕彰の会編『司法保護の回顧 森山武市郎先生顕彰録』(1969), 180 頁

44 大坪與一「保護観察制度」『少年問題と法律』(有斐閣, 1951)

45 大谷正敏「刑事施設における矯正の歩み」刑政第84巻第6号(1973)

#### 4 まとめ

「矯正」という言葉は、明治以降の刑事政策の中で犯罪者・非行少年への「改過遷善」を意味する用語として使用され、大正11年(1922)の「矯正院法」施行以降は、感化教育等との対比から司法保護における矯正院処遇を指し示す言葉として、新たな意味が「矯正」に付加された。刑事政策におけるこの広義・狭義の「矯正」は昭和25年(1950)の法務省設置法施行まで継続する。昭和25年以降の狭義の「矯正」は、それまでの矯正院・少年院における処遇のみならず、「行刑」をも含めた犯罪者・非行少年の施設内処遇へと変容し、今日においては、その対象別に「少年矯正」「成人矯正」と称されるまで拡充してきているところである。

この変遷は、これまでの「性格の矯正」等を指す「改過遷善」という広義にとられていた「矯正」に着目すれば、実は狭義となり、犯罪者・非行少年の社会復帰支援のための施設内処遇として、「改過遷善」を目指す各種個別的な処遇を含めた別な意味での広義の「矯正」へと変容してきていると行うことができよう。この改善更生作用としての「矯正」について、堀(1988)はその方法論に着目し二つの処遇理念の存在を次のように指摘している。「受刑者及び在院者(以下「受刑者等」という。)の改善更生を図るための処遇制度は、右に述べたようにそれぞれ根拠となる法律の別に異なるが、共通する二つの基本的思想に基づいて組み立てられていることが認められる。一つは、受刑者等の個々の資質よりも、その社会的存在ないし集団構成員としての地位に重きを置き、集団の規律に従い他と協調して秩序ある共同生活を送ることのできる態度、習慣の育成を図ろうとするものである。それは、個々の資質にかかわらず、およそ行為の是非善悪を弁別し、これに従って行動する能力を有する者は、自らの意志と努力により、社会の秩序、集団の規律に従って行動することが可能であるという人間観に基づいている。その努力を促進するための手段として、処遇に段階を設け、成績に応じて順次処遇を緩和する制度をとるものから、累進制と呼ばれるが、それは手段に対する呼称にすぎない。他の一つは、受刑者等の個々の資質に重点を置くもので、専門的な調査結果に基づき、個別に必要とされる方法により処遇を行い、社会生活への適応能力の育成を図るものである。そこでは、効果的な処遇方法の有無ということもあり、遵法精神の養成よりも、物質的生活手段を獲得させるための能力の育成又は障害の除去に重きが置かれ、基本的学力を欠く者には教科指導によりこれを補修し、職業適応に応じて必要な技能を附与するなどの方法により行われる。」

46

この指摘からは、処遇対象を集団中心に置き対象者はその集団の相互作用等をとおして、自ら改善をなしてゆくという処遇方法と、他方、個別処遇として問題の把握とそれへの個別的な対応により、問題の改善を図ろうとする処遇方法の二つが提示されている。この二つにおいてはいずれも「矯正」作用が方法として位置づけられているが、とりわけ施設内での処遇に着目すれば、前者の処遇方法への比重が高くなることになりがちである。この集団の相互作用を用いた処遇は、一面においては管理主義的な処遇に偏る危険性を有しており、矯正施設における幾つかの重大事故の遠因となっていることも否定できない。

堀のこの「改善更生」に関する見解には、「性格の矯正」や「犯罪性の除去」という言葉は認められない。堀の指摘するこの基本思想は、それぞれ集団生活や社会生活への適応を目的においているものではあるが、「矯正」に内在する改善主義的な理念から派生する種々の問題には言及せず、矯正

46 堀 雄「少年法の性格」『矯正協会百周年記念論文集第二巻』(矯正協会, 1988), 343 頁



の目的を「共同生活を送ること」と、各種のスキルの習得を含む「社会化」に焦点をあてて論じられているといえる。

これは、「性格の矯正」にみられる、問題点を除去するといった「引き算」ではなく、社会適応力の育成に必要なスキルを「附与」する「足し算」の処遇観が示されていると考えることが可能なのではないか。本来の「矯正」とはその字義がしめすとおり手段・方法であるが、そもそも施設収容処遇という社会から隔離された環境であるという前提を踏まえると、目的として「社会化」、「社会復帰」を目指す機能が求められることになる。このように考えると、「性格等を矯正する」という従来の「矯正」では、あまり指摘されてこなかった「矯正」像を示しているといえる。つまり、当事者の社会復帰に必要となる集団・個別処遇の必要性、足し算の処遇、それは、今日的には「回復」「立ち直り」と言われる処遇にまで行きつくものえあるが、その必要性が萌芽的であれ、ここにおいても主張されていると、整理することが可能と言える。

## Ⅱ 「矯正」の明確化とその今日的課題分析

### 第3「矯正教育」の成立と展開

- 1 「矯正教育」の成立
- 2 「子ども」の成長発達と矯正教育
- 3 「矯正教育」の展開
- 4 まとめ

#### 1「矯正教育」の成立

少年院における処遇に関しては、平成26年(2014)に成立し平成27年(2015)6月から施行された新少年院法においても、旧少年院法と同様に、「矯正教育」を中心にした改善更生と社会復帰を目指す諸活動が定義されている。しかし、この「矯正教育」という用語は大正少年法下の矯正院処遇においては、法律用語としてではなく、矯正院での処遇等を言い表す用語として用いられていた。その後、昭和23年(1948)の少年法及び少年院法において、「矯正教育」という用語が法律用語として用いられている。しかし、矯正院法下における「矯正教育」の用例等に関しては、改善更生と社会復帰を目標とする少年院での処遇等を意味するものとは異なる位置づけがなされていた。

以下、その主な相違点を確認しつつ、「矯正教育」の意義と今日的課題を明らかにする。

#### (1) 組織・機関での処遇を言い表す「矯正教育」

大正少年法が大正11年(1922)に成立する以前の非行少年に関する特別な処遇は、明治33年(1900)に公布された感化法に基づき展開されてきた。大正少年法施行後は、この感化院と矯正院がそれぞれ保護処分執行機関として併存することになり、それぞれの組織・機関における処遇内容の差異が大正少年法審議段階からも問題とされてきた。この当時の帝国議会での審議やその後の法案審議に関する回顧談等においては、感化院での処遇が「感化教育」とされ、それに対比し矯正院における処遇が「矯正教育」とされている。異なる処遇をともに「教育」と表現し、これに組織・機関名である「矯正院」の「矯正」を冠し、展開するという意の用語に冠して、通称として用いられていた。換言すれば、矯正教育の「矯正」には事後みられる「性格の矯正」や「改善更生」といった意味はなく、単なる組織・機関名を冠した意味で用いられていた点が、今日的な「矯正教育」とは異質といえる。

このような意味で「矯正教育」の語が用いられた例として、大正11年(1922)2月衆議院少年法案外一件委員会における山岡萬之助の答弁の中での、「保護処分ハ刑事処分デアリマセヌノデ、全ク是ハ感化法ト同様ナ事デ、普通教育、感化教育、矯正教育ト云ウヨウナ、刑罰ト懸離レタ事ヲヤルノデアリマス、只今ノ感化法以外ニ今一ツノ教育施設、ソウ云ウモノヲ茲ニ造上ゲタノデアリマスカラ、十八歳未満デアリマスレバ、総テ此支配ヲ受ケマス、」<sup>1</sup>「モウ二年位余裕ヲ取ッテ置イタラ宜シイカロウト云ウ所カラ二十三歳ニ致シマシタ、事実ノ上ニ於イテハ、矯正教育ハ挙ガラナカッタト云ウコトハ無カロウト、斯ウ云ウ頭デス、」<sup>2</sup>がある。この答弁において「矯正教育」という用語が用いられているが、公用の場面として用いられたのはこれが最初であり、それは、感化院で

1 森田明『大正少年法』（日本立法資料全集19）（信山社、1994）、984頁

2 森田・前掲注1、987頁

はなく矯正院での教育を意味するものとされており、今日の少年院法に規定されるどころの「矯正教育」より広い概念として用いられているといえる。

また、立法作業に携わった山岡万之助は昭和11年(1936)の『少年保護』誌において、感化教育と矯正教育を別組織として設けた理由等を説明する中で「それで一面教育の方面から行くと、単純な教育では不良児童は到底いかない。そこで感化教育というものが教育より延びて感化教育になる。而も刑罰の方から行くと、ただ刑罰を以て人を改善する、不良少年を改悛するということは、これは不十分だ。そこで矢張り、矯正教育を以て、刑罰に至る以前に於いて防止しなければならぬ、そういう考えが刑罰の方面から出てきて、即ち少年監獄というものに於いて改善主義を敢行していく。

「犯罪少年」というものが適当ではありませんが、犯罪少年を改善する方が、刑罰を以てするよりか、より宜いということになってきたと思うのであります。これは一面教育、一面は刑罰というものの間に、特殊なものが出た。言い換えると、教育と司法の間に中間地帯が出て来て、そこに監獄教育、矯正教育、これを包括する保護処分、斯ういうことになったのであると思うのであります。」<sup>3</sup>と、説明している。ここでは、「監獄教育、矯正教育、感化教育」と、組織・機関名に「教育」を付してその活動等が例示されており、その差異はそれぞれの組織の差であり、その組織における取り組みを教育として付加したものと整理される。

## (2) 矯正院での在院者処遇理念としての「保護教育」

「矯正教育」が組織・機構での処遇を示すものなのであれば、矯正院での処遇理念を言い表す用語等はどのようなものとされていたのであろうか。既にみたとおり、大正11年(1922)3月の貴族院本会議における少年法案等に関する特別委員会の審議内容の報告発言からは、矯正院における処遇は「感化院」と同質の「保護教育」であると説明されている。一方、このような感化院と矯正院の処遇が同質であるという意見に対して、菊池(1932)は「我国の感化教育と矯正教育とを包括して、保護教育と称し、其大要を叙述する。されど等しく保護教育と称するも、其形式内容が、種々の点に於て異なることは、固より論ずるまでもない。」<sup>4</sup>と、感化教育と矯正教育を「保護教育」として同一視することへの反論を述べている。しかし、このような反論がなされること自体、当時においては、「保護教育」として、矯正院と感化院での処遇が包括的なものとして位置づけられていたことの証左といえる。

また、昭和23年(1947)衆議院司法委員会での佐藤法務行政長官答弁では教護院との処遇の異同に関して、「保護する手段が矯正施設にいて保護するに適当な強い不良少年であるか、あるいは矯正施設にいれないで、いわゆる児童福祉施設において保護する方が適当である程度の軽い不良少年であるかという程度の差別にすぎないと考えております。」<sup>5</sup>と、説明されている。矯正施設と児童福祉施設は「保護教育」行うという点で同一性であり、その差異は、保護の対象となる少年の不良性の程度だけであると考えられていることがしめされている。つまり、第二次世界大戦後の新少年法審議段階においても、「矯正教育」とは、組織・機関の区別をいい表す意味において用いられていた用語であったといえる。

## (3) 保護教育からみた感化教育と矯正教育の同一性

このような「保護教育」の基本理念に関して守屋(1977)は、「旧少年法制定時における人道主義、博愛主義的思想も、少年の人格を権利として尊重したのではなく、上からの愛であり、君主とし

3 山岡万之助「少年法を語る」『少年保護』第1巻第4号(1936)

4 菊池俊諦「保護教育」『岩波講座 教育科学第六冊』(岩波書店, 1932), 3頁

5 矯正協会編『少年矯正の近代的展開』(1984), 730頁

ての慈愛であったことは前にみたとおりである。(中略) 犯罪少年、不良少年に対する刑事政策である以上、その目的を志向する旧少年法は、犯罪防止のために一定の教化作用を営むことを前提としていたのである。<sup>6</sup>とし、上から下への慈恵・恩恵的な精神主義・訓育主義的なものとして説明している。当時の保護教育は、本人の人格や権利を尊重しその育成や確保に努めるものとは異なる方向性を有し、国家が強く当時者に介入するという強制力をもった「教育」（それは「教化」と表現されている。）として「矯正院」という場において展開されていた点への留意が必要である。

「教化」を基本とするこの「保護教育」の在り方について、菊池(1932)は、感化教育と矯正教育が同一視されることへの懸念を次のように示している。「保護児童に関する保護教育思想に、少なくとも三大別の存することを認めねばならぬ。一は刑罰、懲戒、隔離、拘束、強制等の思想を根拠とするものである。二は博愛、仁慈、温情、救済等の指導を論拠とするものである。三は児童の本質、並に社会の本質に基づき、教育的処遇を施さんとするものである。感化教育と矯正教育とは、広き意味に於て保護教育の分枝であり、所謂教育保護精神の発揚せるものなれども、其沿革的事業並に思想的根拠に於て、著しき相異あるのみならず、更に之を如上の三大思想に照らせば、其縦横交錯する実情が著しく異なっている。富士川游氏は嘗て感化教育を非難して、強制教育の残骸であると断言せられた。感化教育既に然り、況や矯正教育に於てをやである。保護教育の本質を明確にすることは、正に刻下の急務である。」<sup>7</sup>菊池のこの発言で注目すべきは、感化教育と矯正教育は広い意味においては保護教育に包括されるが、一方で、この保護教育に対しては強制的な教育であるとする非難があり、その非難に応答するためには、保護教育の本質を明確にすることが急務である旨が述べられている点である。換言するならば、当時においては、感化院における感化教育も矯正院における矯正教育も刑罰とは異なる理念に基づく保護教育とされながらも、その実態、本質は刑罰の延長線にある強制的な教育としての色彩を有したものであることに警鐘を鳴らしていたといえる。そして、その背景には、保護教育においても強制力があるというような認識が、一般社会に存在し、保護教育の保護的な内容が不明確な状況であり、また、保護教育としての理念等が未確立でもあったという事情があったといえる。

他方、矯正教育は保護教育として刑罰とは明確に一線を画しており、感化教育を目標に保護教育に包括されている点、今日の刑罰と矯正教育との距離感を考えれば、当時においてはより社会福祉的な処遇として位置づけられていたといえる。この点について菊池は次のように述べている。「然るに刑法学者の中には、児童保護問題は広く観察すれば、実は社会政策問題にして、刑事政策の範囲を超脱するものであるが、只犯罪少年の問題が刑法に関係あるため、刑事政策の見地より、特に之を論及するに過ぎずと認むるものがある。此の意見は、児童保護、殊に不良児童保護に関しては、自ら社会政策的見地と刑事政策的見地との二方面あることを示すものである。学者屢々少年の保護、監督、感化は刑事政策上の要求にして、又実に一般社会政策上の要求なりと論ずる所以のものは、恐らく此に在する。従がって刑法学者の中には、少年法は刑事政策と一般社会政策との総合的成果なりと論ずるものがある。」<sup>8</sup>この主張は、保護や監督・感化といった社会政策のテーマが「犯罪少年の問題」として刑事政策化され、その延長線上で、それまで純粹に社会政策であった感化・保護が、刑事政策の中でも取り扱われる不合理を示しつつも、「不良児童保護」としての保護教育には刑事政策的な矯正院における教育も含まれるものとしているといえる。

6 守屋克彦『少年の非行と教育』(勁草書房, 1977), 149 頁

7 菊池・前掲注 4, 39 頁

8 菊池・前掲注 4, 37 頁

このような保護教育としての同一性は、感化院・矯正院それぞれの処遇に関する規定からもうかがえる。感化院法施行規則第5条「在院者ニハ独立自営ニ必要ナル教育ヲ施シ実業ヲ練習セシメ女子ニ在テハ家事裁縫等ヲ修習セシムヘシ」と、矯正院法第9条「在院者ニハ其ノ性格ヲ矯正スル為厳格ナル紀律ノ下ニ教養ヲ施シ其ノ生活ニ必要ナル実業ヲ練習セシム」とそれぞれ規定されている。感化院においては、対象を不良児とし、社会での自立を促すため、教育・実業を施すべしとされる。また、矯正院においても、性格の矯正のための教養と生活に必要となる実業訓練、教育・教養+実業というほぼ同一な処遇のなされるべきことが明記されている。これらの類似点からも、保護教育として、感化教育と矯正教育は同質性を有していたといえる。しかしながら、矯正院においては「性格ヲ矯正スル為厳格ナル紀律ノ下ニ教養ヲ施シ」と強い規律が求められている点、そして「教育」ではなく「教養」としている点については、その後の矯正院法改正時、その意義が問われることになるが、その点については後述する。<sup>9</sup>

#### (4) 「矯正教育」の処遇理念の変遷

このような保護教育としての感化教育については、その基本法たる昭和8年(1933)少年教護法により、その処遇を言い表す用語として「教護」が用いられ、さらに昭和22年(1947)児童福祉法の公布により少年教護法が廃止となった後は、その処遇は「養育」や「社会的養護」といった用語で表されることになる。少年教護法が廃止された翌年の昭和23年(1948)新少年法とともに少年院法が公布されるが、これによって、それまでの通称として用いられていた「矯正教育」という用語が法律用語として用いられることになる。これは、「矯正教育」がそれまでともに保護教育として括られていた感化教育や、その流れを組む教護・養護と一線を画すことをある意味示している。事後、少年矯正は成人矯正と並列に「矯正」として整理され、保護観察等の更生保護事業としての「社会内処遇」に対して、「施設内処遇」たる「矯正」として取り扱われる。

また、「処遇」という表現は、社会福祉サイドからは異質な用語として受け止められているようである。それは、主に矯正施設への収容等に密接するものとして用いられ、特殊な用語として位置づけられていた。「処遇」の用例に関するこのような意識の差は、「処遇」という用語には保護教育とは異なる刑事政策的な理念背景があるものと、とらえられていたと考えられる。このような事情を窺わせたものとして、昭和60年(1985)に出版された教護院運営にかかる標準書ともいえる全国教護院協議会編『教護院運営ハンドブック』では、「処遇」という用語の説明として、「この語は主として矯正関係などで使用されているものであり、本書では、この語の意味にあたる場合は、「教護」「指導」「取り扱い」などの語を適宜使用しました。ただし、戦前の資料または文献、教護院外のことについて言及したものの、第2章第5節3の「刺激遮断法」の一部分などでこの語を使用しています。」<sup>10</sup>と、記載されている。

以下、「矯正教育」の処遇理念がどのように確立し変遷していったか、その実態と内容について確認することとする。

#### ア 保護教育としての矯正教育

大正11年(1911)に公布された少年法及び矯正院法においては、「矯正教育」という用語は用いられていない。矯正院での処遇内容を示す規定として、矯正院法第9条「在院者ニハ其ノ性格ヲ矯

9 小川恂蔵「少年院の教養」『少年保護講習会講演集』財団法人日本少年保護協会大阪支部(1932)、石井良助「我が古法に於ける少年保護」『少年保護論集』司法保護研究所編纂(1944)、内丸 廉「少年矯正教育の本質」『少年保護論集』司法保護研究所編纂(1944)、坂田 仁「旧少年法における保護処分について」法学研究 第33巻第4号(1960)

10 全国教護院協議会編『非行克服の理念と実践 教護院運営ハンドブック』(三和書房, 985)、凡例

正スル為厳格ナル紀律ノ下ニ教養ヲ施シ其ノ生活ニ必要ナル実業ヲ練習セシム」とされており、この時点においては、矯正院における教育として「矯正教育」が意味づけられ、その内容においては、性格を矯正するための教養と、生活に必要となる実業のための練習を実施すること、とされていた。

財源上の制限から矯正院は、当時、多摩少年院と浪速少年院の二施設しか、設立されなかったが、このうちの浪速少年院の初代院長であり、また、多摩少年院の第三代目院長となる小川恂蔵は、「保護少年の教育」は人格の育成にあるとし、その処遇理念を次のように述べている。「少年不良化の原因は其素質の不良によると、其環境又は教育の不良によるとを問わず、共に等しく一人格としての待遇を享くる能はざりしに帰するものである。故に彼等をして自己本然の性に還らしむる所以のものは、一に全く自己人格の尊厳に目覚ましめ、其完成に努力せんとの勇猛心を喚起せしむるに如くものはない。保護少年教養の第一議は実に茲に在って存するものである。区々の制度、区々の施設の末に拘泥して、此根本理念を忘却してはならぬ。」<sup>11</sup>保護教育の要点として、在院者を一人の人格を持った存在として受容すべきことの重要性を指摘している。

また、保護教育は人格の育成に立脚すべきであることを踏まえ、矯正院における職員と在院者との関係について「自他の敬愛」をその基本理念とするよう次のように指摘している。「保護教育が人格の基礎概念の上に立脚すべきことは今更ら事新しく論ずる迄も無い処である。『自他の敬愛』こそは斯業従事者の標語でなくてはならぬ。吾等は可憐なる少年者の為に謙譲にして真摯なる伴侶となりて、彼此相携へて自他人格完成の途に上がるべきである。彼等の為めに貢献する事によりて、自家の完成に一歩を進むるの、限りも無き法悦を味得すべきである。彼等の悩みを己の悩みとし、舐ばまれて行く少年の心境を開拓して本地の風光を顕揚し、絶後に蘇るその契機を打開するの外、猥りに他を裁き、他を感化せんと思ひ上がるが如きは、之を言ふだに神の冒瀆ではないか。」<sup>12</sup>このような明確な処遇理念が当時の矯正院には存在し、また、その理念として今日でいうところの人格の確立を図る成長発達権の保障と職員側の責務・義務、そして後述・検討する「共生・共育」的処遇理念にと同質といえる「自他の敬愛」という用語が明記されているといえる。

さらに、浪速少年院の教官として小川院長と共に施設勤務にあたった池口(1929)は、当時の矯正院のありようを「少年の保護所」として、「凡そ矯正院は少年法の制定によって生まれた少年の保護所であり、少年自身の立場よりすれば、制度上一人格としての取扱を受けて為し得る修養の最後の道場であらねばならない。」<sup>13</sup>と、位置づけている。在院者を一人の人格をもったものとして処遇する点が強調されるなど、刑罰とは全く異質な保護教育の実践の場としての矯正院の施設のあるべき姿が示されている。<sup>14</sup>

#### イ 矯正院教育の目標

矯正院における処遇は、矯正院法第9条で規定されているとおり、性格の矯正のための教養と生活に必要となる実業の練習の二つを実施することとされている。つまり、「矯正」機能は性格の矯正としての教養にのみおよぶと読めるが、矯正院では、教養と実業という二つの処遇が実施されていた。この点について、浪速少年院三代目院長であった内丸(1930)は、「矯正教育の目標は性格の矯

11 小川恂蔵「保護少年の教養に就いて」『浪速少年院の教養 第一輯』(1929), 7 頁

12 小川・前掲注 11, 7-8 頁

13 池口尚夫「浪速少年院収容少年の処遇概説」『浪速少年院の教養 第一輯』(1929), 34 頁

14 小玉亮子「近代日本における子どもの『保護』の制度化過程-1922年少年法の個別的処遇の転換に焦点をあてて-」『横浜市立大学論叢』第44巻1・2・3合併号(1993)

正と生活に必要となる実業の練習とであって其の手段は厳格なる紀律の下に教養を施すことである。

(矯正院法第9条) 性格の矯正はまづ不良習慣を打破することであり之と同時に新に善良な習慣を養成することである。けだし性格教育の本体は知育ではなく実行力の養成すなわち訓練が主であってそれは畢竟習慣の養成に外ならないのである。まず実行せしめ漸次実行に伴う満足感を活用して習慣の自発的養成に導き、堪忍反復遂に習慣をして固定せしめなければならない。性格は要するに意志の習慣づけられたものに外ならないのであって、其の習慣ははじめは他律的に養成せられるのであるが、之を基礎として次第に自律的に養成せられるようになり、遂に性格の完成を見るに至るのである。」<sup>15</sup>と、「矯正教育」という用語をもちいながら、その目標を「性格の矯正と生活に必要となる実業の練習」の二つにあることを説明している。

このように矯正院での諸活動を「矯正教育」としながらも、それは「性格の矯正」にのみ限定・集約されるものではなく、「生活に必要となる実業の練習」とセットとされている点において、保護処分としての処遇目的とその方法等を検討する上で、当時において、今日に通ずる体系が構築されていたことが示されている。

#### ウ 「矯正」の内容

大正少年法下においては、感化教育との対比において、矯正院で行われる教育を意味する「矯正(院)教育」として、または、司法省所管の矯正院、少年保護団体、少年刑務所における保護教育的な働き掛けを意味するものとして、「矯正」は多義的に用いられている。

改善更生を意味する処遇の「矯正」について、保護処分としての性質とその目的について、大阪少年審判所長であった永田(1932:2015)は雑誌『我が子』において「矯正教養」と「矯正教育」という用語を用いて次のように説明している。「保護処分トハ犯罪少年若クハ准犯罪少年(不良少年)ニ対シ少年審判所ガ刑事政策ニ基キ矯正教養ヲナス為メ宣言スル不服申立ヲ許サザル行政処分ナリ」<sup>16</sup>、「而シテ矯正教養トハ矯正教育ト云フニ同シク将来反社会的行為ヲ繰返サザルベク其性癖ヲ矯メ指導陶冶スルヲ云ウ少年法ニ所謂保護処分ハ犯罪少年ニモ刑罰ヲ以テ望マスシテ之ヲ保護善導シ少年ノ環境ヲ改善シテ之ヲ教養啓発セシメ以テ社会的生活ヲ脅カスベキ反社会的行為ヲ予防シ社会ノ浄化ヲ期セントスルニアルガ故ニ普通教育ト異ナ特種ノ目的ヲ有シ或種ノカヲ背景トスルノミナラズ時ニ或ハ或種ノ自由ヲ制限スルコトナキニアラザルベシ之ニ保護処分ハ反社会的行為ノ鎮圧予防ヲ目的トスル矯正教養ヲ為サシムル為メ国家カ宣言シタル意思表示ナリト云フヲ得ベシ」<sup>17</sup>として、普通教育との違いを説明している。

ここでは、「矯正教養トハ矯正教育ト云フニ同シク将来反社会的行為ヲ繰返サザルベク其性癖ヲ矯メ指導陶冶スルヲ云ウ」と、性格の矯正に限定しているようではある。しかしながら、少年法における保護処分に関しては、「保護善導シ少年ノ環境ヲ改善シテ之ヲ教養啓発セシメ以テ社会的生活ヲ脅カスベキ反社会的行為ヲ予防シ社会ノ浄化ヲ期セントスル」と説明しているとおり環境・社会生活の改善に視点を置くことの重要性も指摘している。そして、その目的は今日的な「改善更生と社会復帰支援」とされる矯正処遇観に近いものとして説明されているように考えられる。

一方、「矯正院教育」という表現を用い、矯正院における改善主義的な「治療教育」の意義等に関して小川(1936)は次のように説明している。「矯正院教育は個性に即する教育で無くてはならぬ。各種部門の治療機関と、熱意あり蘊蓄ある治療人々が完備して、始めて教化可能者がそれぞれの部門

15 内丸 廉「矯正院の教養」『浪速少年院の教養(第二輯)』(1930), 7頁

16 永田三郎『少年法講義[復刻版]』(現代人文社, 2015), 157頁

17 永田・前掲注16, 165頁

に於て完全治療の恵沢に浴する事が出来るのであり、教化不可能者に対しても固より開かるべく叩かるべき門戸が備えられねばならぬ。」<sup>18</sup>、「矯正院教育に於ては、故に、最も力を効すべきは個性に適する治療教育であり、而もそれが徹底的に施療せらるべきを必須条件とする。微温的であり、形式的であつてはならぬ。飽くまでも少年者の肺腑に徹しなくてはならぬ。」<sup>19</sup>この説明は、矯正院における教育は対象者それぞれの個人的特性に応じた個別的処遇でなければならないことを示すとともに、職員との相互作用による治療効果に関して言及している。また、「矯正教育」という表現は用いられず、矯正院における諸活動を包括する「矯正院教育」として、対象者の特性に応じた「治療教育」の重要性が指摘されている。この点からは、当時においては「矯正教育」という用語は一定の定義がなされておらず、それぞれの論者において、単に組織・機関を言い表す場合や「性格の矯正」の用例にみられるその機能・作用を言い表す場合に用いられていたことが窺える。

また、保護教育の実施の場が矯正院に限定されていなかったことについて、齋藤(1936)は、「矯正院と保護団体・少年刑務所との匡正作用の限界である。蓋、矯正院の存立意義は収容少年の社会的適応性の充足に重点を有することは、保護団体及び少年刑務所のそれと趣を同じふする。畢竟この三者は、具体的施設を通じてする匡正作用乃至匡正の対象を異にする点に於て、制度的存立の価値を有する。されば、刑事処分と保護処分との択一・保護処分の選別を全ふせんが為めには、当該反社会少年の性格・社会的環境・生活史の反省のみならず(少第31条)当該保護団体・矯正院・少年刑務所の匡正作用認識の把握に於て決定せられるべきである。」<sup>20</sup>と、「矯正」ではなく「匡正」という用語をもちいながら、また「匡正作用」「匡正の対象」という表現により、矯正員・少年保護団体、少年刑務所に強制的な関与が存在する処遇という共通点があったことを明示している。<sup>21</sup>

以上の検討からは、大正少年法下においては、「矯正教育」に関する統一された概念は確立されておらず、主に、矯正院における諸活動を意味するものとして、「矯正院教育」と同意義なものとして用いられていたと解することができる。また、それは刑罰執行と区分され、強制的な関与等の機能的な用語としては「匡正」が用いられているなど、多様性は有しながらも、刑事政策における少年保護分野という限定された領域において用いられていたことが窺える。換言すれば、今日的な施設内処遇として行刑をも含めた意味での「矯正」の用例は見受けられず、その意味においては、当時は「矯正」と「行刑」は異質のものとして整理されていたともいえる。

## Ⅰ 法律用語としての「矯正教育」の成立

矯正院法改正作業においては、「矯正教育」は、それまでの矯正院法下における用例と同様に、矯正院における在院者への働きかけを意味するところの「矯正(院)+教育」であったところ、法案名が「少年院法」に変更され、法案の条文における「矯正院」が「少年院」に置き換わった。それにより、形式的に考えれば「少年院+教育」すなわち「少年教育」されることもありえたところ、そのようなはずならず、少年院法第1条及び第4条で法律用語として少年院における在院者への働きかけを意味するものとして「矯正教育」の語が残置された。つまり、法改正の経緯からは、「矯正教育」には「性格の矯正」にみられるような強制的・改善的機能は当初は内在していなかったものと考えられる。以下、矯正院法の改正草案等の条文を比較検討しながら、そのことを確認する。

18 小川恂蔵「矯正院教育の展望」財団法人日本少年保護協会『少年保護』第1巻第9号(1936),3頁

19 小川・前掲注18,4頁

20 齋藤法雄「矯正施設の機能と其の刷新」財団法人日本少年保護協会『少年保護』第1巻第9号(1936),6-7頁

21 安形静男「少年保護団体の生成と消滅-占領行政の衝撃」犯罪と非行第145(2005)



①矯正院法第一草案（1947（昭22）年1月14日司法大臣官房保護課）

第1条「矯正院は、少年審判所から送致した者を収容して、これを社会生活に適応させるため、必要な教養を施し、併せて実業を練習させる所である。」<sup>22</sup>、第9条「在院者の処遇については、その自覚に訴え、紀律ある生活の下に、性情を改善させ各自の資質に応じ知識及び技能を習得させ、併せて健康を増進させるように努めなければならない。」<sup>23</sup>

②矯正院法案 第一草案に対する総司令部修正案

第1条「すべての矯正院は本条の以下の規定するところに従い在院者の性格矯正に必要な教育、医療、訓練を施す」<sup>24</sup>、第7条「矯正院の在院者（16歳未満の者及16歳を超ゆる者とを区別し）其の改善更生を可能ならしめるため各人の先天的体力、精神力、情意の能力を考慮し素質に従った組分け、処遇、訓練がなされねばならぬ。」<sup>25</sup>

③矯正院法第二改正草案（1947（昭22）年5月9日司法大臣官房保護課）

第1条「矯正院は、少年審判所から送致した者を収容して、これを社会生活に適応させるため、適当な教養、訓練及び医療を施し、併せて必要な実業を修習させるところとする。」<sup>26</sup>、第11条「在院者の処遇については、その自覚に訴え、紀律ある生活の下に、性情を改善させるように努めなければならない。」<sup>27</sup>

④矯正院法第四改正草案（1947（昭22）年11月18日司法大臣官房保護課）

第10条「矯正院の長は、已むことを得ない事情のない限り、在院中の学齢児童及び学齢生徒に対し、学校教育法の定める小学校、中学校または養護学校の教科に準ずる教育を施さなければならない。」<sup>28</sup>、

⑤矯正院法第五改正草案（1947（昭22）年12月15日司法大臣官房保護課）

第13条「在院者の処遇については、つとめて科学的考査に基づいてこれを個別化し、智能と情意と体力とに応じて補導すると共に、自覚を促し、自治的で規律のある生活々動を行わしめ、健全な社会人としての人格を養ない、なお、爾後の補導に関する資料を整のえ、その方針の確立に寄与するようにしなければならない。」<sup>29</sup>

⑥矯正院法案 第五改正案に対する総司令部修正案

第1条「この法律で矯正院とは、少年裁判所又はその他の裁判所から送致された少年を収容する法律上の権限を有する施設をいう。」

第3条「各矯正院は在院者の社会生活の準備に適当で、且つこの法律の規定する左に掲げる教育、医療並びに訓練を授ける。

（一）初等矯正院は、日常生活に必要となる標準学級の学科、及び手芸教育、前期職業教育、職業教育並びに中等学校教育の学科を修習させる準備として必要な学科に関する教育を授ける（以下、略）」<sup>30</sup>

⑦矯正院法改正草案（1948（昭23）年4月30日少年矯正局立法部）

22 法務省刑事局『少年法及び少年院法の制定関係資料集』少年法改正資料第1号(1970), 171頁

23 法務省刑事局・前掲注22, 172頁

24 法務省刑事局・前掲注22, 176頁

25 法務省刑事局・前掲注22, 178頁

26 法務省刑事局・前掲注22, 183頁

27 法務省刑事局・前掲注22, 184頁

28 法務省刑事局・前掲注22, 194頁

29 法務省刑事局・前掲注22, 201頁

30 法務省刑事局・前掲注22, 204頁

第1条「矯正院は、少年裁判所又はその他の裁判所から保護処分として送致された少年を収容する権限を有する施設をいう。」

第4条「各矯正院の矯正教育は、在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え規律ある生活の下に、左に掲げる教育、職業の補導、並びに適当な訓練及び医療を受けるものとする。」

31

⑧矯正院法改法案（1948（昭23）年5月20日少年矯正局立法部）

第1条 ⑥矯正院法改正草案と同じ

第4条「各矯正院の矯正教育は、在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え規律ある生活の下に、左に掲げる教科、職業の補導、並びに適当な訓練及び医療を受けるものとする。」

32

⑨少年院法案（1948（昭23）年6月16日提出、6月23日衆議院司法委員会付託）

第1条「少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された者を収容し、これに矯正教育を授ける施設とする。」

第4条「少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え規律ある生活の下に、左に掲げる教科、職業の補導、並びに適当な訓練及び医療を受けるものとする。」

33

このような修正・審議過程をへて、少年院法案（昭23年6月26日司衆議院司法委員会議録第42号）として提出された法案の提出理由に関し、当時の佐藤藤佐法務行政長官は政府委員として次のように説明している。「少年に対して矯正教育を受ける収容施設がこれに伴って改善されなければ、少年の保護は完璧を期することができないのであります。そこで少年に対し収容施設における矯正教育を徹底させ、かつ、日本国憲法の要請する基本的人権の保障を全うするため、新しい構想のもとに、収容施設すなわち少年院を設け、さらに少年裁判所の審判前の少年すなわち未決の少年を収容する施設すなわち観護所を矯正施設から分離独立させるため、少年院法をつくることになったのであります。この法案によって設けられる少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された者を収容し、これに矯正教育を授ける施設すなわち矯正施設であります。この少年院は従来の矯正施設たる矯正院に比べまして、矯正教育の徹底と基本的人権の保障において、格段の進歩を遂げているのであります。」<sup>34</sup>、「以上の如く少年院を四種に分つて矯正教育を授けやすくしたのであります。矯正教育は少年をして社会生活に適応させることを目的とするものでありまして、一面は自覚に訴え、他面には規律ある生活のもとに知的教育、職業補導、訓練すなわち徳育と体育及び医療を授けるのであります。」<sup>35</sup>、「次に少年院に累進処遇の原則を取り入れたのであります。すなわち入院の当初には、本人をもつぱら悔悟反省させる方法を用い、漸次に処遇を向上して社会生活に近づかせるのであります。特に成績の不良な者については、その段階を低下させる手段も併行させて、本人をその自覚に訴えて発奮努力させ、なるべく早く矯正の目的を達しようとしたのであります。」<sup>36</sup>

そして、少年院法（昭和23年7月15日法律第169号）が成立するが、「矯正教育」としての

31 法務省刑事局・前掲注22, 211頁

32 法務省刑事局・前掲注22, 211頁

33 法務省刑事局・前掲注22, 211頁

34 法務省刑事局・前掲注22, 220頁

35 法務省刑事局・前掲注22, 221頁

36 法務省刑事局・前掲注22, 222頁

用語は第1条と第4条に認められる。

第1条「少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された者を收容し、これに矯正教育を授ける施設とする。」

第4条「少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え紀律ある生活の下に、左に掲げる教育、職業の補導、並びに適当な訓練及び医療を授けるものとする。」

37

このような、矯正院法改正の経緯とその結果成立した少年院法における「矯正教育」の位置づけに関して、ある種の違和感を持ち、その内容を検討したのが、矯正研修所の教官であった酒井澄であり、『研修教材少年院法』にその検討結果を次のように記している。

「一、矯正院法の改正にあたっては、日本側は「教育」の概念を取り入れることに消極的で、あくまでも旧矯正院法の体系を考えていたと思われること（第一草案の総司令部修正案第一条と第二草案第一条を対比）。

二、「教育」という概念は、総司令部側から持ち出されたこと。（第一草案に対する総司令部修正案第一条）

三、「教科」については日本側が考えたが、これは総司令部側が持ち出してきた「教育」の内容をなすものであると考えられること。（第四草案第十条）。

四、第一次草案に第一条に見られる「社会生活に適応させる」という言葉は、行刑累進処遇令第一条の「受刑者ヲシテ漸次社会生活に適応セシムル」という言葉が取り入れられていると考えられること。

五、現行法第四条に見られる「訓練」、「医療」も総司令部の持ち出したものであること（第一草案に対する総司令部修正案第1条）。

六、「矯正教育」という語は、日本側が持ち出したものであるが、これは、「矯正院で行なう或いは行われる教育」という意味であると考えた方が妥当性があるのではないかということ。（略）

七、少年院における教育は、本来学校教育と本質的にかわらないものであること（草案第5条）」<sup>38</sup>

酒井(1970)によるこの検討結果から、次のことが読みとれる。矯正院法下においても、通称として「矯正教育」という用語が使われていた。しかし、「教育」という用語の定義づけ等において日本側はその使用に関して消極的であったが、結果として、従来からの組織・機関を意味するところの「矯正」に「教育」を付け加えた。そして、矯正院における処遇等を総称する意味での「矯正教育」を用いることとした。ところが、法改正作業の終わり間際において「矯正院法改正法案」が「少年院法案」に変更された。その変更に応答し従来の「矯正教育」が「矯正院の教育」に由来していたのに合わせ少年院という組織・機関名を冠した「少年教育」という表現されることなく、「矯正教育」の語が残置された。このような分析が示されている。

このような分析を受けて、酒井(1970)はさらに、矯正教育の意味をめぐって、次のような見解を示している。『矯正教育』は沿革的にも、少年院においてのみ用いられなければならない。しかしながら、前に詳しく述べたように、『矯正教育』は『少年院の矯正教育』を意味するが、それは、「少

37 法務省刑事局・前掲注22, 211頁

38 酒井 澄『研修教材少年院法』（矯正研修所, 1970）, 177頁

年院で行なう教育或いは少年院において行われる教育」のことである。以上より、矯正教育は次のように定義すべきものとする。すなわち、『在院者を社会生活に適応させるため、その犯罪的傾向の除去を目的として行なう性格の改善、心身の故障の治療と訓練その他を内容とする強制的な意識的活動をいう』ものと解しておきたい。<sup>39</sup>この意見においては、「矯正教育」は、単に「性格の矯正」の機能のみならず、強制力をもった少年院における諸活動を包括する用語として整理されている。酒井のこの整理からは、「矯正」が機能として単に「性格の矯正」に限定されるものではなく、少年院という組織における諸活動を示す組織的な意味合いの強さが示されている。

#### オ 旧少年院法における「矯正教育」

矯正院法第9条は、「在院者には其の性格を矯正する為厳格な紀律の下に教養を施し、生活に必要な実業を練習せしむ」と規定していた。その内容は性格の矯正としての教養と生活の必要となる実業の練習の二つであったが、昭和23年に新たに公布された少年院法においては、「矯正教育」という用語により、その第4条において矯正教育の内容として、教科の教育、職業の補導、適当な訓練、医療の四つが中心であるとされた。この点に関しては、戦後の10年間、多摩少年院の院長であった徳(1950)は、次のような説明をしている。「今更茲で、少年院について解説する要はないかも知れないが、少年院は少年法によって、家庭裁判所から保護処分として送致された少年を収容し、之に矯正教育を施すことをその目的とする非行少年対策上の国家の一機関である。従って矯正教育の方法としては、既に少年院法第4条に明らかなとおり（一）教科の教育（二）職業の補導（三）適当な訓練（四）医療、の四つがその中心をなしている。」<sup>40</sup>

一方、「矯正」という用語に着目すると、新少年法第1条においてのみ「性格の矯正」という用例が認められるが、これは保護処分全体にかかる用語であり、少年院送致処分のみに該当するものではない。また、少年院法においては「矯正」という単独の用例は認められず、「矯正教育」の語が、ある種唐突に条文の中に出現してきよように感じられる点については、既に検討したとおりである。さらにいえば、「非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」少年法第1条の規定を受けて、その執行機関の処遇作用を規定する少年院法においては、ある種の教育・指導区分が列記されるだけであり、その具体的方法に関しては、少年院処遇規則第22条の「日常生活においては、少年院の職員は、つとめて在院者と行動をともにし、自ら範を示すことにより、秩序を尊び自他を敬愛し、併せて物を大切にすることを習慣を養成するように訓練を施さなければならない。」との規定にみられるだけである。

このような、処遇方法に関するある種の不整備の是正等を含め、昭和52年(1977)の矯正局長運用改善通達<sup>41</sup>において、生活指導課程、職業訓練課程、教科教育課程、特殊教育課程、医療措置課程の5つの課程の設定や収容期間を長期と短期に区分した施設の指定等をはじめとする、改善措置が講じられている。この通達を受けて、矯正院当時からその処遇の中心に置かれていた「生活指導」の意義・内容が具現化され、法令用語として用いられるようになる。<sup>42</sup>

非行少年処遇に関する潮流をめぐり、少年院・少年鑑別所長を歴任した来栖(1980)は、「意志の強固」等に注目しながら次のように論じている。「非行少年が犯罪・非行に陥ったということは、道徳的に誤ったものであり、それは意志が弱かったからである。そこでこれを矯正するためには、

39 酒井・前掲注38, 179頁

40 徳 武義「少年院の立場について」刑政第61巻第9号(1950), 24頁

41 昭和52年5月25日付け法務省矯教第1154号法務省矯正局長依命通達「少年院の運営について」を意味する。

42 池口尚夫「少年院の現状と展開」刑政第70巻5号(1959)

自己の行動を厳粛に反省しなければならない。また、意志を強固にするためには鍛錬しなければならない。したがって、反省というために道徳的・宗教的説教が繰り返して施されることになり、意志を強固にするために厳重な規律、激しい肉体的鍛錬、勤労精神の涵養等が必要であるということになります。こうして、田園地方で道徳的・宗教的雰囲気の下に土に生き土に親しむことによって精神の浄化を図ろうというわけであり、ですから、農業が主な作業となったのです。これを私は道徳的倫理的あるいは宗教的矯正教育論および家族主義的矯正教育論と名付けております。さすがに戦後はこの考え方は勢力が衰えましたが、人びとの意識の中にまだ残っているのがあります。なるほど上からの慈恵・恩恵とか、保護・愛情とか結構ですが、ともすると人間と人間との人格的な平等・独立の関係、人間への尊重・配慮とか、生活関係の保障とか、自由とか、近代市民社会における人間の在り方についての観念がずり落ちてしまうおそれがあることを指摘しないわけにはいかないのがあります。」<sup>43</sup>

ここで、非行少年を「意志が弱かった」ゆえに非行を引き起こした者として捉え、その矯正のためには自己の行動の反省が必要とされること、その具体的な方法として、反省のための説教、意志を堅固にするための規律と肉体的鍛錬等を半学半農の生活をとおしてその達成を図ろうとする考え方がかつて広く行われていたこと、などが指摘されている。人びとの意識のなかにまだ残っているとされ、このような処遇観が、今日的にどのような意味を有しているのか、この点に関しては後述し検討することとしたい。<sup>44</sup>

## 2 「子ども」の成長発達と矯正教育

これまで検討してきた「矯正教育」の成立過程を踏まえつつ、大人と異なる「子ども」の特性の一つとして「成長発達」・「関係性」に着目し、子どもの権利を関係性から捉え直している大江(2004)の論考を軸にし、その基本構造を検討し、「矯正教育」における位置を明らかにする。

### (1) 成長発達としての自我形成とその二面性

矯正教育の対象たる少年に対して必要とされる処遇を実施する前提として、少年の何を処遇対象とするのかを明らかにする必要がある。これまでの医療・改善モデルにおいては、処遇の対象は当人の「性格の矯正」にあったところ、当人の成長発達や関係性の構築といった観点からは、その対象は自我・自己形成として位置づけられる。自我形成に関して、ミードの自我論に準拠すると、自我の発生における自己の客体化を客我 (me) とし、その客我を認識することで形成される自我を自我 (I) と区分し説明がなされる。そこでは、「作られる自己」と「主体的な自己」が形成されるものと考えられている。その形成過程で必要とされるのが、言語であり、言語コミュニケーションの複雑化が関係性の進歩につながる。つまり、「I の発達とともに、複雑な選択能力が徐々に発達していく。その能力発達に必要なものが言語である。人間的能力 (言語、意識、手の使用) の高度さ・複雑さが、その関係の網の目をとおして個性を作っていく。関係の複雑化こそが社会組織の進歩である。」<sup>45</sup>

このようにして形成される個性としての I と、客体として先行して存在する me との間には、あ

43 来栖宗孝『刑事政策の諸問題—矯正施設論—』(1980), 173 頁

44 菊池省三「少年院の前進のために—施設における処遇への反省—」刑政 第64巻第3号(1953), 菊池省三「矯正教育の動向—問題は三つに集約される—」刑政 第65巻第3号(1954), 菊池省三「少年矯正施設の発達」刑政第71巻第10号(1960), 及川 昭「矯正教育学」『矯正協会百周年記念論文集第二巻』(矯正協会, 1988)

45 大江 洋『関係的権利論』(勁草書房, 2004), 63 頁

る種の循環が存在する。それは、「個性としてのIは、誰においても一定の(社会化)過程を経て、否応なく現れるとミードは捉えている(共同性をとおして自律へ)。ただ、その『I』は、あくまで個別具体的なmeとの相対的關係によって現れてくる。すなわち、具体的meから具体的Iへの移行である。Iとは、他者の態度を一旦真似ることによって自我を確立させていくことにとどまらず、日々変容しうる現在進行形的自我として捉えられる。」<sup>46</sup>と、説明される。このような循環は、受動態としてのmeを、能動態としてのIに置き換える関係ともいえる。「私に(me)」は他者の承認を求め、その承認の要求を充足する他者は保護者等であると、位置づけられる。

一方、「私は・私が(I)」と自己をまさに行為主体とする時に、他者はそれに応答する存在として位置づけられる。換言するならば、自我形成には承認充足を受動的に求める存在と、自己の存在を能動的に言い表す存在とのある種の二面性があり、その自我形成への支援においては、その充足と受容といった関係性・役割の違いを認識する必要がある。

このようなある種の二面性は、次のように説明される。「個人にとってのmeとIの關係は思いのほか複雑である。『十全なる自己表現にとって『I』と『me』の両側面が必要不可欠である』。meからIへの単線的な移行だけが良しとされているわけではない。たとえば、『個人内コミュニケーション』ともいえるような、自分の中での対話が説かれ、meとIは相互に影響し合う關係にあると主張される。」<sup>47</sup>つまり自我形成に着目すると、成長発達は自我形成の過程として位置づけられ、その自我形成には個人として存在する自己と、他者との関わりによって存在する自己という二面性(二つの自己)があるということである。

## (2) 自我形成とその過程で生じる課題

現代社会においては、自我形成が促進されれば、その後は自動的に「作られる自己」と「主体的な自己」の形成が進むかという必ずしもそうではなく、ある種の歪んだ関係性の影響を受け、過剰適用や非社会的行動等が出現することも少なくない。「それまでの自己を含め、周囲の条件・状況を自分の中に積極的に取り込み(同化)、さらにそうした資源を再構成(調整)することを形式的操作期以降の年齢、発達段階では誰しもが何らかの程度で行っている。言い換えれば、『作られる自己』と『主体的な自己』の調整は皆が遂行していることなのである。それは、共同性と自律性の調整とも言えよう。しかし繰り返しを恐れずに言えば、現代社会においてこうした調整を十分に行うことは容易ではない。そこにはやはり深刻な問題状況が出現してきている。」<sup>48</sup>このような、共同性と自律性のジレンマが生じる以前の問題として、自律性自体の拒絶や共同性への拒絶といった、まさに社会病理的な状況に陥り、結果として逸脱行為や犯罪・非行に陥るといった問題が生じている現状も指摘される。

表出される行為が同じようにみえても、その根本には、全く異なる自我形成につながるかもしれない原因が内在していることもありうる。この点を考慮せずに、また、自他の関係性を調整せずに、ある種の対処療法的な支援や処遇が行われてしまうことによって逆効果が引き起こされるようなことがあるとすれば、その悲劇は偶然のものではないということになる。

## (3) 課題対応としての関係性の調整

それでは、自我形成における共同性と自律性というジレンマへの対応として、どのような形でその関係性を調整すればよいのであろうか。

46 大江・前掲注45, 63頁

47 大江・前掲注45, 63頁

48 大江・前掲注45, 65頁

この点に関して、大江(2004)は「自律」と「共同体」に着目し、次のような説明を行っている。「自律自体をミノウは非常に関係的なものと捉える。自律的な権利主体という考え方も、それを認めてくれる共同体があればこそ成立するという。社会的に作られた自律である。これは前章でみたミードの自我論を彷彿させる。(特定の)自律観念も文化的・言語的共同体の創造物であり、したがって少なくともその限りでは、自律性は共同体を前提としている。諸個人間を区分する境界線(boundary)もそれが社会的、心理的な境界線であれ、法的な境界線であれ、自然に成立するものではなく、様々な契機によって徐々に作り上げられていく。『個人』の境界線の確定自体が関係的であるということは、それは取りも直さず、『自律の前提条件としての関係性』という発想につながる。」<sup>49</sup>つまり、共同体を前提とした自律形成、「境界線」の確定は、共同体と個人の相互作用によって形成されるものであり、適切な境界線を確定するためには適切な共同体との関係性が不可欠であるとされる。

一方、そのような適切とされる境界線が確定されたとしても、子どもが大人へと変わるように、その後の関係性の中で再構築される必要が生じてくる。「諸個人間の境界線自体は、やはり各主体間の相互的な関係によって明瞭化される他はないとミノウは述べる。常に境界線は、画定し直されるのである。権利は、その境界線を作り直す契機として、換言すればそれは関係性を作り直す契機として用いられる。比喩的には権利や法を、議論や会話という意味での『言語』的な存在として捉える立場である。」<sup>50</sup>権利を主張することや権利を行使することは、その権利主体が少数者であれば場合によっては新たな差別を助長する懸念等を内在している。しかし、そのようなある種のリスクを負いながらも、関係性を見直し、新たな自己と共同体との間の境界線を再度確定するためには、権利に代表される「言語」的な介入の必要性が指摘されている。

この状況において、共同体における支援者は、まさに付添人・弁護人的な役割をもって、ある種の言語的なサポートをする代弁者としての機能を発揮する存在と言えよう。依頼人たる子どもの主張を代弁し、その権利を保護するのである。また、このような形での関係性の権利の行使には副次的な効果、参加に伴う効果といえるものが発生しうる。「それは参加者自身の思考様式・行動様式が鍛えられていくことである。」<sup>51</sup>とされる。

#### (4)「少年矯正」の基本概念としての成長発達

これまでみてきた自我形成とそこに内在する課題からは、子どもの成長発達とそれを支える援助者の必要性等が示される。このような成長発達の視点は、少年矯正においても定着しつつある。具体的には、平成26年(2014)に全部改正された少年院法の改正作業の基本方針ともいえる、平成22年(2010)12月に法務大臣に提出された『少年矯正を考える有識者会議提言』(以下、本節において「提言」という。)に、その趣旨が明記されている。

この提言において「成長発達」という用語が幾つかの箇所で用いられている。その第一に、「第4少年矯正の課題と今後の進むべき方向等」の「2 基本理念と今後の進むべき報告」において次のような記載がなされている。「少年保護法制の一翼を担う少年院・少年鑑別所は、今述べた少年法の目的である少年の健全育成を目指して、その施設運営を行っていかねばならず、そこから導き出される少年矯正の拠って立つ理念とは、少年の最善の利益のために、個々の少年の人格の尊厳を尊重しつつ、再非行の防止を図るとともに、社会の健全な一員として円滑な社会生活を送ることが

49 大江・前掲注45, 102頁

50 大江・前掲注45, 103頁

51 大江・前掲注45, 116頁

できるよう成長発達を支援することであると言えよう。」<sup>52</sup>

少年矯正の基本理念に関する提言の中心箇所において、大目的として「少年の最善の利益」が、目的として「再非行の防止を図るとともに、社会の健全な一員として円滑な社会生活を送ることかできるよう」が、条件として「個々の少年の人格の尊厳を尊重しつつ」が、方法として「成長発達を支援すること」が、それぞれ示されている。このように提言においては、少年矯正の基本理念は「成長発達を支援すること」とが明記されたといえる。

次に提言における「成長発達」の用語は、前述の基本理念に続いて記載く「(2) 今後進むべき方向」において提示される5つの柱の第二番目の中で、「2つ目の柱は、少年の再非行を防止し、健全な成長発達を支えるための有効な処遇の展開である。」<sup>53</sup>と記載されている。また、そのための具体的な対応として、①個の多様性に即応できる処遇の充実の必要性とその対応、②協働態勢による重層的なかかわりの推進の必要性とその対応策、③処遇効果検証への積極的な取組みの必要性とその対応の三点が説明されている。

また、「第5 具体的提言」の項目の一つに「2 少年の再非行を防止し、健全な成長発達を支えるための有効な処遇の展開」とあり、その表題の中にも「成長発達」の語が認められる。この2の内容である「(1) 個の多様性に即応できる処遇の充実」の、「ア 基本的な処遇制度の改編等による高密度の処遇の実施」中には、「(ア)少年院における基本的処遇制度の改編」として、「成長発達」への支援に関して、次のような内容が記載されている。「最近における非行少年の特性及び教育上の必要性に応じ、その再非行を防止し、一人ひとりの成長発達を支える処遇、いわゆる『処遇の個別化』を推進する観点から、少年院の基本的な処遇制度を抜本的に見直す必要がある。具体的には、まず、分類処遇制度の根幹である処遇課程(処遇コース)の改編を行う必要がある。その際は、今日的な観点から、発達上の課題を抱えた少年、現行の特殊教育課程や医療措置課程とそれ以外の課程とのボーダーラインにいたるとされる少年等の処遇の一層の充実を図るため、これらの少年を対象とする新しい処遇コースの設置を積極的に検討すべきである。また、コース分けに当たっては、少年の出院後の進路、生活設計を基準とすべきとの意見も示された。いずれにせよ、処遇課程等の見直しに当たっては、関係機関の意見を十分踏まえるべきである。併せて、先にも触れた最近の少年の特性等に応じ、個別処遇をより重視すべきである。ただし、少年の社会性や対人関係能力を育成する上で、集団生活体験が極めて有効であることも事実である。このことを考慮し、集団処遇と個別処遇の適切なバランスを確保するように最大限努める必要がある。」<sup>54</sup>これは、成長発達を重視した個別的処遇の在り方についての提言といえる。

このように、「一人ひとりの成長発達を支える処遇、いわゆる「処遇の個別化」を推進する観点から」との記載は、「成長発達を支える処遇」イコール「処遇の個別化」という考え方に基づいていると考えられる。その具体化の鳳凰として、多様な教育課程の設定、個別的処遇計画・成績評価システムの構築、少年自身の処遇計画への参画等の必要性が指摘され、新法によりその具現化が図られたところである。

#### (5) 新少年院法における「成長発達」

少年矯正を考える有識者会議の提言を受けて成文化された新しい少年院法においては、まず、第一条においてその目的が次のように規定された。

52 少年矯正を考える有識者会議『少年矯正を考える有識者会議提言』(2010), 11 頁

53 少年矯正を考える有識者会議・前掲注 52, 12 頁

54 少年矯正を考える有識者会議・前掲注 52, 19 頁



第1条 この法律は、少年院の適正な管理運営を図るとともに、在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的とする。

提言の少年矯正の理念について表現していた「成長発達を支援すること」は、真少年院法では、「その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うこと」に、「再非行の防止を図るとともに、社会の健全な一員として円滑な社会生活を送ることかできるよう」は「在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ること」に、それぞれ条文化されている。

この条文において、「その特性に応じた」とは、「特性」の語義が示すとおり、個々の特質や性格、具体的には年齢や心身の発達の程度や家族関係も含めた社会的要因等を把握し、まさに「個別的」なニーズに応答しうる、個別的処遇の原則を意味しているといえる。

この基本理念を受けて、処遇の原則に関しては、次のように規定されている。

第15条 在院者の処遇は、その人権を尊重しつつ、明るく規則正しい環境の下で、その健全な心身の成長を図るとともに、その自覚に訴えて改善更生の意欲を喚起し、並びに自主、自律及び協同の精神を養うことに資するよう行うものとする。

2 在院者の処遇に当たっては、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用するとともに、個々の在院者の性格、年齢、経歴、心身の状況及び発達の程度、非行の状況、家庭環境、交友関係その他の事情を踏まえ、その者の最善の利益を考慮して、その者に対する処遇がその特性に応じたものとなるようにしなければならない。

第1項には、「その健全な心身の成長を図る」との規定がある。これは、続く「その自覚に訴えて改善更生の意欲を喚起し」、「自主、自律及び協同の精神を養うことに資する」とともに、処遇の内容を示したものと見える。また、処遇を行うにあたっての条件として、「人権を尊重しつつ」、「明るく規則正しい環境の下で」と明示されている。処遇を遂行するにあたっては、個々の働きかけがそれぞれ的人格形成を侵害するようなものとなっていないか十分な配慮が必要とされる。また、その処遇環境も不規則・無計画であったり、その参加に二の足を踏むようなレベル・内容となっていないか、さらには指導者との相互の関係性が抑圧的で支配的な雰囲気・風土が形成されていないか、といった点に関して特に留意する必要があるとされている。

身柄を拘束して実施される少年院の諸活動においては、ややもすれば人権侵害や一方的で他律的な処遇がなされたり、そのような状態を許容する施設風土が形成されたりする危険性もなしとはしない。少年と職員との間には、未成年と大人という立場と年齢の差が存在するが、そこから派生しかねない「子どもの権利」への介入を正当化しやすい構造が、少年院自体に内在していると考えざるを得ないが、上記の諸規定は、そのような危険性を顕在化させ必要となる事項が具体的に示されたものと考えられるのではない。

第2項には、「心身の状況及び発達の程度」という文言がある。これは、その前に列記される処遇を実施する上で把握し対応すべき事項として掲げられた「事情」の一つである。つまり非行に陥った事情、また、非行から回復し社会復帰するために必要となる個々の事情をきちんと把握し、また、把握した結果等を踏まえて、「その者の最善の利益を考慮」し、「その特性に応じたもの」となるように処遇が計画・実施されなければならないことを明記している。

第1項、第2項において、「成長発達」への配慮はいくつか列記されている事項の一つであるものの、それは、「最善の利益」へ集約されるものである。また、未成年であること、「子ども」と

して大人へと成長するその過程にある点等を強く反映したものである。大人とはある種異質な存在である「子ども」という対象者の特質を特に意識した、特別な規定となっている

#### (6) 国会答弁にみる少年矯正における成長発達

新少年院法・少年鑑別所法は平成26年(2014)6月11日に成立するが、その国会審議において、当時の谷垣禎一法務大臣は、第186回国会での平成26年(2014)6月3日の参議院法務委員会で、「最善の利益」や被害性を帯びた加害者としての在院者等への対応等に関して次のような答弁を行っている。「少年矯正を考える有識者会議で提言をいただいて、その中で少年矯正の基本的理念として、日本国憲法第13条の個人の尊重、それから児童の権利に関する条約第3条の児童の最善の利益等の趣旨を踏まえ、少年の人権を尊重し、少年にとって何を行うことが最も利益になるかを考慮しながら処遇を行う必要がある、こういう認識が示されまして、これは、少年院あるいは少年鑑別所で仕事を進めていく上に当たっては当然の基本的な認識だろうと私も思っております。それで、少年法が少年の健全な育成を期すことを目的としていることを踏まえまして、今度の少年院法案第一条はその目的として、健全な育成に資する処遇を行うと規定しております。」

この答弁の中では、少年院法等の基本理念は、子どもの権利条約第3条に規定されるどころの「最善の利益」を踏まえていること、「少年にとって何を行うことが最も利益になるかを考慮しながら処遇を行う必要がある」ことが述べられ、その理念は少年法第1条で規定されている「健全育成」と同源のものであることが明確に述べられている。

つまり、未成年犯罪者に対する保護処分としての少年院処遇は、「憲法、それから児童の権利条約、さらに少年法の趣旨」に基づくものであり、非行に陥らない他の子どもたちと同様な取り扱いが、それぞれの少年矯正施設内においても担保されなくてはならないことが明示されているといえる。

また、谷垣法務大臣は別の質問への答弁の中で、在院者の保護者等への働きかけに関して、次のように発言している。「保護者の役割が極めて大事だというのは、もうこれは否定することができませんね。多くの場合、保護者は、少年院にいる子供たちの引受人でもありますし、健全な社会復帰と申しますか、立ち直りを大きく支えていただかなきゃならない方々ですね。ただ、実際、少年院にいる子供たちは、そういう保護者との関係でいろいろ問題を抱えている子が多い。それから、今委員が指摘されたような貧困とかDVとかそういう問題を抱えておられる保護者もおられるわけですね。さらに、保護者の中には、なかなか、子供たちを指導、監督していくといっても、余り意欲のない方や、あるいは、どうしていいのか分からない、能力もないという方もしばしばいらっしゃるわけでありまして。」非行に陥った少年をとりまく環境、とりわけ保護者との関係において、今までは、家庭内暴力といえども子ども家の中で暴れるといった事案が主であったが、近時、保護者による性的なものを含む様々な形での虐待といった暴力に子どもたちがさらされている事態が方おこく・報道されるようになってきている。また、貧困を背景として少年が行う窃盗や恐喝といった事案もまた、保護者自体が大きな課題を有していることに遠因があるのではないかといわれることも多い。「子供たちを指導、監督していくといっても、余り意欲のない方や、あるいは、どうしていいのか分からない、能力もないという方」の存在を含めて、少年自身の立ち直りには従来なかった大きな課題が存在していることが指摘されている。

このような保護者への対応については、谷垣大臣からは、さらに次のような答弁がなされている。「そこで、少年院としても、職員がこういう保護者の相談に応じたり、あるいは指導、助言を行う、あるいは保護者会とか親子の関わり方をテーマとした講習会等々に参加を促す、こういうことをし

て積極的に働きかけをしていくということが大事ですし、それから、面会等々を通じて子供と保護者の関係を改善していく努力というのも、少年院としては努めなければならないのは当然のことだろうと思います。これは今後とも、前からそうでございますが、今後とも力を入れていかなきゃならない。今度の改正法案では、御審議いただいている少年院法案では、出院した後の、退院した者あるいは保護者等からまたいろいろ御相談が来ることがあると。今まではこれは付随的な業務としておりましたけれども、今回これを少年院の本来業務の一つとして、少年院にいる間だけではなくて、出てからの社会復帰や何か等にも相談に乗って、保護者との関係等もきちつとしながら、再犯防止、少年の社会復帰に努めていく、こういう体制をこの法案でつくっていただくことができるのではないかと、こう思っております。」

この答弁にあるように、保護者への具体的な関与を法律において規定し、家族内の関係性の見直し等に具体的に介入し、また、出院後であっても、少年らからの相談等に具体的に応答し、「保護者との関係等もきちつとしながら、再犯防止、少年の社会復帰に努めていく、こういう体制」づくりを法制化している。具体的には、脚注に掲げたとおり、少年院法第17条、第146条、少年鑑別所法第131条に明文化されている。<sup>55</sup>

このように、少年院法改正等においては、憲法や子どもの権利条約等における「子どもの権利」を具体的に反映し、「最善の利益」や「健全育成」の具現化を図ったといえる。その根底にある子どもの権利観は、従来の「国親思想」対「適正手続」といった議論の構図から離れて、「成長発達」を中心とした個々の特性を考慮しつつ、非行に陥った少年のみならず、その保護者等も射程にいれながら、その関係性の再構築によって改善更生と社会復帰支援を目指すものとなっている。

換言するならば、少年矯正の組織は、憲法や子どもの権利条約等に基づく子どもの大人となるための成長発達権を中心にし、それぞれの少年の特性を考慮しながらその自律・社会化のための処遇を展開する責務を負うものとして位置づけられるべきことが示されている。

#### (7) 少年矯正の今日的課題

共同性と自律性とのバランスをとりつつ、自我を形成するためには、共同体に参加している喜びを感じそのこと享受しうる、緩やかな関係性で結ばれている環境の提供と、そのような環境を維持し、時にはその代弁をしうる支援者の存在が不可欠である。

他律的で過度に管理的な環境が、「施設化した人間」を形成することは、少なからずの論者がすでに指摘するところである。施設化された人間ではなく、自律性、共同性の両契機が担保されている

---

<sup>55</sup> 少年院法（保護者に対する協力の求め等）

第17条 少年院の長は、在院者の処遇について、情報の提供、少年院の職員による面接等を通じて在院者の保護者その他相当と認める者の理解を得るとともに、少年院で実施する活動への参加の依頼等を行うことによりそれらの者の協力を得るように努めるものとする。

2 少年院の長は、必要があると認めるときは、在院者の保護者に対し、その在院者の監護に関する責任を自覚させ、その矯正教育の実効を上げるため、指導、助言その他の適当な措置を執ることができる。

少年院法（退院者等からの相談）

第146条 少年院の長は、退院し、若しくは仮退院した者又はその保護者その他相当と認める者から、退院し、又は仮退院した者の交友関係、進路選択その他健全な社会生活を営む上での各般の問題について相談を求められた場合において、相当と認めるときは、少年院の職員にその相談に応じさせることができる。

少年鑑別所法

第131条 少年鑑別所の長は、地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談のうち、専門的知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行うものとする。

環境のなかで形成される人格のありようを、大江(2004)は「複合的個人性」とし、その特徴を「(a) 諸問題やジレンマを『文脈的思考(contextualize thinking)』によって解決していく。(b) 開かれた視点、信念、世界観を持っている。(c) そのアイデンティティは、他者との『相互関係(reciprocity)』によって作られる。」<sup>56</sup>の三点を挙げて説明している。非行を乗り越え自律的な成長発達を促すためには、アイデンティティに着目した支援が必要であり、他者との関係性をとおして、その形成を図る場が必要とされる。少年院は、自己同一性の確立や自律性の獲得、それらを下支えする成長発達を目指す支援が「矯正教育」として具体的に展開される場でなければならない。「性格の矯正」や反省を促し意志を強くするといった他律的に傾きがちな「矯正教育」ではなく、他者との相互関係を通じたアイデンティティの獲得・書き換えが成長発達を保障した自律的な人格育成を促進するという視点にたって処遇のあり方を検討しなおす必要性が求められていると考える

### 3 「矯正教育」の展開

矯正院法には「矯正教育」という法令用語はなく、処遇の内容に関しては、矯正院法第9条「在院者ニハ其ノ性格ヲ矯正スル為厳格ナル紀律ノ下ニ教養ヲ施シ其ノ生活ニ必要ナル実業ヲ練習セシム」と規定されている。また、旧少年院法には、第4条「少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え紀律ある生活の下に、左に掲げる教科、職業の補導、並びに適当な訓練及び医療を授けるものとする。」と「矯正教育」の内容が規定され、平成26年(2014)に公布された新少年院法においては、矯正教育の内容として第24条に生活指導、第25条に職業指導、第26条に教科指導、第28条に体育指導、第29条に特別指導が、法律事項として規定されている。

一方、矯正教育の目的等に関しては、前章においてみたように、旧少年院法においては社会生活への適応が、新少年院法においては改善更生と社会復帰支援が、それぞれ規定されているが、それらは「社会の一員として再犯を犯さず生活すること」<sup>57</sup>ことであり、それを実現するためには「性格の矯正」の持つ課題に対応しなければならないことになる。このような目的に対して、内容として列記されるそれぞれの指導等がどのように関連しその効果を及ぼすことになるのか、また、そこにはどのような課題が内在しているのか以下、検討する。

#### (1) 旧少年院法における「矯正教育」の内容

旧少年院法は、「矯正教育」の内容として、教科の教育、職業の補導、適当な訓練、医療の四つが中心であるとしていた。それぞれが矯正教育としてのどのような特質を有していたか、戦後、多摩少年院長を勤めた徳(1950)の論考を軸に整理・検討する。

まず、教科教育に関して、学校教育に準ずる内容としつつ、「矯正教育」とする上では自発的学習意欲の喚起が必要とされることについて次のように述べる。「即ち少年院に於ける教科教育は、少年達に彼等が欲しない水を自ら進んで飲むべく、その自発的学習意欲を興さすように指導しなければならない。特殊な教育技術を要することが、極めて困難な課題なのである。若し彼等のこの心理的特殊性を無視して、教科教育を強制するとなれば、それは彼等にとっては極めて有難迷惑なことであり又堪え切れない心の負担となり、決して十分な教育的効果は期待し難いこととなるのである。」<sup>58</sup>強制的な指導ではなく、当人の意欲の喚起の重要性が特に言及されている。

56 大江・前掲注45, 117頁

57 少年矯正を考える有識者会議・前掲注52, 11頁

58 徳・前掲注40, 24頁

矯正院法において「生活ニ必要ナル実業ヲ練習」とされていた職業訓練は、矯正教育の範ちゅうに属するのであり教育であって労役としての作業ではないと強調される。「少年院に於ける職業補導は、従来教科教育に対して、『実科教育』と呼ばれて来たもので、之は飽くまでも、教育であって所謂労役としての作業とは自らその性質を異にするものである。従がって本人が之を好むと好まないとを問わず、一定の生産、収益を目標として之を課さねばならないという性質のものではなく、少年院処遇規則第16条に明らかな通り、その目的は収容少年に対して『勤労を重んずる態度を培う』と共に『個性に応じて職業を選択する能力を助成する』ことを主眼としている。」<sup>59</sup>また、単に作業でない位置づけるだけでなく、当人の自己形成に影響を与えうる内容でなければならない。

さらに、矯正院法の規定にはみられない「適当な訓練」とは「生活指導」や「レクリエーション」等であり、少年法の規定における「性格の矯正」すなわち改善更生に対応するものとして整理される。「此の適当な訓練とは、収容少年の性癖の陶冶を、その主なる内容とするもので、その手段として、『生活指導』や『レクリエーション』等が重要な問題となるのであるが、収容前健全なレクリエーションの何物であるかを解せず、巷間屑芥の中、或は不衛生な露店街で、極めて不健康な娯楽しか知らない彼等にとって、明朗活達なスポーツ又は音楽による情操教育が、如何に彼らの性格の陶冶と品性の向上に資する処が多いかは、少年院生活の現実が良く之を証明していると思う。」<sup>60</sup>と説明している。

特に「生活指導」について、それは躰教育であり矯正教育の中核を担うものとして、次のように整理した上で、その課題を指摘している。「生活指導の面について云えば、之は所謂「躰」と云う点に問題が集中せられるのではないかと思う。(中略) 要するに少年院に於いては、いわゆる躰は、収容少年の生活指導の重要な要素の一として、あくまでも堅持すべきものであり、之なくしては、矯正教育はその基本に於いて混乱動揺し、更に又は破綻を生ずる危険が多い。要は、躰自体の可否を云うことではなく、躰教育の根本的考え方やその具体的方法、或いは技術の如何と云うことに問題が潜在するのではないかと思う。」<sup>61</sup>と、指導理念・指導方法の明確化あるいは標準化が指摘されている。

## (2) 少年院における生活指導

### ア 生活指導の概念整理

躰教育と整理される生活指導について、平尾(1966)は、生活指導は目的と機能という二つの側面を有しているとして、次のようにその概念を説明している。「生活指導という概念の規定には二つの立場がある。第一は、生活指導を目的概念としてとらえる立場であって、それぞれの人間のもつ人格を十分に認めて、それが実りゆたかに伸ばされてゆくように援助することが生活指導であるというのである。第二の立場は機能概念としての考え方であるが、ここでは生活指導は、欲求体系としての個体が刺激体系としての環境のなかで適応行動がとれるように指導することを意味する。したがって、施設内の生活指導は、個体と施設内環境との調和ある関係を保持することによって、復帰社会のあらゆる生活環境のなかで個体が順応してゆけるように社会適応性を育てるということになる。」<sup>62</sup>生活指導をまず目的概念と捉え、それは人格の形成が実りゆたかになされるよう援助する

59 徳・前掲注 40, 25 頁

60 徳・前掲注 40, 26 頁

61 徳・前掲注 40, 26 頁

62 平尾 靖『非行からの回復-青少年問題の深層』(誠信書房, 1966), 168 頁

ことであるとし、他方では、本人自身の行動に着目し社会における適応行動がとりえるようその行動形成を図ることという二つの側面を有しているものと整理している。

このような特性を有する生活指導は、少年院処遇において重要な役割を有し、他の指導領域が生活を形成する上で必要となる手段・スキルの獲得にあるのに対し、生活指導は再非行せずに適正な社会生活を送るための心構えや自律的な言動の形成にあると位置づけられる。つまり、「教科教育や職業教育は生活の手段であるが、生活の目的とは言えない。これに反して、矯正教育における生活指導は、生活の目的そのものでなければならない。家庭や学校において十分な生活指導を受けなかった結果が、社会から隔絶された現在のかれらの境遇になっていることを思えば、生活指導の充実強化は、少年院に課せられた大きな責任であるといえよう。(中略) 自主的な態度や自己指導的な行動がとれるような能力を涵養することが、要するに少年院における生活指導の要諦といえよう。」<sup>63</sup>と整理している。このような整理は、少年院における諸活動の中を生活指導が縦断的に機能し、すべての機会を捉えながら、矯正教育の目的達成のために作用すべきことを示している。

また、生活指導がこのように有効に機能するためには、そこに関わる職員自身にもある種の自己指導が必要とされる。それは、「生活指導は、職員が個々の少年の個性、能力に対して十分な理解をもつことが、その基礎をなすものである。そのためには、職員自身が自己を深くほり下げ、自己理解、自己反省の態度をつねにもちあわさねばならない。」<sup>64</sup>と要請されている。当人と職員との間に相互作用が機能しなければならないということになる。この指摘は後述する「共育」理念としての、支援者自らも成長の環に加わることと同質な主張を潜在的に含んでいる。<sup>65</sup>

#### イ 人間回復を目指した生活指導

このような生活指導は、強制的に収容された施設において展開される点において、その成長等への十分な配慮を必要とするし、また、行き過ぎた他律的環境においてその成果をあげることは困難であるが、この点をめぐっては次のように言われている。「人間回復への道は、自己および他人を愛すること、人間として取り扱うことを、その出発点とする。この観点から考察すると、規制的な施設生活のなかで、かれらに自主性を養わせるという、いわば二律背反的立場にある処遇においては、ことさらに、処遇の基本として、生活管理の徹底ということが強調されるのは、自明の理といふべきである。」<sup>66</sup>とされるように、生活管理の徹底の自明性を踏まえつつ、処遇の基本理念として繰り返される「自他の敬愛」の精神の徹底が施設全体を支配していることが求められる。<sup>67</sup>

また、矯正教育における他の領域との関連性も重要となる。この点に関して来栖(1890)は、「教科指導・教科学習を強化していくこと、職業補導面では職業技能の学習を強化していくこと、つまり先ほど申しあげましたような犯罪行動の学習ではなく、正しい、正しいといつていい過ぎならば社会に通用する行動の学習を習得させる、こうしたことが課題とされるわけです。この後者の場合は行動の学習でありますから生活指導とでもいいましょうか、広い意味の生活指導上の課題を含みます。」<sup>68</sup>と指摘している。他の領域をある種串刺しにする、又は扇の要としての役割が広い意味の生活指導には含まれているとしている。この点に、受刑者処遇としての矯正処遇とも、また、学校教

63 平尾・前掲注 62, 172 頁

64 平尾・前掲注 62, 93 頁

65 及川 昭「少年矯正の教育理論」『矯正研究』法務省中央研修所 第3号(1966)

66 平尾・前掲注 62, 254 頁

67 「自他の敬愛」として示される処遇理念は、当事者と支援者との関係を「共生」と捉える処遇理念と同質なものといえる。

68 来栖・前掲注 43, 204 頁

育における生活指導とも異なる、矯正教育としての「生活指導」の機能が存在しているといえる。<sup>69</sup>

### ウ 生活指導の課題

一方、生活指導がその人間回復や「自他の敬愛」の育成といった目的を掲げながらも、他律的な環境での生活指導には自ずからなる限界があり、幾つかの問題・課題が内在している。菊田(1977)は、その課題等に関して次のように指摘している。「なんらかの意味で社会に対して攻撃的反抗を試み、あるいは非社会的逃避を試みた少年たちに“自己にとって人生とは何か”を内心に問いつめる機会であるべき施設が逆に少年にいろいろの考え方をつぎつぎに切り捨て単純化し、論理的に考えることを拒否させ、少年自身が考え行動する自由をすべて捨象する去勢指導が支配している。現在の少年院では収容者を個性ある人格者として認めることを前提とする生活指導がなされていない。一日二〇回の点呼がそれを象徴的に物語っている。」<sup>70</sup>また、平尾(1966)も、「国家権力の発動により、四六時中強制力がはたらく少年院のような矯正場面は、端的にいってきわめて支配的な構造社会であって、そこには命令と服従という関係が確立しているので、自発性の涵養とまったく矛盾した人間関係が成立しているといえよう。」<sup>71</sup>と指摘する。

このような指摘は、保護処分としての矯正教育が真に当人の健全育成に資するものとなっているかというかを、確認すべきポイントを突いているといえる。このような指摘に耐えうる処遇計画とその実施が求められているのであり、それに対応しうる生活指導等の在り方についても再検討が必要となる。<sup>72</sup>

### (3) 研究者からの視点による「生活指導」

これまで見てきた矯正教育の内容、とりわけその特性を強く示す「生活指導」の機能やその課題等に関する分析・検討は、一部を除けば20世紀の実務家らの主張に準拠したものであった。それは、大正少年法が改正され、また少年院法に基づき「矯正教育」の内容が法律事項として規定されたことを受け、それらによって規定された内容を現実の施設の処遇場面において具体的にどのような展開するのか、といった課題に応じようとするものであったといえる。

一方、時代の経過とともに、実務家によるこのような分析とは別に、ある種ブラックボックス化した矯正施設としての少年院で展開される処遇の実態を、教育学・社会学の研究者が質的研究方法により分析検討した結果が、広田等(2012)によって報告されている。以下、その報告等に準拠し今日的な少年院における「生活指導」等の特質について再検討する。<sup>73</sup>

#### ア 集団生活指導に埋め込まれた「個別性」

多数の在院者を「寮」という生活環境において処遇する少年院の処遇の基本形態は、それだけを見ると集団生活を基盤とした集団指導として位置づけられがちである。しかし、その実態は、在院者それぞれの個別課題を「他者を見る・他者から見られる」という関係の中で他者と協同して乗り越える環境における「個別性」を重視した処遇であり、それには職員の意図的な働き掛けが存在している点を広田ら(2012)は次のように指摘している「少年たちは更生という大きな目標に向けて、

69 土持三郎「少年院の生活教育」刑政 第71巻第9号(1960)、土持三郎「少年院における集団処遇技術について」刑政 第87巻第11号(1976)、保木正和「生活指導」刑政 第83巻第10号(1972)

70 菊田幸一「わが国非行少年処遇の回顧と展望」『小川太郎博士古希祝賀 刑事政策の現代的課題』(有斐閣, 1977), 483頁

71 平尾・前掲注62, 172頁

72 及川 昭「生活指導の諸問題」刑政第79巻第11号(1968)、小西暁和「『虞犯少年』概念の構造—公正さと教育的配慮の矛盾相克する場面として—(1)~(5)」早稲田法学 第79巻第3号、第80巻第1・4号、第81巻第1・4号(2004-2006)

73 伊藤茂樹「少年院における矯正教育への教育学的アプローチ：フィールドワークと質問紙調査から」犯罪と非行 第174号(2012)

個別課題を、他者を見る、他者から見られるという関係の中で、他者と協同して乗り越えていく。この協同は自然発生的に生起するものではない。」<sup>74</sup>「各少年の個別課題の設定や調整が、教官の側で綿密に行われていることである。少年たちの日々の様子は、本節でみた寮担任会議だけでなく、成績予備調整会議など、あらゆる場面で教官たちに共有されている。もちろん、日記指導や面接指導といった個別の指導場面も重要になる。それらの個別指導場面は、少年をより深く理解する機能だけでなく、少年とともに個別具体的な更生イメージを描くことをとおして、課題を少年に自覚させる場として機能しているからである。また、そこで得られた情報や更生の課題が、教官の間で共有されることで、日々の様々な集団場面における個別的な指導を可能にしている。」<sup>75</sup>

このような機能とそれが効果的に展開しうる場においては、職員だけではなく、他の少年の関わりによる相互作用も重要な機能を担っている。「少年それぞれに個別化された目標-実践-反省のプロセスに、他の少年がかかわるといふ相互性が組み込まれていることである。目標設定集会における議論は、その端的な事例を示している。しかし、少年同士のかかわりは、偶発的なものではない。教官が議論の場をきちんと制御している点がポイントであろう。また、議論の方法(=「型」)によって、公共的な場での振る舞い方を身に付けさせている点も重要である。したがって、議論があらゆる方向に逸脱する可能性が排除され、次第に自発的な語りが誘発され、少年たちの間に教育的な作用をもたらしていると考えられる。お互いに見る／見られる身体として存在しながらも厳しい相互監視に陥ることなく、外部社会へ復帰するために自らを「主体化」していく体験をもたらしているといえる。」<sup>76</sup>社会から隔離・分断された施設における集団生活ではあるが、他者との関係が個別な相互作用としてその成長発達に影響を与えることが求められている点が指摘されている。

さらにその作用の結果として、在院者それぞれは責任ある主体として構築されることが期待されている。つまり、少年院という生活空間は「逸脱的コミュニティや集団の共同性から隔離した場をあえてつくることによって、その自明性に呑み込まれ読み取りえなかった、『主体』を表出させる仕掛けが少年院内にはあった。逸脱する個人を既存の慣れ親しんだ逸脱の文化から切り離し、矯正の場に参入させることで、『責任ある主体』を戦略的に構築しようとしてきたともいえる。問題性を抱えた個々の非行少年の自己呈示を、集団という場の中で表出させることで、むしろ個別的な指導・個人の指導という論理が貫徹されていくのである。こうした実践を『主体化の契機』と呼ぶならば、二四時間にわたる少年院での集団生活自体が、協働性の中で、個人＝主体への眼差しを誘発する場の構築であったといえるのではないだろうか。」<sup>77</sup>このように少年院の寮という集団生活の場における個人の主体性に着目し、その個別的な指導が展開されている実態が説明されている。少年院という生活空間、その中での集団相互作用を活用しつつも、個々の特性や必要に応じた「主体」の育成が、「生活指導」により展開されていると整理される。

#### イ 生活指導が効果的に展開されている場としての少年院

このように、生活指導がより効果的に機能するためには、他者と自己との関係性を見出すことを支援する活動として生活指導を位置づけることが大切となってくる。「少年たちが社会や他者と自己とを結びつける関係性を読解し、自分の生活を再構築しようとする行動を、院内生活を通じて指導する活動、換言すれば、少年が社会や他者と自己との関係性に一定の方向性を見出すことを支援す

74 広田照幸・古賀正義・村上拓・齋藤智哉「指導過程の構造-集団指導と個別指導の関係性に着目して」広田照幸他編著『現代日本の少年院教育 質的調査をとおして』(名古屋大学出版会, 2012), 234 頁

75 広田ほか・前掲注 74, 234 頁

76 広田ほか・前掲注 74, 234 頁

77 広田ほか・前掲注 74, 237 頁



る活動、と生活指導を把握することができる。」<sup>78</sup>これは後述する「人格的アイデンティティ」の獲得としての「立ち上がり支援」捉えられる機能である。

また、談話行為としての説明を通じて少年の成長や変容が評価されることが可能となることについて次のように述べられている。「生活指導をこのような教育活動と認識するならば、少年が他者に対して自分自身をどのように説明するのかという談話行為に照準を合わせることによって、院内の諸教育活動がどのように重層的に作用して、少年院の生活指導が実効的なものとなっているのかを分析することができるのではないだろうか。というのも、過去の行為に対する説明であれ、少年院での生活において生じる諸事象に対する説明であれ、出院後の生活や被害者への贖罪についての説明であれ、あるいはその他の事柄についての説明であれ、少年はさまざまな場面で他者に自分自身を説明するという談話行為を遂行することが院内で要請され、その説明を通じて、他者によって生活指導領域における少年の成長や変容が評価されるからである。」<sup>79</sup>このことは、後述する「物的アイデンティティ」の獲得と同様な機能であり、少年院の処遇を何によって評価しうるのか、という問いに対し一つの視座を示しているものでもある。つまり、「他者に自分自身を説明」し、その内容を他者が承認するという相互作用によって形成される新たに書き換えられたアイデンティティが、当人の立ち直りを明らかに示すものであり、その処遇の効果はこのように語り直される「立ち直りの自己物語」によって把握することが可能であるとする考え方である。

#### ウ 「性格の矯正」という理不尽な要請への対応

それでは、少年院における生活指導を中心とした処遇はどのように再整理されるのか。それは、少年の性格の一部とである「生活観念」を院内生活全体を通じて育成する生活指導として機能させることえあるといえる。その効果等に関しては「出院後五年以内に少年院に再入した者や刑事施設に入所した者の割合の低さに象徴される少年院の教育活動の実効性に、その生活指導が寄与しているならば、デューイの論述を踏まえ、少年院における生活指導が、単なる情報を意味する『生活についての観念』ではなく、少年の行為を指導し、方向付け、少年の性格の一部となる『生活観念』の育成を教育目的として設定しているからであり、しかも少年たちは『生活観念』を生活指導領域だけでなく、院内生活全体を通じて間接的に教えられているからであると想定することができる。」<sup>80</sup>と分析されているとおりである。つまり、生活指導が単独で機能するものではなく、「少年たちの『健全なものの見方、考え方及び行動の仕方の育成』を目指す生活指導は、その指導領域単独で達成されるものとは把握されず、複数の指導領域における諸教育活動が重層的に作用して院内生活全体でなしとげられるものと認識されており、学校教育と比較すると、教育活動に占める生徒指導の比重は大きなものとなっている。」<sup>81</sup>のであり、「生活をとおしての指導」とその結果としての、人格の形成を目指したそれぞれの成長と発達、アイデンティティの獲得とアイデンティティの書き換えという形で出現する場が少年院であるといえる。

このように研究者によって再確認される少年院における全人教育的な処遇の展開については、来栖(1974)は、自己同一性に着目しつつ、「その処遇日課として、半学半工、半学半農(半日教科教育、半日職業補導)という原型を多少とも維持している。この事実は否定すべくもない高い真理を蔵し

78 岩田一正「生活指導の教育目的とその困難—少年の自己充足をいかに超えていくのか」広田照幸他編著『現代日本の少年院教育 質的調査をとおして』(名古屋大学出版会, 2012), 242 頁

79 岩田・前掲注 78, 242 頁

80 岩田・前掲注 78, 244 頁

81 岩田・前掲注 78, 261 頁

ているものと思われる。すなわち、自己の意識、感情、意欲、知識を労働をとおして対象化・物化・制作・生産し、その対象化されたものを媒介とし、その反（逆）作用によって、自己確認-自己の存在証明-自己同一化(identification)に達する可能性を多く与えるからである。この場合、単に職業補導上の生産活動に限定する必要はなく、個人的趣味における文芸作品や物の制作、音楽やスポーツでも差し支えないが、全人格・全生活を覆い得る最大の自己対象化・自己実現化は職業生活におけるそれである。」<sup>82</sup>と整理している。この主張は先の研究者らが生活の場としての少年院における相互作用等をとおしての自己形成機能が生活指導の中核であるという整理と同様であるとともに、その対象が自己同一性の形成であるということの重要性が改めて、指摘されている。

#### (4) 研究者からみた少年院の実態

前述のような研究者の視座からの「生活指導」の在り方の検討と別に、少年院そのものの実態を職員の機能と組織の機能に着目して行った検討から、次のような結果が指摘されている。

##### ア 職員の機能

在院者の立ち直り支援における職員の役割は、職員個々の人格・力量に負いながら、かなり標準化され集合化されており、その個人として関わりと職員集団としての関わり相互補完的に機能している点が、少年院処遇の効果を引き出している。この点に関して次のような指摘がある。「第一に、職務に関する組織のルールが細かく定められ、個々の裁量の余地は自ずと限定されている。第二に、綿密な報告や集団的な評価システムによって、かなり細かいところまで情報が共有されている。第三に、処遇技法のマニュアルがさまざまに整備され、一定の道筋で教育が展開している。こうしたことをとおして、ともすれば個人的経験と信念のみでなされやすい教育実践が、少年院においてはかなり職員集団のチームに共有されたやり方で展開している。」<sup>83</sup>

その上で、職員個々が個人として臨機応変に対応することも可能であり、「職員は組織の駒として、没人格的、機械的に少年にかかわっているわけではなく、個々の裁量はもちろん、寮単位、職務単位のチーム・ティーチングや相互行為的に構成されるダイナミックな評価システムを活用しながら処遇に携わっていることもまた、指摘できることである。」<sup>84</sup>と報告されている。生活空間もその指導の場として利用できる少年院の特性について、職員もその生活の構成メンバーとする生活共同体的な処遇空間が成立している点、複数の職員らによるチーム・ティーチングが構成されている点から明らかにされている。<sup>85</sup>

##### イ 矯正教育共同体

このように職員集団だけでなく、職員と在院者、また、在院者と他の在院者による相互作用が効果的に機能しているという特徴を「矯正教育共同体」と表現し、次のように報告しているものである。「少年院に収容された少年たちは、徹底的に教育的規律の圧力に反発し、それから逃れようとする存在でもなければ、思考停止的に処遇に服従し、施設化していく存在でもない。本書が描き出したのは、処遇に携わる矯正職員との濃密なかかわりの中で、さまざまな情報を言語「資源」として活用しながら、自己物語の書き換えや役割取得／役割距離にかかわる諸活動に積極的に乗り出す少年たちの姿であった。少年院はその意味で、系統的かつ組織的な処遇構造を有しつつ、職員や少

82 来栖宗孝「矯正教育の展開と課題」平尾靖編著『非行・補導と矯正教育』（有斐閣、1974）、205 頁

83 広田照幸・平井秀幸「少年院教育の可能性と限界」広田照幸他編著『現代日本の少年院教育 質的調査をとおして』（名古屋大学出版会、2012）、345 頁

84 広田ほか・前掲注 83、345 頁

85 境 克彦「少年院職員論」犯罪と非行 第 73 号（1987）

年のダイナミックな相互作用を許容し（というよりそれを積極的に利用し）作動する矯正教育共同体であるということができよう。」<sup>86</sup>

さらに、そのような相互作用が展開される教育共同体における個人の成長に着目すると、「更生の自己物語が紡ぎあげられる場」として少年院の機能が浮かび上がる。それは、「現実の日本の少年院の教育は、たくさんの『ささやかな成功』を積み重ねてきた可能性がある、ということである。その教育の成功の物語は、メディアで騒がれる凶悪事件とは異なり、世間の耳目を集めることはない。明示されないが構造化された教育システムと、さまざまな形で専門化された個別／集団処遇や評価の中で、一人一人の少年が、少しずつ、だが確実に更生の自己物語を紡ぎあげ、やがて社会の中にひっそりと戻っていくという、人の目にさらされない物語なのである。世間のほとんどの人はその物語に関心を払わないが、当の少年にとっては、自分の人生を見つめ直し、描き直していく、ドラスティックな経験なのである。このかけがえのない過程に寄り添っているのが、今の日本の少年院である、といったらいすぎだろうか。」<sup>87</sup>と報告されているとおりである。

別章において、この着眼点に基づく少年院の諸活動を自己物語の書き換え／紡ぎあいとする、新たな取組みに関して検討するが、外部研究者の視点からも、これまではあまり語られてこなかった、「自己物語の紡ぎあい」というある種の「立ち直りの自己物語」モデルが示されるのである。

#### （5）矯正教育の効果の把握

このような矯正教育共同体として、「更生の自己物語が紡ぎあげられる場」におけるその教育の効果は、当人のナラティブの「変容」によって明らかにされる。

それは、従来の考え方のように問題を内在化された存在として在院者を位置づけることによって「問題を個人の内的属性に帰属させることで、少年の過去の体験や病歴、パーソナリティは、それぞれ『変更不可能なもの』とみなされ、結果として変容可能性に期待するという介入は、『変更不可能なものを、変容させようという取り組み』として、多くの困難を伴うおそれがある。」<sup>88</sup>との指摘に対応する方策を示すことにとも通底すると考えられる。

具体的には、「少年の語る『ストーリー』に着目し、そのストーリーを変容させることをとおして、少年自身の『変容』を期待するという視点、つまり内的属性そのものではなく、語りに介入するという視点からの分析が、少年矯正の場で近年注目を集めている。」<sup>89</sup>と報告されている。一方、「ストーリーの変容へ向けた実践的な介入の可能性を検討するにあたって、豊かに可能性を潜在させているといえよう。しかしながら、その語りの変容がどのような働きかけによって、また、どのようなプロセスを経て生じるのか、何がどのように変わることが『変容』なのか、などといった諸点については、必ずしも十分に明らかにされておるとはいえない。」<sup>90</sup>ともされているとおり、いまだ検討途上にあるともいえる。この、当人の自己物語の変容がどのような過程を経て、また、何よって形成されるかについては、別章において詳細に検討することとする。

## 4 まとめ

子どもの権利を「関係性」から捉え直そうとする試みは、そこにある種のジレンマを内在させつ

86 広田ほか・前掲注83, 346頁

87 広田ほか・前掲注83, 357頁

88 仲野由佳里「少年の「変容」と語り ―語りの資源とプロットの変化に着目して」広田照幸他編著『現代日本の少年院教育 質的調査をとおして』（名古屋大学出版会, 2012）, 109頁

89 仲野・前掲注88, 109頁

90 仲野・前掲注88, 109頁

つも、保護か自律かといった二項対立的な問題に新たな解決の端緒を提供するといえる。それは、大江(2004)が、「問題の解決でなく、問題の端緒として関係性を捉えていくこと、この手間のかかる探求作業にこそ、自律性—共同性—権利をめぐる難問を解きほぐしていく鍵がある。こうした包括性ゆえの難問は、さらなる様々な角度からの各論によって検討することが必要であろう。具体性のある各論すなわち問題の文脈そのものと、抽象化された理論との間の往復運動がさらに求められる。」<sup>91</sup>と指摘するとおりである。

本章における検討においては、自己同一性や、その二面性、また、自我形成の過程における共同性と自律性といった課題、そして、そもそも自己形成に必要なとされる言語や共同体の役割など、これ以前に繰り返し論じられてきた点が、再び検討の俎上に挙げられている。換言するならば、「関係的権利論」の中には、これからの個人と社会の有りようを検討する種々のツールが内在していることが示唆された。

一方、子どもという存在・属性を有する者もまた権利主体であると認める理念は、「その個人が属する社会（共同体）が、権利主体、すなわち自由な個人を尊重するという価値観」<sup>92</sup>を共有する社会・共同体そのものの存立していることが前提となるとして、森田(2005)は次のように指摘している。『『自由な個人』の存在を『権利』として肯定する社会・共同体においては、その個人の属性（大人とか子どもとかといった）を問うことは、当該本人を社会・共同体の外に存在する者とするものであり、権利主体と認知されないからである。』<sup>93</sup>

つまり、「子どもは権利主体か？」と問い立てることは、「大人は権利主体か？」という問い立てと同様に、その時代的・社会的文脈において意味が異なってくる。「大人は権利主体か？」という問い立ては現在のわが国においては意味をなさないほどに自明性があるといえるが、世界のどの地域・社会においても、わが国と同様な状況にあるとはいいい切れない現実が存在する。であるなら、「子どもは権利主体か？」という問い立てには、現時点においては、子どもを共同体の外に置き、その同化をどう図るかといったある種の異邦人的な子ども観が内在しているといえる。

さらに、権利の有無を生得的なものとするのか、特定の資格を有することにより獲得しうるものとするのかによっても、その意義は異なってくる。共同体の中に産まれた者はその出生とともにある種の権利を有しているが、それ以外の者はなんらかのイニシエーションを経て共同体に迎え入れられその権利を有することになる、といった考え方でありえないではない。改善モデル、それを基礎に置く「矯正」には、このような、共同体の外に受刑者や在院者を置き、その同化を図るといった人間観、権利意識が内在しているといえる。

子どもの権利条約や少年司法に関する国際準則は、「子どもを大人のパートナー」として位置づけ、子どもとして社会・共同体における主体性や役割を認める立場にある。現実の社会はそのような立場・主張から遠い状況にあるかもしれないが、少なくとも、「子どもを大人のパートナー」としてその権利行使を保障するということは、子どもが家庭や社会において成長し大人になる権利を保障する責務を大人側が負っており、その権利行使を保障・保護する役割を課されているということであろう。

91 大江・前掲注45, 153頁

92 森田明彦『人権をひらく』（藤原書店, 2005）, 214頁

93 ローマ帝国におけるローマ市民や、わが国封建時代の武士階級などは、その共同体内においては市民として、武士としての権利主体であり、一定の義務を負っていた。

他方、「矯正」という語義には、共同体の外にある存在を改善・教育することによって統合しようとする改善モデルと同種の理念、それは、共同体のメンバーを権利主体と認め共同体の中で成長発達する権利の行使を認めるといった理念とは異なる、子ども観・人間観が内在しているといえる。このような、「子ども」としての存在を認めつつ、共同体のメンバーとしての役割とその反射としての権利を認めるというある種のジレンマを解消する方策が、「関係性」論に立った処遇論の見直しである。

他者や社会との関わり・関係性をいまだ獲得していない「子ども」に対し大人と同じ処遇を実施することは、大人になる存在としての子どもの可能性を抑制することになる。この観点から、「子ども」に対しては大人と異なる処遇の必要性が導き出されることになる。また、その処遇理念は、改善モデルとは異なる、「関係性」の構築を促進するものであることが求められる。それは「人格の完成」を目指した処遇と置き換えられるものである。少年院における、成長発達に視点を置き当人の最善の利益を保障する処遇とは、正しい関係性が他者と社会そして自分自身との間に構成できるようになることを目指すものであり、それは人格の完成や自己同一性の確立と同質のものである。その獲得の場として少年院という共同体が機能することが求められる。このような関係性の構築こそ、非行からの立ち直りを支える自己形成としての「立ち上がり」であり、少年院においては、それぞれの少年の「立ち上がり」を支援することがまず必要とされる。

また、「子ども」に対して大人と異なる処遇が必要とされる理由は、「子どもは大人になる存在である」、「大人は子どもになれない存在である」という、成長発達の不可逆性にある。将来の大人を育成するというある種の大人の責務に起因するといえる。なぜなら将来の大人が育成されない社会は、その社会自体の存続を危うくすることになるからである。<sup>94</sup>

このような大人と「子ども」の関係を本研究では「共生」機能として捉え、別章において詳細にその内容を検討する。

---

94 内山 節『子どもの時間』（農文協, 2015）は大人と異なる時間を形成する「子どもの時間」の重要性について指摘している。赤羽忠之『非行と教育を考える』（北樹出版, 1984）は、「教育」の持つ権力性に着目し保護処分の有りようについて検討している。

## Ⅱ 「矯正」の明確化とその今日的課題分析

### 第4 「少年矯正」の課題

- 1 少年を対象とする課題
- 2 「矯正教育」の課題
- 3 「矯正」のジレンマ
- 4 「少年矯正」のジレンマ
- 5 「矯正教育」の再構築とその課題
- 6 まとめ

#### 1 少年を対象とする課題

少年院法の改正等においても、個々の少年らの健全育成等を考えた場合、それまでの子どもを保護の対象としてらえる「子ども保護論」では捉えきれない新たな課題、それは、保護者や大人、社会それ自身が保護能力を有しており、保護の客体として子どもとその主体たる大人・社会といった構図が成立しえない様々な事象が発生しており、その対応の必要性等が検討されてきた。

とりわけ、保護者の養育能力・監護能力の低下が、子どもの逸脱行動の誘因となり、結果、自他への侵害行為が表出するという、ある種の悪循環が家庭や学校等の子どもの身近な社会において発生してきている。このような、子どもたちをとりまく生活環境の大きな変化に対して、本章においてはこれまでの大人と異なる小集団として「子ども」を捉え、その権利の享受を拡大する、といった権利論では、具体的な方策の検討がなしえない状況とそこから生じる課題を明らかにする。

##### (1) 関係性の権利とは

###### ア 異常人アプローチ・権利アプローチ

エレン・ケイ<sup>1</sup>の「子どもの時代」に代表されるように、「子ども」自体の社会内における、その存在を肯定的なグループとして認知し、特定の保護や権利を認める、多様性を受容する社会構造化が近代以降の特徴の一つともいえる。このような社会構造の多様化は別の意味で、それまでの社会構造のある種の歪さを浮き彫りにする。

この点に関して、大江(2004)は「異常人アプローチ」という表現により、近代法は人間存在を有能・無能の二分法を用いて分類し「異常・無能」と判断された人々を排除することで基本的に成り立っていると整理している。また、幼児、既婚女性、奴隷、召使い、徒弟、最貧困層、精神障害者などは「無能力」という烙印が押された者とされる点を指摘している。<sup>2</sup>このような二分法により、正常とされるグループに属する者が、無能とされる者に対して、無能であるからという理由により、正常とされるグループの者が享受する様々な権利を剥奪すること許容していたとする社会状況を説明している。

このような、有能と無能という二分法による、ある種の社会自体の単純化・種別化は、それぞれの特質を捉える上では一定の効果は否定できないものの、逆に、大多数の側に属する者と少数派との間での格差・差別を助長するマイナスな効果が指摘される。

つまり、複雑であり続ける現実を理解、整理し、さらにはそれに対処するためには、近代法による事態の単純化に沿って行政的・司法的・社会的などの各対応を機械的に決定することとなる。しか

1 スウェーデンの教育学者。1900年に出版された『児童の世紀』は「児童中心主義」として、子どもの成長を主体とした教育理念を明らかにし、その後の教育制度等にあり方に大きな影響を与えた。

2 大江 洋『関係的権利論』(勁草書房, 2004), 8頁

し、そこには区別や偏見を助長・正当化する危険性が存在することになる。<sup>3</sup>産業革命以降の多様化する社会内構造を、それぞれの視点で切り分け・整理し、特定のグループの存在を明らかにすることは、かえって、それらを管理・支配する側に機械的な区分の尺度を提供することとなり、その結果、社会的主張が弱いとされるグループは異質なものとしての偏見や差別の対象とされることとなる。

この異常人アプローチに内在する差別化に対応する概念として、大江(2004)はミノウの主張する「権利アプローチ」の機能について、「それまで『無能』の範疇に押し込められてきた一群の人々に対して『権利』を保障し、その劣位にある環境を改善・克服しようとするものである。」<sup>4</sup>と整理している。これは、それまで「異常人」として位置づけられ社会において認知されえない当事者に焦点をあて、その関係性を回復するものとしての機能の有効性を示している。

### イ 差異のジレンマ

異常人アプローチにより、それまで「正常人」とされていなかったグループの存在を認知し、必要とされる保護を与えることにより、その地位の改善等を図るといふ、権利アプローチは実際の保護活動等を通じて、別な課題を発生させることとなる。

それは、「差異のジレンマ」と整理されるもので、権利アプローチに基づく、①救済されるべき人々に対して特別権を保障するという志向と、②彼・彼女らの自律・解放を目指すという志向であり、それは「保護・配慮・供給」と「自律・解放」という、対立する可能性のある二つの契機が含まれおり、特定のグループの保護をめざすと、その過程において保護されるグループの異質性等が固定化しひいては差別化されるジレンマを内在することになる。<sup>5</sup>本来は「自律・解放」に向かうべき道筋が、保護により、「依存・固定化」という逆の道筋を作ってしまうというジレンマが発生するというを示している。このようなある種の特別権を保障することの反射としての「種別化」は、まさに「ラベリング」論と同質の課題を内在する。

つまり、『特別権』という種別化が差別や偏見を助長する、という視点とは『ラベリング』問題と深く関わっている。種別化にかかわる諸概念の中で、『ラベリング』とは一般に『逸脱者』に貼られるレッテルのことである。差異や逸脱(deviance)とは、本来その本人自身の中に存在しているものではない。それらは社会的に作り上げられるものである。そして、作られるものであればあるほど、それらは価値中立的なものではなく、ついには『スティグマ』として構成されるようになる。このラベリングによる社会的圧力は非常に強固なものであり、その烙印を押された本人をも自己抑圧させるような力を持っている。<sup>6</sup>このように、弱者・小集団への保護がその恩恵等から外れたものにとっては、過剰な優遇と映り社会的な偏見が発生するという、事態を生じさせる。

また、そのような偏見やラベリングは当該本人らのアイデンティティをより頑なものへと変化させ、自らがそのロールを担うような意識形成がなされる。つまり、保護を講じながらも、その保護自体がある種の新たな差別を助長し、さらなる自律・解放を阻害するという負の循環に陥ってしまう。

このように、権利アプローチは「差異のジレンマ問題」を抱えている。「保護・特別保障志向を強めればある種のスティグマが押しつけられ、自律・解放志向を強めれば今度は逆にきめ細やかな配

3 大江・前掲注2,8頁

4 大江・前掲注2,9頁

5 大江・前掲注2,10頁

6 大江・前掲注2,11頁

慮が忘れ去られる。基本的な自律を主張しつつ、同時に特別な保護や配慮を求めることは難しい。どのようにこの両者を調整したらよいかということを経験アプローチ自体は示してはくれない。換言すれば、従来の権利アプローチは差異をうまく扱えないのである。」<sup>7</sup>と整理されるとおり、異常人アプローチの打開のために実施する権利アプローチの限界が示されている。

#### ウ 「権利」の限界：専門家主義の問題

このような権利アプローチがその結果として、「異常人アプローチ」を強化、固定化するという側面とは別に、権利アプローチを推し進めることにより、その保護の対象を選別するための科学化・専門化の浸透も、新たな課題を引き起こす要因となる。

この専門家主義の問題に関して、大江(2004)は次のように分析している。『加工可能な人間性』という発想は、『慈善的な』判事、『治療的パターンリズム(therapeutic paternalism)』を生み出した。この『科学主義』『専門家主義』は、子どもの権利を承認する方向を生み出していったが、他方で子どもをより積極的に科学的に管理していこうとする方向をも生み出した。たとえば、一方で心理学などの科学の発展は『健やかな感情生活への権利』や、妥当な財・サービスを提供できると考える『供給(provision)志向』を生み出した。このような傾向は一面で確かに状況改善につながったが、他方それは新たな子ども管理になり、それまでのロマン主義的な子ども尊重観念は失われてしまう結果となった。言い換えれば、『進歩主義的保護』はおとなの世界から子どもを締め出す結果にもつながったのである。」<sup>8</sup>とその問題点を指摘する。

つまり、保護の対象として選別し、その必要に応じた措置を検討・実施するという、まさに慈善的な措置であっても、その行き着く先には、正常と異常とを判別し、異常とされる者の正常化を図るという、新たな管理と統制といった構造を構成することとなる。一般に肯定的に扱われる「科学主義」や「専門家主義」、「心理学化」には、正常と異常を区別する上での「物象化」に伴う、差別化や排除といった問題も指摘されている。このような、負の循環は、「権利」そのものに内在しているものであり、この「差異のジレンマ」にどのように対応するかが、今日的な権利論の課題ともいえる。

#### エ 関係性アプローチ

このような権利論に内在する「差異のジレンマ」について、ミノウは「関係性の権利」という手法を用いて対応しようとしている。以下、大江の論考をみながら、その内容を検討する。

まず、権利論の限界について、権利という用語にはある種の切り札性という権利概念が存在し、権利が崩壊する時とは、その枠組み自体がまったく融通無碍に無原則化され崩壊する時なのであると指摘し、『無能』の範疇に押し込められ排除されてきた人々の生を、『権利』によって救済・支援していこうとする権利アプローチにとって、権利概念が持つ規範の力は決定的に重要である。だが、既述のように、権利アプローチには『差異のジレンマ』とという難問があった。『自律か保護か』という二項対立的な問題設定は、問題の過度の単純化を招来する。それが、権利を必要最小限のものにしようとする立場と共鳴しているのではないだろうか。『二項』の関係を遮断するのではなく、つなぐ発想、つまり権利アプローチの改良が求められるのだ。」<sup>9</sup>と指摘する。

このような権利の視座に立ちつつ、その「差異のジレンマ」である、「自律か保護か」という問い立てを一旦リセットし、「自律と保護」というそれぞれを結びつける、「つなぐ発想」の必要性が強

7 大江・前掲注2, 12頁

8 大江・前掲注2, 18頁

9 大江・前掲注2, 44頁



調される。それは、二項対立構造に他の視点を入れ視座を変えることにより問題・課題の解消を図ろうとするものである。このような発想は、後述する「物語論アプローチ」に見られるような、問題を解決するのではなく、問題自体も含めてそれを読み替えにより解消させるという機能と同様な理念といえる。

つまり、自律にしても保護にしても大多数側に位置するもの、配慮する側からの一方的な関係性を両方向性に変換させ「つなぐ発想」の具現化を「関係性」により対応しうる点に着目するものである。この「関係性」については、「義務を重視する議論はどうしても一方向性の色彩を帯びてしまう。配慮する側が相手側の状況・意向を（しばしば一方的に）『慮って』配慮やケアの内容を自足的に決めてしまう可能性である。多様な『声』を反映する枠組みにするためには、さまざまな工夫をこらして当事者全員の声を拾い上げ、織り込んでいかねばならない。『力』を与えてくれる権利という存在に、配慮に象徴されるような『何か』をつけ加える必要があるのだ。その何かをここではとりあえず『関係性』と呼んでおきたい。」<sup>10</sup>と、位置づけている。

このように「関係性」により、二項対立的な位置にあった自律と保護をつなぎ合わせること、「自律性と共同性の両契機をしっかりと位置づけるものとして、関係性概念は解釈されるべき」<sup>11</sup>ものとして、「関係性」を定義づけている。

それは、自律のための保護を提供する側とされる側という存在は認めつつも、その保護を一方的に押し付けるものとしてではなく、相互の「声」聴きながら、その関係性の中から必要とされる選択を行う、「関係性アプローチ」の有効性を指摘している。

このような「関係性アプローチ」に基づくある種のフラットの関係の創出においては、従来の援助者・支援者の視点だけではなく、その受益者たる者の視点が、支援・援助による過剰な支配といったジレンマの発生を抑止するには必要とされる。それは、「様々な運動の巨大化・制度化とともに、する（改革者）側と、される（援助を受ける者）側の隔離が進んでしまった状況において、する側は最善の援助内容を把握していると信じられ、される側はただそれを受け取れば良いと思われてしまう。一方、改革者たちの保身や官僚主義化が起こりうる。極端なことを言えば、彼らは改革を自己満足のためにやっていたという側面がまったくなかったわけではない。（中略）援助を受ける者たちの参加こそが、他者の視点を組み込む契機となる」<sup>12</sup>という、当事者自身の参画と、そこから派生する他者の視点の導入の必要性が指摘されている。

つまり、自律を阻害する過剰な保護や、当事者が必要と認めない一方的な保護のありよう、また、そこから派生する、する側の硬直化といった弊害を打破するためには、当事者中心主義ともいえる、当事者自身の参加とその視点からの対応の必要性と有効性が示唆されている。

しかしながら、このような「関係性アプローチ」がすべてにおいて万能というわけではなく、ある種の限界を含んでいる。そこには、制度自体の正統性や実効性を弱めていく、といった課題を内在している。「関係性アプローチは、差異に対して豊かな配慮を行っていける可能性があるという意味では非常に有効だが、法の権威性や命令性(law as authoritative and commanding)を弱める危険があるという意味で工夫が必要だとミノウも述べる。それは強制的な国家権力の必要性と危険性の双方をいかに捉えていくべきかについて再検討する契機ともなる。」<sup>13</sup>そこで、持ち出される議論が、

10 大江・前掲注2, 44 頁

11 大江・前掲注2, 45 頁

12 大江・前掲注2, 56 頁

13 大江・前掲注2, 58 頁

いわゆる関係性アプローチと権利アプローチの統合という発想である。

権利アプローチに内在する「差異のジレンマ」、自律か保護かという二項対立に対応するための「関係性アプローチ」の重要性が再度指摘される。しかし、この「関係性アプローチ」においてはさらに権威や命令といった権力的機能の弱体化への懸念が指摘される。これらを克服するためには、ある種の入れ子的な再編の必要性、「権利アプローチ」と「関係性アプローチ」の再構築の必要が示されている。

## (2) 関係性の権利と成長発達支援

次に「関係性」・「関係性アプローチ」の内容に関して、自我形成等の成長発達という視点からその内容を検討することとする。

### ア 子どもの特質

子どもの権利論を考える上で、子どもとはどのような存在として把握しうるのであろうか。一般に想定されるのは、未成熟な存在であり、そのような存在に対して保護や教育を付与することにより、自律的な大人となる成長観である。

このような教育の必要性は、成熟した人間と教育の関わりとして、次のように整理される。「人間行動の自由に対する介入の正当化根拠を『他者に対する加害を防止すること』に求めたミルの『自由論』も、この加害原理の適用範囲を、『能力の成熟した人間』に限定している。成熟した人間によってこそ真理は常に問い直される。その中で『個性』の発現という『発達』が果たされることになる。成熟した人間になるためには、つまり『人生において他者や個人に対して自らの役割を果たす』ためには、教育が必要なのである。」<sup>14</sup>このような成熟した人間に達するための必要な教育を行うことに、何ら異論はないところではある。

しかしながら、大人とは異なる「子ども」という存在を二分法で分類することには、区別を超えた「異常人アプローチ」的な視座が内在する。それは、「自律的で“有能”な個人」対「未成熟で教育を必要とする“無能”な子ども」という、この二分法に基づく概念である。<sup>15</sup>「子ども」という存在を認めるとき、そこにはある種、自動的に保護の対象・教育の対象として子どもを位置づけ、子どもの実存性を一切考慮に入れない、おとなの視点からの一方通行の保護観が存在する。つまり、子ども自身の「発達の段階」に応じて、「自律の助長促進にとってやむをえない範囲内にとどめられなければならない」とする、「発達段階」や「自律の助長促進」という概念が、単なる学説や大人や指導者の中で自明性を帯びたものとされているのであれば、「子どもの権利は一方的に歪められ『言説化』されてしまうだろう。その場合截然としたおとなと子どもの境界線は残り続ける。」<sup>16</sup>この大江の指摘は、大人と子どもの関係性からではない、大人の子どもの観、それは、前述したとおりの二分法に基づくものである限り、そこで議論される子どもの権利とは子ども自身を反映したものではないというものとなってしまふ。

つまり、大人の頭の中で自足的に組み立てられる「子どもの権利」は子どものための権利ではなく、大人の一方的子ども観に基づく大人のための子どもへの限定解除的な権利とでもいえる権利となる懸念が指摘される。

### イ 関係性から自律の獲得

子どもの権利とされる権利が本質的な意味において子どものための権利となるためには、「異常人

14 大江・前掲注2,2頁

15 大江・前掲注2,3頁

16 大江・前掲注2,5頁

アプローチ」や「権利アプローチ」といった「子ども・大人」という二分法に基づく概念整理ではなく、このような二分法のある種の融合を図る「関係性アプローチ」という視座の有用性に関しては既に指摘してきたところである。

一方、このような「関係性アプローチ」にも「自律性・共同性」といった二分法的な課題が内在している点についても既に検討したところであり、その課題は三つの解釈により説明しうるとされる。大江(2004)は「関係性」について定義しつつ、次のように整理している。「関係性とは、『事物一般の関係性』という抽象的・普遍的次元の関係性ではなく、人間(関係)のありようをめぐる関係性である。その関係性にとって本質的なものとは、人と人が結びつくありようである『共同性』と、他者との距離の取り方である『自律性』をめぐる関係である。共同性と自律性をめぐる関係である。共同性と自律性をめぐる関係には、三つの解釈が可能である。より密接な人と人の結びつきを求め、共同性に重点を置く関係性解釈、自己の領域を確保し関係性を主体的に作りあげようとする、自律性重視の関係性解釈、そして、両契機の併存・相補性を指摘しそのバランスを考慮する解釈である。」<sup>17</sup>社会的な生き物としての人間は自己の確立としての自律と、それと表裏をなす社会化の獲得が、まさに人間としての成長・発達の一つのゴールとされることが、示されている。

この到達点に向けての関係性は、共同性と自律性との間のバランスを、自己を中心としてどのようにみていくかによって変わってくる。つまり、従来から言われている成長発達支援とは、個々の特性に応じつつ、その時々を本人をとりまく状況・環境や本人自身の心身の状態を把握しつつ共同性と自律性への介入を行うものともいえる。

#### ウ 共同性と自律性

このような関係性の在り方、共同性と自律性との間のバランスを考慮しながらその成長発達を捉えていく上で、その前提となるのは、本人の自己観、自我の形成である。大江(2004)は、ピアジェの発達段階論<sup>18</sup> G. H. ミードの自我論<sup>19</sup>等に準拠しながら、自律育成を下支えする共同性の在り方から、その後の自我形成に関して、共同的な結合様式を一種のセーフティ・ネットとして理解するならば、それは弱者保護や、積極的には人間の相互依存性とも深く関わることになり、さらに、自律に向けての共同性という考え方もできる、と指摘する。<sup>20</sup>そこには他者との様々な関わりの中で初めて人間は自律(能力)を獲得しうるという発想があり、この考え方は、自己変容を生み出す共同性という考え方にもつながってくる。

この自律に向けた共同性の在り方、また、共同性の前提となる他者認知の確立は、11歳くらいの「形式的操作能力」段階からでないとは獲得されないとされ、それ以前における共同性やそこから派生する自律育成の関わりは、当該本人にとっては時期尚早のものであり、また、ある種の過剰介入となる懸念があるともされる。

また、このような形式的操作能力が獲得される段階においては、自己洞察の前提となる振り返りや自己の置かれている状況を、ある程度客観的に捉えられるようになるとも言われている。それぞれの関わりを特定の文脈において把握し理解できる段階でもある。「形式的操作期に入ると内省作用が現れてくる。言うなれば、理念や仮定、可能性を考えることができるようになる。この段階では、

17 大江・前掲注2, 59頁

18 J. ピアジェ (1896-1980) スイスの心理学者で認知の発達が階層による段階的なものであるという理論を提唱し、発達心理学の基礎を築いた一人である。

19 G. H. ミード (1863-1931) アメリカで活躍した社会心理学者。哲学者プラグマティズム論の主張者の一人である。

20 大江・前掲注2, 61頁

帰属集団や自分を取りまく状況から距離を置いて物事を見つめることが可能となる。各自は、文脈に強く組み込まれた状態から、文脈自体を『持つ』一場合によっては選択するようになる。」<sup>21</sup>

このような内省作用が獲得され機能することにより、それまでの自己中心的な他者理解から、徐々にではあるが他者・社会との関係を把握し、その関係性の中での自己理解がさらに促進される。この過程は自我の形成過程といえる。このような自我形成には、自己を客体化する保護者や家族を含めた自己以外の存在としての社会との関わりが必要とされる。このような自我形成を強く主張したのがG.H. ミードである。『作られる自己』と『主体的な自己』という自己の二つの側面を本格的に論じたのが、G.H. ミードである。(中略) ミードはまず社会的に「作られた自己・自我」を徹底的に強調する。これは、社会的基盤なしに自己・自我が作られることはないという立場である。別な観点から言えば、意識よりも『社会的動作(social act)』の先行性が、つまり個人に対する社会過程の『時間的、論理的先行性』が主張される。」<sup>22</sup>

ミードの自我論ではこのように社会や共同体によって形成される「作られた自己」と、その後に他者を「鏡」として用いながら形成される「主体的な自己」、そして、それらの形成を支える「言葉」や共同体における役割の作用、その客観性等の構造の重要性が指摘される。つまり、人間の行動は基本的に社会的側面を有しているおり、社会契約論的にまず先に自律的個人があると想定するのではなく、「あくまで社会や共同体によって作られた自己・自我から始まって、その後に主体性が生じる」という立場である。(中略) 各自は共同体における様々な役割を引き受け、その役割の複雑な組織化の媒体としては言語が利用される。そして、このことによって人は『人格』を持つようになっていく。成員に共通な反応は、『制度』となり、あるいは経済・宗教共同体として構成される。こうして社会過程の中で各自は発達を遂げていく。」と、大江(2004)は整理している。<sup>23</sup>

このような自我の形成は、まさに社会化としての関係性の中で発生する。つまり、ミードの論に準拠するのであれば、共同性の比重がその初期の段階で大きく、その後、他者を「鏡」としながら、自律性が獲得されてゆき、ある点においてそれぞれが拮抗する時点に達する。その時点こそが自我形成のその時である、といえる。

## エ 自我の形成と成長発達支援

このように共同性と自律性との関係において自我形成は把握されるが、ミードの自我論は、その発生における自己の客体化を客我(me)とし、その客我を認識することで形成される自我を主我(I)と区分している。つまり、「自我の発生には共同的な基盤があり、自己の枠組みには過去の自分を含めた実質的内容(文脈)がある。すなわち、対象(ある種の他者)としての『me(客我)』だ。加えて、人間にはそうしたmeを対象化し意識化する自己もある。すなわち『I(主我)』の存在である。

(中略) ミードは、Iに重なり合うものとして、『思考』や『内省的知性』を位置づけている。内省的知性を持った主体は各自固有の選択を行う。言い換えればこのIとは、自発性であり、主体的自由そのものである。それは『全体の統一性の源泉』としても捉えられるであろう。」<sup>24</sup>対象化される自分と、それを認知する自分の存在、つまり、当たり前のように私に(me) 出会うこと、認知する・しうることが自我形成であり、それは自己が自己との関係性を構築するものともいえる。

21 大江・前掲注2, 61頁

22 大江・前掲注2, 62頁

23 大江・前掲注2, 62頁

24 大江・前掲注2, 53頁

このような自我形成は自己同一性の形成とも置き換えられる。自己同一性（アイデンティティ）の形成等に関しては別章において検討する。「関係性の権利」との視点においても、自我形成が共同性と自律性の拮抗状態において成立するという関係性に注目すると、自己同一性の確立とその危機等についても同様な視点、「共同性と自律性の拮抗」という課題が内在しているといえる。それは、「自律性と共同性の調整の難しさは、自己同一性危機にもつながりうる。現代社会において各自は通常、複数の集団にわたって属しており、かつてのような単一の（包括的）共同体のみに帰属することで安定した自己同一性を容易に獲得できる状況にはない。各自は、自らの内に複数存在する帰属性をうまく調整していかなければならないのである。その調整に失敗する時、各自は自己同一性の確立に困難を感じる。つまり、各帰属集団間で自分が『引き裂かれる』危険性である。」<sup>25</sup>

このような自己同一性の確立の危機への支援・関与がまさに成長発達支援であり、このような危険性が継続し、引き裂かれた状態が継続すると、反社会的な逸脱行動や犯罪が、あるいは非社会的な引きこもりといった事象が発生することになると指摘している。

#### オ 関係性と成長発達支援

共同性と自律性を結びつける関係性により、ミードによるところの「作られる自己」と「主体的な自己」が形成される。<sup>26</sup>「作られる自己」は共同性との関係性に、「主体的な自己」は自律性との関係性に、それぞれ強く影響を受けるものといえる。このうちの共同性は、ある種の自己選択ができない絶対性を保持している。

その絶対性とは、「人は親を選ばず、その母国語も選択できない。本人の属する社会に基本的に規定され、その社会で身につけた属性を完全に超越することがほぼ不可能であるという意味において、人はまさに『社会的動物』である。複数の人間に共有される諸条件を共同性という言葉と重ね合わせるならば、人間にとって共同性とは、まさに完全に乗り越えられないような条件なのだ。町から離れ、ひとり『森の生活』を続けたとしても、人は他者との広い意味での共同性を完全に断つことはできない。たとえば、そこではおそらく道具が使用されるであろうし、さらに内言語(internal speech)を含めた言葉が用いられるに違いない。」<sup>27</sup>先にみたミードの「作られる自己」の先行性は、共同性のもつある種の絶対性に準拠しており、また、自我形成に対する支援においては、その順序性が重要となるともいえる。換言するなら、社会の中に生まれ落ちた存在が、その中の関係性において自己として社会の中で立ち上がるのではないか。それがまさに社会によって「作られる自己」と言えよう。

このような「作られる自己」とその後形成される「主体的な自己」の複数の自己が、一人の人間の中で形成されることになる。P. リクール<sup>28</sup>のアイデンティティ論においても「人格的アイデンティティ」と「物語的アイデンティティ」の複数のアイデンティティが指摘されているが、ここでも、同様に複数の自己形成が指摘されている。

それは、「そもそも自己とは二つの道筋からなっている。政治哲学者であるクリテンデンの用語を借りて言えば、ひとつは、『自己という枠組み(self-concept)』を作り上げ、自己に付着する外的条

25 大江・前掲注2, 55頁

26 この自己の二面性は、別章においては「物語る自己」と「物語られる自己」という主我と客我の関係から再検討される。

27 大江・前掲注2, 67頁

28 P. リクール(1913~2005)は、1948年ストラスブール大学の哲学教授に任命された以降、1957年にソルボンヌ大学、1964年にナンテール大学の哲学教授に任命され、ナンテール大学に在籍したまま、カナダ、アメリカにおいても講義をするとともに、『意志の哲学』、『解釈について—フロイト論』、『生きた隠喩』、『時間と物語』、『他者としての自己自身』、『記憶・歴史・忘却』といった著作等により、「20世紀の最も重要なフランス人哲学者の一人」といわれている。

件である。もうひとつは、「行為主体性(agency)」自身となる「問い続ける自己(a reflective subject)」だ。人間は属性だけからできあがっているわけではないし、行為主体性だけから構成されているわけでもない。自律性と共同性の両契機は、その両契機の本質上、(緊張をはらみながらも) 併存せざるをえないのである。われわれが必要としているのは、『複合的自己(compound individuality)』ともいえるような自己概念である。」<sup>29</sup>とされる。

リクルールのアイデンティティ論を適用するならば、枠組みとしての自己は人格的アイデンティティであり、問い続ける自己は物語アイデンティティと重なっていく。いずれにしろ、複合的な自己形成が共同性という社会化の中で展開していくことといえる。

しかし、そのような自己形成は時間の経過と共に自然発生的に獲得されるものではない。先にもみたように、「鏡」としての他者をとおして自己が形成される、ある種の能動性が発揮される。それは、「自律性・主体性の契機は、少なくとも心理学的には、何もない状態からは生まれない。それは、あくまで諸個人間の相互行為を含む社会過程の中で生まれ発達していくものなのである。広い意味で他者から学ぶことによって自律性・主体性は徐々に作りあげられ、変容していく。さらに、自律性・主体性の契機は共同性の契機から作られるだけで終わるのではなく、反対に共同性のありようを変革する契機でもある(人間の能動性は外界に影響を及ぼしうる)。」<sup>30</sup>と整理される。

自律性への支援として成長発達支援は、このような他者から学ぶ機会の付与であり、そこでは本人がまさに能動的に関与することが必要とされる。不必要な介入や過干渉は結果として、ある種の強制性を帯びてしまう。

共同性のもつこのような強制性については、「そもそも自己・自我のありよう自体、母語共同体などの帰属集団によって先行形成され、そこに集合的無意識なども付け加わる。結局、自律性といえども、具体的に考えるならば、それは社会や歴史から超越するものではなく、むしろ全体の関係性の中に位置づくものである。」と、指摘される。<sup>31</sup>

つまり、自己形成を促す支援において、関係性のしがらみによって押し出された自己形成の危険性とそのような事態に陥らないような配慮、それがまさしく、当人にとって必要とされる成長発達支援であるといえる。そして、それは生活の中における共同性をとおして獲得されるものであり、その意味においては「生活中心主義」といえる理念を構成する。

#### カ 子ども解放論とおとなの支援者としての役割

関係性に着目した子ども権利論の内容を検討してきたが、子どもの権利論には前章で検討したとおり、このほかに「子どもの保護論」や「子ども解放論」、「子ども自律論」といった主張も存在する。

このうち、子ども解放論と、解放論に基づく大人の援助者としての役割の特徴としては、「子どもの権利論においては、子どもを自律的な権利主体と見なし、子ども自らの自己決定を尊重しようとする権利論がある。(中略)それは子どもを単なる未成熟な存在とは捉えず、むしろ『権利を持った市民としての子ども』と捉えるものである。保護を受ける権利だけを強調するようなことはしない。むしろ子どもはおとなと同じ扱いを受けるべきなのであり、子ども自身が権利を行使すべきなのである。」<sup>32</sup>と、指摘される。

29 大江・前掲注2, 69 頁

30 大江・前掲注2, 69 頁

31 大江・前掲注2, 70 頁

32 大江・前掲注2, 72 頁

このような子ども解放論の立場に立つコーエン<sup>33</sup>の援助論と援助者の資質に関して、大江(2004)は次のように説明する。「子どもとおとなを同列視するコーエンの権利論は次のようなものである。権利を重視するには三つの理由が考えられる。すなわち①そもそも権利は『人権』なのであるから、すべての人間に保障されるべきだ、②権利は社会的正義なのであるから、平等に保障されるべきだ、③権利が存在しないより存在する場合の方が社会にとって具合が良い(better off)の三つである。(中略)子どもの権利を(おとなとは別個に)掲げることそもそもが、おとなと子どもの間の二重の基準を維持してしまう。同時に彼は『ある種の事柄について多くの子どもは明らかに無能力である』こと自体は認める。ただし、おとなの側の援助・助言があれば、あらゆる権利を子どもが行使することは可能だと主張する。そこで持ち出されるのが、『援助者(child agents)』という概念である。」<sup>34</sup>

なぜ子どもは大人とは異なる援助が必要とされるのか。子どもは弱者であり保護される立場である、といった理由を排除すると、人間として同時代を生きている存在、成人に達する数年後は同じ大人として同じ立場に立つ存在として成長することが求められる存在だからであると、整理される。子どもに対してその権利を限定解除的に認めるのではなく、大人と同じ権利を然るべき援助者の支援を受けながら行使することが、共同性から自律性へと向かう自我形成にとっても効果的に機能するという考え方である。

一方、その援助・支援は誰でもが担当しうるものではないとされる。その点に関して大江(2004)はコーエンの主張から援助者の条件を四つに整理している。①援助者の有能さ、②援助者自身が子どもと利益対立の関係にないこと(したがって親が自動的に援助者になるわけではない)、③援助者と子どもの間の信頼関係、④援助者の援助を子どもが文字通りいつでも利用できること、の四つである。<sup>35</sup>後述する少年院における法務教官の役割はまさにここで指摘される四つの条件を満たした存在であるべきであり、また、多くの成長発達支援を担う者はそのような適性を備えているべき必要性が示唆されている。

#### キ 大人の関係性からの学び

子どもの権利論とりわけ「子どもの関係性論」は「子ども」と「大人」という二元論、又は子どもを大人より能力のない者「異常人」として位置づけることから生じるジレンマをどのように克服するのか、といった視点から検討をしてきた。

しかしながら、そのような既存の子ども論への疑問から出発していながら、子どもの権利論には、依然として、既存概念の枠に残っているものが存在する。それは、子どもは学び、成長するものであるが、大人は学びもせず、成長もしないといった、大人観である。それは裏返せば、子どもは学ぶ存在であり、子どもから学ぶことはない、といった子ども観であるともいえる。

つまり「社会の桎梏を敏感に反映して、おとなにその深刻さについて警鐘を打ち鳴らしてくれる存在としての子ども。あるいは、人間の本性を純粋な形で教えてくれる存在としての子ども。こうした異質な他者、すなわち『彼・彼女ら』から学ぶという発想は、他者から学ぶという形で他の場面でも応用可能な発想である。(中略) 結局のところこうした共有性—異質性—移行性—相互変容性の中で生きていかざるをえないのではないか。その場合に人間存在のダイナミズムの「原型」とし

33 Howard Cohen(1980) *Equal Rights for Children*, Littlefield, Adams&Co.

34 大江・前掲注2, 75 頁

35 大江・前掲注2, 76 頁

て子どもが位置づく」<sup>36</sup>この子ども観は、子ども解放論とは異なる、子どもと大人の新たな関係を提示している。いずれは大人となる子どもを子どもとしての存在として受容しつつ、単なる保護の対象ではなく、相互変容可能な存在と認め、お互いに育ち合う関係性を構築しようとする社会こそが成長発達を支える社会であるとする考え方が示されている。また、ここにも、異質性を有する他者同士が互いに学び合い成長し合うという「共育」的な構造が指摘されている。

既存の人間観のこの見直しは、「関係性の網の目」によりからめとられる大人の姿を次のように説明している。「子ども権利論の含蓄は、権利アプローチの意味を再考させるにとどまらず、われわれが抱く一般的な人間像に対しても反省を加える。われわれおとなも、思ったよりもずっと傷つきやすく、関係性の網の目に組み込まれ、相互依存的な性質を帯びている（おとなの傷つきやすさ）。同時に、それでもなお、自律の契機と、その価値は残り続ける。（中略）かくして、子どもの権利論の含蓄は、おとなという存在を子どもに接近させる（『おとなも子どもだ』）。だが、これはおとなを『子ども扱い』することではない。あくまで、おとなといえども、関係性の網の目に組み込まれる存在である、ということに目を向けさせるのが、その含意である。」<sup>37</sup>と、大人と子どもが関係性をとおして成長しあう関係が示唆される。後述する育てる者が育てられる者から学び、教える者が教えられ者から学ぶという、後述する「共育」の基本概念を構成する。

#### ク 関係性への権利

子どもの権利論、とりわけ「子どもの関係性論」についてのこれまでの検討からは、子どものみならずその子どもをとりまく者との関係性をとおしての成長や修復といったものが、共同性と自律性を軸に展開されることが明らかにされた。

現在は、このような関係性を形成することが権利として求められている時代であるともいえる。それは、「そこでは人間論的な必然性が想定されている。いわば、作られる自己と作り変える主体性との相互作用が関係性を構築し、その関係性自体を社会的に保障することが現在求められている。なぜなら、個の無力化、人間の分断化が進行しているからである。」<sup>38</sup>このような現状認識において、「関係性」を「権利」として捉える意義とは、「一方的な『関係』の決められ方—決められる側から言えばそれは関係の『歪められ方』である—に異議申し立て、もうひとつの関係性のありようを主張する方策として、関係性への権利は位置づく。そこに関係性の『権利化』の意義がある。権利（法的権利）に存在する規範的な力（正義としての権利）、および制度的な実効性（法としての権利）に着目するならば、関係性への権利の意義は決して小さなものではない。」<sup>39</sup>この分析には、「関係性」に着目することの重要性が示されている。

このような大江の主張は、共同性という社会の中でしか自我形成できない人間の存在をその特性毎に区分し、その特性に応じた保護や支援さらには一定の権利保障を認めるというアプローチの限界をどのように乗り越えるかに関し、一つの示唆を提示しているといえる。

## 2 「矯正教育」の課題

これまでみてきたように「矯正教育」の語は、刑事政策における保護処分の目的として位置づけることにより説明されるもの（改善更生と社会復帰支援）と、少年院処遇における機能として位置

36 大江・前掲注2, 85 頁

37 大江・前掲注2, 96 頁

38 大江・前掲注2, 121 頁

39 大江・前掲注2, 122 頁



づけその内容を明らかにすることにより説明されるもの（生活指導等）と、質的に異なる意味合いで用いられている。この両義性は、刑罰の定義と刑の内容が峻別され議論されているのに対し、「矯正教育」の定義と「矯正教育」の内容が未整理であることに一つの原因があるといえる。このような未整理状況は、「性格の矯正」といった心理学や教育学の見地から目的物とはなりえない「性格」を対象としている点、また、「矯正」といった強い強制力を字義に含む方法と、さらにそれとは全く異質な処遇概念である「教育」とをつなぎ合わせた「矯正教育」という用語の不安定さに由来することも、これまでの検討から明らかにされた。

このような「矯正教育」という用語そのものの不安定性が実際の処遇場面においてどのような影響・課題を引き起こし、それに対して、どのような対応等が講じられえるのか、以下、詳細に検討を加えることとする。特に、矯正教育の関する、目的、対象、内容に着目し、今日的な課題等について検討・整理する。

#### （１）矯正教育に関する子どもの権利の課題と対応

「矯正教育」は大正少年法においても現行少年法においても、当人への国家権力の介入の根拠として、パターンリズムに基づく保護的性格に依拠するとされる。この理念に基づくと、子どもという未熟な存在でかつ非行に陥った者に対して、正しい判断をなしうる大人としての職員がその価値観・指導技法により、対象者への強い心的・道徳的介入が許容される。しかし、拘禁施設という強い拘束感が形成される環境においては「命令と服従」といった関係性が無意識的にも形成されやすい状況にあるともいえる。<sup>40</sup>

この点について来栖(1974)は、「この収容＝国の権力的支配関係がもたらす必然的ともいえるパターンリズム(paternalism 家父長制的性格)である。この家父長制は、少年保護において国家的後見性(parents patrie 思想)感化性、倫理性としてとらえられ、少年院行政における慈愛性、愛護性、救済性が強調される思想的風土を生む。このこと自身、未分化の状態においては直ちに否定されるべきことではないにしても、ひいては、職員の人格による感化力の強調はかえって理論や技術の習得を軽視させ、また、被収容者の人権に対する感覚を麻痺させたり、教育の基本原則である自主性・自発性の涵養をなおざりにするおそれがある。」<sup>41</sup>と指摘している。これは施設収容という強制措置には、意識・無意識の支配・管理意識が存在し、その結果として不用意な介入等への懸念・課題内在している点を明らかにしているといえる。

これまでは、少年法においてはその法源をパターンリズムとする主張は主流ではあったが、適正手続きや処遇の実質的な効果等の議論を通じて、子どもの人権を保障し、その上で必要とされる介入がなされるという福祉的な処遇理念が定着しつつある。このような観点からは、近時の子ども論、子どもの権利、関係論等からの再整理が必要とされる。また、その権利の有り様に関しても、上から下への恩恵的なものではなく、義務教育に関する権利・義務と同様な構造としてまた、客体としてではなく主体としてその権利を行使する、子どもとしての成長発達する権利の観点からの見直し等がなされてきている。その詳細については次章において検討する。

#### （２）矯正教育の目的としての「更生」の把握

##### ア 心理的現象としての「更生」

40 土持三郎「少年院運営の当面する課題—矯正教育の条件整備について—」刑政第93巻第10号(1982)

41 来栖宗孝「矯正教育の展開と課題」平尾靖編著『非行・補導と矯正教育』（有斐閣1974）, 204頁

次の問題は、矯正教育の目的としての「更生」はどのようにして把握することになるか、という課題である。「更生」とは、「少年の内面と深くかかわった根本的な自己変容であって、他者が容易に接近できるものではない。そのため、他者は当人の「生活態度の改善」から『「心持」の根本的变化』と推論するに留まらざるを得ないことになる。要するに、ここには「心持」の根本的变化→生活態度の改善」という「心→行動」の二元的な図式があり、「矯正」は外部からの作用として説明・観察が可能であるのだが、「更生」はあくまで推論のもとで記述されるに留まらざるを得ない、というわけである。」<sup>42</sup>と、その把握が困難であるという課題が指摘されている。この課題への対応として、立ち直ったその者の「自己物語」がその成果を明らかにする、という「立ち直りの自己物語」モデルが考えられるが、これに関しては別章において検討する。

#### イ 「変化」として観察可能な「更生」

心理学や精神医学は、心の存在を所与と、また、それは操作可能性を持つことを前提として治療や心理プログラムによる変容が可能であるとする考え方を基本としている。しかし、立ち直りや更生といったものは、そのような「心的」なものではなく、改善されるべき最小限の対象は「心」ではなく悪癖といった「行動」であるとするならば、その対応策を含め、処遇全体の構造は大きく異なってくることになる。

つまり、「少年の『更生』についてわれわれが見るべきは、『心』に帰属させられるような少年の内部の事象ではないし、また、われわれは彼らの振る舞いからその内的世界の詳細を類推したり代弁したりする必要もない。むしろ目指されるべきは、ある「変化」として観察可能な事柄をよりよく精査することである。」<sup>43</sup>この主張に準拠するのであれば、それでは、何に着目し、どのような方法により、その「変化」を精査することになるのか、という更なる問いが派生する。その一つの対応策として、「関係性」やその関係性において発生する「語り」に着目する「ナラティブ・アプローチ」による可能性が指摘される。

### (3) 矯正教育の対象に関する課題：心理主義、問題の内在化

#### ア 心理主義に準拠する接近不能な「更生」

「性格の矯正」に由来する、非行原因を性格という当人の内面にその問題を置き、その改善を図ろうとするアプローチが、対応・把握困難な対象をターゲットにしている点については、前述したとおりであるが、このようなアプローチはさらに、その処遇や介入は普通の者にはなしえず、専門家のみがこれをなしうるする、考え方にもつながることとなる。

「非行少年の『心』に対する一般的な語られ方は、次のように整理できるだろう。すなわち、①その少年には悪しき行動を生み出す「心」があるのだが、②その「心」への接近は困難である（ゆえに問題である）、という主張がある。そしてこの主張には、③その「心」にアクセスすることができるのは（臨床心理士や精神分析家といった）専門的知識と技術をもった者たちのみである（はずだ）という、心理主義的な言説が付加されるわけである。」<sup>44</sup>といった、専門家中心的な処遇構造が形成されることとなる。しかしながら、現実の処遇場面においては、専門家が見立てる処遇指針が具体的な「更生」にどれだけ適合しているのか、また、専門家の介入が当事者の自主性や自律性を奪うことになりはしないか、という懸念が存在する。

42 稲葉浩一「「更生」の構造 一非行少年の語る「自己」と「社会」に着目して」広田照幸他編著『現代日本の少年院教育 質的調査とおして』（名古屋大学出版会、2012）、142 頁

43 稲葉・前掲注 42, 146 頁

44 稲葉・前掲注 42, 143 頁

## イ 公的事象としての「更生」

このような心理主義的な処遇理念は、専門家中心的な処遇構造を生じさせるだけでなく、「更生」や「改善」は心理学的な指標のみによって評価されることにもなる。その評価の信頼性や妥当性等、まさに、その時・その場において生じている「更生」そのものの信頼性は、心理学的な測定に依存せざるをえないものとなる。『更生』観の概念的な問題とは、このような心的事情の公的特質を見落としているところにある。つまり、少年たちの『更生』は内的世界に属した接近不能なものである（そして接近可能なのは専門家のみである（に違いない））という理解は、『「本当に」更生しているのか』という問いと表裏一体のものであって、この視座のもとでは『更生』に対する不信は解消されるどころか、自己生産的な円環をめぐるのみだろう。」<sup>45</sup>と指摘されているとおり、心理学的矯正アプローチは、処遇の対象を当人の「内的世界」に置くこととなる。それは心理学的な分析の精度を上げることによってのみ保障されるものであり、「本当に更生したのか？」と問われる度にその精度を上げるための新たな測定を開発し、それによって更生の程度を保障するというある種の無限のループに陥る懸念の存在することが示唆される。

## ウ 改善主義の課題

心理学的な処遇アプローチに内在している課題は、その目的を達成するためには、当人の人格そのものを大きく変容させる必要が生じ、その結果、当人の健全な精神の発達や様々な可能性が損失・改変させられてしまいかねない、といった倫理的な問題が発生するという懸念である。

これについては、平尾(1966)は手術という例示を用いながら次のように説明している。「しかしながら、ひとりの少年の非行性を除去するために、いかに巧妙な切開手術が施こされても、結局その少年がもつ内在的価値、人間の本質性を抹消してしまつては、『手術は成功せり、而して患者は死せり』で、あとの祭りといわざるをえない。その個体もつ可能性を余すところなく伸張させるということは、すなわち、可能性のポジティブな発現を促進することによって、ネガティブな発現を抑止することにほかならない。それでなければ、潜在的な非行性の除去までは、とうてい達しえないものである。」<sup>46</sup>

このように考えると、「問題を改善・除去する」という処遇モデルではなく、当人が形成しうる積極的な側面、それは適正な社会性の形成といった健全な成長が問題行動をいずれは覆い尽くすであろうという成長発達の及ぼす行動変容の可能性が重要性ということになる。

## エ 関係性としての人間観という視座からの課題

矯正の対象を個人の内面に置きその改善を図るという心理学的な改善主義は、犯罪や非行の発生原因を当人の内部にのみよとす点、原因論に準拠しながらも社会的・環境的な要因には重要視せず、また、当人と他者との関係性の構造といった側面への手立てといったものに視点が及ばないという課題も有している。

この点について、来栖(1980)は、「人間は彼自身が自ら考える存在ではなく、彼のとり結ぶ人間関係の総体であります。これは当たり前のことなのですが、個人として主観的願望が働いてなかなか自己を把握できないのです。そこで、後で触れますが心理主義の立場が勢力をもって来るのでありまして、彼の犯した非行行為そのものよりも、それに対して彼が抱く内的意味、つまり認知構造が問題なのだということになります。そこからカウンセリングや諸もろの療法が出されてくるわけ

45 稲葉・前掲注42, 146頁

46 平尾靖『非行からの回復—青少年問題の深層』（誠信書房, 1966）, 256頁

であります。」<sup>47</sup>と指摘している。

しかし、当人の改善の意欲を喚起したり、また、これまでの自らの行動等を振り返るということは、当人自身の「内的意味」つまり認知構造への働きかけが強く作用するものである。つまり、「矯正」の対象となり得るのは、本人自身の性格の矯正ではなく、不適切な言動を引き起こすその認知の歪みにあることが明らかにされている。

#### オ 社会不適応論とそれへの批判

来栖(1980)は、従来から今日まで大きな処遇理念とされてきた心理学的な改善主義に対して、犯罪の原因論や非行論として、その発生原因を明らかにするという点においては受容しうが、実際の処遇においてはそれら原因論だけでは対応しえない、処遇の指針とはなり得ないのではないかと、この点に関して、次のように説明をしている。「もちろんそうした不適応の個人別の色々のことは心理学や(精神)医学等による鑑別をお願いしているわけなのですが、そしてまた、非行理論の構築が進められているわけなのですが、調べて判ったからといってそれではそれをどう扱っていくか、どう処遇していくか、それをどう矯正教育の場で現実実践的に組み立てていくか、ということになるとそれについてはそれ程厳格な意味で指針が与えられたというふうには思われないのであります。」<sup>48</sup>このような指摘は、家庭・学校・社会への不適応が非行の原因であり、仮に少年院においてその不適応が改善されると判断されたとしても、それは、ある種実験的な場における一時的な変容でしかないのではないかというジレンマを生じさせる。また、社会における当人の環境が大きく変わることによって、別な形で不適応が発生することになってしまわないか、といった懸念にはなら対応しえない構造を有していることも指摘されている。

#### カ 「社会不適応の原因の除去」の読み替え

このように、「性格の矯正」にしる「社会不適応の原因の除去」にしる、原因論に立脚しその改善を図ろうとする立場からは、「性格」や「社会不適応」は理論的に変容や除去の対象として設定するが、具体的な処遇を展開しようとする段階では対象とはなしえない。このような課題について、来栖(1980)は、「少年院処遇規則第1条『その社会不適応の原因を除去するとともに』とあります。これを、読み方をどう読みとつてもいいんだけど、この原因を除去するという考え方は厳密に言えば正しくないということです。怒りっぽい性格の人がいるという場合にその怒りっぽい性格というものは、端的に言えば治るものではないわけです。怒りっぽいということは一面において自我固執であるとともに正義感が強いということでもありまして、怒りっぽい性格を薬を飲ませたり注射をしたりして矯め治した時に、彼は人間としてのいきいきとした生活をしていく能力すらも奪われてしまう。問題は怒りっぽいということがどう正しく生かされるように指導するかということでもあります。(中略) こういう性格を矯正する、原因を除去するということは、ここの綺麗な壁に落書してある、それを拭き取る、除去するように除すれば彼は更生するであろうというような観念を与えがちな少年矯正はお互いに避けなければならぬと思います」<sup>49</sup>と指摘している。このように、原因論や改善論に基づく、処遇の目的や対象に関する議論が抽象的なものとなり、実質的な処遇の方策議論とはなりえないという問題点が明らかにされている。

#### (4) 処遇対象としての「自己」や「自己同一化」への着目

47 来栖・前掲注41, 174頁

48 来栖・前掲注41, 189頁

49 来栖・前掲注41, 204頁

「心理」や「性格」、あるいは「社会不適応」といったある種の概念化された事象を当人の内部に設定し、その改善等を図ろうとする考え方が抽象的なものであり具体化することは困難であるということがこれまでの検討において明らかにされた。それでは、非行や不適応という当人にとっても不利益である事態が生じないようにするためには、何に焦点をあてる必要があるのか。後述するように、近時の回復モデル等においては、当人自身のアイデンティの変容がその回復の過程で認められると指摘されているところである。そのためには、自己の外在化をとおした自己同一化、また、そのような外在化しうる「自己」意識の形成が処遇の中核となる必要がある。

この点に関して来栖(1980)は、少年院における諸活動の効果等を含めて、次のように分析している。「非行少年の寄宿舎学校、一日二四時間の集団生活をしている少年院において、各少年をばらばらに切り離して取り扱うことは事実上できませんし、現に日常生活の諸もろの営みが続けられてその上で教育が行われなければなりません。そうした生活の中で、一般に人間は自己の意識、観念、意図というものを外界に対象化(Gegenstandlichung)していきます。この対象化は主として労働を通じて、しかも人間関係の中で行なうものです。(中略)そこに、目的、意図、計画、期待といった意識活動、つまり精神の働きが加わらなければなりません。こうして自己の意識、観念、意図等が外界に対象化された場合、対象化されたものは客観的な存在として、自己から独立したものとして人間自身の産み出したものでありながら自己に対立するものとなります。(中略)つまり、一旦は自己の観念、意図等が客観的になったとしても、これが拙劣ならば独立のものとして自分自身に対決し批判するものとなるわけであります。このような自己の対象化・客観化を経過することによって人間はやっと自己自身を把握し確認することができる存在なのです。アイデンティ(Identity)とはこのことを意味するものでありまして、これを「自己同一化」などと訳すから日本語としては何のことかわからぬということになるのです。アイデンティティとは自己の存在確認、存在証明、主体として独立することなのであります。」<sup>50</sup>矯正教育が人間関係をとおして展開されるべきこと、その中で自己把握がなされるべきこと、自己の確立と確立された自己がそれぞれの場面において自己決定の主体とし機能すること、そのような「自己」を矯正教育の対象とすることの重要性が指摘されている。つまり、少年院処遇が、アイデンティティの確立に焦点をあてつつ、その後の社会生活への適応能力の向上等を促進するよう展開されるべきことが課題としてされる。

#### (5) 矯正教育の内容・方法に関する課題

矯正教育の目的・対象設定等の課題と同様の課題が、実際の処遇の内容・方法にも内在している。その主な点は、これまでも見てきたように、心理学主義や原因論等から派生するものであり、重複する部分もあるが、以下その課題について検討する。

##### ア 段階処遇の課題

矯正院法では規定されていなかった、処遇段階を設定することによる矯正教育の展開は新少年院法においても引き継がれており、矯正教育の重要な手法と位置づけられるところである。この段階処遇はわが国行刑における累進処遇を参考にしたものであるが、累進処遇は、一般社会生活から引き下げられた受刑環境を当人の意欲・努力の成果により引き上げてゆくものであり、そこには処遇の緩和という側面を有しながらも、健全育成という観点、また、成長発達権の保障という観点とは相容れない処遇理念上の課題が内在している。また、そのような理念上の問題だけでなく、実際の処遇の実態としても課題を有している点を菊田(1982)は次のように指摘している。「収容少年たち

50 来栖・前掲注41, 175頁

に少しでも波風をたてず、平穩に日課を過ごさせることが教育の務めであると錯覚しているのである。段階処遇は、とりあげてはならない少年たちの権利をあらかじめ剥奪しておき、指導者側がこれを武器として院内秩序維持のためにつくりあげた道具である。がんらい少年教育上行ってはない軍隊組織上の階級（差別）をもうけることで指導者側の権限を確保する手段としている。かような誠意と愛情のないところに教育の育つわけがない。」<sup>51</sup>この指摘のとおり、収容処遇においては、本人の積極的・自覚的な参画意識が欠如した場合、単なる施設適応だけが促進され、職員も「問題を起こしていない」といった施設適応の状況にだけ評価の視点がいつてしまうという、大きな課題が内在している。

#### イ 本質・還元主義への批判

「矯正教育」という用語は本来は「矯正院における教育」を意味していたが、「性格の矯正」等の用語により目的的に用いられたり、また、矯正のための「教育」として、その機能が議論されるなど、ある種の多義性を有することに由来する課題が指摘されている。これは、実際の処遇を検討する上でも、「矯正」の方法を検討しているのか、また「教育」としての位置づけを検討するのか、その議論の混乱を引き起こしている。

さらに、「矯正」や「教育」が持つ多義性からは、それらの意味するところ、目的、本質を問い、定義づけることに関する議論、刑事政策的観点や社会福祉的観点等による議論など、本質論的な検討にみえなくはない机上論が先行しがちなという問題も生じかねない。この点に関して来栖(1980)は、「戦後は本質論・理念論からおのずと教育の技法も、従って教育の成果も挙がるんだということから切り離されて、逆にいわば技術偏重主義・機能主義・成果第一主義に流されている偏向の虞れがあるというふうに思われますけれども、やはり本質論・理念論をやると何かその少年院がうまくいんだといった考え方が残っていると思われます。たとえば、『少年は何といつても保護だから云々』等がそれであります。いくらか保護とか愛情とか繰り返しても、それで現実の少年院が良くなったでしょうか。」<sup>52</sup>という、疑問を提示している。

理念や本質を検討することは不必要ではないが、眼前の少年の更生をどのように実現しうるのか、具体的で有効な見立てと処遇がなされないのであれば、それはまさに机上論にすぎない。このような机上論が政策的な場面においても行われていく懸念が現在も指摘される。

#### ウ 原因論への批判

原因論に基づく処遇理念の課題等については既に言及しているとおりであるが、その根本的な問題として、原因論は行き過ぎた排除論、統制論に帰着する危険性をはらんでいるという点は強調してもしきれない点である。とりわけ、強制的に身柄を拘束し、本人のためとなることを前提にその性格の矯正も可能であるとする視座は、現実の処遇場面には決して顕在化させてはならない考え方といえる。

この点に関して来栖(1980)は、「学習理論派の考え方というのは、刑事学におけるいわゆる犯罪原因論あるいは非行原因論というものに拘束されないということ、原因論にこだわっていることから自己を解放したという功績があります。刑事学というのは読んでみればお判りのとおり、原因論とその展開に大げさにいえばその大半を占めているといえるほどです。何故犯罪を犯したか、貧乏の家に生まれたからである、父と母とが夫婦喧嘩をして別れたからである等々、原因を調べますと何

51 菊田幸一「わが国非行少年処遇の回顧と展望」『小川太郎博士古希祝賀 刑事政策の現代的課題』（有斐閣、1977）、481頁

52 来栖・前掲注41, 177頁

千何万となるでしょう。それぞれの諸原因の相互作用で犯罪者や非行少年が出るわけです。刑事学自身それほど進んだ学問である、とは私思いませんが、原因論に一步足を踏み入れますと底無しの泥沼に落ちこんだようなものです。あれこれ論じても大概役に立たないというふうに思われます。やっていけないことではないのですが、何か原因を追求すれば、要因といってもよいのですが、原因が判りこれを「除去」すれば矯正教育ができるのだということは、それは迷信だろうと思います。」<sup>53</sup>と、断言している。

犯罪原因論等から処遇論の射程に入り得る知見等が生まれる可能性は少なく、また、原因論そのものものに内在する自己言及的な説明がさらなる説明を必要とするといった循環論に陥る危険性がある。大人とは異なる少年期の再帰性のない濃厚な時間を、そのような視点からの処遇論の中に持ち込むことは、更生とは異なるベクトルにあるといわざるを得ない。

## (6) 対象として当事者に着目することの課題

### ア 総合技術教育の創出

原因論や本質論に取り込まれず、「社会の一員として再非行せずに生活を続ける」ための効果的な働きかけを実施するためには、従来からの矯正教育の処遇モデルの意義を再認識し、その中に存在している更生への関わり方を言語化してゆくことがまずは実践的であり、また、効果的であるといえる。それは、大正11年(1922)の矯正院法が公布されて以降のわが国における「矯正院教育」「少年院教育」が一定の成果、再非行者をゼロにすることはできないまでも、相当数の非行少年が施設を経由して社会に戻りそれぞれ自分自身の歩みを続けている、という実績に基づくものである。

そこで展開されてきた「教養」と「実業」と中心とした訓育体系は「総合的技術教育」とも置き換えられるものであり、その効果について来栖(1980)次のような分析を行っている。「昔から今に至るまで採られてきた半農半学、半工半学の形態は、総合技術教育を導き出しうる原初的な萌芽状態なのであり、自己の意識、観念を労働及び学習を通じて対象化、客観化し、それによって自己自身を把握し確認させる基本的な在り方であり、また、精神労働と肉体労働とをいかに結び付けるかという課題に対する一次的な初歩的な形態なのであります。」<sup>54</sup>この分析には、当事者の自己形成とそれに影響する「労働と学習」の意義が明確に示されている。

### イ 「変化」として観察可能な「自己物語」

矯正教育は「少年院」というブラックボックスの中で生活させることにより、一定の効果が及ぶといった単純な構造ではなく、当事者の成長や権利といったものに着目すれば、その機能や効果といったものを明らかにする必要も生じてくる。少なくとも、刑罰とは異なり、収容自体が行政目的とはされていない点からすれば、単に収容だけしていれば一定の行政責任を果たしたことになるといえず、保護処分としてのその効果について明らかにする責務が生じている。<sup>55</sup>

一方、原因論等での検討において明らかになったように、改善すべき対象を当人の内部に置くという処遇の考え方では、その効果の把握に循環論的な問題が生じ、困難でもある。近年の研究においては、当人の「語り」に着目することにより、その変化等を観察可能とする手法が唱えられてきている。

このような取り組みに関して稲葉(2012)は、「少年院において矯正教育を受ける少年の『自己』とその『変化』に着目しよう。それは少年の語りから観察可能な構造的変化であり、少年個人の内

53 来栖・前掲注41, 203頁

54 来栖・前掲注41, 177頁

55 新井浩二「少年矯正の現状と課題」猪瀬慎一郎他編著『少年法のあらたな展開』(有斐閣, 2001)

部はもとより、彼らの個別性を超えた社会的事象として扱うことのできる事柄である。少年院のカリキュラムにおいて少年たちは、新入時から出院時に至るまで、日記指導・面接指導・目標設定集会など個別指導・集団指導の双方において、他者（教官や他の少年）に自己を語り続けることになる。そこで前提となっているのは、非行をおかした『問題』を抱える自己の姿であり、他方、その改善に向けた取り組みを行う自己の姿である。」<sup>56</sup>とし、矯正教育の実践の中でなされる当人の様々な「語り」を「対象化、客観化し、それによって自己自身を把握し確認させる基本的な在り方」を見出している。また、少年院内で少年からの「語り」がどのように引き出されるか、また、その内容がどのように分析活用されるかなどの点が示されている。

#### ウ 語り直しとしての「自己変容」

それでは、矯正教育の効果として語られる改善や更生は、どのようなものであるのだろうか。それは、語り直しの形態をとおして自己変容が表出されてくることを、稲葉(2012)は次のように指摘している。「少年院における自己変容とは、そういった問題性を抱えていた自己の「語りなおし」であり、それは少年と教官との協同的な実践であるといえる。この実践は、少年たちが教官や他の少年たちの絶えざる評価のまなざしに自ら身を投じていくものであることに着目しよう。少年たちはほぼ二四時間、監視と評価、保護、指導のもとに身を置き、彼らの振る舞いと語りは相互に参照され続けていくのである。」<sup>57</sup>

「語り直し」として言語化された自己変容のありようは、本人だけの一方向的な語りではなく、その語りが生じるためには施設職員や他の在院者等の関わり、また、その語り直しが肯定される環境が必要とされる。少年院という生活を共にする環境においては、言動が一致しない「語り直し」は周囲からは受容されない。この点において、「今、この場」限りの語り直しであったとしても、そこで語られる内容の信頼性は、各種のアンケートや心理テストの分析より妥当性と信頼性を帯びているものといえる。

#### エ「社会」を参照する自己の再構成としての更生

このような「語り直し」に着目すると、少年院という生活環境が社会からある意味分断されている環境であるからこそ、今、この場に存在しえない「社会」をより「対象化、客観化し、それによって自己自身を把握し確認させる基本的な在り方」が構築されているともいえる。

つまり、「彼らの『自己』が再構成される際、それは彼ら諸個人を説明する個別具体的な事柄や、少年院という局所的な空間に流通する言語的資源のみでなされるのではなく、そこで目指させるのは、『社会』を参照することで成り立つ『自己』の概念的な変容なのである。このように見れば少年たちの『更生』への取り組みは、少年自身の内部で起きるものでもなければ、少年院内のみに閉ざされたものでもない。それは『問題性』を抱える自己について、他者との協同的に、かつ『社会』を参照しつつ組み立て直す解釈実践なのである。」<sup>58</sup>と分析されている。今までは意識もしていなかった様々な関係性等が、少年院という隔離された場に置かれるからこそ意識され、その必要性等も認識される。他者や社会との関係性が問い直され、それが新たな「語り直し」を形成することとなる。

このように、施設収容処遇において、当人の語りに着目すると、他者・社会との関係性という軸、過去、現在、そして将来という時間軸の二つの変容からは、当人の立ち直りの状況が明らかにされ

56 稲葉・前掲注42, 146頁

57 稲葉・前掲注42, 147頁

58 稲葉・前掲注42, 149頁



る。

この点について、稲葉(2012)は在院者の時間軸に着目し、次のように分析している。「彼らの『更生』とは、自己と社会の関係性の概念的・規範的な枠組みの変容と、それによる『社会の成員としての自己』の獲得であるということである。それは少年院内部において、そこで設定される通時的なコースや言語的資源を少年たちが用いながら、常に他者の精査にさらされる中で協同的に成し遂げていく実践に連続によって築き上げられていくものであるだろう。」<sup>59</sup>つまり、ここには、「更生」を把握可能とするポイントが、自己と社会の関係性の再構築とそれをとおしての「社会の一員」への編入にある点が示されている。

### 3 「矯正」のジレンマ

刑事政策においては、犯罪者や非行少年の再犯防止や立ち直りを施設内で処遇する機能を「矯正」という用語により言い表しているが、その変遷については既に別章において検討した。本節では再度、矯正院法等にその用語の由来を遡り、このような用語がどのようにして今日的な意味合いを有してきたのか、また、「矯正」における処遇観等がどのような形成過程を経てきたのかについて、昭和期の実務家であった東邦彦の論考<sup>60</sup>を軸に、その内容の検討等を行い、そこに内在している、言説的な課題（ジレンマ）を明らかにするとともに、その対応等に関して考察する。

#### (1) 「矯正」とは何か

矯正とは何かという問い立てに対して、東は「矯正施設でいとなまれている刑事政策的機能を総称して矯正とっている。」<sup>61</sup>と整理する。ここで言う「矯正施設」とは、法務省設置法第8条第1項で規定される、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院のそれぞれの施設を意味し、組織法により規定されている施設等機関である。

それでは、矯正施設でいとなまれている「刑事政策的機能」とはどのような行政的機能を意味しているのか。この点に関して、東は「大別して拘禁と改善の二つとなる。前者は身柄を強制収容することによって社会から隔離するものであり、後者は、被拘禁者の人格を矯正しその社会復帰を促進するものである。」と<sup>62</sup>整理している。「拘禁」は身柄の隔離を、「改善」には改善更生と社会復帰支援を指すものとしている。

このような矯正の刑事政策的機能は、今日も同様なある種の言説として、様々な論考等において用いられている整理の一つである。しかし、保護処分や補導処分の執行組織である少年院・少年鑑別所、婦人補導院の行政作用が果たして「拘禁」と「改善」に集約しうるのか、といった更なる疑問が呈せられる。また、「改善」という用語に、「人格の矯正」と社会復帰支援の作用を包括しうるのか、換言するならば、人格は改善しうるとする改善モデル的処遇理念が社会復帰支援までにも適

59 稲葉・前掲注42, 162頁

60 東邦彦(1890-1965)元名古屋矯正管区長、実務家として有馬四郎助典獄のよる「愛の行刑」とジョン・ハウードの監獄改良理念を受け継ぎ、戦前戦後の行刑界において、その基盤整備、とりわけ昭和6年に制定された「仮釈放審査規程」の起草者としてわが国監獄法規の近代化等に貢献した一人である。また、戦中、陸軍司令官として旧オランダ植民地ジャワ島において刑務所管理の最高責任者としての地位にあったことから、戦後、戦犯として死刑判決を受け、ジャカルタのチピナン刑務所、その後、巣鴨プリズンに延べ6年余の期間収監された体験を有しており、まさに身体と知性の両面から監獄が何かを理解していた数少ない実務家である。その主な著作に関しては、重松一義編(1973)『東邦彦の行政思想』(プレス東京)としてまとめられている。当時のわが国行刑のオピニオンリーダーであり実践家であった。東邦彦「行刑制度論」『刑政論集』(刑務協会, 1938), 東邦彦「少年行刑の基調」刑政第44巻12号(1931)等の論考がある。

61 東邦彦「矯正の理念について」刑政第70号第5号(1959), 96頁

62 東・前掲注61, 96頁

用しうるのかという疑問が生じる。

## (2) 「拘禁」の機能のジレンマ

組織法上では対象者を収容し処遇する矯正施設として括られているそれぞれの組織は、その行政作用においては、異なる作用法によりその業務が執行される。刑罰執行と保護処分とは、その執行に関しては根拠となる法令も異にしており、矯正を「拘禁」と「改善」の二つに大別した行政機能も、それぞれの作用法等から検討すると、その意味するところに差異が存在している。

その顕著な点として「拘禁」の違いに着目すると、次のような区分が指摘される。「拘禁により社会から隔離することは、自由の剥奪を意味するが、その意義は刑の場合と保護処分の場合でいささか異なる。前者ではそれは刑の内容であり、目的であると同時に手段でもあるのだが、後者にあつては矯正教育のための単なる手段に過ぎない」<sup>63</sup>このように、刑務所においては刑の内容と手段の二つの概念を併せ持つものとして「拘禁」が位置づけられるのに対して、少年院においては、「拘禁」は手段に過ぎないとする整理は、今日的にも一つの区分として、刑事施設と少年施設の異同を検討する際に用いられている。

しかし、改善更生や社会復帰支援という「矯正」目的からすると、少年院における「拘禁」が果たして手段として位置づけられるのか、また、手段としての「拘禁」は「矯正」にとって効果的なものであるのか、といった疑問が生じる。少年院法第1条の目的規定にみられる、「収容し、処遇する」の「収容」が「拘禁」と同質な機能を有するとすれば、「改善更生を図り、社会復帰支援する」という目的を阻害する機能となりえるというジレンマが生じる。

また、手段としての「拘禁」が目的化する懸念、いわゆる手段が目的化する、という現象が、施設の規律秩序維持という作用とあいまって、生じてしまう／生じている、といった更なる懸念も指摘される。<sup>64</sup>

## (3) 拘禁と改善の二つの機能はどちらが重要か

矯正における二つの機能、拘禁と改善はそれぞれの機能を有し、二項対立的に比較・検討しえないものではあるが、隔離が当該期間だけに犯罪予防的に効果を及ぼすのに対して、改善機能の効果が真に発揮される場合、その効果は社会復帰後にまで及ぶことになる点に着目すると、「隔離が犯罪の現在の脅威から社会を護る一時的効果を看過することを許されないとしても、改善の方にはるかに主要な目的があるのである。」<sup>65</sup>と東は整理する。

矯正の機能が単に「拘禁」だけであり、改善にむけてなんら働きかけがなされない場合、社会から所定の期間隔離されていた本人が社会に戻る際に、それまでのある種の空白の期間を補うことができず、再犯に至ることとなりかねない。

しかし、「改善」機能をまさに人格の改善として捉え、拘禁の期間をその改善のために必要な期間として位置づけると、自由刑本来の目的と異なる過剰な心的介入がなされる懸念が存在する。「ただここで注意すべきことは、刑事裁判の実際においては、行為応報の思想、即ち刑罰は応報として正確に量定された害悪であるべきだという考え方が支配的であり、刑期も改善のための必要な期間として言渡されえるものではない。矯正の必要性が認められたとしても、それは従であつて、応報的害悪としての自由剥奪の処分が言渡されえるのが現実の姿である。」<sup>66</sup>と指摘されるとおりである。

63 東・前掲注61, 96頁

64 井上 章「少年院における処遇についての法的側面からの検討」刑政 第103巻第11号(1992)

65 東・前掲注61, 97頁

66 東・前掲注61, 97頁

一方、改善モデルの処遇観においては、その改善が図られるためには所用の時間・期間が必要とされるが、「矯正処遇悲観論」等においても議論されたとおり、再犯を抑止するには種々の処遇プログラムの効果は認められないのではないか、仮に効果が認められたとしても、施設内での処遇の効果は社会内ではじめて評価しうるものであり、その効果を測定しうるツールは存在しえないのではないか、といった疑問が内在する。

つまり、矯正の行政目的である改善更生は、刑期という期間の制約もあり、その実効性を発揮しえない構図が刑罰執行に内在している、というジレンマの存在が指摘される。<sup>67</sup>

#### (4)「改善」の機能はどのように展開されるのか

東のこの「矯正の理念」に関する論考において際立つ主張は、次のような「矯正の本質を『改善』機能に置き、その本質は『教育』である」とする点にある。具体的には、「矯正の本質は何か。矯正がその対象者の社会復帰を促進するためにその人格に影響を与え、それを望ましい方向に発達せしめ、再形成しようとする目的意識のないとなみをするを、その最も中核的な使命としている点においては、矯正の本質は教育であるといえよう。何故ならば、教育とは人間の形成の自然成長的な過程を望ましい方向に向かって目的意識的にコントロールしようとするいとなみであるからである。」<sup>68</sup>と述べているとおりである。

「人間の形成の自然成長的な過程」への働きかけとする意味合いを含め、ここでの「教育」とは、教育基本法第1条<sup>69</sup>の規定にみられる「人格の完成をめざした」取組みと同意義なものと整理される。その内容について、以下、検討・考察する。<sup>70</sup>

##### ア 矯正の本質を「教育」とすることによるジレンマ

矯正の本質を「教育」とするという背景としては、二つの点が指摘される。一つは、「拘禁」と「改善」の二つの機能により説明されてきた「矯正」がこれ以降、「狭義の矯正」へと変質している点である。二つ目は、矯正の本質を「教育」に置くことにより、改善モデルの処遇観すなわち、犯罪者や非行少年が犯罪や非行に至るには本人内部に改善されなくてはならない問題が存在し、その問題を改善する、という処遇観・人間観に立脚することになる、という点である。

一つ目の点からは、「矯正」の多義性とそれに伴う理論的な混乱が、二つ目の点からは、ラベリングによる動機付けや処遇効果の低減、また、過剰な心的内面への介入等の懸念が指摘される。また、このような「矯正の本質は教育」とする理念の浸透は、保護処分としての「矯正」の埋没化につながるというジレンマを出現させることになる。

##### イ 矯正の本質としての「教育」の内容

矯正が変質しその本質が「教育」とされることにより、矯正における「改善」としてなされる「教育」の実態はどのようなものとなるのか。それは、「矯正せらるべき客体に働きかけ、その人格(Personality)をどのように変容しようとするのか。矯正が刑事政策である以上、その教育目標は、第一に犯罪の原因となった人格の歪みをなおすことであり、第二に善良な市民として社会に復帰し得る能力を身につけさせることである。」<sup>71</sup>と、二つの教育としての目標を、東は示している。

67 佐橋静雄「矯正教育と規律の関係」副島和穂編『矯正教育概論』(有斐閣, 1981)

68 東・前掲注61, 99頁

69 教育基本法第1条(教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

70 これに類似した「教育」観は守屋によっても指摘されている。守屋克彦『少年の非行と教育』(勁草書房, 1974), 8-10頁

71 東・前掲注61, 99頁

この段階で、矯正としての教育の目標は「人格の歪み」をなおすことであり、また、社会復帰をなしうる能力の付与にあることが示される。改善主義に内在する課題等は既に述べたとおりであるが、最狭義の矯正を「人格の歪みをなおすこと」とするならば、この目標に至るまでに最広義の矯正すなわち、「拘禁+改善」、そして、広義の矯正としての「改善」機能が存在するどのレベルにおいても「改善」機能が示される。この「改善」はさらなる「改善」を含むという、いわゆる入れ子状態となっており、この点においても「矯正」の多義性の問題が指摘されうることになる。

#### (5) 「人格の歪みをなおすこと」はどのようにして可能となるのか

##### ア 「人格の歪みをなおす」とは

最狭義の「矯正」を意味する「人格の歪みをなおすこと」はどのようにして可能なのか。また、その方法以前に、人格とはどのようなものであり、それは矯正可能なものであるのか。この点について東の見解は次のとおりである。「しかしながら人間はもともと誰でも親から遺伝された生得的な素質をもって生まれているには相違ないが、その人格は一定の社会環境と相互作用をいとなみながら、発達するものである。この場合素質そのものは先天的、生得的なもので発達の可能性のないものであるが、後天的なものとしての環境殊に社会環境が人格の形成発達の大きな力となる。従がってもし矯正の場に矯正せられるべき客体の人格の再形成に効果ある環境（人間関係）が構築されることができれば、この面における矯正すなわち人格矯正を可能とすることができる訳である。」<sup>72</sup>と整理している。

まず、人格は、生得的な素質を有しながら出生後の社会的影響を受け相互作用により発達形成されるものとされる。このような後天的な影響を受けて形成されるものであるから、「もし矯正の場に矯正せられるべき客体の人格の再形成に効果ある環境（人間関係）が構築されることができれば」人格矯正は可能である、とされる。このような言説は今日においても一般的に認められるところである。

しかし、このような人格矯正が矯正施設では形成しえないまさにジレンマが存在している。「法律と世論は、刑務所に、受刑者の拘禁確保、改善、人権の保障を期待する。ところが、この自明の理と思える行刑の原則は、いわば、三すくみの関係にあつて、一つを強調すると、他は犠牲の危機に曝される。」<sup>73</sup>という構造を、矯正施設は有しており、逃走や暴動といった保安事故が発生しないようにまさに薄氷を踏むように日々の処遇を展開しているのが実態である。

また、そもそもの「人格の歪みをなおすこと」の強制力は何を根拠としてなしうるのか、また、その実効可能性、さらにはその有効性といった、これまでも指摘してきた種々の懸念が当然のように繰り返されることになる。

##### イ 人格の再形成に効果ある環境・人間関係とはどのような環境・関係か

矯正としての人格矯正が可能となるためには「人格の再形成に効果ある環境（人間関係）が構築されること」が条件とされている。このような環境とは、「最近の矯正科学が矯正の場における人間関係を特に重要視するようになって来たのもこのためである。矯正施設における人間関係は、(イ) 矯正の主体としての矯正職員と矯正の客体たる被収容者との関係(ロ) 矯正職員相互間の関係、(ハ) 被収容者相互間の関係等複雑極まりないものであるが、就中重要なのは(イ) (ハ) の関係である。」<sup>74</sup>とされる。

72 東・前掲注61, 99頁

73 小沢禧一「行刑をめぐる合理主義と非合理主義」刑政第86号第9号(1975), 96頁

74 東・前掲注61, 99頁

とりわけ、「矯正職員と矯正の客体たる被収容者との関係」に関しては、集団と個人という形態による関係性の違いに着目し、それを「主体集団対客体個人、主体個人対客体集団等の関係に分析できるが、この関係の在り方を大別すると権威関係と信頼関係に分けることができる。前者に重点をおけば矯正教育は躰け教育、注入教育となり、後者に重点をおけば補導教育となる。」<sup>75</sup>と整理している。

この整理における「矯正教育」とは、少年院における働きかけに限定したものではなく、最狭義の矯正としての「人格の矯正」を行う意味における教育としての機能を示している。また、その適用について、「いずれに重点を置くべきかは矯正施設の種類、被収容者の種類により異なってくる。純粋な教育方法としては、後者が効果的であり、従って近時少年院では集団補導(group work)や相談助言(counseling)等の技術の有効性が認められ、その研究と活用が漸く盛になってきたのであるが、警備の面をゆるがせにできない刑務所にあっては、勢い前者に重点がおかれるようになるのはやむを得ないことと思われる。」<sup>76</sup>と整理している。

この整理では、刑務所においては躰け教育や注入教育に重点がおかれるとされる。注入教育が一般的なドリル学習等により一定の知識や技能を注入する手法であり、その定着と汎用について効果が期待されえないという問題点が指摘されているが、それ以上の問題としては、躰け教育的な指導が刑務所で実施しうるのか、また、そもそもの「人格の矯正」においては職員との相互作用、矯正がなしうる環境が必要であるとされており、その点においても、刑務所における矯正の実効性は薄く、また、過剰な介入の懸念が強まることになる。他方、このような矯正理念は少年院処遇においては「生活指導」等の実践等において適用されているところであり、その有用性は期待される。

#### ウ 施設内で行われる人格の再形成が社会復帰後有効に機能するのか

躰け教育等の課題とは別に、施設内での矯正の効果が社会に戻っても継続しうるのか、という疑問への対応策として「補導教育」の活用の在り方について言及している。「受刑者の釈放後の遵法生活を期待するためには、躰け教育だけでは効果がない。危機的場面において『自己指導』の可能な自律的人格を涵養するためには、人間関係を基盤とし、生活指導を中核とする補導教育が要請される。」<sup>77</sup>と考察されている。

この「補導教育」の内容について、「補導教育とは、教育対象の生活を指導することによって、対象者個人個人の人格の自主性、自律性を強化する教育であって、その主眼とするところは、対象者に自己を反省し環境を認識し、自己の行く手を目ざし自ら自己を制御し激励しつつ、自らの道を往くような見識と能力とを具えさせることにあるとされている。」<sup>78</sup>と説明を加えている。

ここでいうところの「補導教育」とは、当人に自己反省を促す点等においては改善モデルに基づく生活指導であるが、その効果が「『自己指導』の可能な自律的人格を涵養する」ことにつながるのかは検討が必要である。また、このような「補導教育」の実施においては、「欲求不満による人格の歪みを診断し、適切な対策（治療）を施し、人格の正常な発達を促そうとする精神衛生がその基礎となっている。」<sup>79</sup>とする点においては、まさに「医療・改善」モデルとしての処遇理念の準拠したものであり、人格の再形成を、病状を治すように介入するという処遇モデルの限界が内在することになり、その有効性等についての再検討が必要とされる。

75 東・前掲注61, 99頁

76 東・前掲注61, 99頁

77 東・前掲注61, 100頁

78 東・前掲注61, 100頁

79 東・前掲注61, 100頁

## (6) 「善良な市民として社会復帰しうる能力を身につけさす」とはどのような教育か

### ア 社会復帰しうる能力を身につけるとは

広義の矯正の二つ目の機能である「社会復帰」しうる能力の育成とはどのようなもので、それはどのようにして獲得しうるのか。「それを可能とする決定的なモメントは、社会の受入れ体制の如何である。従って矯正の可能性や、また矯正施設の有効性や成功率は、この点に関する限り相対的なものたらざるを得ないのである。従って矯正施設における人格矯正は、単に対象者の人格の歪みを直すことだけでなく、社会復帰を可能とならしめるだけの能力、就中生業に対する智識と技能を身につけさせることが肝要である。」<sup>80</sup>とされる。

社会の受入体制、つまり犯罪者や非行少年の更生に対する社会の意識や関心が重要であるとするこの主張は今日においても同様に指摘される点であり、「人格の歪みを直すこと」以上に再犯抑止には効果的であり、その具体的な手当に関して検討が進められている。

### イ 社会復帰を成功させるための教育とは

再犯・再非行せず社会の一員として社会に受容される生活を送るため、施設内処遇として実施しうる点は、「人格の歪みを直すこと」とは別に、「一面アフタ・ケアの点について国家的・社会的援助が更に一段と強化されなければならないのは勿論、他面、矯正施設における職業指導なり、職業訓練が、現実の産業社会の需要に答え得るように、現実から遊離しないような方法でなさるべきであり、また産業社会が喜んで受容し得る人格と技能を身につけさすことが肝要であることは勿論、自分の生存について、他に依頼することなく、自ら責任を感じ、努力する人間を育成しなければならないのである。」<sup>81</sup>と指摘される。

この点において、今日的な矯正施設における受刑者等への働きかけがどのような方向に向いて、何に焦点をあてて進むべきか、社会との関係性の構築の必要性が示唆される。

## (7) 矯正教育がめざす人間像とは

矯正が「拘禁」と「改善」という二つの機能を有した行政機関とされる場合、拘禁後の社会での生活にまで射程をいれた矯正の本質として「教育」が実施される必要がある。その教育は、「一般の教育が理想的人間を育成することにより社会を進歩せしめること、時には社会の革新をも期待しているに対し、矯正はその対象を現実社会に復帰順応せしめることを目的とするものである点において、その性格を異にする。」<sup>82</sup>ものであるとされる。

その教育により形成される人間像については、「矯正のめざす人間像は、たえず変化するその時その時の現実社会にうまく適合し、遵法的かつ自立的な生活を進んでおこうとするばかりでなく、また、その能力を有する人間でなければならない。」その具体的な人間像の特徴は、「(イ) 危機的に場面にあってもよく自分で自分を指導して自主独立し得る人間。(ロ) 現実社会を肯定し、これに溶け込んでゆけるだけの社会性を身につけた人間。(ハ) 現実の産業社会が喜んで迎え入れてくれるだけの品性と知識と技能を身につけた人間。(ニ) 自己の生存について他に依頼せず自ら責任を感じそれがための努力を惜しまない人間。」<sup>83</sup>として、具体的に示されている。しかし、今日的な矯正の目的が「社会において再犯しない生活をおくる」こととされる点に比べ、ここではそれ以上の高い人間像が示されている。つまり、矯正としての「教育」がなされることが、社会的にも矯正に求めら

80 東・前掲注 61, 101 頁

81 東・前掲注 61, 102 頁

82 東・前掲注 61, 102 頁

83 東・前掲注 61, 102 頁

れていることが示されているといえる。<sup>84</sup>

#### (8) 矯正のジレンマとその対応

東の論考から、「矯正」という多義性を有した用語が持つある種のジレンマ、拘禁という環境におきながら、その社会復帰後の生活に資する「教育」を行わなければならないというジレンマ、また、改善モデルや「教育」という主体と客体関係が生じるジレンマ、さらには、改善しなくてはならない問題性を有する客体として扱われる当事者を自律的な言動がとれ社会的に自立した存在に変容させようとするジレンマなど、「矯正」の「改善」機能を中核とした今日的な言説に付随する種々のジレンマの存在とその内容等について考察した。

一方、この東の論考にも、施設内処遇としての「矯正」が、自己完結的な施設内の諸活動とその結果等に限定されるものではなく、その射程が社会内に及ぶものであるという「矯正」の持つ行政機能が明確に示されている。

また、「矯正」の多義性については、「拘禁」と「改善」を内容とする「最広義の矯正」、「改善」を意味し「改善更生」と「社会復帰支援」が含む「広義の矯正」、このうちの「改善」と「更生」を意味する「狭義の矯正」、「最狭義の矯正」としての「性格の矯正」と、段階的に表現される。

しかし、最広義の矯正に「拘禁」を含めるのは、わが国の刑事政策における施設内処遇としての「矯正施設」概念に基づくものである。最広義の「矯正」は、それ以下の機能としての「矯正」とは異質なものを含む点からも、「矯正」の多義性の課題が示されている。<sup>85</sup>

## 4 「少年矯正」のジレンマ

「矯正」そして「処遇」の用語から派生する幾つかの言説、例えば「矯正」は改善機能である、とか、処遇は本人にとって必要なものである、といった言説が刑事政策において語られる際には、様々な視座があり、ある種のジレンマ内在している。そこで、新たに改正された少年院法の内容等の検討をとおして、同様なジレンマの存在とその課題等を明らかにし、少年院における当事者への働きかけの在り方について考察する。

### (1) 少年院法における在院者の改善更生及び円滑な社会復帰

少年院法第1条は目的規定として、「少年院の適正な管理運営を図るとともに、在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的とする。」と定め、行政庁としての少年院の目的は、在院者の改善更生とその円滑な社会復帰支援にあると明記している。

刑収法との異同をみると、受刑者処遇の原則を規定した第30条は「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うもの<sup>86</sup>とする。」と規定されている、少年院法が、改善更生と社会復帰を「図ることを目的とする」とされているところ、刑収法では「改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うもの」とされている点に相違点が示される。

84 土持三郎「少年矯正理念」『矯正協会百周年記念論文集第二巻』（矯正協会、1988）、土持三郎「少年院における矯正教育」犯罪と非行 第82号(1989)

85 新江正治「少年矯正と法的規制1-3」刑政 第104巻第7-9号(1993)

86 「旨として行う」との規定は、ある種の訓示規定的とも捉えられる。

しかしながら、その達成点が「改善更生と社会復帰」にある点からみると、これまで検討してきたとおり、両者とも「矯正」という視点から同一の理念を規定しているといえる。また、この「矯正」は「改善更生」の用語が示すところの医療・改善モデルを基盤とする処遇観を提供する。

この点に関しては、少年院法の改正を受けて平成28年(2016)改訂された矯正研修教材においても、「在院者に、自己の非行の責任を自覚・反省させ、非行の原因となっている悪い点を改め、再び非行・犯罪に及ぶことなく、健全な社会人として通常の社会生活を送ることができるようにすることである。」<sup>87</sup>と説明されているとおりである。

このように、在院者を改善すべき「悪い点」を有する者とする「異常人」モデルから捉え、その処遇を改善モデルとして展開することから生じる、種々の課題については、既に言及したところである。当人の自己イメージを下げておきながら、一方でその肯定感をあげようとする働きかけをするという点や、責任の自覚や反省を強制するという職員と在院者との上下の関係性という点からは、人と人の関係性を基盤とした処遇の相互作用による相乗的な効果が発揮されることは難しいのではないかと懸念される。さらに、そのような上下関係は、当人の人格の尊重へのブレーキや過剰な介入、さらに不適正処遇につながりかねないといった懸念を内在し、処遇実施上のジレンマが示される。<sup>88</sup>

## (2) 不明瞭な「矯正教育」の目的

矯正教育の目的を規定した少年院法第23条第1項は、「矯正教育は、在院者の犯罪傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させることを目的とする。」と規定されている。この「在院者の犯罪傾向を矯正し」とされるものの「矯正」は、狭義における「矯正」としての改善を意味する。ここに規定される「犯罪傾向の矯正」は、少年法第1条にみられる「性格の矯正」という規定等から、「性格」を改善・矯正することは実現可能なものという前提で、行政目的として取り扱われている。

しかし、この「性格の矯正」に関しては、矯正院時代から既に問題視され<sup>89</sup>、島田(1936)は、「性格の矯正」とは、性格によって発動した問題行為を矯正あるいは制御することであると指摘している。<sup>90</sup>また、「性格の矯正」と同様に「犯罪性の除去」という目標設定についても、副島(1997)が「除去」という考え方は了解困難である<sup>91</sup>、と指摘している点等に関しては既に考察したとおりである。

犯罪的傾向の矯正という改善モデル観にともなう課題についても、既に検討してきたとおりであるが、「矯正教育とは、少年院が、保護処分又は刑の執行として、在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させるために行う体系的かつ組織的な活動をいう(院法23I)。」<sup>92</sup>という説明にみられるように、在院受刑者への矯正教育は刑の執行として行われ、それが、少年法という刑法の特別法に基づき刑の内容として位置づけられる点においては法制上の整合性はとられている。しかし、実際の処遇場面においては、保護処分と刑の執行として同質な「矯正教育」が実施されるという、異種混合の指導が

87 法務省矯正研修所編「研修教材 少年矯正法」(矯正協会, 2016), 14頁

88 逸見 勉「少年矯正施設社会の一断面-少年たちは何を感じ、何を習得するのか-」刑政第81巻第8号(1970)

89 矯正院法第九条「在院者には其の性格を矯正する為厳格なる紀律の下に教育を施し其の生活に必要な実業を練習せしむべし」

90 島田正蔵「矯正事務の教育学的考察」『少年保護』誌第1巻第9号(1936), 25頁

91 副島和穂「矯正教育の本質」『矯正教育序説』(未知谷, 1997), 42頁

92 法務省矯正研修所編・前掲注87, 42頁



展開される。<sup>93</sup>

### (3) 少年院法における「社会復帰支援」の位置づけ

「社会復帰」は「改善更生」とともに、少年院の目的として掲げられ、矯正教育による社会生活に適応するために必要な知識及び生活態度等を取得させるとともに、少年院法第44条で規定される「社会復帰支援」<sup>94</sup>を行い、その円滑な復帰を促進する、とされる。この働きかけについては、「在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るためには、矯正教育を行い、その犯罪的傾向を矯正し、社会生活に適応するために必要な知識及び生活態度等を取得させることに加えて、出院後を見据え、その住居、就業先その他の生活環境の調整等を行い、在院者の社会復帰、特に社会内処遇への円滑な移行に資するための支援を行う必要がある。」<sup>95</sup>と説明されている。

しかしここには、矯正教育も含めその支援の主体が職員にあり、未成年が社会復帰するという特殊性に対し、どのように手当てするのか、本人の意思や可能性等をどのように聞き取り反映しうるのか、といった課題がある。また、反映可能であるとしても、その内容を「広義の矯正」として受刑者への対応と同一に取り扱われかねないという、課題が内在している。

さらに、改善更生とは社会に戻って再非行をせずに社会で容認される生活を送ることを意味しているとするのであれば、「社会復帰」そのものは改善更生の目的として位置づけることは不可能ではない。しかしながら、現行法令において、「社会復帰」と「改善更生」を矯正教育の目的として並列に取り扱っている点からは、その指導の在り方に懸念が生じることになる。つまり、「改善更生」が直接的に社会復帰を支ええるものとなりえるのかという課題が生じている。

### (4) 不明瞭な少年院の職員の役割

少年院の職員に関しては少年院法第14条において、「少年院の職員には、在院者の人権に関する理解を深めさせ、並びに在院者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練を行うものとする。」と規定される。

矯正研修教材(2016)においては、少年院職員の役割に関して、「少年院の職員は、在院者の犯罪的傾向を矯正し、円滑な社会復帰に導くための専門的な矯正教育その他健全な育成に資する処遇を実施する主体であると同時に、少年院の規律及び秩序を適正に維持するため在院者の身体等に対する直接的な有形力を行使するなど、その権利・自由を制限する権限を行使する主体である。」<sup>96</sup>と説明されている。

この説明からは、職員は、在院者の改善処遇と施設の規律秩序維持のためその権利制限を実行する主体として位置づけられる。しかし、この二つの業務はその目的も機能も全く異なり、かつ正反対の性質を有している。このような業務を、一人の職員が担うという矛盾が内在している。

また、この二つの業務に在院者の人権保護という機能を加えると、それぞれが三すくみともなりかねず、最悪の場合は、どの機能も中途半端となり不適切な処遇が発生する懸念が内在する。<sup>97</sup>

93 小野義秀「少年院運営の改善について」刑政 第88巻第6号(1977), 小和田元彦「少年院の具体的な問題」刑政 第70巻5号(1959)

94 少年院法第44条 少年院の長は、在院者の円滑な社会復帰を図るため、出院後に自立した生活を営む上での困難を有する在院者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行うものとする。

①適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。

②医療及び療養を受けることを助けること。

③修学又は就業を助けること。

④前三号に掲げるもののほか、在院者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。

95 法務省矯正研修所編・前掲注87, 70頁

96 法務省矯正研修所編・前掲注87, 28頁

97 赤塚 康「少年院運営上の諸問題-教育以前のもの-」刑政 第65巻第5号 (1954), 朝倉京一「矯正教育者への期待」平

## (5) 在院者の「最善の利益」を考慮した処遇への転換

少年院職員の業務に内在する矛盾・懸念に対処する観点からも、処遇の原則<sup>98</sup>を規定した少年院法第15条第2項には、「その者の最善の利益を考慮して」という一つの判断基準が示されている。矯正研修教材(2016)においては、「在院者が改善更生し、社会の健全な一員として円滑な社会生活を送るために必要な知識や能力、改善すべき問題点などを、少年院の職員が把握し、在院者の事情を踏まえて、何を行うことが最も利益になるかを考慮した処遇といえる。」<sup>99</sup>と説明されている。

それは、当人の改善すべき問題点を職員が把握し、在院者の事情を(職員が)踏まえ、何を行うことが最も利益になるかを(職員)が考慮した処遇、が「最善の利益の考慮」であるということ为前提としている。しかし、そのような職員主体の対応は、職員主体による最善の利益把握と提供、しかも、当人を改善すべき問題を有した者とする視点からの当人理解という点からも、大きな課題が内在している。

ここにも、改善という手段が目的化し、その結果、当人の動機付けや自己肯定感を低くしてしまうという、医療・改善モデルに準拠することに伴う矯正のジレンマが認められる。

## (6) 少年矯正理念の明確化：有識者会議提言

改正された少年院法の執行を担う職員に対する研修を行うための矯正研修教材からは、幾つかの課題が示されるが、その根底には、医療・改善モデルという当人の内部に改善すべき問題が存在するとする考え方がある。対象少年を改善し社会復帰を促進するという処遇は、実は当人に対してさらにスティグマを張るようなジレンマに陥りかねないことになる。

ところで、少年院法の改正に先立ち、これまでの少年矯正を総括し、少年院法等の改正とその主な方向性を提言した少年矯正を考える有識者会議の提言においては、その理念を「成長発達を支援すること」とし、次のよう述べられている。

「少年法の目的である少年の健全育成を目指して、その施設運営を行っていかねばならず、そこから導き出される少年矯正の依って立つ理念とは、少年の最善の利益のために、個々の少年の人格の尊厳を尊重しつつ、再非行の防止を図るとともに、社会の健全な一員として円滑な社会生活を送ることができるよう成長発達を支援することである。」<sup>100</sup>ここでは、「人格の尊厳の尊重」を前提とした上で、成長発達を支援することと明記されている。また、その処遇の在り方について「2つ目の柱は、少年の再非行を防止し、健全な成長発達を支えるための有効な処遇の展開である。」<sup>101</sup>と提言している。

この提言からは、人格を尊重した成長発達モデルが処遇モデルとして提示され、また、職員が主体として処遇に関与するという構造ではなく支援者としての、少年自身を再非行をせず健全に育成する主体として位置づけ、職員をその支援者とする点において、改正された少年院法と対比すると、その理念に関する大きな差異が生じているといわざるを得ない。

---

尾靖・土持三郎編『矯正教育学入門』(大成出版社, 1981), 池口尚夫「少年院の教育と保安」『刑政』第63巻第5号(1952), 佐藤行雄「少年院の管理運営に関する諸問題」刑政第100巻第1号(1989)等は、その課題を具体的に検討している。

98 第15条 在院者の処遇は、その人権を尊重しつつ、明るく規則正しい環境の下で、その健全な心身の成長を図るとともに、その自覚に訴えて改善更生の意欲を喚起し、並びに自主、自律及び協同の精神を養うことに資するよう行うものとする。

99 在院者の処遇に当たっては、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用するとともに、個々の在院者の性格、年齢、経歴、心身の状況及び発達程度、非行の状況、家庭環境、交友関係その他の事情を踏まえ、その者の最善の利益を考慮して、その者に対する処遇がその特性に応じたものとなるようにしなければならない。

100 法務省矯正研修所編・前掲注87, 31頁

101 少年矯正を考える有識者会議「少年矯正を考える有識者会議提言」(2010), 11頁

102 少年矯正を考える有識者会議・前掲注100, 12頁

## (7) 少年矯正のジレンマとその対応

少年院法は平成26年(2014)に改正され、改正少年院法と少年鑑別所法として公布された。その改正された少年院法の内容を検討すると、そこには、医療・改善モデルに基づく処遇理念が内在し、「矯正」という用語の多義性とも重なり、幾つかの懸念や課題、そして、「矯正のジレンマ」ともいえる、施設という非社会的な環境において社会復帰を促進するというジレンマ、改善という手段が「性格の改善」という狭義の矯正として目的化されてしまうジレンマが確認された。

このようなジレンマは、「矯正」という改善主義を体現している用語によりもたらされる幾つかの言説、その一つは、犯罪者・非行少年は矯正されなくてはならない異質な性格を有する存在である、といった言説に基づくものともいえる。

一方、このような課題を克服し対応する方策として、当事者を主体とする成長発達支援という理念が少年矯正を考える有識者会議においては提言されているところであり、これらの提言を踏まえながら、少年矯正の再構築が図られる必要が再度、示唆される場所である。

### 5 「矯正教育」の再構築とその課題

以上のように、本来は矯正院での教育・処遇を意味するところの「矯正教育」が、戦後の司法制度改革や、新少年法の施行等を通じ、非行少年の処遇目的として「性格の矯正」の語が、また、その機能として「矯正教育」の用語が用いられることにより、原因論や改善主義的な言説が一般化し、非行少年や受刑者は改善しなくてはならない問題を抱えている存在であり、その問題は矯正可能であるといった、処遇対象となりえないものを目的とし、その目的に対応しうるかのような心理学主義的な処遇理念が流布されてきている。

さらに付言すれば、個人の内部にその問題を設定し、その問題を専門家が上の立場から改善や介入を行う処遇モデル、すなわち施設収容という強い拘束環境の中で、強い権限を有する専門家による一方的な指導等を行うことでは、当人の主体性や自律といった社会化に不可欠な要素の獲得は困難である。そのような処遇構造では、「社会の一員として再非行せずに生活を続ける」という人材育成にとって実効性ある処遇が展開しえないことは、専門家でなくても理解しうる場所である。

一方で、19世紀から20世紀にかけての心理学の成立とその発展等が、「心理」概念を設定・用いることにより、それまで認識不能であった「心」や「心の問題」また「心理的変化・成長」といったものを言語化しうるものとして、ある種の具現化がなされた点においては多くの貢献が認められる。しかし、心理学的な概念の行き過ぎた拡張が、それまで、全人的な成長の過程の中で個々の人の陶冶といった異質性を大切にされた訓育的な指導・処遇理念とは異なる、効率・効果を最優先とする近代的で科学的な心理学的な処遇理念が無批判に有効であるとする、言説が構成されてきている。このような言説に内在する課題等については、既に言及したとおりである。

ところで、このような原因論や心理学化以外に、「エビデンス」による、処遇概念の変質が指摘されている。<sup>102</sup>それは、刑事政策の政策立案においても犯罪者処遇等においてもエビデンスを求める志向が高まり、「エビデンスの有無」といった価値体系が処遇決定等に重要な役割を担うようになってきている、というものである。具体的な処遇モデルとしては、エビデンスが高いと評価されている認知行動療法に基づくリスクモデルが広く浸透してきている。心理学化にしる、エビデンス評価にしる、そこでは特定のモデルが統計的に評価されるのであり、今、この時を生きている個々の少

102 平井秀幸「ポスト・リスクモデルの犯罪者処遇～新自由主義・レジリエンス・責任化～」犯罪社会学研究第41号(2016)

年のその語りとは質的に異なる評価がなされている。

他方、このようなある種の心理学化のベクトルとは異なる方向として、犯罪からの離脱や回復といった視座から、その効能を当事者の「語り」をもとに把握しようとする、「回復（リカバリー）モデル」や「物語り（ナラティブ）アプローチ」といった犯罪者処遇モデルが提示され、再犯や再非行がどのように形成され、その防止のためにはどのようなアプローチ等が必要とされるのかの研究・検討がなされてきている。

以下、「矯正教育」の解体と課題を検討する本章のまとめとして、この二つ異なる処遇観の今日的な意義を検討し、最後、本研究において検討すべき、「矯正教育」の再構築に必要とされる課題の明確化を図ることとする。

#### （1）エビデンスとしての処遇効果を把握すること自体の課題

政策の計画・決定にはその評価や説明責任が不可欠とされてきたことにより、費用対効果などについて、「目にみえる形」であることが必要とされ、従来以上に、その効果、エビデンスの証明が求められる時代となっている。その傾向は犯罪者処遇にも及んでおり、「そもそも、エビデンスが希求された背景には、「エビデンスあり」ということを社会内に発信していくアカウンタビリティの要請が高まったことに加え、たとえば認知行動療法のように、プログラムがパッケージ化、標準化しやすいために、専門性がそれほど高くない実務家でも運用可能である、という利便性が存在していた」<sup>103</sup>という指摘もなされている。換言すれば、エビデンスが把握しづらい処遇等はその真の効果の有無が確認される以前に、測定する方法の困難性を有しているということを理由におのずから排除され、一方、極端な効果は認められなくても利便性が高く標準化されやすい処遇技法はそのことだけをもって、万能薬のように普及することになる。

このような処遇モデルの構造化が進むと、従来の処遇の担い手が、エビデンスが高いとされる処遇プログラムの指導ができる専門家に独占されることになり、また、それまで継続されてきた処遇効果を数値化することが困難な各種の処遇は、「効果を確認することができない」処遇ではなく、「効果がない」処遇として誤った判断がなされることになりかねず、「標準化されたマニュアルに基づく処遇は、簡便な反面、日本の矯正実務家が保持してきた専門性、裁量性を掘り崩す可能性がある。」<sup>104</sup>と示されている懸念が実現性を帯びてくることになる。その一端は、少年院法の改正に伴う「生活指導」の位置づけと、各種処遇プログラムの構成からも垣間見ることができる。

このような懸念が現実性を帯びる背景には、「エビデンス・ベースドな議論が依拠する『有効性』が本当に『望ましい』有効性なのかどうか、という規範的基準が、エビデンス・ベースドな実証的議論それ自体からは調達されえない、ということである。通常、メタ分析の対象となりうるような実験デザインの一次研究においては、ある説明変数（処遇プログラム）の効果は『アウトカム』に対するパフォーマンスによって判定される。矯正に関する研究では、管見の限りでは、『アウトカム』は『再犯』、『再非行』等におかれることが通例であるように思われるが、そこでは『再犯』や『再非行』を減少させることは『善い』ことだとの前提が存在しよう。」<sup>105</sup>と分析されているとおり、施設内処遇としての「矯正」の効果を社会内における「再犯」や「再非行」の発生によって把握するという枠組みが存在しているからといえる。施設内での処遇の効果を再犯等によって把握するとい

103 広田照幸・平井秀幸「少年院教育の可能性と限界」広田照幸他編著『現代日本の少年院教育 質的調査をとおして』（名古屋大学出版会、2012）、348頁

104 広田・平井・前掲注103、349頁

105 広田・平井・前掲注103、349頁

う、一見、自明性を有しているようなこの枠組みには幾つかの問題が内在している。

医療モデル・改善モデルに準拠すれば、実験群と統制群との比較においてその処遇等効果は統計的に確認しうるが、施設内という社会とは全く異なる環境下で実施された訓練等の効果が、社会内で同様に機能しうるのかという問題。また、より根本的に、犯罪原因論等に基づくのであれば、犯罪の発生等は当人自身だけでなく社会的・環境的要因が複雑に構成されたその結果として発生するものであるとされており、社会内でまさに千差万別の環境に置かれた個々の対象者が再犯をしたとしても、それをもって処遇の効果がなかったと、結論づけることは困難である、といわざるをえないのではないかという問題である。

さらに、犯罪者処遇においては、人権に代表されるような道徳的・倫理的な枠組みからの処遇の妥当性の検討・検証といった視座も存在する。それは、「エビデンス・ベースドを議論するのであれば、『どんな処遇プログラム（説明変数）が再非行（アウトカム）低減させるのか』と問う前に、それに先立って『その処遇プログラムを実施すること』や『再非行を低減させること』は絶対的に望ましいことなのか」と問う必要がある。『エビデンスがあること』それ自体によって、その処遇プログラムの実施を正当化することがあってはならない。」<sup>106</sup>と指摘されているとおりである。

このような自問をしなくてはならない背後には、まさに新自由主義の理念は保護主義を解体し、さらなるグローバリゼーション、多様化社会が推し進められるのであれば、人種、宗教、性その他の特性といった枠組みを超えた最大公約数の正義に立ちえなくてはならなくなる、といった不安が存在する。一方、そのような正義を構成することは不可能であるから、個別事象ごとに当事者の責任にその基準を収束させるという責任化の傾向がさらに強まっているともいえる。換言するならば、機会不均衡な状況の拡大と共に個人責任の拡充が進む社会において、犯罪者という社会階層の底辺に位置づけられた存在者にとって、その自己回復が困難な時代となっており、また、その効果を確認するのは、当人自身の自己認識と自己介入が可能な範囲に限定される必要が求められるといった、さらなる不均衡を生じかねない状況にあるといえる。

であるとすると、非行少年の立ち直り支援としての矯正教育の在り方やその効果の把握においては、そのアウトプットを「再非行」に設定するのではなく、社会復帰後になされる当人自身の立ち直りとその「ナラティブ」に着目する、という方向転換が必要とされることになる。

つまり、施設内処遇としての矯正教育には社会化の基礎となる言葉の学習が重要であることが再確認される。この点に関して来栖(1980)は次のように指摘する。「人間がお互いにコミュニケーションしていく場合の最大の用具は言葉であります。極言しますと九九パーセント言葉であると思います。この場合言葉の中に文字を含みます。にもかかわらず非行少年諸君は言葉を知らなすぎます。国語教育が不足しているというふうに考えております。その意味でもっと沢山言葉を知らなければならぬ。もっと沢山自分自身あるいは他の事物について表現すること、表現を学ばなければならぬと考えております。」<sup>107</sup>コミュニケーションとしての関係性と、それを構成する「言葉」とその役割の重要性を指摘している。

## (2) ナラティブ・アプローチによる矯正教育の分析

前節で示された「言葉」への着目に関しては、少年院処遇に関する研究者による報告においても同様な指摘がなされている。仲野(2012)は、ナラティブ・アプローチに着目し、次のような分析をしている。「ナラティブ・アプローチは、周知のように主に精神医療領域に代表されるセラピー場

106 広田・平井・前掲注103, 350頁

107 来栖宗孝『刑事政策の諸問題—矯正施設論—』(1980), 206頁

面で先導的に実践化されてきた来歴をもつ。たしかに、セラピー場面においては、クライアントの『問題』（精神的なトラブルなど）を解消するようにストーリーの書き換え／更新が試みられるのに対し、矯正教育では、『問題』の解消だけではなく、『望ましい変容』へ向けて、非行性への処置や社会復帰との関連において書き換え／更新が試みられる、という相違がある。しかしながら他方では、問題をかかえたクライアントのストーリーの書き換え／更新がセラピストとの対話をとおして試みられるなど、セラピー場面と矯正教育におけるナラティブ・アプローチは、『ストーリーの書き換え』を志向するという点で共通する側面を有しているともいえよう。<sup>108</sup>「語り」という言葉によって表出された当人の実態に全人的に対峙しながら、「望ましい変容」へと導く実践が少年院における矯正教育にも共通するものではないかとしている。

その具体的な取り組みに関して、仲野は、少年院における「物語り（ナラティブ）アプローチ」による物語の書き換えにおいて、教官と少年の協同性、問題の外在化、物語的な主体に着目し、その変容を分析している。ここでは、既に言及した立ち直りを把握する二つの軸、①他者・社会との関係性という軸と、②過去、現在、そして将来という時間軸に着目した分析がなされている。

このうち、①の関係性の軸として、個人化から社会化へのプロットの変容に着目している。「自己と問題の関係を個人内在的なリソース（過去の体験、性格など）に帰属させるような筋立て（以下、“個人化へ向けたプロット”）を用いれば、事例一のB少年の『人のせいにしてしまう』という問題は『パーソナリティの問題』として、事例二のC少年については『過去の虐待経験』は不可逆的な経験であるとして、それぞれ変容可能性を見出すことは困難になる。しかし、個人化されたプロットではなく、自己と問題の関係を社会や人との関係において再考するような筋立て（以下、“社会化へ向けたプロット”）を用いれば、事例一の『私だって頑張っている』というストーリーに内在する『問題』への気づきや、事例二の外在化による語り直しなど、教官と協同的なかわりによって変容する可能性に開かれるのである。」<sup>109</sup>と分析される。

②の時間軸では、過去のリソースから現在のリソースの活用に着目し、その分析を行っている。「問題の染み込んだ過去にリソースを求めるのではなく、現在の経験をリソースとすることで、構成されるストーリーに変化が現れたということである。（中略）過去の経験をリソースとして用いた語りは、松嶋(2005)が指摘しているように、問題の原因を個人に帰属させる。そのため、現在の行動は過去との因果関係でしか語れなくなり、他の物語化の可能性を阻んでしまう。ところが、過去から現在へのリソースを変えれば、因果関係以外の語りかたが可能になる。」<sup>110</sup>ことが指摘されている。

このような二つの軸から確認されえる、当人の立ち直りには、「望ましい変容」を意識した職員の関与が存在している。この矯正教育としての職員の働きかけに関して、「この少年のストーリーの変容は、自然発生的に生じるものではない。少年が気づいていないさまざまなプロットを提供する教官、言い換えれば協同製作者の存在があればこそ達成されるのである。『更生』に向けた『望ましい変容』は、少年らが語るさまざまなリソースと、教官の提示する“社会化へ向けたプロット”をめぐって行われる協同作業としての語りなおしによって生じるものであるといえるだろう。」<sup>111</sup>と、職員らの参画と、具体的な方向付けの在り方について、「社会化に向けたプロット」という表現を用い

108 仲野由佳里「少年の「変容」と語り ―語りの資源とプロットの変化に着目して」広田照幸他編著『現代日本の少年院教育 質的調査をとおして』（名古屋大学出版会, 2012）, 111 頁

109 仲野・前掲注 108, 129 頁

110 仲野・前掲注 108, 129 頁

111 仲野・前掲注 108, 132 頁

ながら、説明している。

この社会化へ向けたプロットの有用性については、「教官らが、“社会化へ向けたプロット”を用いることは『望ましい変容』とどのような関連にあるのかについて考察したい。これについては、(一)“個人化へ向けたプロット”を用いることによって生じる変容不可能性は、“社会化へ向けたプロット”を用いることによって解消される、(二)少年らは出院後、再び社会の中で適応的な生活を送らなければならず、なんらかのかたまりで社会と自己とを肯定的に意味づけなければならない、という二つのことが指摘できる。特に、(二)は『再非行防止』という観点からも重要である。少年院内では、少年が“個人化へ向けたプロット”を用いて自己を否定的に語っても、少年を好意的に受容する教官との協同作業の中で語りなおしが行われる。この関係において、少年は自己肯定的なストーリーを獲得できるが、出院後はこうした語り直しを『(好意的に受容するとは限らない)他者』との間で行わざるを得ない。少年院で獲得した自己肯定的なストーリーが、社会復帰した後も、半永久的に維持されるとは考えにくく、社会との関連において、自己を肯定的に意味づけることができなければ、再非行を回避することは難しいと思われる。」<sup>112</sup>と分析されているとおり、当人の立ち直りは施設内処遇において完結するものではありえず、出院後の手当ても含めた「一貫した処遇」の設定の必要性が指摘されているところでもある。

このような視座にたつとき、原因論や心理学化にみられる理論に基づく処遇論から、日々の生活を通じた自己形成としての「立ち上がり」と、自己省察・自己変容としての「立ち直り」の語り直しが自ずと形成される処遇論へ、処遇理念の質的な変容の可能性が示唆されてくることになる。

ナラティブとして表出する自己物語は、語る者とそれを聴く者との相互の成長を促すものとして共有され、少年院における働きかけの枠組みが記述可能なものとなり、理論化されることとなる。つまり、広田等(2012)が指摘する次のような少年院機能における問題・課題、「第一に、少年院においては教育という手法がもつ可能性には限界があり、教育以外のアプローチも重要であること。第二に、施設内の教育には限界があり、施設の外の環境や制度の整備も重要であること、第三に、施設内の教育は非合法な手段を用いた秩序の創出と結びつきやすく、それへの配慮が必要であること」<sup>113</sup>への対応の可能性と、少年院機能の再構築の必要性が示唆される。<sup>114</sup>

## 6 まとめ

「矯正」の概念は、改過遷善から更生復帰、そして社会の一員としての役割を担える人材の育成という社会化の構築へと、施設内処遇という「矯正」の枠を堅持しつつも変遷をたどっており、運用の面に着目すると、地域開放や民間スタッフの拡充、他機関連携等により、「閉ざされた施設内処遇」から「開かれた施設内処遇」へ、その処遇内容が展開され、効果的かつ社会のニーズに応じた新たな「矯正」が構築されてきている。また、昨今の様々な施策はその展開が既に始まっていることを意味している。

112 仲野・前掲注108, 132頁

113 広田・平井・前掲注103, 358頁

114 領域・対象は異なるが刑事政策におけるナラティブや対話に着目した研究としては、高橋有紀「2000年代以降の日本と英国における更生保護制度の問題点と今後の展望(1・2) -更生保護における「ナラティブ・アプローチ」の可能性と限界-」一橋法学 第12巻 第2・3号(2013), 服部 朗「少年司法における対話」村井敏邦他編 前野育三先生古稀祝賀論文集『刑事政策学の体系』(法律文化社, 2008), Bottoms, Anthony (2006) "Desistance, social bonds, and human agency: theoretical exploration" The Explanation of Crime Context, Mechanism, and Development Edited by Per-Olof H. Wikstrom and Robert J. Sampson Cambridge University Press 「犯罪離脱、社会的結束、人為作用」『犯罪学研究』松浦直己訳(明石書店, 2013)等がある。

既に言及したとおり、東(1959)<sup>115</sup>は「矯正」の内容を、①「矯正」は大正11年(1922)に制定された旧少年法に基づく矯正院と、それまでの感化院とを区別するため、初めて法令用語として用いられたこと、②「矯正施設」でいとなまれている刑事政策機能であること、③「矯正」の本質は教育であること、④その教育の目標は社会復帰であり、またその社会復帰は社会的人間の育成であること、と整理している。

明治以来のわが国の犯罪者・非行少年処遇の各論考や、国会等の審議における「矯正」の用例を分析・検討すると、その内容は大きく二つのカテゴリーに分類されることが判明した。その第一は「改過遷善」機能としての「処遇の矯正」、第二は「矯正収容施設」としての「組織の矯正」である。このうちの「矯正収容施設」としての「組織の矯正」は、昭和27年(1952)の法務省設置法施行以前と以降においてその用例は異なっており、昭和27年以前は、司法保護行政の中の少年司法における矯正院+少年保護団体における収容処遇業務を総括する意味で用いられていたところ、昭和27年以降は、少年保護団体が廃止されたことを背景として、法務行政中、行刑と少年院・少年鑑別所等における施設収容処遇を総括する用語として用いられてきている。

このような流れは、東が示した「矯正」の区分に反映されているものであり、感化院処遇の対比として出現した「矯正」教育が、戦後の司法・法務行政の整理の過程で、少年保護から分離され、行刑と一体化し刑事政策機能として「矯正」施設が形成された。

さらに、この「組織の矯正」施設の行政目的は、収容された者が社会復帰後に再犯・再非行に陥ることなく、少年にあってはその人格の完成をめざしつつ、健全な社会の一員としての役割を担う一員となるよう教育・指導がなされるべき「処遇の矯正」機能を意味するものであると行うことができる。

換言するならば、人間に対する「改過遷善」機能が感化や矯正という用語に細分化されながら、一方は福祉的色彩が、他の一方が刑事的色彩を帯びながらその機能が拡大するとともに、行政組織としての意味あいも、当初は矯正院の処遇を意味し、さらに少年保護の中において矯正院と少年保護団体を包括するものへ拡大し、法務省設置法により、保護行政から分断され行刑と合体する形での「組織の矯正」へと大きく変貌したものである。

このような変化の背景には、非常に重要な意義が内在している。その第一は司法保護・少年保護の一部であった保護処分としての矯正院送致処分が、刑事政策機能としては行刑と同じ範ちゅうにあるものとされ、わが国の刑事政策において施設内処遇と社会内処遇という二つの概念を形成するに至ったことである。

このことの意義は単純なようにみえて、戦前の少年保護に見られた審判から保護処分までの一体的な処遇形態が分断されてしまったことを表している。

第二には施設内処遇としての処遇内容の融合、つまり、少年院の行刑化、行刑の少年院化が促進されたことである。刑罰執行としての矯正処遇と保護処分としての矯正教育との境が低くなり、人間科学の知見等を背景とした各種の処遇プログラムが処遇の中心に置かれるようになった。

このような動きは、一見するならば処遇の充実という側面が強調され肯定的に受け止められるところであるが、一方、専門家に独占された処遇方法は過剰な介入を引き起こす懸念等が内在し、また、その反動として、保護処分たる矯正教育の刑罰化、懲らしめのための矯正施設収容という側面が強調される懸念も存在する。

---

115 東・前掲注61, 96-102頁



また、戦後の司法行政が法務行政へ転換していく流れの中で、司法保護が切り離され、その一部であった「矯正」に行刑を組み入れるという大きな変容があった。その背景の一つも、戦後・戦中にかけて展開された労働力の提供としての行刑運営という実態への反省いん立ち、戦後、行刑もまた改過遷善の矯正機能を果たすべきものとされ、行刑から「矯正」へのいわば「看板替え」が行われ、その際に、少年保護行政から分離された少年矯正が行刑とともに「矯正」に包含されたと、分析される。

「矯正」という用語は、「感化」「行刑」との比較において少年保護における矯正院処遇に特化されているが、戦後、応報ではなく、改過遷善として個人の改善を刑罰の機能として新たに加えた「矯正」は、改過遷善に内在する、犯罪性の除去等をめざす改善(reformation)、施設収容後の生活を射程とする再社会化(re-socialization)、社会参加を促す社会復帰(rehabilitation)のそれぞれの機能が時代の要請に応じて強調されつつ、今日の刑事政策における施設収容処遇の総称としての「矯正」に及んできている。

これら政策上の機能とその展開をみると、施設単独処遇における改善等は為し得ない状況であり、既に「矯正」の時代は終わり、社会復帰・再社会化を促進し共生社会の育成を目指す「更生」機能のさらなる発展とその理念の確立が求められてきていると言えよう。

このような視点とは別に、1970年代に法務総合研究所の研究員であった佐藤欣子は Peter G. Garabedian(1969) “Challenges for Contemporary Corrections” Federal Probation Vol. 33No. 1 をレビューし、そこで指摘される「新しい監獄学」の出現と共に信仰されはじめた多数の「聖牛」(偶像礼拝)による疲弊としての「専門家専従主義」と「犯罪者「改善」必須主義」に関して、批判的な論評を「刑政」誌に掲載している。

その要点の一つ目は、「矯正」が行き過ぎた専門主義に陥る懸念である。このような専門主義の問題に関して、次のように述べている。「第一の聖牛は『専門家(プロフェッショナル)だけが犯罪者を処遇する資格がある』という聖牛である。(中略)犯罪の改善が矯正の目的とされはじめてから、犯罪者は処遇(トリートメント)を必要とする『病人』と考えられてきたのであり、その処遇は『サイコセラピィ』(精神療法)となったのである。この観念は、精神医、心理学者、ソーシャル・ワーカー等によって発展され、矯正の実務に非常に影響を及ぼしたのである。(中略)犯罪者は病人であり彼は治療せられなければならない。しかし、犯罪者の治療は誰でもできるというわけではない。それは大学院等で開発された技術と専門的知識を持つ『専門家(プロフェッショナル)』に委ねられなければならないのである。」<sup>116</sup>と指摘する。

さらに、その専門家と当人との関係は対等なものではなく、支配的で管理的なものへと変質する点を指摘する。「そして犯罪者も心理学者等の『処遇』を受けることを望むのである。彼等は自分自身を処遇の受動的な受益者と考え、セラピストを能動的に処遇を与える者とする。つまり犯罪者は更生の努力は『技術的』、『専門的』な作業を身分の高い職員の側に要求するものであって、更生されるべき人間の側に努力を要求するものではないと考えるのである。」<sup>117</sup>と、その専門性に関しても次のような疑問を提示している。「むしろ善良なる一般市民が享有している社会的文化的資源の欠如に苦しんでいるのである。犯罪者は人並みの生活を保障してくれるような教育その他市場性のある技術を持っていないのである。さらに有罪の烙印や刑務所生活の経験が不平等や差別をもたらす

116 佐藤欣子「現代矯正の課題」刑政第85号第8号(1975), 69頁

117 佐藤・前掲注116, 70頁

のである。(中略) いわゆる専門家の医学的アプローチは訂正されるべきであり、現在、非専門家と規定されている多くの人々こそ実は処遇の資格を持っている人々であり得る。」<sup>118</sup>と、専門家主義の問題提示を行っている。科学主義・心理主義等の行き過ぎた弊害等については検討してきているが、学問領域の細分化や専門化は、それ自体が問題を引き起こす要因となりえるというジレンマを抱えていることが指摘されている。

また、第二の聖牛とされている犯罪者「改善」必須主義については、次のようにレビューしている。「第二の「聖牛」は、『犯罪者は自分自身を変化させなければならない』という矯正関係者の観念である。すなわち大部分の矯正職員は、犯罪を発生させるような社会の諸特徴を変革することによって犯罪者を社会に復帰させるという考え方が強調されているにもかかわらず、依然として、犯罪者がまず変わるべきであると信じているのである。(中略) 社会こそ『病人』であり、治療を必要としているのであり、従って変革されるべきものではないか。この見解は、勿論個々の犯罪者を看過するわけではない。しかしそれは社会変革のための戦術を個人に対する干渉よりも強調するものである。」<sup>119</sup>と、改善主義に基づく人間観の問題を指摘し、さらに当事者だけではなく、社会そのものの問題として、「矯正」の課題が指摘されている。

これらの点は「矯正」のジレンマと重なるものである。この二つの警告を少年矯正に引き寄せてみると、成長発達段階にある少年らのこれまでの生育史やその自我形成等をみると、逸脱や非行の責任を本人のみに負わせることが困難な者が多く、それは、まさに社会こそ改善の対象とすべき点を示している。従来から矯正の目的は改善更生と社会復帰とされるが、未成熟で自己形成ができていない少年に対して、まず必要とされるのは、自分自身が何者であるのかについての自覚、また、かけがえない一人の人格をもった存在であるという自覚の形成、自己同一性の確立といえる。その形成のためには、否定的な自己イメージから解放され、自己受容し自己肯定感を高めるといった、「立ち上がり」支援が少年矯正の役割であると整理される。

「矯正」には、犯罪性や非行的な性格を改善し正しい心情をもった人間へ組み替えるという語意を含んでおり、そこに発生する「改善更生」としての矯正に行政作用としての一つの手段として位置づけられている。しかし、このような医療・改善モデルに基づき犯罪者や非行少年を正常な者とは異なる者として位置づける「矯正」という用語には、ある種のスティグマが内在していることに留意すべきであろう。このような医療・改善モデルに軸足をおくのではなく、社会において犯罪を犯さずその一員として社会生活を過ごすことができるような社会復帰支援を施設内から社会内まで体系的に展開しなければならないとする考え方が広まりつつあり、犯罪からの離脱や回復に焦点をあてた新たな処遇理念の構築の必要性が示唆される。

---

118 佐藤・前掲注 116, 70 頁

119 佐藤・前掲注 116, 70 頁

### Ⅲ 新たな処遇モデルとしての回復・立ち直りモデルの適用

#### 第1 「矯正教育」の目的の再構築

- 1 「改善更生」の再構築
- 2 「社会復帰」の再構築
- 3 まとめ

#### 1 「改善更生」の再構築

##### (1) 保護処分としての少年院処遇の意義

刑務所における生活環境は、週40時間を基準とした刑務作業を中心とした刑の執行の場であり、また、改善更生に関する施設側からの直接的な関わりは、限定的なものとなっている。本人の意に反した各種指導の受講や「反省」の強要は、その効果が期待できない点からも、自由刑そのものの性質からしても消極的な対応となることもやむを得ない面がある。端的にいうならば刑期として定められた期間、指定された刑事施設に収容され、拘禁に伴う様々な自己決定等が制限された状態で生活することが義務付けられているのが、受刑者の生活である。

一方、少年院での生活は、本人の意に反した各種指導の受講や「反省」のある種の強要が職員の指導の下に展開されることになる。少年院法の目的規定が「その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的とする。」<sup>1</sup>と規定されている点が、受刑者処遇が単に「(改善更生の)意欲の喚起」・「(社会生活に)適応する能力の育成」を目的としている点との違いを顕著に示している。

つまり、少年院での処遇には在院者を改善更生させ、再非行しない人材として社会復帰させなくてはならない責務があり、在院者は更生のための処遇を受けることが義務付けられているという「強い他律的な改善・更生環境」にあるといえる。受刑者が、拘禁され刑務作業を実施することを「刑」として義務付けられているという「弱い他律的な改善・更生環境」に置かれている点にその収容の意義があることに比べると、大きな違いが存在しているといえる。

##### (2) 「矯正」としての改善更生

「矯正」とは何かという問いへの答えとしては、まず、少年法第1条に規定されている「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う。」における「性格の矯正」を挙げることができる。それでは、保護処分として行われる「性格の矯正」とは何か、と言え、少年院法第1条は、「その特性等に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的とする。」と規定されていることから、「在院者の改善更生」が「性格の矯正」に対応するといえる。つまり、少年法の枠組みのなかで性格の矯正とは、在院者に対する改善更生の働きかけといえることができる。

一方、少年法第1条にみられる「性格の矯正」という規定等から、「性格」を改善・矯正することは実現可能なものという前提で、行政目的として取り扱われてきている。しかし、この「性格の矯正」に関する疑問・懸念等については既に検討したとおり、矯正院時代から問題視されている。矯正院法第九条には、「在院者には其の性格を矯正する為厳格なる紀律の下に教育を施し其の生活に必要な実業を練習せしむべし」との規定があるが、当時瀬戸少年院教官であった島田(1936)は、「性

---

1 少年院法第1条

格の矯正」は不可能であり矯正院の教育においては、性格によって発動した問題行為を矯正あるいは制御することであると指摘している。<sup>2</sup>

このように、「性格」を矯正することに対する異論等があるが、「改善更生」が目的化されてきた点に関しては、新少年院法等においては、先に示した第1条のほか、処遇の原則を規定した第15条は「その自覚に訴えて改善更生の意欲を喚起し」、矯正教育の目的を規定した第23条に、「矯正教育は、在院者の犯罪的傾向を矯正し、」の規定があり、更には、刑収法第30条の受刑者処遇の原則を定めた規定においても、「その自覚に訴えて、改善更生の意欲を喚起及び社会生活に適応する能力の育成」とされている。つまり、少年法第1条の規定にみられる、ある種の施設処遇の目的としての「性格の矯正」は「改善更生」と同意義と解され、各条文において規定されているとみることができる。

### (3) 「改善更生」としての「立ち直り」

犯罪学においては、近年、「回復モデル」と言われる、当事者の犯罪からの離脱の状況（人はなぜ、再び罪を犯さないでいるのか？）に着目した研究が注目されてきている。このような研究の第一人者である、Maruna(2001)らによる、リヴァプール離脱研究<sup>3</sup>においては、「やり直す(making good)」<sup>4</sup>と呼ばれる、改善更生の過程を自分自身が物語するというセルフ・ナラティブ（「犯罪をしない状態を維持し続けるには、元犯罪者は自分の人生を納得できる（意味の通る）ものしなければならないというものである。この納得は通常、ライフ・ストーリー、つまりセルフ・ナラティブという形をとる。」）<sup>5</sup>により犯罪からの立ち直りについて説明されている。

そこで語られる自己物語としてのセルフ・ナラティブとは、「自分自身についての語りは、社会的相互作用を通じて発達する。自分の周囲にいる人々による評価、モデリング、構造的な障害と機会といったもののすべてが、アイデンティティ変容の過程に影響を与える。さらに、一人ひとりとは、『文化、社会、社会集団によって、本人に提案され、示唆され、強要される』限度内での解釈やナラティブの原型に基づいて、自己物語を採用する。」<sup>6</sup>と、説明されるとおり、アイデンティティの変容の過程が「自己物語」として形成されることであると定義づける。そのような、アイデンティティの変容が自己の物語として語り直されるように、自分自身のライフ・ヒストリーの最悪の部分、それは犯罪や非行、また、その背景にあった虐待や排除といった出来事に対して、理由と目的を見出し、それを「自己物語」として語り直すことを、「やり直す(making good)」として、Maruna(2001)は定義づけている。<sup>7</sup>「自分自身のライフ・ヒストリーの最悪の部分」が新たな「自己物語」として形成され語り直される時に、「改善」とは異なる「更生」の実態が明らかにされることが示されている。

このような報告は、別章で検討する「立ち上がり」支援と「立ち直りの自己物語」モデルと同様

2 島田正蔵「矯正事務の教育学的考察」『少年保護』誌第1巻第9号(1936), 25頁

3 LDS : Liverpool Desistance Study 「リヴァプール離脱研究は、セルフ・アイデンティティの研究に固有の、いくつかのあいまいさを乗り越えることを明確に意図して行われた。LDSは、犯罪からの離脱の、現象学的あるいは社会認知的側面の実証的な分析である。」 Maruna, Shadd(2001) Making Good: How Ex-Convicts Reform and Rebuild Their Lives, American Psychological Association(電子書籍kindle版による位置No.表示に準拠する(以下同じ):1003/3976): (津富宏監訳)『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」』(明石書店, 2013), 67頁

4 「やり直すとは、ライフ・ヒストリーの最悪の部分に、理由と目的を見出すということである。これは、ローテンバーグ(Rotenberg, 1987)による、治療的な「自分史の語り直し」あるいは「更生的なストーリー・テリング」という概念の、自然発生的バージョンともいえる。」 Maruna, Shadd・前掲注3、(kindle:332/3976)22頁

5 Maruna, Shadd・前掲注3, (kindle:266/3976)18頁

6 Maruna, Shadd・前掲注3, (289/3976), 20頁

7 Maruna, Shadd・前掲注3, (332/3976), 22頁

な構造を有し、対自関係と対他関係において構成される自己を、その関係性を通じて形成されてきた自己内のこれまでは語り得なかったエピソード等を選び出し時系列に再配置することにより新たな自己物語によって自己変革を図る、といった枠組みの存在が指摘されている。

また、このような「更生」としての自己変革において発生する自己言及のパラドックスを解消するために不可欠となる主我的に形成され変動しない人格的アイデンティティ（立ち上がる自己）と、自己物語の書き換えにより自己の内側から再編成される物語的アイデンティティ（立ち直る自己）の存在に関しても、「時間を越えておおよそ安定的である人格特性と違い、その人のナラティブ・アイデンティティは人生をとおして変化しうるし、実際に変化する。事実、個人の自己物語は、『その個人の内省的活動を通じて、日々創り出され、維持され』なければならない。厳密な発達段階理論を避けて、ナラティブ論者は、アイデンティティとは、新しい経験と情報に照らして、個人が再構築し続ける生涯にわたるプロジェクトであると主張することが多い。」<sup>8</sup>と、指摘されている。自己物語のこのような整理からは、アイデンティティの変化・変容は物語りとして語り得るものであり、「犯罪・非行からの回復・立ち直り」がアイデンティティの変容として位置づけられ、その立ち直りは「自己物語」として語られ・聴かれることとなる。つまり、「改善更生」とはアイデンティティの変容であり、その変容等は当事者の発言・語りの中に見出されるものであり、それは「立ち直りの自己物語」と表出されることとなる。

他方、「改善更生」という場合、こととなるが、「改善」には字義上何か悪いものを改めるという引き算的な処遇観が内在している。換言すれば、「改善更生」という用語には、「改善」と「更生」というその本質においては相矛盾する処遇理念が内在し、これまでの処遇はそのうちの「改善」傾向が強く反映した構造となってきた点が認められる「改善」は「物語の書き換え」に置き換えられなければならないということになる。

#### （４）少年院処遇における改善更生の展開

改善更生・社会復帰支援という少年院の行政目的を達成するため、少年院における処遇には、他律的ではあるが拘禁度は低く、自己形成に不可欠な他者との関係性が構築される処遇空間が必要とされる。そのような処遇空間において、在院者は自己形成と自己洞察を内在する安定した自己同一性を確立し、自己洞察をもとによる自律的な「反省」ができるようになることにより、社会復帰が可能な更生の段階に達する。

少年院におけるこのような処遇空間においては、在院者それぞれの特性に応じた意図的・計画的な段階処遇が他律的な段階から自律的な段階へ、その成長・発達の状況に応じて移行しうるものでなければならない。その中で他の者から聞くこと、また、自らが語ることにより学び、これまでの自己の生活や言動等を振り返り、その物語を自らが形成することにより、自己の再統制が図られるという環境であることも必要である。

また、そのような、「自己物語」が語られるためには、アイデンティティの確立がなされている必要があり、その確立を支援するという役割・機能として「立ち上がり」支援が成長発達期にある少年にとって不可欠となる。それは、これまで少年院の処遇として実施されてきた「内観」、「集会活動」、「日記指導」、「グループワーク」等の改善指導が、自己形成を引きだしうる内容、つまり、自己同一性の確立や「自己物語」の形成やその書き換えがなされるような集団構成がなされているか、更にはそのような環境がそもそも少年院の中で形成されるのか、場面場面における処遇環境の状況

8 Maruna, Shadd・前掲注3 (kindle:924/3976), 62 頁

が確認される必要がある。

真の反省と更生を促進させるためには、反省の主体としての「自己」形成と、自己形成を促進させる「言葉」と「他者」が存在・機能する「環境」、自律に向けた自己同一性とナラティブに着目した処遇が展開される「場」、そのような「立ち直り」風土に満ちた施設内処遇が少年院には存在しなければならずそれらが具備されることによって、再非行防止としての機能を発揮しうることとなる。そのような処遇がどのようにして、個々の在院者の特性に対応しうるのは別章において検討することとする。

#### (5) 更生としての「立ち直りの自己物語」モデル

「立ち直りの自己物語」モデルは、医療・改善モデルでは多くの定義付けがなされる。「自己」を社会構成主義等による関係性に着目し、「自己とは対自関係と対他関係によって構成される物語」として自己・他者との関係性の中に生じる物語によって生み出されるものと定義する。つまり「自己」とは「自己物語」を構成する存在である、と位置づける。この「自己」の定義に基づき、自分自身が変わるという「自己変革」を、語られる「自己物語」の書き換えとし、それは「自己改善」と同質であること、また、実際に自分自身の変革を自らが行えることを明らかにする。

「更生」それは通常、「再び犯罪を犯すことなく社会的に受容された生活をおくること」を意味するが、この「立ち直りの自己物語」モデルにおいて「更生」は「立ち直りとしての回復の道程を歩むこと」と再定義される。それは「回復の道程」が加害者としての自己物語を「再犯せずに社会生活をおくるという」新しい自己物語を語る過程にあることを意味しているからである。

このような回復の道程を歩み続けるためには、「自己物語」を形成しうる自己と自分自身の言動を振り返り言語化しうる「省察」力が不可欠である。換言するならば、自他の関係から「自己」を形成するためには、自分自身を洞察するだけでなく、自己と他者との関わりを把握し、場合によっては他者を自己を写す鏡として自己把握しうるスキルが必要とされる。人格的自己同一性の獲得としてのこのような「主我」<sup>9</sup>の視点の形成が「自己物語」を構成するためには不可欠である。この意味において、少年院における「改善更生」の形成を促す職員等の働きかけは、「自己物語」を形成しうる自己と「省察」力の獲得に対する支援であり、それは「立ち上がり」支援と再構成され得る。この「省察」力は一面においては社会が求める「反省」の機能をも含んだものではあるが、それは自己物語の再構築において、視点の二重性や選択的構造化において機能するものであり、「客我」的な作用を有している。<sup>10</sup>自己形成としての「主我」とその自己を省察する「客我」によって構成される、自己受容と自己の希望を語る立ち直りとしての「自己物語」が、少年自らにおいて語り出されるところに、少年自身の成長発達と「更生」の一つの到達点が示される。これが、矯正教育の再構築としての「立ち直りの自己物語」モデルといえる。

## 2 「社会復帰」の再構築

新少年院法は、第5章に矯正教育に関する規定が、第6章に社会復帰支援等に関する規定を置いている。第44条に列挙されている社会復帰のための支援は、帰住場所の確保、医療等の支援、就学・就業支援、その他健全な社会生活を営むために必要な援助とされている。その対象は「出院後に自立した生活を営む上での困難を有する在院者」と限定されている。

9 「主我」とは自己という人格を有した主人公としての自己存在であり、「客我」とその「主我」を別な視点から振り返り省察する自己内に形成されている主我とは異なる自己意識を意味する。

10 これらの機能の獲得が必要とされる点が、成人への処遇との大きな違いといえる。

ところで、「自己」や「自己変革」等を社会構成主義の視座から整理することにより、「改善更生」や新たな処遇モデルの検討を行ってきた。この視点から、矯正行政のもう一つの目的とされる「社会復帰支援」を整理すると、従来とは異なる新たな「社会復帰支援」理念が提示される。以下、その検討を行う。

#### (1) 再犯コントロールに資するもの：資格・学力付与だけでなく

これまでの「社会復帰支援」は、少年院法の規定等にみられるような、出院後の生活を安定させるために施設内で展開される支援であり、その多くが就労や家族関係の改善といった、資源や家族との協働なしに介入・展開できない支援とされている。

しかし、そもそもの施設収容の目的が「再び犯罪を犯すことなく社会において受容される生活を継続すること」とされるのであれば、「社会復帰」も当然にこの目的実現のための目標の一つとされる。このような視点と社会構成主義の「自己は自他との関係性から生み出される物語」とする視点から、再度「社会復帰」を読み直すなら、「再犯をしない生活を自他との関係性において構築すること」となる。それは、再犯コントロールに資するものであり、本人のための再非行防止という対象と目的にそったものと読み直すことになる。このような再定義からは、矯正という枠組みにおける「社会復帰」は矯正の主目的である再非行防止に直接関与するものであり、「改善更生」はその手段の一つとして位置づけられることとなる。

#### (2) 関係性が構築できること：「足場」の獲得

少年院に在院している少年が、その収容をとおして、「社会の一員として、再非行せずに、成長発達しつつ生活すること」、つまり再非行性せずに自立的な社会生活を送れるような存在となるためには、出院後の社会生活を維持していくための「足場」が必要となる。それはもちろん生活をする場としての居住の確保という意味もあるが、それ以上に、自立した生活を継続するための自分自身の「足場」である。

この「足場」については別章において詳しく検討するが、社会構成主義の「自己は自他との関係性から生み出される物語」とする視座からは、それは他者との関係性を構築するにあたって、崩れることなくゆらぐことなく自己が立ちえる「場」と位置づけられるものである。出院後、加害者として社会を生きる元非行少年の更生に関しては、社会の一員となるために変わらなくてはならない自分と加害者であるという変えられない自分の物語を語り得る場が必要とされる。それと同時に、本人自身がしっかりと立ちうる足場としての「自分」の存在が必要となる。つまり、社会復帰には、日々本人の生活を支えるだけでなく、時として発生する「自己物語の書き換え」場面においても、しっかりとその書き換えをなしうる「主我」が存在できる「足場」が不可欠とされる。

具体的に言えば、施設で実施される社会復帰支援の一つとしての各種の資格取得や学力付与等が自己目的化されることなく、①資格や学力の習得を通じて形成される自他との関係性の構築、②出現するリスクの想定とそれへの対応、③時間軸をとおして将来を見とおす力といった、生活に密着した自己選択と自己決定を繰り返す中で自分が立ちうる「足場」の形成に寄与させることが必要とされる。<sup>11</sup>そして、そのような「足場」の形成が処遇の目的として設定される必要がある。また、この足場は、資格試験の合格といった客観的な評価により、その堅固さを強めてゆくものである。

11 山田(2007)はリスクへの対処として「リスクヘッジ」に着目し、①生活の計画を立て直すこと、②生活の目標を立て直す「資源」を用意することと説明している。このリスクヘッジの視点は出院後に当人が遭遇する様々なリスクに対応しうするために、施設内においてどのような処遇が必要となるかに示唆を与えている。山田昌弘「リスク社会の克服」友枝敏雄・山田真茂留編『Do! ソシオロジー』(有斐閣, 2007), 235 頁

その意味においては、「足場」の形成には不可欠な出来事として様々な形で成功体験を設定しうるところに、社会からいったん引き離れた上での施設内処遇の特質が示されるところでもある。

### 3 まとめ

社会からその生活の場を切り離し、保護処分として実施される少年院におけるその処遇の目的は「在院者の改善更生と円滑な社会復帰を図ること」と定められているとおりである。この行政目的を達成するためには、必要不可欠な条件が存在する。それは、少年院で展開される各種の処遇が、「矯正」のもつ強い他律的な影響の下に展開されるのではなく、自分自身が自らの意志に基づき、社会的に受容される生活を送れるよう種々自己選択と自己決定を行いうる、いうならば「自力更生」が獲得されるための処遇が少年院では必要とされる、という点である。

このような自らがその立ち直りを進むという「自力更生」に準拠した処遇が展開されなければ、矯正教育はまさに強制的な教育となり、そのような教育の効果は自己変革ではなく、他者によるある種の洗脳教育であり、そこには人格の完成といった教育本来の目的から大きくかけ離れたものとなりかねない。また、他律的な変容は、その変容につながった関係性がなくなるとともにその効果が消滅していくものであり、処遇効果の観点からも、「自己変革」としての自律的な更生が必要とされる。

本章においては、少年院処遇の行政目的である「改善更生」と「社会復帰支援」を、自己形成と自己の言動を省察しうる能力の獲得と、その獲得を目指す当人を支える職員らによる「立ち上がり」支援、その結果、その省察や非行からの離脱・立ち直りを自ら物語る、「立ち直りの自己物語」モデルから再構築されるものと整理した。

その結果、従来の「改善更生」は「自己物語の書き換え」と、「社会復帰支援」は「自己物語」が書き換えられる「足場の獲得」として再構築され、「社会において再非行しない生活を送る」ための基礎的なスキルが少年院において獲得されることが必要とされる。一方、これらの形成・獲得はあくまでも自己形成という自律的な営みの結果であるべきであり、改善を強要したり、また、特定のモデルに準拠させることでは獲得しえない、当人の成長発達を見守り支援する他者や場の必要性が示された。この意味において、それまでの負の環境から引き離し、少年院という自己の立ち上がり立ち直りを支援しうる環境に当人の生活の場を移すという機能が、まさに、刑罰とは異なる保護処分としての少年院送致の意義として再確認された。



### Ⅲ 新たな処遇モデルとしての回復・立ち直りモデルの適用

#### 第2 「矯正教育」の対象の再構築

- 1 「矯正教育」の対象
- 2 「立ち直り」の対象
- 3 「立ち直り」の構造
- 4 まとめ

#### 1 「矯正教育」の対象

##### (1) 改善更生の対象とは

これまでみてきたように、近時の犯罪学研究においては、従来の医療モデルや改善モデル等の科学主義・客観主義に準拠しない、当事者のナラティブとしての犯罪からの離脱や薬物依存等からの回復過程にスポットをあてた「回復・離脱」モデルと呼ばれる研究が広まってきている。その背景にはポストモダン等の思想を基盤とした実存哲学、現象学的な人間理解が存在している。

当事者のナラティブが立ち直りとどのように関わってゆくかについて、Maruna(2001)は、自己に対する他者による評価、モデリング、構造的な障害と機会といったものをおして形成される、アイデンティティと置き換えられる自分自身についての語りとしての「自己物語」は、社会的相互作用を通じて発達する、と説明する。<sup>1</sup>その過程における社会的相互作用によって生じてくる「一致に関する問い」、それはある種の自己言及に対する他者からの応答・承認といったものを必要とする構造に関して、現象学的研究として検討されてきている。<sup>2</sup>

この「一致に関する問い」に関して Maruna(2001)は次のように説明している。「元犯罪者が犯罪から離脱するためには、自分自身のための、一貫した、向社会的なアイデンティティを形成しなければならないと思う。そうするためには、彼らは、犯罪を行った過去（つまり、なぜそのようなことをしたのか）を説明し理解しなければならず、また、彼らはなぜ『以前のようではない』のかを理解しなければならない。元犯罪者は、彼らの波乱に富んだ過去が、どのようにして、現在の立ち直ったアイデンティティへとつながっているのかを（自分と他人に対して）説明するために、一貫した信用に足る自己物語を必要とする。」<sup>3</sup>このような研究成果を踏まえると、改善更生とはアイデンティティの変容であり、その変容等は当事者の発言・語りの中に表出され、現象学的な研究方法により把握することができるものとされる。そして、「改善」の過程を把握・理解するのではなく、自己の「立ち直り」の過程を自らが把握・理解し、さらにそれを言語化して他者に伝えその承認を得ることにより「一貫した信用に足る自己物語」が形成されることが重要であると指摘している。

##### (2) 矯正の対象としてのアイデンティティ

矯正の目的が「社会の一員として再非行性せず生活すること」とすると、少年院における「矯正教育」の対象は既に確認してきたとおり、当人の「性格」ではなく「自己／アイデンティティ」

1 Maruna, Shadd(2001) Making Good: How Ex-Convicts Reform and Rebuild Their Lives、 American Psychological Association(電子書籍 kindle 版による位置 No. 表示に準拠する (以下同じ) :kindle:332/39766) : (津富宏監訳)『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」』(明石書店, 2013), 20 頁

2 「離脱のより構造的な理論 (例えば、社会的絆、特別予防、処遇効果) を「検証する」ことを目的としたものではない (また、そうした検証に適してもいない)。現象学的な研究は、環境の変化が、個人の認知にどのような影響を及ぼすかについての理解を補い、はするが、現象学的研究から得られる成果によって、より広範な集団における、仕事や結婚、更生的処遇の包括的な重要性を証明したり反証したりすることはほぼ不可能である。そのような目的には、相関と大規模な無作為サンプルを用いた、より伝統的な方法論のほうが、物語論よりもはるかに適している。」Maruna, Shadd・前掲注1, (kindle:1155/3976), 76 頁

3 Maruna, Shadd・前掲注1, (kindle:277/3976), 19 頁

に置き換えられる。つまり、犯罪や非行に陥ってしまった者がその後の人生を「やり直す(making good)」歩みを進めるためには、アイデンティティに着目した検討が必要であるとする研究が、Marunaを含め幾つか先行的になされ、その報告もなされてきている。

しかしながら、アイデンティティやナラティブ等が何ゆえ回復・離脱研究の理論的な根拠となりえるのかについて、検討しているものは少ない。そこで、本項においては、フランスの哲学者であるP. リクールのアイデンティティ論等に準拠しながら、回復や立ち直りの自己物語を語り得るアイデンティティの変化とは、そもそもどのようなに形成・構築されるのか、その構造等を明らかにするための検討を行う。

何ゆえにP. リクルールの論考に準拠するののかということ、リクルールの主張が実存哲学、現象学に基づく反省哲学の潮流に位置づけられ、『他者としての自己自身』等において、「物語的自己同一性」や「自己性」「同一性」等の独自の視点によるアイデンティティの検討が「物語る」「筋立てる」といった用語により詳細に検討されているためである。また、「アイデンティティの喪失」を主題とする研究は、犯罪者や非行少年を一般市民としてのアイデンティティを喪失した者と位置づけることを可能とし、「社会において生活する者」とされるためのアイデンティティの回復の過程を検討する上で、非常に重要な手がかりを与えてくれるものでもある。以下、リクルールの述べるところを参照しながら、犯罪・非行からの立ち直りの機能と構造に関して検討する。

## 2 「立ち直り」の対象

### (1) 自己と物語に着目したP.リクルールのアイデンティティ論

P. リクール(1913～2005)は、1948年ストラスブール大学の哲学教授に任命された後、1956年にソルボンヌ大学、1966年にナンテール大学の哲学教授に任命され、ナンテール大学に在籍したまま、カナダ、アメリカにおいても講義をするとともに、『意志の哲学』、『解釈について—フロイト論』、『生きた隠喩』、『時間と物語』、『他者としての自己自身』、『記憶・歴史・忘却』といった著作等により、「20世紀の最も重要なフランス人哲学者の一人であった。外国で最もよく読まれたフランス人哲学者の一人であったことも確かである。彼の思想は、すべての人文科学に対して深い影響を及ぼしてきたし、今も及ぼしている。」<sup>4</sup>とされる哲学者である。その思想は、「それは、人間の諸可能性を迎え入れようとする哲学だったといえる。リクルールの思想は反省哲学、人格主義、実存主義に根をもっており、最初に（おそらくその後もずっと）作業場としたのは意志の哲学」<sup>5</sup>といわれている。<sup>6</sup>

このリクルールの研究の中心には「私とは誰か」という問いかけがあり、「人間は苦を被ることも、自分もつ可能性に届かないこともありうる。だから悪をなすこともできるが、同時に行為し、言葉を発し、自分の経験を物語り、約束を守り、赦し、神秘的なものに触れることもできる。」<sup>7</sup>その哲学は、人間の可能性、<存在しようとする努力>へ注意を向けた、反省哲学を基盤とする「意志の

4 ジャン・グロダン『ポール・リクール』杉村康彦訳 文庫クセジュ(白水社,2014),7頁

5 ジャン・グロダン・前掲注4,8頁

6 P. リクールに関しては、鹿島徹/越門勝彦/川口茂雄編『リクール読本』(法政大学出版局,2016)、川崎惣一「リクールにおける自己の解釈学」城西国際大学紀要 第16巻第2号(2008)、松尾憲一「<自分らしさ>の探求としてのアイデンティティ—ポール・リクルールのアイデンティティ論—」東京大学大学院教育学研究科紀要 第45巻(2005)、吉澤文尋「リクルールの正義論：人間学的基礎づけ」東京大学教養学部哲学・科学史部会 哲学・科学史論叢 第17号(2015)といった研究報告等もなされている。

7 ジャン・グロダン・前掲注4,9頁

哲学」であった。リクールにおいては、人間の諸活動を「意志」に着目して分析するとともに、前述したとおり、独自のアイデンティティ論からその厳密な分析を行っている。

「物語的アイデンティティ」等への関心が、教育学、心理学、社会学の領域で広まってきているが、リクールのアイデンティティ論を援用して、「物語論（ナラティブモデル）」を論じようとする論考も幾つか発表されてきている。本研究においては教育哲学の視点から、リクールのアイデンティティ論により、「アイデンティティの喪失」や「自分らしさ」に関して検討している松尾憲一の論考を手がかりに、その中心テーマ等に関する分析・検討を行う。<sup>8</sup>

## (2) 「自己性」と「同一性」

リクールのアイデンティティ論の大きな特徴は、自己同一性と訳されるアイデンティティについて「自己性」としてのアイデンティティと、「同一性」としてのアイデンティティの二つの概念を導入し・分析した点である。自己性と同一性の概念は、「誰か」と「何か」に置き換えられる。それは単純化していえば、それぞれ人間と物とのこと、と整理される。つまり、自己性と同一性は、人間と物との存在様式のちがいに对应しうるかどうかのちがいである。

物は自己として存在しないため、関わるのは同一性の問題だけである。それに対し、人間は物と共通の存在のあり方をするだけでなく、自己としても存在する。人間（「誰か」）に関わるのは、同一性と自己性両方の問題、とりわけ両者の関係の問題となるのである。人間は「何か」としてだけでなく、「誰か」として存在することに注目している。<sup>9</sup>このうち、「何か」の問いに回答するのが「同一性」であり、「誰か」の問いに回答するのが、「自己性」とそれに併属する「同一性」といえる。

### ア「同一性」とは

「同一性」はその字義が示すとおり、同じものであることを意味するものであるが、そこには同一であり続けるといった時間的な関係性が内在している。「つまり、同一性とは、時間的変化を超えて存続する不変の関係性の想定のもとに、類似性や連続性の基準を援用しつつ行われる同定の操作によって確認される、『同じひとつのもの』という時間的な関係性のことであるとまとめられよう。」<sup>10</sup>例えるならある種の不変性を内在しアイデンティティを形成してくる方言、民族、宗教といったものに例えられるものといえる。一般に用いられる自己同一性とは、この「同一性」とほぼ同意義なものと整理される。

### イ「自己性」を支える「証し」

他方の「自己性」は、リクール独自の意味をもった用語として整理される。「自己性は、リクールが証し(attestation)と呼ぶ自己の働きに関係している。それは、自己に属するものを明らかにするはたらきとして考えることができよう。たとえば、『誰がそれをしたのか?』という問いに『私です』と答えることは、問われている行為が他者にではなく私自身に属することを『証し』することである。だがもちろん、証しは自己の事実的な所有や所属の確認にとどまるものではない。それは自己にふさわしいものを明らかにするはたらきでもある。」<sup>11</sup>とされる。

ここでは、「自己に属するもの」としての「帰属(ascription)」と、自己自身であることを証明する「証し(attestation)」という用語により、その特質を説明しようとしている。端的にいえば、「自

8 北村清彦「繰り返される自己の物語 -ポール・リクールの自己論-」北海道大学文学部紀要第47巻第1号(1998)

9 松尾憲一「アイデンティティ喪失の解釈学-ポール・リクールのアイデンティティ論-」教育哲学研究 Vol. 2004No. 89 (2004), 72頁

10 松尾・前掲注9, 72頁

11 松尾憲一「<自分らしさ>の探求としてのアイデンティティ-ポール・リクールのアイデンティティ論-」東京大学大学院教育学研究科紀要第45巻(2005), 32頁

己性とは、帰属の過程の根底に存在する自己の選択的判断によって引き受けられ証しされる、自己のものを示す概念<sup>12</sup>であり、方言に対する標準語、民族に対する国籍といったものに例えられ、<sup>13</sup>「自己のものの自己への帰属と捉える。帰属可能なもの、それは、自己が自己のものとして認め、引き受けるものだけ」<sup>13</sup>として、「帰属」は自己性としてアイデンティティを構成するものとされる。

一方、自己性における「証し」、「それは、『行動して、受苦する自己自身であるという確信』として定義される『自己についての証し』」であり、つまりは自己の自己性を認識し明らかにする力のことである。この帰属の過程において、自己は何が自己のものであり、何がそうでないのかを判断し、そのつど『証し』していると捉えることができよう。<sup>14</sup>と説明される。それは自分自身の帰属集団への埋没を回避するという、帰属の過程をとおして自己の自己性を明らかにする機能であり、それは自分が自分であること、つまり、「行動して、受苦する自己自身であるという確信」であるとされる。このような自己を再認する機能は、「物語り」として他の人の前に提供される。そこには、語られ・聴かれるという構造、自己が他者と共にその場を形成することによる相互作用が生じている。

#### ウ「自己性」としての「自分らしさ」

しかしながら、この「自己性」によって明らかになる自分自身とはどのようなものであるのだろうか。「同一性についての主張は真か偽かのどちらかに定めることができる。ところが、自己性の真理についてはそうではない。何が自分にふさわしいかを客観的に決定することはできないのである。そのため、自己性の真理はたえず迷いや疑いに脅かされる脆いものとなる。」<sup>15</sup>のである。この迷いや疑いに脅かされる脆い「自己性」を支えるのは「自己にふさわしいものについての証しこそ、その名に値する証しであろう。〈自分らしさ〉ということばで私が最も表現したいのは、自己にふさわしいものという自己性の意味なのである。」<sup>16</sup>とされることの、「自分らしさ」である。

換言するならば、アイデンティティの回復を示すように、「リクールは自己性の真理の失効を表明するわけではない。彼が表明するのは、自己への疑惑を乗り越えさせると同時に、またその乗り越えから循環的に生じてくるような、より強い確信としての自己性の真理である。それはおそらく、自己の証しが他者に対するものであるとき、つまり〈自分らしさ〉が他者のためのものであるときに得ることができるような強い確信」<sup>17</sup>を獲得することであると言及されている。つまり、他者への自己投企が「自分らしさ」を形成し、その「自分らしさ」を自己受容されることにより「自己性」へと循環・定着することが明らかにされている。ここに固有の「立ち直る」を語ることにおける「自己」の必要性が示されている。

この「自分らしさ」の構造は、別章で検討する「自己言及のジレンマ」への対応策の手がかりを示すことになる。

### (3) 人格的アイデンティティ

このような、「同一性」と「自己性」の概念により、リクールはアイデンティティについて人格的なアイデンティティと物語的なアイデンティティの二つの構造から説明を加えている。このうち、人格的アイデンティティとは「端的に個人のアイデンティティをさす概念である。リクールは、性格と自己維持という人格的アイデンティティの二つの極となる様態を分析している。性格は人格的

12 松尾・前掲注9, 73 頁

13 松尾・前掲注9, 72 頁

14 松尾・前掲注9, 73 頁

15 松尾・前掲注11, 33 頁

16 松尾・前掲注11, 32 頁

17 松尾・前掲注11, 33 頁

アイデンティティのもっとも安定した相を示すものであり、自己維持はそのもっとも倫理的な相を示すものである。(中略) こうしてリクールは、性格を自己性の同一性への密着を示すものとして、自己維持を自己性の同一性から分離を示すものとして特徴づける。」<sup>18</sup>と、「性格」と「自己維持」という用語で、しかもそれぞれが「同一性」へ引き寄せる作用と引き離す作用を帯びたものとして、説明されている。

#### ア「性格」という特質

##### 性格

リクールは人格的アイデンティティの一部として「性格」のもつ機能、まさに自己を自己たらしめるものとして位置づけ次のように整理している。「性格(caractere)とはまず何よりも人格的アイデンティティの同一性を示すものである。リクールは性格の概念を「個人を同一人物として再同定するのを許すような弁別的しるしの集合、そこに個人が再認される持続的な傾向性の集合と定義している。」<sup>19</sup>また、そのアイデンティティへの役割について「それゆえリクールは性格を純粋な同一性に還元せず、それを『同一(idem)による自己(ipse)の包含』と表現するのである。つまり性格とは、自己性と同一性が密着しあう場」<sup>20</sup>としての役割を担っているとしている。

さらに、「性格」の形成に関しては、「性格の同一性は先に述べた実態の同一性とは異なる。最初から最後まで時間的に変化しない実態の同一性とは違い、性格の同一性は時間をかけてゆっくりと変化しながら形成されるものだからである。(中略) リクールはそれを、獲得された習慣(habitude)や同一化(identification)によって形成されるものとして論じている。」<sup>21</sup>と説明される。また、性格は、「個人を同一人物として再同定するのを許すような弁別的しるし(marques distinctives)の集合、そこに個人が再認される持続的な傾向性(disposition durable)の集合としての特質も有している。この傾向性とは、個人に特徴的な行為をなしうる能力(capacity, liability, etc)や、そのような行為へと向かわせる性向(tendency, inclination, etc)を指すものであると要約される。(中略) 性格を構成する傾向性が個人の同定の指標となるまでの安定性をもつものなどとはいえ、それは生涯を通じて変わらないものではなく、時間を通じて徐々に形成されるものなのである。この傾向性の獲得される過程について、リクールは習慣と同一化という二つの概念を通じて論じている。」<sup>22</sup>つまり、「性格」は生涯を通じて変わらないものではなく、時間を通じて徐々に形成されるものなのである。この傾向性の獲得される過程においては、習慣と同一化という二つの機能の存在を指摘している。

##### 習慣

性格を形成するところの「習慣」とは、「習慣はそこで、『獲得され比較的安定した、感覚・知覚・行動・思考の仕方(maniere)』と定義されるものであるが、リクールはその時間的過程を、学ぶ・身につける・心得る(できる)という動詞が示す一連の意味にそって理解しようとするのである。つまり、習慣とは、人間の原初的な行為能力を発展させるために意志的な練習を通じて学習されるものであり、意志のありかたに持続的な影響をおよぼす第二の自然として身体のうちに刻み込まれるものであり、状況が提起する特定の課題を解決する一般的な図式を備えた実践的能力となるものである。」<sup>23</sup>と、説明されている。つまり、「習慣とは獲得されるものである。それは最初から自己の

18 松尾・前掲注9, 74 頁

19 松尾・前掲注9, 73 頁

20 松尾・前掲注9, 74 頁

21 松尾・前掲注9, 73 頁

22 松尾・前掲注11, 34 頁

23 松尾・前掲注9, 34 頁

ものであるのではなく、意志的な努力によって新しく身に付けられるものである。しかしその習慣は、ひとたび身に付けられると自明なものとして固定され、自己の特徴を示す傾向性が加わる。」<sup>24</sup>ものとされる。このように、自己を特徴づける「性格」は、「それは、個人の安定した認識を支える持続的な傾向性の多くが、習慣として身につけられるものであるからである。習慣の概念は、時間的な意味を持つもの」<sup>25</sup>であり、練習の初期においては強い意識が必要とされていたものが、その練習を重ねることにより、ある種の自動化・反射的言動が形成され、その過程は時間の経過とともに習熟と自動化が促進されることにより、性格として、まさに自己の一部を形成するものとして表出するとことになる。

また、その同一化の過程においては、「自己は—いっけん奇妙な表現ではあるが—そこに<自分らしさ>を認めようような魅力的な他性を自らに引き受け、その他性を内面化することによって自らの倫理的な傾向性を形成するのである。端的にそれを言い換えれば、善き生のありかたについての個人に固有な評価の体系は、他者の魅力的な生き方からもたらされるということになる。そして、他者からもたらされたこの倫理的な評価の体系は、自己の生き方のなかに根をおろすことで、個人のアイデンティティの独自性を（自己性と同一性の両方の意味で）十分に示すものとなる」<sup>26</sup>とされるとおり、同一化とは、他性を自己に引き寄せることを意味するが、「善き生のありかた」と同様に「悪」に関してもそこに「自分らしさ」を見出し、引き寄せる作用が働くこともあるとされる。不良集団等への憧れが逸脱行動に至るという現状は、マイナスへの同一化の結果ともいえる。また、いわゆる施設化にも同様なマイナスの同一化が作用しているといえる。

#### 性格の二面性

リクールによる性格に関する習慣と同一性による分析において、それは特定の個人の傾向性の集合として持続性を有するものであるが、そこにはまさに習慣と同一性という作用が時間の積み重ね、経年により、一つの集合体として自己を形成する過程が存在することを明らかにしている。

一方、「自分らしさ」の観点から、性格の形成過程を見るとき、「歴史的に形成されるものとしての性格と、逃れられない運命としての性格という見方の違いをどう理解したらよいのか。二つの見方がともに説得的なものであることはまちがいない。だが、ここにはやはり見過ごせない違いがある。それは、個人の性格を『身につけられる』傾向性として捉えるのか、そうした傾向性を『身につける』個人に固有な仕方として捉えるのか、という違いである。本研究の文脈に引き付けていえば、それは、個人が時間を通じて獲得するようなく自分らしさ>と、そうした獲得の過程そのものを規定しているようなく自分らしさ>との違いということになる。」<sup>27</sup>。ここには、質的に異なる二つの「性格」が説明されてくる。

また、これを「同一性」の観点から性格の形成過程を見るとき、「つまりそれは、自己のはたらきをとおして新しく形成され続ける同一性なのである。それは決して最初の誕生から最後の死まで変わらずに自明なものとしてあるような同一性ではない。それは自己ならざるもの、他なるものを自己が自己のものとして引き受け、同化することによって形成される同一性なのである。性格の同一性の背後には、自己の活発な活動が隠されている。」<sup>28</sup>とされ、変容する、変容され得る、異なる「同

24 松尾・前掲注9, 73 頁

25 松尾・前掲注11, 34 頁

26 松尾・前掲注11, 34 頁

27 松尾・前掲注11, 35 頁

28 松尾・前掲注9, 74 頁

一性」を帯びた性格が存在することが指摘されている。

#### イ 自己維持

このようなある種の二面性、異質性をも含む「性格」を補完するため、「人格的アイデンティティ」を構成するものとして、リクールは「自己維持」という機能を指摘する。「自己維持とは、他者への責任によって拘束された自己の倫理的な様態である。自己維持がどのようなものであるかを、リクールは約束の行為の分析において示す。(中略) 約束の自己においては、二種類の時間性が現れている。一つは性格の同一性が示す時間的な永続性であり、もう一つは約束の義務が自己に課す時間的拘束である。リクールは後者の時間性を、性格の同一性が示す時間的永続性とは別の、自己維持の自己性に特有な時間的永続性として解釈する。そしてこの現象全体を、性格の同一性からの自己性の分離として解釈する。」<sup>29</sup>つまり、他者との「約束」をとおして見ると、そこには自己が特別な自己として存続することが示されている。

それは「約束」という作用を通じて、時間の機能を永続性と持続性にとらえ直すことにより、自己を持続可能な状態に整理している。つまり、「約束」が自己と他者との間で交わされることにより、自己を他から区分する(時間的永続性)。また、「約束」を実行するまでの間、自己は保持される(時間的拘束)。この構造は自己の存立が他者との「約束」という関係性によって維持され点において社会構成主義に重なる点を有しているといえる。

#### ウ 人格的アイデンティティの構造

「人格的」アイデンティティが「自己性」と「同一性」という二つの側面を持ちながら形成されることをリクールは示している。「同一性」とはまさに、自分自身という自我の確立、それは「性格」として「自己性」の同一性への密着傾向を示すものでもある。「自己性」とは、「証し」と呼ばれる自己の働きにより、他者とは異なる自己の自己性、同一性へと向かう「自己性」への反発といった傾向を示すものである。また、ある種、反作用的に機能するこの二つの特性は、一方が自我の確立へと向かい(同一性)、他方が唯一の存在としての異質性の獲得へと向かう(自己性)特性を有しているといえる。

換言するならば、「同一性」とは所属する集団や文化や他の構成員の影響を受けながら、その中で自己の存在を自我・自己としての安定性・確立を図るもの、「服を着る」、「同じように服が着られる」というものであるのに対し、「自己性」とは所属集団へ埋没してゆく同一化に抵抗するように、「自分らしさ」としての自己の形成を図るものであり、自分(だけ)の服を着るとたとえられるようなものであり、このような二つの性質を有するものとして、リクールは「人格的アイデンティティ」と命名している。

### (4) 物語的アイデンティティ

#### ア「物語り」としてのアイデンティティ

リクールの特質されるアイデンティティ論である「物語アイデンティティ」は、アイデンティティを人格の形成と捉える上で、集中と拡散といえるような異なる方向性が内在している「性格」と「自己維持」の不安定さを、「筋立て」により調和を図るという特質をもったものである。それは、「私たちのアイデンティティのありかたは性格の同一性と自己維持の自己性とのあいだを絶えず揺れ動いている。リクールが物語的アイデンティティの名のもとに語ろうとするのは、こうした時間のな

---

29 松尾・前掲注9, 74頁

かで揺れ動くアイデンティティのことなのである。(中略) 物語的アイデンティティとは、物語が形成するこの人生の時間的統一に与えられる名にほかならない。」<sup>30</sup>と説明される。

このアイデンティティは、ライフサイクルの中での自己形成を考えてみるとよく理解できる。例えば、入学や卒業、結婚や離婚、誕生や死別を経験する時には、それぞれの出来事の事前と事後において、まさにアイデンティティの再構築が必要とされる場面に誰しもが遭遇する。また、そのような出来事は単なるエピソードの一つとしてだけでなく、ある「物語」として認識されることをとおして、「性格の同一性と自己維持の自己性」との均衡が図られることを意味している。

#### イ 筋立て

リクールはアリストテレスの演劇論で取り上げられる筋立て (ミメーシス) を「同一性」と「自己性」といった異なる方向性をもつアイデンティティの統合に取り込むことにより、「物語り」の成立を図る。つまり、「筋立てとは、物語の筋(intrigue)を作る操作である。それは具体的には、物語の出来事や人物の行動をまとめた一つの話になるように時間にそって組み立てる操作のことである。この筋立ての操作は『異質なものの統合』(synthese de l' heterogene)とよばれるほどの強力な媒介機能を持つものであり、『不調和の調和』(concordance discordante)とよばれる物語に固有な原理に従って行われる。」<sup>31</sup>と、説明される。つまり、アイデンティティを混乱させる様々な出来事を包括する作用といえる。

また、ライフサイクルの中で体験する様々な過去の出来事を今のこの時に存在する自己に引き寄せ、それぞれの出来事を有意味化し、一つの経験としての整合性を形成させるために必要となるのが、この「筋立て」である。筋立てにより「立ち直り」の枠組みが提供されることになる。

#### ウ 不調和の調和

ライフサイクルの中で揺れ動くアイデンティティが筋立てにより同定化される際に、時には不調和が生じてしまう。この不調和を物語りの連続性の中で一定の物語りへと書き換えることにより、その不調和が解消される作用を、リクールは「不調和の調和」としている。「不調和の調和とは、不調和の調和への逆転という原理のことである。つまりそれは、物語の出来事が引き起こす不調和な効果を、物語全体の調和の秩序に統合する」<sup>32</sup>、効果を及ぼすものである。また、その過程においては、リクールによって「後戻りの必然性」と呼ばれる、偶然性の効果が必然性の効果へ逆転するという作用が発生する。つまり、「物語の出来事とは『別様に起こったかもしれない、全く起こらなかったかもしれない』偶然的なものであり、それゆえに物語全体に不調和な効果を引き起こすものである。しかし物語の進行とともに新たな事実が解明されると、その出来事は実は必然的なものであったことが理解されるようになる。そしてこの解明により、物語全体に調和が回復される」<sup>33</sup>ことになる。

ここに、「立ち直りの自己物語」における更生機能が作用する過程が明らかにされている。それまでの否定したい体験が、今ここに在る自分自身の存在を支える代替できない重要な体験として「筋立て」によって読み替えられることになる。そこに「立ち直りの物語」が形成される。

#### エ 物語の登場人物(personage)への筋立ての操作の適用

30 松尾・前掲注9,75頁

31 松尾・前掲注9,75頁

32 松尾・前掲注9,75頁

33 松尾・前掲注9,75頁



「筋立て」とともに、そこに登場する種々の人物との関わりが、物語られるアイデンティティの筋立てを変え、その成長（立ち直り）を肯定しうる、新たな筋立てによる物語りが形成され、その物語はより安定することとなる。「それは端的に言えば、登場人物の行動を物語の筋として組み立てる筋立ての操作が、同時にそうした行動の原理としての登場人物を造形することにもなるという関係のことである。この相関関係によって、物語の登場人物は上述の不調和な調和の原理としての物語的アイデンティティを持つものとみなされる。それは、物語上の不調和な出来事が同時に登場人物の不調和な経験を構成するものであり、物語に調和を与える出来事の物語的な説明が同時に彼の経験に調和を与える説明でもあるからである。」<sup>34</sup>と、説明される。

不調和とみなされたものが筋立てにより説明され調和を導くものへと変容される。「こうして物語の登場人物の人生は、筋立ての操作による柔軟な統合の構造を物語と共有するものとなる。この概念の拡張によって、物語的アイデンティティの概念は、物語の描かれた人生を通じて私たちの人生の問題を考えるための通路となるのである。」<sup>35</sup>このような他者に対する視座は、他者の生き方から学び合い、成長し合うという、後に検討することとなる「共育」と同様な理念を含んでいる。

#### オ 「成長物語」の確認

人格的アイデンティティは、その時における自分自身をどのように捉えるかに視座が置かれている。これらに対し、物語的アイデンティティは、ライフサイクルの中でその時々把握された人格的アイデンティティを「筋立て」と「登場人物」の操作により、受容することが困難なさまざまなエピソードを肯定的な自己の物語へと読み替える。「不調和の調和」とは物語的アイデンティティの中で機能する意識の防衛反応ともいえる作用と考えることもできる。このようにアイデンティティにおける機能からは、犯罪や非行からの立ち直りにおける物語と同様な、ある種の成長物語が形成されていることが示されている。

#### (5) アイデンティティの喪失と回復

リクルのアイデンティティ論の中でとりわけ特筆されるのはアイデンティティの機能や形成だけでなく、その喪失とさらにその回復に関しての検討を行っている点である。この点が、別章で検討する「立ち直り」の構造を明らかにする重要な視座となる。アイデンティティは、性格としての自己の同一性を固く維持しようとする一方、自分らしさとしての自己性を自己の外に求め、その振幅はライフサイクルの中で増減したアイデンティティを脅かす。その最大なものが、自己の同一性を、さらには自己性をも脅かすアイデンティティの喪失である。

#### ア アイデンティティの喪失

リクルがいう「アイデンティティの喪失」について、松尾は次のように説明する。「アイデンティティの喪失が、同一性の喪失の後に残るものとされた自己性をも喪失させる可能性について触れている。性格の同一性を頼りに個人を同定する試みが何度も失敗することによって、自己性までもが喪失する危険があるというのである。」<sup>36</sup>このように、自己存在の危機ともいえる状況が、人生には出現することが示唆されている。

このような状態、性格の形成過程における同一性の未獲得・不整合は、自己性自体も脅かすものとなる。そこでは、「帰属の拒否」といった自己存在を否定するような現象が出現することについても言及されている。「個人の自己性を同一性によって定めようとする性格規定の試みが何度も失敗す

34 松尾・前掲注9, 76 頁

35 松尾・前掲注9, 76 頁

36 松尾・前掲注9, 77 頁

るうちに、しだいに自己性を同一性に結合させる試み自体が疑われるようになる。そもそも私は、性格を構成し自己を同定可能にしているものに必ずつながれて存在しなくてはならないのだろうか。こうした懷疑は、自己を同定可能にするものの一切の帰属の拒否という理論を生み出すのである。<sup>37</sup>このような状況の進捗が進んでいない段階では、より同定化が可能となる集団への帰属が試みられることとなる。その結果としての犯罪親和性の定着化に関しては後述することとするが、養育放棄や虐待等に接しつづけた場合においては、帰属をも拒否する状態に陥ることとなる。

その状態は、「もしこの一切の帰属の拒否が可能であるならば、この自己は同一性を喪失しているだけでなく、もはや自己性すら喪失している。なぜならそれは、自らに帰属すべき自己のものを何ももたない自己であるといえるからである。」<sup>38</sup>と説明されるように、アイデンティティ喪失の状態が発生する。共依存やDV被害者がその被害を受容しえない状態等はまさにアイデンティティが喪失した状態であり、自己性等の喪失状態としては、集団・群集心理の中においてもある種の喪失状態を見出すことができる。

#### イ アイデンティティ喪失からの回復：自己性の回復としての「立ち直り」

リクールは、アイデンティティ喪失からの脱出を、「一方では、個人がそれによって自分を責任帰属の主体と認めるところの『私はここにいます』は、自己自身が行動や生のさまざまなモデルと対決することから生じる彷徨にストップをかけることは疑いない。」<sup>39</sup>とし、責任とその責任から形成される自己が他者の前に責任の主体として出現することを見出している。

ここで言われる「責任」とは人格的アイデンティティを構成する「自己維持」に内在している「約束」に近いものであり、約束が自己から一方的なものであるとするならば、責任は債務者と債権者の関係のような強い履行性・応答性が内在している。この応答性、他者からの「どこに居るのか？」という問い掛けに「私はここに居る」という自己の応答が、アイデンティティの再帰であり、自己の喪失からの回復といえる。

さらに、リクールはこの自己維持によって明らかとなる「責任」に対応して、「信頼」の存在を説明する。「自己維持は個人にとって、他者がその人を信頼(compter)できるように振舞う仕方である。誰かが私を信頼するゆえに、私は自分の行動について、他者に対して責任がある(computable)。責任という語は二つの意味を結びつける。・・・を信頼すると、・・・に責任がある、である。その二つを結びつけるのは、私を探している他者が『どこにいるの?』と訊く問いに対する答えという観念をそれに加えることによってである。その答えは『私はここにいます』である。それは自己維持を言い表す答えである。」<sup>40</sup>と説明されている。

喪失した自己は責任や信頼といった倫理的な作用を通じて再帰することが可能であると考えられているが、「それはひとこと言えば、物語から倫理への移行の道である。彼は、アイデンティティ喪失を自己の物語的次元を示す究極的な現象として捉えたいうえで、他者への責任によって規定される自己の倫理的次元をそれに対置し、二つの次元の生産的な対話を図るのである。このアイデンティティ喪失からの脱出の過程において、物語の次元で喪失された自己性が再び倫理の次元でよみがえることになる」<sup>41</sup>とまとめられるとおりである。このような「信頼」を中心とした他者との関わ

37 松尾・前掲注9, 77 頁

38 松尾・前掲注9, 78 頁

39 Ricer, Paul (1992) *Oneself as Another* University of Chicago Press. 168 頁、(久米博訳)『他者のような自己自身』(法政大学出版部, 1996), 216 頁

40 Ricer, Paul・前掲注397, 1651 頁 : (213 頁)

41 松尾・前掲注9, 78 頁

りは、後述する「立ち直りの自己物語」においても繰り返し語られる点であり、「アイデンティティの喪失」からの立ち直りの構造がここに明らかにされている。

そして、その過程においては、「性格の同一性としての自己性の極」と「自己維持の純粹な自己性の極」との間に位置する物語的アイデンティティ、それを構成する筋立てと登場人物の役割が存在し、崩壊した（しかけた）人格のアイデンティティを立ち上がり直すことを可能とする。また、その過程においては、「通常の自己性をもし正の自己性と言うのであれば、おそらくこの自己性は負の自己性であるといえるだろう。正の自己性が対象を自己のものとして証しし、それを自らに帰属させる自己性だとすれば、負の自己性は対象を自己のものでないと証したうえで、その帰属を拒否する自己性である。」<sup>42</sup>と説明される。

このように、正反対な方向性を有する自己性の存在も明らかとされる。言い換えると、一方に同一性や自己性を求めるアイデンティティ、それは自分らしさへの探求と呼べる方向性があり、他方には真逆の自己の自己性を探求すればするほどに不安定となる帰属意識や不全感から生じるアイデンティティの喪失という状態を揺れ動く自己の存在がある。

このような自分らしさの探求は、ある種の形成と破壊の循環であり、その結果として自己ではなく他者に応答する自己の存在が浮かび上がってくる。「自己が真に尊重に値するものになるのは、それが他者のためにあるときなのだ」という倫理的な前提があるのであり、だからこそ自己は変わりうるものでなければならないのである。真の〈自分らしさ〉とは、他者の求めに応じてつくりなおされるものでなければならない。これを自分ひとりの偏狭なこだわりとしてはならないのである。この他者重視の態度はたとえば、アイデンティティについての議論の最後で、リクールが自己の物語的な探求を他者への倫理的な責任に従属させたことに現れている。(中略) 真の意味での〈自分らしさ〉は、他者の求めに応じて柔軟にかたちを変え、場合によっては放棄することもできるものでなくてはならないのである。」<sup>43</sup>と、指摘されているとおりである。

つまり、自分らしさの探求は、アイデンティティの喪失を経ながら、脱自己化ともいえる他者との関係性、それは約束や責任に応答しうる存在者としてのアイデンティティの確認・獲得ともいえるものである。そこには他者との関わりによって形成された「信頼」が存在し、その信頼が他者とのさらなる関係性、そして社会との関わりの中における自己の足場となる。

#### (6) アイデンティティの回復

アイデンティティに関するリクールの分析手法は、方向性の異なる二つの事項、「習慣」と「同一化」により「性格」を説明し、さらに、この「習慣・同一化」が入れ子状態となっている「性格」と「自己維持」を用いて、「人格的アイデンティティ」を定義づけている。そこには、主張するものと対立するものが、「入れ子」の中で同一性を帯び、さらなる対立の循環の中で、その対立を同化するという構造がとられている。それは、まさに、「同一性」のアイデンティティと「自己性」のアイデンティティを手法として、一つのアイデンティティとして統合を図るといった作用を引き起こしている。

このようなリクールによるアイデンティティ論に関し、松尾(2005)は「自分らしさ」に着目し、三つの段階の存在を指摘している。「第一に、アイデンティティとは〈自分らしさ〉についての探求である。それは、「同一性」という訳語が示すような、対象が同じかどうかを問うだけのものではな

42 松尾・前掲注9, 79頁

43 松尾・前掲注11, 36頁

い。むしろそれは、自己のありかたが真に自分らしいものかどうかを問う自己性の反省的な探求なのである。第二に、アイデンティティとはこの〈自分らしさ〉を獲得する過程である。それは、そもそも最初から自己が持っているものではない。それは、自己の外部の理想を通じて身につけられ、しだいに個人の性格に加わるものなのである。第三に、アイデンティティは〈自分らしさ〉の放棄でもなければならない。性格のうちに加わった〈自分らしさ〉は、逆説的にも自己を疎外するものになることがある。そのとき私たちには、古びてしまった〈自分らしさ〉を放棄し、新しい〈自分らしさ〉の探求を再開することが求められるのである。」<sup>44</sup>とし、ある種の循環作用が形成されていると説明している。

このような「自分らしさ」探求の循環の中で、「約束」はそれ自体が将来に対する時間性を有していることから、その循環の埒外に位置する。つまり、「性格とは別なかたちのアイデンティティを示すものとされる、約束(parol tenue)についてのリクールの分析に目を向けることにしたい。その分析は、自己性のアイデンティティが、他者への責任を不可欠の契機とするものであることを明確に示すものである。約束とは、他者の信頼に応えるために、約束の義務のもとに自己を拘束する行為である。リクールは約束に含まれるこの自己拘束の契機を、自己維持(maintien de soi)の概念のもとに、自己性に固有の時間性を示すものとして把握する。それは、時間を通じて変化する性格のありかたとは関係のない、約束の言葉通りに自己のありかたを守ろうとする忠実な決意である。性格がどう変わろうとも、約束は守られるべきなのである。」<sup>45</sup>と、指摘されているように、人格のアイデンティティに内在する「自己維持」にはまさに自己を維持しようとする、同一性が機能している。

人格のアイデンティティを構成する一方の「性格」の変動は「アイデンティティの喪失(perde d' identite)」として指摘された。「アイデンティティの喪失とは、個人の性格の安定性が奪われた状態を指すものである。個人を独自なものとしている性格の特徴があいまいなものと感じられるようになり、その人物が(あるいは自分自身が!) どのような人かを表現したり理解したりすることが困難になるのである。(中略) 性格の特徴から個人を同定することが困難になるために、リクールはこの状態を同一性の喪失と捉える。また、それは自己性の喪失であるとも言う。なぜなら、それは自己がふさわしいと認める〈自分らしさ〉が失われたことの現れでもあるからである。」<sup>46</sup>とされている。

しかしながら、アイデンティティの全てが喪失されるとするのであれば、それはある種の記憶喪失と同様な事態が発生することであり、時間の経過により形成されてきた、個人としての自分自身の存在のすべてが抹消されるわけでないことは自明でもある。とすると、そこで喪失されるアイデンティティとはどのようなものであるのだろうか。

松尾(2005)は喪失の内容を次のように説明しながら、リクールのアイデンティティ論を「自分らしさ」から再検討する。「アイデンティティの喪失において失われたものは、時間を通じて形成された傾向性としての〈自分らしさ〉であり、行為の個人的な仕方としての〈自分らしさ〉ではないのではないか。言い換えれば、失われうるのは手に入れたものだけではないか。(中略) 各自の実存に常に既に先行する事実であるような、個人の固有性というものが存在する。対象化することが極めて困難で、それを変えることが自己を別人にすることに等しいよう固有性である。アイデンティティの喪失という事態においても、この深い次元での自己性は失われえないはずである。(中略) リク

44 松尾・前掲注 11, 32 頁

45 松尾・前掲注 11, 36 頁

46 松尾・前掲注 11, 35 頁

ールは、自己のアイデンティティが他者のためにあるべきものであり、必要ならそのために変えることもできるような自分らしさからなるものであることを論じようとしていた。けれども、私は自分らしさには変えることができないような次元があることを忘れてはいない。それは、時間を通じて形成される傾向性という意味には還元されない、変化の不動の起源・常に既に先行する事実という意味での自分らしさである。<sup>47</sup>と、変えられる「自分らしさ」と変えられない「自分らしさ」の二つの「自分らしさ」の存在を指摘している。

そもそも「自分らしさ」とは、そこで確立し出現している「自分」を自分自身が肯定的に認知したものを基盤としている。肯定できない自己像を排除しつつ、一方で肯定的な自己像を定着させようとする作用が、リクールによる物語的アイデンティティに内在している。肯定できない自己像も筋立てにより有意味化されうること、つまり喪失にしる解釈にしる、新たなアイデンティティが形成されうる点においては、その筋立てをなしうる自己自身が、筋立てに先行する自己として当然に存在していることが説明されている。

この点に関して、松尾(2005)は、「自己化とは、失われた自己の意味を解釈によって取り戻すこの具体的反省の過程を指す概念なのである。この自己化は、自己にとっての疎遠なものの意味を、解釈を通じて一方的に同化・吸収することではない。むしろそれは、他なるものからの批判によって自己が変容させられる過程としても論じられる。つまり、自己化は同時に脱自己化(desappropriation)でもあるのである。」<sup>48</sup>と、「反省」を分析しつつ、自己化に内在する脱自己化という循環構造を指摘している。

それでは、このようにリクールのアイデンティティ論と、それを「自分らしさ」に置き換え再検討を加える松尾の主張からは、「改善更生」とはどのように整理されるのか。この点に関しては、次節において詳しく検討を加えるが、今までの犯罪者処遇に関する問いは、どのような処遇（それは近年、対象を絞ったパッケージ化されたものが多くなっている）がどのような結果・効果を及ぼすのか、といった点に関心を集めたものであった。それは原因と結果というものがある種、直線的に設定されており、原因を探りその原因を解消・解除しうる特別な手当て・対応を実施すれば、同様なことは再発しない、という近代的な科学主義的な方法論に準拠しているといえる。RNRアプローチはその典型なものといえよう。

一方、犯罪者処遇分野においてはアミティーやダルクのような、また、精神疾患者の処遇分野においては「べてるの家」のような、これまでの改善モデルや治療モデルとは異なる、当事者中心の、しかもそれぞれの「語り」・ナラティブを重視する回復モデル、離脱モデル、当事者モデルといわれる、それぞれの過去を今の時点で読み直し、受容し、支えるという処遇実践がなされ、相応の効果を上げてきている。犯罪者であったものが一定の時期であっても犯罪から離脱し社会生活を維持しえた背後には、本人自身の自己のイメージの変化、それはまさにアイデンティティの変容と呼ばれうる変化が存在することは、先行研究においても明らかなどころである。しかしながら、これら研究の多くにおいては、何がアイデンティティを構成し、それが時間的なライフサイクルという中でどのように変容するのか、あるいは変容しないのか、さらには変容するとすればどのような作用によるのかについて言及されていない。言い換えればこれまでの研究の多くが、表出する行動とその原因に注目していたが、改善しうるものが何であり、また「自分らしさ」としての良き生き方を選択・

47 松尾・前掲注 11, 36 頁

48 松尾・前掲注 11, 39 頁

実践する基盤はどのように形成されるのかは、アイデンティティの形成と変容に重なるものである。性格・習慣・約束・喪失・回復といったタームにより分析・検討されるリクルのアイデンティティ論、とりわけアイデンティティを「人格的」「物語的」に二分し検討する視座には、「改善」と「更生」の構造を明らかにするポイントが内在していることが、上記の検討において確認された。

### 3 「立ち直り」の構造

犯罪からの離脱や立ち直りに着目した研究の成果からは、大きく4つのことが指摘されている。第一に、立ち直りは加齢に影響を受け、20代から30代にかけて多くの立ち直りが認められる。第二に、立ち直りに至る過程においては結婚や就職といったなんらかのターニングポイントの存在が報告されている、第三に、立ち直った者のアイデンティティにはなんらの変容が認められる、第四に、その立ち直りの過程について肯定的なものとしての物語が語られる、このような点である。本章においては、先に検討したアイデンティティを「人格的アイデンティティ」と「物語的アイデンティティ」に区分し、アイデンティティの形成とその後の変化や再構築について言及しているリクルのアイデンティティ論を用いて更生におけるアイデンティティ変容の分析を行い、具体的な矯正処遇のターゲットがどこにあるかを検討する。

#### (1) アイデンティティの形成と立ち直り

「立ち直り(recovery)」・「離脱：デシスタンス(desistance)」に着目した更生研究では、加齢、とりわけ20代後半から著しい変化が認められると報告されている。これは、発達心理学における青年期の発達課題である自己同一性＝アイデンティティの確立が強く影響しているとためされるが、それはどのような意味を有しているのだろうか。

#### ア 立ち直りにおよぼす加齢の影響

立ち直りにおよぼす加齢の影響についてBonita(2014)は LaubとSampsonによる研究結果を用いながら次のような報告をしている。「若年の犯罪者の大多数について、年齢に応じた役割の獲得が、20代中盤にかけての犯罪の収束を説明できるとしている。この理論をアイデンティティと更生に応用すると、社会的なつながりや認知の変化を促す役割の獲得や遂行が、アイデンティティ変容の基礎的な要素となる。この場合、アイデンティティの変化は顕在的である。それは、語り手が『本当の』自己、間違っていた過去の自己、そして再び現れた前向きな自己を説明することによって、物語を再構築するような形で現れる。」<sup>49</sup>ライフサイクル・モデルに基づくこの整理は、30代前後に犯罪の発生率が急減する理由として、アイデンティティの獲得・変容が指摘されている。さらにLaubとSampsonの研究結果を総括しながら、「先行研究によれば、個人は加齢に伴い犯罪や犯罪者としてのレッテルから離れるため、自身が①犯罪者で、②犯罪のあった過去と現在の生活が関連しているという捉え方も減少すると考えられる。それ故、犯罪者としての顕在的アイデンティティは加齢と共に減少すると予測されるのだ。」<sup>50</sup>と、指摘している。

つまり、立ち直りの形成においては、年齢に応じた社会の関係性が、また、その前提となるさまざま自己と他者に対する認知行動の確立が存在し、それらがアイデンティティの変容を促進すること、その変容により、犯罪者としてのレッテルが貼られていたアイデンティティにプラスの価値を見出せなくなり、そのような過去のアイデンティティに準拠した犯罪や逸脱が減少する、といった

49 Bonita M. Vesey(2014)*Distance and Other Identity Transformation Processes: Promising New Directions*, 3 頁 (2014. 10. 18 に実施された犯罪社会学会での講演原稿(英文)からの訳出、頁は配布資料の頁に準拠した。以下同じ。)

50 Bonita M. Vesey・前掲注49, 11 頁

機能が指摘されている。

### イ 立ち直りに向けたアイデンティティの変容

それでは、犯罪や逸脱の減少という結果を、アイデンティティの変容等に注目するとどのように説明されるのか。それは、社会的なつながりや認知の変化を促す役割の獲得や遂行が「人格的アイデンティティ」の形成を促進し、その安定化を図っていることと分析できる。つまり、他者との関係性の一つとしての、自己に与えられた何らかの役割を果たすという関わりが、「習慣」と「同一化」により自己の同一性を維持する「性格」を形成し、「約束」することによって生じる他者への責任が自覚され、その責任を果たしたという自己認知が「自己維持」を形成し、置かれている環境に自己存在を肯定的に同定しうる「人格的アイデンティティ」が確立されると説明することができる。

ところで、矯正としての改善更生は、このような人格的アイデンティティの確立を図るために、自己肯定しうる役割を付与し、その繰り返しの実行と応答による「性格」の形成を支援し、また、それらの他者との関係性が訓練しうる擬似的な社会環境を用意するだけでよいのだろうか。

ここでは、ナラティヴとアイデンティティに着目した臨床教育学の立場からアイデンティティの成立とその成立に内在する課題を論考している毛利猛の主張を通じてその糸口を探ることとする。

毛利(2006)はアイデンティティの形成と維持における課題について、次のように述べている。『自分が自分であること』という、一見自明のことを成立可能にしているのは、可能的自己への到来が同時に既往的自己への帰来であるという、自己の自己自身への『時間的な』関係である。そして、『自分が自分である』という自己の自己性が、このような実存論的な時間への関わりにおいて成立するのだとすれば、そのつど新たに『自分になる』という側面と、いつでも『自分であった』ことによる裏付けを必要とするという側面との間の著しい不均衡は、われわれが『自分である』そのあり方に、またわれわれの『人生物語』のあり様に不自然な偏りないし病的発現をもたらすはずである。<sup>51</sup>

これは、リクールがアイデンティティ論で繰り返し論じている、「自己性」としてのアイデンティティと「同一性」としてのアイデンティティにかかわる。新たに「自分になる」「自己性」と、いつでも「自分であった」「同一性」の、アイデンティティの二つの側面の存在と、その確立と維持の過程における不均衡は、アイデンティティに大きな影響をあたえ、時には自己存在を病的に脅かす危機を引き起こさせかねないことを説明し、それを「うつ病」親和的なアイデンティティの危機と、「分裂病」<sup>52</sup>親和的なアイデンティティの危機として指摘している。

具体的には、「うつ病」親和的な危機とは、『自分であった』という既存性を『自分が自分である』ことの圧倒的な根拠にしている『うつ病』親和的な人々にとって、『自分になる』は『自分であった』のつながらない延長でしかない。彼の『人生物語』は、いつも寸分も違わぬ『同一物語』の反復として、『いままでどおり』という確実性のもとに語られる。しかし、いったん『うつ病』が発病して、彼の自己性をしっかり支えていたはずの既存性が、巨大な『負目状況』(テレンバッハ)となつてのしかかるや、彼は過去を『取り返しがつかないことになった』という後悔のなかで反芻するばかりで、すでにいきづまったはずの「同一の物語」を書き直すことができないのである。<sup>53</sup>と、整理さ

51 毛利猛『臨床教育学への視座』(ナカニシヤ出版, 2006), 40 頁

52 近時の精神医学においては「分裂病・症」という用語は「統合失調症」等に置き換えられているところであるが、事後、毛利が引用するところのビンスワンガーの著作等においては、「分裂症」が用いられており、執筆者の記載のままとして引用している。

53 毛利・前掲注 51, 42 頁

れている。つまり、同一性の獲得と維持が課題として指摘されている。

一方の、「分裂病」親和的な危機とは、「既に、既存性を自己実現の『支える根拠』として引き受けることの困難な『分裂病』親和的な人々にとって、『自分になる』は『自分であった』の裏づけを欠いた『無謀な理想形成』(ビンスワンガー) とならざるをえない。分裂病の発症状況は、彼の存在の残された根拠である未来への先走りが、自己ならざるものへの到来としてもはや自己自身へと帰来せず、したがって自己の自己性の成立が脅かされる事態、言い換えれば、物語を語り直し続けることが、『私の』物語の反復とはならず、したがって人生という物語自体の成立が脅かされる深刻な事態である。」<sup>54</sup>と、整理されている。

つまり、「自己物語」の語り直しの停滞と、語り直しが「自己」の同定を支えられないものとされる、ある種の機能不全が示されている。

毛利(2006)のこのような検討結果は、アイデンティティ獲得・維持が事後に検討する物語的な意味合いにおいてはその内容が個々に異なるだけではなく、ここには、ある種の質的な面(それは、「同一性」としてアイデンティティと「自己性」のアイデンティティと説明されるものであるが)においてもさまざまな特質を有していることを示している。

さらにこのようなアイデンティティに関する示唆は、矯正処遇の有り様にも直接的対応の必要を示唆するものである。しかし、それ以上に施設収容に伴うデメリット、具体的には拘禁や長期にわたる身柄拘束がアイデンティティの形成・維持に著しい悪影響を及ぼす懸念が示されている点にも注意が必要とされる。この点をさらに矯正に還元すると、具体的には施設収容期間のあり方、とりわけ出院・釈放時期の決定等において看過できない検討ポイントとなる。

この点に関して Veysey(2014)は、「Sampson と Laub のライフサイクル論では、若年期における犯罪の停止の大半を、通常の社会的成熟が占めていると言う。子どもから大人へ、非行少年から通常の市民へとといった変化が、友人との交流から配偶者等との安定的な恋愛関係、長期的な結婚生活、安定的な雇用、(いくつかの研究によれば) 依存症からの回復といった変化さえも自然ともたらずのである。」<sup>55</sup>と、指摘し、10代・20代の非行・犯罪者を起訴することにはメリットもあるが「その後の彼らの将来への可能性を大きく狭め、就労に伴う経済的な問題やアイデンティティの問題を深刻化させ、犯罪の継続を促すおそれがある。」<sup>56</sup>ことに対して検討の必要性を示唆している。

人格的なアイデンティティの確立を図る上で何らかの支援を少年らは必要とし、その支援を施設内で実施することは、一面においては当人の利益となり得る。しかし、その収容やそこでの生活が本人自身の自己イメージやアイデンティティの形成にマイナスに作用する懸念が内在しているのが、矯正施設の大きな課題であり、少年院においてはそのバランスを「最善の利益」の観点から常に意識する必要があると示されている。

#### ウ アイデンティティの変容のポイント

立ち直りに至るためには、結婚や出産といった人生の大きな出来事が、更生へのターニングポイントとなっていると報告されている。そこでは、立ち直りの物語として更生した者が自ら語っているが、そこには過去を振り返り、様々な出来事の中から、分岐点となったものを把握し、その出来事を含めたこれまでの歩みを言語化して語る、という振り返りと分析と言語化といった作用が複層的に展開されている。

54 毛利・前掲注 51, 41 頁

55 Bonita M. Veysey・前掲注 49, 2 頁

56 Bonita M. Veysey・前掲注 49, 2 頁



これはまさに、省察・反省と同様な作用といえる。このようなアイデンティティの変容が更生を理解する上で重要である点について Veysey (2014) は他の研究の成果をまとめながら次のように整理している。「更生の過程におけるアイデンティティの変容や社会的役割の入替には多くの関心が払われてきた。Paternoster と Bushway は、新たに取り入れるアイデンティティがないにもかかわらず、個人が犯罪者としてのアイデンティティから決別しようとする働きの中核に、アイデンティティの変容があると指摘している。肯定的なアイデンティティを想像したり否定的な自己から距離を置いたり、自己に関する潜在的な認知は、更生を始めるために欠かせない刺激をもたらす。この考え方は、アイデンティティ理論の重要な概念を犯罪学に取り入れ、これまで更生に関して議論されてきた様々な概念を統合した。」<sup>57</sup>

このような更生の過程をアイデンティティ論から把握する分析における、「肯定的なアイデンティティを想像したり否定的な自己から距離を置いたり、自己に関する潜在的な認知」とは、反省・省察といった自己自身への振り返りと同様な作用である。この機能は、リクールが指摘している人格的アイデンティティの獲得と同様な道程とみることができる。この機能は後述する「立ち上がり支援」の基本構造と同様でもある。

#### エ ターニングポイントが立ち直りを誘発する要因

Veysey (2014) の報告<sup>58</sup>では、また、多くの大規模な量的研究においても、結婚と雇用の更生との関係性を繰り返し指摘されている。それらによると、結婚や雇用によって、健全な他者による監督と愛着を介した指導が内在し、時間的制約を設ける仕事と規則正しい生活習慣が獲得され、健全な態度を支持し不良交友関係を弱める他者との新たなつながりが形成され、これらの複数の抑制要因が個々のアイデンティティ、とりわけ人格的アイデンティティに作用し、立ち直しへの志向の動機づけとそれを維持する方向に働くと考えられる。このような研究成果は、施設収容処遇、とりわけ少年院における処遇理念の整理に有効と考えられる。

少年院における法務教官は「健全な他者による監督と愛着を介した指導」の役割を担い、「時間的制約を設ける仕事と規則正しい生活習慣」は、施設内における日課に基づいた生活と各種の役割活動により獲得される。また、「健全な態度を支持し不良交友関係を弱める他者との新たなつながり」は法務教官や他の在院者との関係性の構築や保護者との関わりをとおして形成され得るものである。換言するならばこれらの機能が少年院には内在し、まさに立ち直りを促す更生的な風土が形成されているといえる。

### (2) 自己の立ち直りを物語る主体

#### ア 「物語る」主体としての「個人」とは

リクールもそうであるが、心理学者や精神医学者の多くは、フロイトによる精神分析理論の提唱以前と以後においては「自己」に関する理解に大きな変化が存在していると指摘している。それは、近代と脱近代の論調にも合致し、ある種の科学信仰からの変換ともいえる。具体的には、それまでの自我・自己観には、決定論にしる発達論にしる、デカルトに代表されるような自分自身を自分自身が認知しうるものとした、ある種の自明の理としての自己理解が存在していた。しかし、フロイトにより「超自我」等の存在が示されたことにより、自己認知がそのまま自我・自己を意味するという自明性が崩れ、デカルト的な自己理解の正統性を疑わなければならない時代となった。また、一

57 Bonita M. Veysey・前掲注49, 7頁

58 Bonita M. Veysey・前掲注49, 7頁

方で、近代社会においては、自由主義や民主主義による個人としての人格を有した「人間」の優位性、「人権」に代表される様々な権利が認知され正統性を有することとなった。

これらの結果、それまで自明とされていた基本的な考え方の基盤がゆらぎ、また、なしうる者として自己と、なすことができる自己との異同等により、自分が自分であることに疑念が生じ、その結果として自分が自分であるという自己同一性さえ脅かされる事態が生じることにもなる。

このような状況に関して、臨床教育学の立場から毛利(2006)は、次のように問題点を指摘している。「近代になって、われわれ人間は、自分の物語の能動的な語り手として、自由に自分の物語を創作できるようになった。ところが、このような物語創作の自由な主体となったにもかかわらず、いやそうだったがゆえに、皮肉にも、われわれの生は物語によって『支えられ』なくなったのである。

(中略) 近代的な『自己の物語』は、われわれの狭隘な『個人』のうちに閉じこめようとしている。本来、物語することは、決して『個人』に還元される営みでないにもかかわらず、『向こう側』から届く声に耳を傾けようとしなない近代人は、自ら語る主体となって無数の物語を産出し続けている。しかも、あらゆる物語がその正当性を主張してやまず、なおかつ、どれもが『一つの物語にすぎない』のだから、『個人』を語り手とする物語の過剰は、われわれを相対主義という泥沼に引きずり込み、時代の病としてのニヒリズムを昂進させるのである。」<sup>59</sup>この説明からは「個人」の出現によるある種のジレンマの発生とそれに伴う「時代の病としてのニヒリズム」の問題が指摘されている。

つまり、文化人類学や質的研究においていうところの、共同体が形成している特定の物語として「グランデットストーリー」の存在・機能が弱くなり、一方、個人自らが自らの物語を語りえること自体が困難となった。そして、自己が語る、その語りの正統性がゆらぐことにより、まさにアイデンティティが喪失するという状況が広まり、そのようなアイデンティティの喪失・模索が人と人との関係性、関係性構築に悪影響を及ぼす、という今日的な課題を指摘しているものである。

#### イ 立ち直りを語るアイデンティティ

一方、このような不安定を増す今日的なアイデンティティの状況とは別に、犯罪からの離脱や立ち直りに着目した研究の成果から、立ち直った者のアイデンティティにはなんらかの変容が認められ、その更生の過程について肯定的なものとしての物語が語られる。

この点に関して Maruna (2001)は、「時間を越えておおよそ安定的である人格特性と違い、その人のナラティブ・アイデンティティは人生をとおして変化しうるし、実際に変化する。事実、個人の自己物語は、『その個人の内省的活動を通じて、日々創り出され、維持され』なければならない。厳密な発達段階理論を避けて、ナラティブ論者は、アイデンティティとは、新しい経験と情報に照らして、個人が再構築し続ける生涯にわたるプロジェクトであると主張することが多い。」<sup>60</sup>と、指摘している。さらに、具体的な犯罪からの立ち直り・離脱に関しては、「離脱は、共決定モデル(model of codeterminacy)を用いることで、最もよく理解できる。このモデルは、原因と結果は別々の存在としてではなく、『それらは相互に関係し、重複しているものとして考えられている。すなわち、原因の一部は、それによって生み出されたできごとの一部で構成されており、そしてその逆もまた正しい。だが、できごとのすべてが原因のすべてであるわけではない(そして、逆もまた正しい)』と考えられる。」<sup>61</sup>と述べ、科学的といわれてきた研究モデル、すなわち時系列的な原因と結果を分離してその関係を明らかにすることにより、結果発生メカニズムを明らかにしようとする方法は、

59 毛利・前掲注51, 11頁

60 Maruna, Shadd・前掲注1, (kindle:924/3976), 62頁

61 Maruna, Shadd・前掲注1, (kindle:936/3976), 63頁

原因と結果がある種の入れ子状態を形成している点が考慮されてにないため、原因分析が結果をコントロールすることが困難となってしまうことを指摘している。その一方で、それぞれの重複した相互関係が犯罪からの離脱を促している、という点を強調している。

そして、物語の自己同一性に準拠する「物語られる犯罪からの離脱」は、「本人の『真の自己』を形作る、中核的な信念の形成」、「自己の運命に対する自己の支配という、(有用な「幻想」とさえ言う) 楽観的な認識」、「生産的でありたい、そして社会、とりわけ次の世代にお返しをしたいという気持ち」<sup>62</sup>の、三つの自己物語の変容・獲得を通じて実現せられるものと指摘している。

立ち直りの過程に認められる、「真の自己」形成や自分の人生への自己関与等の形成に関して毛利(2006)は、リクルの「物語の自己同一性」を引き合いにだしながら、次のように整理している。

『私の人生』という物語を自分に対して語り続けることは、『私は誰か』という問いに答えることである。P. リクルは、このようにして獲得される自己同一性を『物語の自己同一性』と呼んでいる。自己同一性に関する問いは、『物語的』にしか答えられない。われわれは自分についての物語を自分に対して物語ることで、『自分が自分である』ことを確認しつつ生きている。上に、『有意味な』出来事はいつも始まりと終わりの「あいだ」に生起すると述べたが、考えてみれば、「自分が自分である」ということも一つの出来事である。われわれが『自分自身である』そのあり方は、われわれが始まりと終わりの『あいだ』をどう筋立てるかによって、つまりどういう人生物語を物語るかによってそのつど違ってくるのであろう。<sup>63</sup>物語ることで、自己性と同一性の均衡を保ち、「物語的アイデンティティ」を形成する。そして、その形成過程においては、自己受容の物語(ナラティブ)による自己認知が語り直される必要があることも示されている。

このような物語的アイデンティティに関しては、これまでの犯罪学や犯罪離脱に関する研究においても同様な指摘がなされている。

この点に関してMaruna(2001)は、次のように整理している。「ナラティブ・アイデンティティは、社会的相互作用により形成され、やがてそれを媒介していく、能動的な情報処理構造、認知スキーマ、あるいは、概念の体系として理解しうる。要するに、人々は、自分が何をするか、そして、なぜそれをしたかを説明するために物語を構築する。これらのナラティブは、人々の行為に秩序を与え、人々の行動を、それを説明する目的や動機、感覚と結びついた一連のできごとを用いて説明する。これらのセルフ・ナラティブは、将来の行動を形作り導く働きをする。なぜなら、人は自分自身について創り出した物語や神話に沿って行動するからである。(中略)この立場は、社会的相互作用論や合理的選択理論、帰属理論、社会的学習理論をはじめとする逸脱や意味構成を理解するための社会認知的アプローチにおいて発展した、自己とアイデンティティの理解とおおよそ一致している。」<sup>64</sup>

この指摘のとおり、人はそのアイデンティティを自己の物語として構築することにより獲得するものであり、そこで語られる物語は、本人が属する共同体における逸脱や犯罪とそこからの立ち直りを説明し、それに伴う一定の秩序化の促進の有用性等に関しても説明しすることになる。

つまり、「ナラティブ・アプローチは、われわれがたえず物語を語り直すという仕方で、現実を再構成していることを重視する。物語ることは切れ目のない語り直しである。われわれは現実を理解するためにこれを繰り返し語り直さなければならないが、しかし、語るたびごとに、この同じ物語をすでに

62 Maruna, Shadd・前掲注1, (kindle:1819/3976), 123 頁

63 毛利・前掲注51, 11 頁

64 Maruna, Shadd・前掲注1, (kindle:875/3976), 59 頁

聴いた者の立場から新しく語り直している。こうして語りながら聴き、聞きながら語るなかで物語は反復され、反復されることで更新され続けていく。」<sup>65</sup>

このような反復の背後には、自己の自己性を絶えず脅かす自己喪失の危機が存在している。そのため、「われわれは『自分自身であり続ける』ために、自分の人生物語を繰り返し物語らなければならないが、そのことは、われわれ自己同一性というものが、事物的に存在するものの対象的同一性のようにいつも安定したものではないことを意味する。われわれの物語的自己同一性は、われわれが自分の人生物語を語るたびに、たえず解体され更新され続けるような同一性である。」<sup>66</sup>と、いうことが必要とされる。語り直される新たな物語によって、自己と共同体との関係性が維持され、あるいは更新されることになるという点が明らかとされる。

#### ウ 「立ち直り」と「語り直し」

それでは、立ち直りの過程において生じる語り直しとは、どのようなものであるのだろうか。それは立ち直りの起点とでもいえる「ターニングポイント」によって、それ以前の出来事すなわち犯罪や非行に陥っている自分自身をすべて消去し、まさに新生した者として、第二の人生をやり直す、そのような物語であるのか。Maruna(2001)は、このような問いに対して、「やり直し」によって生じる語り直しに着目しながら、次のように整理している。

「やり直すとは、ライフ・ヒストリーの最悪の部分に、理由と目的を見出すことである。これは、ローテンバーグ(Rotenberg, 1987)による、治療的な『自分史の語り直し』あるいは『更生的なストーリー・テリング』という概念の、自然発生的バージョンともいえる。(中略) 治療的な『自分史の語り直し』あるいは『更生的なストーリー・テリング』を通じて、かつての逸脱者は、『心理的な一貫性と認知的な適合性を保つために』、過去を積極的『修正する』ように力づけられる。『未来の希望に適合するように、過去のできごとを選択的かつ創造的に再解釈する』ことにより、元犯罪者は、自らの過去を正当化すると同時に、立ち直るという決定を合理化することもできる。ローテンバーグは、これを『正当な歴史による更生技法』と名づけた。この技法により、自分史の中の不出来な部分が縮小されるとともに、未来志向の現在の新しい『私』と過去の『自分』との間で、より一貫したライフ・ストーリーに関する対話が創造できるように、再解釈された再構築部分が拡大される。」<sup>67</sup>

つまり、それが自然発生的なものであれ治療的な意図的なものであれ、「やり直し」には、過去の「不出来な部分」が全く別の物語にすり替えられるのではなく、縮小しながらも未来志向の今の自分の物語の中に組み込まれていくことを意味している。

そこでの物語は、まさにこれまでの(不出来な)自分自身のすべてを受容しつつも、これまでの不出来な出来事の過程を、自分が今の自分(それは更生の過程を歩んでいる)となるためには必要不可欠なものであったと、今の自分の物語の中に落とし直す、そのような語り直しであり、アイデンティティの変容がそこに生じていることが、示されている。

#### エ 物語ることによる自己受容

それなら、どうして語り直すことにより「やり直し」が明らかにされるのであろうか。この点について毛利(2006)は次のように説明している。「物語ることは、われわれが自己の生の歩みを理解し、世界のなかで経験することを理解するための普遍的な形式である。われわれの生や経験についての

65 毛利・前掲注 51, 55 頁

66 毛利・前掲注 51, 7 頁

67 Maruna, Shadd・前掲注 1, (kindle:332/3976), 22 頁

理解は、『物語る』という行為によって顕在化し、また物語のなかにはすでに一定の理解が保持されている。もしわれわれが何一つ物語りえないとすれば、それは何も理解していないのである。その意味で、われわれは人間の基礎的な『あり方』としての理解と「物語ること」との等根源性を主張することができよう。」<sup>68</sup>

つまり、よく生きようとする自己の「あり方」が「物語ること」として明らかにされ、立ち直りそのものに関する理解が物語の中に保持されるからであるといえる。言い換えるなら、語られる物語の中に「意味」が内在することになり、さらに、その「意味」が物語として、他の人の前で顕在化されることにより、共有化されることとなり、他者との間で存在する自己を説明可能とする位置に置くこととなる。

この点に関して、毛利(2006)はさらに次のように述べている。「物語るという知のあり方は、われわれにもっと全人的なコミットメントを要求する。すなわち、われわれは物語ることで自分の身に降りかかった出来事の始末を『腹におさめよう』『呑み込もう』とするのである。出来事の結末は、どの発端から設定すればどれだけ予測しがたいものであっても、受け入れられるようとするとき、われわれは繰り返し物語るのだともいえる。物語は、われわれの身の回り起きた出来事を道徳化、教訓化しようとする抜き差しならない欲求から生まれる。物語ることはそれ自体がすでに一つの解釈行為だとすれば、その解釈は出来事についても道徳的、教訓的な解釈である。もっと言えば、物語ることはわれわれ一人ひとりにとって神話(コスモロジー)を形成することに他ならない。」<sup>69</sup>

このように、物語る自己は物語ることにより出来事を解釈しその解釈を自己のものとして語り、その物語がまぎれもない自己性を有した物語的アイデンティティとして形成されることを説明している。その過程において、それまで不合理なものとして意識下に潜在していた、忘れたい出来事、忘れていた出来事も語り得る「物語」として再統合され、不安定であった自己同一性の安定が図られることにもつながる。この点に物語的自己同一性の有効性があることも指摘される。

#### オ 物語ることとアイデンティティの変容

それでは具体的に立ち直りの過程における「ターニングポイント」がどこであったか、また、その「ターニングポイント」を挟んで、その前とその後でアイデンティティにはどのような変化が生じたのか、更生した者のその変化に関して Maruna(2001)は、次のように説明している。

『やり直す』ことにより、離脱する犯罪者は単に変わるだけでなく、再構成される。初めて逸脱者になったときと同様、『過去のアイデンティティは偶然のものとなり、新しいアイデンティティが基本的な現実となる。そして、要は、自分はずっと昔からそうであったのである。』秩序のない人生から、こうした秩序の感覚を創り出すことは、犯罪から離脱するという、人生における重大な変更を維持しようと努力している人々にとって、ことさら重要であるように思われる。<sup>70</sup>つまり、本人にとって有価値なある種の秩序が自己の中で再構築されることが、犯罪からの離脱には重要であり、それは、まさに喪失していた真の自己が回復し立ち上がり、新たなアイデンティティが獲得されることであるということができよう。

その再構築のためには、今という結末から過去の様々な出来事のその向こうに存在する物語の発端にまで遡ることが必要となる。「物語りのなかで回顧的に語られる過去はつねに『解釈学的変形』を被った過去であるから、この点ではむしろ、結末から発端への眼差しこそ物語の成立にとって不

68 毛利・前掲注 51, 22 頁

69 毛利・前掲注 51, 30 頁

70 Maruna, Shadd・前掲注 1, (kindle:343/3976) 22 頁

可欠であるといえる。このような回顧する眼差しのなかで、物語の語り手は過去への一連の生起を『出来事』へと組み立てることができるのである。」<sup>71</sup>と、説明されているとおり、「過去」を今の物語へと統合する。

このような「過去」をまさに今のアイデンティティの中に組み込み直す、語り直すということはどうのようにして可能となるのか。

毛利(2006)は、『自分が自分である』という自己の同一性は、物の対象的同一性とは違って、そのつど自己の自己自身への「時間的な」関係として成立しているのである。われわれはいつでも『いまの自分である』といえるから、人生における時間は『いま』を中心に捉えられなければならないが、その『いま』において、われわれは『いままで』を思い起こすとともに、『いまから』に想いを馳せている。つまり、『いま』は決して過去-現在-未来にいう持続の幅をもたない点的な現在ではなく、むしろ『いままで』から『いまから』を物語ることで『私は誰?』という問いに答え、自分は自分であるという同一性の感覚を得ることができるのである。」<sup>72</sup>と、説明している。

であるのなら、それは一つの固定化されたままの物語として語り続けられることになるのか、また、その物語は到来する未来の自己の同一性形成とどのようにかわるのか、といった次の問いを生むことになる。

この点に関して毛利(2006)は次のように補足している。「P・リケールは、このようにして獲得された自己同一性を『物語的自己同一性』と呼んでいる。われわれはそのつど自分についての物語を自分に対して語る限りにおいて、『いまの自分である』ことができる。その際、自分の人生物語を物語ることで、いつも寸分違わぬ『同一の物語』を反復することではないとすれば、われわれが自分に対してどういう人生物語を物語るかが、われわれが『いまの自分である』ことにとって決定的に重要な意味をもつのである。」<sup>73</sup>

つまり、人は物語ることにより、それまでの出来事を読み替え・語り直しをなしうる存在であり、自分自身を物語ることにより自己の存在を肯定することが可能となるのである。そこには書き換えられる同一性が存在する。

その点について毛利(2006)はさらに次のように言及している。「われわれの人生や人生上の出来事の一義的な規定性ということはありません、それはそのつど現在の物語行為に依存しているのである。また、われわれは現在の物語行為において、自分がいったい誰であり、どこから来てどこへ行くのかという同一性に関する問いにそのつど答えを見出してゆくことから、物語的自己同一性とは、決して固定した同一性ではなく、たえず解体され更新され続ける同一性であると言えるのである。」<sup>74</sup>

このように「更新され続ける同一性」とは、過去の自己を解体し更新し、その過程を物語るアイデンティティであり改善更生とはそのような道程、解体と更新という立ち直りが物語として物語られるアイデンティティが形成されることであるといえよう。換言するならば、立ち直りにおいては、反省に至るための人格的アイデンティティが確立した上で、自己の過去を他者の視点から把握し物語るという物語的アイデンティティの確立が必要とされる、ということが明らかとされた。

### (3) 物語るための筋立て

---

71 毛利・前掲注 51, 25 頁

72 毛利・前掲注 51, 27 頁

73 毛利・前掲注 51, 27 頁

74 毛利・前掲注 51, 28 頁

立ち直りの道程におけるアイデンティティの変容と、「物語る」ことの意義についてこれまで検討を進めてきたが、物語を語るためには筋立てが必要とされることは、リクルのアイデンティティ論の検討においてすでに明示されている点である。以下、これまでと同様に Maruna と毛利(2006)の論考に沿って、「立ち直り」が物語られるために必要な「筋立て」の機能と、その作用等に関して検討する。

#### ア 物語ることと筋立て

毛利(2006)は、物語ることとそこに生じる「筋立て」に関して、その主体性の関与のあり方を中心に次のように説明している。

「近代の実証科学が『私という人間』をできるだけ排除するところに成り立つのに対して、ナラティブ・アプローチは、物語りつつある私のことを決して棚上げしない。むしろ私という人間の主体的な関与があるから、『筋』がたつのである。われわれは『筋立て』をとおして現実と向かい合う。このことは、われわれの関与の仕方によって現実が違ったふうに『見える』ことを意味する。」<sup>75</sup>

つまり、自己関与によりある筋をつかみ、その筋立てという一つのプロットを現実にあてはめることにより、それまでとは異なる、自分自身の見立てによる現実を把握することが可能となる点を明らかにしている。

また、そこに主体性を帯びて存在する自己についても次ように説明している。「『物語る』とは、われわれが自己の生を、あるいは世界のなかで経験することを、始まり／あいだ／終わりという時間の流れのなかに筋立てて捉えることである。(中略) 物語ることで、われわれは自分の人生に意味を与え、身の回りで起こったことを『有意味』な出来事として経験することができる。われわれの人生や人生上の出来事についての理解は、つねに何らかの『筋立て』を介した理解、つまり『物語的理解』である。『筋立て』られないものに、われわれは決して近づくことはできない。」<sup>76</sup>

このようにして、「物語的理解」により、人は自分自身の人生を有意味なものとして捉えることが可能となる。そこには、自分自身の人生を筋立て整理する過程が存在していることを指摘している。

#### イ「回復の脚本」による「やり直し」を支える「つながり」としての「信頼」

このような、ある種、誰にでも生じるであろう一般的ともいえる「筋立て」の位置づけに対して、Maruna(2001)は立ち直りに至るその道程における「筋立て」に関して、「回復の脚本」という語を用いて次のように説明している。

「語り手は、殺伐とした状況に及ぼす何らかの力を手に入れるために犯罪と薬物に手を染めた社会の犠牲者であり、回復の脚本は、この語り手の善さと道徳性を確立することから始まる。しかしながら、逸脱は、結局それ自体がワナになってしまう。なぜなら、語り手自身が犯罪と受刑生活の悪循環にはまってしまったからである。とはいえ、何らかの外部の力、すなわち元犯罪者を『信じてくれる』誰かの力が働き、語り手は『ずっとそうしようと思っていたこと』を成し遂げられるようになる。また、新たな力をもらった元受刑者は、感謝の気持ちを示すために、今、社会に『何かをお返ししよう』とする。(中略) この回復の脚本は、自分自身のトラブルだらけの過去を『切り落とす』ことなく、むしろ、本人が恥じている過去を、生産的で意味がある人生の必然的な序曲として書き直すことを可能とする。『切り落とす』という概念にも主体としての個人という意味合いが残っているが、『やり直し』とは、切断より自己の再構築を意味している。」<sup>77</sup>

75 毛利・前掲注 51, 5 頁

76 毛利・前掲注 51, 3 頁

77 Maruna, Shadd・前掲注 1, (kindle:1808/3976)122 頁

ここで、Maruna はまさに立ち直りとしての回復の道程における、語り手とその語り手を「信じてくれる」他者の働きかけ、「信頼」の重要性を指摘している。他者からの信頼というその働きかけに対して、当事者に生じる感謝の気持ちと、その具現化としての向社会的態度の形成という、回復の物語が「回復の脚本」により導かれる。そればかりでなく、「切り落としたい」出来事をもその脚本により語り直されるものとし、『やり直す』とは、切断より自己の再構築を意味している。」と結論づけている。

Maruna がここで説明するような「回復の脚本」による自己再構築としての「やり直し」は、「筋立て」により物語ることによって実現可能であるのだろうか。この点に関して毛利(2006)は、「つながり」、「まとまり」に着目し、生きることに「意味」を見出す人間のありようと、物語る人間の同質性について次のように述べている。

『物語ること』において、全体の『まとまり』を見定めることと、そのなかに筋＝「つながり」を見出すことは常に同時である。一般に、『意味』というものが、全体における意味としての一つの「まとまり」であり、また、意味連関としての一つの『つながり』であることを考えると、意味は、われわれの生や経験が物語へと形作られることに由来する、と言っても間違いではなかろう。われわれが『人生』を語り、そこで経験する個々の『出来事』を語るのは、われわれが自己の生と経験に意味を与えたいからであり、もし、人間が生きることが意味を求めることと切り離しえないとすれば、『意味への存在』である人間は、同時にまた『物語る存在』であると規定できるのである。」

78

つまり、「つながり」・「信頼」という筋立てにより、全体のまとまりとしての「意味」が把握される。失敗だったとして「切り落とし」たい出来事であっても「つながり」によって、今の自己存在にとって不可欠な出来事であったとその「意味」が付加・読み替えられ、全体としての「まとまり」が形成される。この再構築された「まとまり」がまさに物語として語られることにより、「立ち直り」・「回復」が顕在化され他者と共有されていくと整理することができる。

#### (4) 立ち直りを「語る」こと

##### ア 語ることの作用：「反省」／「和解」

立ち直りの過程における語られるアイデンティティの変容に関して、これまでその内容と作用について検討してきた。その検討からは、立ち直りへのターニングポイントが存在し、それを起点として振り返りと分析と言語化といった作用が複層的に展開されること、それは「反省」と同様な作用であることについては、既に検討してきたとおりである。

このような「語る」ことに内在する自己に向けた内省的な視点に関して毛利(2006)は次のように述べている。

「われわれは、繰り返し語ることで、人生物語の主人公である自分自身と折り合いをつけ、自分の身に降りかかった出来事の結末を『受け入れよう』とするのである。いや、むしろ逆に、自分自身と和解することを迫られ、われわれにとって受け入れがたいことを何とか受け入れようとするとき、われわれは繰り返し語るのだともいえよう。」<sup>79</sup>

つまり、犯罪や非行に陥った自己を自分の中でどのように受け止め、折り合いをつけるのか、アイデンティティの変容をとおして新たに形成された物語を語る自己との対話を経て、和解の道、

78 毛利・前掲注 51, 24 頁

79 毛利・前掲注 51, 7 頁



すなわちアイデンティティの喪失状態からの回復ともいえる道程が開かれてくることを示している。

この点に関して、毛利(2006)は次のように付言している。「物語を語る(聴く)ことは、われわれが生きていく上での制約である。しかし、われわれの生がその物語に『支えられている』こともまた否定できない。物語はわれわれの生を制約として、われわれを苦しめ、悩ませるとともに、われわれの生を支える力となって、われわれを救済してくれるのである。」<sup>80</sup>

#### イ 物語ることの相互作用

立ち直りの道程で語られる物語は、物語を語る当事者のアイデンティティの変容を示すだけでなく、その語りを誘発させる、さまざまな関わりの存在と、また、その物語を聴く者としての自己との相互作用等の重要性も指摘されているところである。

こ自分の人生を語り聴く者としてのアイデンティティに関して、毛利(2006)は次のようにまとめている。「『われわれは、そのつど自分自身についての物語を自分に対して語る限りにおいて自分自身である』と言うとき、われわれは実は、『私の人生』の語り手であると同時にその語りかけの対象、つまり聴き手でもあるのである。一方で自分の物語を語りながら、他方で物語自身が語るのを聴いているのである。自己とは絶えざる語りであり、またその語りへの絶えざる聴従である。『私の人生』はそのような『語り手』(語り)と『聴き手』(聴従)との相互作用のなかで共同作成されるのである。」<sup>81</sup>ここで指摘されるような自己の中における二つの側面は、リクルのアイデンティティ論において検討された二つのアイデンティティの機能により説明される。

つまり、物語的アイデンティティがそれを構成する登場人物と筋立てにより新たな物語を語り直すことにより、崩壊した(しかけた)人格的アイデンティティの回復を促すという過程において、筋立てにより語り直す自己と、その語り直しを聴くことによりアイデンティティの回復を図る自己という存在との相互作用が、立ち直りの物語を形成してゆくことになる。

#### ウ 物語ることの社会化

このような他者との関わりや役割の獲得をターニングポイントとして、自己の人生を物語る主体となる自己形成が更生の過程において出現すると、自分だけでなく他者に関心を向けて、次の世代を育ていこう、広く社会に向けて自分の力を還元しようとする姿勢も出現することが指摘されている。

このように、他者や共同体へと向けられる自己の広がりに関して、毛利(2006)は次のように説明している。「もともと物語することは、物語の語り手から聴き手への伝承行為であるから、出来事の道徳的、教訓的意味は、その出来事を物語ることで、物語の語り手と聴き手の間で共有されることになる。物語は、出来事の道徳的、教訓的意味の共有という形で人と人とを結びつける。共通の物語を語り、共通の物語を聴くことによって、われわれは個人的主体から共同体的主体になるのである。」<sup>82</sup>

このような個人的主体から共同体的主体への変換、それは、まさに他者・共同体との横のつながり・絆を強めるものであり、その中での積極的な役割に意義を見出しその役割を担うことにより、書き換えられ物語がさらに肯定的な物語の語り直しにつながる事となる。その語り直された物語は、それまでの異邦人としての存在から共同体の構成員への転換という「筋立て」が内在している。

#### (5) 更生としての立ち直り

80 毛利・前掲注 51, 8 頁

81 毛利・前掲注 51, 32 頁

82 毛利・前掲注 51, 30 頁

立ち直りを促すさまざまな関与においては、まず、第一に本人らのアイデンティティの形成とその立ち直りを具体的な物語として語りえる、ある種のスキルの獲得が必要とされる。それは、リクルールのいうところの物語的アイデンティティと整理されるものであり、Maruna(2001)においては「一致に関する問い」として既に検討してきたように、一貫した向社会的なアイデンティティである。それらの形成のためには、①犯罪を行った過去を説明し理解すること、②今はどのように「以前のようではない」のかを理解している必要がある。つまり、「元犯罪者は、彼らの波乱に富んだ過去が、どのようにして、現在の立ち直ったアイデンティティへとつながっているのかを（自分と他人に対して）説明するために、一貫した信用に足る自己物語を必要とする。」<sup>83</sup>ここで指摘されているのは、アイデンティティが確立していない者は、自らの犯罪を行った過去を説明・理解しえない者であり、犯罪から離脱しえないものである、と位置づけられることになる。

このようなアイデンティティの確立の観点とは、非行に陥った少年に対して刑罰と異なる処遇の必要性の存することが明示される。つまり、未成年者に対しては、成人と同様なアイデンティティの語り直しによる改善更生の道程に乗せる以前に、人格の確立を目指した成長発達を支援する処遇が求められ、それは、本研究においては「立ち上がり」支援と整理されるものである。換言するならば、アイデンティティが確立していない者に対しては、一般予防としても特別予防としても各種の「制裁」効果は及ばないということである。この点からも、従来の少年司法に置ける保護主義的なパターンリズム等に準拠した少年司法とは異なる、「関係性」の権利、成長発達するに對す権利に基づく、子どもに対する成人に対するものとは異なる特別な処遇に関する、新たな理念が示されることになる。

それでは、「立ち上がり」支援とはどのように展開されることになるのだろうか。リクルールのアイデンティティ論によると、「人格的アイデンティティ」は自己の実存証明として不可欠であり、それは、習慣等により形成される「性格」の確立が内在するとされている。少年法第一条にみられる「性格の矯正」とは、このように形成される「人格的アイデンティティ」に対しての「習慣」や「同一化」によりその変容を促すもの、まさに改善矯正する機能を意味しているといえる。つまり、矯正処遇は、人格的アイデンティティにおける犯罪・非行に同一化する傾向からの離脱・変容を図り、社会的に批判されることのない人格的アイデンティティの形成を目指すこと、一人の人格を有する存在者として立ち上がることを支援することでなければならないと考える当事者を改善の客体とする「矯正」モデルから、当事者の立ち直りを支援する「更生」モデルへの転換ということもできる。

また、青年期における人格的アイデンティティの獲得には共同体による相互作用としての受容と承認の充足が不可欠である。自己受容するために自分自身を解釈し、他者からの承認を得るため、自己を異なる文脈から読み直しが、人格的アイデンティティの形成を自覚する。少年院における職員や他の在院者との生活を通じた相互作用は、このような人格的アイデンティティの確立を支援すべきものであり、その機能が「立ち上がり」支援である。

このような生活を通じた相互作用をとおして、自己が立ち上がり、その自己との対話（ナラティブ）により立ち直りが形成される。また、年齢を重ねることによる影響が自己のアイデンティティの同一性や自己性を脅かすときには筋立てにより物語を語り直すことにより、その安定性を保持し続ける。社会からの逸脱者・異邦人としての自己イメージを有している者にも同様の作用が及び、「自分自身」への回復、立ち直りの「自己」の物語りが、「証し」として他者へ伝達される。

83 Maruna, Shadd・前掲注1, (kindle:277/3976)19頁

また、物語を語りえる者としての「人格的アイデンティティ」が形成されることにより、自分自身を他者の視点から捉え直すことが可能となる。その結果、「切り捨て」たいと思える自分自身の様々な過去のエピソードに直面するが、このようなある種のアイデンティティの喪失の危機においても、筋立てを用いた「物語的アイデンティティ」により、物語が再構築され語り直しがなされ、喪失の危機にあったアイデンティティの回復が図られる。そのようなアイデンティティ喪失の危機からの回復を矯正処遇に適應するのが、「立ち直りの自己物語」モデルであり、本人が自力でその筋立てを構成し、自己の物語を再構築しうる支援を行うことになる。

これまで「矯正教育」が準拠してきた、一般的な成長発達観は、いわば右肩上がりの直線的イメージを持つが、罪から離脱や本来の自己への回復の過程は、階段を上へ上へと登ってゆくといような発達観とは異なる道程であり、それは「ターニングポイント」によって突然出現する、ある種のメタモルフォーゼス（変態）にも似た大きな変容の瞬間が存在する。そのターニングポイントにはまた、アイデンティティの変容と確立といった伏線があり、この伏線を含めた自己は一つの「物語られる」同一性を有することとなる。このような自己形成とその後の大きな転換のためには、自己を含めた「他者」の存在と、その「他者」との応答的な関わりが不可欠である。

換言するならば、他者とは異なる自己としての同一性が確立し、その後の他者との関わりをとおして自己性が獲得されるというアイデンティティの形成過程があり、それが自分の人生の物語として他者から受容・肯定される物語として語られる時に、一つの改善更生の完結が立ち上がってくる。それは、「立ち上がり」支援による自己同一性の確立と、その結果として非行から立ち直った自分自身の物語を語りうる存在となる「立ち直りの自己物語」モデルであり、矯正教育が目指すべきところであると考えられる。

#### 4 まとめ

アイデンティティと「物語る」に着目することにより、まさに犯罪や非行といった広義でいう逸脱行為からの離脱と、社会的な存在への立ち直りの過程を把握することができた。この検討により、大きく二つのことが明らかにされた。その一つは若年者の多くは加齢と共に犯罪から立ち直ること、二つ目は、その立ち直りの過程には、物語られる自己のアイデンティティの変容の「物語」が存在することである。

##### (1) 人格的アイデンティティの獲得：立ち上がり支援

この二つについてアイデンティティに着目してさらに詳細に検討するならば、まず第一に、若年者の更生には自己同一性の獲得が強く影響しているといえる。つまり、アイデンティティが未同一の状態である時、犯罪や非行は、アイデンティティを獲得するための通過儀礼として自己存在を問うものとして出現し、その儀式が終われば大人としての行動をとるようになる、ということである。このような立ち直りの行程は、自己同一性の未獲得の状態からの自己が確立し自力で立ち上がったものといえよう。自己の不安定さを要因とする逸脱行為はライフサイクルの中では一過性のものであり、自己が立ち上がりアイデンティティが獲得されれば減少し消滅してゆく。それは、多くの場合、「卒業する」「落ち着く」と語られるものである。

この点について、フランスで少年事件判事を務め民主主義の変容と司法のあり方についての多くの著作があるアントワヌ・ガラポンは次のように述べている。「犯罪・非行を犯す少年の多くにとって、経済的利益より通過儀礼のほうが重要だ（獲物はしばしば捨てられるか浪費される）まるで、悪環境から出自したこれらの青少年達は、少年期から抜け出すためには、不法によるしかなかった

ようだ。彼らには、文化的に集団に強く統合される経験の機会、もはや、用意されていない。早くから学校にゆかなくなり、家庭に父がいない、職につける見とおしが全くない非行少年達の多くにとって、犯罪非行は、自分の人生の始まりを『演じる』機会だ。それは、『演出し』『賭けた』ことを意味し、自分の力量を発揮し、成人らしくなる、要するに、ネガティブではあるが社会の一員となる機会だ。<sup>84</sup>換言するなら、自己同一性が確立していない状態は、未成年としてのアイデンティティが未確立状態であり、それを克服するためには、「反抗期」といった通過儀礼も含めた、自己と他者との分化、自己と社会との分化といった「社会化」の促進が必要とされる。

それでは、矯正教育として非行からの離脱を図る少年院において、社会化の促進はどのようにして図られ、アイデンティティの未同一化はどのように克服されるのか。集団・共同体の力（面接、集会、内観、ロールレタリング、作文）による「物語る」スキルの獲得が不可欠となり、さらに、役割・責任の付与とその達成による様々なエピソードをとおした自己肯定感の促進によるアイデンティティの定着・安定を図る必要がある。このような支援が「立ち上がり」支援である。

### （2）物語的アイデンティティの獲得：立ち直りの物語の獲得

これに対して、二つ目は立ち直りの内容ともいえるものであり、若年者にしろ成人にしろ、それまでの不明確で揺らいでいた自己のアイデンティティが、結婚や就職といった「ターニングポイント」によりアイデンティティの再構築が図られ、安定した自己が出現することになる。

青年期における逸脱行為については、アイデンティティは獲得されたがその同一性若しくは「自己性」が揺らいでいる状況の中、その葛藤解消として発生すると説明できよう。進学、就職、結婚、出産、死別、昇進、退職といったライフサイクルの中の様々なライフイベントを通じて、新しいロール、新しいアイデンティティを形成せざるを得ない状況に陥る。そのような状況を上手く乗り越えられればよいが、そのつまずきが様々なストレスを生じさせ、アイデンティティの獲得を阻害し、その結果、飲酒やギャンブル等への依存度を高め、また、ある種の現実逃避の究極として薬物依存に陥ることともなる。中高年の窃盗や薬物事犯の認知件数の増加はそれを裏づけていると考えられるのではないか。この点について、ガラポンは次のように述べている。「犯罪非行は、しばしば、これまででない形での、アイデンティティの探索となる。これは、面食らわせる新しい犯罪非行を生む。したがって、問題の中心は、社会統制よりも排除の問題だ。つまり、いかに規範を強制するかよりも、いかに生きるかを学ばせること、自由よりも仲間をつくること、社会的圧力に抵抗するよりも、現実社会の空虚な憂鬱に耐えることだ。」<sup>85</sup>

社会的に排除されている立場は、自己の役割や責任が未達成であり、その不完結な状態により自己同一性が揺らいでいる状態といえよう。その解消のためには、「筋立て」による揺らいだアイデンティティの再構築、読み直しが不可欠であり、それには、聴き手としてだけでなく、筋立ての形成を促し支える「他者」との対話が必要とされる。

### （3）物語的アイデンティティの獲得：事例検討

それでは、矯正教育によって物語的アイデンティティがどのように獲得されるのか、具体的な事例からその形成過程を検討する。次の一文は、少年院に在院していた少年が仮退院する際に、施設職員の前で読み上げた作文<sup>86</sup>である。

84 Antoine Garapon(1996) *Le Gardien des Promesses*, ガラポン(河合幹雄訳)『司法が活躍する民主主義』(勁草書房, 2002), 92 頁

85 Antoine Garapon・前掲注84, 91 頁

86 2014年10月に関東地方の初等少年院であるA少年院における仮退院式での作文である。個人が特定されないようエピソード

「私が少年院に入院する前の生活は、学校に行かない、夜に外で遊ぶ、親の言う事を聞かない等、好き勝手に生活をしていました。ひまがあれば、自分と似たような人たちとつるみ、人に迷惑を掛けていました。その結果、少年院に入院する事になりました。入院してからも、表裏があったり、ルールを守らなかったりで、注意ばかりでした。注意を受け、「頑張ろう」と思った時もあれば、「何で自分だけ」と不貞腐れた時もありました。少年院で、16か月生活する中で、きっかけや、チャンスはたくさんありました。それをつかんで頑張れた時もありましたが、失敗すると諦めて投げ出してしまうと言う問題点が私にはあって、頑張りも続かず、先生方の期待を裏切っただけでした。この問題点は改善できませんでしたが、それ以外に色々学んだり、考えたり、感じたり、思ったりして、少しずつ今までと違う自分が見えてきました。今まで私は、自分の事が嫌いでした。でも今は違います。今は自分が大好きです。他にも、問題群別指導や総合点検、面接、課題等をとおして、交友問題、家族問題、被害者について、考えられたり、責任や思いやり等についても、色々考えが変わりました。私は、少年院に来て良かったと思っています。色々な人、先生方と出会えました。一緒に笑ったり、喜んだり、泣いたり、悲しんだり、時にはぶつかったり、うまく行かない事もありましたが、寮生や、先生方と出会えて本当に良かったです。特に寮の先生方には、すごい迷惑掛けてしまったり、裏切ってしまったのに、私の事を支えてくれました。本当に感謝しています。これから私は社会に戻ります。正直社会で生き残れるのか不安です。でも、その不安を乗り越え、自分自身と戦い、新しい人生を作って行く事を誓います。最後に、先生方、そして担任の先生、本当にありがとうございました。」

この作文を「物語的アイデンティティ」の獲得の観点から考察すると、まず、施設内での自己の変容が一つの「立ち上がり」の物語として記されている。その筋立ては、「出来なかった」自分が「出来る」自分になった、そして何より大きいのは、「嫌いで」あった自分を「大好きに」になれた、という自己回復・立ち直りの筋書きである。

そこには、職員や他の在院者という役回りや、施設内でのもろもろの活動があるが、何か特定の指導が直接的なきっかけとなって、「ターニングポイント」を誘発させたのではない。「一緒に笑ったり、喜んだり、泣いたり、悲しんだり、時にはぶつかったり、うまく行かない事もありましたが、寮生や、先生方と出会えて本当に良かったです」と述べられているように、全人的な関わりが、自分自身の見つけ直しとその物語の再構築を支えていることが示されている。そこに自己形成を支援する「立ち上がり」の支援が存在しているといえる。また、その結果、当人においては、「自分らしさ」を物語により言い表した立ち直りの過程、「物語的アイデンティティ」の獲得の過程がここに示されている。それは、まさに「立ち直りの自己物語」として、私たちの前に語られうる物語を提示し、その物語を私たちは聴くことが可能となる。そして、私たちはその「立ち直りの物語」を承認することとなる。

#### (4) 矯正教育としての立ち上がり支援と立ち直りの物語

矯正における二つの機能、「改善更生」と「社会復帰支援」のうち、「社会復帰支援」が外的な社

---

ードや個人名等、一部加工したものである。また、このような作文使用に関しては、入院時に院内で作成された作文や作品等が部外に発表等されることに関して、在院者からその利用等に関しての包括的な承諾を得ている。また、本作文に関しては、学術研究に使用すること、また、本人が特定されえない内容となっていること、必要に応じた個人情報保護の措置がなされていることを条件に、施設長の了解を得ている。以下、同様な措置が講じられている。

会的受容を促す機能に対し、「改善更生」は自己への働きかけを意味する内的な受容を促す機能として整理することが可能である。本研究においては、内的な受容に関して、リクルのアイデンティティ論に準拠しながら、アイデンティティの形成と「物語る」こと、とりわけ筋立てによるアイデンティティの再構築が、犯罪や非行からの立ち直りを支援するものであることを明らかにした。

ある出来事、ターニングポイントにより自分の存在を自らが問う（問い直す）発端から、アイデンティティとしての「自分らしさ」を「筋立て」により獲得し、そして、一つの物語の収束とともにその「自分らしさ」を手放すことにより、その「自己性」を保ち続ける、という「生の循環」が構築されることになる。

このような、物語によるアイデンティティ獲得は、直線の単調な坂道を登ってゆくようなものではなく、つづら折りの道、スイッチバックが設置されているような坂道を行きつ戻りつしながら、その坂の上の頂を目指す歩みのように思える。改善更生に内在するこのようなアイデンティティの道程は、何か不出来な部分を改め、それを再生させるような「改善」でも「更生」でもなく、まさに筋立てにより、主体としての「自分」を取り戻し、責任ある行動の主体として「立ち上がり」、自分自身の人生の物語の主人公を演じること、といえるものであろう。<sup>87</sup>

それはまさに、更に生きて行こうという、新たな「更生」としての「立ち直り」といえよう。このような新たな「更生」への対応に関して、ガラポンは次のように指摘する。「役割の内面化が消滅するについて、アイデンティティを公の場で示すことが重要になる。多くの非行少年にとって、行為に移ることは、アイデンティティの獲得の最後の手段だ。そこには、被害者、所属社会集団、家族といった他者を動かしてやろうという挑発がある。これらの相手が逃げてしまったら、警察、司法のおでましとなる。あらゆる社会的コミュニケーションができなくなったら、何かすることがコミュニケーションを成り立たせる最後の手段が。求められているのは、全く逆説的だが、対話だ。へたに始められ、失敗に終わる運命ではあるが、本当の対話が求められているのだ。」<sup>88</sup>ガラポンのこの指摘、「対話」としてのダイアログは今後検討する「ナラティブ」の機能の意義等を示唆している。

---

87 学校教育の現場における同様な視点からの実践として、川田英之『自己の「物語り」をつむぐ国語授業：主体性、共同的な言葉の学びをつくる』（東洋館出版、2016）が報告されている。

88 Antoine Garapon・前掲注84, 93頁

### Ⅲ 新たな処遇モデルとしての回復・立ち直りモデルの適用

#### 第3「矯正教育」の内容・方法の再構築

- 1 処遇モデルの再構築
- 2 「立ち上がり支援」の基本構造
- 3 「立ち直りの自己物語」モデル
- 4 まとめ

#### 1 処遇モデルの再構築

犯罪学を中心に、これまでも犯罪者や非行少年等に対する再犯防止には何か有効であるかについての検討がなされてきた。その研究結果からは大別すると二つの処遇モデルが提示される。第一に、犯罪者等は普通の人は異なる特質を有しており、その特質を把握し、必要な教育や処遇を実施することにより更生が可能であるとする、科学主義・合理主義に基づくいわゆる医療・改善モデルである。第二は、ポストモダン等の人間観をベースとした社会構造構成主義等の理念に近いいわゆる回復・離脱モデルが主張・展開されてきている。わが国の刑事政策における「矯正」は、医療・改善モデルを基盤とした処遇を展開してきているが、以下、医療・改善モデルに基づく各種の処遇モデルの特質とその課題を明らかにする。

##### (1) 医療・改善モデルとしての課題

医療・改善モデルにおいては、当人を改善の対象として位置づけ、その原因を分析検討し改善のための何らかの介入を実施するという基本構造を有した処遇モデルである。以下、その背景にある人間観・処遇観等を概観しながら、その内容について検討し、今日的な課題を明らかにする。

##### ア 医療・改善モデルの人間観・処遇観

近代以降の科学主義からくる人間観、それは人を治療・改良が可能な対象として客体化して把握し、その変化等を客観的に把握しようとする方法論に基づく。背後には精神医学や心理学の勃興・発展が存在する。このような科学主義による犯罪者処遇においては、犯罪者は悪い事をする異質な人間であり、「処遇」により改善可能であり、「悪いところ」を取り除く、改善すれば、真人間に直る存在として把握される。その処遇においては、まず犯罪起因の「原因」を探求する事が求められることとなる。「医療モデル」はその代表的な処遇モデルであり、原因を探求し、それを治療すれば犯罪は治る、という「改善モデル」ともいえる。更生のための治療・処遇には専門家が知識によって対応することが必要である、犯罪心理学等の知見が導入される。

一方、対象者は専門家の中で「犯罪者」としての役割が付与されることとなる。「犯罪者」は、個性・人格をもった人間ではなく、犯罪性を有した危険な生物として分析・治療の対象としてその特性等が数値化され、その変容等が測定される対象として位置づけられる。

このような医療・改善モデルに対して、その効果を否定するいわゆる「矯正無効論」が主張され、改善のための収容からまさに社会防衛のための隔離政策が展開された。しかし、そのような隔離政策は一方で施設の過剰収容を生むこととなり、矯正処遇を実施しその有効性を数値的に明らかにしようとする、効果検証が展開されることとなった。このような効果検証としての犯罪学の成果は、学習理論、コントロール理論、ラベリング理論等の研究成果を表すものとなった。その研究結果か

らは、個人に原因を求めるのではなく、環境×個人の相互作用としての逸脱という犯罪論の定着を押し進めることとなる。<sup>1</sup>

#### イ 学習モデルの処遇観

このような医療・改善モデルに準拠する「学習モデル」と呼ばれる、犯罪や非行は暴力や不適応行動を肯定する環境等により学習された負の学習として捉える処遇モデルが提唱される。

その内容は、対象者には非保護、非期待、機会喪失の状況等により低い自己イメージと負の学習と低い自己イメージからくるアパシー状態が内在し、そのような状態から脱却させるためには、成功体験等による自己イメージを向上させ、役割活動や面接・ミーティング等をとおした承認欲求の充足を図り、感動や達成感等につながる諸活動をとおしての正の学習を重ねることが重要とされる。自律した生活態度や対人スキルを獲得すること等を具体的な処遇目的としている。

さらに、RNRモデルといわれる再犯を引き起こす要因をリスクとして管理し、介入等により変化可能な要因をニーズとして、その反応性に着目しながら必要な処置を講じるという、学習モデル等を発展させた、処遇モデルが提唱されてきている。

このモデルにおいては、人はリスクを有するものであり、そのリスクを自己管理できるよう指導することを基本理念とし、今日、主流となりつつある処遇理念である。一方、その課題としては、ハイリスクと区分されるグループがコントロール可能とは限らない点、本人以外の環境要因にリスクが認められる場合の対応策が提示されないという点、そもそも、統計的に処理されたリスクは個々のリスクやニーズに対応しえない（犯罪そのものが標準から逸脱した特異事象であり、統計処理上はエラーとして排除され得るものを集め、統計処理する事への矛盾）等の課題も指摘されているところである。

#### ウ 医療・改善モデルの課題

医療・改善モデルに基づく各種のプログラム実施に関しては、科学化・心理学化により数値化され、人としてでなく処遇の対象物とされる懸念等の他に、処遇を展開する当事者たちの意欲を低下させることも指摘される。

この点について浦田(2013)は次のように説明している。「処遇現場の最前線で勤務している職員には、RP (Relapse Prevention: 再発防止モデル) を基礎に置く禁止を伴う処遇ばかりでは、指導する側の意欲が沸きにくいという感想を述べる者が少なからずおり、また、犯罪者にとっても息苦しい側面があることは否めないところである。」<sup>2</sup>改善的な理念に基づく処遇は、当事者の客体化・他律化だけでなく、指導者の目的喪失といった不全感の出現など処遇の限界・課題が指摘されてもいる。

#### (2) 矯正教育に内在する処遇理念

少年院における矯正教育は、矯正院法、少年法等の規定ぶりの影響で、「性格の矯正」というある種の言説が先行しがちであるが、旧少年院法及び少年院処遇規則においては、改善モデルとともに、長所基盤モデルに基づく、処遇理念が部分的にも示されていた。

具体的には、旧少年院処遇規則第1条「少年院における処遇は、在院者の年齢及び心身の発達程度を考慮して、明るく環境のもとに、紀律ある生活に親しませ、勤勉の精神を養わせるなど、正常

1 宝月 誠『逸脱とコントロールの社会学:社会病理学を超えて』(有斐閣,2004),宮古紀宏「効果的な矯正教育の原則に関する一考察」早稲田大学大学院教職研究科紀要第2巻(2010),向井 義「発達の視点を取り入れて、処遇しよう1~3」刑政 第117巻第4-7号(2006)等は、従来からの医療・改善モデルをベースとした処遇理念の再構築を図ったものといえる。

2 浦田 洋「性犯罪者処遇の新しい流れ—良い生活モデル(GLM)とは何か」刑政第124巻第12号(2013)37頁



な経験を豊富に体得させ、その社会不適応の原因を除去するとともに長所を助成し、心身ともに健全な少年の育成を期して行われなければならない。」と規定されているとおり、「長所を助成し」と規定されているとおりである。

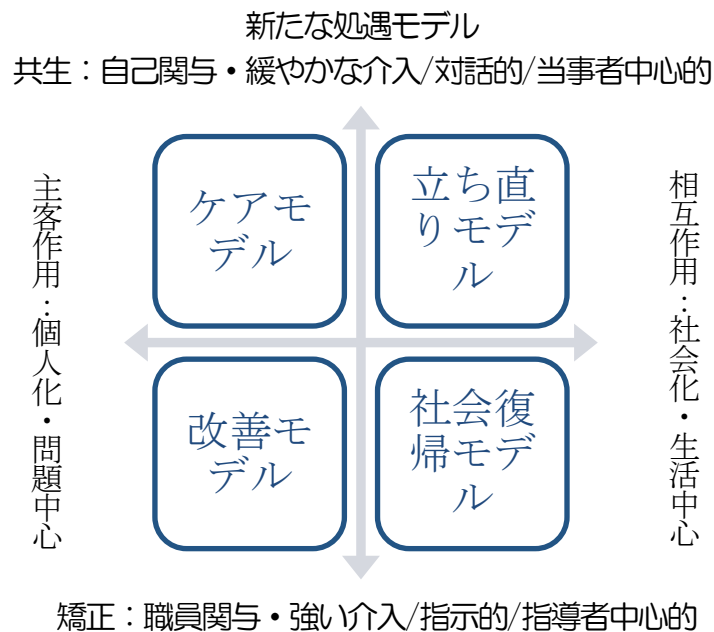
行刑は過去の行為に対する処罰として側面を有することから、改善と社会適応に主眼が置かれる。他方、保護処分としての少年院送致においては、健全育成と人格の完成をめざし、当該少年に対しての「最善な利益」を確保するために、その長所を伸長し、健全な社会の一員としての役割が担えるに必要な全人的な処遇が求められる。この点において、矯正収容施設としては、同じようである本質的に異なる処遇理念が明記されていたといえる。このような成人矯正と少年矯正の処遇理念の異同を今後、どのような形で整理していくかについては、別章において検討することとする。

### (3) 新たな処遇モデルの類型化

これまでの処遇モデルのあり方の検討を踏まえ、従来の処遇モデルの類型とは異なる処遇モデルに関して、その取組みに対する関与の主体を自己関与の傾向が強いのか、他者関与の傾向にあるかを縦軸に、その対応・関与が他者や社会に開いているかを横軸にし、それぞれの処遇モデルの類型化したのが以下の図である。

この四つのモデルの類型化において重要なポイントは上部の二つのモデルの人間観はケースワーク理論や社会構成主義的な関係性を重視したものであるのに対して、下部の二つのモデルは科学主義・合理主義的な原因・結果的な分析・理解を重視したものである。

換言すれば、上部のモデルは当人それぞれの「生き方」「生活」に関心を寄せる「足し算」的な処遇観に対して、下部のモデルはそれとは別に発生している問題とその対応・変化に関心を寄せる、「引き算」的な処遇観といえる。そういった意味からは、下部モデルが指導者中心的であり上部モデルは当事者中心的なものであるとも区分できる。<sup>3</sup>



左右は、処遇場面における当事者との関わり方に着目したものであり、相互作用に着目した二つのモデルについてその内容を以下、確認する。

<sup>3</sup> 高橋 哲「性犯罪者処遇の背後にある二つの理論的アプローチについて」罪と罰(2016)第53巻第4号107頁

## ア ケアモデル

ケアモデルとされるのは、グラフ左上、当人を中心に置き直接的な介入ではなく対話等をとおして当人の課題にせまっていってしまうものであるが、その対応はケア計画を立案しそれを職員が主体的に関与していく構造を有している。このケアモデルにおいては、人の行動は関係性の中に構築されるとされ、その関係性の軽重といった状況を把握し一定の目標設定により必要な介入がなされる。

後述するように、その長所に着目し、その長所を手がかりとした介入を展開するのが、レジリエンス（長所）基盤モデル、良い生き方とされる細かい具体的な目標を設定し、その獲得を意識した介入を展開するのが、グッドライフ・モデル(Good Lives Model : GLM)であり、個人の内側に課題を設定する点において、ケアモデルに区分される。

## イ 立ち直りモデル

立ち直りモデルとされるのは、グラフ右上、当人を中心に置きながらも仲間やスタッフとの対等な関係によって構成される対話等により、当人の生きにくさ等の外在化をはかり、その解決ではなく別な対応や別な視点を自らが発見していくという構造を有している。この立ち直りモデルにおいては、人の行動は自己と他者との関係性において構成されるものと理解され、問題・課題への対応はその関係性を変更すること、また、それらをとおして形成されるナラティブ（物語）を書き換えることが提案される。これまで「立ち直り」として表現してきた処遇モデルも同様の機能・内容である。「立ち直り」モデルとしての読み替えられるものであり、その内容等の詳細については後述することとする。

### (3) 当事者中心の処遇モデルへ

これまで見てきような改善モデルの課題を補う観点から、近年、デシスタンス（回復・離脱）モデルへの転換が図られてきている。その背景に、ポストモダン等の影響を受け、近代的な科学万能主義への懸念等に対応しうる理念として実存哲学や現象学的人間理解の展開が存在する。

具体的には、人を心理学的な分析・説明する存在から、それぞれの意思と特性を有する、そこに存在する人間像への転換という、「量」的分析から「質」的分析への方法論の転換がある。それまでの「犯罪者」観から「犯罪」に陥った人への転換が、その処遇対象を改善の対象から生き難さ・困難を有する存在者へと位置づけた。それまでの悪いところを専門家の管理・支配のもとに治す存在者から、必要があれば専門家の支援を受けつつ、その人自身の生活を、自己決定を優先しながら営む存在者として位置づけること重視する。それは、当人のニーズに応答していくという処遇観の変化といえる。また、その社会生活への適応に関しては、当人が保持している様々なスキルや長所に着目し、その長所等を伸長することにより自己肯定感を高め、他者との円滑な関係性の構築を図り、再非行しない日々を積み重ねるといった長所基盤モデルと呼ばれる処遇モデルも定着してきている。いずれも、医療・改善モデルとは異なる、当事者中心的な処遇モデルである。以下、その概要を説明する。<sup>4</sup>

## ア 回復・離脱（立ち直り）モデル

回復・離脱モデルの代表的な研究者の一人がリヴァプール離脱研究(LDS:Liverpool Desistance Study)をベースとした、「やり直す(making good)」論を展開しているシャッド・マルナ(Shadd Maruna)である。マルナはそれまでの改善させる処遇スタンスから離れ、「人はなぜ、どのようにして犯罪から離れ更生していくのか」、その過程に着目した。その研究結果からは、当事者のナラ

4 向谷地生良「当事者研究」『統合失調症』（医学書院、2013）

ティブ・アイデンティティに着目しその内容から「回復の脚本」の存在を明らかにし、そこには、達成・免罪・正当化・治療、といったステップが内在することを示した。また、非行・犯罪者を、「行動することによって自己の内面を語る者」であるとすれば、心が行動へと置き換わってしまわないうちに、言葉によって形を与えること（言語化）ができれば、非行や犯罪（行動化）をしなくてもすむ、という特質・行動に対する「言葉」の有意性を明らかにした。

端的に言えば、犯罪からの離脱においては肯定的なアイデンティティの変容が存在し、その回復過程は言語化（ナラティブ）されることにより表出・強化されることを明らかにしたものである。このような回復モデルはそれまで形成された犯罪者としてのアイデンティティから離脱し新たなアイデンティティの確立を目指すものである。その過程においては、①社会的に認められる役割の獲得、②役割を果たすためのスキル等の向上、③社会的な役割を果たし得る新たなアイデンティティを有するものとしての自己形成、④新たなアイデンティティに準拠したこれまでの人生の再文脈化<sup>5</sup>、といった、ある種の自己形成のための循環機能が、結果として、犯罪から離脱した生活を形成していくと整理されるものである。<sup>6</sup>

#### イ レジリエンス（長所）基盤モデル

犯罪者の立ち直りに関して、その欠点等に注目するのではなく、その長所（ストレングスやレジリエンス）に着目した未来志向の処遇理念が近年注目され、いくつかの研究成果が報告されてきている。<sup>7</sup>

この長所基盤モデルの特徴について、津富(2011)は次のように説明している。「長所基盤モデルは、リスク管理モデルを代表とする中立的モデルを越え、「価値」を復権させ、本人がそもそももっている善き側面（長所・資源）を手がかりに立ち直りへの道筋をつける。このモデルでは、犯罪者は、他者にとっての問題である「客体」ではなく、自らが問題を解決する「主体」として位置づけられ、周囲のかかわりは本人による問題解決を応援するエンパワーメントに限られる、典型的に言えば、支援者の役割は、権利擁護である。」<sup>8</sup>これまでの医療・改善モデルでは、治療や指導にあたる者が主体であり、犯罪者や非行少年は矯正の対象・客体という立場に置かれていた。しかし、長所基盤モデルにおいては、本人自身の存在・価値に焦点が向けられ、当事者としての本人の主体性が強調されている。また、支援者の役割・機能は本人の当事者としての権利擁護、自己決定等への支援、それはエンパワーメントとして具現化されるものである。

また、そのメリットに関しては、「厳罰化する社会において、長所基盤モデルには、2つのメリットがある。第1に、犯罪者に社会参加の機会を提供することを通じて、社会が、犯罪者を「リスク」ではなく、「有用な資源」とみなせるようになる。第2に、当事者中心モデルにおいては、犯罪者処遇のコストが下がる。共同生活を通じて、当事者自身が支援者となるため、専門家が不要となるか

5 明石史子「犯罪者はどのように生活を変容させるのか」罪と罰 第52巻第4号(2015), 57頁

6 藤岡淳子による整理（『非行・犯罪心理臨床におけるグループの活用』（誠信書房2014））次の回復にむけた次の四つのどの段階をとおしても回復モデル（グループ活動）が有用である。①犯罪をしないで生きていくという決意段階：外的条件の重要性→働きかけ、支援、②機能回復（リハビリテーション）の段階：グット・ライフ・プランの構築、③社会再参加（リエントリー）：「自他からの信頼を獲得し、犯罪をしない自分というアイデンティティを現実生活の中で作り上げる。」、④普通の暮らし/融和：人間関係資本の充実と将来への希望が融和の鍵

7 守山 正「欧米における「デシスタンス(desistance)」研究の状況：犯罪常習者が犯罪を止めるとき」犯罪と非行第150号(2006), Ungar, Michael(2006) *Strengths-Based Counseling With At-Risk Youth*. Corwin Press 『レジリエンスを育てよう：危機における若者たちとの対話を進める六つの戦略』松崎秀明他訳(金剛出版, 2015)

8 津富 宏「犯罪者処遇のパラダイムシフト」日本犯罪学会編（『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』現代人文社, 2011）, 68頁

らである。」<sup>9</sup>と、当事者を中心とした支援モデルのメリットが指摘されている。ここで注目すべきは、専門家中心から当事者中心、そして生活中心であることが、社会的メリットを形成していくことである。また、その結果は、既に検討してきたとおり、それぞれの立ち直りの自己物語として語られることで明らかにされることになる。

## ウ 当事者中心の処遇

このように、回復・離脱モデルやグッドライフ・モデル(Good Lives Model:GLM)といった、本人の立ち直りや長所を基盤とする処遇モデルが提示され、具体的な処遇結果とともにその研究内容が紹介されてきている。その特徴等を浦田(2013)は、「①長所基盤やポジティブアプローチ、及び協働や動機づけにより、②処遇がいかに関与者に利益をもたらすか、言い換えると、どのようなクライアントが処遇により利益を受けるか、に焦点を当て、③リスクを軽減/統制し、充実した生活や心理的幸福を達成するという目標を持ち、④RNR、SRM-R、CBT と統合されるものである」<sup>10</sup>と、説明している。その処遇の効果はアイデンティティの変容と自分史といった物語の語り直しの出現によって、RNR モデル等ではそれまでリスクファクターとして把握されていた、ケアの欠如やマイナスの家族との関係性が有意味なものとして語り直されることにより、明らかにされる。このように当事者本人を中心とした未来志向の処遇が注目されてきているところである。<sup>11</sup>

## 2 「立ち上がり支援」の基本構造

これまでに検討をとおして、当事者を中心とした処遇モデルの有効性が示されてきている。一方で、そもそも加害者としての自己像をどのように変えるのか、また、変えるとしても「立ち直り」した者として社会的に受容される人間への変容は可能となるのか、従来の「矯正」処遇や「矯正教育」においては、このような視点からの検討はほとんどなされてきていない。

換言するならば、再犯しない生活を続ける、という立ち直りの歩みは、それまでの自分とは異なる選択をし、ある意味で犯罪前とは異なる「自分」を生きること、といえる。このような立ち直りの歩みがどのようにして継続しうるのか、本人のこれまでの言動をいわゆる科学的に分析し、原因と結果を求めても、その対象が既に過ぎ去った過去の自己申告によるデータに基づくという課題が内在している。

そこで、本節においては、従来からの二元論的な科学主義・合理主義に基づく医療・改善モデルの課題を<sup>12</sup>、社会構成主義・物語論とP. リクルの自己同一性論により乗り越え、当事者中心とする処遇の展開において、「自分」とは何か、「自己」が変わるということとはどのようなことであり、それが実際には可能か、という問いに回答しうる基本理念の検討を行うこととする。<sup>13</sup>

さらには、その基本理念が、犯罪や非行に陥った者が、今までの自分から新たな社会的存在とし

9 津富・前掲注8,71頁

10 浦田・前掲注2,45頁

11 佐藤伸一「非行少年の当事者モデルによるアセスメント」生島浩、岡本吉生、廣井亮編著『非行臨床の新潮流ーリスク・アセスメントと処遇の実践』(金剛出版,2011)

12 二元論的な科学主義・合理主義とは、「原因と結果」というような因果関係が存在することを前提とし、対象を分析調査するものであるが、そのような研究手法は常に調査方法の信頼性と妥当性が問われる。権利論の課題とは、特定の手段に対して特定の権利を認めることは、その他の集団に対する権利の一部を制限するものであり、また、特定の権利は該当する集団の自律等を歪めてしまうある種のジレンマが存在するという点である。

13 野口裕二「サイコセラピーの臨床社会学」木村英昭・野口裕二編『臨床社会学のすすめ』(有斐閣,2000),野口裕二『物語としてのケア ナラティブ・アプローチの世界へ』(医学書院,2002),狭間香代子『社会福祉の援助観ーストレングス視点・社会構成主義・エンパワメント』(筒井書房,2001)等は対象は異なるが同様な視点から新たな処遇理念等を検討している。

での自分を産み出すことの可能性とその有り様を検討し、保護処分としての新たな施設収容処遇の構築を図ることとする。<sup>14</sup>

### (1) 関係を変えることによる「自己変革」

#### ア 関係性論とは

「矯正」という用語の本来の意味は、悪いものを強い力をかけて直すという意味であり、直すべき悪いものが先に存在している。わが国の刑事政策においては、犯罪や非行を行ったものを刑罰又は保護処分として施設に収容しその犯罪性を改善する、といった意味で「矯正」という用語が用いられてきている。

この施設内処遇としての「矯正」の対象は、非行や犯罪を行った当該本人であり、本人に内在している犯罪性を除去するという、医療・改善モデル的な人間理解が存在する。このような人間理解は、いわゆる心理学的な影響を強く受けたものであり、心と身体が存在を前提とした、心身二元論、また、原因と結果を探求することにより事実が判明するという本質論に基づくものであるといえる。

しかしながら、このような「本人」とその「こころ」に焦点を当てた、いわゆる心理療法等が万能であることはない。そこで、近年、家族療法等の立場から、「こころ」ではなく本人を含む家族・社会との関係に着目した対応と、その視点から本人のみならず社会のあり方を含めて再構築しようとする考えが展開されてきている。つまり、「こころ」とされるものや「自分自身」とされるものはすべてのものに先行し独立・存在するのではなく、他との関係や、その関係性の積み重ねによる影響、さらには関係性が織りなす様々なエピソードにより構成され、また、その関係性が様々な不適応を引き起こす、とされる「関係性」に着目した当人と他者・社会に関する整理がなされてきている。

関係性に着目した視点は、それまでの二項的な整理、「善と悪」「正常と異常」といった構造によって整理しきれない、そこから落ちこぼれてくる現実の課題を拾い上げ、再構成することを可能とする。それまで、顕在化していなかった、「子どもの貧困」「引きこもり」といった課題に対しても、なんらかの対応の視座を与えることが可能となる。この点に関し、大江(2004)<sup>15</sup>は M. ミノウの「多様性の目に位置づける」という主張から、①社会的文脈や社会的条件を再構成し、②(周辺化された人物に対する)スティグマを外し、③される側など様々な視点を十分に取り込んで(視点の多様化)、④代替的選択肢を模索しなければならない、と関係性を再構築することによる問題解決の可能性について言及している。

#### イ 関係性論と「自己」

このような、関係性に着目した人間理解において、「自己」とはそのものが個別に存在し活動するという、「自己」存在のある種の自明性が否定されることになる。換言すれば、「自己」という個人を知り、理解するということは、体重や身長、場合によっては様々な心理検査や医学検査により数値化され、分析と比較の対象としてではなく、その者自身が生きる場における、他との関係性において立ち上がってくる様々なエピソードを内在している存在として位置づけられ、その関係性等をとおして理解されることになる。

14 平井秀幸・南保輔「矯正教育プログラム(薬物非行)の質的分析に向けて」コミュニケーション紀要 第25巻(2014)、平井秀幸『刑務所処遇の社会学：認知行動療法、新自由主義的規律、統治性』(世織書房, 2015)は、現状の処遇体系員に関して批判的な検討を行っている。

15 大江 洋『関係的権利論 子どもの権利から権利の再構成へ』(勁草書房, 2004), 6頁

この点に関して、浅野(2004)は次のように説明している。『自己』『私』は、単独の孤立した状態で誕生するのではなく、他者との様々なやりとりの中で初めて成り立つものとするのである。この考え方は、自分が何者であるかを知るためには、どうしても一旦は他者の視点を経由する必要があるという事情に着目して主張される。互いにやり取りをくりかえす中で他者が返してくる諸々の反応は『私』を映し出す鏡なのであり、これを手がかりにして人は自分が何者であるか、何者であるべきなのか、また何者であることを望むかを知り、それにしたがって自分自身をコントロールすることを学ぶのだ<sup>16</sup>。ここで説明される「自己」論は、社会学者の G・H・ミードの自我の社会説に準拠している。

ミードによると、他者を含めた社会は自己に先行して存在する。そして、その社会に誕生する自己は他者との関わり、それは家庭という単位から学校、そして社会と拡大していく中での活動とおしての社会的経験をとおして、生み出されていくとされる。<sup>17</sup>また、このような他者をとおしての自分、他者がある種の鏡としての機能を有しているとされる。

この社会・他者という鏡に映った自分という考えは、C・H・クーリーも主張しており、彼によれば、鏡をとおして自分自身を確認するという過程においては、他者が自分をどのように捉え、評価しているかを想像し、その想像の結果に対してどのように感じているか、といった機能が内在しこれらの結果が自己評価に強く影響を及ぼすものとされる。<sup>18</sup>このような他者とのかわり、それは自分自身に対する評価とその自己反応を積み重ねることにより、自己は固有の特質をもった「存在者」として形成されていくことになる。

#### ウ 関係性論と「自己変革」

20世紀における心理学の発展は、デカルトの「コギト」に代表されるように、認知しうる自己存在を前提とし、人には「こころ」が存在することを基盤としたものであった。しかし、脳科学や精神医学の進歩に加え、臨床哲学、臨床社会学といった実践知を「臨床」という場で具現化しようとする様々な研究の中から、「こころ」といった実体が存在することは確認されず、「こころ」とは記憶や意思や経験等によって構成される構成概念であると整理されてきている。

ところで、「矯正」という用語は少年法第1条の「性格の矯正」の規定にあるように、「性格」といった心理的なものを対象としている。ここに示される「性格」も、「こころ」を構成する一部とすると、それを「矯正」可能とするためには、脳科学等の知見に立ち「性格の矯正」に関する読み替え・再構築が不可欠となる。

言い換えれば、「矯正」とは、こころの一部である性格を社会的に受容される状態(再犯に陥らず)に変容させることとされるが、そのような状態への変容は具体的にどのようにすれば可能となるのか、「こころ」とされるものが不明であれば、その方策を提示する困難性が明らかとなる。

このように「こころ」を前提とした「矯正」としての自己変革の困難性への対応策の一つが、関係性論に基づく対応である。「他者との関係こそが自己を根本から規定するという関係論的発想を延長していくならば、関係が変わることによって自己のほうも変わるということになる。」<sup>19</sup>関係性論に基づく「自己」とは「他者との様々なやりとりの中で初めて成り立つもの」であり、他者をとおして、他者からの反応により自分を自分として理解し、その自己の変革と他者の反応を通して

16 浅野智彦『自己への物語的接近』(勁草書房, 2001), 25頁

17 船津 衛「『自我』の社会学」井上俊他編『岩波講座現代社会学2自我・主体・アイデンティ』(岩波書店, 1995), 52頁

18 船津・前掲注17, 50頁

19 浅野・前掲注16, 26頁

形成されるものとされる。

つまり、「矯正」としてではなく関係性に基づく自己変革は「自己」にとって納得しえない事情が生じた場合、そのような納得しえない「自己」を変えるためには、他者との関係性を変えることにより、「自己変革」しうることが可能であり、その焦点は「自己」と「他者」又は「社会」との関わり方にあることになる。

## エ 関係性論による「自己変革」のジレンマ

自己存在が他者との関係性において構成されるとする、「関係性論」に準拠すれば、自分自身を変えることは、「他者と自分の関係を変えること」により可能となることが示された。

しかしながら、現実の実態は、他者との関係性を見直したり、場合によっては転地療法的に環境のすべてを変えたとしても、実存する自己が大きく変容しないことは、アルコール依存や薬物依存からの立ち直りの社会内での取り組みの実態からも明らかである。

日常的に私たちは納得しえない自己存在に直面した場合、たとえば、思春期の自我に目覚める時期においては、とりわけ自分自身の容姿や性格など、自己存在自体を否定的に感じたという経験は、多くの人に共通するものだといえる。しかし、そのような変革したい自己に対して、自分自身と他者との関係性を変えること、例えば部活動を辞めるとか、新しい学習塾に入るといったことが、自分自身を肯定的に受け入れるといったことに、有効に機能しえない事も、また、多くの経験から確認されていることである。

自分を変えるために、他者との関わり方を変える努力をしても、その努力が具体化し、自分自身が変わったという実感を持ちえるのは、ごく限られ場面であり、そのようなエピソードが継続・持続し自分自身の自己イメージの変化を強く促進することは現実には起こりにくい。ここに、関係性論に基づく「自己」観では、自己変革が引き起こされ難いというジレンマが存在する。

このジレンマの内容をさらに細くみると、他者との関係性を見直し新たな自分自身に変わろうとしても、鏡としての他者に変更されただけであり、その鏡に写る自分が自動的に変容することは、まず起こり得ない。外国や僧院に自分自身を移動させたとしても、若干の変化は起こり得るかもしれないが、本質的な自己変容は起こり得ない。つまり、(自己変革を願う)「彼ら・彼女らのリアリティの前で関係論は一種の循環に陥ってしまいます。自己が変わるためには関係が変わらなければならない、だが関係をほんとうに変えるためにはまず自己を変えなくてはならない」<sup>20</sup>、という循環論としての矛盾が生じてくることになる。

これは、矯正施設に入所することが、自動的に彼ら・彼女らに影響を及ぼし、その立ち直りが進行するとされるような、ある種の社会的言説を否定するものである。更に言えば、特別予防とされるような作用は、仮に何らかの立ち直りに向けての働きかけがあったとしても、それだけで「改善更生」することは困難である、<sup>21</sup>ということになる。

## (2) 社会的構成を変えることによる「自己変革」

### ア 社会構成主義とは

関係性に視座をおいた関係性論は、社会的文脈や社会的条件を再構成することにより、問題・課題に対する新たな代替措置を模索する対応は、一面において「社会」や「集団」といった大きな枠組み、構成員を対象としたアプローチでもある。これに対して、個人に立ち戻り、「自分」とは何か、

20 浅野・前掲注16, 28頁

21 他方、このような結論は関係論的な人間観・処遇観からのものであり、様々な処遇プログラムの有効性の可能性をすべて否定するものではない。

という問いだてに対して、私や自己といったものは他者との相互作用によって構成され、また、現実の生活は他者との共同作業により相互の実存を承認し合いながら構成されている、とする「社会構成主義」が主張されてきている。<sup>22</sup>

野口(2000)は、この社会構成主義を次のように説明している。「私たちの生きる現実とは人々の共同作業を通じて構成された維持され変形されるとする理論的立場。現実とは客観的に実存するのではなく、人々の言語的コミュニケーションを通じて立ち現れてくると考える。」<sup>23</sup>とする、現実感・社会観であり、現実とは他者との言葉を通しての相互作用において構成される。

社会構成主義は関係性論をさらに推し進めたものともみることができ、その違いについて浅野(2001)は、「関係性論がどちらかという自分を中心とした一方通行の関係から、事物を捉えていたのに対し、社会構成主義は単なる他者との関係性だけではなく、その社会を支配している様々な言説や不文律的な因習等も含めた相互作用により、『自分』は構成されている、とするものであり、その特徴は、人々が体験するすべての出来事、すべての現実とは他者たちとの言説をなかだちとした相互行為のなかで(そしてその中でのみ)構成される。したがって言説や相互行為のあり方が変われば現実も違ったものであり得るという枠組みである。」<sup>24</sup>と整理している。

このような浅野の整理に基づくなら、「雨」を一例に上げれば、「人々の意識や態度はその人々の居住している地における気候・風土に強く影響し、渇水を気にする地域においては、雨は好意的に、逆に水害が多い地域においては否定・拒否的に捉えられる。このように、認識・価値観の相違はその属する集団・社会の状況によって異なるものであり、普遍的なものではない、という点に着眼するのが社会構成主義の主張であり、当事者と他者との関係性に着目するのが関係性論による自称の捉え方だといえる。

社会構成主義を代表する社会心理学者である K・ガーデンは、その著作において社会構成主義のテーゼ(命題)を次のようにまとめている。「私たちが世界や自己を理解するために用いる言葉は、『事実』によって規定されない」、「記述や説明、そしてあらゆる表現の形式は、人々の「関係」から意味を与えられる」、「私たちは何かを記述したり説明したり、あるいは別の方法で表現するとき、同時に、自分たちの未来も創造している」、「自分たちの理解のあり方について反省することが明るい未来にとって不可欠である」<sup>25</sup>このように、社会構成主義的な視座は、これまでの自明性を疑い、その背後に存在する関係性や相互作用の機能やその意味を再構築し、現前する様々な課題に対応することにより、「自分たちの未来」を創造してゆこうとするものといえる。そのためには特に「自省(reflexivity)」という機能、つまり、自分自身の寄る辺立つ前提事項、自明性を疑い、眼前の現実を別な角度や枠組みにより捉え直し、また、様々な立場をも考慮しつつ、ものごとに取り組む姿勢の重要性」も指摘されている。<sup>26</sup>

## イ 社会構成主義と「自己」

社会構成主義は関係性論をさらに進め、自己と他者という関係性を含め様々な言葉や言説等をと

22 家族療法への視座から発展した「社会構成主義」は、どこに比重を置き対象とするかによって、若干の違いが存在し、「社会構成主義」と訳出された用語により説明される場合もある。ここでは、その最大公約数となりえる共通事項による説明を行っている。

23 野口裕二「サイコセラピーの臨床社会学」木村英昭・野口裕二編『臨床社会学のすすめ』(有斐閣, 2000), 33 頁

24 浅野・前掲注 16, 187 頁

25 Gergen, Kenneth (1999) *An Invitation to Social Construction*, Sage Publications Ltd. (電子書籍 kindle 版 Third Edition, 8-9 頁) 『あなたへの社会構成主義』東村知子訳(ナカニシヤ出版, 2004) 72-75 頁

26 Gergen, Kenneth・前掲注 25, (32) 76 頁



おした相互作用によって現実は構成されるものとする。また、文化やジェンダーといった従来からの定説や自明性に関し疑問を持ち、場合によってはある種の異議申し立てをなすという視座から「自己」を定義する。それはまた逆に一番の自明性をもつ「自己」存在に関しても、省察の目を注ぐことになり、その省察の結果として、自己に関しての物語りが形成され、その物語が自己を明らかにする。

社会構造主義のこのような視座から「自己」を定義付けるとする、端的に言えば、「自己は、自分自身について物語ることをとおして産み出されるということ」<sup>27</sup>、つまり「私」は「自己物語」をとおして生み出される存在、として定義づけられる。関係性論における自己は他者等の鏡をとおして、その自己像が自己内に立ち上がってくるのに対して、社会構造主義的な視座からの「自己」は他者・社会との関係性をとおして形成される物語によって構成される存在ということになる。

つまり、他者と社会とのさまざまな関わりの中から、自分を位置づけるエピソードを選択し、それを他者に理解されるよう編集し自分の物語として物語ることにより、自分もまた他者も「私」として語られるその人を理解する、ということである。

ところで、この「物語る(narrative)」機能には一定のルールが存在している。まず第一が、「私」が「私を」語るという私の二重性である。第二が語られる私の物語は現在という時点から過去を振り返り、その中で様々な出来事を取捨選択し配列し直すという、過去から現在へという時系列が存在しているという点である。第三に語られる物語は他者に理解され受容されてはじめて物語として意味を有するという点である。これらの点に関して、以下、浅野(2004)の論考に準拠しその内容を確認する。

#### 視点の二重化

まず第一は、「私」の二重性である。浅野はこれを「視点の二重化」として次のように説明している。「視点というのは、一つの世界(「私」にとっての世界)がそれに対して現れることになる基準点、言い換えれば世界という座標軸の原点になるものであるから、このことは、登場人物が行動するための別の世界を創り出すことも意味している。一方、語り手が聞き手に向けて語りかけている世界があり、他方にはそこで語られた登場人物が活躍する世界がある。物語を語るということは、この二つの世界あるいは『二つのコンテキスト(脈絡)を連関させることを意味する』のである。」<sup>28</sup>例えるなら、小説でも映画でもその物語の主人公としてその物語の中から語りかける存在とその物語を見聞きする存在の二つの視点が存在するが、自分自身を物語るという自己物語において、「私」はその二つの視点を同時に保持する存在として位置づけられる。この点に自分を物語る上での困難性を含んでいるが、その点に関しては後述することとする。

#### 選択的構造化

次に、第二の時系列に選択配置される物語の特質について検討する。「物語る」行為は、時間軸の上にそれまでの出来事を取捨選択し配列するという、当たり前ともいえる構造化が存在する。この構造化は、社会構造主義の特徴とされる、「事実」ではなく出来事に着目しその関係性等を見直すことにより新たな構造が形成されるという、「省察」的な機能が内在している。

このように、「構造化というのは、無数の出来事の中から意味のあるものだけを選びだして相互に関連付けるという作業を意味しており、これはまさに右で強調してきた『選択と配列』に他ならない。この作業によって、語られた世界(登場人物が活躍する世界)は、意味と方向性を持った時間

27 浅野・前掲注16, 5頁

28 浅野・前掲注16, 8頁

的流れを産み出すものとなる。」<sup>29</sup>また、「単なる事実の羅列は物語ではありえない。どのような物語も特定の視点からなされる事実の選択・配列によって成り立つのであり、語り手の視点が異なれば、出来事を選択や配列も異なったものとなり、異なった物語が産み出されるだろう。」<sup>30</sup>と、整理される。

このような構造化の機能から「物語(narrative)」をみると、「自己」が物語するためには「選択と配列」というスキルの必要性が浮かび上がってくる。そして、「選択と配列」によって異なる物語が生み出されることとなる。この物語の特質は「自己物語」にも同様に適用される。自分自身について語る物語は、その結末の部分において今ここにある自分（物語っている自分）に説得的なやり方で到達する必要がある。だから語られる出来事はみな、今の自分（結末）をどのようなものと考えかにしたがって、また、その結末を納得の行くものとするように配置されることになるのである。（中略）したがって、自己はそれが物語られる限りにおいて、必ず結末から逆算された（振り返った）形で選択・配列されるものであり、事実ありのままの記述ではあり得ない。」<sup>31</sup>という特質を自己を同定する「自己物語」には認められる。

### 他者への伝達

物語のもつ第三の特徴は、物語は他者に理解されることを前提としている、という点である。この点に関して浅野(2004)は「納得いく」という用語に着目しその内容について次のように説明している。『『納得の行く』という表現にはすでに他者の存在が含意されているのである。なぜなら出来事を納得の行くように語るということは、語り手の物語に対して語り手と同じ意見を持つこともできるが、異なる意見をも持ちえるようなそういう偶発的な視点、すなわち他者の視点のことであり、『納得』というはそのような視点を前提としてはじめて意味をもつものである。（中略）物語が納得のいくものとして受け入れられ、共有された現実になるのは、自己と他者との視点の差異が乗り越えられることによってなのである。』<sup>32</sup>この「納得」の機能においても実は「二重化された視点」が内在し、自己物語(self-narrative)においては、単に「私」の視点（自分自身の納得）だけでなく、その物語を物語として納得しうるものとして評価する他者の存在が不可欠とされる。

「納得」には単なる自己と他者という二者間の構造だけでなく、その二者間に言葉による理解・相互関係が成立するためには、共通する価値が共有されていることが必要とされる。納得とは出来事の受けとめ方への評価であるのだから、物語が聞き手に受け入れられるということは、その評価を共有するということでもあり、潜在的にせよ顕在的にせよ、ある価値観が正当化され、伝達され共有されている過程なのである。このことは、物語る行為が一定の社会や共同体を前提にしていることを示唆してもいる。」<sup>33</sup>

社会構成主義的「自己」とは、自分自身を「物語る」ということをとおして「私」として生み出されるもの、とすることができる。そしてその「私」は日々の出来事によって再構築される「自己物語」によって「私」として維持されるものだと考えられる。「自己とは（1）言語的および意味的に構成される現象であり、（2）その構成は必ず他者との関わり合いをとおして行われるものである、と。」<sup>34</sup>自己物語が自己を構成すること、つまり、自己とは「自己物語」といえる。

29 浅野・前掲注 16, 8 頁

30 浅野・前掲注 16, 9 頁

31 浅野・前掲注 16, 10 頁

32 浅野・前掲注 16, 10 頁

33 浅野・前掲注 16, 11 頁

34 浅野・前掲注 16, 103 頁

まとめるなら、「自己」とは、物語られることにより存在するものであり、また、その物語は他者・社会との関わりと「物語」としての承認によって生み出されるものである。つまり、「自己」とは、①自己との関係（対自関係）と、②他者との関係（対他関係）において形成される物語をとおして生み出されるということができる<sup>35</sup>。

さらに、その物語には、視点の二重化／選択的構造化／他者への伝達、といった特質が内在しており、「自己物語」が語られるためには、この特質をある種のスキルとして獲得していることが必要とされる。発達論的に「自己」を見直した時、この物語の三つの特質のうち、選択的構造化と他者への伝達というスキルが形成・獲得されることにより、自己が生み出されることになる。つまり、自己の育成には他者との関わりを必要とする二つのスキル獲得に着目する必要があるがここからも指摘される。

#### ウ 社会構成主義と自己変革としての「自己物語」

社会構成主義に基づく「自己」は、「自己物語」として語られることにより生み出されるものである。そこには自分が自分との関係を物語るという「対自関係」と、他者と自分の関係による物語りとしての「対他関係」が存在する。

ところで、関係論的「自己」論で検討したとおり、自分自身を変えるという自己変革作用においては、「関係性」を換えることにより自己変革を促進しようとするため、そこでは、他者との関係性を換えるために自分を変える必要が生じるという、ある種のパラドックスに陥ってしまうことは既に言及したとおりである。では、社会構成主義に基づき「自己変革」を促すためには、どのような方策により可能となるのであろうか。

#### 立ち直りとしての「自己変革」

それは、まさに自己と他者との関係において生み出される「自己物語」の物語を換えることにより可能となり、その「自己物語」の書き換えは「自省 (reflexivity)」という機能によってなされる。まず、最初に、この「自省 (reflexivity)」について確認すると、船津(1995)はミードの「主我」「客我」論を援用しつつ、次のように説明している。「ミードによれば、『主我』は自我の積極的側面を表わし、それは人間の個性、独自性を示し、そして、新しいものを生み出すものである。この「主我」は人間の本能あるいは衝動を意味したり、『客我』以外の残りのものすべてを指すというようなものではなく、人間の『創発的内省』(emergent reflexivity)を表している。『創発的内省』とは、他の人間の観点を通じて客観的に自分の内側を振り返ることによって、そこに何か新しいものが生み出されることである。」<sup>36</sup>

この「創発的内省」とは、前節で検討してきた、「自己」が物語られる際に認められる、視点の二重化／選択的構造化／他者への伝達、といった特質と同様な機能といえる。物語の書き換えを、「自省 (reflexivity)」という機能により整理すると、次のような構造がみえてくる。それは、①自分が他者からどう見られていたのか、他者の視点をとおして過去の自分自身を振り返り（視点の二重化の適用）、②その振り返りの視点に基づき、これまでの様々なエピソード（それは、これまで語られていなかったもの多く）の中から再度選択し再配置し（選択的構造化の適用）、③その物語が他者から納得しうるものとして再構築する（他者への伝達の適用）、というものである。

また、このような自己物語の再構築により自分自身だけでなく、他者との関係が再構築され、そ

35 ここで言う、「対自関係」と「対他関係」はG.Hミードが主張する「主我 (I)」、「客我 (me)」の自我区分として同一な理念といえる。

36 船津・前掲注17, 55頁

れは相互作用により集団・社会にまで波及することの可能性<sup>37</sup>が示唆される。

### 物語の書き換え

このように、社会構成主義的自己論による「自己変革」とは、自己物語をそのエピソードを再選択し、時間軸の中に再配置することにより、書き換えが可能となる、と説明される。

このうち時間軸を物語構成の重要な要素とする特質に関して、浅野(2001)は、ガーゲンの論考を参照しながら、「自己物語というのは、自己が何者であるかをこれまでの人生に起こった様々な出来事を語ることによって明らかにすることであるから、単なるエピソードの羅列以上のもの、時間軸にそって選び出され組み合わせられた(構造化された)諸出来事のまとまりが語られるのでなければならぬ。そのような意味で、例えばガーゲンは、このような通時的な(時間の流れにそって見るような)視点を持ち込むことが、これまでの共時的な(ある一時点だけを取り出してみるような)自己論に対する自己物語論の利点であると論じているのである。自己構成とは時間軸を含むような構成である、というのが構成主義的自己論の見方であるといつてよいだろう。」<sup>38</sup>と、説明している。

自分を変えるという「自己変革」は、「自己物語」を再構築することにより可能となる。しかしながら、「自己物語」の再構築には「自省(reflexivity)」という自己を洞察し直し・語り直すという強い「自己」の存在・必要が浮かび上がってくる。

このような「自己」は、社会構造主義が設定してきた、他者と自己との関係によって生み出される「自己」とは大きく異なるデカルト的な近代自我論と同質性を有してしまう<sup>39</sup>、という「自己」の位置づけに関する本質的な矛盾の出現が内在してしまうことになる。

### 「足場」の必要性

このような矛盾とは別に、人が変わることには、自分で自分を変えるということを前提とする循環、それは、変える自分と変えられる自分の立ち位置の不安定さともいえる、ある種のパラドックスが内在する。

このような不安定さを解消する方策として、浅野(2001)は、「足場」という用語を用いてその対応について、「一般的にいえば、人がなにかを変えようとするときには、その間自分自身が立っているための足場を必要とする。人の働き掛けによって対象が変わっていても、その人の立っている足場の方は相対的に安定していなければならない。それが、「変える」という働き掛けを続けるための条件であるからだ。これに対して、『主我が対自関係を変える』という状況は、そのような足場がないということを意味している。なぜならここで主我を変えようとしているのは、まさにその主我を生み出したもの、つまり主我にとって足場となるはずのものだからである。」<sup>40</sup>と、「足場」の機能とその必要性を指摘する。

つまり、人が変わるためには、本人自身がしっかりと立ちえる足場としての「自己」の存在が必要となるが、そのような足場となりえる、しっかりとした「自己」が確立しているのであれば、そ

37 この点に関して、浅野(2001)は「つまり、主我の創発的内省が起こり、それによって自分が新しく生まれ変わる、そしてその新しい自我の働き掛けによって他の人間も変わり、ひいては集団や社会が変わっていく」とも指摘している。浅野・前掲注16, 149頁

38 浅野・前掲注16, 198頁

39 この点に関して、浅野(2001)は「実際、「主我」が「自己」を変えるといのは奇妙なことではないだろうか。自己を変えるというときの「自己」とは、第二の認識によれば「自分自身との関係(対自関係)」を指しているのであった。他方、「主我」とは「客我」に対する反応であるとされていたのだから、それは、「主我-客我」という「自分自身との関係(対自関係)」の中でのみ現れてくるはずのものである。とすれど主我は、自分が変えようとしている当の対象(自己=<主我-客我>関係)を自らの前提にしているということになる。」とも指摘している。浅野・前掲注16, 150頁

40 浅野・前掲注16, 150頁

のような「自己」を変える必要性もないし、また、変えること自体の困難性が指摘される。<sup>41</sup>

さらに言えば、加害者として社会を生きる元受刑者や元非行少年の「立ち直り」に関しては、社会の一員となるために変わらなくてはならない自己と加害者であるという変えられない自己の物語を語り得るのか、といったある種の矛盾が止揚されないまま、存在し続けてしまう、という別な課題も示されてくる。

## エ 社会構成主義と自己変革のジレンマ

これまでの考察からは、「自己物語(self-narrative)」を語り直すことによる自己変革は、物語のもつ三つの特性（視点の二重化／選択的構造化／他者への伝達）の影響を受け、①自己物語を語る自己についての奇妙さ、②語りの時間についての奇妙さ、という二つのある種のジレンマが指摘された。

### 自己物語を語る自己について

自己物語を語る自己がいかにか奇妙であるかについては、既に言及しているとおり、語られる自己と語る自己という視点の二重化によって生じる課題である。端的に言えば、語ろうとする自己はその語ろうとする時点において、語られる自己の物語を既に構築している、という点から派生する、ある種の入れ子状態が永遠に続いてしまうというジレンマである。

つまり、「そこでは語り手である自己は、すでに一定の目的をもつ合理的な主体として前提にされている。しかし自己の成り立ちそのものを問題にするということはまさにそこを考えるとということではないだろうか。『すでに自分を知ってしまっている』という形でなりたつ自己、『すでに…してしまっている』という先取りの時間においてなりたつ自己。それは何者なのだろうか。」<sup>42</sup>、という「先行する自己」とでもいえる疑問への応答が必要とされる、という点である。

換言すれば、「自己」の成立に内在している選択的構造化の先行についての問題点である。それは、「語り手は自らのことを語り始めるときに自分はどのようなものとして構成するのかをある意味すでに知っているということだ。(中略) 自己を語り始めるその瞬間に、語り手がすでに自分を何者かとして構成してしまっており、その意味で語り始める前に自己構成がすでにある意味でなされてしまっているのである。」<sup>43</sup>と、指摘されるとおり、構造化される前に既にその結果を知り得ている別な自己が存在するというジレンマである。

異なる自己の出現は自己変革という視点からは、その可能性や有効性が示唆される点においては有意義といえる。しかし、一方で、自分自身が意識しないままに構成されてしまっている「何者」としての自分の出現は、自分自身の安定性やそもそもとしての「自分」としての信頼性を脅かすことになる、という別な問題を提示することになる。

### 語りの時間について

また、語りの時間についての奇妙さにおいても同様な循環が生じている。自分物語を語る自分が

---

41 この点に関して、浅野(2001)は「意志が弱い」という自己評価がもつある種のパラドックスに関して次のような解釈をなしている。「意志が弱い」という言い方は、「自分自身へのコントロールがうまくいっていない」ということを意味しているのであるから、それを変えるということとはつまり「自分自身への関係(対自関係)を変えることである。けれどもその努力は、結局以前と同じことの繰り返しに終わってしまいます。(中略) それは、一言で言えば、変えようとしている自分(主我)が、変えられるべき自分(意志の弱い自分)を前提としているかである。自分を変えるための足場や自分が変わったのかどうかを確認するための外的な視点を彼・彼女は持つことができない。あるいは自分が立っている足下を掘り崩すことができないように、最終的には主我が自らの力で対自関係を変えることはできない。そもそも対自関係を変えようとしているこの自分こそが、その対自関係によって生み出され、その上に立って働いているものなのだから、変わろうとしているこの自分がかぎり、古い対自関係がゼロになることはありえないのである。」と、指摘している。浅野・前掲注16, 152頁

42 浅野・前掲注16, 200頁

43 浅野・前掲注16, 199頁

先行する自分によって形成されている、ということは、自分物語が構成される前に、何らかの選択的構造化がなされており、ここにもある種の入れ子状態の循環が生じている。

それは、「自己自身を構成するということは、自己が自らを構成するということであり、構成の前提が、構成の結果として現れてくるということだ。構成の前提（構成する『自己』）と構成の結果（構成された『自己』）との間には必ず決着のつかない循環の関係があらわれる。」<sup>44</sup>、というジレンマである。

このように、「自己」に着目しても、「語り」に着目しても社会構成主義の視座から「自己」や「自己変革」を整理すると、そこには循環論的なジレンマが生じている。その原因は、「構成主義の見解によれば一方において『自己』とはそもそも語られることによって構成されるのであるが、他方において、自己物語が語られるためには『語り』に先だって語り手である『自己』がいるのでなくてはならない。」<sup>45</sup>からであり、ここに社会構成主義の一つの限界が提示される、ということができる。

### 「盲点」としての棚上げ

このような、社会構成主義に基づく自己物語と自己変容に関するジレンマに対して、そのような「盲点」（ジレンマ）を有している、ということを一且棚上げにすることにより、構成主義的な整合性を担保することが可能となるとし、浅野(2001)は次のように説明を加えている。「語られた自己物語の『内容』や『機能』に着目するためには、それを語っているものについての問いはとりあえず（しかし実は永久に）棚上げしておくほうが都合がよいわけだ。ジレンマはこうして敢えて見えない（盲点とする）ことによって回避されている。そしてこの盲点は理論家だけのものではない。自己物語を語りつつ自己を構成している当の本人にとってもまた、語りに先立つ『自己』はあまりにも当然なものとして前提されているからだ。」<sup>46</sup>つまり、「語る自己」という存在とその役割を一且、自明的なものとして「棚上げ」することにより、「自己物語」が再構築され新たに書き換えられた「自己物語」として「自己変革」が出現することになる。それは「語る自己を盲点とすることによって構成主義的自己論が回避しているのはそのような問いなのである。このような盲点によってはじめて構成主義的な説明は完結し得るともいえるだろう。」<sup>47</sup>という、とりあえずの結論に到達することになる。

しかし、このような「盲点」として棚上げしたことによっても、問われ続ける奇妙な自己の存在について、浅野(2001)はさらに次のような疑問を提示する。それは、『『私は多重人格です』『私はアダルトチルドレンです』という彼らの語りは、いったい誰が語っているのだろうか。構成主義の見方からすれば、そのような語りによって（正確に言えば、その語りをとおして他者と相互行為することによって）彼らの『自己』は構成されるのだ、ということになるだろう。この見方はまちがっているわけではないし、その説明だけをみれば何の不思議さも残されてはいない。けれども、それではこの説明の外側に取り残された『語る自己』とは何者なのだろうか。他者（この場合はメディアという他者）の語りが反復される場所であるような自己、他者がそれをとおして語るような自己、他者の語りであることによってはじめて自己を物語りえるようなそういう自己。端的にいえば他者であることによって自己であるようなそういう奇妙な自己。これはいったい何者なのだろうか。」

44 浅野・前掲注 16, 201 頁

45 浅野・前掲注 16, 195 頁

46 浅野・前掲注 16, 197 頁

47 浅野・前掲注 16, 198 頁

<sup>48</sup>という問題である。この、「他者であることによって自己であるようなそういう奇妙な自己」については、事後、再びリクルの自己同一性論によって検討を加えることとする。

### (3) 物語を書き換えることによる「自己変革」

自分を変えるという「自己変革」の可能性について、「自己」とは何かを「自己物語」という一つの成果物を生み出す作業に着目し、関係論と社会構成主義の視座から検討を行ってきた。その検討の結果として、「自己変革」は幾つかの対応により生み出され得ることが確認されたが、一方で、循環論に陥るいくつかのジレンマが内在していることも明かにされた

ところで、ある種の医療モデルとして個別・個人に着目した心理的な介入による課題改善ではなく、社会構成主義の影響を受けた家族療法のうち「物語療法」・「物語論(narrative-approach)」による介入は、「自己変革」に着眼することによって、一定の効果を上げてきている。そこで、以下、「物語療法・物語論」を手がかりとして、これまでのジレンマをも克服しえる、「自己変革」の可能性に関して検討することとする。

#### ア 物語療法・物語論

物語のもつ意義等に関しては、既に言及してきているが、ここでは、何故「物語論(narrative-approach)」であるか、について以下、検討することとする。

「物語論」とは、近代社会の基礎理念である「科学」的分析や検討の結果からもたらされる因果関係や再起性を「説明」によって明らかにすることとは全く異なる、現前に発生するそれぞれの事象をより深く理解し、それぞれの個別事情に応答しうる様々な関係性を再構築しうる一定の形式を指す、対人支援の一つのツールである、ということができる。

つまり、「因果関係やそこから引き出される一般法則などではなく、出来事の中に意味的な関係を見だして、それを理解しやすいようにまとまりへ変えていくことなのである。そして『物語』という枠組みは、この意味的なまとまりを把握するためにどうしても必要なものとされる。」<sup>49</sup>と、整理されているとおり、個々に発生する様々なエピソードを所定の視点から、選択的構造化を図り、ひとつの物語として提示することにより、他者理解を形成しようとするものといえる。<sup>50</sup>

このような物語がもつ特質は、第一に物語は二重の視点を生み出し、第二に物語は時間軸にそって選択的構造化が図られ、第三に物語は他者との相互作用によって生み出される、と整理されるものである。これらの特質から、「人間の認識が物語をとおして構成されるということ、および物語が、経験を構造化するだけでなく、語り手とは区別される登場人物独自の視点（『意識の光景』）を生み出すものであり、しかも語りの過程の全体がつねに他者との相互行為のなかにおかれているということ」<sup>51</sup>といった、これまでのいわゆる科学的な客観化では見出せなかった課題の背後にある関係性や構造といった知見等が明らかにされる。

また、このような視座から個人や集団を捉え直すと、当然のようにそこに複数の物語が存在し、複数の価値が存在することを改めて認識することになる。自己の物語が他者にとって受容されるものでないこと、また、他者の物語のすべてを理解しえないこと、これらの自明性を再度認識する。<sup>52</sup>

48 浅野・前掲注 10, 198 頁

49 浅野・前掲注 16, 41 頁

50 歴史学における物語の機能について、浅野(2001)は「歴史学が時間軸にそった出来事の構造化であり、その意味で物語であるということだ。すなわち歴史の記述が可能となるためには、後の時点に立って過去をふり返り、そこから出来事を選択・配列する構造化の過程が必要になるのであり、その過程こそが物語によってもたらされるものなのである。」と指摘している。浅野・前掲注 16, 48 頁

51 浅野・前掲注 16, 51 頁

52 このような物語の機能について、浅野(2001)は「このように人々が、世界や自分についてそれぞれのやり方で物語化したしな

このように、それまでは夜空の星のように分散していた様々なエピソードが、星座としてまとまりをもつように「物語(narrative)」を媒介することにより、ある意味的なまとまりを生み出すことになる。また、「関係性論」ではあまり言及されていなかったが、物語を物語るためには「言語」が不可欠である、という点も明らかとされるなど、物語論はそれまでの理論とその説明といった近代的な課題分析とは異なる、語りとその理解といった新たな関係性のあり方を提示することになる。

また、家族全体に焦点をあて、不適応や逸脱行動等により生活に支障が生じている当事者としてのクライアントの改善を図るという心理療法の一つである家族療法においては、近年、社会構成主義等の影響をうけながら、「物語療法」といった手法が定着してきている。

物語療法・物語論における人間観や「物語る」行為等については、「第一に、人が生きていくためには必ず自らの経験を何らかの形で物語化しないわけにはいかないということ、第二に、しかし物語るということは生きられた経験のうち特定の側面を選び出すことであるから、必ず語り尽くせない残余の経験が残ってしまうとうということ、そして第三に、その残余の経験は、クライアントの物語の外部にとどまるのではなく、ときにその物語の中に一種の亀裂（「ユニークな結果」）として姿を現すということである。」<sup>53</sup>といった特徴を有しているとされている。

その治療過程における治療者としてのセラピストの役割は、クライアントのいまだ語られていない残余の経験に光を当てることによって、異なる物語（オルタナティブストーリー）を語り得るように援助していくことにある。<sup>54</sup>端的に言えば古い物語（ドミナントストーリー）を新しい物語（オルタナティブストーリー）に再構築することである。その物語の再構築にあたっては、セラピストによって本人の外部から提示されるものではなく、クライアント自身の内部から「ユニークな結果」とされる亀裂が生じることによって立ち上ってくるものとされる。<sup>55</sup>

## イ 物語論と「自己」

社会構成主義の視座からの「自己」は、「自分自身を物語ることにより生み出される」ものであった。物語論においても、同様に自己は物語る存在とされるが、関係性論ともからみながら、次のように位置づけられている。第一が、「自己とは他者との関係である」、第二が「自己とは自分自身との関係である」とされる。以下、浅野(2001)の論考に準拠しながら、その内容を確認する。

第一の「自己とは他者との関係である」とする自己論には関係性論で検討したと同様な構造が内在している。それは、自己存在の自明性はなく、他者や社会との関係性において構築される、とするものである。つまり、「自己意識を持つために人は自分自身を外側から眺める視点をとることができなくてはならないと考えたからだ。そのような視点は自己のうちに生得的に与えられているのではなく、まずは自分に向けられた他者のまなざしとして体験され、やがて徐々に自己の内部に定着していくものである。それゆえ、自分自身について意識するという体験は、決して直接的なもので

---

ながら生きているのだとすると、当然、物語は複数存在することになるだろう。したがって、認識論的な視点から物語論を受容することは、「ただ一つの世界」という認識論的な信念をすて、世界や自己には複数のバージョンが存在するのだという考え方を受け入れること、またそれら諸バージョンの優劣を客観的に評定しようとするような超越的な視点が存在しないという事態を受け入れることでもある。」と指摘している。浅野・前掲注16, 51 頁

53 浅野・前掲注16, 153 頁

54 浅野・前掲注16, 153 頁

55 物語の再構築について、浅野(2001)は「ちょうど自己物語を覆うドミナントストーリーに小さな疵やひびがはいるように、ときどきそのようなエピソードが顔をのぞかせるのである。このようなエピソードは「ユニークな結果」と呼ばれ、「オルタナティブストーリーの創生と再創生にとって豊かで肥沃な材料を提供することになる。」セラピストの役目は、このようなユニークな結果を利用してクライアントの自己物語をドミナントストーリーから解放し、新しい物語へと書き換えていくことである。」とも説明している。浅野・前掲注16, 51 頁



はなく、他者の視点をとおして間接的に得られるものであるほかない。間接的に、ということ、何らかの「あるいはさまざまな」形をとったコミュニケーションの中ではじめて体験されるということの意味している。」<sup>56</sup>と、他者をとおした間接的な視線の存在を指摘する。

このような自己論は関係性論においては、他者を鏡として映し出される自己として、また、社会構成主義においては、他者において納得しうる物語を語り得る自己としてそれぞれに見出せる自己論である。

第二の「自己とは自分自身との関係である」とする自己論においては、自己を、自分自身を物語る者として位置づける。「自分物語」については、社会構成主義の視座から「自己論」において、それが持つジレンマも含めて検討してきたが、物語論では、このような自己と関わりをもつ自分自身という存在も重要視する。

それは、物語を物語る存在（それは自己物語の作者としての自分）が、物語論では不可欠であるからである。つまり「自己とは人々との様々な関わり合いの中から産み出され、維持され、またときに変容していくのであるが、それと同時に自分自身に対しても様々な関わり合いをもつ。例えば、自分自身を観察して行動をコントロールし、自分自身に問いかけてそれに答え、自分自身について理想を持ち、それによって自分を評価し、ときには自分を変えたいと願い、時には本当の自分を探し求めようとする、等々、様々な形で「自己」は自分自身を対象とし、それに働き掛ける。」<sup>57</sup>という機能が重要とされる。

このような自己に関する二つの機能を、自己物語に着目し整理すると次のようになる。第一が、「対他関係は物語をとおして自己を生み出す」ということ、第二が「対自関係は自己との対話をとおして自己を生み出す」<sup>58</sup>ということになる。

第一の自己は既に言及したとおり、社会構成主義的自己論と同一といってよいものであり、物語療法が社会構成主義の中から派生している点からも、当然といえるものである。第二点は、これも既に言及したとおり、自我に関する「主我」と「客我」の関係からも明示される点といえるものであり、それぞれが「自己物語」の構築には不可欠な機能ともいえるものである。<sup>59</sup>

#### ウ 物語論と「自己変革」

それでは、物語論・物語療法(narrative-approach)からは、自分自身を変えるという「自己変革」はどのように捉えることが可能となるのか、以下、検討することとする。

家族療法における「物語」という枠組みを用いた物語療法においては、自己とは自分自身を物語る物語をとおして生み出されてくるもの、という自己像を前提とする。その物語を古い物語から新しい物語に書き換えることにより、自分自身の生きにくさを解消しようとするものである。その「生きにくさ」は、元受刑者や元在院者が社会に戻って感じる「生きにくさ」と同質なものといえる。

既に検討したとおり、このような物語療法が機能する前提として、浅野(2001)は、①人が生きていくためには必ず自らの経験を何らかの形で物語化しないわけにはいかないこと、②物語するという

56 浅野・前掲注16, 134頁

57 浅野・前掲注16, 139頁

58 この点に関して、浅野(2001)は「自己がこの二つの側面を持つということは、自己が主我と客我との間の相互作用あるいは対話という形をとって成り立っていることを意味しているのだろう。「自己とは自分自身への関係である」というときの「自分自身への関係」とは、そのような相互作用や対話を指すものである。」と説明している。浅野・前掲注16, 140頁

59 「対他関係」「対自分関係」という用語について浅野(2001)は、「内省的」という船津衛の用例を説明する際に、次のように述べている。「内省的(Reflexive)であるとは自分自身に再帰する、自分自身へと関わっていくということであるから、船津のこの言葉は、自己が社会関係(対他関係)であると同時に自分自身に対する関係(対自関係)であることを強調したものと受け止めることができるだろう。」浅野・前掲注16, 142頁

ことは生きられた経験のうち特定の側面を選び出すことであるから、必ず語り尽くせない残余の経験が残ってしまうこと、③その残余の経験は、クライアントの物語の外部にとどまるのではなく、「ユニークな結果」として姿を現すということ、<sup>60</sup>とする、三つの前提条件・状況の必要性を指摘している。

この前提を踏まえ、その対応にあたるセラピストは、「クライアントのいまだ語られていない残余の経験に光を当てることによって、異なる物語（オールタナティブストーリー）を語り得るように援助していくことにある。（中略）ちょうど自己物語を覆うドミナントストーリーに小さな疵やひびがはいるように、ときどきそのようなエピソードが顔をのぞかせるのである。このようなエピソードは『ユニークな結果』と呼ばれ、『オールタナティブストーリーの創生と再創生にとって豊かで肥沃な材料を提供することになる』。セラピストの役目は、このようなユニークな結果を利用してクライアントの自己物語をドミナントストーリーから解放し、新しい物語へと書き換えていくことである。」<sup>61</sup>と、説明されるとおり、クライアントの自己物語を新しい物語へと書き換えることを支援することになる。

このような、「自己物語」の書き換えによる「自己変革」は、社会構成主義の視座による「自己変革」と一面においては、類似している。しかしながら、自己物語の書き換えはクライアント自らだけで実施しうるものとはされず、カウンセラーという他者の存在とその支援が必要とされる点に異同が存在している。

さらに、その書き換えられる新しい物語（オールタナティブストーリー）は、外部からの別の物語のある種の移植ではなく、自己の物語として語られている古い物語（ドミナントストーリー）の内部から、それまでは物語を構成していなかったようなエピソード、本人自身が語ることのなかった「残余の経験」の中から再構築される、という特徴を持っている点においては、社会構成主義の視座による「自己変革」とは一線を画している。

この相違点により、社会構成主義の自己変革において指摘された「語る自己」の存在と機能の棚上げが、ある種の解決に至ることになる。

具体的には、自己物語の書き換えを行う自己、それは書き換えられた物語を「語る自己」であるが、その「語る自己」は書き換えられる前の自己と、書き換えられた後の自己とどのような関係にあるのか、その同一性は確保されているのか、といったジレンマが、社会構成主義の自己変革には内在していた。

このような「語る自己」の存在等のジレンマを一旦、棚上げにし「盲点」として残しておくことにより、その一貫性を担保する・せざるを得ない点が社会構成主義の視座による「自己変革」理解の一つの限界であった。この限界に対して、物語論(narrative-approach)の視座による「自己変革」は、物語られていた古い物語の中から、新しい物語が生み出され、また、その新しい物語が生み出されるためにセラピストという本人以外の他者が介入することにより、その物語が新たな物語として、ある種の「納得」を得ることになる、という解決・解消に至ることになった。

## Ⅰ 物語論と自己変革のジレンマ

社会構成主義による、「自己は他者との関係である」とする対他関係的「自己」の定義付けを、物語論(narrative-approach)からの「自己」として定義し直してみると、「対他関係（他者との関係）

---

60 浅野・前掲注 16, 153 頁

61 浅野・前掲注 16, 154 頁

は物語をとおして自己を生み出す」ものとされ、対他関係が自己に先行し、物語をとおして自己を生み出すものとされる。<sup>62</sup>

そして、この対他関係の先行性が、これまでみてきた「自己」と「関係」の循環を、一旦遮断する機能が作用することになる。それは、「自己物語」として、ひとつの物語が形成されることにより、社会構成主義のジレンマへの対応策としてなされていた「棚上げ」と同様な作用が働くことになる。

棚上げとされたこの循環は、自己物語のゆらぎとともに姿を表すことになるが、それゆらぎを遮断するためには、その循環（自己と関係の）をみえなくする「一種のスクリーンとなる自己物語を変える」<sup>63</sup>ことにより、その危機を乗り越えることができる。

第二の「自己とは自分自身との関係である」とする自己論は、物語論により、「対自関係はパラドクスであり、自己物語はそれを前提とすると同時に隠蔽する」と読み替えられることになる。<sup>64</sup>これは、自己物語に内在する自己言及性は循環論としてのパラドクスそのものから抜け出すことの困難性を指摘している。

しかしながら、そのような困難性を内在しつつも、自己物語として成立し語られることによってそれは他者からの支援や受容が不可欠である点において、そのパラドクスは「隠蔽」されることになる。

つまり、「自己物語は構造的に自己言及であるからパラドクスが生じることを前提にしている。だがそのパラドクスは自己物語が他者に語られ、他者がそれを受け入れる限りにおいて隠蔽される。

(中略) 社会学的自己論がこれまでに重視してきた対自関係、再帰性、自己内コミュニケーションといったものがいまなお重要であるということはいまでもないことだ。しかし、それと同時に、対自関係がパラドクスであること、それを隠蔽するために他者が必要であること、これらもまた認識されなければならない重要な点である。」<sup>65</sup>と指摘されているが、自己物語が内在する自己言及のパラドクスは未解決のまま、物語論においても、まさに「棚上げ」とされている。

#### (4) 「自己物語」に内在する自己言及パラドクスへの対応

##### ア 自己言及パラドクス

自己変革に必要な「自己物語(Self-narrative)」には、自分が自分を語るることによる、次のような課題が内在している。それは、「一方において語り手としての『私』と登場人物としての『私』の視点は異なっているのでなければならぬが(視点の二重性)、他方において、その登場人物は物語の結末では語り手に一致するのでなければならぬ(結末に依拠して時間的構造化)。物語行為の主体(語る私)と物語の主語(物語内の私)とは、異なっているが同じでなければならぬ」<sup>66</sup>、ということである。

この課題はパラドクスとして、自己物語がもつ、自分が自分自身を物語・説明することが、果たして可能なのか、その語る自分と語られる自分は一致し、その語る内容も真実であると、誰が判断しうるのか、といった問題・状態を引き起こしてしまう。このような自己言及のパラドクスに一定の解決を与えない限りにおいては、「自己物語」による自己変革の妥当性はゆらいだものとなってしまふ。

##### イ 物語論からの対応

62 浅野・前掲注 16, 164 頁

63 浅野・前掲注 16, 167 頁

64 浅野・前掲注 16, 168 頁

65 浅野・前掲注 16, 173 頁

66 浅野・前掲注 16, 16 頁

このような自己言及のパラドクスに対して、物語論においては、新たに語られる物語は既存の物語の中に「語り得ないもの」として隠されているものの、その隠蔽さを明らかにすることにより、自己の連続性と一貫性を担保しようとするものである。つまり、「自己物語は、時間の軸（現在／過去）と語りの軸（語る／語られる）を用いて、ひとりの自己を別々の場所へと分離するわけだが、この隔離は現実の自己からは間接化された、それゆえ様々な可能性を試すことのできる空間を開く。この空間の中では自己は、『こうでありえたかもしれないもの』『あのときこうしていたらこうなっていたかもしれないもの』という、いわば書き換えが可能な姿で現れてくる。」<sup>67</sup>ことが可能で、自己の連続性と一貫性は保障される。

このようにして、自己物語は時間軸と語りの軸の二つの軸によって、自己変革の可能性が示されるとともに、自省としてのこれまでの経験を振り返りが可能となる空間が形成される。しかし、そこには自己が自己を俯瞰する視点しかなく、その内容の確認しうる「他者」の存在がどうしても不可欠となる。時間軸でいえば、現在の自己と過去の自己が確かにつながっており、同一であることを、また、語りの軸においては、語る自己と語らえる自己が自己として同一であることを認める存在としての他者の機能が必要とされる。

他者の機能はこのように必要とされるが、一方で自己物語に他者が具体的に参画すれば、それはもはや自己物語ではなく、他者との共同によって構成された共同物語と位置づけられる。それは、自己変革ではなく従来からの他者により、その変革を証明されたにすぎない、というジレンマが生じることになる。この新たなジレンマに対応するには、他者を関係性論で指摘された「自己を写す鏡」としての機能として活用することにより、暫定的ではあるかもしれないが、他者の直接介入を防ぎつつ自己の連続性と一貫性を保証することが可能となる。<sup>68</sup>

#### ウ P.リクールのアイデンティティ論による自己言及ジレンマの解消

「自己物語」という用語には社会構成主義や物語論に準拠する「自己は物語ることにより存在する」という一つの命題が内在している。フランスの哲学者であるP.リクールも、同様に、このように「自己」を「物語る」存在として位置づけ、「人格的自己同一性」と「物語的自己同一性」に着目し、「自己」の有り様について哲学的な検討を行ってきたことに関しては既に別章において検討したとおりである。また、このように自己を「人格的」なものと「物語的」なものとし、その二面性を指摘することによって、物語論に準拠する「自己変革」においてもなお残ってしまった、自己言及によるジレンマを克服する可能性が示唆される場所である。

そこで、これまで「自己物語」として検討されてきた、「自己」を構築しその存在を自他との関係において明らかにし、それぞれが固有に生み出している「(自己)物語」を、「自己同一性(アイデンティティ)」という用語に置き換えることとし、リクールの自己同一性論に準拠し、「自己変革」が真の意味において可能となり得るのか、最後となる検討を行うこととする。

それではまず、「自己物語」が内在している自己言及のジレンマはどのようにして解消されることになるのか確認することとする。リクールは物語としてアイデンティティが形成される時に不調が生じるが、その対応策として「必然性」や「登場人物」にその解決の一端を担わせる。

67 浅野・前掲注16, 210頁

68 他者の役割をこのような「自己を写す鏡」とするなら、自己物語を支援する他者が専門家である必要は低く、ピアグループや当事者グループの活動が一定の成果をあげているのも、このような機能を担える他者として役割を当事者等が担っているからだともいえる。

リクールはその生活の中でアイデンティティが「筋立て」<sup>69</sup>により同定化される際には、時には不調和が生じてしまうこと、またそれを補正する機能として「不調和の調和」の存在を指摘している。これは、物語の出来事が引き起こす不調和な効果を、物語全体の調和の秩序に統合する効果を及ぼすものである。<sup>70</sup>また、その過程においては、リクールによって「後戻りの必然性」と呼ばれる、偶然性の効果が必然性の効果への逆転する作用が発生する点を重要とする。つまり、物語を形成する様々なエピソードは一面において偶然発生したもののように捉えられるが、物語の不調和をとおして、「そのエピソード」は偶然の産物ではなく、物語の調和を図るためには必然的なものとなり、「このエピソード」が物語全体の調和を回復する、といった機能を明らかにした。

これは、時間軸においてみられる、語られる自己と語る自己との同一性への疑問、それはまさに、「その出来事」という物語の内側に隠されていたもの隠蔽されていたものが、「このエピソード」として暴露されることをとおして、語る自己が偶然性を認識しようとする自己や、他者の物語への不介入を証左し、「語る者」の同一性をも示すことになる。

自己同一性の安定を図るために「筋立て」は、その場面に登場する種々の人物との関わりを変えることにより、その成長を肯定しよう、新たな物語りを形成することとなる。これは、不調和の調和で言及した、出来事の偶然性から必然性への移行と同様に、物語における登場人物の行動を筋立ての変化によって有意味なものへと読み変わり、その読み変わりが物語の回復を図る、という機能として明らかにされる。

物語の調和を回復するために、それまで語られ得なかった出来事を筋立てにより変化させることは、当然にこれまでの物語の登場人物の役割や意味をも変化させることになる。その変化により、新たな物語が語られることになる。その新たな物語で語られる登場人物という他者の物語は、それまでとは異なる形、それは調和をもって新たな自己の物語に出現することになる。この他者の新たな物語はその他者に依存することであり、その意味においてある種の客観性、新しい物語の信頼性を示すことになる。

このように、リクールのアイデンティティ論からは、「自己物語」そして自己物語の読み直しという「自己変革」の妥当性が確認される。人格的アイデンティティが、その時における自分自身をどのように捉えるかに視座が置かれている点に比して、物語的アイデンティティはライフサイクルの中でその時その時に把握されえた人格的アイデンティティを「筋立て」と「登場人物」の操作により、往々にして受容し得ない様々なエピソードを肯定的な自己の物語へと読み替える。

それは「不調和の調和」をとおして、物語的アイデンティティの中でいくどもなく物語の書き換えを可能とし、その書き換えは多くの場合、人格の成長、それは変動しにくいとされる人格的アイデンティティへ強い影響を与えるものである。

また、大切なことは、このような「不調和の調和」により書き換えられる物語は、「自己物語」が自己言及により抜け出せないでいたジレンマからの解放を意味している。つまり、他者の直接介入を防ぎつつ、自己の連続性と一貫性を保証することが可能となるのが、リクールのアイデンティティ論により明らかにされる重要なポイントである。

#### (5) 自己変革すなわち「立ち直り」の実現可能性について

69 リクールはアリストテレスの演劇論で取り上げられる筋立て（ミメーシス）を「同一性」と「自己性」といった異なる方向性をもつアイデンティティの統合に取り込むことにより、「物語り」の成立を図っている。

70 松尾憲一「アイデンティティ喪失の解釈学—ポール・リクールのアイデンティティ論—」教育哲学研究 Vol. 2004 No. 89, (2004) 75 頁

これまで、「改善更生」の内容の検討に入る前に、そもそも「人は自分自身を変えることができるのか」という「自己変革」の可能性とその限界について、「自己」とは何か、そして「自己変革」とは何か、という問い立てにより、検討を進めてきた。この検討をとおして、①関係性を変えることによって自分を変えるという視座、②自己物語を新しく書き換えることによって自分を変える視座をへて、③「人が変わること」とは、「自分自身の物語の中から語られていない物語を手がかりとして、他者の助けを借りながら、新しい物語が語られる」ことである、とその可能性と妥当性が示されたといえる。

換言するならば、それは、物語論的自己論に基づく自己の変革、それは、自己物語の語り直し・書き直しということである。

このような語り直し・書き直しができるためには、自己物語それ自体が固定的で・閉鎖的でないことが必要とされる。つまり、「生きられた経験」<sup>71</sup>の中においても「語られていないもの」が含まれていること、それが語られるためには、時には他者の支援や介入が必要とされること、「語りにくさ」を含んだものであるからこそ、未だ語られていなかったものである場合が多く含まれていることなどの特徴を有している。

そして、「語り直し、書き直しとはこのような語り得なさ（不確定性・未決定性）をあらわにし、活性化させることによって行われるものであり（中略）物語的アプローチの観点からすると、自己が変わるために必要なのは、関係を変えることそれ自体というよりは、語り得なさを隠蔽を解除するように関係を変えること」<sup>72</sup>と説明されているとおり、「語り得なかった」エピソードを物語りの中に語り直すことで、自己変革のジレンマを越えることになる。

このように、「性格」や「人格」が病気になったようにその一部を治療・変化させるとする、医療・改善モデルとは異なるアプローチ（それは「自己物語」に着目したものであるが）により、自分自身に形成・蓄えられている様々な物語が再構築され、人は新しい物語という「立ち直り」を語ることができることが明らかとされた。

#### （6）立ち直りモデルとしての「自己物語」

犯罪からの立ち直りはこのように、「自己物語(self-narrative)」の書き換えという「自己変革」として捉えることが可能となる。

近年の犯罪離脱・回復に関する回復モデルに基づく研究においては、犯罪からの離脱・回復の過程には、アイデンティティの変容とその変容を下支えする自己の役割の置き換えに関する対話等の存在が指摘されている。この「アイデンティティの変容」が有効に機能するためには自己に関する認識が重要であり、また、自己理解における認知のシフト・変更、そしてナラティブの変容や他者との関わり、といった要素との関連性についても明らかにされる。<sup>73</sup>

##### ア 自己を物語る能力

一方、アイデンティティの変容を自己物語の書き換えとするならば、回復の道程においてまず確認されなくてはならないのは、当事者が自己の物語を語り得る能力を有しているか否かということになる。

つまり、「そもそも自己をひとつのまとまりへと作り上げていく力は、自分自身についての物語を

71 「生きられた経験」とは物語論においては、当事者自身がその生を実感しえた、生活の質的経験の総体として用いられる。

72 浅野・前掲注16, 29頁

73 Bonita M. Veysy (2014). *How Offenders Transform Their Lives*. Annual report for 2014 and Resource material series No. 96 UNAFEI 45頁

語ることによって産み出されるものであり、物語に関わる能力の衰退は当然自己のまとまりの解体ともたらずことになるのである。」<sup>74</sup>とされているとおり、その能力の育成と保持が、物語を書き換える以前に重要となる。このような能力は加齢に伴い誰もが自然に獲得しうるものとは言えない。この点に刑罰とは異なる支援・処遇の必要性が認められる。

#### イ 自己物語の書き換え

自己物語を語り得る能力が本人の中に形成されることを前提として、自己変容としての自己物語の書き換えがなされることとなる。その過程においては、既存の自己物語としてはその中に含まれてはいないが、本人の「生きられた経験」の中に存在し、未だ語られていない、認知の外にある「語り得ない」エピソードを梃子に物語の書き換えがなされる。

つまり、「自己物語を書き換え、これまでと異なった自分を産み出すためには、この『語り得ない』ものを見えるようにすることによって、一貫性や完結性を揺さぶっていけばよいということにもなる。(中略)クライアントの物語を書き直す際に、もとの物語と全く異なる物語を、いわば外部から提示していくことよりも、むしろもとの物語を前提にして、その内側に変化の芽を見だし、それを育てていくことの方がより効果的であるということであろう。自己物語の外側ではなく内側にある変化のきっかけ、これがここで言う『語り得なさ』なのである。」<sup>75</sup>と、説明されているとおりであり、自己との連続性を担保しつつ自己内から新たな物語が立ち上がってくる。

これが、まさに「立ち直りの自己物語」が語られることになる。

#### ウ 他者と対話の機能

「自己物語」はその言葉からある種のモノローグと理解されがちであるが、物語療法や物語論のこれまでの検討において明らかにされているとおり、対自関係と対他関係によって構成される物語が「自己物語」である。物語るとは自己との語りと他者との語りとその相互作用とが織りなす複合的な物語といえる。

であるから、その読み直しにおいては、対他関係としての他者・共同体の関与が含まれてくる。とりわけ、物語は他者の「納得」が不可欠であるとされていることから、語り直される物語においても他者の「納得」が必要となり、それは、当事者たる本人を肯定的に受け入れる「関心」を有する共同体が、必要な役割を果たすこととなる。<sup>76</sup>

#### (7)「共生」処遇の提示

物語論 (narrative-approach) に基づく自己理解と自己変革の可能性は、P. リクール自己同一性論の補完により、自己の物語を自らが語り、その物語を書き換えることにより自らが新しい物語を語る主体として存在しうることが明らかとされた。

これは、人は「矯正」される得るものとしてだけではなく、自らが自らの意思によって、それまでの自分自身を束縛していた言説やその言説に拘泥し自らの物語を語り得なかった者が、「語り得ない」ものを紡ぎ織り上げて新しい物語を自らが語り出す、ことの意義と可能性を明らかにしたといえる。

ところで、P. リクールは『他者のような自己自身』という著作において、「正しい制度のもとで、

74 浅野・前掲注 16, 13 頁

75 浅野・前掲注 16, 15 頁

76 木村敏・野家啓一監修『「自己」と「他者」：臨床哲学の諸相』（河合文化教育研究所, 2013）は、自己形成における「他者」の存在と役割について同様な視点から整理している。

他者とともに、他者のために善く生きること」<sup>77</sup>という小倫理と呼ばれる自己の倫理的目標を提示している。この生き方には「共に生きる」ことが伴われている。

この小倫理を「自己物語」にそって分析してみると、次のようなことがいえるのではないだろうか。自己物語においては「自己は他者と関係性において生み出される」ものであり、また、その自己物語の語り直す上で、「他者」自己を映し出す鏡として必要不可欠な存在であることから、自己は他者とともに存在する。

それはまさに「(自己は) 他者とともに他者のために生きている」ことを意味する。さらに、「他者のために善く」とは、自己もまた他者を写す鏡の役割を担う存在であるとするならば、その鏡が正しく他者を写し出すためには、「善く生きる」ことが求められることになる。善くとは他者によるのではなく、自分自身の言葉で自己物語を語ることであり、その結果「他者のために善く生きること」が、自己が善く生きられることに循環してくることをも意味している。

さらに、このような自己物語が正当性を有するものと認知されるためには、①聞き手としての他者に対して自己の物語を物語るための権利を有することが必要とされ、②そこで語られた自己の物語自体が聞き手(他者)を納得させることによって、語られた自分が聞き手(他者)との間で共有された現実が構築される<sup>78</sup>、ことが必要とされる。リクールが言うところの「正しい制度」とは、このような、自己の物語が他者の前で「自己物語」として語り得られ、また、それが正当に受容される環境・状況が保障され得ること、を指し示していると解することができる

以上の検討から、アイデンティティとしての「自己物語」は他者と自己との関係をとおして語り得るものであり、その物語に関与する他者は、その物語を下支えするある種の支援者として存在することとなる。それは、当事者による回復という処遇モデルの有用性を証左するものであるともいえる。

また、対自関係・対他関係とされる「自己物語」構成する機能は、他者と共に他者を必要とする存在として現実社会を生きる、「共生」観をも提示している。ここに、「矯正」から「共生」への処遇理念の新たな提示がなしうる可能性が示されてくる。<sup>79</sup>

### 3 「立ち直りの自己物語」モデル

#### (1) 自分が変わる・自分を変えるということ

これまで、再犯をせず社会的に受容される生活が送れるようになる「立ち直り」の前提となる、「自己変革」について、社会構成主義や物語論に準拠し、回復のアイデンティティとして、その「自己物語(self-narrative)」の再構築に関して検討を行った。

これまでの処遇論においては、その人格への介入を「改善更生」と表現してきたが、施設収容処遇の目的を「社会において再犯しない生き方」と定義すると、そこには「改善更生」ではなく、立ち直りとしての「更生」又は「社会化」という用語がその目的を端的に示すものであるといえる。

77 Ricoeur, Paul (1992) *Oneself as Another* University of Chicago Press. 330 頁、(久米博訳)『他者のような自己自身』(法政大学出版部, 1996), 406 頁

78 このような正当性を担保しうる制度の例示として、浅野は「例えば、自分史の執筆、カウンセリング、セルフヘルプ・グループ等々、これらはいずれもそのような正当化をもたらす制度的な文脈にほかならない。このような文脈のなかで、人は安んじて自分自身について語り、それによって自分自身を共有された現実として作り上げていくことができるのである」浅野・前掲注 10, 12 頁、と例示している。

79 鯨岡 峻『ひとがひとをわかるということ-間主観性と相互主体性』(ミネルヴァ書房, 2006) は、同様な「共生」観が保育場面においても構成されていることについて、「相互主体性」という用語により検討している。



以下、この収容処遇の目的「社会において再犯しない生き方をする」を達成するための新たな処遇論を検討することとする。

関係性論に基づき「自己」を整理すると、「自己」とは「他者との様々なやりとりの中で初めて成り立つもの」と言うことになる。それは、他者をとおして、他者からの反応により自分を自分として理解するものとされものであり、その関係性においては、現実が客観的に実存するのではなく、人々の言語的コミュニケーションを通じて立ち現れてくることになる。

このような「自己」に対して「自己変革」として、納得しえない「自己」を変えるためには、他者との関係性を変えることとなる。

自己を他者との関係性として把握する関係性論をさらに進めた、社会構成主義における「自己」とは、人々が体験するすべての出来事、すべての現実が他者たちとの言説をなかだちとした相互行為のなかで（そしてその中でのみ）構成されることとなる。

また、そのような自己を変えるためには、言説や相互行為のあり方が変われば現実も違ったものであり得るという枠組みに基づき、「自己変革」しうる存在として自己は提示される。それを実現するためには、単に転居や転職による関係性の変換といったレベルではなく、自省（reflexivity）」という機能、つまり、自分自身の寄る辺立つ前提事項、自明性を疑い、眼前の現実を別な角度や枠組みにより捉え直し、また、様々な立場をも考慮しつつ、ものごとに取り組む姿勢といったものが、自己において有効に機能する必要もある。

以上の検討から明らかにされた、それぞれに内在するジレンマ等への対応を含め、物語論に準拠した場合、「自己」とは、①言語的および意味的に構成される現象、②その構成は必ず他者との関わり合いをとおして行われるもの、とされ、そこには、視点の二重化／選択的構造化／他者への伝達、といった機能が内在している。

また、その自己変革は、①自分が他者からどう見られていたのか、他者の視点をとおして過去の自分自身を振り返り（二重の視点からの省察）、②その振り返りの視点に基づき、これまでの様々なエピソード（それは、これまで語られていなかったものも）の中から再度選択し、再配置し（語り得ないものを認識・選択し、再配置）、③その物語が他者から納得しうるものとして物語を再構築することによって、「自己物語」の読み替えがなされることである。

以上から、回復のアイデンティティとして提示される「自己」とは、「物語られる自己の物語の構築」であり、そこには対他関係（他者との関係）＋対自関係（自分自身との関係）によって構成される。

ここで言う、対他関係は物語をとおして自己を生み出すものであり、また、対自関係は自己との対話をとおして自己を生み出すものであり、これらの機能により「自己」が出現する。

「自己変革」（自分が変わる・自分を変える）とは、「新しい「自己物語」の再構築」である。ここでは、①自分の「生きられた経験」を自分と他者の二つの視点により省察し、②その中から「語り得なかった」エピソードを選択し、③時間軸上に再配置し、④自分を含む他者がその新しい物語を本人の物語として納得しうるものに再構築する、といったステップが存在する。

これらを前提とした 回復・立ち直りのアイデンティティとしての変容は、社会における新たな役割や学歴・資格を得ること、それにより、居場所の確保、自己肯定感の向上が図られ、結果、他者との関係性を構築する前提条件として機能する。また、対人・社会スキルの獲得・向上は、具体的な関係性の構築に直接影響を与える。その上で、新しい自己物語の構築としての自分自身に関する新たな解釈、物語を語り・語り得ることにより、当該本人の回復したアイデンティティの定着が

促進され、犯罪や非行から回復された時間を継続することが可能となる。<sup>80</sup>

## (2) 自分が変わる・自分を変える「立ち直りの自己物語」モデル

これまで、再犯をせず社会的に受容される生活が送れるようになる「更生」の前提となる、「自己変革」について、社会構成主義や物語論に準拠し、回復・立ち直りのアイデンティティとして、その「自己物語」の再構築に関して検討を行った。以下、その内容について再確認し、ケネス・J・ガーデンらの「社会構成主義」の主張<sup>81</sup>に準拠しながら、「立ち直りの自己物語」モデルとしての新たな処遇モデルの提示を図ることとする。

### ア 何故立ち直りが必要とされ何から立ち直りえるのか

今日の社会、そしてさまざまな社会問題の背景には行き過ぎた個人主義の存在が存在し、「自己表現」「個人の自由」「自己成長」「個人の目標達成」などが必要以上に強調される結果、個人主義は、私たちが常に闘争へと導くこと<sup>82</sup>となり、とりわけ、経済活動からみた世界そのものは、自らの利益を最大にし、損失を最小にするために行動する個人から成り立っていると想定されているとガーデンは指摘している。<sup>83</sup>

経済活動を中心とした世界観においてこのような個人主義による「人間」は、「常に他者によって価値を数字で測られ、他者からアイデンティティを与えられ、それに答えるように要求されている」<sup>84</sup>存在として取扱われる対象とみなされてしまう。この点に関しては、行き過ぎた科学化・心理学化として指摘していると同様な課題が存在する。

このような、行き過ぎた科学化・心理学化によって、人々の眼前に出現する不調和や問題を個人の中へと押し込むことになる。その点に関してガーデンは次のように問題提起している。「私たちは、個人を一つの完結したまとまりである——一人一人の人間は、自ら考え、感じ、事実や価値を慎重に吟味した上で行為する——と固く信じています。だからこそ、私たちは、他者の異質なふるまいや態度に直面した時、その信念に基づいた身近なやり方でそれらを理解しようとしまず—すなわち、まず、その人の内面に機能に欠陥があるのではないかと疑います。例えば、『薄気味悪さ』は『精神病』のせいとされ、『犯罪』は『善悪の判断』ができなくなった結果であるとされ、『嫌がらせ』や『偏狭なふるまい』、深く染みついた偏見からくるものだとされています。」<sup>85</sup>そして、このような意識（それは偏見とも呼べるものであるが）に基づく対応策の検討は、往々にして、個人の責任のみに焦点をあてることになる。

つまり、「また、私たちはよく『責任を取らせる』という言葉を使います。問題の原因はあくまで個人にあり、したがってその人さまざまな方法で、セラピー、教育、投獄などによって正していかなければならないというわけです。」<sup>86</sup>この指摘は、「性格の改善」そして「改善主義」に内在している今日的な課題を明確に示しているものであり、このような「人間観」から回復・解放される必要がある。

換言するならば、科学化・心理学化を内在した、行き過ぎた個人主義の結果、本来は社会問題とされる事象までも個人の内的な問題として取り扱われ、その対応は個人レベルの問題として、個人

80 Bonita M. Veysey ・前掲注 73, 47 頁

81 Gergen, Kenneth (1999) *An Invitation to Social Construction*、Sage Publications Ltd. (電子書籍 kindle 版 Third Edition) 『あなたへの社会構成主義』東村知子訳(ナカニシヤ出版, 2004)

82 Gergen, Kenneth ・前掲注 81, (96)179 頁

83 Gergen, Kenneth ・前掲注 81, (96)180 頁

84 Gergen, Kenneth ・前掲注 81, (97)182 頁

85 Gergen, Kenneth ・前掲注 81, (97)182 頁

86 Gergen, Kenneth ・前掲注 81, (97)183 頁

が責任を負うべき課題として本人への介入を許容することを容認する。

しかしながら、このような問題の個人化はある種の言説であり、人々の言動や選択がすべて個人の内側から個人の意思により形成されている、ということが無批判に受容しているに過ぎない、ということである。

この意味においても、人は、このような科学化・心理学化による、客観化・数値化により幻惑されている状況にある。そのような状況からの回復・離脱するためには、個人と他者とによって構成される自己とその自己の複合体としての社会という認識からの人間理解が必要となる。

そして、科学化・心理学化による、対象物化・目的化からの離脱に関してガーデンは、社会構成主義の有用性に関して次のように説明している。「社会構成主義は、『事実』や『善』の起源を、社会的なプロセスの中に位置づけようとします。私たちの『知識』は、人々の関係の中で育まれるものであり、個人の『心』の中ではなく、「共同的な伝統」の中に埋め込まれていると考えます。社会構成主義は、確かに「個人」よりも『関係』を、『孤立』よりも『絆』を、『対立』よりも『共同』を重視します。しかし、個人主義の前提から離れ、『共同体の関係』へ向けて動き出すためには、まず、『人』について概念化し直す必要があります。」<sup>87</sup>と、指摘している。

「人」について概念化し直すという指摘への応答としての「自己」理解は、先に検討したとおり、「自己」とは、人々が体験するすべての出来事、すべての現実是他者たちとの言説をなかだちとした相互行為のなかで（そしてその中でのみ）構成されるもの、として再構築され、「自分」とはなにかが再定義・回復される必要が内在しているということになる。

#### イ 関係性の回復

社会構成主義も社会構成主義から派生した物語論においても、「自己」を「自己とは他者との様々なやりとりの中で初めて成り立つもの」とする「関係性」に着目した理解である点において共通している。つまり、「人間」存在を「心」を前提として分析・把握するのではなく、「関係」として捉えている。

このような「関係」に着目すると、これまでの「意味」や「理解」も従来の定義づけとは異なることになる。例えば「意味」は関係の中から生み出されるものとされると、それは、単独の行為やそれに対する反応そのものの結果ではなく、つまり、個人にその意味を見出そうとするものではなく、共同的行為の結果とみなされる。また、「理解」に関して、それは、関係の中で達成されるものであって、それが達成されるかどうかは、ある種の筋書きを含んだ行為の調整（調和）にかかってくる、ということになる。<sup>88</sup>

「意味」や「理解」をこのように「関係性」の中へ移行させることにより、それは、唯一性から多様性へと移行する。関係性が変わることにより、そこから派生する意味や理解といったものの内容も当然に変化する。それは、様々な多様性を生み出すとともに、多様性を受容しうる環境をも構築することになる。これは異なる意見を持つ他者への対応に関して、とりわけ、非受容関係、つまり意見対立場面においては有効な方策を示唆する。

それは、それぞれが「正しい」とする意味や理解をそれぞれの関係性において捉え直すことにより、また、新しいプロセス（それは一般に「対話」と呼ばれる）においてその関係性を再構成することにより、それまでの意見対立とは異なる別な関係性、そしてその理解や意味付けが可能となることを意味している。また、そのような状況を形成するためには、ものごとの意味を作り出す関係

87 Gergen, Kenneth・前掲注81, (98)184頁

88 Gergen, Kenneth・前掲注81, (108)218頁

そのものを重視し、また、意味が固定されてしまうことなく、常に生成されていくようなコミュニケーションを維持することが求められることになる。<sup>89</sup>

#### ウ 私と「私たち」の回復：主我と他我との対話

関係性に着目することにより他者と自己との回復、社会内の対立の回復の可能性について言及した。その関係性を自己に焦点をあてると、社会構成主義において検討された、主我と他我との機能、それは省察をとおして新しい自我が生み出される「自己変革」において重要な作用が明らかにされる。この作用について船津(1995)は、ミードの「創発的内省」<sup>90</sup>という用語を用いながら、主我を客我が省察することによって、新しい自我が生み出されるととともに、他者の視点という視座という客我からの視座が、他者や社会のイメージを変化可能なものとして、それはまさに関係性が変わることによって変化すること<sup>91</sup>を指摘している。

このような自己内に起こる省察（それはガーデンにおいては「自己内省」と呼ばれる作用）は、様々な対立に対して、相手を変化させるようものではなく、自分自身の立場や考えを疑問視する視座を提供することになる。このような「自己内省」は自己内に潜んでいる異なる声を聞き取り、またその声と対話しながら、主我と他我といった自己に内在する異質な「私」らを「私たち」として一体化を図ることとなる。<sup>92</sup>それは、まさに自己同一性として、「自己性」の同一と、自己の「同一性」を統合することをも意味する。

自己内に生じるこのような対話は、自己の同一性を促進するのみでなく、自己内の「生きられた経験」としての多様なエピソードに新たな価値を与えることになる。それは、対話をとおして、新たな対話が生じるといった状況を生み、その結果、「たくさんの『声』が身近にあることで、さまざまな行為の可能性がクライアントの前に開かれます。また、多様な『ものの見方』に接することによって、現実が構成されたものであるという意識を深めることができるのではないかということも期待されています。私たちは、『たった一つの真実』ではなく、『たくさんのある真実の一つ』を見出すのです。」<sup>93</sup>とガーデンが指摘するところの「多声性」のもつある種の既存・固定概念の解放・回復といった働きを生み出すことになる。

さらに、このような多声性の中では、様々な失敗とされる負の経験も意味ある声として、その立場が回復され、さまざまな可能性を開く新たな対話を生み出すことにもなる。

#### エ 共同体の回復

関係性に着目し、さらに個々の構成員の声に着目し、その声を聴き合う対話が形成される集団は、自己を拘束し特定の理念を一方的にまた強制的に押し込む組織・集団から、共同体としてそれぞれがそれぞれの存在を、それぞれの価値を認めようとする集団へと回復する。それは、「自己物語」の検討をとおして判明した、それまで語り得なかったエピソードを集団の中から選択再構成することを通じて構築される。

一方、そのような再構築を許容せず、特定のシステムに無批判に拘泥する集団においては、当初とは異なる結果、システムの空洞化をも引き起こす受動的で後退的な現象、それは未来を展望しうる創造的で価値のある力を生み出せない状況に追いやる懸念を有している。ガーデンは、そのよう

89 Gergen, Kenneth・前掲注81, (115)221頁

90 「他の人間の観点を通じて客観的に自分の内側を振り返ることによって、そこに何か新しいものが生み出されること」船津衛「『自我』の社会学」井上俊他編『岩波講座現代社会学2 自我・主体・アイデンティ』岩波書店(1995), 55頁

91 船津・前掲注70, 56頁

92 Gergen, Kenneth・前掲注75, (117)239頁

93 Gergen, Kenneth・前掲注75, (131)258頁

な組織として、学校教育の状況を例示し、関係性や多声性の喪失した組織における画一化と管理の不合理を指摘するとともに、「他者」や異質性・多様性を肯定しない価値や理念の限界を、ある種の反面教師（それは「栄養士」モデルとして言い表されている）として描き出している。

それは、「多くの人々にとって、学校での経験は、失敗への恐怖、競争に対する憂慮、耐えがたい退屈に満ちています。こうした悲惨な経験の原因は、教育システムに広く浸透している次の二つの前提にあると考えられます。第一に、教育の目的は無知な生徒を知的に変える-生徒の誤った考えや信念などを、確固とした事実や論理的な推論で置き換える-ことであるという前提があります。この前提をもとに、教育の専門家たちは、『何が正しい知識か』『何が正しい信念か』を決定し、生徒が修得しなければならないカリキュラムを定めるわけです。生徒の心に『事実』をしっかりと身につけさせる-『知識を心（頭）の中に蓄えさせる』-ためには、頻繁に評価を行うことが重要になってきます。個々の生徒は、『一定の基準に達する』ことが求められており、それができない者は罰せられます。生徒たちは、もともとあまり興味のないカリキュラムを突きつけられ、専門家が決めた『事実』を再生する能力を、何度も何度も試されることとなります。」<sup>94</sup>と批判的に説明されているものであり、「栄養士モデル」とも呼ばれる専門家至上のアプローチである。

このような栄養士モデルでは、「知は『よい食べ物』であり、教育者は栄養を与える者、生徒は栄養を与えられる者（たとえ彼らがどれほど抵抗しよう）として定義されています。ここで最も大きな権威を有しているのは、知の創造に携わる人々-学者や科学者-ですヒエラルキーの次に位置しているのは、カリキュラムの作成などを行う教育の専門家であり、彼らによって知は教育的なパッケージに詰め込まれます。教師は、生徒に教育的な『栄養』を与えるための道具として、最後によく登場します。そして、生徒に期待されているのは、ただ知を摂取することです。このモデルでは、生徒は空の容器-ただひたすら情報を吸収することが期待されている受動的な存在-として扱われています。」<sup>95</sup>と、保護的で一方的なある種の均衡法に基づく処遇観の問題点を指摘している。

また、「栄養士モデル」は一見すると効率・効果的のようであるが、そこでのヒエラルキーの上位は専門家たる教師が位置し、その最下位層に生徒がしかも、受動的な存在として配置されている。そこでは、対話は存在せず、誰もが同じ答えを要求される。しかし、このようなシステムは「正しい」とされるものが普遍性を有しているから成立しうるシステムであり、システム自体の正当性や、そのシステムを支える「正しさ」の妥当性は確認されてはいない。パラダイムが変化する時にはなすすべもなく崩れてしまうシステムである。

このシステムの類似性は本質主義や心理学化にも内在している。それ以上に少年院や刑務所における「改善更生」や「社会復帰支援」といった行政作用の妥当性の再検討の必要性を強く示しているものといえる。

### (3) 「立ち直りの自己物語」モデルによる回復（立ち直り）の段階

これまでの検討から、犯罪や非行に陥った人はその加害者という立場から自分の意思で自己決定しうる社会的な存在者として回復することは可能であり、その自分自身の変革は自己物語の書き換えによってなされる、ということが明らかにされた。<sup>96</sup>

94 Gergen, Kenneth・前掲注 75, (146)265 頁

95 Gergen, Kenneth・前掲注 75, (146)265 頁

96 日本ダルクの代表の近藤恒夫の著作『拘置所のタンポポ;薬物依存再起への道』（双葉社, 2009）や、治療共同体アミティーの活動を紹介した坂上 香『ライフアーズ 罪と向きあう』（みすず書房, 2012）の著作においても、立ち直りに向けた自己物語の書き換えが認められる。

これらの検討結果を踏まえ、非行少年の立ち直りにはどのような過程とその過程を安定とするためにどのような介入等が必要となるのか、以下、その内容を整理した。

#### ア 非行・犯罪はアイデンティティの不安定な時期に発生する

ライフサイクル論等による分析結果からは、非行は青年期後期までに収束していく傾向が認められる。この結果からは非行はアイデンティティの確立と共に減少する、という仮説が示される。また、非行からの離脱には、就職・転職・退職、結婚・出産・離婚といったライフイベントの影響が強く反映するとされるが、これは、これらのライフイベントが「自己物語」に強く作用し、その確立や書き換えによる「自己変革」がなされたものと解することができる。

ここにおけるアイデンティティの不安定な時期とは、青年期後期までの自我形成・自己同一性（主我と他我との「関係性」）が確立していない時期であり、成人以降は、ライフイベントごとに生じる新たなロールとそれまでのアイデンティティとの「関係性」が混乱している時期と整理される。

#### イ アイデンティティの確立は「自己物語」により形成される

「自己物語」は自分自身との関係性である対自関係と、他者と自己との関係である対他関係による「物語」をとおして生み出される。換言すると「関係性」とは対自関係と対他関係により自己を形成するものであり、それは「物語」により構成される。また、「物語」は筋立てを用いた「対話」による相互作用によって形成され、「対話」には「言葉」と「文法（ルール）」が不可欠とされる。

つまり、アイデンティティの確立とは自己との「関係性」が「自己物語」としての構築されることであり、「自己物語」とは、他者と社会との関係性を構築しうるスキルを獲得することといえる。そのスキルとは、自己に課せられる役割を理解し、役割をこなすことであり、「自己物語」には、他者と自己からの「承認」が不可欠とされる。また、その「承認」は他者との「対話」をとおした相互理解としての、「受容・和解」が内在する。

#### ウ ライフイベントごとにアイデンティティの更新がなされる

アイデンティティの更新に失敗すると逸脱的な言動が発生し、場合によって犯罪・非行が惹起される。アイデンティティ更新の失敗とは、新しい役割・立場に準拠した関係性の再構築がきちんと形成できないこと、つまり、新たな「自己物語」の書き換えができず、混乱している状況である。

#### エ 「少年」への対応には「自己物語」の獲得と読み直しが必要である

「自己物語」が形成されるためには、「関係性」スキルの獲得が不可欠である。「関係性」スキルとは、物語を構成するための、①視点の二重化、②選択的構造化、③他者への伝達、といったそれぞれの機能を具体的に活用しうるスキルといえる。その獲得には特に他者役割が重要な影響を及ぼす。他者の役割とは、モデルとしての他者、承認者としての他者、支援者としての他者等、自己存在を肯定・承認する役割である。

#### オ 成人の更生においては「自己物語」の書き換えが不可欠である

「自己物語」の書き換えには、ライフイベントによって求められる新たなロールに適合した、混乱した関係性の再構築が不可欠とされる。成人は既に一定の関係性スキルが獲得されているとされ、そのスキルを活用・応用することにより混乱から脱却した新たな関係性を自ら構築しうる点が未成年とは異なる点である。

#### カ 「自己物語」は改善プログラムで獲得・書き換えられない

「自己物語」は対他関係・対自関係に基づく対話と、対話が実感される環境が必要とされ、改善プログラムはきっかけを与えるある種のコンテンツにすぎない。

#### キ 「立ち直り」のステップ

このような立ち直りの過程をアイデンティティと自己物語の形成に注目して整理すると、その立ち直りにはどのような支援・処遇が必要となるのか、そのステップが明らかにされる。また、成人と異なりアイデンティティが未確立で揺れ動いている時期を生きる少年に対しては、その「立ち直り」支援以前に、本人自身の自らが物語りえる自己形成を促進させる「立ち上がり」支援が不可欠である。

このような、立ち直りの階段を他者からの支援を受けながらも、自らの足で一段一段上ってゆく過程において生じるこれまでの自分自身への省察と将来に対する希望によって織り上げ・織り直された「自己物語」がその立ち直りの真実性を示してゆくことになる。

#### 4 まとめ

本章では、「矯正」理念の再構築の可能性について、これまでの処遇理念の整理等を踏まえたその類型化と再構築を、従来からの処遇理念を問題把握・解決型の医療・改善モデルとして、新たな処遇理念を社会構成主義に基づく回復・離脱モデルとして整理した。その上で、「自己」と「自己変革」に着目した物語論による準拠し、従来の「矯正」機能を「自己変革」におきかえ、「他者と自己との関係性において生み出される新たな自己物語の構築」として再定義した。それは「立ち直りの自己物語」とも置き換えられるように自己同一性に強く着目したものである。

##### (1) 「立ち直りの自己物語」としての処遇モデル

この検討の過程で明らかになった、回復・立ち直りのアイデンティティとして提示される「自己」とは、「物語られる自己の物語の構築」であり、それは対他関係（他者との関係）＋対自関係（自分自身との関係）によって構成される。対他関係は物語をとおして自己を生み出すものであり、また、対自関係は自己との対話をとおして自己を生み出すものであり、これらの相互作用により「自己」が出現する。

「自己変革」（自分が変わる／自分を変える）とは、「新しい「自己物語」の再構築」である。ここでは、①自分の「生きられた経験」を自分と他者の二つの視点により省察し、②その中から「語り得なかった」エピソードを選択し、③時間軸上に再配置し、④自分を含む他者がその新しい物語を本人の物語として納得しうるものに再構築する、といったステップが存在する。

このステップでは当人と他者とが共に協働して進む、回復・立ち直りモデルとして、一つの処遇モデルが提示されることが確認された。

##### (2) 処遇効果の確認機能としての「立ち直りの自己物語」モデル

このような処遇観と「矯正」の処遇モデル対比してみると、「立ち直りの自己物語」の持つ特質がより鮮明に浮き上がってくる。まず、「自己」として検討されてきたものを「処遇モデル」に置き換えてみると、物語論に基づく「自己」形成には、①自他という二つの視点、②選択的再構成、③他者の了解、といった作用が機能する。まず、①自他という二つの視点からは、「処遇モデル」の形成には、RNRモデルに代表される学習理論に基づく従来からの処遇理念の視点と、社会構成主義的な人間観に基づく回復・離脱モデルというもう一つの視点が示される。次に、②選択的再構成という視点からは、実際の処遇現場においてはまさに個々のニーズに応じた当人主体の介入・支援プログラムが選択的再構成されることが不可欠とされる。さらに、それは、本人のみならず、再犯抑止という刑事政策・社会政策課題という、③他者の了解を得る必要がある。

このような、ある種マクロ的な政策検討の枠組みとしても「立ち直りの自己物語」モデルは適応可能であることが確認された。

### (3) 「立ち直り」としての「回復（リカバリー）」の視点の拡大

それでは、再度、「回復（リカバリー）」とはどのようなものであるか、その内容を確認し、また、「立ち直りの自己物語」の意義について再検討する。

まず、一つ目の問いは「回復（リカバリー）」とは何か、という問いである。この問いには、「専門家が症状を取り除くという発想、問題や困難に注目する方法、医療と福祉を分離する方法から脱却、当人が自身の経験を理解し管理する方法を見つけ、当人が自分の強みや技能を足場として目標を達成できるようにし、連携、選択、機会を増やし、互いに支援しながら人生の希望を達成すること」<sup>97</sup>と説明できる。

次の問いは、そのような「回復（リカバリー）」を実現するための介入とはどのようなものであるのだろうか、という問いである。この答えもこれまでの検討を踏まえて、次のような回答が示される。「大切な一つ目は「本人の人生」を考えるという視点である。つまり、患者として見るのではなく、人として見ます。サービスとか治療とかではなく、「その人の人生」という見方をします。その人がこれまで経験したことや、実際に起こったこと、そして現在の状況に関心を持ちます。ひとりひとりのストーリーに着目し、その人が誰なのか、家族や仕事の中でどういう役割を持っていて、どのような人生を送ろうと思っているか、などです。」<sup>98</sup>ということになる。

それでは専門家として関与する人たちの役割はどのように変わるのだろうか。「回復（リカバリー）」に焦点をあてると専門家の役割は大きく変わってゆきます。『専門家は、自分たちの役割について全く異なる見方をしなければなりません。つまり、『自分がその人に何かをしなければいけないか』ではなく、『自分のスキルや専門性をユーザーが好きなように使えるように晒しておく』ことです。これは異なる価値観であり、異なるスキルです。そしてこれは、何かを『知らなければならない』というのではなく、何かを『感じなければならない』という類のものです。』<sup>99</sup>と説明される。

最後の問いは、「回復／立ち直り（リカバリー）」はどのような形で明らかにされるのか、という問いである。この問いには、自己変革の希望を語る自己の物語の中に立ち上がる、と応答することになる。「リカバリーという考えは、メンタルヘルスの問題と共に生きる人たちのストーリーの中から出てきました。人は自分の人生を歩むものであり、自分の人生を変えられるのはその人だけです。サービスはそれを助けることもあれば阻害することもあります。（中略）私たちが発見したのは、リカバリーにおいて重要な3つのことでした。まずは、自分の周りで起こっていることを理解することです。二番目が問題や症状をコントロールできるようになることで、三番が人生を立て直すための機会を得ることです。そして、これら3つの中心にあるのが、『自分たちはリカバリーできる』という希望を持つことです。」<sup>100</sup>そして、その希望が実現したことを「自己物語」とし共有されることは、その当人も含めた関係する人々にさらなる希望を与えるものでもある、と行うことができよう。このような新たな関係性の中に、共に生き、共に成長する「共生・共育」の種子を見ることができると。その展開については、別章において検討する。<sup>101</sup>

97 ジュリー・レパー 『リカバリー中心のメンタルヘルス・サービスへ 英国での経験から学ぶこと』社会福祉法人巣立ちの会編集・発行(2012), 6 頁

98 ジュリー・レパー・前掲注97, 9 頁

99 ジュリー・レパー・前掲注97, 11 頁

100 ジュリー・レパー・前掲注97, 11 頁

101 精神医療の領域における「回復（リカバリー）」モデルの実践については、南山浩二「メンタルヘルス領域におけるリカバリー概念の登場とその含意 ―ロサンゼルス郡精神保健協会ビレッジ ISA に焦点をあてて―」人文論集（静岡大学）第6 1 巻第1号（2011）においても同様な理論・枠組みが紹介されている。



#### IV 「立ち直りの自己物語」モデルの実証

##### 第1 「立ち直り」の実態：立ち直った少年らのナラティブ

- 1 「立ち直り」の内容とその確認ポイント等
- 2 立ち直った少年のナラティブ分析①
- 3 立ち直った少年のナラティブ分析②
- 4 ケース研究：セカンドチャンス！オ門さんの「立ち直り」のナラティブ
- 5 まとめ

##### 1 「立ち直り」の内容とその確認ポイント等

物語論等による検討をとおして、従来の「改善更生」・「社会復帰支援」とされる「矯正」モデルは、「立ち直りの「自己物語」」モデルとそれを構築するためのいつかのスキル習得等として再構成されることが明らかとされた。

そこで、本章においては、「立ち直りの自己物語」モデルが、現実の社会を生き抜いてきた、非行からのサバイバル者達のその回復・立ち直りのナラティブの中から、どのような形で検証しうるのか、その内容をいわゆる質的研究の手法に基づいて確認することとする。加えて、新たに示す「共生・共育」理念の少年院処遇への適用について検討する。

##### (1) 立ち直りの「自己物語」の構造

ここでは再度、「立ち直りの自己物語」モデルとはどのようなものかを確認することとする。回復・立ち直りのアイデンティティとして提示される「自己」とは、「物語られる自己の物語の構築」であり、その物語は対他関係（他者との関係）と対自関係（自分自身との関係）によって構成されることが示された。これは、「自己は、自分自身について語ることをとおして産み出されるということ」<sup>1)</sup>、つまり「私」は「自己物語」をとおして生み出される存在、と言い換えられることになる。

そして、「立ち直り」として、その自己物語をとおして生み出される自己が「自分変革」（自分が変わる／自分を変える）なしうることについては、関係性論、社会構成主義、物語論等から派生する幾つかのジレンマとその対応策の検討をとおして、「新しい「自己物語」の再構築」として可能であることが確認された。それは、「自己物語」の再構築により示される回復・立ち直りには、①自分の「生きられた経験」を自分と他者の二つの視点により省察し、②その中から「語り得なかった」エピソードを選択し、③時間軸上に再配置し、④自分を含む他者がその新しい物語を本人の物語として納得しうるものに再構築する、といったステップが存在することが確認された。これにより「立ち直りの自己物語」処遇モデルが示されたところである。

##### (2) 立ち直りの「自己物語」の内容

「自己物語」が語られるには物語論で指摘される、視点の二重化／選択的構造化／他者への伝達、といった構造の存在が必要とされる。そして、その物語りの書き換えには「自省 (reflexivity)」という機能により次のような過程を経ることになる。それは、①自分が他者からどう見られていたのか、他者の視点をとおして過去の自分自身を振り返り、②その振り返りの視点に基づき、これまでの様々なエピソード（それは、これまで語られていなかったものも多く）の中から再度選択し再配置し、③その物語が他者から納得しうるものとして再構築する、というものである。

この再構築の過程において、既に語られてきた物語を形成する様々なエピソードは、一面におい

---

1 浅野智彦『自己への物語的接近』（勁草書房、2001）、5頁

て偶然発生したもののよう捉えられるが、この再構成の過程において生じる物語の不調和をとおして、「そのエピソード」は偶然の産物ではなく、物語の調和を図るためには必然的なものとなり、「そのエピソード」から「このエピソード」へと新たな物語へ書き換える役割を担うこととなる。

また、物語が書き換えられ、新たな物語としてのその調和が得られるためには、それまで語られ得なかった出来事を筋立てにより変化させることが必要とされる。その結果、物語の登場人物の役割や意味が変化することになり、その変化により新たな物語が語られることになる。その新たな物語で語られる登場人物としての他者の物語はそれまでとは異なる新たな意味づけがされ、その他者の物語が形成されることで調和をもった、新たな自己の物語として出現することになる。この他者の新たな物語はその他者に依存することであり、その意味においてある種の客観性としての新しい物語としての立ち直りの自己物語の信頼性を示すことになる。

### (3) 立ち直りの「自己物語」の構成に関する確認ポイント

「自己物語」は、①自分が他者からどう見られていたのか、他者の視点をとおして過去の自分自身を振り返り(二重の視点からの省察するスキル)、②その振り返りの視点に基づき、これまでの様々なエピソード(それは、これまで語られていなかったものが多く)の中から再度選択し再配置し(語り得ないものを認識・選択し、再配置スキル)、③その物語が他者から納得しうるものとして物語を再構築することによって、「自己物語」の読み替えがなされる。この各作用がそれぞれの回復・立ち直りナラティブの中にどのように出現しているかを明らかにすることにより、自己変革としての「立ち直り」に対する「自己物語」との有用性について確認・検討する。

## 2 立ち直った少年のナラティブ分析①

2009年に日本で初めての少年院出院者による自助グループである「セカンドチャンス！」の活動が開始された。活動を始めて3年目の2011年にそれまでの活動を振り返り各メンバーや支援者のナラティブが『セカンドチャンス！』新科学出版社(2011)として出版された。以下、同書に掲載されたいくつかのナラティブの内容を分析・検討し、「立ち直りの「自己物語」がそれぞれのナラティブにおいてどのように出現しているのか、確認する。

### (1) 「立ち直りの物語」の語り

#### ア 「内省」の効果：自分との対話

「少年院では、内省という時間がありました。目を閉じて私は、家族のこと、被害者のこと、事件のこと、友達のこと、自分の将来について考えていました。ある日のこと、いつものように内省をやっていると、自然と涙が溢れてくることがありました。静思寮と呼ばれる単独寮の中で、私は一人泣いていたのです。仲間がたくさんいるつもりでしたが、振り返れば誰もいない冷たい単独寮に一人。泣きながら「自分は、何のために生まれてきたのか？」と考えていました。その時です。耳元で「何のために生まれてきたんだ？」と聞こえました。ほかに誰もいないはずなのに……。今思えば、聞こえた気がただけかもしれませんし、半分頭がおかしくなっていたのかもしれない。しかし、はっきりと聞こえたのです。

これが私の人生の転機でした。真剣に、非行から立ち直ろうと思いました。立ち直るためには、それまでの自分の生き方を変える必要があります。つまり物事の考え方を、百八十度変えなければいけません。そうすることは直接、自己否定につながります。曲りなりにも、それまで二十年近く生きてきたわけで、間違っていることでさえも押しと

おしてきた意地があるわけです。自分の間違いを認めることは、とても怖くて、とても覚悟のいることのように思いました。それでも、社会に戻って仲間の所に戻ったり、再犯をしたり、ヤクザになったりすることを考えると、私はもうそういうことをしたくはないとおもったのです。人生をリセットするには、一度ゼロになってしまいますが、ゼロからやり直そうとそう思いました。」<sup>2</sup>(Oさん)

このナラティブでは、「立ち直るためには、それまでの自分の生き方を変える必要があります。つまり物事の考え方を、百八十度変えなければいけません。そうすることは直接、自己否定につながります。」と語られているとおり、これまでの「自己物語」を否定し、180度変わった「自己物語」の改変の必要が指摘されている。

この気づきは、ある種の幻聴ともいえる「何のために生まれてきたんだ？」という他者からの語りかけがきっかけとされる振り返りが存在している。自己との対話をとおした「自己物語」の再構築が示されているナラティブといえる。

#### イ 自己変革への小さな助言

「出院も間近に迫ってきた頃、社会へ戻ることに對して不安でいっぱいなのに、ある教官がこんな言葉を述べてくれた。「人間、性格は変えることはできないが、行動は変えることができるよ」と。この言葉を聞いた瞬間、私はとてつもない安心感を得たのを今でも覚えている。自分でも「これから「行動」さえしていけばいくらでも変わることはできるのではないだろうか」と思い、未来に対して希望を感じることができた。出院後、それまでの自分を少しでも変えようと行動できたのはこの言葉のおかげであると思っている。今までも、そしてこれからも、この言葉は私の財産である。」<sup>3</sup>(Nさん)

少年院の職員からの一言はまさに他者からの視点をとおして、これまでの自分とこれからの自分を振り返る省察の機能を本人の中に引き起こしている。

そして、このナラティブでも、「未来に対して希望を感じることができた」とするように将来に対する展望、時間軸の中で物事を捉えようとする意識の形成が省察されており、また、その立ち直りを「出院後、それまでの自分を少しでも変えようと行動できた」と具体的な体験として語り直されている。

#### ウ 問題の解消：失敗するから進歩がある

「最後になるが、少年院卒の新聞記者として後輩たちに伝えたいメッセージがある。それは「少年院での生活を人生のプラスにすること」だ。僕らは少年院という『国立学校』で人間として最も大切な道徳を勉強した。しかも日本政府のお金なので、学費は一切必要とせず無料で少年院へ入り、学ぶことができた。そう思うと「得したなあ」という気分になるだろう？そして少年院の中で書きまくった手紙。この「手紙を書く」という行為こそが、実は社会へ出て成功する手段になる。これは人間心理だが、電子メールで送った文章は削除されても、心を込めて手書きした手紙だと多くの人はゴミ箱に捨てず、大切に保管するものだ。なぜかというと、もらって嬉しいからである。だから手紙を書けば書くほど、人とのコミュニケーションがうまくいき、手紙を貰った人から信頼を得ることができる。それが成功するための手段になる。(中略) 失敗を怖がってはいけない。

2 セカンドチャンス！『セカンドチャンス！』（新科学出版社、2011）、52 頁

3 セカンドチャンス！・前掲注2、110 頁

一度や二度の失敗なんて誰にでもある。この手記には書かなかったが、僕なんて少年院を出たあとも二十四回以上も失敗している。何度も南米から日本に逃げ帰ったりしたんだよ。でもね、今はこうやって新聞記者をしながら微力ながらも社会の役に立ってるじゃないか。「失敗するから進歩がある」、僕はキミたちを応援している！」<sup>4</sup> (Yさん)

このナラティブでは、手紙を例示にしながら社会との関わりの大切さと引き「信頼」形成の重要性を示している。そこには、他者からどうみられるのか、他者の視点や意識、それは関係性をどのように社会内で構築してゆくのか、という教示であるとともに、自己の気づきが説明されている。

それは、他者からどうみられるのかという他者の視点の内在化を示している。また、「失敗を怖がってはいけない。一度や二度の失敗なんて誰にでもある。」という教示は、「失敗」を問題として解決の対象として位置づけるのではなく、一つのエピソードとして自己物語の中に再構築し、問題の解決ではなく、問題そのものの解消を図ろうとするものである。そして、失敗も今の「自己物語」を構成する上で重要なエピソードとして立ち直りの物語の中に再構成されている。

### エ 立ち直りの物語

以上、三つのナラティブからは、立ち直りを支える「物語」の機能として、他者の視点や助言が自己省察を促すこと、そして、その結果によるエピソードの見直しは、それまで語られない出来事としてではなく、有意義なものとして今の自分を支える「自己物語」の中に再構築されている。そして、そのような「自己物語」では、「失敗」が生かされ、また、無意味のような過程が大切となっている。また、「物語療法」によって活用される「手紙」の効用が、<sup>5</sup>このナラティブにも出現している点は、まさに「その」手紙が「この」手紙として有意義化することが示されたといえる。

## (2)「立ち直り」の構造

### ア 他者と言葉による物語の構築：共同体の機能

「少年院で私はたくさんの先生と話をし、初めて信じられる大人もいるのかなって思うことができました。先生とは薬物をやっていた時のこと、援助交際をしていた時のことなどを話しました。先生たちは私のしたことを「悪いこと」とは言わず、ただ話を聞いてくれる存在でした。(中略)少年院の生活は、厳しい規則を破ったら、それだけ出院までの期間が延びる、一生懸命やったら成績というかたちで認められる。自分の生活、態度がすぐに自分の生活にかかってくるものでした。(中略)少年院で暮らしはじめて七ヶ月がたった時、私は一カ月早く次の級に進級することができました。これは少年院の生活で一番嬉しかったことです。早期の進級はなかなかないと聞いていたので、「自分の努力が認められた！」という嬉しい気持ちでいっぱいでした。何か「やりとげた！」と初めて感じられる瞬間でした。」そしてもうひとつよく覚えていることは、一緒に生活していたと同じような境遇の仲間がいたことです。個人的にはなすことは禁じられていたから、互いの過去は何もわからないんだけど、それでも安心して暮らせる空間が少年院にはありました。(中略)経験をとおして学んでいることは、その時はなかなか実感できないことも多いけれど、後になって振り返ると、すごく自分の世界を広げてくれたと気づくものです。」<sup>6</sup> (Yさん)

本人の話聞くだけの職員の存在、その職員の視線を意識した生活、そして自己肯定感をあげる

4 セカンドチャンス！・前掲注2, 143 頁

5 浅野智彦・前掲注1, 99 頁

6 セカンドチャンス！・前掲注2, 152 頁

出来事とそれを承認する他者としての職員の存在。それまで物語として形成されていなかった出来事等を今の時点から省察し、自己物語の中に再配置することで、その場での自己の成長の実感と、職員等の他者との関わりの意味を再認識し、それが「立ち直り」として形成されている。

このようなYさんの再構築された「自己物語」は、それを読む他者の成長を促す物語に更新されている。

#### イ 振り返り：省察力の獲得、問題の外在化

「自分の周りから人がサアッと引いていき、独りぼっちになってしまった時、おとんとおかんと兄ちゃんがいてくれた。この経験があったからこそ、今のオレには怖いモンがないんだと思う。正直、そういう家族の手紙を読んでは、何度も隠れて泣いた。面会では、ただお互いに兄弟で向かい合って何を話すでもなく、泣き続けていたこともあった。オレにはこんなに大切な家族いること、そして被害者にも同じように家族がいるということ、オレがしてきたことはどれだけ罪の重いことなんだろうか、と思うようになっていった。それからというもの、少しずつオレの中で何かが変わった。相変わらず周りの目を気にして悪ぶったりはしたものの、良心と葛藤に苦しむようになった。また、己の弱さを自覚することができるようになったと思う。もう、何か反省しているように見せる、がんばっているように見せるといった行為はなくなっていった。」<sup>7</sup> (Sさん)

家族からの手紙を読むことや面会をきっかけに自己洞察が進み、これまでの自分自身を振り返るといふ省察が作用する。「それからというもの、少しずつオレの中で何かが変わった」とする転機とともに「自己物語」の書き換え、それは「己の弱さを自覚する」というある種の外在化が機能し、それまでのみせかけだけの努力等とは異なる新たな自己像が示されている。

#### ウ 立ち直りの自己物語：二重の視点、選択的構造化、他者の納得

「こんなオレは恵まれていた。二度と過ちを繰り返さない、地元の友達とは会わないと本気で誓った。ウソじゃない！それなのに少年院を出た日、保護司の家にあいさつに行った帰り、何かに引き込まれるかのように、友達の家顔を出した。「オレのことチクった奴、わかっているから。一人ずつつぶしていくから」ただただ寂しかっただけだった。オレが出てきたことを友達に知ってもらいたくて、空白の一年間を埋めたくて、くやしくて、かといって素直になれず、強がっただけだった。一年分の誓いは、こうしてたった一日でガラガラと音を立ててくずれていった。そして出院初日の夜は、まったく眠れなかった。頭は混乱し、何をしたらいいのか分からなかった。深夜、急に何かから逃げ出すように、オレは家の外に飛び出した。岸和田から海沿いを、和歌山方面へ夢中で走った。(チクった奴を許せない？お前は家族を裏切っても、許されたくせに！許されたくせに！許されたくせに！)、こんなことが頭の中をぐるぐると回っていた。足が棒にみたいになってしまった時、民家の壁のところ、一人うずくまって泣いた。もう外は明るくて、和歌山はもうすぐだった。足をひきずりながら電車に乗って、帰りは通勤の人たちに紛れて家に帰った。目が腫れていないかを気にしながら。それからオレは、おとんの仕事先でもあった東京で生活するようになった。地元を離れたということが、自分にはすごくすごく大きな意味があったのかもしれないと、今思う。」<sup>8</sup> (Sさん)

7 セカンドチャンス！・前掲注2, 181 頁

8 セカンドチャンス！・前掲注2, 186 頁

出院したその日に院内での決意が脆くも崩れたことを回想しているこのナラティブは、その当時においても既に、二重の視点による自己洞察や省察が進んでいることが伺える。具体的なこのナラティブからは、まさに、立ち直りの自己物語としての、自他の視点からの自己洞察や省察、また、弱く惨めな当時の自分と、その自分がとった行動や出来事を選択的再構造化し、新たな立ち直りの「自己物語」として再構築されている。

## エ 立ち直りの構造

少年院での生活の中で展開された各活動とりわけ、「進級」を意識し、自己の言動を振り返る一つの視座が明示され、その視座から自分自身の生活を見つめる、といった日々が本人の省察力を向上している点を確認される。この省察力が獲得されることにより、自主的な行動とそれへの肯定的な評価、という自己洞察の循環が自分自身の物語を形成していく過程が一つ目のYさんの事例は示している。

このような省察力は日々の活動の積み上げによるだけではなく、ある種のフロー状態ともいえる転機が突然出現するという二つの事例は示している。Sさんの最初のナラティブからは、そのよう転機は、それまで見えていなかった他者との関係性が突如として理解された時であり、その関係性を軸に、自己の物語が書き換えられている。自己内に未だ語られ得なかった出来事が語り得るものとして出現し、その出来事を自分の成長の時間軸の中に再配置しひとつの物語に再構築するという、「選択的構造化」の機能が作用しているのが理解される。

Sさんの二つ目のナラティブは、出院時の決意が一日もたたない間に、もろくも崩れた自分を省察しつつ、自暴自棄に陥らずに立ち直りの道程を歩みだす内容である。立ち直りの道程において遭遇する想定外の出来事とその対処、失敗を経験した者が、その失敗から学び自己成長を促す過程が明確に語られている回復・立ち直りの物語といえる。

いずれのナラティブからも、立ち直りの道程における気づきと前進が示されている。また、そこには誰かしらの他者との関わりとその関係性の構築と変化が認められる。

## (3) まとめ

ここで取り上げたそれぞれのナラティブは、立ち直りの過程を語る「自己物語」であったり、立ち直りの転換点と、それ以降に理解した新たな関係性を語り直す「自己物語」であったり、その視座が時間軸の上で異なっているが、それぞれの時点での様々な出来事が「立ち直り」に集約し、その集約点からまた新たな「自己物語」が語られている点においては共通する「筋立て」が認められる。それは、誰かしらの他者の存在をとおして「再非行」の有意味化であり、また、その有意味化により、それまでの失敗が生かされ、そこに至る過程が大切なものへと変質して語られている。

このように、自己物語が語られ、また、語り直しがなされるためには、語り得るためのある種のスキル、言語能力の獲得が不可欠である。その能力の獲得はドリル学習のように自学自習で獲得されるものではなく、他者との具体的な対話や自己の言動の振り返りといった枠組みの中で理解され習得されるものである。

また、自分自身を振り返る、自己省察に関しても同様に自己の経験が言語化され他者と共有されること等をとおして習得される。このような言語能力や自己省察力の習得・獲得は、まさに共同生活における相互作用をとおして形成されるものであり、この点においても収容処遇を実施する少年院はその習得・獲得の場としての機能が作用する環境にあるといえる。

## 3 立ち直った少年のナラティブ分析②

元家裁調査官、弁護士、非行に陥った経験をもつ少年らの保護者によって作られたNPO法人である「非行克服支援センター」が、非行少年の立ち直りのための、よりよい支援制度の構築について提言するためとして実施した各種調査の結果とその提言等を『何が非行に追い立て、何が立ち直る力となるか』新科学出版社(2014)としてとりまとめた。この調査において報告されている、非行から立ち直った青年42人(少年院歴25人)へのインタビュー調査における、それぞれの当事者のナラティブを対象とし、少年院の機能がどのように「立ち直りの「自己物語」」形成にどのように影響しているのか検討する。

#### (1) 回復を促す場としての少年院

##### ア 自己省察の展開される場所

「少年院に入ったとき、更生すら考えてもなし、そういう言葉すら知らないっていうくらいで。とりあえずまあおとなしくやっていたらすぐに出られるからっていう感覚で、いい子ちゃんしてようって思っていたんですけど。だんだん話を聞いていると耳に入ってくるんですよ、先生が言っていることが。で、振り返る機会もあるし、やっぱ暇だから、先生はどういう思いでこういうことを言っているのかなとか、考える時間ができて。他に雑念が入ってこないっていうか。」<sup>9</sup>

このナラティブからは、入院時の立ち直りや回復に対する率直な思い、それは「更生するつもりはない」、といった振り返りのように、まったく意欲がなかった自分自身が時間の経過とともに、自然と色々なことを振り返るようになる、省察するようになるという意識の変化が語られている。

そのような意識の変化は、①繰り返される職員からの働きかけ、②そのことだけを考えざるを得ない、ある種の閉鎖的(「暇」)な環境、それらの相乗効果が当人に作用し、「先生はどういう思いでこういうことを言っているのかな」という他者の視点からの自己省察が形成されている、といえるものである。

##### イ 人生を変える機会

「別に、その期間が、少年院にいる半年間が決してマイナスになるとは思わないんですよ。それこそいろいろ規律正しい生活が確約されているわけで、ある意味、自分を鍛える、磨く、貴重な時間になるんで。ここで頑張れたら、社会でも頑張れるだろうとか。いろいろ見つけ直す機会にもなったので。今までの人生のこととか、両親に対する考え方も改まって、結論から言えば、俺は変わるしかないということで。そういうことに気づかせてくれる半年間でもあった。普通の社会で生きていたら、たぶん得られなかっただろうし。まあ、確かにみともないし、世間的には汚点になるんでしょうけど、自分にとっては貴重で、それで人生を変えるいい機会になったことは間違えない。」<sup>10</sup>

少年院に収容されている期間も含めて、少年院の在院という事実は多くの場合否定的に受け止められる。しかし、このナラティブでは、始めと最後に「自分を鍛える、磨く、貴重な時間」、「自分にとっては貴重で、それで人生を変えるいい機会になったことは間違えない」と肯定的な意見が述べられている。また、「自分」という視点から、他の者はどのように評価するかは別であるが、少なくとも、自分にとって少年院の経験は貴重な物語であると語られている。

他者の視点を踏まえながらも、自己の経験、それは「世間的には汚点になるんでしょうけど」と

9 特定非営利活動法人非行克服支援センター『何が非行に追い立て、何が立ち直る力となるか』(新科学出版, 2014), 152頁

10 特定非営利活動法人非行克服支援センター・前掲注9, 153頁

いう否定される経験を肯定的な物語として語り直している点からは、自他という二つの視点からの明確な省察、そして、まさに立ち直りの自己物語へと再編成する出来事を選択的再構成されていることが認められる。また、その内容が一部の他者には否定され得るかもしれないが、きちんと自己の物語として語りきる、断定することによる他者からの納得を獲得している内容として構成されている。

#### ウ 職員の存在①：傍観者でも支配者でもなく

「面接とかあるますね。こういうこと悩んでいるとか聞いてくれるし。先生たち、こっちも本気でやらないとやられちゃうから、こっちも真剣なんだよって。すげえな、本気なんだなって」<sup>11</sup>

「先生は、「別に俺は帰ってからまじめになれとは言わん、でも20代、30代になったらあとでお前が気づくぞ」と。(中略)その時は「何言うんか」としか思わなかったけど、実際少年じゃなくなって、自分で責任をとらないといけなくなって、そういう意味だったと分かる。人間は、無理に気づけ気づけて言われても逆に気づかないから、って言われた。その言葉が今でも頭に入っている。大人になったら分かる、視野が狭い、と言うような意味だったんだと思うんですけど。(それまでは)頭ごなしに言う人ばかりだったから」<sup>12</sup>

このナラティブからは、当人の成長や気づきに伴走する職員の姿と、そのような職員の働きかけをきちんと理解し、自分自身の中に還元しようとする語りが認められる。

また、職員との面接や対話が、他者が鏡となり自分自身を写し出すという効果が、「その言葉が今でも頭に入っている」というように、出院後の今の時点において及んでいることは、このような言葉のやりとりが一つの出来事となり、当人の立ち直りの物語にとっては重要な位置に置かれていることが示されている。

#### エ 職員の存在②：生活を共にすること

「その先生たち、一緒に暮らしているじゃないですか。いつも一緒にいたし。やっぱり世間の人たちはうわべだけというのが目に見えて分かるじゃないですか。けどそれを言うこともなく、怒るときはダメだぞと本当に怒るけど、(特別な)人間としてできている人たちじゃないんですよ。けどそれを隠そうとしないで、すべて完璧とかじゃくて、『俺はこんな人間だけだ』って、面と向かってそういう付き合いができた。それがそこにいる人たち全員だったんで。飾ることなく(中略)(少年院は)そういう生活をして大人への気持ちとかを気づかせてくれる。更生する場所とかそういう場所ではなくて、気持ち的に大人になれる場所っていうんですかね。そういう場所でした(中略)(そういう事に気づいたのは)少年院出てからですね。本当に20歳ちょっと過ぎた頃です。」

社会構成主義や物語論においては、自己とは言葉をとおした自他との関係性において(物語)として構成されるもの、とされるが、少年院の職員は、自己が構成され自己物語が語り得る自己同一性が獲得されるために必要とされる他者として言葉を媒介とした関係性が構築される者として位置づけられ機能していることが、このナラティブからは理解される。

換言すれば、このような当人にとって省察を促し自己の物語が語り得る他者の存在は、非行に陥

11 特定非営利活動法人非行克服支援センター・前掲注9, 155 頁

12 特定非営利活動法人非行克服支援センター・前掲注9, 156 頁



った少年らの日常生活においては不在であった場合が多い。また、施設という空間において生活を共にすることによって生じる相互作用を効果的に活用しようとする少年院での支援は、職員自身も在院者の前に一人の人間として曝しだすことの有意義性が示されている。

このような、「(特別な) 人間としてできている人たちじゃないんですよ。けどそれを隠そうとしないで、すべて完璧とかじゃくて、『俺はこんな人間だけ』って、面と向かってそういう付き合いができた。」という出来事が当人の中で「大人」としての役割を理解し、大人としてそれに応じた物語を語るための一つの転機となっていることが語られている。それは、それまでの大人や社会に対する不信感といったものを払拭させ、「信頼」とでもいえる新たな大人への意識形成が認められる。

#### オ 更生の意味：連続する立ち直りの日々

「単純に悪いことをしないということだけでなく、社会できちんと適応していくことであり、スキルと心の成長、自分に対する自信などをつけていくことが必要だと思う。」

「更生できたとも立ち直ったとも思っていない」「失敗することがあっても腐らない、希望を持つという姿勢こそが立ち直りや更生のヒントになるのではないか」<sup>13</sup>

この二つのナラティブは、従来の医療・改善モデルに基づく「矯正」目的とは異なる、自己肯定感や未来志向の重要性を端的に示している。「悪いことをしない」ために、当人の悪いところを矯正、改善しようとするのではなく、犯罪や非行から離れた生活を送りつつ、仮にまた失敗したとしても、そこで「腐らず」、明日からはまた、失敗しない生活を過ごすという、「希望を持つ姿勢」を当人自身が形成することが、立ち直りとしての「更生」に必要である、ということが示されている。

#### (2) 「更生」の再構築

以上のインタビューを含めた各種調査結果に基づき、非行克服支援センターが示した、非行少年への立ち直り支援等における課題・問題とそれへの対応策等の提言内容から、従来からの「更生」機能を再検討し、立ち直りの形成とその支援のあり方について検討する。

##### ア 成長発達の連続性からみたプロセスの視点の重要性

医療・改善モデルは、個人にその原因を置くという内在化と、その内在に伴う問題を有する存在としてのラベリング、また、その問題は専門家の治療的な介入等が不可欠とされる専門家による管理といった枠組みの中で、矯正としての処遇が展開される。

このような枠組みにおいて、再非行や再入院等は当該処遇の失敗を意味し、マイナスの経験としての評価しかされないものであり、当人の自己物語としては消去・削除され得なくてはならない、語り得ないものとなる。

しかしながら、「4回の少年院を経験した男性の語りからは、一般的には、少年院に何回も入ることがあれば、少年院に行った意味がなかった、失敗だったと考えがちであるが、プロセスという視点で見れば、決してそうではなく、1つひとつの出来事の積み重ねが、最終的には少年の立ち直りにつながっているということが分かる。」<sup>14</sup>と分析されているとおり、当人の人生という大きな物語の中では、失敗とされるその出来事であってもかけがえのない出来事として再配置される。

さらに、「少年院退院後に再非行してしまうような事例はしばしば見られた。短期的な視野で見ると、少年院送致の処分は失敗のように見えるかもしれない。しかし、少年院での経験がすぐに10

13 特定非営利活動法人非行克服支援センター・前掲注9, 255 頁

14 特定非営利活動法人非行克服支援センター・前掲注9, 255 頁

0%の変化にはつながらなかった場合でも1つ1つの事例を長期的に見ていくと、確実に立ち直りのきっかけや、プロセスの1つになっていたことが分かる。」<sup>15</sup>このように、少年院収容という経験もその中での様々なエピソードや出来事が「立ち直り」の視点から振り返ると、そこに至るまでに体験しなければならない、私が出会わなくてはならなかった必然性を有した出来事として、その立ち直りの自己物語に再配置される。

つまり、「実際の立ち直った当事者の語りからは、何度も失敗しながら、様々な人に出会い、支えられる中で変化していったことが多く、少年の立ち直りということを考える上では、プロセス的な視点、当事者の視点でとらえることが不可欠である。」<sup>16</sup>と指摘されているとおり、施設収容処遇を含めた様々な取組みや関わりを再構築することが求められているといえる。

#### イ 「更生」の読み替え：共生する場

成長発達の連続性から立ち直りのプロセスを重視する視点からは、従来の「更生」、それは悪いことをしないで社会で生活する、という意味における更生が再構築されることとなる。『更生』についての当事者の声を聞くと、悪いことをしない、という表面的な『更生』にはあまり意味がなく、『社会との適切なつながりの構築』、『精神的な成長』、『自分の失敗や弱さを認めながら諦めずにチャレンジしていく姿勢』といったさまざまな深いレベルの視点が、少年たちの立ち直りや成長にとって重要であると思われる。<sup>17</sup>ここで指摘される「深いレベルの視点」が獲得されるためには、何か特定の心理療法や改善プログラムを受講したことだけでは、習得されるものではない。

その習得には、生活をとおして、生活を基盤とした他者との関わりをとおして、自他の存在や関係性に気づき、自己の言動とその影響を省察する力を獲得することにより、それまでとは異なる他者との関係性が構築されるスキル等が自ら当人の中に形成されるような処遇空間が不可欠といえる。

このような処遇空間においては、通常、「失敗」とされる出来事は成長や立ち直りの過程において必要な出来事として再構成される。そして、「失敗」をなした当人も「問題」を有する問題少年や非行少年といった否定的なラベリングから解放され、立ち直りの道程を歩む者として、その自己物語を形成するために語り得ることのなかった出来事に気づき、選択し物語へ再構成することにより、「深いレベルでの視点」が修得されることとなる。

付言するなら、これまでの少年院における処遇環境はこのような新たな「更生」が展開される環境であったことは、これまで検討したナラティブからはいくつかのことが出来るが、それはある種の結果論と言えるものである。このような立ち直りや成長の視点からの「更生」が処遇の中心ではなかったことは、これまでの「矯正」に関する検討結果と重なるところであり、「矯正」モデルの再構築意義が確認されるところでもある。

#### ウ 支援から共育へ

立ち直りの道程を歩み出す当事者にとっての支援や介入はその立ち直りを支えるものであることは言を俟たないところである。しかし、調査の結果からは、「いくつかのインタビューでは、『支援』や『立ち直り』という言葉に対する違和感が語られた。これらの語りからは、そもそも、『支援してあげる』という感覚で少年たちに関わろうとしても、少年たちの意識とずれてしまうことが多く、逆に、少年たちの力を活用することや、一緒に成長するという姿勢の方が、実際には少年たちに役立つ可能性が高いということも分かる。『少年が立ち直るためには良い支援が必要』などの形で『支

15 特定非営利活動法人非行克服支援センター・前掲注9, 256 頁

16 特定非営利活動法人非行克服支援センター・前掲注9, 257 頁

17 特定非営利活動法人非行克服支援センター・前掲注9, 255 頁

援』という言葉はよく用いられるが、言葉やそのあり方についても、当事者の視点を踏まえて、考えていく必要があるのではないだろうか。」<sup>18</sup>と指摘されている。

これまで検討してきたとおり、「子ども」は大人とは異なる時間、それは成長発達し大人になる存在としての時間を過ごす者として、大人との特別な関係性を必要とする存在である。その健全な成長と発達を経て大人となるために社会は必要なケアを行うある種の責務を負う、ということに言い換えられる。

この点からも、この提言で言うところの、少年自らの成長する力を意識しその力を活用することや、その成長に関与する者の役割は伴走者として、先行し引き上げるのではなく、後ろから押し上げるのでもなく、当人の成長の物語から学びながら共に歩む姿勢がもとめられる。そこには、医療・改善的な理念から引き上げる支援ではなく、相手の成長や変化に共振しながら自らも成長する共育的な姿勢の必要性がここでも指摘されているといえる。

### (3) 立ち直りの構造

非行からの立ち直りを支援するためには、どのような問題や課題が存在し、それにはどのような対応が可能となるのかを目的とした、非行克服支援センターの調査結果に対する検討をとおして、①立ち直りの自己物語が語られる実態、②「共生・共育」理念に通じる処遇観の必要性も確認された。

今後の現実的な対応において重要となる視点として、「当事者へのインタビューでは、罰があるから非行・犯罪をしなくなったということはほとんど語られず、立ち直りのきっかけとして語られたものの多くは、気づきをもたらしてくれたり、支えてくれたりするさまざまな人との出会いであった。多くの事例では、自分自身が、社会や他の人（自分の子どもなど家族を含む）との関係で役立つ機会を得ることが、立ち直りのプロセスの中で重要になっていた。」<sup>19</sup>と指摘されている点である。つまり、他者や社会との関係性をとおして、「立ち直り」が形成され、その立ち直りを支援するために、本人の立ち直りが語られ、またその物語が聞かれ受け容れられる他者や共同体・社会の存在とそのような理念の共有が図られることが必要とされることが、ここでも指摘されている。

## 4 ケース研究：才門さんの「立ち直り」のナラティブ

『セカンドチャンス!』をとおしての立ち直りのナラティブを分析した際にも検討した、セカンドチャンス!の才門辰史さんのその活動に関する文章から、特に他者との関わりとそれをとおしての自己物語の語り直しがどのような形で再構成されたのか、その過程を確認し、少年院における処遇のあり方について検討する。

### (1) 自己との対話

自己物語を語るためには、自他の二つの視線からの自己省察が不可欠である。才門さんは、立ち直りに向けた自分物語の始まりに入院時の決意とその結果について、次のようなナラティブで振り返っている。

「私には、裏切っても、裏切っても、少年院に入っても見捨てなかった家族の存在があった。家族からの手紙を読んで、家族の大切さに気づいた。もう大切な人を裏切りたくない、もうこのような生き方は終わりにしよう。隔離された塀の中で、少しずつそう

18 特定非営利活動法人非行克服支援センター・前掲注9, 256 頁

19 特定非営利活動法人非行克服支援センター・前掲注9, 257 頁

考えるようになった。そして少年院を出たらまっとうに生きようと決意した。」<sup>20</sup>

矯正施設から社会に戻る者のこのようなある種の決意表明的な発言は、いわば定型化された一つの言い回し的なものであり、実際の出院後の現実も、想定されるような次のようなものであった。

「出院の日、院長と家族の前で、もう二度と悪いことはしない、そのために地元の友達とは会わない、そう誓った。ウソじゃなく本気だったし、私にはそれが出来ると思っていた。しかし保護司の所に挨拶に行った帰り、フラフラフラ〜っと友達の家に行ってしまった。「オレ、出できたからよ。」こうして一年間の誓いがたった一日であまりにもあっけなくガッタガタに崩れていった。(また家族を裏切ってしまった。もうオレなんかどうでもいい。)何より自分自身を裏切ってしまった。」<sup>21</sup>

このような結末からは、それまでの少年院生活そのものの意義が問われることとなる。この点に関して、才門さんは次のように振り返っている。

「少年院は隔離されていて自由なんか全くなく、私語も禁止である。しかし、一步外に出たら、何でも話せるし、どこでも行ける。厳しく指導してくれる教官もいない。出院した途端、そんな状況に私の頭は混乱した。喜び、興奮、怒り、感動、妬み、いろんなことが頭の中に浮かんできた。(中略)空白の一年間を取り戻したくて、くやしくて、さみしくて。もう、気持ちを押しえることが出来なかった。私の中のさまざまな問題は、一年間、少年院の中で解決したのではなく、一年間、隔離された中で、ただ押し殺されていただけだったのだ。」<sup>22</sup>

少年院での生活をとおして「解決」されたと思っていた「問題」は解決されておらず、「一年間、隔離された中で、ただ押し殺されていただけだったのだ。」と語られる。このナラティブはセカンドチャンス!の活動に参加している、その時点から当時の自分自身を省察したものであり、少年院では問題は解決されていなかったとする、その時の自分自身の状況を今の視点から捉え直している。時間軸が交錯するが、出院の前日までは「もう大切な人を裏切りたくない、もうこのような生き方は終わりにしよう。」と決意した自分自身のその決意を丸一日もたたないうちに裏切っている自分自身を、数年経過したその時点から、その心情を省察している。

決意する自分、裏切る自分、そして、それをこの時点から見つめ直し問い直す自分との会話をとおし、才門さんの立ち直りの自己物語はまさに、自分自身の立ち直りを自らがその自分自身と異なる視座、つまり二つの視点からの語り直しが始まっているといえる。

このような自分自身の決意を自分自身が簡単に反故にしたという、人には語りたくない・知られたくない自分の物語は、社会の中に居場所をもたない浮遊した自己として次のようなナラティブで続けられていく。

「フリースクールは留年しているのがカッコ悪かったし、行くのが情けない。ここに自分の居場所はないんだ、とほとんど通わなかった。(中略)(オレはいてもいなくてもいいんやろうな、むしろ元犯罪者やからおらん方がいいんやろな…)そんなことを考えていた。」<sup>23</sup>

立ち直りの物語とは程遠い内容における自己は、かっこ悪く、居ても居なくてもかまわない無名性

20 才門辰史「私は浪速少年院出院者だ」犯罪と非行第170号(2011), 157頁

21 才門・前掲注20, 158頁

22 才門・前掲注20, 158頁

23 才門・前掲注20, 159頁

を帯びた、居場所を持たず必要とされていない元犯罪者として語られる。

## (2) 他者との対話

居場所を持たず必要とされていない元犯罪者として語られる才門さんにも転機が訪れ、立ち直りの自己物語は一気に加速していく。

「卒業が決定した日、フリースクール学園長に「ちょっといいか？」と会議室に呼び出された。ソファーにかけて向き合いながら、「もう卒業が決まって、これからどうするつもりなんだ？」何にも考えてなかったし、頭をかしげていた私に、「このフリースクールを手伝ってくれないか？」と言ってくれた。一瞬、(何でオレに?)と頭をよぎったが、「はい、やりたいです！」とすかさず返事した。何というか、こんな私を頼りにしてくれたというか、声をかけてくれたことが本当にうれしかった。思えば、まっとうな大人にこんなことを言ってもらえたのは、生まれて初めての経験だったように思う。」

24

少年院の一年間でも解決されていない問題、それは誰にも必要とされず自分自身の居場所も自分自身の中にも見出せないという問題は、学園長との対話によりまさに解消され、それまでの問題が問題としてではなく、この転機を迎えるための序章的なものとして語り直されることになる。こうして、初めて立ち直りの自己物語が語り始められていく。そして、津富氏との出会いをとおしてさらに書き換えられる、立ち直りの自己物語は、次のような形で語られることになる。

「その後の電車の中で、私は、津富先生に少年院の中の話、少年院を出てきてから何があったか、どんなことを思っていたかをずっとずっとぶつけるように話しつづけた、津富先生はしっかりと聞いてくれた。今思えば、こんな話は誰にも話せていなかった。自分が孤独なんだ、寂しいんだなんて言ったら(寂しいだあ?孤独だあ?そんなことは当然の報いやろ、自業自得やろ。それ以上に、人を傷つけて、社会に迷惑を掛けていたんだのだからもっと苦しんで当たり前だろ。)そう思われるんじゃないだろうかと思うので、誰にも弱音を吐けなかった。」<sup>25</sup>

それまで自分の中でしか語られていなかった物語は、津富氏という存在による「他者の納得」をとおして、本人の立ち直りの道程が確かなものであることを裏付けする。このような、才門さんの立ち直りの物語を聞く津富先生との関係は、次のように省察されている。

「実は自分…少年院出院者なんです。」この一言から、津富先生との出会い、自分のセカンドチャンスが始まったのだということである。これだけははっきりといえる。」<sup>26</sup>

それまで自己の中で語り得ない物語として埋もれていた出来事が立ち直りの自己物語の中核をなす物語へと書き換えが進むその過程が、才門さんのナラティブにより明確に示されている。そして、その関係を結ぶ一つの出来事として少年院という場での経験が存在が物語を偶然から必然へと書き換えている。

## (3) 新たな物語の構築

### ア 社会内でリハビリとして必要な時間

才門さんのナラティブにみられるように、立ち直りの物語が本人自身の物語として語られるためには、一定の時間が必要とされる。社会に戻ればすぐに、立ち直りの物語が語られるのではなく、

24 才門・前掲注 20, 160 頁

25 才門・前掲注 20, 162 頁

26 才門・前掲注 20, 164 頁

物語が物語られる、書き換えられるためには、社会に戻っても場合によっては、一定の空白期間、リハビリの期間が必要とされることを次のように語っている。

「結果的にはフリースクールでは六年間働かせていただいた。今思えば、この仕事  
が、少年院を出院した私にとって、社会復帰のリハビリだったのかも知れない。今にな  
って思うが、こういう期間が少年院出院者にとって凄く重要だと思う。少年院の中では、  
少年院を出てからの生活設計をたて、それを発表し合う。

私を含めて、みんなして当たり前のように社会に出たら毎日働く、または進学という  
計画を立てていた。でもよく考えたらほとんどの少年院に入院する若者は、継続させて  
毎日働いた経験はない。ましてや学校にきちんと通う経験もない私たちには、社会の中  
で色々な意味で適応するためのリハビリのようなものが必要なのだと私の自分の経験か  
ら感じる。」<sup>27</sup>

このような経験、フリースクールで六年間働くという社会復帰のためのリハビリの期間をとおして、  
才門さんは少年院や社会一般で語られている「更生」の持つ言説に対して違和感、疑問を持つ。そ  
れは次のように語られる。

「私は少年院の中で、更生しろ、立ち直れとずっと言われてきた。でも更生の意味は  
全くわかりませんでした。誰も教えてくれなかった。そして外に出てきて、少年院で更  
生してよかったね、少年院で立ち直れて良かったねと。何が血の気が引くような感じが  
した。(更生って何や？オレの何が更生した？オレは大丈夫なのか？…ごめん、オレは何  
にも変わっていない、オレは更生していないわ。)」<sup>28</sup>

#### イ 更生の本当に意味

自分にとっての「更生」とは本当はなんだろうか、という立ち直りの自己物語を語りだした才門  
さんの疑問はある集会における千葉ダルクの白川施設長の自己紹介を聞いて氷解することになる。  
その時の心情は次のように語られる。

「(ああ、そうなんだ、一日一日の積み重ね、それでいいんだ。)」  
「一生現役」この言葉  
に何か私は胸にひっかかっていたモノが取れたようで、スーッと救われた気がした。私  
の場合は、これまで、少年院を出てから、何一つ自分の力で乗り越えることが出来な  
かった。情けないが、本当にただただ出会いに恵まれ、そのつながりに助けてもらえたの  
だということ。そして何度も何度も過ちを繰り返しながら、何度も何度もやり直させて  
もらってきたとうことだ。」<sup>29</sup>

加害者であった自分を消し去ることはできないが、再非行しない日々を一日一日積み重ねていく生  
き方が「更生」である。そして、それは何か力ある自分が自身一人の力で乗り越えて獲得しうるも  
のではなく、出会いとその出会いをとおした関係性から生じる他者からの援助に支えられるもので  
ある。また、その道程で繰り返される失敗と、その失敗を乗り越えながら積み重ねられていく日々  
の生活そのものが「更生」として、才門さんは捉え直している。

このような新たな「更生」観には、特定の「更生」像とするモデルもなく、また、可否を問う基  
準も存在していない。であるから、正しい者と正しくない者という評価もなく、ただ、犯罪や非行  
から離脱した日々を継続してゆく道程が大切にされている。このような関係性を構築しながら、そ

27 才門・前掲注 20, 161 頁

28 才門・前掲注 20, 167 頁

29 才門・前掲注 20, 165 頁

れぞれの日々の生活がある面において助け合うという枠組は、「共生」と同質性を有している関わりといえる。

#### ウ 「悲しき再犯」

才門さんはこのような立ち直りの「自己物語」を語る一方で、このような立ち直りの物語を語り得ない他者の存在とその原因に関して、次のような分析を行っている。

「しかし、例え、人生をやり直してまっとうに生きたいと考えたとしても、結局まっとうに生きる生き方もわからないし、モデルとなる人もいない。また、地元の仲間と付き合い合わなくなったら自分の居場所がなくなってしまう。少年院に入っていたことも周囲に話せず、自分の本当の気持ちやドロドロした部分のことは、誰にも話せなくなってしまう。結局、オレのことを分かってくれるのは昔の仲間しかいない…と一度はまっとうに生きたいとなっても、少年院に入る前の生活に戻ってってしまうのだと思う。」<sup>30</sup>

自分自身のことを話せない、自分の物語を語れない、他者との関係性が構築できない、その結果、不安と失望感、孤独感から、「付き合い合わない」と決めていた地元の仲間との付き合いが再開され、再非行へと進みざるをえない、「悲しい再犯」の現状。それは、本人が自ら願っていた現実ではない。

「私の知る限り、私も含めてほとんどの少年院出院者は再犯をしまっている（捕まっていないだけとか、話していないだけで。）結局、孤独から居場所がそこしかない、自分ではどうしようもないくらいの力で引っ張られるんだと思う。」<sup>31</sup>

このような、才門さんの指摘に、少年院における働きかけはどのように再構築されるべきかを示している。孤独から抜け出し、自分の居場所を見つけ・作るためには、本人だけの努力で乗り越え得ない課題が山積しているのが現実であり、再非行はそのような課題が未対応であるからだともいえる。

施設から戻った社会においてどのような人と出会い、どのような関係性を構築し、そして、自分の生きる場所を見出し、立ち直りの日々を歩み続けるためには、本人の努力で対応しきれるものではない。本人に課せられ得るのは、関係性を構築するための言葉の獲得と、これまでの自分を省察しそれまでの自己物語を書き換える力の獲得にあるということになる。

#### (4) 立ち直りの構造

才門さんの以上のナラティブとその分析からは、従来の「更生」としての「悪ことをしないで正しい生き方をする」ということは本人の意思では如何ともしがたい難問となって本人を拘束する。このような更生観ではなく、「失敗しないで、仮に失敗したとしても犯罪や非行から遠く位置した場所で、他者との関係性・支援をうけながらも一日一日を積み上げていく」ことが立ち直りとしての更生として語り直されている。

つまり、そのような日々の歩みを立ち直りの自己物語として語り、必要に応じて書き換えていくことが、新しい「更生」といえる。このような「更生」は次のように構成される。

「まっとうに生きたいと思うなら、たとえ失敗しても、たとえ再犯しても、くさらずにそこから何度も何度も立ち上がろうとすることが大切なんだということ。そしてそう望みつづけるなら、一つの出会いから出会いがどんどんつながって行って、そのつながりが居場所となって、自分を良い方向に導いてくれるということ。」<sup>32</sup>

30 才門・前掲注 20, 166 頁

31 才門・前掲注 20, 165 頁

32 才門・前掲注 20, 166 頁

他者と出会い、他者と共に生きていくという、共生の機能が更生を推し進めることが示されている。さらに、このような新たな「更生」を他者の前で語ることは、他者を支援するだけでなく、自分自身の立ち直りをより堅固なものとする。

「少年院での講演が終わった後、いつも思う。私が言ったからには頑張ろう。私もこれから何度も失敗してもやり直してやる。これは私の話を聞いてくれた少年との約束なんだ。自分にとって、とても大切なプレッシャーだ。少年院に行って、勇気を与えるはずが、いつも少年達に勇気もらって少年院を後にする。」<sup>33</sup>

このような意識は、他者への励ましだけでなく自分自身が、再非行をしえない状況に追い込むある種のプレッシャーとなる。その背景においては、肯定される自己物語、幾つかの新たな関係性が形成され、結果として逸脱や再非行から当人を守る、社会的な絆を強化することにつながるということが示唆される。立ち直りを支援する側となった者が立ち上がり・立ち直ろうとする者から学び育つという「共育」機能が明らかにされている。

## 5 まとめ

非行から立ち直った当事者が記した文章の中から、「立ち直りの自己物語」モデルとして提示した、そのナラティブからは、自分を語り得るものとしての自己の確立と、その語られる物語が自己と他者によって受け容れられることにより成立していることが示されていた。

それは、自他という異なる二つの視線を内在した自己省察と様々な人との出会い、その中で形成される関係性をとおして、それまでの自分にとって「失敗」とされ語り得ない出来事として自己の奥に押し込めていたものを、立ち直りのために不可欠な出来事として選び出し、それまでとは異なる自分自身の物語の中に再配置する過程をとおして、その立ち直りの物語がさらに強化されることにより、新たな立ち直りの自己物語が形成されるとおり、「立ち直り」モデルが示された。

また、それぞれのナラティブからは、出会いや関わりといった出来事がある転機を引き起こし、その転機によって、新しい自己物語が語り直される、というある種の「筋立て」が示されている。

この転機は、二つの役割が内在している。一つはその転機により自分自身を語り得る自己が確立する。それはまさに自己同一性の確立といえるものである。二つ目は自己の物語を語ること、語り直すことにより、「意思が弱く」「誘惑に負ける」非行少年、失敗者としての自己の低いイメージが転換される。また、そのナラティブが共有されることにより、当人に関係する者だけでなく、他の多くの者に希望を与える。当人の立ち直りが当人だけに還元するのではなく、「共生・共育」として社会に還元されていく。

「立ち直りの自己物語」がもつこのような機能とその有効性に関して、津富(2011)は、次のような分析をしている。「そもそも、なんで、ポジティブなアプローチは有効なのだろうか。援助つき雇用には、先に挙げたこの前提がある。“重い精神障害を持った人たちは、職業準備訓練を受けることなしに、直接的に一般雇用につき、そこで成功することができる。”支援者が、この前提を持つか持たないか、それが分かれ目だ。この前提を持たなければ、当事者の力は損なわれ、眠っていた可能性(ポテンシャル)は引き出されない。この前提を持てば、当事者の力は損なわれず、眠っていた可能性が引き出される。」<sup>34</sup>

33 才門・前掲注20, 166頁

34 セカンドチャンス!・前掲注2, 28頁



犯罪者や非行少年のような立場におかれた人たちは、普通の生き方ができない問題・課題を有している者であり、訓練や指導が不可欠な存在として区分される。この前提からの関わりはそれが本人のためとされるものであったとしても、本人の内的力は、問題を有する者とその問題を解決するものとの支配的な関係性により、引き出されることなく、押し込まれてしまう。問題の解決という枠組みが強く当人にのしかかる。

このような「問題の解決」という前提ではなく、「自己とは自他との関係性によって物語られるもの」という枠組みから当人のその自己同一性の確立等へのエンパワーすることが、本人自身の自己肯定感を高め、自律的な行動が取り得ることになることつながる点がここでも指摘されている。

このような、自己物語を語り得る者の育成という新たな視座に立つと、その支援のあり方や専門家とされる役割も大きく変わってくる。「そうか、僕らのすることは、目の曇りを捨てて、専門性や制度で他者を支配することをやめ、むしろ、当事者を支えることで、当事者の力が発揮できる社会をつくることなんだ。問題点に名前を付けて（診断して）、対処をする（治療や処方をする）アプローチは、終わりなんだ。」<sup>35</sup>と、津富は新しい視座を明確に示している。

これからの、非行少年処遇においては、「矯正」に代表される「問題の解決」という枠組みに準拠する専門性や制度で他者を支配することをやめ、当事者を支えることで、当事者の力が発揮できる社会をつくるのが、再犯や再非行を抑制し、また、当事者自身が社会の一員としての居場所を形成することとなる、という視座（それは「共生・共育」理念と呼べる）からその関わり方を大きく変えることが求められている。

それは、「今日一日を生き抜く「後から来る仲間」にとっての意義こそ、セカンドチャンス！の根幹にあることは言うまでもない。」<sup>36</sup>という、ある種の決意からもうかがえるところである。つまり、非行や犯罪の原因を個人の中へと内在するのではなく、自己は自他との関係性の中で構築される物語として立ち上がる、という視座から、他者や社会との関係性、関わりのある方にその処遇の視点を移すということが必要となる。

このような視座からは、個人の問題は「解決」が必要な課題として位置づけられることなく、様々な出来事の一つとして語り直されることで「解消」するものとして位置づけ直される。

---

35 セカンドチャンス！・前掲注2, 28 頁

36 津富宏「当事者団体としてのセカンドチャンス！の意義」犯罪と非行第170号(2011), 169 頁

#### IV 「立ち直りの自己物語」モデルの実証

##### 第2 立ち直し支援者等のナラティブ

- 1 立ち直りの当事者・支援者の語りの位置づけ
- 2 野田詠氏さんのナラティブ
- 3 高坂朝人さんのナラティブ
- 4 中本忠子さんのナラティブ
- 5 秋山千佳さんのナラティブ
- 6 津富 宏さんのナラティブ
- 7 「立ち直し」の構造
- 8 まとめ

##### 1 立ち直りの当事者・支援者の語りの位置づけ

###### (1) インタビューによる語りの分析の意義

非行から立ち直った当事者自身、またはその立ち直りを直接支援してきた人の、立ち直しに関する発言・意見は、アンケート等によって平準化され、分析された報告と比べ「立ち直し」に関する情報として、その信頼度が高いことは誰もが認めるところである。

一方、そのようは当事者の発言は単なる当該当事者の個人的な経験に基づくものであり、他への汎用性に欠けるといった批判もある。しかしながら、リスク管理モデルのような原因結果モデルが単なる相関関係を証明しているにすぎず、そのようなモデルは同一な生活環境であることといった前提条件が崩れれば、その結果自体の信頼性は低くなる。その意味において当事者たちのナラティブはその弱点を克服する上では貴重な情報を提供してくれる。

具体的には、単なる個人的な語りが提供するある種の経験則が、複数の者から語られれば、その経験則は一定の信頼性を有するものと言えよう。ましてや、立ち直しは現実の生活の場において展開されるものであり、その場に居合わせた当事者や支援者の語りは、まさに証言としての妥当性を有しているともいえる。

###### (2) 立ち直りの当事者・支援者設定の理由等

本分析の対象として、二人の立ち直りの当事者で現在は立ち直りの支援者として実際に立ち直し支援にあたっている方々と、二人の立ち直りの支援者、そして立ち直し支援者への取材をとおして立ち直りの現実を把握しようとしているジャーナリストの計5名の方をインタビュー対象として剪定した。これは、当事者+支援者、支援者、支援者等への取材中のジャーナリストという三つの立場・視点から、立ち直りの構造等の実態を把握することを目的としている。それは、異なる立場・視点であることが、その分析による般化作用によって、明らかにしようとする立ち直りの構造の信頼性と妥当性を高めることになると考えたからである。

具体的には、立ち直りの当事者であり支援者となっている、野田詠氏さんと高坂朝人さんに、立ち直りの支援者としては、元保護司で40年ちかく無償で非行少年らに食事を提供すること、そのような場をつくってきた中本忠子さん、元法務教官でわが国を代表する犯罪学研究者であり、セカンドチャンス！等の当事者中心の立ち直し自助グループの立ち上げ等の実践活動を続けてこられている静岡県立大学の津富宏さんの二人に、そして、子どもの貧困等を取材テーマとし、その中で中

本さんと出会い、現在、中本さんへの取材を2年以上継続しているジャーナリストの秋山千佳さんへのインタビューを実施した。

### (3) インタビュー実施・分析方法等

#### ア インタビュー方法・分析

それぞれのインタビューをとおして語られる立ち直りの構造について、①立ち直りのきっかけ、②再非行抑止機能、③語り直し、④非行促進機能、⑤施設収容の効果役割等の主題をあらかじめ設定した半構造化面接<sup>1</sup>の手法を用いて実施・分析を行った。当人らそれぞれにインタビューの趣旨等を説明し、研究資料として活用すること、必要に応じて個人情報保護等の措置を講じることにについても説明・了承を得た上でインタビューを実施した。<sup>2</sup>

#### イ 面接実施時期

○野田詠氏さん

実施日時：2017年6月8日、実施場所：東大阪市

○高坂朝人さん

実施日時：2017年8月23日、実施場所：広島市

○中本忠子さん

実施日時：2017年8月23日、実施場所：広島市

○秋山千佳さん

実施日時：2017年9月4日、実施場所：東京都千代田区

○津富 宏さん

実施日時：2017年9月1日、場所：東京都渋谷区 渋谷駅付近コーヒショップ

## 2 野田詠氏さんのナラティブ

### (1) プロフィール

大阪府東大阪市のプロテスタント系キリスト教会の牧師。10代で暴走族に入り、窃盗、暴力行為、暴走行為などで4度鑑別所に入る。4度目に少年院に送られ、そこでクリスチャンの兄から差し入れられた聖書を読んで神を信じるようになった。

現在は少年院退院者の受け入れのための自立準備ホームを開設し、さらには、非行少年の立ち直り支援団体としてNPO法人チェンジングライフの理事長として立ち直りの支援活動に従事している。著書に『私を代わりに刑務所に入れてください』（いのちのことば社 2015）がある。

### (2) 立ち直りのきっかけ

野田さんは、少年院の中で新しく生きるという思いとして、それまでの自分自身の言動について悔い改めの祈りをしている。この時点がまさに立ち直りの起点となるが、その時の想いについては次のように述べている。

「自分はクリスチャンになりたいわけではなかったのにそうってしまった。そうだったとしかいえない気持ちです。」

1 調査面接方法の一つ。面接の目的等に沿って予め確認する事項を用意しておくが、実際の面接場面においては、相手の反応や回答内容等に応じて、適宜、質問の順序や内容等を変えながら、面接目的として設定した情報等を引き出す面接法。利点としては、被面接者の語りによってある程度の自由度を保ちつつ、必要とされる情報を得ることが可能になるという特徴を有している。

2 その上で、文書化されたインタビューの内容について、そのデータをそれぞれの対象者に交付し、その内容についての確認も実施した。

「それで、少年院の中で、二十歳超えてこんなことをしていいのか、といった思い、兄が自衛官だったので、事件を起こして自分のことが新聞に載ったら迷惑をかけるだろうなという思いもあったし、変わりたい、変われるのか、変わりたくない、でも、自分にとって初めての少年院であったし、それだけ思っただけでも神様信じていなければ、少年を出て一年二年たてば、また、使い出してずるずるいってしまう危険性もあるじゃないですか、変わりたいんだけどかわれるんだらうか、本心では変わりたいと思っているけど、もう一つの本心ではやり続けていた、変わりたくない、という気持ちの中で、いろんな不安の中で、善にゆか、悪のままでいるか、そんな時、パッと神様の視点を感じて、もうわからないんですけど、我を忘れて神様を信じたいという思いにいつかいたということだと思います。」

「なんというのですか、信頼の貯金を周りの人からしてもらっていましたが、そういった信頼に応答するという思いがあったのかもしれない。」

### (3) 語り直し

#### ア マイナスな経験を含めての自己受容

立ち直りをとおして、それまでの経験に関して肯定的に読み直すことができたことについて、その著書で次のように述べている。

「すべてが無駄ではない。私は少年院に入って良かったと、心から思う。きっと少年院に入っていなかったら、現在のような生き方を選択することはできなかつたらう。現実には、マイナスはマイナスでしかない。マイナスは帳消しにはできない。でも、「あの時、を通過して良かった」と思うことはできるし、新たなプラスを作ることもできる。」<sup>3</sup>

これは、当時は振り返り、それまでのエピソードを物語が書き換わってきたことを言い表している。この物語の書き換えに関してさらに次のような説明をしている。

「このことについては、きちんとお話ししたいと思います。非行からの立ち直りに対する社会の人の目が厳しいじゃないですか、マイナスがプラスになったというようなこともいわれますが、そのような言い方に対して違和感があります。自分自身、子どものこともあり、近所に性犯罪者の更生施設を作ろうという話がでたら反対します。薬物や殺人といったことに関しては反対はしません。ところが、ティーンチャレンジという薬物更生施設を作ろうという話が出た時、地元から反対がありました。なんでやという気持ちがありましたが、その人たちの気持ちに置き換えた時、一大人として、「マイナスをプラスに変えました」ということに違和感がありまして、事実としては「マイナスはマイナスのまま」であることは、当事者自身はよく分かっていて、その点をわかって欲しい、そのことを社会に対してきちんと言いたいといことで、被害者で悲しまれた方もおられるので、決してプラスにはならない。」

この発言を立ち直りの枠組みから捉え直しみると、出所者や出院者の償いがいつ完了し、立ち直ったと断定できるのか、という疑問に対しての一定の回答が示されているといえる。それは、周りの人からの更生したという承認も必要とされるが、それと別に一番大切なのは当事者がマイナスの体験はマイナスのままマイナスを含めたままでも生きていくしかない、そのことを当事者が受容できた時に、立ち直った存在としての歩みが始まることが指摘されている。この点に関して、その気づきの重要性に関して次のように説明している。

「そうです。そうですね。償いは刑期が終わったから終わりではなく、マイナスはマイナ

3 野田詠氏『わたしを代わりに刑務所に入れて下さい』（いのちのことば社、2015）、83頁

スで帳消しにはできない。でも、そこにはそのような気づきがあり、だからもう、被害者を出すようなことはできない、次には人を助けたいといったことです。」

ここで言われている、マイナスな経験を含めての自己受容、そのような気づきがない限り、色々な改善プログラムをやっても効果はない、当事者の中に自分自身が犯罪者であったキャリアは消せないんだと、でもその消せないことが自分にとって今の自分を形成する上で大切な気づきであったという、だから前に進めるんだという、自己受容がない限り、真の立ち直りには至らないことについて、再度次のような発言がされている。

「そのような気づきが本当に立ち直りには大切だと思います。」

## イ 関わりの意味づけ

これまでの経験の中における他者との関わり、とりわけ仲間との関係、その意味づけについて次のように整理している。

「なんか、どういったら良いのか、鑑別所に四回入った、最新の注意を払って入った。でも、老人や無差別とはしなかったけど、悪いこと仲間と暴走するとかはゲーム感覚ではまっていた。でも、自分なりのルールもあった。世の中の反発、高校に行けなかった反発とか、レールからそれた反発とか、俺らは俺らで間違っていないとか、こんな楽しい疑似家族、普通の関係ではない、命の貸し借りもできる絆からは自分からは抜けたくないし、抜けれないと思っていた。そういった意味から「自分では止められない」という気持ちでいた。」

疑似家族としてチームとして仲間がすべてだから、悪いことだと分かっているけどどうにもならない、自分からその関係を切ることはできない、そのような凝縮した関係性の中でしか自己存在を確認しえない環境に置かれていたことが指摘されている。その関係は「絆」としてその後も継続し、単なる不良仲間から生活を支え合う繋がりと変化していくことを次のように説明している。

「今週、暴走族時代の総長が結婚式を挙げる。暴力団関係者なので自分から頼らないが、向こうからは見守ってくれている。そして、今でも、当時の関係が続いて、結婚式には呼ばれていて牧師として話をしてくれというので、話をするのが牧師の仕事なので健婚式には出るつもりでいる。今の自分は当時と違って家族ができて守りたいものが変わった。でも、仲間を大切にする気持ちは変わっていないし、彼らとの絆は変わっていない。不良グループでも守りたいものができたら、そこから抜けることに対して、誰も足をひっぱらない。守りたいものを守ることにに対して何も言わない。守りたいものができることが、そこから離れるきっかけとはなるが、絆といったものは変わらないと思う。」

さらに、立ち直りにおける関係性の重要性や必要性について次のよう述べている。

「ここに来ている子どもたちをみていてもうまく関係性が築けないのが特徴である。実生活の絆、人間は絆が必要だと思う。自分の周りに絆を結べる大人が居ることに気づき、実際に関係性を構築できる力が弱くなっている。」

## ウ 信頼貯金が貯まる時間の必要性

野田さんの著作は第二部として野田さんが少年たちと共に育っていくエピソードを、四人の少年との関わりをとおして記されている。そのエピソードでは更生に向かっての歩みはどこで起きるのかはわからないが、支援者は信頼貯金が少年の中に溜まっていくその時間を共に持つことが必要というエピソードが書かれている。その一つに、一旦は野田さんの支援を受け当初の仕事に就いて働くという目標を達成しながら、結局は野田さんのところから飛び出してしまう少年のフェイスブック上の知人とのやりとりから彼自身の成長を感じたことについて次のように述べている。

「彼は親にも信頼していたが、その信頼する親が私の母みたいに両義性があった、友達は信頼していなかった。お金で支配する関係、王子様的であった。でも、その後、ここを出てから彼のフェイスブックの記載があって、その内容が障害を持った弟の存在のことそれは彼がこれまで言いたがらなかったことで、その彼が、車で運転中、雨の中のずぶ濡れで歩いている障害者に出会い、その方に持っていた傘を差し出すというエピソードが綴られていて、彼自身はそれは良いことをしたということではなく、障害をもっている弟が大人になって困った時に助けてもらえるようにした行動だと書かれていた。その内容が反響をよびたくさんのコメントが投稿され、僕のところに彼をつなげた付添人の先生のコメントがありそれへの返答とさらなるコメントといったやりとりがあった。そのやりとりの中で、それは野田さんのところにおった時に、「人の拳はひとを殴るためにはあるのではなく、人をたすけるためにある」といった、ことが彼の中に残っていたから行動に移せたといったことを彼がコメントしていて、その言葉が彼に自身の信頼貯金として残っていたんだということかな、と思います。」

支援者側に少年自身が良い結果を出したからという、支援に対しての安心感があった。しかし、現実の少年はそこを越えてゆく悪い意味での子どもの凄さ、それにも振り回されずに支援を継続してゆこうという、時間というより関係性の継続、それが信頼貯金を貯めること、つながった細い絆を継続していこうとすることの意義等が指摘されている。このように、支援者自身の支援に関する語り直し、ある種の失敗事例の中にも、少年自身の成長を感じ、その成長形成に関しての振り返りがなされている。

#### (4) 再非行抑止機能

##### ア 信頼できる人の存在

再非行を抑止する機能として、自分自身を受け入れてくれる信頼できる人の存在が重要であることが指摘されている。

「今の質問で気づいたのですが、今の自分の活動をこうやっていることの、何か伏線になっている人が出てきているのではないかと、そんな存在ではないかと思えます調査官なんかは、周りの大人、近所の人からはなんか見下された目で見られているのに、やさしい目で見られる大人、といった人はほとんどいなかったの、やさしい目でみってくれる先生は鑑別所にもいるけど、それは施設に入っているという関係があるからちょっと違ってくるけど、調査官の先生は全然、上からではなく、子どもを相手にするときにしゃがんで横からみられる存在、自分は承認欲求が強かったし、愛情に欠けていたので、すごくマッチしたというか、すごく愛情を感じた。」

ここで言われる立ち直りに必要とされる「愛情」とは、「信頼できる」程度・密度、本当に人間的な愛を感じるような、人として認めてくれるといった感情といったものであり、また、当人は母親から欲求充足に対し満たされない思いを持っており、その愛情不足を補完するために、他者からの信頼が必要とされることが語られている。さらに、信頼の重要性について次のように述べている。

「それは、深い信頼、援助者側も色々な人生があるけど、必要な時には、適当にもたれかけれて、支えてくれといったことではないかと思えます。」

「(母親は深い信頼の) 反対に居るのではなく、母というのは、どっちにも居るのではないか。全幅な信頼が母にはあるけど、それを満たしてくれないので他の人からの信頼は新鮮にみえてくる。母親にないものを他の人が補完してくれている、ということでしょうか。」

## イ 信頼の貯金

非行から立ち直った背景として、「信頼の貯金」を周りの人からしてもらっていて、そういった信頼に応答するという思いが、再非行の抑止に繋がっていたことについて次のように説明している。

「それまで出会った、調査官や刑事の人といった心に残っている人たちから、自分が犯罪者でありつづけることで大切と思う人が悲しむことは嫌だけど、抑えが効かないから3度目の鑑別所を出た後でも再犯してしまった。例えば、ひったくりや窃盗は悪ことだと思うから止めても、薬物だけは自分を傷つけるだけだし、快樂だし止められないし止めることもないかと甘く考えてしまう。でも、そのようなことになるのは、愛情過多でそうなるのか、逆に愛情に飢えてそうなるのか、その二つに一つだと思うのですが、僕がそういった窃盗やおじいちゃんおばあちゃんから巻き上げるといったしょうもない事件をしなかったのは、まさに、小さい頃のおっちゃんとか、受け止めてくれる人がいたからこの程度の非行で留まっていたんだと思います。」

このような他者からの信頼とそれに対する応答という形での信頼貯金がない子への特別な対応として次のような提案もなされている。

「少し、話がずれるが、実際に子どもを預かっていると、信頼貯金がある子と信頼貯金がゼロとは対応が異なると思う。僕はマイナスの方がやりやすいように感じている。こちらが信頼の貯金をすればそれに対しての反応がはっきりと出てくるように思う。少し溜まっているが不足している子への対応はちょっと難しいように思う。それと、知能検査のように信頼貯金がどの程度を把握できるような指数があれば良いのではないかと思います。」

「信頼貯金」とは異なり、本人の再犯リスクがどの程度かを把握する考えがあるが、これは、信頼とは真逆で改善主義的な考えから、リスクを把握しコントロールしようとするものである。「信頼貯金」を意識した対応は今後重要となる。また、自分自身が犯罪や非行に陥っていないのは、たまたま「信頼貯金」が多くあったからであり、「信頼貯金」が少ない場合、マイナスの人には誰かがそれをゼロからプラスへと貯金してあげる必要があり、それが社会の責務として考える視点は、支援者としての必要とされるものといえる。

それまでの家族や大人との関係性の中で、信頼形成がなしうる存在と出会っていないこと、場合によっては信頼のマイナス貯金から始まっている、親の借金を背負って生きているような子たちが非行という逸脱行動で自己存在を示している。とするとその手当として必要となるのは、人に頼るとか信じるといった関係性の構築と、その前提として信頼されえる存在としての自己受容の形成が必要とされることが指摘されている。この信頼が形成される機能を「信頼の貯金」と言い表すことにより、具体的なイメージが想定され、支援者の一方的な関わりとった弊害も抑止できる重要なキーワードが提示されている。

## ウ 仲間の層

信頼の貯金が形成されるためには、他者との関わりが重要である。それが複層的であればあるほど、ある種のセーフティ・ネットが構築され、立ち直りを強く支えてくれるものになる。一方、そのような他者との信頼に基づく関わりが非行にあった少年らには「仲間」しかなく、その「仲間」の関係性が喪失することが、再非行のリスクを高めることについて次のように指摘している。

「そうですね。今の子は暴走族もなくなったし、他者との関係性が弱くなっていると言えます。その中で、ちょっと飛躍するかもしれませんが、僕は中学しか出ていないですが、その中学の時の友達しか、しかも不良の仲間しかいないのですが、普通の人は、中学の友達、

高校の友達、大学時代の友達、職場の友達とって何層もできているので、それに家族も居るので、中学の時の仲間で傷ついても、高校の時の友達がいるかということで、そういった幅があって人間は生きてきているのではないですか、でも、不良の友達って、圧倒的にそこしか層がないんじゃないですか、そこで、不良の仲間を断ち切れって言われても、断ち切ったあとで立ち直れって言われても、どうにもならないじゃないですか。そこで、その友達の層を、児童養護施設での友達、職場での友達、更生を応援してくれる仲間の大人たち、といった層を多く作ってゆくしかないんじゃないでしょうか。」

立ち直り支援においては、第一に非行少年の多くはそういった仲間のネットという層が薄いから、そこに多くの人との関わりをとおした、まさに落ちこぼれないようなネットを重ねてゆくことが必要であると指摘している。このように「\*\*の層」という表現により、当事者をとりまく支援の質を把握しうることは、誰がどのような関わりを当人に及ぼしているのかを把握し、また、支援の必要性を把握する上でも具体的で有効な視点を提供することになる。

## エ 共生：守るもの存在

立ち直りの継続として、結婚により守るものができる、パートナーと共に生きるということの必要性と重要性について、さらに言えば、誰か共に生きてくれる人の存在の大切さについて次のように述べている。

「結構、私自身不器用なところがあって、これまでも裏切られることがあったりして、キャパこえると投げ出しくなかって失敗することもあるけど、でも、投げ出しきれなかったのは、守りたいもの失いたくないもの、神様との関係、神様の与えてくれた家族との関係があって、それまで守られたいと思ってたものが守りたいということができたことで、自分の成長とかそういったことを感じるようになった。少年院に入るまでに、ずっと続けられた仕事は三ヶ月だったのが、結婚してからは熱や体調が悪くても仕事を続けてこれた、それは、神さまとの関係や守りたい家族の存在がそうさせたし、それまで出来なかったことが続けられてきたりしている。」

このような家族といった守りたい存在とその関係性が構築され、それまでの守られる者が守る者へと立場が変わり、それは、育てられたものが育てるものへとプラスの循環に変わっていくことが示されている。それを「共育」という言葉に当てはめてみると、その意義について次のような感想を述べている。

「「共生」と「共育」という言葉はいい言葉ですね。その言葉それだけで気づきがあたえられる、バリアフリーの関係、バリアフリーの関係に気づかせてくださる人に心を開き、信頼ができてゆく。有馬四郎助の生き方なんか、まさに共生・共育ということのように感じます。」さらに、このような生活を共にしてくれる人の存在が、立ち直りを支えていくことについて、次のようにまとめている。

「待つてくれる人の存在は信頼貯金となる。更生の意欲を支えてくれる。」

## (5) 非行促進機能

### ア 薬物の影響

非行を促進する要因として、特に薬物使用に関して自分の行動に関しての自己決定権がなくなる点について、次のような説明をしている。

「振り返ってみると、視野が狭くて、本能剥き出しで、幸福感がなくて、自分が自分じゃない、まさに自己決定できないので自分を失っている。そんな自分ということではないかと



思うが、うまく説明はできない。」

薬物からの離脱に関して、当初は止められる決定権が自分にあると思っていたが、薬に支配されるということ。自分があるから決定権がある、決定権がないということは奴隷ということだということだと振り返っている。

#### イ 自分の意思と身体が求めていることのギャップ

薬に支配されている自分は、どのような自分か。大人は自己決定ができるから大人であり、子どもは大人のような自己決定がなされないから半人前と言われるが、薬物によって自分自身が支配されているのであれば、自己決定できないから自己同一性が不安定であり、引きずられている自分、依存している自分、欠けている自分、本当の自分との違いとはどのような存在なのか。そのような不安定さがもつ、非行・犯罪への誘引性について次のように説明している。

「自分の意思と体が求めることのギャップ、それに振り回されていまして、その関係性、意思と体が求めること、統一できている人はそういないと思う。一旦、小学校でルールの中で生きてきて、均等に生きてこられた人が、何かのきっかけにいったんタガがはずれてしまえば、それは壊れてしまったのであって、単車の部品のミッションが壊れてしまっているの、それを直すには時間が必要であって、多分、それがあって、壊れたものは戻れない。それは生活が昼夜逆転した状況であったり、そういったことと同じではないか。」

### (6) 施設収容の効果役割

#### ア バリアフリーの関係

少年院における職員との関係が、信頼性を形成する土台となっている点について次のように説明している。

「心開いた先生はみんなバリアフリーで、壁はなかったですね。「俺は処遇してるんだ」、という姿勢を感じさせない先生ではないかと思えます。」

「そういうことではないかと思えます。「一歩間違えたら、俺もここに居たかもしれない」という感覚を感じさせてくれる存在。「俺は絶対にこんなところにこなかった」というような思いを持っている先生、これは援助者もそうですが、そのような気持ちを持っていない人であることが大切です。少年院の中では、先生との面接で、先生が聞き役に回ってくれた時の面接、傾聴してくれた面接が心に残っている。」

「今回の対話で、少年院のことやこれまでの自分自身の人生を振り返り、そこで出会った方々のうちで、心に残っているというか、信頼貯金を自分に貯めてくれた方々は、中島先生がいう共に生き、共に育ててゆこうと、そういった視線というか態度をとってくれていたと思えます。「共生・共育」っていい言葉ですので、これから自分でも使わせてもらいたいと思えます。」

ここでいうところの、「バリアフリー」はこれまでとりあげてきた、共に同時代を生きている存在として、他者との対等な関係性を重視するというものである。それは、人々はそれぞれの関係性と信頼の中で共に育てている、という関係性を重視した「共生・共育」に通じる、対人支援の基本理念を示している。

#### イ 自分という対象：自分と、自分のこころ

野田さんの著作のなかでは、少年院時代の回想の中で「心」に着目した記載が多くみられる。「人間扱いされていない、と心の中で思った」、「この言葉が心に飛び込んできた」「自分の心で考えること」といったように、少年院での生活を振り返って「こころ」という表現が多く認められる。

この「心」への着目について次のような説明をしている。

「その当時は、教育的に自分を見つめ直すことに重点が置かれていたので、「こころ」という言葉が多く出てきているし、そこに意識もあったのかもしれない。」

普通に生きていけば、自分と心は一体で、「こころ」だけ切り離して考えることは少ない。他者からの視点や改心とか何かという疑問や、気づきがあると心というものが自分から切り離されて考え出すようになる。そのような事が生じてくる場が少年院であったといえる。自分はどこにあるのか、こころと自分のずれ、罪ということはどういうことなのか、その時の「自分」とはどのような存在・位置にいるのかを真剣に考える時間と場が提供されている。事故が自分自身と分離しているのか、していないのか、といった疑問に、じっくり向き合う場と時間が少年院において存在していることが伺える発言である。

### 3 高坂朝人さんのナラティブ

#### (1) プロフィール

広島県出身で現在はNPO 法人 再非行防止サポートセンター愛知 理事長

13歳から非行少年となり、14歳で暴走族へ入り24歳までの約11年間、非行・犯罪を重ねてきた。鑑別所3回、少年院2回、拘置所1回入所、逮捕歴15回。17歳で両腕に入れ墨、21歳暴走族引退後、暴力団準構成員として暴力団の企業舎弟として株式会社の代表取締役となる。24歳の時、妻の妊娠・家庭を持つことを実感したことから、暴力団から足を洗う決意をし、地元広島から誰も知り合いがない名古屋へ逃げ出す。その後、紆余曲折を経ながらも非行少年への立ち直り支援の想いが強くなり、福祉施設での介護職をしながら支援活動に従事してきたが、2016年から現在のNPO 法人の専従スタッフとして支援活動を展開してきている。

#### (2) 立ち直りのきっかけ

24歳になった時に、付き合っていた女性が妊娠をして、それをきっかけに入籍し、当時住んでいた広島からまったく縁のない名古屋に逃げ出し、立ち直りのための新しい生活を始めたその理由については、次のように説明をしている。

「妊娠したと分かって籍を入れたんですよ、逃げる時は籍を入れてすぐの時でしたから、妊娠五ヶ月くらいの時に、逃げ出した。」

「会社をやっていたということもありまして、正業でもやっていけるというような自信がかなりついてきまして、父親のところで働いていた時もいつも盗難車で通勤していたんですけど、仕事しながら覚せい剤をやっていたりとか、高級車を盗んで販売していたりとか、常に、仕事をしていても悪いことでずーとお金を得るということをしていたので、悪いことじゃないと収入を得られないというような気持ちだったんですけど、21歳の時から兄貴分から手取り足取り正業のことを教えてもらい、車の販売とか人材派遣とか法律に基づいてやっていたので。」

このように、その当時の状況では、立ち直りに関しては外からの大きなプレッシャーとかはなかった。広島から「飛ぼう」という大きな決断がなされたそれは、子どもができたというのが一番の大きな契機だった。しかし、その背後には、「正業」をして自立しうる自信があったことも重要な点であると語られている。このような正業を継続していける力の獲得は重要である。一方で、例えば足を洗ってきれいな金を稼ごうと思ってもなかなか、暴力団から抜けることは難しいし、さらに抜けたとして実際に生活していくのはもっと難しいとされる現実が存在もしている。

### (3) 語り直し

#### ア 親の思いへの共感

少年期の非行をしている自分自身を振り返り、その時の母親が抱いていた思いから、自己の自身のこれまでの立ち直りのあり方を省察して、次のように述べている。

「25歳からBBSをはじめていて、その時は今のサポートセンターのような構想はなかったのですが、非行をやっている少年たちと時々ご飯を食べにいたりしたいない、とっていて少年院でも活動したいな、とっていて、そこから始まってはいるんですが。途中途中で、もっと踏み込んでもっと踏み込んでやってゆきたいな、と思うようになったのは、二人目の娘が五年前に産まれたんですけど、その時に、母親がこちらにに来てくれまして、時間がちょっとあって、母と二人で名古屋市内を観光していて、これまでの活動の中で非行少年のお母さんの話とか聞いていたんですけど、自分の母親の話とか聞いたことがなかったな、自分が非行をやっている時に母親はどのようなことを考えていたんだろうと改めて聞いたことはなかったの、で、けど、母もそのころの話は嫌がるので聞きづらかったんですけど、一つの参考というか、ちょっと軽い気持ちのようなそんな気持ちで「かあさんって、その悪いことばかりしている時にどういうふうに思いよった」と聞いたんですそしたら、僕が悪いことをし出して、自分が病気とか何かするとかのしんどさよりもそもそも人にも相談できることでもないと思って、ずっと一人で抱えて僕と向き合ってきていたんですけど、少年院に面会に行っても立ち直ってくれんし、出てきたらまた悪いことを繰り返しているし、母が思ったのは、こんなになったのは母親としての自分の責任なんで、この息子を殺して自分も死なないといけないということを毎日真剣に悩んでいたといいましたので、そういうことを市内を観光している最中に聞いて、本当に涙が止まらなくなったんで、母に見られないように泣いてしまったんです。それで、なんていうんですかね、それまでも少年の保護者さんから電話で相談とかいただくことはあったんですけど、けど、非行少年の親が、僕も子どもがいますが、自分の子どもを殺そうと思ったことなんか一回もないんですよ。むしろ自分の子どもを殺して自分も死のうという、そこまでの究極な極限状態になることは一回もないので、でも非行って親をそこまでの極限状態に追いやるんだということを、自分の母から教えてもらって、非行はもちろん被害者の方の人生をめちゃくちゃに極限状態することになりますけど、自分の身近な家族まで極限状態にするとすると、やっぱり非行はよくないなという思いが強くなって、自分もこれまで非行をしてきたんで、自分にできることは身を粉にしてでも、これからずっとこの活動を続けていかなければという気持ちが強くなっていったんですよ、で、自分の気持ちが加速していったと思います。」

成人が犯罪を犯した場合は、その親の気持ちとしては大人として一人前に育てたから、子どもを殺そうということにまで親としての自責の念は持たない。一方、子どもの場合はまだ自分の保護・養育の対象であり、子どもだからそこに愛と憎しみといった両方が子どもとの関係においてその中に入り混じってくる。そして自分自身が親の立場になり、家族としての関係性とその役割等が自分の中で構築されると、これまで自分を支えてくれた人の涙として、表出される辛さを共感することになる。そして、そのような親の辛さへの共感が、立ち直り支援への意欲を強くしている。

#### イ 支援者としての想い

そのような親の想いに強くシンクロして高坂さんは、自分の子どもでもない第三者の子どもにまで、その支援しようとする気持ちが動いていく。そのような、支援者として思いに関して次のように述べている。

「そこから、色々な保護者さんから相談をもらおうと、ちょっと違った意味で思うようになったりして、ご相談いただくと、やっぱり一人一人の保護者さんの話をしっかり聞かせていただいたり、自分にできることは少ないけど、できることはやらしてもらったり、難しいところは他の団体の人に手伝ってもらったりしながら、やらせてもらわなければいけない、という気持ちになります。少年に会えば会ったで、自分とも重なる少年院に入っている子を見ると自分自身も共感する部分が多くて、めちゃめちゃ分かるわ、でも悪い道にゆくと破滅の道に行くので行かせたくない、という気持ちに自分のことと重ねて思うので、この活動をやればやるほど、もっとできないか、もっと何かできないかという気持ちが強くなってきています。」

#### ウ これまでの支援者の存在

その時には直接的な影響は生じていなかったが、これまで出会った様々な支援者からの働きかけが、結果として立ち直りに影響を及ぼしている点について、次のように説明をしている。

「そうですね。僕もはっきり何かとって分からない部分もあるんですけど、少年たちが更生して欲しいと思って特に取り組んでいることは、僕は約十年くらい非行をやったので、色々な支援を受けてきているんですけど、保護司さんとか少年院とか鑑別所とか調査官とかそんななかで特に自分にかん一ときた部分があって、それですぐには立ち直れなかったんですけど、それが残っているの、それで今でもやっているのだと思います。」

#### エ 家族の存在

立ち直りの基盤として、家族の存在、家族から愛されていたという思いがあることが、人への信頼やその信頼形成の重要性について、次のように述べている。

「そもそも、兄貴分に相当鍛えられた分もあるんですけど、たぶん、パッと思い浮かぶのは三つで、一つは多分、親が両親そろって、虐待なんかまったくなかったし、かなり父親も母親も優しい人で、父も母も非行とかやったことがない真面目な人で、貧しい家庭ですが、父はめちゃめちゃ真面目で空調の仕事を中学校卒業してから一人で田舎から出てきて、定時制の高校にいきながら、15歳からずっと仕事一本でやってきた人で、母親もものすごく真面目な人なんで、毎日母の作ったご飯を食べたりしたりとか、休みの日はいつも色々なところに連れていってくれた思い出がありますし、中一のころからおかしくなっていましたけど、生まれた時から、家族に愛されてきた、という思いが自分の中に強くあるので、人をあまり疑うということがあまりないです。人をできるだけ信じたい、というか、そういのは家族から学んだもんだなと思います。」

#### オ 関係構築の大切さ

立ち直りの基盤として、三つ指摘しているその二つ目として、暴走族の中で形成されていた、ルールや目的意識といった集団における関係性の構築の重要性について、次のような語り直しがなされている。

「二つ目は暴走族と少年院だと思ってまして、暴走族に入るようになりまして、それまで中学校のルールとか守れない、親との約束が守れなかったりするのですが、暴走族に入ってから、自分は自分のチームをこの広島で一番にしたいという気持ちを一心に持っていました

ので、その暴走族の中で決められたルールは絶対に守り抜くということとか、とにかくこのチームを一番にすることについては、変な言い方ですけど、とにかく真面目に毎日走って頑張っていくこととか、先輩を絶対に立てるということとか、それで後輩の自分は先輩の言ったことは絶対に守るとか、暴走族の中で組織の大切さというか、そういうことを植え込まれたかなと思います。」

#### カ 感謝の気持ち

少年院での生活が本人自身に及ぼした影響については、次のような語り直しがなされている。

「あとは、少年院に二回入って、合計2年入っていましたので、たとえば箸の使い方とかそれまでバラバラだったのが少年院で直ったり、それまでは好き嫌いがめっちゃめっちゃ多かったんで野菜とか食べれなかったんですけど、少年院では収穫したものが出てくるようになったので、その、好き嫌いが少年院に入ることですべて無くなったんです。なんでも食べるようになって、何事もありがたい感謝の気持ちだという、感謝の気持ちが持てるようになったりしていった。」

少年院の生活を通して、箸の使い方であったり、好き嫌いがなくなるなど、基本的な生活習慣が獲得されたことへの感謝が述べられている。少年院という生活環境は、同じ年齢の同じような境遇の同族集団ともいえる他の少年と共に暮らす中で、職員の指導もありつつも、仲間の中で箸が上手く使えない自分自身に気づいたり、食べ物の好き嫌いをしている自分が他者からどのように見られているのか、といった様々な相互作用の中で、望まれる言動が自ずとして獲得されてきていることが伺える。

#### (4) 再非行抑止機能

##### ア 対等な関係

社会生活において、一人の人間として対応な関係を構築してくれたことが、立ち直りの基盤となった、その具体的な関わりとしての保護司の機能について、次ように省察している。

「一つは、まあ、例えば保護司さんがいるんですけど、中学校二年から二十歳までYさんという方が担当だったんです。保護司がつくと月二回保護司の家に行って、訪問すると、その男の方だったんですけど、奥さんを紹介してくれて、いつも家でお茶飲んだりして、でも、十代の時は正直、保護司さんのところにゆくのが面倒くさくてさぼったりしていましたし、保護司さんの言っていることが良く分からなかったんですけど。」

この活動を始めて26歳、27歳の時に「はっ!」と思ったのが、家族でもない犯罪を犯した他人を、僕も家族がいますけど、家族が住んでいる家を教えて、月二回他人の犯罪者を家に招き入れている、なおさら、自分の家族まで紹介していることを、ボランティアでやっているということ、これはものすごいことなんだと冷静に考えるようになって思うようになって、結構、その公的機関となると、少年の情報とか親の情報とかめっちゃくちゃ知っているじゃないですか、だけど、支援を受ける少年の側が、例えば保護観察官の家とか家族のことなんか知らないじゃないですか、そこに、仕事なんだから仕方がないんですが、そこに人と人とのなんか関わりがないような気がして。

でも、保護司さんはちょっと違うといえますか、地域の中に居て、家も明らかにして家族までオープンにしているなかでボランティアでやっている、というのはすごいことで、そういうことって人と関わっていく上で大切だになって思うようになって、僕もできるだけ少年たちに、支援者になると少年の情報がすごくわかるようになるので、自分だけ知っているところの子との

対等性や関係性が作れないと思って、自分ちまで連れてきて、ここが自分が住んでいるところだといって、家族や子どもまで紹介して自分の情報もできるだけさらけ出すようにすることが、僕は民間人なので大切なのかなと思って、Yさんや保護司さんのやり方をまねさせてもらっている」

大人と子ども、保護司と保護観察対象といったある種の上下関係ではなく、お互いが対等な立場として向き合うことの意義と重要性が指摘されている。さらに、その関係は一方が相手の情報は持っているといったワンウエーの関係ではなく、そこでお互いの情報を共有することで、野田さんも指摘する「バリアフリーの関係」が生まれ、そこにある種の信頼が形成されていくことが指摘されている。

### イ 先行する信頼

自分自身に関わっている支援者が、自分の思いを超えて、自己存在を肯定し、自分自身の立ち直りを期待する姿勢からは、大人という存在や他人という存在を超えて、自分自身に対する先行する信頼が感じ取られ、その信頼が立ち直りを支えてくれたことについて、次のように述べている。

「あと、18歳の時に特別少年院に行くことになった時の担当調査官がOさんという方だったんですけど、僕はそのときはもう刺青もあって、絶対少年院に行くと思っていましたし、まわりも逆送で少年刑務所に行く人もいたんで、少年刑務所くらい行ってもいいやくらいの気持ちでした。弁護士とか調査官とかにはむしろ逆に箔をつけるためにも、逆送してもらった方が不良としてレベルがぼんと上がるじゃないですか、だから、そうしてもらった方が少年刑務所にいかせてもらった方がいいと、言っていたんですよ。そしたら、審判の時にOさんが涙を流して泣きながらですね裁判官に向かって、「高坂君は少年刑務所とか言っているかもしれないけど、少年刑務所にいったら本当にもっと悪くなってしまう。色々な人に出会って。でも、高坂君は絶対に立ち直れる人だから少年院に行かせて下さい」と泣きながら裁判官に言ってくれて、「絶対にこの人は絶対に立ち直れる人だということを信じています。」と言ってくれて、それはなんか、この活動の中で絶対に見習いたなと思う心といいますか、僕は絶対立ち直らないと100%諦めている中で、他人である人が涙を流しでも「絶対、あなたは変わるんだ」と信じてくれる、本心から思っ信じてくれている、それで頭を下げてもお願いする、というのが、それですぐに立ち直れなかったので申し訳なかったと思うんですけど、それは強く残っているんです。」

このような関わりは、野田さんが指摘する「信頼の貯金」と同質な体験であり、高坂少年にとっては、調査官が先行する信頼の貯金を高坂少年に預金してきてくれたと、いうことができる。

### ウ 相談できる存在

立ち直ろうという意識が形成された時に、そのような思いを素直に相談できる支援者の存在の重要性についても、次のように説明している。

「それともう一つは、Aさんという弁護士がその審判に出ていたのですが、Aさんが弁護士付添人になって、付添人をやってもらっている時は口やかましいおばさんだな、少年院に行ってから月にも一回、Aさんも家族と一緒に写った写真とかを送ってくれてきていたんです。で、大分から出てお世話になったんで、事務所にあいさつにいったら、電話番号を交換しまして、そこから18歳で出会ってから細く長い関係がずっと続きまして、毎日、毎日何か支援してくれるわけではないんですけど、中本さんのようにご飯を作ってくれるのではないんですけど、一年に一回とか半年に一回とか忘れた時に電話してくれてきていたんです。僕に、「あんた、

また悪いことしちよらんじゃろね」とか、「なんかあったらいつでもいってきんしゃいよ」とか、僕は悪いことをしてたけど、「真面目にやっています」とか言っていたんですよ。

「それで、24歳の時に本当に真面目になりたいと思って、暴力団と縁をきりたいと思った時に、周りを見渡したら暴力関係者しかいなかったんですよ。かつては保護司さんとか家裁調査官とか保護観察官とかいろいろな支援者がいるじゃないですか、でも年齢がくるとどんどん関わりが完全に分断、つきあいがなくなってきていまして、周りには家族以外は悪いことをしていたら、悪いことをしている人しかなくて、自業自得なんですけど、悪い人しかなくなって、その人たちと縁を切るためには誰に相談したらいいのか、って孤立になっていたときに、パッと思い浮かんだのがそのAさんで、この人だけは繋がっていてくれていると思って、Aさんに電話して、その時が初めて大人の人に相談できたのが24歳の時で、本当に暴力団と縁を切りたいと思っていて、でも、お金を請求されていて、地元から逃げてきているけど、ホントどうしたらいいのかっていう、自分は本当に怖いんだという、本当に助けを求めることが初めてできたんですけど、色んな人が少年たちに「何かあれば大人に相談しなさい」とか、人に相談することが大切なんだというんですけど、やっぱり、少年たちが相談するというハードルがけっこう高いんです。本当に相談するためには、関係性がやっぱり深くなくてはいけませんし、ずっと細く長い関係でつながっていないと、相談できないなど自分でも思っています。」

このような支援者と細く長くつながっていける、困ったことがあればいつでも相談にいける場、支援のリソースが現実の社会において、それぞれの当事者の身近にある必要があることについて、さらに少年院が担える役割として次のように述べている。

「そうですね。施設から半年でも一回でもハガキでも送ってもらってもいいですよ。元氣していますか?」とかいった同じ内容でもいいと思うのですが、そして、何かあれば相談できる電話番号とか書いてあって、30歳になっても40歳になっても50歳になっても、ここはあなたたちが帰ってこれる場所だからいつでも電話してきていいんだよ、といったことが、ずーとそういったメッセージが届き続けることが大切かな、と思います。」

## エ 教育・学歴、資格

立ち直りの生活を継続し、自立していくためには、学歴や資格といったものが、普通の少年以上に重要となる点について次のように述べている。

「少年院ではでたらすぐに仕事、という風になっていて今は高卒認定試験とかできるようななっていますが、少年院から高校受験とか大学受験とかできるようななっていると思うんですけど、それをもっともっと、僕は中卒なんですけど、少年院をでたらから残りの人生、60年の人生をずっといくのではなくて、なんていっても十代なわけで少年院に入ってたんだからこそ、基礎学力とかつけていって、高校卒業したり、専門学校とか大学とか、少年院に入ってみんなが大学とか卒業できたらその後の人生が結構かわると思うんですよ。少年院に入って中卒のまま生きていくのと、少年院を出て専門学校とか大学とか出て生きていくのではだいぶ人生が変わるし、つきあう人間関係も変わってくると思うんで、就労支援も大切だとは思いますが、まだ十代だということからも進学できるような道を文科省の人とかと作っていった欲しいと思います。」

就労支援中心ではなく、その後の長い人生設計等を踏まえて、学歴の必要性・重要性等について、現行の少年院での指導に関しての改善意見が、指摘されている。また、運転免許の必要性についても次のように指摘している。

「もう一つは大型特殊とか取れるじゃないですか、それで、せめて原付くらい少年院の中にある間に取れるようになれば、仕事に行くにしても歩いてはいけないので、なんとかして欲しいと思っています。」

## (5) 非行促進機能

### ア 生活環境

暴走族が居場所であったが、一方で、少年院に一回入ってリセットして、家庭という居場所に戻ったけど、非行は止まらなかったという点について、その理由に関して次のように説明している。

「いろんな理由があるのですが、家が2DKのアパートだったので、一回目の少年院に入る前は、一つの部屋が物置になっていて一つの部屋がご飯を食べて寝る部屋だったのですが、中一と中二になったら物置の部屋を自分だけの部屋にして、もう一つの部屋で家族三人が生活しているというような、感じだったのですが、一回の少年院を出て帰ってきてからは、ずっと自分が一人で独占していた部屋が弟がいるのですが、弟が大きくなってきたので、家族四人で2DKだけという生活環境が、自分自身息苦しいというか、自分のプライベートが無いように感じたので、早く外に出ようということで、家には帰らないようになってほとんど外で、寝泊まりするようになったのです。」

### イ 見栄：かっこ悪さへの反発

暴走族を継続することへの意志、「卒業」以前に脱退することへかっこ悪さが、非行を継続させることについて、次のような説明をしている。

「彼女の家を転々としたりとか、短期少年院に居る時から暴走族を途中で辞めるという選択肢は自分の中ではなかったんですよ。そんな時、16歳だったんですけど、広島暴走族の引退が18歳なので、途中で少年院を出て引退前に暴走族を途中で辞める人とか何人かいたのですが、僕はそういうのになりたくないという気持ちがあった。」

「そうですね、非行文化の考え方の中ではマイナスなイメージだったので、一度暴走族に入ったので最後までやり抜きたいという気持ちが強かったですね。」

このような暴走族文化への強い親和性、それは少年院に入り帰ってきて足洗うような人はやっぱり男らしくない、というようなイメージの形成は、暴走族という一つの大きな物語の中で語られる自己としての存在、アイデンティティの中から出てくるものであり、そこから抜け出すためには、まさにアイデンティティの書き直しが必要とされる。再非行、非行は止まらなかった、ということのは、止めようという気持ちがあってもしてしまうのか、それとも、止めようという意思を持ってもやってしまうのか、いろんな場合があるが、非行という行為をなすことによって、自己のバランスが保たれるという、ある種の非行への依存状態という状況にも置かれているともみることができる。

### ウ 失望

失望体験が、一番強く立ち直りを阻害することについて、次のようなエピソードを述べて、そのような環境から距離を置いておくことの重要性を指摘している。

「今あるものが失っていくと、人って自分自身も崩れていくのかな、とっていて、地元から逃げ出して、25か26の時に自己破産とかして、借金だらけになったりして、妻が一回でいったりして、一回離婚したりして、その時がかなりどん底でして、お金もいつも何百円しかもってなくて、電車に乗れなくて歩いて仕事から帰ったりとかして、いつも家に帰ったら一人でいて、娘も妻も家族と一緒に幸せになりたいと思っていたのに居なくなっていて、その時は結構しんどかったんで「悪いことをしようぜ」とか「一回ぐらい絶対ばれんけいいじ



ゃん」とか、毎日毎日そんなことを毎日毎日自分の状態が悪くなっているとき言われると、どうでもいいかな、「一回くらいいいかな」ってなって、一回やると絶対二回も五回も十回もずっと続いていきますので、やっぱりその、誰でもそうだと思うんですけど、生きていく中で調子が良い時もあれば、悪い時があると思うんですけど、妻との関係や家族との関係とか悪くなることとか色んなことがあると思うんですけど、そういう時に、なんかその悪いことをしてしまうような、自分のリスクというか、環境を離れさせておくというのは大切なかなと思います。」

## エ 二者択一：一かゼロかという極端な思考

失望体験が重なることにより、その意思決定も極端に偏狭となり、結果として悪循環から抜け出せなくなる点について、次のような説明をしている。

「うまくいっている時はいいけど、うまくいかなくなったら、一個ダメになったら全部せっかく一、二、三、四、五って頑張ってきたものが、人間うまくいかなくなるっていうことはあるんですけど、一個だめになったらもう全部いいやって、どうせ全部だめだ、もともとだめだったんだから全部だめだみたいな、ことになりやすいのは、元犯罪者、犯罪をやっていた人たちの弱いとこかなって、思います。」

「ここまで頑張ったんだから、一個ダメでもまた、一個二個と進んでゆけばいいのだろうけど、なんか一個二個だめになったら全部だめだみたいな考えになってしまう。」

## オ 刺青

出院後の生活においては、本人の希望や意思に沿った職業選択は安定性した生活を継続していく基盤となる。しかしながら、出院者という経歴だけでなく、身体にある刺青はその選択をより制限するものとして、当事者の社会復帰を阻害するものとして機能する。

「あと、身体とか腕に刺青ある子はむずかしいのかもしれませんが、手の小さな刺青は少年院の中で除去できるようにして欲しいと思います。手にとかに刺青がある子は本人が悪いんですけど、やっぱり、それだけで出た後の職がすごくせばまってしまうんですね。」

## (6) 施設収容の効果・役割

短期少年院と特別少年院の二つの少年院での生活が、立ち直りにどのように影響を与えたのか、次のようなエピソードから説明している。

### ア 感謝の気持ちをもてること

一般的な生活に必要なスキルの獲得とともに、それまではあまり感じてこなかった、物事に対する感謝の気持ちを持つようになったことを次のように述べている。

「あとは、少年院に二回入って、合計2年入っていましたので、たとえば箸の使い方とかそれまでバラバラだったのが少年院で直ったり、それまでは好き嫌いがめっちゃめっちゃ多かったのが野菜とか食べれなかったんですけど、少年院では収穫したものが出てくるようになったので、その、好き嫌いが少年院に入ることですべて無くなったんです。なんでも食べるようになって、何事もありがたい感謝の気持ちだという、感謝の気持ちを持つようになったりした。」

「基礎的なことは少年院でご飯を残さないとか、服を脱ぎっぱなしでなく、たたむということとか、そういった生活の基礎の部分は少年院で学んでもらわせたかなと思います。」

### イ 読書の習慣

少年院の生活の中で習得した一番の習慣に関して、次のように述べている。

「それ以上に、本をすごく読む癖がつくようになりまして、0少年院でも、ものすごくズーと本ばかり読んでいました。」

「何冊かは忘れましたけど、週に三冊か四冊かは読んでいましたので、それが一年半なので、多分、結構な数になると思うんですけど。それで、出てからもその習慣がなくなり、ずっと続いていました。」

「最初は、赤川次郎とかそういった小説もんから入って行って、途中からはノンフィクションしか読まなくなって、伝記とか、そのうち国際政治が好きになって行って、外国の大統領が書いたものや戦争もんを読むようになって、それで出てからもずっと本を読むようになって、結構、自伝みたいなものを良く読むようになっていきます。」

「少年院に入って獲得したものの一番は読むことと書くことだと思います。それまでは獲得できていなかったと思うのですが、少年院に入って本を読むことができるようになったし、新聞を読むようにもなったし、書くことについては、毎日、日記を書くじゃないですか、自分にあったことなんかを、出てからはずっとブログを、今でもやっていますので、思ったことや感じたこととかを、ブログに書くように慣れていて、それは読むことと書くことが自分の生きて行く上で大きくて、それは少年院で身についたことだと思います。」

読むことと書くこと、読んでインプットして、書くというアウトプットができるようになって、はじめて自己同一性といった人格が形成されるとすると、読み書きできることで他との関わりが生じ、それが関係性を構築していくと言える。つまり、読み書きは他者との関係性を構築するための基本的なスキルであり、少年院の諸活動の基礎となっているといえる。

#### ウ 親子関係の修復

家族や社会から切り離された少年院という環境において、対応可能となるのが家族関係の修復である点であり、その重要性に関して次のように説明している。

「少年院ってかなり特殊な空間ではないですか、少年院が求められている役割とは、その少年が、社会では、どうしても獲得できなかったことを、少年院だから獲得できることが多いだと思っんですよ。」

「親との関係がおおきいですよね、社会に居ればすぐに話せるようなことが、少年院に居れば親に何か思う気持ちがあれば、手紙を書いたりしたり、会いたくても会えないとか、といった環境下に置かれているからこそ、少年院の先生とか間に入られて色々、保護者会とかされてはいると思うんですけど、あれはやっぱり少年院だからできることで、保護観察所では多分なかなか難しいことだと思っんですよ、親子の再構築といいますか。」

#### エ 教育中心の処遇

少年院の処遇の特質と今後のあり方について刑務所と比較しながら、教育的処遇の重要性に関して次のように説明している。

「少年法適用年齢の引き下げの話とかありますけど、松本少年刑務所をみにいったときに、思ったのは、少年院は30か所以上みたことがあるんですけど、少年刑務所ってやっていることが仕事ばいっというんですか、作業ばかりやっているというか、仕事、仕事をずっとさせられているんだな、という気がしたんですよ。」

でも、少年院は、少年院に入っている子が毎日仕事をさせられているとは思っていないし、僕もそうだったし、農業したり陶芸したりとか、溶接したりとか、薬物とか交通とかのことを勉強したりするので、専門学校とか学校っていうような感じで受け止めるんですよ、あっちは町工場というか、やっぱり、なんだかんだ言っても少年院に入っている少年たちって、同年代の子から見ると、みんな高校とか大学にいる年齢の子、中学高校大学にっている年齢の子

で、みんな教育を受けているじゃないですか。少年に毎日毎日作業をさせるということはそれはそれでももちろん大切だとは思いますが、仕事という要素より教育といいますか、陶芸とかでも情操教育とか心を育てるといことや集中力を育てるとか、人の痛みが分かるとかそういった教育的とか福祉的とかそういったことを少年院に入る子たちには特に必要だと思うので、今やられていることをもっともっと周りの人たちがそんなこと意味ないじゃんとか言われても、もっとそこに突き進んでいって欲しいなと本当に思います。」

教育的処遇の重要性、とりわけ、人との関わり、コミュニケーションをとるという意味での、読むことであったり書くことは少年院の中という、限定された環境に置かれなければ獲得することはできなかった、という振り返りがなされ、それは教育的処遇という総括的な表現でまとめられている。この指摘は刑罰とは異なる少年院収容処遇の意義を明確に示しているといえる。

## 4 中本忠子さんのナラティブ

### (1) プロフィール

広島県出身 1934 生まれ。3人の母。夫を病気で亡くした後、女手一つで子どもたちを育てた。1980年に中学校のPTA役員になり、警察に補導された生徒らを忙しい保護者の代わりに迎えるようになつたことをきっかけに、保護観察処分になつた少年の更生を助けるために面接指導等を行う、法務省所管の非常勤職員である「保護司」になる。2年後にある少年との出会いから、自らの生活費の中から費用を捻出し、現在の活動へとつながる「親から食事を与えられていない子ども」に「無償」で手料理を振舞う活動を開始する。1992年ごろから自宅だけではなく、地域住民と子どもたちの交流の場を提供するために公民館で食事会を開催。2003年にはこの食事会が「食べて語ろう会」という名称になり、月二回の定期開催となった。2015年8月にこの「食べて語ろう会」を今後も継続的に活動し続けていけるようにNPO法人とした。法務大臣表彰（2001年）、瑞宝双光賞受賞（2007年）など、活動に関する数々の表彰を受ける。さらにこうした長年の活動が認められ、2014年に法務省保護局長特別感謝状受賞、2015年に公益財団法人「社会貢献支援財団」社会貢献者表彰、2016年に広島市民賞受賞、2017年4月には吉川英治文化賞を受賞した。著作等として、『ちゃんと食べとるかい？』（小鳥書房2017）、伊集院要『ぱっちゃん -子どもたちの居場所。広島のマザーテレサ-』（扶桑社2017）、中本忠子『あんた、ご飯食うたん』（カンゼン、2017）がある。

### (2) 立ち直りのきっかけ

立ち直りが形成されそれが継続されるためには、食事と信頼が重要である点に関して、次のような説明をしている。

「私がすることで良い？まあ、これは全然違うんだと思うんだけど、わたしがすることは、まず初めて来た子には名前も聞きません、どこから来たかも聞きません。まず、来て、ご飯を食べてもらって帰ればそれで良い。いうのをずっとやっています。

そうした時に、この子の方がだんだんと心を開いてくれたら、こっちの方が聞いかけても、全部全部話す。うちら警察じゃないんだから、聞く必要がないというので聞きません。で、それと、やっぱり、子どもは信じてあげたいという気持ちが私は強いもんで、警察は疑うことから始まるんだけど、私たちは信じるどころから始めてみよう、ということからまず信じる、騙されることもすごくありますこれはね。

これは私たち騙されてなんぼ、というふうに軽く考えておいたら、別にどうということはありませんけど、まず、信じてやりたいというぶんでやっとなら、コミュニケーションの取り方も早いし、相手との心の結びつきがやっぱり強い。やっぱり、この子に対して色んな誘惑があるんです、この子に対してね。あの、誘惑があるんですが、この子の気持ちをこの子の気持ちが、私の方に分かれば、「これは付き合いたくないじゃな」というのが分かれば、当然、それを離してやるようなことを考えてやる、そういうようなんで、やっぱり、いろんなところで気をつける、ようにはしています。まずは、信じるところからが一番、速いと思うよ。」

### (3) 再非行抑止機能

#### ア 居場所

家族全体が問題を抱えている環境においては、当たり前の生活空間、当事者が一人の個人として他者と関係性が構築され得る環境としての「居場所」が必要であることが指摘されている。

「で、あの、まあ、なんというのかね、うちに本当に集まる子というたら、普通の家庭のただの貧困の食事が食べられないんですというのはまずありません。まずいない。親がみな薬物依存、ギャンブル依存、アルコール依存、ネグレクト、虐待、で刑務所に何回も出たり入ったり、というような家庭の子どもがうちに集中するんです。で、今は、夏休みの間で養護施設に入ると、子どもがいるんです。これは親が刑務所に入ったら、必ず養護施設に行くようになって、でも養護施設も夏休み冬休みといったら帰らすんです、誰か引き取りがいれば、うちにそういう風にかかわった子が養護施設におもんで、今回も帰りたいとか言っているよったけど、あの、親がちょっと表に出れないような状況で、あの、施設側も親に連絡が取れないから、「中本さんどうしても帰りたいって言うんじゃけど、預かってくれん」ということで、で、「三人みなかえるん？」と言うたら、まあ、「一人の分は野球があるから上と下を帰らす」、というけん、「まあ、しょうがないね」というたんですが、あの、そういうふうなともかく家庭が、家庭に対して、あの、普通の家庭じゃないのがみなうちに来るので、うちに関わってくれるスタッフもやっぱり大変、と思う。

普通の貧困、だけで食事に来るようじゃったらみやすいけど、まわりがやっぱり面倒くさいね。特に、暴力団の家庭の子どもっていうのは、うちにだいたいおるんですよ暴力団の家庭の子どもっていうのがね、で、話がとびとびになるんだけど、こっちの子の暴力団と、こっちの子の暴力団と組が違ごうたら、親同士が仲が悪いじゃね組同士で、そしたら子どもも遠慮するわけね、「だれだれいっとる」、「きっとる」というたら、「じゃあ、今日はいかんわ」というような、親のあれによって子どもにも影響がある、というような非常にこの暴力団関係者というのはつらい、で、「暴力団じゃたらお金があるんだから、無理にうちなんかにご飯食べにこんでも、食べられるじゃん」言うても、飯どころじゃない、やっぱり、自分の居場所！居場所がやっぱり欲しい。」

#### イ 話を聞いてもらえる、相談できる場所の場作り

関係性が構築される居場所においては、当事者が肯定され、その語りを聞いてもらえる場、場合によっては当事者の抱えている悩みや問題を率直話せる場が必要とされる。

「で、「俺らの話は誰も聞いてくれんじゃん」ってうんじゃけどそれは誰も聞いたくないんです、そういった話は。私も聞きたくない。聞きたくないんだけど本人は、一生懸命しゃべれば、「はあはあ」と言うて聞くようなふりはしてるけど、こちから入ってこちにくような、

感じにはしとるけどやっぱり、話を聞いてくれる人がいないというのが、やっぱり寂しい、みたいです。じゃけん、こういう人の話を聞いてくれる人をどんどん増しやええじゃね。」

#### ウ 支援者の覚悟

居場所を作ったり、信頼の場を提供したとしても、それを継続していくこと、また、当事者の事情を優先にしていくことは、支援者自身の思いや計画とは異なる反応やある種の事件が発生する。それらに対応していくためにはある種の支援者側の覚悟といったものが必要となると、次のように指摘している。

「それはね、わたし講演にいったら必ず、それが質疑応答にでるんですが、あの、私そのものが変わってるんだと思うんです。まあ、こういうような、うちの家にそういうな、なんていったらおかしんですけど、ともかく臭い！です。もうね、あの、親がみなネグレクトでいて、洗濯はしていないね、もう、パンツなんかでも、何ていうんですかね、うんちしても拭いていない子なんや、みんなね。だから、パンツなんかでもガリガリになったもんを裏表にはいたり、ともかく臭い！わけ、そんなのをまあ、いっぱいいっぱいうちにくるわけでしょ。」

「で、あの、人がいうのも当たり前だと思ったんです。で、言うのが、「何で、あいうららにご飯をたべらすんか」と、で、「あの子たちはいずれはホームレスになったり、で、刑務所に行ったり、少年院入ったりするような子なんだから、金までつこうて、飯まで食わせてなんだそういことする」というのが、私の仲間内、いわゆる保護司が、かなり言いました。で、「あなたのようなことをしよったら、保護司にあるものはおらんよ」と、へっへ「保護司はあんなことせにやいけんかのか」と思うて、保護司になる人がいないんだから、とにかく止めるようにと、いうてかなりの批判があつたんです。で、それがわたしに逆にエネルギーになったんです。で、人が「中本さんあんたえいことしとるね」っていうことであるんならば誰もがする。だけど人が批判をして、「あいうことして」って風にいわれるってことは、誰もする人がいない。というたら私が止めたらいったいどんなことになる、というようなところからはじまって、わたしが、それをエネルギーにして今まで、できた、というのが事実と思います。」

#### (4) 非行促進機能

非行や犯罪を誘発する要因の一つとして「孤独」に着目して、その上で、それぞれの人に関心を持ってもらう必要性について、次のように説明をしている。その上で、

「だね、私、これは子どもだけでなく大人の人にも言うんだけど、刑務所から帰ってきた人にも言うんだけど、まず、空腹が一番非行のもと、空腹。それと孤独。やっぱり、孤独はいけんと思う。じゃけん、この二つだけは絶対に守ってね、自分が孤独になるとか、孤独じゃないんだけど、自分がもうそのようにしていくわけね、「私はもう人の前に出れん」とか、うつ状態になっていく感じ。そんな時にはうちにおいで、てうちは言うんだけど、来てもらってもうちは忙しい(笑)、でも、そうでもつながりをもたさんことには、良くならんというふうに思うし、やはりみんながそういう人たちに対して関心をもってもらう、というのが一番だと思うのです。」

自分と違う、まったく接点をもたないような人たち、というのではなくて、関わりをどこか持てる関係性の構築の必要性とその反射として関係性が途絶えることによる「孤独」の悪影響、再犯リクスについて言及している。また、SNSといったネット環境において生じている「孤独」の問題点を次のように説明している。

「あれじゃコミュニケーションとれないよね。今、だいたい、どの子にしてでもコミュニケーションがみなとれていない子が多い。」

中本さんが今関わっている子どもたちの多くが言語コミュニケーション、「言ってもうまく反応がかみ合わない」、というような子が増加しており、その背景にはそれぞれの当事者が持つ「孤独感」が存在していることが指摘されている。子どもたち、成人を含めて立ち直るきっかけは、寂しさをどのように克服するのか、もしくは居場所をどういうふうに提供してゆくのか等、重要なポイントが示唆されている。

#### (5) 施設収容の効果役割

##### ア コミュニケーション力の向上

少年院での面会や出院後の関わりをとおして、一番に感じているのが当事者のコミュニケーション力の向上であると指摘している。

「わたし、どの子ではなく私に関わりをもった子であるんなら、どの子であれ月に一回は面会に行くようにしとるんです。必ずね。何がなんでもいく、と心に決めとるもんで。あと行くようにしとるんだけど、ただど行くたんびに、少しずつは良い方に変わってはきとる。あの、だいたい、今の子どもたちはおしゃべりが苦手だから、単語を並べるような会話をするわけね。なかなかことばが繋がらない。でも少年院のおかげで、「あ、言葉がちゃんと通じるようになったわ」というようなことは感じます。」

##### イ 出院時に軟着陸できる家庭とは異なる居場所

入院により、コミュニケーションが少しできるようになり、そこで獲得した人と関わる関わり方や他者との関係性の構築を出院後の社会で継続させるためには、受け入れる家族の方がまったく手当てしていない状況にあっては、またすぐに元の逸脱的な生活に戻ってしまう。そのような弊害を解消するために、異なる環境の必要性を次のように指摘している。

「なんぼ、一年間、苦しい思いをしてきたとしても、一旦帰ってきてもとに帰るのであるんならば、なんか、無意味、無意味な感じをうける。あの、あの、少年院から家に帰らせてもわたしは無意味だと思う。」

社会内処遇との連続性を確保し、再非行抑止のためには、ハーフウエーハウスのような中間施設の必要性について、具体的な指摘がなされている。

## 5 秋山千佳さんのナラティブ

### (1) プロフィール

1980年生まれ、東京都出身。早稲田大学政治経済学部卒業後、朝日新聞社に入社。記者として大津、広島両総局を経て、大阪社会部、東京社会部で事件や教育などを担当。2013年に退社し、フリーのノンフィクションライターに。子どもや若者の生きづらさをメインテーマに取材・執筆している。著作としては、『戸籍のない日本人』(2015 双葉新書)『ルポ 保健室 子どもの貧困・虐待・性のリアル』(2016 朝日新書)がある。

### (2) 立ち直りのきっかけ

中本さんの活動取材して、そこに集まる非行や犯罪に関わった人たちの立ち直りのきっかけには、支援者との出会いが不可欠である点について、次のように述べている。

「どれか、一つといえば難しいですね。例えばの話なのですが、一年お会いしないうち、Mさんみたいな方がおられることにすごく驚いたんですね。なれ初めなんかについてもす

ごく驚く話だし、そして基町の家に通うようになって、「何でもっと早く中本さんと知り合っていなかったんだろうもっと早く知合っていたら自分の人生が変わっていたのに」って、言わせるような出会いがある。そういう、ことって、中本さんだからできることなんですよ。」  
犯罪や非行は当事者の人生を大きく変えることは自明である。そのようなマイナスに大きく変わった状態から立ち直るきっかけは、支えてくれる人の存在に気づくこと、または、そのような出会いにめぐり合うことの重要性が指摘されている。

### (3) 再非行抑止機能

#### ア 場所ではなく「居る場所・「要る場所」

中本さんの活動が2016年のご自宅のころから、NPOになって基町の家に活動の場が移動したことに対しての、違和感等に関する質問に対して、そこに集まる人たちの存在や関わり方と、「居場所」といわれる場所作りの重要性に関して次のように指摘している。

「あのですね。実は私自身は、家を最初に経験していて、その後に基町の家に行ったときには、家の方が良かったな、って思ったんです。」

「なんて言ったらいいですかね。ほんとに、まるで自宅でくつろげるようなことができる雰囲気があった。そういうのが、今の基町の家も「家」とついていますけど、その名残といいますか、そういう「家」とはやっば違う場所といった空気がありました。でも、ですね、色々な子どもに聞いている間に、それこそ、私よりはるかに中本さんと付き合いが長い子に何人も聞いているあいだに、「前の家の方がよくなかった？」と聞くんですけどね、「別に全然」っていう感じで、中には思っている子もいるんでしょうけど、私が聞いた子とかは、「だってばっちゃんが居れば、それでいいんじゃないですか」という言い方だったんですね。」

「中本さんがこなあいだ言ってた、すごいきついジョークなんですけど、「お前らは犬か、っていうのよ。猫は家につく。っていうけど、犬は人に付くっていうけど、お前らみんな私の行く先々についてくる。」っておっしゃって笑ったんですよ。でも、本当に子どもたちにとっては、中本さんが居る場というのが私らが思っているような、大人の考えで、どのような環境をお膳立てしてあげれば子どもたちが楽にすごせるかみたいな、ことを考えるまでもなく、元事務所の床の冷たいような場所であっても、そこに中本さんが居れば、彼らにとっては「居場所」だったんですね。」

中本さんの存在が「居場所」を形成しているという気づきは、支援においても単なる場所を準備しても、そこにおけるきちんと向き合ってくれる存在、自分自身はその場所において受容されているという実感が形成されない限り、単なる場所に過ぎない。つまり、「居場所」は、場所ではない。「居場所」とは人の存在であったり、関わり方であることが明確に示唆されている。中本さんがその場に居なかったとしても、中本さんの存在が感じられるような「居場所」であれば、そこにはばっちゃんが居るということであり、基町の家が「居場所」であり続けることになる。

#### イ 食卓の力

学校の中で居場所を失った子どもたちが保健室という空間に集い、そこを居場所としながら、家庭や学校において自己に生じてくる問題をいったん棚上げにし、自分自身の立ち直りを図っている実態をルポとしてまとめた経験から、立ち直しにおける食事、さらにそれが供される食卓における関係性のもつ重要性について次のような指摘がなされている。

「そうですね。保健室という場所も教室にいらなくなった子とが、保健室で食べたりするんですよ。教室とは違う、保健室の丸テーブルみたいなところで、先生と一緒にたべて

いたりして。だから、私の心の中では保健室って茶の間のちゃぶ台みたいな感じ、といったことも書いたりしたんですけど、やっぱり、一緒に食事をしながら、一見なにげない話をするということは、もうのすごく子どもにとって効用があるな、っていうことを以前から思っていたんですが、これはおまけみたいな話で。

本題にはいると、中本さんのところに行って、「ご飯を食べる力」っていうのは、私自身が感じたんですね。2016年1月に初めて行った時に、その時は岡山で一つ結構、深刻な話の取材をしてその後、広島入りしたのですが、ちょっと気が張り詰めていたんですね。で、中本さんのところに行って、よく来てくれたね、ということで歓迎してくれて、そのこと自体でちょっとはホッとするのですが、なにより、多分フォアットになったのが、なによりご飯を出してくれたこと、一緒にご飯を食べてくれたこと、「いや、美味しですね、ホッとしますね」という話をしたら、そしたら中本さんが「それそうよ」「腹が減ったら子どもは悪さをすると、わたしはいつも言っているけど、大人だってそうよ、大人だってお腹すいていたらみんなひどい顔をしているよ」という話をしてくれたんですね、そこで、まず、一緒に温かいもの食べてみましょうや、ということでご飯、というものの力を私自身ものすごく感じとってもらいましたね。」

空腹を満たすだけでなく、まさに生きる活力を与えること、そのような活力が立ち直りには不可欠であることが示唆されている。

#### ウ 手間と暇をかけること

食事を提供するという手間をかけているだけでなく、中本さん自身は当事者の時間を大切にし、相手から関わりを持ってくるまでその時を待って、対応していること、「手間暇をかける」ことの重要性に関して次のように述べている。

「初めて会った時に思ったことはですね、その日、G君がご飯を食べにきたのですが、そのGくんは仕事をしていて現場仕事をしていて、それを終えて、ペンキなんかつけた服を着たままやってきたんですけど、私の方は、初めてみる中本さんのところの子どもなので、どんな子かな？って興味津々でいて、みていて感じたのが、中本さんが本当になんというのかな、特別なことをするのではなくて、あえて話を、あれやこれやと聞いたりするのではないし、カウンセラー的に何かを誘導して相談を乗るような形にもっていくわけでもないし、むしろGくんの方が自分から色々なものをポロポロこぼしてゆく。それは、今日の仕事が大変だったみたいな、本当の雑談から、ちょっとその時はどんなことかな、「もう暴走はせんよ」みたいな話、暴走の話も自分からぼろぼろ話してゆく、やっぱり、待つということが出来る大人は非常に少ない。だって、待つってことって、手間暇という言葉だって、手間ということだったら普通の大人だってかけられるとおもうんです。ある意味押し付けも可能ではないですか。」

中本さんは手間だけでなく暇もかけているが、現在の社会においては、暇をかけていない、手間ばかり今はかけすぎているのではか。効率化や合理化といった観点からは、暇は悪であり、暇をかけた方がいいというような風潮が、やはり社会の効率とか効果を優先することからおきているのではないか、という質問に対して、

「そうです、そうです。もう効率というものをどんどん推し進めていて。これって子ども支援のNPOの団体でもそうかと思うんですけど、結果を出すということを優先してゆくと、



どうしてもその効率を求める方向に行くんですね。だから、何人の子どもをこうしました、みたいな。中本さんのところはそれがいいじゃないですか。」

現代の近代化の流れの効率化・合理化という時間軸と全く違う時間軸、価値観があって、そこは数値化されない。効率化を求めてゆくと数値化されてしまい、そこには当事者自身の存在とは別の、被支援者として支援する側に管理される存在としての関わりが生じてしまう。それとは対極に中本さんの活動は位置づけられ、であるから一定の効果、立ち直りという現象が起こっている。

## エ 響きあう関係

立ち直りの場における相互作用として、自分の中にある他者と共振し、その共振がそれぞれの中での気づきや成長を促しているが、そのような共振する感性が現代ではきちんと認識されていないのではないか、という質問に対して、次のように説明している。

「そうですね。G君みたいな子をみたら、普通の大人は否定してしまいますからね。」

「中学生に対する態度とかみても、とってもいい感じですね。」

「でも、中本さんに共振して居場所とする人もあれば、そうでない人もあそこに集まってくる。だから、すごく共振している間柄をみていいなと思う時もあるれば、基町の家において、やっぱり色々な人とこのまま関わりをもっていくのは苦しいなと思うことはあるんですよね。本当に難しい活動ですね。でも、「また、ぼっちゃんのところに戻りたい」と思える居場所があるって本当にすごいことなんだと改めて感じます。」

普通の教育とか、人を育てる、または、学ぶ、といったことの中にはこういった共振する部分、響きあう部分があって、それは「信頼」と置き換えられるものである。一方、色々な価値観や情報が蓄積する反作用として、その響きあうものがすごく鈍感というような状態、響かないような状態になっているのが、現代社会における弊害のひとつだとすると、中本さんと会うと、響かなかったものが響き合えるようになってくる。そのような響き合う関係を再構築する居場所の必要性が示唆されている。

## (4) 非行促進機能

中本さんの活動は、今の価値観ではとされているものとは違う、「居場所」であったり、「暇」であったり、そういったものが基町の家の中にあって、そのような価値観は、立ち直りであるとか、色々苦しいとか、悲しいとか、つらいとか、でも、明日は生きていこう、というところの、まさにエンパワー的なものの本質となる価値観ではないか、そういった価値観の転換、まさにパラダイムシフト的な大きな要素が基町の家には、中本さんの活動にはあるのではないか、という質問に対して、次のように応答している。

「すごく、思います。今、本当に、おっしゃったとおりで、実は、これって子どもたちだけでなく、色々な大人たちも、ですね。大人はそういった価値観の中で評価されたりして生きているわけですね。ただ、保健室というのは、なんで効果があるんだという、否定されない、評価されない、という場所が子どもにとって今、全然ないから、否定されたり、成績で評価されたり、ぼっかりじゃないですか。否定されない、評価されない、っていう大人っていないない、って思ってすごく惹かれたんですけど、中本さんって、それを子どもに対してだけでなく、大人にも、ちょっと評価する時はあるかな時々、でも基本姿勢としては、その、自分の先入観で否定するというスタンスではないですね。評価しているも、世間的な「この人、これだけ稼いでいるから偉い」とか、そういうもので評価するわけではないですね。だから、中本さんのところに居ると、すごく、普段の自分とは違うとう

か、ホッとするような空気があるし、中本さんの方もそれでいいというような。多くの支援者、支援団体は、例えば対象年齢をこれくらい設定して、どういう受入れをして、っていうのがあるわけですけど、そういって普通の大人の考え方だと思うんですよ。まず、ターゲットを設定する、そして受け入れる。で、中本さんのやり方かどうかというと、別に年齢なんてどうだっていい、だれでも来ればいいじゃ、という風に。」

「だから、単純に子どもにご飯食べさせたら、中本さんと同じことができるかといったら、もう、こういう根本が違うから非常に難しいと。わたしも前は、中本さんのやり方、型で、第2、第3の中本さんが生まれるような方向性があるのか、どうか、そこを探りたいと思っただけですけど、無理だろうと、思っています。やれるとするなら、そのような根本的なところは同じで、でもやり方は違うような形となるのかなと考えています。」

活動の内容としては、中本さんが高学歴で色々な資格を持っていて、何かこう色々発表されている方でもなんでもなくて、まさに市井のおばちゃん、やっている方法論としてはご飯作っている、だけ、でありながら、そこに、保健室の今日的な機能にも通じる、現代で見落とされて、そして、そこから取りこぼされていっている人たちが、居やすい環境が形成されている。そして、そのような居場所が立ち直りの場となっている。このような実態からみると、中本さんの活動によって形成されているような、当事者自身が居やすい環境とは、立ち直りの過程にある人だけでなく、その当事者の家族や関係者、そのような周辺の人たちにとっても必要とされてくる居場所となる得ることが指摘されている。

#### (5) 施設収容の効果役割

食事を提供する場という居場所をつくり、そこでは集まる人のその状態や思いに寄り添い、お互いが共振するまで、その時間を待つ。このような関係性の構築は、当事者を中心として、生活を中心とした立ち直りの場が形成されているといえる。そのような場において生じる当事者と支援者相互が学びあい、成長する「共育」の機能について、次のように述べている。

「中本さんなんかこれは本当によく言っていることなんですけど、『わたしが何かを教えるのではなくて、私が子どもから教えらえているんだよ』という言葉には、本当に嘘がないって感じがするんですよ。」

「あと、薬物依存の人とどう向き合うか、という話をした時に思い出したんですけ、中本さんとお話した時に、『私の時間を全部あなたにあげるよ』と言ったら、薬物依存の人でも変わらない人はいないよ』とおっしゃったんですよ。やっぱり、ダルクみたいところじゃだめなんですか、っていったんですけ、中本さんはダルクに自分も関わったことはあるけど、やっぱりそこまで相手に時間をあげるということはないから、全然違うよ、というのはおっしゃっていましたね。」

## 6 津富 宏さんのナラティブ

### (1) プロフィール

東京都出身。1959年生まれ。静岡県立大学国際関係学部教授・大学院国際関係学研究科教授、NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡代表、「セカンドチャンス!」代表。法務省に採用され、矯正関係を中心に矯正局調査係係長、浪速少年院教育部門統括専門官、矯正研修所教官、国際連合アジア極東犯罪防止研修所教官などを歴任している。研究領域は犯罪学、刑事政策、評価研究、青

少年支援、社会参加で、研究テーマは犯罪者・非行少年の立ち直り支援、処遇効果研究、犯罪原因論、青少年の社会参加支援、キャリア形成支援、科学的エビデンスの普及・利用体制の構築、包摂的・共生的地域の形成といったテーマでの研究活動が報告されている。著作・翻訳書は多数ある。

## (2) 立ち直りのきっかけ

### ア 応援者として大事にしていること

支援ではなく応援者としての立ち位置であることを重視し、その上で当事者との関わり方として大事にしている点として、当事者の置かれている状況等を想像すること、当事者中心であることについて次のように述べている。

「少年も一人の人としてきちんと接するという態度については元々大事にしていたと思う。法務教官みんながみんなやっているわけではないと思うけど、作法というか、なんか、職員だからといって上に立たない、という意識を持っている。少年院の場合、権力性がはっきりしていて、単独室に入れたり行動規制を教官が指示できるから。相手ときちんと接する作法として、例えば、子どもが日記や作文なんかの提出物を出してきたとき、ちゃんと両手で受け取るとか、そういった日常生活場面における対応なんかは対等というか、相手ときちんと向き合うということを当たり前にしてた。」

「いかにフラットにやっても少年院というのは背後にはかなり権力性を有しているという点には注意する必要があるし、支援が過剰な介入となる点は気をつけなくてはいけない。一方で色々なことを学ぶことができた。それは「想像すること」とも言える。わざと強がったり、平気そうな顔をしていても、相当、色々なことが人生にはあったんだろうな、と想像できることは、法務教官をしていたことで教えてもらったし、今も、それはとても大切なものだと思っている。日常的に子どもたちと接していて、その子自身の良さと頑張っている姿を直接見ながら、なんというのかな、いいも悪いも、非行の内容を含めてだけど、なんでもありというところが、「あ！そんなことあるんだ」みたいなことが、あるんじゃない。想像の範囲を限定しちゃいけないみたいな。それは今、うちの大学の学生さんでも、「もしかしたら、家でなにかあるのかかもしれないな」とか、「もしかしたら拒食症だったかもしれないな」とか、「不登校だったのかかもしれないな」とか、拒食症とか不登校は現象の名前だけだし。現象の名前だけど、本当に想像しなければいけないのは、その人の心の中とかさ、心身反応とかで、起きてきてご飯食べられないとか、そういうことを想像するという。人には色々なことがあるという前提で接するというのは、支援というより応援に近い感じだね。実際、法務教官だってそういうことをいっぱい考えすぎたら仕事にならないこともあるし、そういう子がいっぱいいるから、あるところで切っていくわけだけれども、現象の背後に何があるのかかなり色々なことを考えながら一緒に生活している。でも、大学というところでは、人を育てるという仕事なのにそういうことをあまり想像しない人がいるな、ということに気づいた。確かに、自分も少年院で法務教官の仕事をしていなかったら、そういうことを考えない。それは、やっぱり大切にしている。」

対等な関係が構築され得ない少年院という生活環境において、その生活を共にする法務教官としてはその非対等性を意識し、行動としては相手ときちんと接すること、また、様々な出来事・現象の背後に存在するそれぞれの事情や思いを「想像」し慮る、ということの大切さや重要性が指摘されている。

### イ 立ち直りへの関わり方の修正

支援者から応援者へと、その関わり方の位置が変化してきたことについて、次のような説明をしている。

「非行少年の人と少年院でつきあったのは大きいというと大きいんだけど、僕は大学に移って最初に始めた活動が就労支援で、就労支援は少年院の時の経験を基盤に始めたんだけど、就労支援の経験を通じて、すぐに修正されていった。就労支援の場にも犯罪歴がある人が混ざってくるし、活動の幅を広げたので刑務所を出た人もくる。そういった人がきて、僕が少年院に勤めていたことから、「相談に乗ってください」と言われることはあるけれども、それを自分が法務教官の時のように直接やるかということ、それはあんまりない。それだけ大きな規模の団体になったし、僕自身は、そもそも立ち直りとはどういうものか、ということの見え方が多分変わったと思う。」

「少年院で働いている時は、そもそも想像にすぎないんだよ、立ち直っているところを見たこともない、立ち直らなかった人がまた戻ってきて、「どうして戻って来ることになったんだ」と尋ねると、「これこれこうで」、あ、そういうことなんだな、と。戻ってきちゃった子はそうなんだ、というような程度の理解しかなかった。」

「だから、法務教官として少年に対して接していた時と同じような対応じゃなくなっていく。それは、前のことも生かされつつ修正されていく。始めたときは、社会で応援している立場の人は保護司さんしか知らなかったから、保護司さんみたいにやろうと、モデルを保護司さんにおいた。やっているうちに関係性というか、一人ひとりの若者との個別的・具体的な関わりがはっきりしてきた。少年院だと「社会資源」みたいな言い方をしてるけど、例えば企業さん、雇用主さんとか、後援してくれる誰々さんとかをあまり社会資源ってみなくなった。」

施設内での個と個の関係の中で立ち直りを想像していた視点から、立ち直りに関与する様々な人たちを立ち直りの資源としてではなく、個々に関わりを通して立ち直りを支える人たちと捉え直すことにより、とりわけ保護司に着目することで、法務教官のような直接的な支援者という立ち位置から、社会において見守り・応援するという関わり方への変化が指摘されている。

#### ウ 応援者としての関わり

支援者が支援者中心に当事者の立ち上がりを支援するという形ではなく、当事者中心にその当事者のニーズや要望をどのように応援していくか、という立ち直りの当事者への関わりの変化について、社会資源と応援者の差異に言及しつつ次のように説明している。

「社会資源という表現だとその資源をこちら側が利用する、という構造、関係性となる。そうじゃないんだな。少年院や司法系の場合は、本人を一つの事例・ケースとして取り扱うというような考え方が一番であって、家族とか本人が立ち直るために利用する道具として他の機関や関係者が存在する。だから、「この人の資源をうまく使っていきましょう」という風な考えがあると思うんだけど、社会内で実際に活動していくとそうじゃないんだよ。例えば「地域に応援者を増やす」「応援する人たちのネットワーク」を作るとか、そういった地域・社会で支えるというようなイメージに変わってくるんだ。」

「そのような視点は、当事者研究の影響は受けていると思う。だけど、当事者研究を展開している向谷地さんがやっているのは、場づくりなんだと思う。僕は地域自体を変えていく。向谷地さんのところでは、地域に開かれた「べてるの家」の共同生活があるから、それはイコール地域を変えることに近いのかもしれない。」

「話が戻ってしまうけど、僕は、就労支援の活動をやってきた過程で、同時に、立ち直りという概念を、精神疾患から学んだように思う。リカバリー概念については、犯罪学系の人は依存症から入った人の方が多いと思うけど、僕は精神疾患から入ったんで、向谷地さんたちの「べてるの家」での当事者研究の活動もかなり早い時期から読んで、影響は受けていた。その中で特に「ああ、そうだ」と思った点は、それまでは「再犯をさせない」、つまり再犯という行為をさせないことというふうに考えていただけけど、そうじゃない。再犯という行為や行動ではなくて、「再犯しないでいこう」という意識や態度を継続することを意義あることだと感じるかどうかで、リカバリーが決まってくる。立ち直るってこと自体は、attitudeつまり態度であって、疾患に対して自分がどのように立って行くか、向かっていくか、そういった態度と同じ、というふうに思うようになった。それは、セカンドチャンス！の人たちとつきあっても、彼らは「立ち直るなんて絶対むりですよ」とはっきり言うわけ。まさにそういう話だと思う。」

このような意識は、ダルクとかAAの、それぞれの課題・過去を抱えながらも生きて行くというようなスタンスに似ている。当事者との関わりに関しても「フラットな関係」というところにもつながっている。周りにいる人たちは、いわゆる道具というようなものではなくて、「関係性」、「関わり方」には濃淡があって良い。何が正しい、何が間違っているという評価をするのではなくて、その場に寄り集まって、「あーでもない、こーでもない」というふうな、専門家も含めてみんなで、お互いに仲間関係としての関係・枠組みの中で「わいわいがやがや」言いながら、実は寄り添っている、そのような対話が成立する場の必要性が指摘されている。このように支援者と当事者の関わり方、関係性が変わってきたこと、さらに言えば、処遇環境に関する理念的な変化についての重要なポイントが示唆されている。

## エ リカバリー概念の再構築

立ち直り、リカバリー概念について、「精神疾患がありながらも意義ある人生を手に入れること」といった定義が一番合うとした上で、次のような説明を加えている。

「こういう考えに僕が違和感なく入っていったのは、犯罪学でついた先生が象徴的相互作用論という立場、つまり、その人のアイデンティティ、それは心理学でいうところとは違って、セルフピーニングとして非行をする自分というものが形成されるんだ、だから非行をするんだ、という立場の先生に付いていたんで、こういう考え方はすごく馴染みやすかった。その人がそうであったことは事実だし、あえて否定することはないということ。過去のことで別に犯罪に限らず、人には誰にも色んな過去がある。精神障害であろうと、親ともものすごく不仲であろうと、それは自分の一部であって、それをどのように思うかは人それぞれで、それが全てだとは位置づけないこと、これが一番大事だと思う。」

「僕の今の感覚は、「誰も普通じゃない」。もちろん、平均的ではあっても、誰もが、発達障害的な部分があったり、そういう感じに近い。だから、色々な問題や課題がありながらやっていけばいいんじゃない、というふうに見えるようになった。」

右肩あがりの成長モデル、といったモデルを標準化するのではなくて、様々なルートがあって、それで自分自身が今いるところでこれまでのことをきちんとエピソード化できるかどうか、に置き換えられる。一方、今の法務教官の更生イメージとしては普通の子にして社会に戻そうとしている。それは実は現実的ではなくて、そうではなく、それぞれの特性は特性としてその人の人生をどう生きるかということ意識することが大切であり、施設の中では普通の子を演じられるかもしれないが、社会に戻ればそれは演じきれないという点について、今後の少年院処遇に関する重要な助言が

なされている。

### オ 支援形態のあり方

当事者に関わる支援のあり方について、少年院モデルという表現で、周囲からの影響をどのようにコントロールしていくかについて、次のように説明している。

「立ち直るという態度が形成されるために必要なのは、少年院モデルだと思うよ。その態度は、本人にしか生み出せないもので、結局は本人の意識を変えるしかない。でも、僕は、そのエネルギーは本人の中から単純に出て来るものではないと思う。エンパワメントは周囲からしかこないし、ラベリングも周囲からしかないと基本的には思っているから。少年院はそういった態度が形成されるようなエンパワメントが教官や他の少年からある場だと思う。」

「一方、少年院の中でエンパワメントはできるけど、それは、さっき言ったようにある程度アイデンティ形成に影響を及ぼすけど、魔法ではないからずっと効果は継続しない。だって、普通に働いている人間だって、それなりの上司から「お前この仕事向いてないな」って批判的な評価をされたら、ましては複数の人から言われたら、ものすごいショックで、仕事ができる自分というアイデンティティを失うでしょ、でもそんなことは日常的には簡単に起きるわけで、特にこういう子たちには。だから、法務教官がそんなマジックを常時かけられるとは僕は思っていないくて、本人へのエンパワメントは個人の力ではなくて、僕もさっき地域ということをやったけど、エンパワーされる多面的な関係をどう調達できるか、そのような状況をどう作るかっていうことが大事だと思っている。」

当事者がその状況に応じながら生活していくためのエネルギーを本人の中に蓄えていく働きかけが少年院の中でのエンパワメントの機能であり、それは個人の力ではなく、そのような関わり方ができる状況を作り出していくことの重要性が指摘されている。

少年院と刑務所との処遇の違いは、職員との距離感、関係性が全く異なることである。少年院では、ある種の疑似家族的な集団の中での関係性が人をエンパワメントすることになる。寮の中での相互関係的なエンパワーのやり取りを通して、他者との関わり方・関係性の構築を修得してゆく。野田さんはそれを「信頼の貯金」と表現しているが、そのような関わりが人の成長とその継続には非常に重要であり、それが少年院モデルと表現される機能として整理される。

#### (3) 再非行抑止機能：場作りから、かかわる態度

少年院という一般社会とは異なる物理的な強制力の強い環境においても、なお、信頼関係が形成される基本構造の意義について、次のように説明している。

「少年院においては、信頼が形成される機能はあるだろうね。その機能はあると思うよ、それが立ち直りそのものなのかはよくわからない。十分に人に抱えられた経験がないので、よく愛着障害とか言う人たちがいるけど、人に一定の期間十分に抱えてもらえる場の経験というのは重要なんだろうね、少年院みたいにね。」

「少年院に来る子は物的に制限されるというか、物理的な場がないと、その場での対人的な関わりから脱出するよね。だから、少年院は必要悪的になっていて、もっと力量が高い人がいれば、もっと物理的にゆるい環境で同じようなことを提供できれば、それにこしたことはないだろうけど。いまのところは、ああいう物的な制限を設けた環境を設けなくてはならないなんだろう、ということなんだよね。そして、「暖かいな」という言い方が良いかどうかかわからないけど、ある一定の状況を用意しないといけない。でも、急になんか親切にしてもらったら、なんだか居心地が悪かったりする、そしてその場から逃げ出して帰りたくなる、

そういうことはおきてしまう。「この人、嘘ついてるんじゃないか？」とか、法務教官の多くはそう思われると思うけど、「本気ではなく、単に仕事でやってるんじゃないか？」とか。そういうざわざわとして、ここちょっとおかしくない、やばいから逃げ出したほうがいいんじゃない、みたいな感じは、物理的な柵がないと防げないので、だから、少年院はそういった構造だと思うんだ。」

職員が当事者との関係を意識し、その場を形成することにより生じる、治療共同体的な雰囲気が少年院の寮を中心とした処遇環境には存在している。そういった場の空気、その関係性の密度が濃くなると、少年たちの意外な表情とか発言を引き出すこととなる。収容されているという物理的な環境が用意されているから、否応なし他者との関わりを持つことになる。そのような環境において本人は受容感を感じ、そのような受容し・受容されるという関係性が職員自身もメンバーの一員として形成される、そのような「フラットの関係」が施設内において形成されていることの意義が説明されている

#### (4) 施設収容の効果役割

##### ア アイデンティティの形成

少年院における現実の場面や施策の部分においても、エビデンス・ベースと言いながらも非科学的な発想に基づく処遇理論みたいなものが優位になっていく状況に関して、関係性といった定量化できないもの重要性も指摘しつつ、施設内処遇の力点はダイアログ・対話に帰着し、それはアイデンティティ形成への関与が重点とされることについて次のように説明している。

「エビデンスといった定量的なもの、質的・定性的な処遇観は両方とも必要だし、なんか対立するようなAかBかという軸ではないと思う。全然別なものなのに、なんでそれが対立するのか僕にはわからない。動物と植物が喧嘩しているわけではないよね。全然違うものだよね。」

「エビデンス・ベースの処遇もあれば、そこでは把握できない処遇の両方があるよね。僕らが入ったところっていうのは、まさに根性論とか、科学どころじゃない、非科学というかそういうのが大量にあった。「全人的教育」っていわれても、「全人ってなんだ？」とずっと思っていて、人に「全」をつけるると別な人になるのか、それは違うよな、といった感覚。ああいう謎の言葉が教育学においては多くって、「気分でやれ?!」っということ、みたいな。だから、それは、全人的とはどういうことか、もっときちんと定義されていけば、それは再現性があるとされるわけで、オープンダイアログなんか十分、再現可能性があるわけ。指導者が訓練されていけば、いくら、理論が現象学的か間主観的とか、科学主義とは異なる理念に基づいていたとしてもね。」

「自分がなぜ、オープンダイアログや当事者研究に着目するかというと、それはいくつかの理由があるけど。一つは、そもそも、僕はアイデンティティは、関係性や場、「あいだ」によって形成されるものだな、というふうに思い至ったということ。もともと、象徴的相互作用論では、「人はなぜ自分を人と思うのだろうか」といったことを考えていて。少年院の構造は違うけれども、なぜか多くの支援モデルは対一モデルだよな、臨床心理とか。催眠療法とか典型だけだし、ラベリングかけちゃうわけだよ、精神分析とかでも。でも、実際は人は対一で生きているわけじゃないし、人間は「私はだれなんだ？」ということは、色々な人の影響を受けて成立するわけだから、あ、これはどうみても対一の問題じゃないな、というのが、まずあって、複数の中で対話というか、目を見つめ合ってるだけで、対話の度

合いは変わるんだな、みたい。もう一つは、単純に保護司モデルを改変していくなかでできてきたんだけど、一対一じゃアイデアが枯渇してしまうということなんだ。」

立ち直りの形成をアイデンティティの変化とすると、それは一対一の支援構造ではなく、「複数の対話」をとおして形成されることが指摘されている。また、その対話は原因・結果といった構造を前提とする定量的な科学モデルとは異なる現象学的な質的な定性的なものとして把握されることが示されている。そもそも、処遇理念として定量的なアプローチと定性的なアプローチが対立構造にあるものではなく、異質ではあるが並存するものである、という整理が示されている。

#### イ 対話による介入の有効性

少年院機能に内在している、オープンダイアログ的な集団編成と対話を重視する関わり方の有用性について次のような説明をしている。

「就労支援でもそうで、「なにになが好き」といわれて、「じゃあ」どうするという時に関わる人がたくさんいた方がアイデアはでる。だから、たくさんの人との対話の中でやった方が早いし、柔軟。だから、何で一対一にしてたのか、って今になってみると、歴史的には分かるけど、謎だよ。」

「それはオープンダイアログの関与と似ているよね。少年院でできないのはマンパワーの問題とかあるけど、でも、オープンダイアログはマンパワーを確保すれば、多分結果として「楽になる」という話だと思う。だから、さまざまな支援場面における、初期条件は、仕事のやり方を規定してしまう。「それは、もううちは人がこれしかいないでできませんよ。」というふうに。でも、手をかけたらそれでトラブルが減ったりしたりもするという話が、オープンダイアログにはまさに存在しているし、その実体験があるからこそ、ここまで広がってきていると思う。」

「ところが、前提条件を変えない中で、エビデンスを探そうとするから、心理療法しか選択肢がない、みたいなことが起きたりする。だから、オープンダイアログをやるためには前提条件を変えるので、よほどその効果等を信じていないと進めない道なんだと思うよ。」

このような視点からは、寮の中の例えばいろいろなトラブルが起きた時に、まずは寮の個別担当が面接をする。それだけではなく、まさにオープンダイアログ的に個別担当も含めて統括が介入したり、場合によっては他のセクションの職員が介入してみる。複数の職員が関わることで、処遇の内容が平面にならず、アイデアも枯渇せず、新しい発想がでてくる。このような可能性が少年院の処遇には内在している点が指摘される。

#### ウ 処遇効果の理解

近時のエビデンス・ベースの処遇効果の把握の方向性について、その限界と留意すべきポイントに関して、次のように説明している。

「すごく施設的环境が変わってしまってきているから、今の少年院の処遇の現状を検討することは僕には難しい。処遇効果に関しては法務省的な模範解答はあるとは思。でもそれは、どこでこう揺り戻しがくるか、パッケージ的な処遇技法の導入に傾くけど、その効果が実感できないから元に戻っていくっていうような動きになるのではないかな。エビデンスを評価する上で、RCT<sup>4</sup>みたいなものは、もともとコンポーメント、要素の評価に強い。一方、RCTは、処遇パッケージの評価もできる。パッケージの評価を、例えば少年院と保護観察

4 RCT:Randomized Controlled Trial「ランダム化比較試験・無作為抽出法」の略語。統計学的に効果測定をする手法。



を比べましようとか。どちらも処遇パッケージだよ。その結果として、仮に少年院が良いとなっても、なぜ少年院が良いかは分からない。それはさ、中華定食と和定食を比べているようなもので、全部違うものなんだ。中華定食だって、麻婆豆腐だったり、杏仁豆腐がついていたり、ちがうわけじゃん。こっちも焼き魚だったりで、どれが成果なんだ？ でも、全体としては効果があったみたい。RCTは、効果は確認できる、はっきりわかるのは要素を切り出した時で、例えば、認知行動療法自体はパッケージではあるけど、やっぱり全体の処遇から切り出したもの。しかし、こうした、切り出したものを全部足してゆくと、少年院の処遇ができるかというところまでできない。なんかこう、ビタミン剤を三錠飲めば、A錠、B錠、C錠って飲めばっていうふうには少年院はできていない。エビデンス・ベースドと言われてるような、特にコンポーネントを足し込んでいっても全体にならない。RCTについては、その結果がどのような意味を持っているかを、研究者は知っていて、その限界を理解した上でやってるわけで、現場で使う時には注意してね、という感じなんだ。ところが、そうじゃない使い方をされていることが問題。認知行動療法をやっている人には罪はないと思う。再犯率を20%を下げるという使命を果たそうとしているから。けども、コンポーネントをいくら足しても成果にはならないっていうことをきちんと理解した上で、政策は考えていかねばいけないうる。」

エビデンスを検証する上で、最も有用性がみとめられている無作為抽出法（RCT）を用いた分析結果が、必ずしも施設処遇の全体の効果を説明し得ないこと、また、評価の対象は切り出された処遇の一部であり、その有用性を積み上げたとしてもそれは全体を示し得ないこと、という処遇効果の検討において自明ではあるが、検討過程において時に欠落してしまう視点の重要性を指摘している。これは、「エビデンスが示されていない」ことが当該アプローチの無効を示しえるものではなく、それは、特定の条件、対象においては単に「有効な効果が認められない」ことを示すものであり、「効果がない」とは異質の判断であることをきちんと認識することが処遇効果においては必要とされることを明らかにしている。

さらに、いわゆるパッケージ化された処遇プログラムのあり方についても次のように評価している。

「パッケージ化された処遇は処遇のメインにはならない。「バナナ食べたなら体調が良いんじゃない」程度で、「バナナは食べた方がいいよ」ということを示しているに過ぎない。」

## Ⅱ 関係性構築

今日の少年院での処遇場面においては、行き過ぎた個人処遇、それはそれぞれを「個別処遇」というセルに入れて一人ずつ管理するといった状況になってきてはいないか、という懸念について、次のようにその課題を指摘している。

「今はどうかは別にして、非行少年は一般的に社交性は高いから、普通に地域社会に出れば、彼らは普通に何人かの人と付き合う、それに近い条件で処遇しないと、社会に戻った効果は継続してゆかない。一対一の処遇モデルをベースとしていると、社会では一人しか自分の応援者がいないという状況下を設定しているようなもので立ち直れないと思う。何人か自分が相談できる人がいて、いつも特定の誰かが電話に出てくれるわけではないから、困ったら電話できる人が何人かいて、そういうことに慣れさせておくことが少年院の中では必要だと思う。自分の身の周りには、何人かの人自分が自分を見守ってくれているんだ、ということ。それは、職員と少年が敵対的な関係ではなくて、先生も頼りになるし、部屋の同じ子も頼り

になるし、っていうような感じではないかと思う。それと、社会は受け入れてくれるんだ、ということ施設の中にも感じられるようにすべき。単純に、自分自身に社会の中で関心をもってくれている人がいるんだという意識、世の中には好意的な人たちがいるんだ、ということは、本当に社会に戻った時に生活を支える基盤となると思うよ。」

当事者自身に対して、もしかしたら、居場所も誰か支えてくれる人もいるんだ、まったく孤立無援で社会にもどるわけではないんだ、というような感じをもってもらえる、そういう意識形成の必要性が指摘されている。

そのためにはある程度の自由度が処遇環境には必要である点に関して、

「今は特にそうなのかもしれないけど、施設のルールが細かくなっているような印象がある。「うちの施設はこうだ」といったふうに規定してしまっている。自由度が少なくなっている点は処遇が画一的になってしまうので、もったいないよ。」

と指摘されているが、ある種のゆるさを戻す、自由度を高めることにより、集会であつたり対話の機能を再構築する、ということの意義と重要性等に関する認識を共有することが必要であることが示唆されている。

#### オ 生活に立脚した指導

現状の処遇の方向性が、一緒に生活するなかでいわゆる陶冶される部分への比重、認識が低くなって、一方でパッケージ化されたプログラムを一生懸命にやることに向いてしまっている状況に対して、生活の中で生じる対話を通して成長していく、多様な人とのフラットの関係が信頼を形成していく、といったことの意義に関して、次のように指摘されている。

「今の少年院は、対人援助の専門的な仕事は増えていると思うけど、みんながその方向にいけばいいわけじゃない。これはちょっと脱線だけど、母子支援をしているNPOを視察した時、そこは、親が育児能力がないからネグレクトになってしまうので、寝食を共にしながら子育てを教えていく、「うちは実家です」という風に。つまりお母さんのお母さん、おばあちゃんが育てていないから、育て直しが必要なんだと。完全にこれは生活指導を実施している。歯磨きの仕方から教えていく。貧困の問題が進んでいくにつれて、こんな丸抱えの支援が増えてきているよね。少年院の良さはそんな丸抱えの支援が実施できる点だと思うけど、そのような体制ではなくなってきている気がする。」

「一方で、いろんなところでいろんな人と関わること、例えば修習生や裁判官と一緒にソフトボールしたり、ワークショップをしたりして、関係をフラット化していくことは大切だし、今の環境でも実行できることだと思う。」

少し前までは少年に対してまさに育て直しとしての、丸抱えの支援的な良さが少年院にはあつたはずなのに、それがなくなってきて、だから対話も成立しないから、ある種の管理的な上下関係で、エンパワーではなくて教官のパワーを使って、コントロールしようとする、型にはめる、かたちの処遇がちょっとでてきているのではないか、といった懸念が指摘されている。一方、精神医療で注目されている、オープンダイアログやリカバリーモデルの理念に近い処遇理念は、「育て直し」というような形で実は少年院の中に内在していたものであり、それをきちんと再評価して、軸として、二つ三つの機能の意義をしっかりと見極めていく必要があるという課題が提起されている。

#### カ 当事者中心であること

当事者との関わりについて、重要な点として、当事者を中心においた能動的な相互作用を意識することの必要性を次のように説明している。

「まず、あんまり過去の話をしないうということと、基本的には本人の好きなことを中心に置くという点が大切。たとえば、少年に「グループホームやりたい」と言われたら、真に受けて支援する、だから、本人の言葉を受けて現実化してゆく。「じゃ、どこかグループホーム見に行くか」という感じの対応が求められる。」

「少年院においては、対等な関係で対話を重ねる、そういうことを目指すのは大事だけど、それは、少年院の中でなくても大事なことだけど、施設内においては圧倒的な権力格差があることの自覚は必要だと思う。それを自覚しないで、共生的とかお互いに育ち合うという共育というようなことをいってもはじまらないと思う。自分が単に専門職としての経験を積んだというのではなくて、純粹に人としていろんなことを学んでいるという感謝の気持ちだとか、謙虚さというものはものすごく強調されるべきだと思う。そのような少年に対する姿勢は先輩職員が現場で直接伝えるべきことだし、先輩職員はそれをまず自覚しつつ、子どもから観察して学んだというようなことじゃなくて、本当に子どもに教えてもらった、人として成長させてもらったことなんかを、もっと若手の職員とかに伝える場なんかがないと少年院の処遇の良さは伝承されていかないとと思う。」

型にはめる「矯正」モデル、教え込むというある種の教育モデルではなくて、「共育」という用語に置き換えられる「フラットの関係」の中で、それぞれがその個性の中で立ち上がる、アイデンティティの変容という意味での共生・共育というイメージで少年院の処遇を捉えなおせる可能性が指摘される。

#### キ 関係性を構築する伝えあうための言語

そのようなフラットの関係を構築するためには、言語の機能・役割が重要となる。その点について次のように説明している。

「言語は大切だと思う。あと、情緒。言語と情緒はセットなんで、そういったことを意識して、子どもたちから育てられたエピソードが先輩から出るようになると、現場で厳しいことを経験しているから育てられているんじゃないで、本当に自分の人としての成長を伝えられるようになると思う。」

「法務教官の役割は、半分警察官みたいな部分もあるから、「警察官にもいい人いるね」、以上にはなれない、ということは考えていた方がいいと思う。自分の処遇に酔っちゃだめだし、自分の権力性に厳しくなくてはいけないと思う。そればかりでなくて、子どもの前では地を出すことも大切だと思う。野球を一緒にやってみきになったりしてたり。」

このような支援者がもっているパワー・権力に関しては、縦関係、医者と患者とか、教師と学生といった上下関係から生じるパワーと、共育的な環境によっても生じている年齢差みたいなもの、経験値の違いからくる横のパワーも存在する。そのような縦横の関係に生じるパワーの及ぼす影響等を意識した上での対応が必要とされる。

#### ク 若年者への配慮

さらに、支援者自身がフラットの関係、横の関係における関係構築において意識すべき留意点に関して、子どもと大人の違いに着目しながら次のように説明している。

「自分の中にある、一人一人の子どもに対する気持ちであるとか、愛情みたいなものを素直に出すっていうのは、とっても大事だと思う。ものすごくそういうのを子どもは分かるし、直感で理解している。」

「そして、子どもの方が紆余曲折があるなって思うことも大切。だって、固まってないし、試行錯誤するし、思いっきり悪い方に動くこともある。大人は振れ幅が狭くなっているから、本質的には変わるところは少ないと思う。つまり、大人になるとだんだんと、振れ幅は狭くなると思う。だんだん冒険できなくなる。やくざになるのは若い時で大人になってやくざになろうとする人はいないように。」

「キャリアチェンジは若い人の方が大きくすると思う。ただし、生活困窮の人の支援ではかなり歳が上の人も応援しているけど、支援原理は変えていない。なお、年齢が近い人が支援するということにはメリットはあると思う。」

子どもと大人という区分においては、子どもが大きく変化するということはあって、それが大人に近づくことを考えると、その異同には留意が必要である。その異同はかなり個人差があり、変化への対応、可能性という意味においては、子どもでも振れ幅が狭い人もいれば、大人でも振れ幅が広い人もいるが、本質的にはあまり変わらない、ということ意識しておく必要があることが示唆されている。

#### ケ 家族全体へのアプローチ

さらに、当事者個人だけを処遇の対象とするのではなく、世代間、三世代くらいの場の影響、ネガティブな影響を受けて逸脱にいたったケースなど、どこまでを支援範囲に含めるかについて、次のような意見を述べている。

「どこまでを支援の範囲にするか判断するのは難しいと思う。僕はその人を中心に物事を考えて、原因とか過去に拘らないことに近い考えで家族関係もみていく。親子の縁を切れとかは言わないけど、むしろ本人の周りをポジティブにとりまくことに集中する。それは親であっても同じだし、困っている人に対して応援するということで、親も困っているのなら応援する、あまり原因探しをしない。これはもともと僕のなかで対応策に焦点をあてようという考えがあったからだと思う。」

原因探しではなく、困っていることへの対応を中心として、それぞれを支援・応援する観点からの対応に関しては、その必要性が示されている。

### (5) 処遇モデルのあり方

#### ア 再犯防止モデルの課題

再犯防止のための施策として、リスク管理モデルに準拠したものについては、単なる相関関係が連続しているに過ぎないものであり、因果関係とは別次元のものであることが明らかにされていないことに関して、「風が吹けば桶屋が儲かる」という玉突きモデルを例示にして、次のように説明している。

「僕はRCT（無作為抽出法）は絶対だと思っている。ただ、再犯防止モデルは、結局はRCTでなくて、予測研究の玉突きモデルになっているんだよね。インプットとアウトプットが。玉突きモデルは論理的に非整合だということを書かなくてはいけないと思っている。論理的に整合していると思って施策が進んでゆくの、あれはよくないよ。」

#### イ 改善モデルとリカバリーモデルの併存

従来の改善モデルから移行して、現在のリカバリーモデルへの注目は、ポストモダンの中で物象化であったり数値化であったり、そういったものの歪みみたいなものへの対応としての動きではないか、という問いに対して、次のような見解を述べている。

「そうそう、そう。もちろんそう。そういうことを理解しないで、数値化モデルを使ってゆくといろんな落とし穴に陥る。例えば、再犯防止をアウトカムにすると、例えば、倫理的と思えない手法が有効だとわかる、じゃあ、効果あるからやるかっていえば、やらないはず。また、一見、有効でも、他のアウトカムを持っていないと、他の悪循環にはまることになるのかもしれない。さっきの話でいうと、「認知行動療法は有効です」、それは有効でしょう。だけど、もしかすると、職員のやる気、モチベーションは下がる。それはパッケージだから。実は、認知行動療法は効くはずだった、でもかつて少年院のもっていた処遇力は下がります。物事は複雑系で動いているんだという視点がないと、あるロジックモデルで効果があつて、単線的なリニアな関係だけで、いろいろ動かすといろいろと危険がありますよ、ということを知っておいた方がいい、というのが評価を論じる場合の前提です。少年院のような対人支援の場の評価を単線モデル、リニアモデルでいった方が良いとは思わない。」

「それはそれとして、エビデンスがあるというものを全部使って、どれもいいとなると、それは複雑系の中で機能を果たす、モデルはいっぱいあることになるはずだが、それで現実的な効果が上がるということでもないと思う。でも、RCTの知見とかを無視するのも問題だと思う。」

#### ウ 当事者中心である必要性

処遇モデルの選択・実施においては、どうしても管理するもしくはコントロールする、という形でモデルに合わせてゆく、当事者の意志よりはコントロールする人たちの意思やパワーといったものが決定に影響しているのではないか、という疑問への応答として、次のように当事者中心であることの意味と必要性について説明している。

「処遇実施者中心であることは、あるかもしれない。それは、そもそもモデルの問題なんだろうと思う。僕が就労支援で活用しているIPS<sup>5</sup>は、本人中心主義であることははっきりしている。本人が働きたいと言えば必ず支援を断ってはいけないとか、本人の意思を最優先にするとか、「働ける場所なんかあるのかな？」と心の中で思っても、本人の意向は尊重しなければならない。だから、「これやりたい」と言い出したら、それを応援しなくちゃいけない。そういうモデル、本人の意思を尊重することを基盤としていることは重要だと思う。」

そのような場面における支援者の立ち位置に関して、エンパワメントという用語により次のように説明している。

「支援者は対象者を承認するというような、別にそんな偉そうな立場に居ないと思う。エンパワメントという言葉、下から支えている感じ、下はそれだけで、重さがあるからパワーを出さないといけない、という意味でのエンパワメントというような意識が支援者には必要だと思う。それは、支援者がまさに支点になる感じ。支えがないと落ちちゃう感じ。支えてあげるから、例えば自転車の補助輪みたいな役割で、「ちょっとささえてあげるから一緒に行こう」みたいな感じが大切だと思う。手を放して一人でやっていけたらそれはそれにこしたことはないけど、でも、いつでも手が届くところに人が居るということも重要だと思う。薬物が典型だけど、孤独が一番の問題で、それは才門君も言ってたけど「孤独が最大の敵なので」、身近に手助けする誰かが居てくれるという環境が大切だと思う。」

<sup>5</sup> Individual Placement and Support (個別的就労支援プログラム)、RCT (無作為比較研究) によるエビデンス評価がなされた、アメリカで開発された支援プログラム。

当事者中心でという時の「当事者」とはどのようなものか、「立ち直った」ということは実はなくて、そのような状態を継続してゆく、他者との関わりの中の中に自分を置いて、そこで立ち上がってくる当事者としての自己存在については、次のように説明を加えている。

「だから、僕はそれは間主観的存在だと思うんだ。もともと、ラベリング理論の中にミラーインミラーという概念があるけど、複数の人としゃべってれば、たくさんの人の目に自分は映っているわけで、そのたくさんの人の目に映っている自分が自分だ、という。それは、現象学的な視座かもしれない。科学主義と現象学の対立は、あえて作られた対立ではないかとも思っていて、僕自身は、科学的にとらえる時ととらえない時があり、処遇効果は数値で表せると思っている。」

## エ 立ち直りにおける対話の機能

立ち直りにおける、当事者自身のセルフイメージを変えることが重要であり、それは、ある種のアイデンティティの書き換えみたいなものではないか、という指摘に対して、

「立ち直りはアイデンティティの書き換えに近いものだと思う。例えば、就労支援を求めてきた人はイコール仕事をする人可以だ、というようにすり替えがプログラムをとおして起こる。オープンダイアログは、そのような考えをさらに洗練させたものではないかと考えている。」

さらに、ダイアログ・対話ということに関して、自分がセルフイメージの中で、「自分が変わった」、もっと言えば「僕は立ち直った」というナラティブがあったとしても、それはダイアログになってはじめて、第三者もしくは他者との対話をとおして立ち上がってくるのではないか、また、そこに存在する自己言及のジレンマに対応しうるのはダイアログから派生する相互承認に糸口があるのではないかという質問に対して、

「非行少年はちょっと違うかもしれないけど、精神疾患の人は調子が悪いという自覚症状はあると思う。非行少年は悪いことをしていても「立ち直っている」と言うかもしれないしね。けどね、これは、「言葉というものは」ということになるのだけど、他者との関係においてしか言葉は成り立たないし、人間が言葉を使って考えるというのも結局は、他者の存在が前提となっている。発達の過程で形成される「自己内他者」という機能は、もし仮に周りに人間が誰もいなかったらそれは育たない。」

「オープンダイアログというのはそれを意図的にやっているわけだと思う。他者をきちんと配置して、要するに、アイデンティティといったものは、自己内で起こっているものではなくて、間主観的なものということ。場においてしか成立しないもの。オープンダイアログみたいな、一対一ではなく複数の関係の中で生じること。気分もみんなで話していたら変わっていく、といったものではないかと思う。」

「場の力といったものがアイデンティティを書き換えていく。本人が、本人の自己イメージを変えたというよりも、そもそもアイデンティティは場に投げ出されているだと思う。つまり、他者によって立ち上がってくるアイデンティティを共有しているわけで、もちろん、そういうその場にいる他者もその人のアイデンティティをその場に投げ込んでいる、だから、さっきいったように、支援者か？と言われれば、支援者じゃない、自分も当事者の一人であるということになる。」

## オ 当事者と支援の当事者としての支援者の位置づけ

実際の支援場面における支援者の当事者性に関して、次のような説明をしている。

「困っていることを、「どう困っているか」をその場に投げ込むだけで、例えば、僕が困っていることを投げ込むと、その場では僕の困っていることについての話になる。いろいろと困っている人の相談にのっていると、「\*\*さん最近体調悪そうなんだけど、俺どうしたらいいかな？」と言ったら、他の人が答えてくれる。「先生、\*\*さんに電話してみましたか？」とか、言われて、そうだったか、とか思うことがおきてくる。」

「結局、普通にしゃべっているのと一緒なんだと思う。それを意図的にやるということだと思う。例えば、現在、選択しているリカバリープログラムにはルールがあるわけで、「働きたい」といった人は必ず支援する、といったルールを意識して意図的に支援する。「病気だから働けないよね」とは言わない、といったルールがあるわけで、それはリカバリー概念にそっている。その人がもともと持っている過去にはこだわらない、というルールに基づくこと。」そこで出現する、未来志向的な意思決定のあり方については、次のような説明をしている。

「オープンダイアログも話をちゃんと聞くけど、結局は導いていくのは全部前向きな話なんだと思う。前向きというのは少年院でいう「頑張ろー！」的なものではなくて、時間軸の中で前向きの方に結論を出してゆく。そういった原理原則に沿った対話を行う。そうすると、アイデンティティは未来にプロジェクトされる。」

「つまり、未来志向ということなんだと思う。さっき僕はセオリーベースドと言ったけど、さっき「立ち直りって何？」って質問されたけど、立ち直りってというのは、そういうことが起きるようにすることなんだな、って自分自身の考え方もだんだん書き換えられてきた。」

#### カ リカバリーモデルの意義

治療・改善モデルをベースとしたパッケージ化された処遇プログラム、例えば認知行動療法など、それにエビデンスがあると言ったらその方向一辺倒になっている現状において、実際の処遇現場や立ち直りの当事者自身にそのような効果が生じているのかについての立証はなかなかできていないのが現実ではないか、という質問に対して、

「それが日本の問題だよ。それは、立証をすればいいと思う。効果がでないわけじゃないと思う。ちゃんとやったら、認知行動療法は20%くらいは間違いなくでると思うので、20%をどのように把握するかは別として、ちゃんとやれば出るはず。それも、さっきいったように、効果は20%なんだよ、あくまでも、それもちゃんとやって20%。で、治療モデルとして、僕も岩波の論考でちょっと書いたけど、この前の、現代人文社のも読まれているかもしれないけど、支援のモデルは変化していると思う。だから、一番最後に、対話モデルを提示しているけど、対話モデルは、僕はエビデンスというのはあるだろうなとは思っているけど、RCTでは把握しにくいかなと思う。でも、オープンダイアログは非常に強力。これはよくいうんだけど、パラシュートをつけないでおちたら死ぬかどうか、という実験は誰もしない。要するにRCTするまでもないとき、ってあると思う。それに近い強力さだと思う、オープンダイアログは。もちろん誰かがRCTをオープンダイアログでやってもらえればいいんだけど、総体的にみていくことも必要だから。犯罪学からの視点だとセオリーベースになる。セオリーで考えていくと、ストレングモデルの場合はセルフイメージを変える、ということに着目していくことになる。」

対話モデルも含めたストレングスモデルは「セルフイメージを変えることに着目している。」と指摘した上で、セオリーに基づく実証的な研究として対話モデルにはエビデンス・効果はあるが、その効果をランダムダンプリング方式により実証することは現場レベルでは困難であり、ある種の国家

プロジェクト的な対応が求められる。しかし、それが果たして費用対効果として意味があるのか、検討が必要となる。

その上で、回復・リカバリーモデルは改善モデルとは異なる軸で立ち上がってきているだけでなく、その対象を個人レベルから相互の関係性へと処遇対象を転換している点について、次のような説明をしている。

「リカバリーモデルをちょっとずつ乗り越えつつある、感じを持っている。処遇の効果を実際に促進しているのは、ダイアログであったり、場であったりするんだけど、リカバリーモデルはやっぱり個人だけに焦点を当てている構造だと思う。そもそも、アイデンティティは誰の持ちもの？というか、一人ひとりがリカバリーストーリーを持っているっていうのは、本人にしゃべらせられたそういうことになるかもしれない。さっき、エンパワメントということを行ったけど、そういうことがたくさん起きるような状況で、起きていることを本人が認識すると、リカバリーっていうのかな、というような構造を考えている。個人単位で言えばリカバリーということにはなるのだけど。」

「実際に起きているのはやりとりであったり、エンパワメントであったり、「大丈夫です！」というような、なんかこう期待の贈与だったり、それが実際に起きていることだと思う。」  
ここでいうところの「贈与」というタームについて、かわりの中での言葉のプレゼントかという質問に対して、

「気持ちだよ。結局、本人自身の自己認知っていうのは変わってくるんだけど、実際には、さっきいったような、オープンダイアログで起きているような場の雰囲気が変わってきていると思う。だから、当事者研究で言えば、重要なのは当事者研究の場そのものなんだよ。」  
立ち直り（リカバリー）モデルは対話モデルが内在しているが、そこにはいくつかの関わりの中でそれぞれのエピソードがあって、それが、自分の中で溜まっていくと認知できると、それまでの自己イメージに変化が生じる。そのような変化が対一の個人単位ではなく、集団における能動的な相互作用によって、単に過去を聞きあう、グループワークといったものではなく、ある種の複雑系の中でシンクロしていくものとして説明されている。

#### キ 原因論の処遇への位置づけ

犯罪論というものは、単なる原因さがしでしかなく、その成果は実際の処遇には直接影響を及ぼしえないのではないかと、という質問に対して、次のような説明をしている。

「原因というのは何なのか、ということだと思う。これは、最近の再犯防止、今のパラダイムではそういう用語を使うから誤解されてしまうけど、変えられる原因と変えられない原因があると思う。変えられる要因って認知行動療法なら認知ともいうんだけど、僕の中ではさっきいった、ダイナミックの場みたいなもので、変えられる要因ってその人を取りまく人間関係よね、って思う。そのような構造を考えている。」

#### ク 変えられるものへのアプローチ

変えられるものとしての関係性に注目すると、そのような関係性の変化を引き起こす場としてイメージしているものとして囲炉裏とかキャンプファイアー、食卓といった例を示し、そこに人が寄り集まってくる、そして、場合によってはその構成メンバーや場所自体も変えることではないかと、という問いに対して、

「そうといってもいいし、そこに寄ってくる人を変える、車に乗っていて、乗っている人を変えるというような。囲炉裏とかだと座っちゃうので、」



「でもデートというドライブといったものがあるよね。それに似たものが。その方が、親密性が高まったりとか、独特の会話をしたりする。」

「しかも、車で走っていれば状況が変わってくるから、外的刺激が変わってくるわけだよね。そういう自然なナチュラルな社会につながる会話ができる。そういうのがイメージとしてあるよね。だからそれは変えられる。でも雨とか親とかは変えられない。変えられない事が原因だということは、あまり気にしない。僕の原因論自体はもともと、あまり変らないことは見ていないんだと思う。」

もともと象徴的相互作用論っていうのは、そういったダイナミックなものなの。社会的関係が変わってくるたびに、その状況が変わってくる。僕自身20代から理念的なものは変わってはいないけど、実践ができるようになった。それは少年院に居るときは良くわからなかったし、認知行動療法との関係も良くわからなかった。オープンダイアログなんかは明瞭に現実化してくれているよね、あ、そうか、こういうことだと。でも、それでよくみると、オープンダイアログでやっていることは、普通の会話を意図的にコントロールしているものとそう変わりはない。いい家族会議みたいなもの。ネガティブじゃない家族会議。ちゃんとした会話の流れをコントロールする人がいたら、そこらじゅうに起きてることなんだと思う。」

#### ケ ダイアログとナラティブ

このような関係性の変化は、単なる会話ではなく、対話・ダイアログとして一定の方向性と相互理解が必要とされるのではないか、異なる存在者としての相互理解は、翻訳というか、場の中で共有できる言葉が重要ではないか、場を形成するためには、例えば世代間で会話が成立しない可能性があり、車に乗り合わせた時に話が通じない、会話があるけど対話にならない、そのためにある程度の共通言語となりえるような、場作りが不可欠ではないか、という問いに対して、次のように説明している。

「そういう風にもいえるし、ポジティブな方法、答えを出すのではなく、相互作用だから、相互作用にルールを作るだけなの。相互作用の中に人がかたち作られるわけ。」

「正確には、通じないということその場で議論し、そのこと自体を押し付けることなく形成していくことが重要だと思う。」

「英語でいえばミーニングメイキングだよ。ある特定の、例えば立ち直りという言葉の意味自体がその場で形成されていくこと。例えば、「調子が悪いんです、調子が悪い」みたいな、その話を聞いて、オープンダイアログでは、本人を中心において、他の人同士でしゃべることが許されているので、「\*\*さん調子が悪いんだって」というふうに、調子の悪さについて、「そういえば、昔、調子の悪い人がいて、こうしたら調子が悪くなくなったよ」「それはいいアイデアだよ」「\*\*さんどう」と、そういうふうにしてその場に出てきた言葉の意味自体を作っていく。ミーニングメイキングは答えがあるわけじゃなくて、いまここにおいて、意味が立ち上がるわけ、それもアイデンティティの問題なわけ。会話をするということ、会話でも対話でもいいけど、そういうお話ができること。だめな法務教官の面接みたい、一方的に意味が押し付けられること、それはだめだと思う。」

互いに理解していこうという場づくりがあり、そこにおいては、会話の流れを対話にかえていくという関わり方が必要とされる。それは、ドライブの例えに基づけば、当事者を中心におき、当事者が車のハンドルを握り、その意思に従って乗り合わせた支援者・応援者が、当事者の意図する目的

地への旅程をナビゲートする、そのようなイメージが想定される。その車の中では会話は、指示的でも支配的でもなく、わいわいがやがやではあるものの、目的地へ向かうという共通理解が存在し、そのドライブをとおして当事者自身の自己イメージが変わっていくことになる。

少年院処遇への適用を考えた時、少年という年齢においては、当事者としてドライブできる関係性の構築や自己の考えや思いを他者に伝える力、また、他者からの意見を理解して自分自身の言葉として置き換えられるような力がまず必要とされる。それは、自己・他者との対話・ダイアログが成立し、その中での気づき、さらに言えば自己変革が自己の言葉として他者に語られるナラティブの形成がなしうる場としての機能が存在する。それは、人格的自己同一性の確立がまずは求められ、その後に物語的自己同一性が形成される、といった構造を有していると整理されるものである。

## 7 「立ち直り」の構造

「立ち直り」がどのように形成され、少年院や処遇モデルがどのように機能してきたのか、機能すべきかについて、これまでの五人のナラティブを総括しつつ、以下、分析・検討する。

### (1) 「立ち直り」のきっかけ

立ち直りのエピソードはそれぞれ固有の内容であるが、そこに共通するのは、強い意志や何かへの努力の結果ではなく、誰かとの関わりをとおしての自己洞察・自己省察がある分岐点を発生させている。

立ち直りの当事者である野田さんはそれを「神様の視点」と表現している。そのナラティブにみられるように、二十歳という区切りの年齢、兄との関係といった自分自身をとりまく他者との関わりがどのように影響を及ぼすかといった省察がみられる。さらに、野田さんは「信頼の貯金を周りの人からもらっていましたし、そういった信頼に応答するという思いがあったのかもしれませんが。」と、信頼を媒介とした他者からの肯定的・受容的な関わりとそこから派生する自分への期待への応答が、立ち直りのきっかけとなっていることを語っている。

高坂さんにあっては、自分の子どもができたという意識が家族を守るという意識を形成し、その意識が「正業」での生活が求められるという思いへ転換し、結果、地元から「飛ぶ」ことによって、そのようなまっとうな生活を手に入れることになる。高坂さんのナラティブのはしばしからは、誰しもがまっとうな正業での生活を望んでおり、その思いを具体化するにはある種のめぐり合わせ、きっかけといったものが必要であり、そのきっかけをうまくつかめるかどうか、重要であることが語られている。

まとめると、立ち直るためには、信頼や他者との関わり、又は現状への不安全感といったものが蓄積し一定の閾値に達したところで、ある種の「きっかけ」が生じる。しかしながら、誰もが閾値に達しうるものでもなく、また、閾値に達しえたとしても、その時に立ち直りの側に身を投げ込むような決断をなしうるものでないことが示されている。それは、人生におけるある種の宿命といったものの影響を受けながらも、その中にあっても自己選択することにより自らの道を拓くといった枠組みと同様な枠組みが、立ち直りのきっかけの中にも存在している。

このような枠組みを意識することに対して、中本さんは「食事と信頼形成」の視点から食卓という場における信頼形成の重要性を、秋山さんは宿命的な支援者との出会いの存在を、津富さんは立ち直りのきっかけによって生じる自己イメージの変容と立ち直りの道程にある継続する自己イメージの書き換えの重要性を指摘している。

当事者の立ち直り支援においては、そのような宿命と自己選択がどのように当事者に及んでいるのか、変えられるものと変えられないものとを峻別する力が求められていることが示唆される。

## (2) 「立ち直り」の語り直し

野田さん・高坂さん二人の立ち直りの当事者のナラティブにみられる、省察としての語り直しには、二つの共通項が認められる。一つは他我ともいえる、自己を客観視しうる視点の存在である。二つ目は自分以外の他者、とりわけ家族との関わりや相手の心情理解に着目している点である。

一つ目の自己を客観視する視点の獲得は、語り直しのナラティブには不可欠なものであり、立ち直った今の視点から当時の自己の言動等への振り返りがなされて初めて、その時の状況分析が再構築され新しい物語が語られるかれである。そのような視点が獲得されると、二つ目の他者理解の語り直しが発生する。

このような語り直しを通じて、それまでは自己のマイナスの経験として他者には語りえないものであった事柄が、今の立ち直りを支える重要な出来事とその意味が書き換えられる。その書き換えによって、否定的であった当時の自己を含めた自己イメージが改変され、失敗とされるものから学びを得た肯定的な自己としての自己受容が生じる。このような自己イメージの書き換えにより、異なる視点からの、それまでの他者とのさまざまなエピソードについても読み替えが生じることにより、そこに存在していた他者からの信頼といった関係性の存在の気づきが起きてくる。このような語り直しが生じるためには、それぞれにとってある程度の時間の経過が必要であり、この点について野田さんは、信頼貯金が貯まる時間の必要性といったことに関して言及している。

このような時間の必要性は、別な側面からみると、他我としての自己を語りえる言葉の獲得が不可欠であり、そのような語りを形成しうるスキルの獲得が支援業務としては優先すべき課題といえる。換言するならば、更生や矯正の働きかけにおいて「反省」を求める以前に、それぞれが自分自身を語りえるスキル、それは「人格的自己同一性」の獲得といえる、自己存在の受容と客体化が可能となる人格の形成が必要とされることが、この語り直しのナラティブからも明らかとされている。

## (3) 再非行抑止機能

それぞれに語られた五人のナラティブからは、再非行抑止に関しての重要で有効な視座がいくつも提示されている。列挙するなら、野田さんの「信頼の貯金」、「仲間の層」、「バリアフリーの関係」、高坂さんでは、「対等な関係」、「先行する信頼」、「相談できる存在」、中本さんからは、「居場所」、「支援者の覚悟」、秋山さんからは、「居る場所と要る場所」、「食事の力」、「手間と暇をかけること」、「響き合う関係の構築」、津富さんからは「関わる態度」といった事項が、再非行抑止に関連することが示唆された。

これらの示唆を整理してみると、ひとつの括りとしては、「信頼貯金」や「先行する信頼」といった信頼という観点に着目するもの、二つ目は「バリアフリーの関係」「対等な関係」、「響き合う関係の構築」といった支援者の関わり方に関するもの、三つ目が「居場所」や「居る場所と要る場所」といった当事者の存在が受容される場の必要性、四つめが、「仲間の層」、「相談できる存在」、「食事の力」といった当事者の立ち直りに直結するもの、五つ目が、「手間と暇をかけること」、「支援者の覚悟」、「関わる態度」といった支援者が当事者と関わる時の姿勢、といった五つの内容に区分される。

別な視点からみると、「信頼」形成に示されるような当事者と支援者を含めた他者との関係に着目しているもの、居場所や「仲間の層」、「食事」といった当事者の立ち直りに必要であったり強い影

響を及ぼすもの、そして、支援者の当事者に向き合う意識・マインドといったものの三つに大別される。

この三つ区分に着目すると、それぞれの事項が当事者が獲得・形成しようとしても、直接的な関与が困難な事項である点に一つ目の特徴がしめされている。信頼を裏切るようなことをしてきたり、一方で特定の不良集団との仲間作りはできたかもしれないが、当事者の立ち直りに必要となる「信頼の貯金」は本人以外の誰かが、本人自身に貯金してくれない限り、貯まってはいかない。また、その貯金は支援者からの一方的な押し売りではなく、当事者自身が認知しえない状況においても貯まっていくものでもあり、そういった面からも、当事者の直接関与が困難なものとなる。

二つ目の特徴は、居場所にしてもそのような信頼貯金にしても、日常生活の場面において形成されるものであり、その中心あるのは当事者と当事者自身との関係性、当事者と他者という関係性の存在である。このように当事者は関係性形成の中では主体的な存在となる。一方、そのような主体的な存在となるためには、これまでも言及してきたように自己存在を他者に認知してもらえようようなコミュニケーション力とともに、そのような自己を把握しうる人格的な自己の確立、アイデンティティの確立が不可欠である。そこには言葉を介して関わりが存在し、内語も含めた対話する力も必要とされる。

三つ目はいずれも当事者の問題に着目しその改善を図るものではないという特徴である。一般的な立ち直りに関する意識は、まずは当事者の反省が前提とされている。しかし、立ち直りの意識を有していることは、そもそもとして、今の状態に対してなんらかの改善・変化、自分自身を立ち直りの必要な存在としての認識が存在している。一方、反省を立ち直りの前提条件とする場合、その後の立ち直りが当事者にとっての直接的な関与が難しいものであることから、そこでなされる反省の内容によって影響を及ぼすものでなく、支援する側の一方的な条件にしか過ぎないものになってしまう。立ち直りの当事者がその過程において表出される、振り返りとしての悔悟の念等はそのような前提条件としての反省とは質的には大きくことなり、まさに立ち直りのナラティブとしての語り直しである。であるからして、再非行抑止する働き掛けにおいては当事者の問題改善ではなく、立ち直りのきっかけとその後の立ち直りを支える信頼や関係性の形成、それらが出する居場所の提供といったことに焦点があてられている。それは当事者の意欲にだけ再非行の抑止を期待するのではなく、当事者の状況や事情に応じた関わりの持ち方を当事者の生活の中で支援者が共に考えながら進めていくものともいえる。

その観点からは、立ち直り支援は当事者中心であり、また、生活中心である必要が示されているといえる。

#### (4) 再非行促進機能

当事者に対して社会的な関係性を奪った孤独の状態に置くことが再非行を促進することについては、立ち直りの当事者と支援者相互が一致して指摘している点である。社会的な排除とそこから生じる失望が、生きるか死ぬかといった二者択一の自暴自棄な判断を誘発し、本人自身が唯一積極的に選択しうる、犯罪や非行といった逸脱行動を惹起させることとなる。

このような再非行の構造は、そのような状況、再非行を選択せざるを得ない生活状況に追い込んでいる点に着目すると、当事者自身の自己選択の結果であると言い切ることは困難といえる。刑罰理論ではなく福祉的な手当てが、年少者に求められる理由もこの点からも明かである。

さらに言うなら、非行発生以前の生活状況も低所得家庭、虐待やいじめといった排除的な環境、当人の存在が必要とされず居場所もない状況にあったとした場合、非行を誘発するリスクは高い。

そのような環境から抜け出すためには所属集団を持つことによる居場所作りと、その集団内での自己存在を受容してもらうための過剰な承認行動をとることになる。野田さんや高坂さんに共通する暴走族に関する好意的なナラティブには、暴走族というクローズドの関係性の中でしか包摂されえなかった、排除されている立場の存在が明らかにされている。同様に刺青といった反社会集団への受容を示す行為が、反対に立ち直りにとっては大きな障壁となること、また、排除・孤独から逃避するための薬物使用が結果として自己の意思とは異なる身体の欲求との戦いを生じさせることについても、実際にその状況を経た当事者にしかわからない苦しみと絶望があることが、当事者のナラティブから明らかにされている。

#### (5) 施設収容の効果役割

立ち直りは社会の中において生じているものではあるが、そのきっかけや、立ち直りを継続する力といったものは、施設内においても育成可能であり、逆に言えば、家庭や社会から一旦離脱することによって、初めて対応可能となる種々の対応が存在しているともいえる。

立ち直りの当事者とその支援者のナラティブから抽出される少年院という施設収容における役割としては、その第一が、信頼関係の構築、それ以前の他者との関係性構築のために必要となるコミュニケーションの獲得である。自分の感情を理解し、相手のその思いを伝え理解してもらう、といった人と人との関わりの基本となるスキルが、社会的排除の環境にさらされてきた当事者にとっては、まずは必要とされるスキルである。少年院という職員も生活を共にする環境においては、意思表示せざるを得ない環境でもあり、また、意図的計画的に配置された処遇プログラムの課題遂行をとおして、それまで向き合ってきた自己との対峙等としての人格的自己同一性が獲得され、自分自身を語りえる存在となることが可能となる。

第二、職員や他の在院者との関わりをとおして、信頼形成が実感され、その体験がこれまでの振り返りのなかで「信頼の貯金」が貯められてきた気づきにつながるという、信頼の形成が生じる場であるということである。この信頼形成については、野田さんや高坂さんのナラティブから明らかにされているが、そのような信頼形成は、出院後、立ち直りの当事者が立ち直り支援の当事者という信頼を貯金する立場への転換を引き起こしている。このような他者への信頼形成は、日常場面における感謝を持つ心情形成を促進し、家族との関係修復や被害者理解にまで影響を及ぼすものといえる。

第三に、そのような関係性が構築しうる自己の確立と、信頼性の形成は、「バリアフリーの関係」とも称される職員とのフラットな関係、そして、そのような関係性を基盤とした生活全体をとおした、生活による指導の効果によって生じている、という少年院の処遇環境の位置づけである。このような、生活指導が実施しうる点が、まさに家庭、社会から離して施設内において処遇する意義であるといえる。

少年院という処遇環境においては、生活全体を通じてのアイデンティティの確立とその過程を通じた自己イメージの変化をとおした自己省察が行われ、立ち直りの自己物語が形成される、という特色を有している。

#### (6) 処遇モデルの位置づけ

立ち直り支援のあり方、その処遇モデルに関して、津富さんは、従来からの原因論・リスク論に基づく改善モデルと立ち直りモデルとについて、それぞれの特徴を踏まえながら立ち直りモデルの有効性について、いくつかの観点から指摘している。

その第一が原因論に立脚しないメリットが立ち直りモデルにはあるという点である。原因論に基づくと、原因を分析しその原因の改善・解消をもとめるという処遇モデルが構築されるが、犯罪・非行の原因が再非行抑止に直結しないこと、例えば低所得という家庭環境が犯罪原因だとしても、その解消が直接再犯抑止にはつながらない。原因解消が犯罪抑止という目的に直結しないという課題を原因論は内在している。他方、立ち直りモデルは、当事者の立ち直りの意思を尊重し、自己イメージの変化に着目している点において、目的と再非行防止という効果が直結している。

第二は当事者にとっての負担が少ないというメリットである。改善モデルでは、当事者は改善対象として位置づけられ、場合によっては反省を強いられる存在として取り扱われる。そのような立場は処遇する側とされる側という、非フラットな関係が構成され、支配され管理されるという立場に当事者がおかれる。その結果、自己イメージは低下し、異常というマイナスレベルから正常というゼロベースに戻すということに焦点・エネルギーが当てられる。それは当事者にとっては、加重のプレッシャー、負担となり、そのストレスがさらなる逸脱行動を惹起する懸念もある。一方の立ち直りモデルは当事者のナラティブに着目し、そのナラティブは当事者自身が自ら語りえるものである点にもいってもその負担は少ないといえる。ただし、自らが語りえるようになるまでの援助・指導は不可欠なものではある。

このように、立ち直りモデルにおいては、当事者中心であること、また、それがナラティブによって確認されることという、特徴を有しており、その特徴が、改善モデル的なアプローチの限界を補完している点が強調されている。換言すれば、原因論的な数理統計モデルをベースにした処遇は、対象者がある種の物象化し、評価の対象として処理することになる。一方、犯罪や非行に関わる・関わった当事者の多くは、そのような現代社会の学歴や収入といった物象化される社会から排除された存在である。その排除が犯罪や非行を惹起しているとする、不適応を惹起させる排除の理論で再度、その排除の対応を検討するという、二重の排除の理論の中に置かれることになり、更なるマイナスラベリングがなされていく。その結果、処遇の効果が期待できない懸念が内在しているといえる。

一方、立ち直りモデルでは処遇の効果のエビデンスが示しえないという批判が存在する。しかし、改善モデルもその実態は単なる相関モデルであり、対応と結果の間には因果関係は統計上示しえないものであり、他方立ち直りモデルはそもそも単一事例研究であり、その効果が複数のナラティブで同様の成果が認められるのであれば一定の効果があつたと、その説明責任を果たしうる。また、そもそもエビデンス・ベースドの処遇デザインは他の同種事例への再帰性という反復性を求めるものであるが、非行や犯罪発生といった事象はその原因も多種の要因がからみあつて惹起されるものであることからして、再帰性を求める処遇デザインでは対応しえないものである、という理解の必要性が述べられている。

## 8 まとめ

立ち直りの構造は一見するとシンプルであるといえる。信頼関係が形成されえる居場所が存在すれば、そこには自ずと立ち上がる人が存在してくる。しかしながら、現実社会の中において、そのような居場所、元非行少年、元犯罪者、又は「依存者」といったある種の普通の人とは異なる存在者としての位置づけられた少数者が受容され、信頼され、その人自身の存在が必要とされる居場所を毎日、絶え間なく提供することは困難な状況にあるといえる。であるから、再非行や再犯が発生する。

ところが、社会の一隅には中本さんの実践のように、毎日、食事を提供することにより居場所を作り、そのような少数者の立ち直りの場が提供されてもいる。一方、今の非行少年を含めた子たちの実生活をみていると、絆、関係性、繋がり、繋がり方がわからない子どもたちが多く、自分から手を出して関係性を作ろうとはしないので、引きこもり、ネットの中でバーチャルな関係性を構築し、その中に実際は押し込まれていく、といったことが起こっている。また、少年院の処遇もそのような関係性を構築することに着目しないで、改善プログラムといったものの実施に関してばかり重点が置かれてきている懸念がある。一面において、原因論に基づく仮説検証型の改善プログラムも実はその方向性はバーチャルに近く、実社会で本当に必要とされる人と人とがどのように関係性を構築し維持するのかといった視座が不足しているともいえる。関係性はバーチャルでは築けないものである。

これまでみてきたとおり、立ち直り支援における居場所のイメージを中本さんの活動から、「食卓」として捉えることも可能である。食事を一緒に取ることによって派生する会話や、料理が作られ食卓に並ぶことによって生じる感謝や信頼形成といったものが、「食卓」には存在する。さらに、津富さんは、立ち直り支援をドライブにいく状況にたとえ、当事者がハンドルを握り、その助手席で支援者がそのドライブを当事者の思いにそってナビゲートする、という情景で説明している。食卓が固定的で環境の変化といった要素が反映されない点を補完しているのがドライブの例示といえる。

これまでの少年院での処遇は食卓に近いもので、職員はその食卓において、食事を準備するという形でコントロールしていたのかもしれない。当事者にドライブのハンドルを任すことは、一抹の不安を有するところではあるが、当事者の主体的な意志を尊重し、誰でもない自分自身が自分自身の生活を主体であり、その生活を支援する側はまさに支える立場であるとするならば、共に車に乗り込みドライブに出かけること、そのような意識形成がなされていくことが、立ち直り支援の展開においては必要なことである。

さらに言えば、共にドライブに出かけるということは、車という空間・場所を共有し、ドライブするその時間を待ち、そして、同じような経験を重ねることになる。そのようなドライブの場面において、その共有する経験をとおして、当事者と支援者相互が学びあい、成長する「共育」の場が立ち上がってくる。そのような場においては、まさに次のような関係性が構築されてくるといえよう。

「中本さんなんかこれは本当によく言っていることなんですけど、「わたしが何かを教えるのではなくて、私が子どもから教えられているんだよ」という言葉には、本当に嘘がないって感じがするんですよ。」<sup>6</sup>

---

6 前述の秋山千佳さんの2017年9月4日のインタビューでの発言

#### IV 「立ち直りの自己物語」モデルの実証

##### 第3 少年院における立ち上がり・立ち直し支援の実践

- 1 少年院処遇に関する課題
- 2 立ち直りを語る出院者と職員のナラティブ
- 3 「立ち上がり支援」としての「矯正教育」のあり方
- 4 「立ち上がり支援」としての「生活指導」のあり方
- 5 まとめ

##### 1 少年院処遇に関する課題

わが国の「矯正」を考えると、刑罰執行としての矯正処遇と保護処分としての少年院における矯正教育の違いを端的に示しているのが、「生活指導」といえる。行刑機能には「生活指導」は入り得ず、刑務所等で行われる遵守事項等に基づく注意・指導等はまさに施設の管理運営と秩序維持のためになされるものである。

他方、矯正院・少年院の処遇伝統においては、感化教育を源流とした家庭を基盤とする生活をともにしながらの指導、収容期間全体を通じての指導が展開される点に、処遇理念の大きな差が存在する。

この点を端的に示しているのがそれぞれの矯正施設における処遇に関する規定である。刑収法第38条、鑑法第27条においては、「起居動作の時間帯」が規定されている。一方、院法第37条においては「在院者の日課」として、少年院収容に伴う時間管理が矯正教育を基本とする「生活の指導」の場として少年院処遇が位置づけられている点はその差を示している。

一方、新少年院法においては、矯正教育の一つの領域として、教科指導や職業指導と列記して「生活指導」が規定されている。これはまさに、指導領域として「生活」の指導を意味するところであり、刑収法第103条で規定されるところの「改善指導」と同様な規定となっている。この点だけを捉えてみると、今後さらに刑事施設における改善指導と少年院における矯正教育の異同が不明瞭になってしまう懸念が生じる。

具体的には、保護処分として未成人でありその成長発達・最善の利益を確保する観点からの在院者に対する「生活指導」の内容と、成人受刑者に対して再犯防止のために当該本人の課題に焦点をあてた改善指導の内容とは、目的・方法においても大きく異なる（異なっていなければならない）点に十分に意識することが必要である。この点を曖昧にすると、行刑としての改善指導と、矯正教育としての生活指導が同質の「改善更生」機能として整理されてしまう。その結果、それぞれの組織の意義、とりわけ少年院の存在意義を薄めてしまいかねない懸念があるところである

換言するなら、「生活指導」が単なる「生活を指導する」という処遇・指導領域の一つとなることにより、感化教育から連なる保護処分における施設収容処遇に関する理念、それは「生活が指導する」機能として作用し、個々の改善更生に強く影響するとする理念が変質することへの懸念である。その結果、刑罰とは異なる保護処分としての意義が薄れてしまうことになる。

つまり、この「生活指導」機能、生活を活用して生活の中で育て直しが行われるという、少年院独自の教育作用が行刑作用とは著しく異なる点といえる。この点が、少年矯正の存在意義に通じる重要な差異を示している点である。

そこで、本章においては、少年院処遇の再構築を主に「生活指導」とそれを構成する各種改善指導等の内容等を「立ち直りの自己物語」モデルの視座から検討し、新たな処遇理念のあり方について



て考察する。

## 2 立ち直りを語る出院者と職員のナラティブ：「共生」的処遇の展開

少年院在院者のほとんどは仮退院という形で施設内処遇から保護観察を受けながらの社会内処遇へと移行する。その仮退院においては多くの少年院では仮退院式が実施され、それまでの院内生活を振り返った出院者の作文が読み上げられる。

そこで、本節においては、出院時の作文とその作文に関する指導にあたった職員のコメント等から、現実の少年院処遇では、どのようなナラティブが語られ、そこにはどのような「立ち直りの自己物語」が形成されるのか、されるのであれば、どのような働き掛けが必要となるのか、分析・検討する。

### (1) A君の出院時のナラティブ

以下の文章は、出院時の在院者A君が職員の前で語った「誓いの言葉」というこれまでの院内での生活等を振り返り、今後の決意をまとめたものである。

「自分は、少年院に入る前は、先の事を考えずに、自分さえ良ければいいと物を盗んだり、保護観察をちゃんと受けなかったので少年院に入りました。少年院に入ってから自分の行動を振り返り、どうすればいいのか考える力を身に付けられました。

寮主任のM先生に「あきらめたらそこで試合終了だよ。」<sup>1</sup>と言われた時、自分の間違えに気付きました。先生方に、指導されても素直に受け入れる事がなかなか出来ませんでした。自分のためになると思って最近はずこしずつ受け入れられるようになりました。自分の問題点で改善された事は、先の事を少し考えられるようになったと思います。

出院後の進路はまずは、母親の職場でアルバイトをします。来年の4月からは、高校進学も考えていますが、まだはっきりしていません。少年院で出来るようになった、先の事を考えて行動する力を使って、自分がこれをやったらこうなる、だけではなく、自分が誰かにこれをしてあげたら、こうなるという風に、自分のためだけにではなく、誰かのためにも使ってゆきたいと思っています。先生方には、すごく感謝をしています。」

<sup>2</sup> (A君)

まず、A君は「振り返ること」ができるようになったと語っている。その獲得した省察力を用いて、院内でのこれまでの生活を分析し、その転機が寮主任との面接における職員から投げかけられた言葉にあったと振り返っている。そのきっかけを与えた言葉は「あきらめない」ことの意味を本人に問い掛け、その問い掛けに本人が自問自答している中で、職員からの働き掛けが自分の立ち直りにあった、という気づきにつながっている。

それは、職員からの押し付けや介入ではなく、池に小石が投げ込まれ、その波紋が広がるように本人自身に自他との関係性を問い直す、見直すきっかけを職員の一言が提供したにすぎない。そして、時間軸の中に自分自身の言動がどのように配置し直せるのか、将来を想定し現時点を見直すと

1 「あきらめたらそこで試合終了だよ。」は井上雄彦作漫画『スラムダンク』における安西監督の口癖である。

2 2014年8月に関東地方の初等少年院であるA少年院における仮退院式での作文である。個人が特定されないようエピソードや個人名等、一部加工したものである。

元在院者のこの作文使用に関しては、入院時に院内で作成された作文や作品等が部外に発表等されることに関して在院者からその利用等に関して承諾を得ている。また、本作文に関しては、学術研究に使用すること、また、本人が特定されえない内容となっていること、必要に応じた個人情報保護の措置がなされていることを条件に、施設長からの了解を得ている。以下、同様な措置が講じられている。

いう出来事、それは将来おこるかもしれない出来事も含めたものとして、選択再配置することにより、最善の策を選ぶという「先のことを考えて行動する力」が身についたと回想されている。

さらに、自分自身だけでなく、自分の言動が不特定の「誰かに」対しても有用なものとなるために行動してゆきたいとする、愛他的な行動をとりえる自分への期待も語られている。

このナラティブからは、自他との二重の視点からの省察と、自律し誰かのためにも役立ちたいという決意が明確に語られている。他者のために他者とともに生活する自分の存在を語るこの作文からは、「立ち直りの自己物語」の一つの成果が示されているといえる。

### (2) 他者との関わり①：篤志面接委員との対話

このような自己物語を語るA君を担当し、概ね月1回の面接を重ねてきた篤志面接委員だったB先生の最後の面接時の指導報告は次のようなものである。

「今回が最後という思いで面接に臨んだ。作業服がよく似合う。今日は器具の点検や草取りなど炎天下ではない作業だという。午後はプールがあるので健康的な開放を楽しむようだ。(地方更生保護) 委員面接の感触もよかったので、今月中旬には仮退院になると明言していた。おめでたい限りである。今の自分が、少年院に来る前の非行少年を見ると哀れで可哀そうだと思うと先月話したことをもう一度聞き直した。やはり、「哀れ」でならないと繰り返した。自分のことを欲望にまかせて行動し、周りの人や社会を全く考えていない身勝手な存在と押さえる。改めて考える能力の大切さを思う。この成長のもと、やはり考える力が育った点にある。保護司さんも決まっていることだろう。母親が待つ地で社会復帰がスタートする。彼の前途が輝かしいものになるように祈るばかりである。」<sup>3</sup> (B先生)

B先生のこのナラティブにおいて、A君は成長した者として、そしてその成長の源は「考える力」が本人の中に育ったから、と語られている。B先生は、A君のこのような成長を促したエピソードとして、A君から発せられた「哀れ」という言葉に着目している。B先生は、A君の「少年院に来る前の非行少年を見ると哀れで可哀そうだと思う」との発言の中に、A君自身もそのような哀れで可哀そうな非行少年であったが、今は、それが「哀れ」というある種のシンパシーも含めた他者として再配置されている点に成長の段階を認めている。A君には、出来事を時間軸の中で再構成する力と自分自身を客体として捉え直す力、いわゆる省察力が獲得されているといえる。B先生そのような成長したA君が、眼前に存在していることを好意的に受け止めている。

このような会話がA君とB先生との間に交わされているが、B先生はA君にとって悩みを相談したり、特定の問題に対しての解答を得たりする存在ではなく、鏡としての他者として自分自身をはっきりと写し出す、そのような存在であったことが、この「哀れ」という言葉を引き出した面接から伺える。

### (3) 他者との関わり②：先行する者としての職員の立ち位置

A君とB先生とのやりとりを一つの事例として、このような相互作用はどのように形成されたのか、また、それぞれの指導場面においてどのような適用が可能となるのか。この点に関して、他の職員がこの出来事から学びえることに関してコメントした内容をとおり、施設職員の関わりの方等に関して分析する。

3 面接の内容等が研究発表に用いられる点に関しては、学術研究に使用すること、また、本人が特定されえない内容となっていること、必要に応じた個人情報保護の措置がなされていることを条件に、施設長からの了解を得ている。以下、他の職員に関しても同様な措置がなされている。

## ア C先生のコメント：職員の関与のあり方

「家庭や学校、社会の中に居場所を見つけられない少年は、自分を受け入れてくれる非行グループ等の中で存在をアピールするのだと思いますが、そうした集団は反社会的行為を是とし、逸脱することこそ「カッコいい」と認める場であると思われます。そうした集団において少年同士の関係は多分に利害的で、彼らの行動は自己本位的また衝動的なものと思われます。そのような環境で形成された非行少年、更生に導くことが決して容易でないことは、想像に難くありません。

実際の面接の場においても、少年を相手に返す言葉に詰まったり、相手が発した言葉や態度等でこちらの感情がわずかでも乱れることがあり、私自身も対応の難しさを感じています。こうした少年の更生への道筋は、発達段階によって一人ひとり異なっていて、画一的なものではあり得ないでしょうが、少なくとも矯正施設での生活が彼らの更生への転機となる可能性は高いと思われます。

少年だからこそ変われる力、可塑性は十分にあり、自分を見つめ直す時間が持てる少年院生活、集団の中で自分を意識・確立できる少年院生活にこそ、更生の転機はあると思われます。ただ、その転機がいつ、どのような形(予兆)で訪れるかの見立ては、常に成長・発達を見守るプロの確かな目が決めてとなるような気がします。更生への道筋に関与する方法はまず、それぞれの先生方の早すぎず、遅すぎずのほど良いタイミングでの的確な方法による働きかけであり、おそらくM先生はその時期や方法がドンピシャだったからこそ、A君の心に響く指導が可能であったのだと推察します。

A君をと最後に会話した、そのときの彼の言葉が今でも私の心に残っています。「最初のうちは正直、暇つぶしのために面接を希望していました。でも最近は他にも面接する人がいて先生が忙しそうだから、本当に必要と思うときに面接願いを出しました。」まさにA君が「誓いの言葉」で述べた、「自分が誰かのためにこうしたら、こうなる」ことを考えた行動が実践できていたと思います。」(C先生コメント)

A君のこのような成長は、少年という成長発達途上にある点のみならず、自分を見つめ直す時間を持つことが、集団の中で自分を意識・確立できる少年院という処遇環境にある点をC先生は指摘している。一方、このような環境だけでなく、その転機の兆しを察し当人にとって必要とされる個別的な働きかけの重要性も指摘される。

M先生の一言がA君にとって最善となる時に投げかけられたことが、その転機点となったこと、その最善となる時を待ちながら、その時を見極めることが職員の重要な役割であることも述べられている。ここに、直接的な改善や介入ではなく、時機に応じた問い掛けを当人に投げ掛けるといった、本人の立ち直りを支える大人の役割が指摘されているといえる。

これらの結果が、A君の「自分が誰かのためにこうしたら、こうなる」ことを考えた行動が実践できていた」と他者理解と他者への思いやりにその基準を置いた言動が出現していることに、施設内処遇の効果を示す一つの指標であると考えられる。

## イ D先生のコメント：「筋立て」の提示

「寮主任のM先生の「あきらめたらそこで試合終了だよ。」が、どのタイミング(処遇段階・生活の状況)で発せられたのかは分からないが、A君の心に残り感謝の意を表しているということは、処遇効果をあげるきっかけとなったことは間違いない。試合終了が意味するものは、勝ちでも負けでもなく、自己の取組を放棄することにつながり、

少年たちにとって一番格好の悪い姿なのであろう。

勝ち方を無理やり教え込むことは強制教育であり、矯正教育ではない。負けないためにどう立ち向かうか、時に引き分けても次につながるヒントをつかめればいい。さらっと言い放って、負けたくないという気持ちを引き出したのか、ここが踏ん張りどころと察知して、説いたのかいずれにしても、A君の特性を熟知した上で発したことばであったのであろう。

この場面では寮主任の個としての関わりではあるが、寮担任のチームとして役割分担した関わりやその他の学実科や行事等で関わった職員や面接等で関わった職員が寮担任ほどではないが、A君の特性を理解し接していく中で、A君の心に自分の存在や価値を認めてくれる、応援してくれているという気持ちが生まれ、自分を大切にするために先のことを考えて行動するという意識を高めさせ、自分を思ってくれている人や一緒に生活している仲間たちも大切にしていくことが、互いに幸せになれるのだと気づき他者をも思いやる心を生んだのだと思う。

ある日の実科作業前の教室で、一社会人として仕事に出かける際の所持金を農園芸生に問うと、他の少年が1500円から2000円で3食の食事代だと述べる中、A君は500円でと答えるので、「食事はどうするのか」と尋ねると、「自分で弁当を作って持っていきます。」と堂々と答える。「すごいねー、それで弁当の中身は？」と聞くと、「生姜焼き弁当です。豚肉はロースじゃなく、こま切れで十分です。あとはピーマンを炒めて弁当箱に詰めて持って行きます。」「たいしたもんだ。」と称えると、その後に生姜焼きの調理法についてもスラスラと話し、他の少年が啞然としている中、ほんの3分ほどの間であったが誇らしげでとても輝いていました。」(D先生コメント)

日々の処遇の場面において、矯正教育の目的である「改善更生」がいったいどのように表出し、その機会をどのように生かしながらその定着を図るかに関して、明確な基準を示したコメントである。

それは、勝ち負け、成功・失敗という二項対立的な思考ではなく、引き分けにもっていく考え方を導き出すこと、つまり、「問題と解決」という枠ではなく、引き分けを意識した関係性に転換をおした「問題の解消」を図るという視点からの関わり方といえる。

また、現実の生活場面にどのように自己の生活をイメージしてゆくのか、社会復帰支援の本質を踏まえつつ、少年の達成度をどのように把握するかについても、このコメントで指摘されているような視点は非常に重要である。

#### ウ E先生のコメント：少年の問題の核心に迫る

「法務教官として約10年近く非行少年と接してきましたが、初めはがむしゃらに決まりやルールの大切さばかりを指導し、いかに違反行為をさせないようにといったことに力を入れていました。また、当時を振り返るとそのような処遇が中心であり、そこを重点的に指導することによって再非行防止や更正につながると当時の私は思い込んでいたのではないかと思います。

しかし、時が流れるとともに少年の内面に迫った指導や、被害者の視点に立った教育の充実によって、徐々にではありますが私の中にも指導に対する意識は変化していったように思います。そして今現在ですが、少年の更生には何が必要なのか様々な観点から考えることもありますが、その一つに家庭環境の充実であったり、就職や進学といった

進路の明確化であったり、不良交友を避けるための指導であったりと、色々浮かびますが、どれも間違いではないと思います。

一方、ここ数年の間に私が特に重視して指導してきたことが「内面の変化」であります。一言で内面の変化といっても色々ありますが、私の求める内面の変化とは、「本気で自己の問題点を変えようと思う心」、「本気で自己の非行や犯罪について反省する心」、「本気で他者を思いやる心」の3点であります。A君の誓いの言葉にあるように「先のことを少し考えられるようになった」、「先のことを考えて行動する力を使って自分のためだけでなく、誰かのためにも使ってゆきたい」という言葉には、まさしく人として生きていく力が備わったとともに、A君の「内面の変化」であることに間違いはないと思います。

実は私はA君を鑑別所から連れてきました。そのときのA君は少し構えたところもありましたが、表面的には静かな少年という印象でした。しかし、新入時教育、集団寮編入と期間が経過すると、違う寮でしたが報告等を聞いていると手のかかる少年だと思っていました。しかし、所属寮職員の指導の継続によってA君も本気になって内面の変化に気付いてきたのだと思います。もちろん決まりやルールを守ること、本件非行の反省、被害者に対する謝罪の気持ちなど、考えさせなければならないことはたくさんあると思います。

しかし、職員が本気でその少年の自己の問題点を気付かせ、「内面の変化」を求めようとして一緒に取組んでいけば必ず変わることが出来ると思いますし、「内面の変化」が達成できれば、決まりやルールを守ること、本件非行の反省、被害者に対する謝罪の気持ちなど、一気に解決するものだと私は思っています。非行少年の特性として共感性や想像力のなさは顕著であると思います。

特に年少少年ともなれば、我々の想像を絶するほどの共感性と想像力のなさです。そんな少年と約1年近く接して更生に導いていくわけですから、とても一人では出来ないことであります。しかしながら、個別担任として受け持った少年に対しては、どこか思い入れがあり、何とかして社会に通用する共感性や想像力を身に付けさせたいと思って処遇しています。つまり、在院少年の更生の筋道とは、「本気で更生しようと思える心」を作り上げられるかどうかだと思います。そこに至るまでには大きな労力、体力を使いますが、いかにその少年の問題点の核心に迫ることができるか、いかに問題点を認めさせることができるか、といったところを本気で向き合っていけば必ず変化はあると思います。

最後に非行少年だからといって、その少年自身が必ずしも悪いかと言えばそうではないと思います。仕方なく非行をしてしまった少年、巻き込まれてしまった少年など様々です。本件非行そのものだけに目を向けるのではなく、その少年の内面に目を向けていくことが、職員が関与できる面ではないかと思います。」(E先生コメント)

これも、「改善更生」という抽象的な目的を、職員はどのように自己理解した上で、その具現化を日々の処遇実践で生かしてゆくか、非常に示唆に富む指摘が多く内在している。

具体的な処遇指針として掲げられている、「内面の変化」とは、①「本気で自己の問題点を変えようと思う心」、②「本気で自己の非行や犯罪について反省する心」、③「本気で他者を思いやる心」の3点と位置づけた上で、その視点からの指導の必要を指摘している。

職員自身の指導のポイントが明確に示されている事が理解される。この指導ポイントにおける、「問題点を変える」という点を「自分自身に気づき、自分自身を知る」ということに置き換えれば、これまで検討してきた、「立ち直りの自己物語」モデルと同様な、自他との関係性を捉え直すことによる、立ち直りの出現と同様な主張といえるものである。

また、そのための職員の関与に関しても「つまり、在院少年の更生の筋道とは、『本気で更生しようと思える心』を作り上げられるかどうかだと思います。そこに至るまでには大きな労力、体力を使いますが、いかにその少年の問題点の核心に迫ることができるか、いかに問題点を認めさせることができるか、といったところを本気で向き合っていけば必ず変化はあると思います。」と指摘されるポイントも、「問題点」を「自分自身に気づき、自分を知ること」と置き換えると、立ち直りの転換点の出現が少年院の中でも起きることを示唆しているといえる。

#### (4) 立ち直りの構造

A君の出院時の作文の中にみられるA君自身の成長に関する考察は、A君が自分の「立ち直り」を語り得る存在となったその成長を明らかに示す「自己物語」といえる。さらに、B先生とその他の職員らの、A君の出院時の作文や院内の様々な場面で接した、経験やそこでの出来事の振り返りからは、A君の成長だけでなくそこに関与する少年院の教育環境やスタッフの働きかけの存在とその役割・機能が明らかにされた。

まず、気づくのはB先生やC先生のように担任ではない、他の寮の職員がA君に対する具体的な人物像をもち、また、幾つかのエピソードから彼自身の成長を省察することができているという点である。この点からは、少年院職員がまさに生活を共にする中で寮担当以外の少年ら個々の成長にも意識をもって関わり、その成長を支える視線を常に持っていること、また、そのような環境が形成されているということが示される。

生活中心の支援の構造が少年院内に形成されていることが明らかとされた。それは、強い指導や介入ではなく、本人の気づきや成長を生活の中で待つという姿勢である。しかし、単に待つのではなく必要に応じては寮担任のM先生が発したような、本人の転機を促す一言を発することができるように待ち構える、対話を中心においた関わりが作用する機会を一緒に待つという場が形成されている。「共生」的処遇ともいえるこのような機能が少年院における処遇の大きな特徴といえる。これは、当事者中心の支援といえるものであり、少年院処遇の大きな特徴を示しているといえる。

一方、E先生のコメントには、矯正教育としての、「性格の矯正」から派生する改善主義的な処遇観、それは、本人の内部に問題を置き、その問題を改善することを目的とする処遇観が内在していることも示されている。「問題の改善」という意識がもつ処遇上の弊害等については「矯正」という用語の成立と展開等の検討をとおして指摘してきたが、そのような課題に対応するためにも、「生活中心」、「当事者中心」の処遇構造を意識することが、收容し処遇するという少年院における收容施設処遇においては重要であることも示唆される。

現在の少年院処遇においては、様々な処遇プログラムが導入されてきている。しかし、行き過ぎた改善主義的な処遇は、その究極の目標がどこにあるのか常に検証される必要がある。A君のナラティブから考察されるような、本人の成長を待ち、下支えするという意識が弱まった時、改善のための処遇プログラムを実施することが目的化する、いわゆる手段が目的化するという弊害に関する注意喚起の必要性も示唆される場所である。

### 3 「立ち上がり」支援としての「矯正教育」のあり方

現在の少年院処遇、とりわけ矯正教育としての実践に関して、その中核となる処遇の理念等に関して、主要な点を「寮」活動、「個人別矯正教育目標」、「対話(ダイアログ)」に整理し、「立ち直りの自己物語」処遇の視座から「矯正教育」の内容の考察を行う。

### (1) 施設収容の意義の再構築

具体的な検討に入る前に、少年院の施設収容としての意義について、再検討する。これまでの、少年矯正の処遇理念の潮流は、訓育理念、治療改善理念、集団相互作用理念の3つの理念が混在しながら、今日の処遇を形成・展開してきている、といえる。これらの理念の根底には、医療・改善理念がその最たるものであるが、犯罪や非行を行う者は普通の人とは異なる改善すべき問題等があり、再犯防止等のためには、その問題となる点をまさに矯正する必要があるという、共通したの処遇観が存在している。

個々にその内容を考察すると、訓育理念はその理由を「根性が曲がっている」「意志が弱い」からとし、その根性を叩き直すため、意思を鍛え直すために、ある種の苦行を課することを容認することになる。このような意識は、様々な物品制限や行動規制、権利制限に関して鈍感となり、手段が目的化していることに気付かず、重大な人権侵害となる処遇を展開する懸念を内在することになりかねない。

同様に、医療・改善理念は、当該少年を「正常とは異なる存在」として位置づけ、ある種のステージマを形成していること・させていることに気付かず、独りよがりの、ある種のおせっかい的な過剰介入を心の部分にまで及ぼしていることに無頓着となってしまう懸念が内在している。

また、集団相互作用の活用は個に着目しながら、集団の規律や秩序を優先し、また、当該集団そもそもが有している特異性や課題・問題を無意識に取り上げず、歪んだままの集団内でのある種歪んだ総合作用による効果となっていることに気付かないという問題が内在する可能性も十分にある。

このように処遇理念の課題等を列挙すると、1980年代の矯正不要論と同様な結論に陥る別な懸念も生じる。一方、具体的な処遇の展開においては、それぞれの処遇理念がはらんでいるマイナスの特質にも着目しながら、「最善の利益」という物差しにより、取捨選択してゆく事がこれからの処遇の実施においては求められてくる重要なポイントといえる。

換言するならば、当該少年を非行少年、犯罪を行った者として異質な存在と捉えるのではなく、「人は失敗し、また、その失敗から成長する」という人間観に立ち、その成長を促進し、具体的にはその長所を引き出し・引き伸ばし、負の経験を肯定的に捉えなおすことができるような様々な強力な成功体験を積み重ね、社会に戻って再非行することなく社会の一員として生活することができるように生活の場を用いて処遇することが求められるといえる。

このような要請に対して、「立ち直りの自己物語」モデルは、本人に内在している「問題・解決」を図ることではなく、「問題の再構成・解消」といった枠組みでそれぞれの課題を読み替え、新たな自己物語の形成を促進する働きかけをするものである。そこでは、負の経験もそれが立ち直りにとって必要な出来事として意味化され、本人自身の自己肯定感をさらに引き上げることに寄与する。

医療・改善モデル等が自己イメージを下げるのに対して、「立ち直りの自己物語」は失敗や問題が語り直されることにより、自己肯定感は維持または引き上げることにつながる。そして、その出来事とおしての立ち直りの自己物語が社会に戻っても語りつづけられることは、施設内の特定の環境においてのみ効果が認められるという、施設化の弊害にも対応しうるものである。

### (2) 「寮」の力：「共生・共育」が実践される場

#### ア 寮活動：自分に出会うための足場としての機能

少年院の「寮」は感化院での処遇形態を導入し、その後、少年院独自の発展がなされてきており、複数の職員が寮所属の在院者を24時間体制で指導する形態を現在も継続している。この「寮」単位の処遇体制には教育学・心理学等の人間科学の知見を上手く活用した幾つかのポイントが内在している。まず指摘されるのが、小社会としての役割活動、職員、上級生という先行モデル、ファシリテータとして職員機能等を活用している点である。

このような集団力学を活用した仕組みにより、社会から隔離しながらも、在院者にとっては関係性が構築しやすい小集団の中で、在院者同士の関係性、職員と在院者との関係性という複合的に交差する関係性を巧みに使い、役割活動や集会といった寮内メンバーとしてのある種の通過儀礼等とおして所属意識と自己肯定感の向上が図られる。

また、寮対抗の行事等により集団内の凝縮性を高め、日記指導や課題作文をとおして寮集団内において絶えず自己と向き合う場面を設定・活用することにより、自他という二重の視線による自己省察が繰り返されることになる。この繰り返えされる自己洞察の過程を経て、未形成で歪んでいた自己像が自己物語を語り得る自己へと、その自己同一性が確立し安定化される。

つまり、「寮」の機能は、自他との関係性が認識され再構成され、また、その結果として、自己の物語が語れる安定した自己同一性が形成されるために作用する。また、自己物語が読み直されるため、「足場」として重要な役割を担っている。

#### イ 寮担当職員：先行モデルとしての役割

このような足場としての「寮」の中で法務教官の職務については旧少年院処遇規則第22条において、その行動規範が規定されていた。その内容は「日常の生活においては、少年院の職員は、つとめて在院者と行動をともにし、自ら範を示すことにより、秩序を尊び自他を敬愛し、併せて物を大切にすることを養成するように訓練を施さなければならない。」というものである。

この規定にみられるように、「生活を共にしながら自ら範を示す」という立場は、指導する側とされる側という関係を超えて、一つの寮を構成するメンバー同士として、また、その「秩序を尊び自他を敬愛」することがどのようなことなのか具体的に示す先行モデルとしての役割を職員を担っているといえる。

つまり、職員は「寮」において自らが健全な社会人としてのモデルとなり、ルール・規範がなぜ必要でありその遵守がどのような結果をもたらすのかを日々の生活の中で修得させるためのコーディネータとしての役割を担う。また、在院者は小社会としての寮生活の中における他の在院者や職員との関わりをとおして自己肯定感を高めることとなる。

さらには、犯罪・非行のもたらす悲劇を認識させながら、回避のための行動がどのようなものであり、それをどのように選択し具体的な行動としてとれるようになるのか、職員を含めた他の寮のメンバーとの日常の様々な場面で生じる葛藤場面を活用し、その訓練と支援がなされる場であるといえる。

#### ウ 「共生・共育」の実践の場

少年院における寮とは在院者が社会の一員として健全な生活がおくれるよう、職員が先行モデルとなり、その生活全般への介入をとおして、在院者自身が自分自身の言葉を持ち、自分自身の物語を語り合い聞き合う場と整理される。また、その語り合い聞き合う物語から職員を含む他のメンバーが共感し学び合う、「共生・共育」<sup>4</sup>が実践される場として再構築される。

4 「共生共育（共に生活する場の中で行われる生きた言葉・態度などの相互交流によって共に育ちあう）をする存在として



### (3) 個人別教育目標

少年院での矯正教育は旧少年院法下では、「個別的処遇計画」、新しい少年院法においては、第34条に規定される「個人別矯正教育計画」に基づき、個人別教育目標と、それぞれの教育過程における「段階別到達目標」が設定される。そして、各目標達成のための教育内容と方法が個別に検討・指定されている。端的に言えば、在院期間全体をとおしての大きな目標が3つ程度、新入時期・中間期・出院準備等ごとに3つの目標が設定され、それぞれ個別な処遇がセットされ展開・実施される。

この設定された目標に対して、個々の在院者の取組状況等に関しては、毎月、「成績評価」がなされ、その結果が進級等に反映されることになる。換言するならば、在院者の進級や仮退院に関しては、この「目標」への達成度が非常に重要であり、その前提として在院者個々がそれぞれ自分自身の目標についてよく理解し、その達成のためにどのような点を意識し行動化していくか、ということが求められる。その為には、「個人別矯正教育計画」の立案時に在院者自身を参加させるなどし、効果的な目標設定等に取り組んでいる実践も報告されている。

ところで、この「個人別矯正教育計画」で検討された、個人別教育目標と段階別到達目標のそれぞれの内容は対象少年個々の取り組むべき課題等は、その指導内容や方法とともに併記される。それは担当する職員と当人にとっての少年院における行動目標であり、両者がこの目標を達成し、社会に戻って再非行をせずに社会の一員として生活できる力をつける、という目的に向かって種々の取り組みがなされていくことになる。

従来からの改善モデルに基づくと、この目標は、本人に内在している改善すべき問題を列記し、その解決方法としての指導方法等を選択配置する。できるだけ行動レベルで記載するようにとされているが、その目標内容は、「望ましい生活態度に関する指導」「自ら家庭関係を見直す指導」といった抽象度が高いか、逆に極端に行動化しすぎたものとなりがちである。そのため、職員も本人もそのような目標設定にどのように応答し関わっていけばよいか、とまどいが生じがちである。

「立ち直りの自分物語」モデルにおいては、「自己物語」が構成されるためには、①自分が他者からどう見られていたのか、他者の視点をとおして過去の自分自身を振り返り（二重の視点からの省察するスキル）、②その振り返りの視点に基づき、これまでの様々なエピソードの中から再度選択し再配置し（認識・選択し、再配置するスキル）、③その物語が他者から納得しうるものとして物語を再構築することによって、「自己物語」の読み替えがなされる、という機能が示されている。

この機能を教育期間の三つの段階にそれぞれ配置し、具体的な行動レベルでの目標として設定することにより、施設全体の処遇方針が反映した明確な目標設定が可能となる。具体的には、新入時においては、自他の視点を獲得しその視点から自分自身を省察する力の獲得、その期間が一番長い中間期においては、獲得された省察力を用いて自己物語の構築と書き換えを、出院準備期においては、構築された「立ち直りの自己物語」を他者に語りその納得がえられるものとする、という目標が設定され、対象少年それぞれのニーズに応じた細目標と指導内容が提示されることになる。

### (4) 対話（ダイアログ）としての面接指導

少年院の処遇場面においては様々な場面において、職員と在院者との面接が実施される。職員が指導の必要から、また規定に基づき実施されるある種の硬い面接もあれば、在院者からの申し出や

---

子どもと向き合っている。」(厚生労働省『第三者評価基準』(児童自立支援施設版) 1頁)と同様な意味を有するものとして「共生・共育」は位置づけられる。

希望に基づく面接、日常生活の一場面において職員側が意図的に実施する戦略的な面接等、その目的と対応方法等によりいくつかのバリエーションがある。また、職員はこれら多くの面接手法を習得することが、在院者や寮の運営において安定した処遇の展開のために不可欠ともいえる。

このように面接には幾種もの技法があるが、基本構造としては、①言葉を介在とすること、②原則として一対一の実施されること、③それは、単なる会話ではなく特定の意図をもってなされること、といった構造を有した「対話（ダイアログ）」と、位置づけられるものである。

このような「対話（ダイアログ）」形式による面接が、具体的に在院者にどのように届いたか、その効果等について在院者の出院時の言葉として次のように述べている。

「自分が少年院に入院する前は、自分勝手に相手のことをまったく考えないような行動ばかりして、たくさんの人に迷惑をかけていました。少年院に入院してからは、今までのどのような部分が非行につながったのかと考えてました。入院してから一番ためになったことは先生との面接でした。最初のうちは、成績とか聞いたりするだけであまり自分から話すことがありませんでした。

でも、時間が経つにつれて先生との距離が近づいてきて自分から話せるようになりました。1級上の内省で単独寮に行ったとき、先生が自分の気持ちを伝えることは大切なことだと教えてくれました。それからは自分の思っていることや考えを先生や寮生に伝えることが増えました。

伝えることは自分にとって良いことだと感じました。でも、相手の気持ちを考えながら行動するのを心がけていてもできない時があり、努力が足りませんでした。相手の気持ちを考えて行動する力は自分に必要なもので、社会でもっと身に付けたいと思います。社会に出たら、少年院で学んだ、助け合い励まし合う事を生かして頑張りたいです。」(K君) 5

このナラティブからは、職員との面接をとおして他者との関係性不足の自覚が指摘され、その指摘を受けて、話しかけたり、相手の立場を考えて行動したり、自他の二つの視線を獲得しようとするトレーニングが開始されている。そして、うまくできない経験を重ねながら、「相手の気持ちを考えて行動する力は自分に必要なもの」として自分の物語として語られている。

在院者にとって職員との関わりは、職員の意図を超えた反応を示すことがある。それは常にプラスではなくマイナスな場面が多いが、そのようなマイナスの反応に一喜一憂することなく、しっかりと向き合うこと、その向き合いにより職員が当人を写し出す鏡として機能し、在院者自身の気づきと成長が惹起される。それは、まさに面接という「対話（ダイアログ）」を介した一つの効果であるといえるものである。

#### (5) 立ち直りの構造

「立ち直りの自己物語」モデルの視座から、少年院における矯正教育の、「寮」活動、個人別矯正教育目標、対話（ダイアログ）の三つに着目し考察した。医療・改善モデルは「改善更生」の対象が個人に内在しているものとして捉え、その解決のための処遇を、「善・悪」「成功・失敗」という二元論的価値基準におき実施する処遇理念には幾つかの課題が内在している。

---

5 2014年12月に関東地方の初等少年院であるA少年院における仮退院式での作文である。個人が特定されないようエピソードや個人名等、一部加工したものである。

それは、在院者は改善されなくてはならない存在としてグループ化され、また、二元論に基づくいわゆる価値基準は、当人を評価の対象として操作可能なモノとして取り扱い、このようなある種の異質化された在院者は、それまで彼らの置かれていたすざましい生活環境より、心理的・精神的に辛い状況に置く懸念が生じる。

このような懸念が現実化しないよう、これまでの矯正教育の実施においても様々な配慮と手当てがなされてきた。それは、「立ち直りの自己物語」モデルの基本理念である、自己は自他との関係性によって構成され物語として語れることにより存在する、また、問題は問題として存在しているのではなく社会的な言説によって構成される、という理念と同質な対応であることが、以上の検討からも明らかにされた。

具体的には、言葉をとおして他者との関係性の構築が社会化としての更生には不可欠であり、その関係性を構築するスキルや、自己省察の結果を言語化して他者へ伝えるスキルの獲得等に着目した処遇体系が「寮」という場所、個別的矯正教育目標という時間軸、そして、日々積み重ねられる対話等によって形成されていることが示唆された。

#### 4 「立ち上がり支援」としての「生活指導」のあり方

これまでの検討・考察により、矯正教育は「立ち直りの自己物語」モデルに基づく処遇理念により再構築されることが示された。それは、「寮」という場、教育計画という時間、そして日々の対話をとおした実践活動により、立ち直し支援としての自己物語の形成等がなされていることが示唆された。

一方、医療・改善モデルに内在している、対象者を異質な存在として区別し、その処遇に当たる者と対象者はまさに医師と患者の関係にみられる強い権力・支配関係が構成される課題は、当人の自己イメージを低め、処遇の動機付けを弱める懸念が指摘されてきている。このような課題に陥らず、改善更生や社会復帰支援という矯正本来の目的を達成するためには、どのような指導が可能となるのか、「生活指導」に着目し、最後その検討を行うこととする。

##### (1) 生活指導における改善指導

###### ア 生活指導の二つの作用

少年院での「生活指導」に関しては、少年院法第24条により矯正教育の内容の一つとしての「生活指導」に関して規定されているが、教育学における生活指導研究成果<sup>6</sup>に当てはめて検討すると、実際の収容の場においては、「機能としての生活指導」と「領域としての生活指導」の二つの作用が少年院の処遇空間には存在し、それぞれが有機的・複合的に作用し、改善更生に向けての施設風土の醸成や集団形成に影響を与えていると、整理することができる。

このうち、「機能としての生活指導」とは、「生活が指導する」という、生活をとおしての人格成長等の教育がなされる、「訓育」的な作用であり、職員は寄り添い、付添い、支援する役割を担うことになる。

他方、「領域としての生活指導」とは、「生活を指導する」という、基本的な生活習慣等を含めた、しつけ指導、育て直し指導等の作用を意味し、ガイダンス理論をベースとした改善指導が実施される。矯正教育の内容の一つとしての「生活指導」はこの「領域としての生活指導」の比重が大きく、職員はプログラムの実施者、指導者としての役割を担うこととなる。

6 山本敏郎「生活指導の原理」山本敏郎他編『新しい時代の生活指導』（有斐閣, 2014）, 17頁

## イ 少年院における「生活指導」の構造

これら二つの「生活指導」を二次元に配置するならば、入院から出院までの時間軸の全領域を「機能としての生活指導」が覆っているところ、入院時から中間期にかけてはその上に強い「領域としての生活指導」が実施され、その後、出院を一つのポイントとして「領域としての生活指導」が減少してゆく、という構図となる。

換言すると、院内生活の全体を本人の立ち直りを意識した生活指導が展開されるが、それは生活をとおり、その中で生じる様々な出来事や会話、出会い等により本人自身が自ずから習得していくような、他律的な指導、いわゆる「訓育」的な関わりが存在する。

このような処遇環境の中で、カリキュラムとして意図的・体系的に配置された各種改善指導が日課として実施される。付言すると、「改善更生」に関する指導における刑務所処遇との大きな違いは、「機能としての生活指導」の機能である。それは生活をとおして指導が展開される点に表れており、生活習慣等の指導を含め、日常生活の場を活用しながら更生へとつながる指導が実施される。

### (2) 改善指導の種類と内容等

このような性質をもつ矯正教育としての「生活指導」は細目として、基本的な生活訓練、問題行動指導、治療的指導、被害者心情理解指導、保護関係調整指導、進路指導が法令で規定されている。また、特定生活指導として、被害者の視点を取り入れた教育、薬物非行防止指導、性非行防止指導、暴力防止指導、家族関係指導、交友関係指導が設定されている。

#### ア 指導の具体的方針

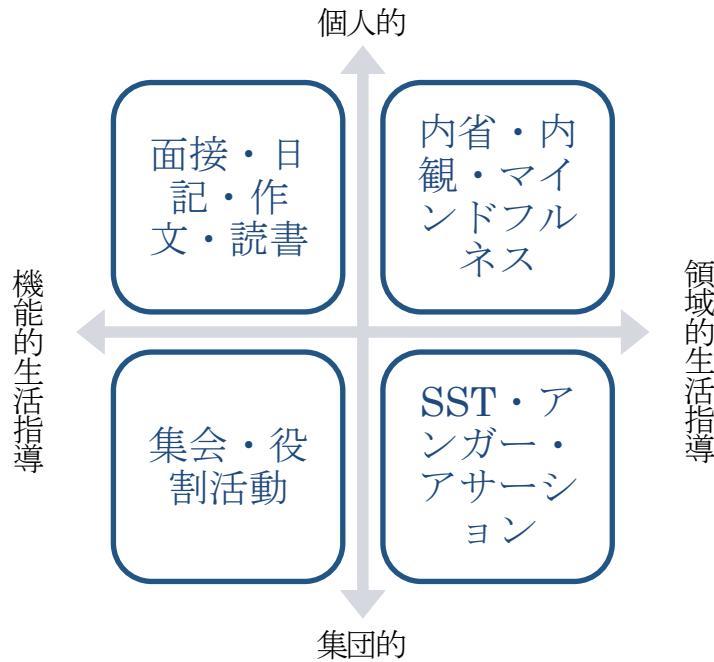
それぞれの指導の具体的方針は重複しながら、主に次の4点に集約される。①日常生活において必要される基本的な生活・行動様式の習得と、規則正しく健康で有意義な生活がおくれる習慣の獲得（基本的な生活習慣）、②自己を深くみつめ、正しく自己理解・自己認識をもち、自律的に行動する力の育成（自己洞察力・自己表現力）、③集団の一員として自覚と責任をもち、正しい人間関係の育成（関係性構築力）、④将来の生活設計の見とおし、家族や被害者等との関係調整等出院後を見据えた意識形成（関係性修復、生活設計力）、である。このうちの①・②は本人個人の内面的な指導、③・④は他者や社会との関係性の構築と区分される。<sup>7</sup>

#### イ 指導対象者による区分

このような各改善指導の具体的な指導内容・方法として、従来からの少年院における指導は、個人を対象としたものと、集団を対象としたものに大別されている。個人を対象とした指導としては、面接指導、日記指導、作文指導、読書指導、内省指導、内観指導、マインドフルネス等がそれにあたる。集団を対象とした指導としては、集会活動、役割活動、SST、アンガーマネジメント、アサーショントレーニング等がそれにあたる。その、特質に応じた区分を図示したのが、以下の図で示される指導区分である。

7 菊池正彦「少年矯正における集団処遇上の論点」『矯正協会百周年記念論文集第三巻』（矯正協会、1988）

## 少年院における各種指導の区分



### ウ 「立ち直りの自己物語」モデルからの区分

自己の成立を「自他との関係性の構築とその物語化」とする自己物語に着目した処遇モデルにおいては、自己変革としての立ち直りは三つのステップにより構成される。それは、①自分が他者からどう見られていたのか、他者の視点をとおして過去の自分自身を振り返り（二重の視点からの省察するスキル）、②その振り返りの視点に基づき、これまでの様々なエピソードの中から再度選択し再配置し（認識・選択し、再配置するスキル）、③その物語が他者から納得しうるものとして物語を再構築することによって、「自己物語」の読み替えがなされ「自己変革」としての立ち直りが出現する。

このような「立ち直りの自己物語」が構成されるためには、自己の問題とされている問題を一旦外在化することにより、自己と切り離し操作可能なものと位置づけ（外在化）、また、物語が他者の納得や承認がえられるように構成・再構成されているある種の枠組みとしての「筋立て」が必要である（筋立て）<sup>8</sup>。また、当人自身が自ら自己の物語を構成するためには専門家等の他者は「無知の姿勢」として、当人の主体的な取組に関与する（非専門化）必要がある。

これらの指導が実施され、その効果を上げるためには、前提として、他者伝達、自己表現しうる言葉が獲得されそれが適切に使用できることが不可欠である。このようなメタスキルとしての言語化の支援としては、面接、日記、作文等の指導が効果的である。その上で、語られる自己と語る自己の確立というまさに自己同一性が確立するための自己省察力の獲得のためには、面接、集会、内省指導等が実施される。

このようにして獲得された省察力を用いて、これまでの自己を振り返り、その出来事等から他者との関係性を見直し、それまでは忘れられ語り得なかった出来事の中から、立ち直りの自己物語に必要なとされる出来事を選択し、それを再構成し新たな物語とするための指導・訓練が必要とされる。

<sup>8</sup> P. リケールは三つの「ミメーシス」として、素材・エピソードとしてのミメーシス、筋立てるミメーシス、物語化させるミメーシスに、「筋立て」の機能を位置づけている。

それらは、集会、SST、役割活動等の実施をとおして、自己物語の省察とその語り直しが試みられる。また、そこには、物語が語られ、またその物語が聞かれ場、そして当然のようにその物語を聴く存在が不可欠であり、「寮」や職員はそのような物語を聴く役割を担うことになる。

### (3) 認知行動療法の位置づけ

#### ア 「物語」アプローチと認知行動療法

非行少年や犯罪者処遇に有効性を検討した研究結果からは、認知行動療法による介入はその有効性が示され、それらの研究成果はいわゆるRNR（リスク原則・ニーズ原則・反応性原則）に発展してきている。<sup>9</sup>このような知見を受け、今日の少年院における改善指導の多くは認知行動療法の特徴・構造を内在した改善プログラムが導入されてきている。

認知行動療法の特徴・構造は、①問題解決的アプローチであり、②対話が存在し、③グループワーク等協同で進められる<sup>10</sup>、という点である。このような特徴・構造は、まさに問題解決型の改善モデルに類似したものと捉えられる。しかし、「物語」を重視する当事者研究やダルクミーティング等におけるSSTやグループミーティング等は認知行動療法の枠組みが活用されているものであり<sup>11</sup>、理論的な矛盾が示されてくる。

認知行動療法の特徴は、先に述べた通り、問題解決・話し合い・協同作業の構造を有し、「過去と他人は変えられないが、未来と自分を変えられる」というようなキャッチフレーズで説明されるように、問題・課題は自分の認知の歪みが引き起こしているものであり、その歪みが何であるか、把握し、適当な対応策を選択しその適用を図る、といった段階で進められる。

#### 問題の外在化

実施される指導の内容をみると、アセスメントの段階においては、自分自身に生じている問題とされる気分・感情、身体的反応、行動や認知を言語化し列記することから始まる。そしてそのような問題はどのような状況の時に生じるのか、また、そのような問題が発生した時にはどのような対処をとってきたかを言語化し説明し、さらにそのような言語化をサポートしうる資源等も検討がなされる。

このようなアセスメントにより、自分自身の状況、それは往々にして悪循環が生じ悪い方に強化されている状況を言語化し相手に伝えることにより外在化されることになる。同様に対処方法やサポート資源も言語化による外在化される。このような外在化により、本人自身が今までは問題の対象として位置づけられていたのが、外在化により人と問題が区別され外在化された問題が操作可能なものとして本人自身にとっても客体化される。

#### 自動思考の確認

次に、このようにして抽出された問題がどのような場面で発生し、また、その時の問題と認識するパターンがどのようなものか検討する。この作業によって問題とされている言動等が偏って自分自身の中に形成されている自動思考（特定場面において反射的に浮かぶ考えやイメージ）によって引き起こされ、問題の対処はこの自動思考をコントロールすることとその目標が明確される。

#### 適応的な思考の確認

自動思考がいつどのように発生してきたのかを分析し、それに代替しうる他の適応的な対応策を検討する。この場面においては、代替となる適応的な思考や、また、適応思考が定着するためにグ

9 宮古紀宏「効果的な矯正教育の原則に関する一考察」早稲田大学大学院教職研究科紀要第2号(2010), 95頁

10 伊藤絵美『伊藤絵美の認知行動療法入門講義 上巻』(矯正協会, 2016), 172頁

11 向谷地生良『技法以前』(医学書院, 2009), 123頁

ループワークが活用されたりもする。

#### イ 「物語論」アプローチからの検討

このような、認知行動療法の構造等を確認してみると、「物語論」アプローチと同様な構造、「外在化」や「筋立て」、「選択的再構成」といった機能がみとめられる。

##### 問題の外在化

一番の共通点は、問題の「外在化」にみられる、問題と当人を分離して位置づける点である。社会構成主義や物語論では「問題」は自他との関係性により構成されたものであり、その関係性を見直せば問題そのものは存在しない・解消される、という考え方に立っている。一方の認知行動療法では当事者の抱えている問題は本人自身がそれを取り除いて欲しいと望んでいる点において「問題」として位置づけられる。

しかし、その「問題」とされているものは当事者自身の「自動思考」が引き起こしたものであり、その「自動思考」の明確化を図る「外在化」により操作可能な客体として自分自身と分離する点においては、同質の構造を有しているといえる。また、外在化することにより、自己と他者の二つの視点から以降、自分自身を省察することになる点においても強い類似性を有している。

##### 「自動思考」と筋立て

ある種の強い思念に基づき反射的な言動をとってしまうという「自動思考」は、特定の刺激に反応するという一つの行動の枠組みが形成され、それがマイナス強化されていることにより「問題」を引き起こすと整理される。この「自動思考」は特定のパターンを形成し、言動に影響を及ぼしている点においては、物語論における「筋立て」の機能と類似している。筋立てとは他者がその物語を理解しうるためにその出来事の順番配置をパターン化することであり、また、その筋立てを変えることにより、同じような出来事であっても新たな物語が構成される点においても、「自動思考」とその対応策との類似性が認められる。

##### 選択的再構成

問題的な言動を引き起こす「自動思考」をコントロールするため、同様な場面における他の適応思考を選択し、実行する。選択される他の適応思考は本人の外部にあるものではなく、本人自身が自からの中から選択するものである。

物語論における新たな物語の書き換えにおいても、未だ語られていない自己内の出来事を選択し再構成する。それまで選択していなかった出来事を選択し、有意味化を図り時間軸における自己物語の中に再配置するという点においては、類似性を有しているといえる。

これらの類似性に加えて、「言語化」というメタスキルを活用し、その解消等を図っている点においては、認知行動療法と「物語論」アプローチは同様な対応の枠組みを有しているといえる。このような類似性が、当事者研究等においても認知行動療法に準拠したプログラムが活用されている理由であり、他方において「物語論」アプローチの妥当性を示す一つのポイントでもあるといえる。

## 5 まとめ

社会構成主義、物語論アプローチに準拠し、「改善更生」を「自己物語」の書き換えと位置づけ、その立ち直り支援としての矯正教育を「立ち直りの自己物語」モデルとしてその適用等に関して、本章においては検討・考察した。

その検討・考察は、行刑の「矯正」概念には含まれえない矯正教育の特質を一番に示している「生活指導」とその具体的な内容としての各種改善指導において、「立ち直りの自己物語」モデルがどの

ように適用しうるのかを、「寮」という場、「個人別矯正教育目標」という時間軸、そして日々の活動としての対話（ダイアログ）に着目し検討等を行った。また、その妥当性を検証する意味から、在院者や職員のナラティブ、認知行動療法の構造等を分析・検討し、考察を行った。それぞれの結果からは、医療・改善モデルに内在する課題を克服し、社会復帰後もその意欲が継続しうる処遇モデルの可能性が示唆された。

具体的には医療・改善モデルでは、当事者を治療・改善が必要な正常ではない異質な存在として区別し、本人の幸せのために強い介入を行うが、そのような関係性は強い権力・支配関係を構築し、本人の自己イメージを低め、処遇の動機付けを弱め、単なる施設適応力だけを高めることとなる懸念が内在している。広島少年院事件に代表される少年矯正施設等における職員による不適正処遇事件等はこのような、医療・改善モデルに内在している人間観・処遇観から派生してきているともいえる。

一方、「立ち直りの自己物語」モデルにおいては、問題や失敗は自己物語の書き換えによって解消しうるものである。その処遇として求められるのは、本人の自己表現・自己伝達能力を高め、自他との関係性を適切な言語表現等を用いて構築する力を獲得すること等をとおしての、「自己物語」の形成とその書き換えを行うことができるように、生活空間・時間を共有しながら、その物語が語られ、聞かれる場を構築していくことと、再構成される。このような、場所と時間を共有し合い、協同しあいながら、それぞれの成長を促し合う学びの場作りは、アクティブ・ラーニング<sup>12</sup>として、学校教育の現場においても展開されてきている。

このアクティブ・ラーニングの意味について文科省は、「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修へ参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。」<sup>13</sup>と定義している。

この定義にみられるように、「学習」ではなく「学修」の用語が使われている。この変更は、「習う」が指導者から被指導者への一方的な学びの構図であるのに対して、「修める」は学修者自らが能動的に学び取る姿勢を表している。「アクティブ・ラーニング」の訳語には「能動的学修」という文字が当てられていることから、理解できることである。

今までの教育原理や教育学のテキストにおいて「教育の主体は教師であり、その客体は児童・生徒である。」といった説明・定義がなされていた。古い矯正教育に関するテキストや刑政等の論文でも、「矯正教育の主体は教官であり、その客体は在院者である」的な説明やその原理に基づく指導分析等がなされてきているところである。

しかし、近時の学校教育における「学習」から「学修」への概念の移行等<sup>14</sup>をみると、少年院

12 「ゆとり教育」から方向転換した現在の学校教育の現場では、教育の商品化に対抗しつつ、近未来の担い手として多様な問題・課題に対応しうる人材の育成という観点から、「アクティブ・ラーニング」、「学びの共同体」といった理念に基づく教育カリキュラムが新しくなる学習指導要領等で示された。

13 中央教育審議会平成27年12月21日「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（答申）用語集37頁  
14 学校教育場面においては従来から「学習」という用語により、指導者が教育の主体として、学生らはその客体として位置づけられ、指導者によって企画されたカリキュラム等により客体として習い学ぶ者と位置づけられてきた。情報化社会等の社会影響を受け、平成24年の文科省の大学教育に関する中教審の答申において、学生らが主体的に問題を把握しその解決してゆくという能動的な学びの構築がもたらされ、そのような能動的な学びのあり方を従来の「学習」という用語から「学修」という用語で言い表すこととされてきている。



における矯正教育は、在院者の健全育成に資するために、まさに在院者を主体とした「学修」が展開されていたとみることが可能であり、その具体的な実践例が在院者や職員のナラティブから読み取ることができた。

矯正院当時から少年矯正は「実業」と「訓育」の二本柱でその処遇を体系化してきた。戦中・戦後の混乱等でその良い伝統が継承されず、規律秩序を維持するための過剰な管理・統制を余儀なくされた時期を経ながら、一方、「寮」集団を基本とする共同体、集団の相互作用を活用する生活指導、時代を先取りし「アクティブ・ラーニング」が展開されていた／いる、のが少年院処遇の実態であることが、これまでの検討をとおして明らかにされた。

新少年院法等の施行に伴い、社会復帰支援や地域社会援助等の業務が新たに負荷されてきている、と感じているが、これらに関しては、従来から少年院で展開されている、在院者を主体とした、この「アクティブ・ラーニング」的な処遇理念を汎用してゆけば、相応の効果と評価を得られることが、以上の検討結果から示唆されている。

## V 結論：立ち直り支援の基本理念としての「共生・共育」

### 第1 「矯正」モデルの再構築

- 1 「矯正」モデルの限界
- 2 処遇モデルの構造
- 3 当事者を中心にする立ち直りモデルへの転換
- 4 立ち直りにおける「自己物語」
- 5 「共生」：「自己物語」を形成する関係性
- 6 「共育」：「自己物語」を定着・更新する関係性

#### 1 「矯正」モデルの限界

「矯正」の機能を区分すると、その最大公約数的な共通する機能として「改善」が浮かび上がってくる。この「改善」は狭義矯正の「性格の矯正」として位置づけられ、法令上は少年法第1条の目的規定にも認められる用例である。

しかし、この「性格の矯正」には二つのある種の課題が内在している。その一つが、「性格の改善」とはどのようなもので、また、それはどのようにして可能となるのか、内容と方法に関する課題である。二つ目は性格という当人の内面を刑罰や処分の執行として、本人の心理／精神／人格等に介入しうるのか、という課題である。

このような「矯正」モデルが成立、運用されてきた背景には、合理主義、功利主義、評価樹主義といった近代化の理念が存在している。工業化を促進するためには効率・効果が至上命題とされ、また、自由主義を背景とした功利主義的人間観からは、自己責任論に基づく個人中心で排他的な意識形成が社会全体を覆うことになる。その結果、個としての存在は無視され、数値化による評価がその人の価値として評価であり区分とラベリングが推し進められる。そのような評価の枠組みにおいて、「低い」とされた存在、又はそのような評価の枠組みから漏れた存在者は、社会に適合させるための「矯正」の対象とされてきた。犯罪や非行に関わった者はまさに、その「矯正」が必要なものとして、位置づけられ、ある種の「劣勢原理」に基づき、市民・子どもとしての権利が一旦剥奪され、「正常」にさせられ対象として位置づけられてきていた。

換言するならば、「矯正」機能の前提として、対象者には改善しなくてはならぬ問題・課題（それは「性格」と表現される場合が多い）を有しており、その問題・課題を解決するのが、「矯正」としての機能である。つまり、対象者は犯罪や非行といった反社会的な行動をとる改善が必要な「異常人」であるとする、ある種の言説の存在が指摘される。

つまり、いわゆる「医療・改善」モデルとされる処遇理念が「矯正」という用語には内在し、また、そのさらなる前提として、当該対象者はなんらかの改善が必要な人物として位置づけられていることになる。

このような矯正理念に基づく働き掛けを実施に移す場合さらなる課題が出現する。それは、矯正の目的を「再犯しない人材」の育成とするのであれば、対象者を「改善が必要な者」として位置づけ取扱うことによる、いわゆるラベリングによる意欲の低減等の処遇効果を下げってしまうという問題が出現する点である。

効果的な処遇を実施する上では、自分自身が自分を肯定的に受容していることが大前提とされるが、自己肯定感を下げ、また下がるような環境において、実施される処遇効果や変換は一時的で表層的なものとなる懸念が存在する。

換言すれば、刑罰や処分として拘禁・収容される処遇環境においてなされる、種々の処遇プログラム等の効果は、自己肯定感を下げている点からしてその動機付け等において困難をきたしており、期待できないものである。これまでのエビデンス分析等の調査研究においても「エビデンスあり」とされる効果的な処遇は少ない、という結果が指摘されているところからも明らかとされる場所である。<sup>1</sup>

「矯正」という機能は刑務所や少年院における対象者への改善処遇を中心として働き掛けを表す用語として用いられるが、その核となる改善理念には再犯をしない人材の育成を阻害しかねない、医療・改善モデルに内在している「異常人」としての対象者理解が存在しており、改善更生そのものにある種の矛盾が内在していることになる。

このような課題に対応するためには、医療・改善モデルとは異なる処遇理念に立脚し、「再犯しない人材の育成」という目的を達しうる、他の方法等の検討が必要とされる。また、施設収容という社会から隔離した環境にありながら、その社会化を促進するという社会復帰支援に関しても、ある種のジレンマが生じる状況となっていること等からも、「矯正」の脱却とそれに代わり得る理念の再構築の必要が指摘される。

## 2 処遇モデルの構造

### (1) 対人支援観の変遷

これまでみてきたように、近代化を支えてきた合理主義や功利主義には市民を代表にされる正常な大人モデルが存在し、そのモデルに適用しない存在（それは長い間、女性や子どもも含まれていた）は選別され、社会から排除・分離されるか、治療の対象とされていた。その後、そのような対象は自己の努力や責任においてそのような立場に置かれたのではなく、社会構造がそうさせたとする社会福祉的理念が広まり、「弱者」として保護の対象として位置づけ、必要な支援や場合によっては改善の対象としてされた。近年、近代化に内在する物象化とその結果としての排除主義の是正の必要から、それぞれの多様性を尊重し関係性の中にそれぞれの権利を認めていくといった、社会包摂的な理念が主張・定着してきている。そのような包摂的な枠組みからは、それぞれが共に今の時代を生きる存在者として尊重され、共生関係の中で支援や回復されることが目的とされる対人支援観が構築されてきている。<sup>2</sup>

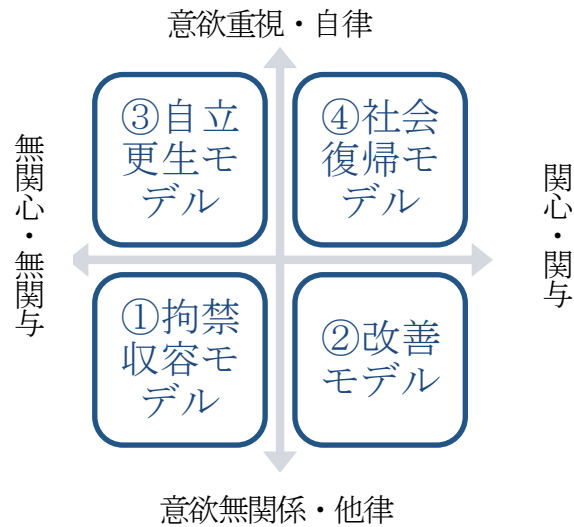
### (2) 従来型の処遇モデル

矯正理念に基づく、処遇モデルとしては従来からの区分は、①拘禁的な機能としての懲らしめのための身柄拘束・拘禁、②医療・改善モデルに基づく改善機能、③社会において犯罪を起こさない人材育成を目指す自立更生モデル、④社会からの関与・支援を織り込んだ社会復帰モデルに区分される（下図のとおり）。しかし、いずれのモデルにおいても対象者は改善や特別な支援が必要な存在であり、職員等との構造は指導・支援をする者とそれを受ける者という主客の関係が存在する。また、その処遇は当人の問題や欠点、リスクといったものを対象として、その軽減を図るといったリスク管理モデルが中心となり、リスク把握のためにさらなる評価と区分、その結果としてのラベリングと物象化の促進といった状況に晒されることとなる。<sup>3</sup>

1 森丈弓・高橋哲・大淵憲一「再犯防止に効果的な矯正処遇の条件」心理学研究第87巻第4号（2016）

2 土井隆義『＜非行少年＞の消滅-個性神話と少年犯罪-』（信山社, 2003）

3 加藤久雄『治療・改善処分の研究-社会治療処分を中心として-』（慶応通信, 1981）



(3) 新たな処遇モデル

「医療・改善」モデルの課題に対応するものとして、近年、「回復・離脱」モデルの研究や報告等がなされている。それらの処遇モデルを含めて、再構築すると以下の図のようにその構造等は区分される。加えられた⑤ケアモデルはまさに福祉的なケアとして個人のニーズに関与・介入するものである。⑥立ち直りモデルは、本人自身の自己変容を促しその回復・離脱が一つの物語化したものとして形成されるものである。

共生：自己関与・緩やかな介入/対話的



矯正：職員関与・強い介入/指示的

このように、犯罪者への関与は大きく三つの段階を経て、今日の「立ち直り」モデルへと帰着している。第一が、犯罪に関わる者は正常な思考や意識を有していないある種の「異常」な存在であり、そのような対象者には「罰」を与え、社会から隔離するという刑罰主義の処遇観である。第二が、その行動原因を一種の偏りであり「矯正」可能な存在として位置づけ、改善の対象とする処遇観。第三が、原因論とは別に当事者の再犯防止の観点からその立ち直りを支援するという処遇観である。

3 当事者を中心にする「立ち直り」モデルへの転換

(1) 医療・改善モデルの課題

これまでの矯正施設における処遇は犯罪や非行を引き起こす原因等を本人の内部に内在化されて

いる問題・課題として捉え、それを測定・診断し、必要な治療・改善を行うという原因・結果という因果関係を基礎にしたいいわゆる医療・心理療法的な処遇モデルに準拠してきた。

このモデルでは、①問題は本人個人の中に内在化している（内在化）、②その問題を把握するためには専門的な知識による分析を行い（専門知）、③その結果やまた処遇方針等は数値化等で客観的に明らかにされるもの（客観化）、という前提が存在している。

しかしながら、物語論の視座からはこれら自明性を有している処遇理念に関してもいくつかの疑問が投げかけられる。以下、順をおって内容を検討する。

#### ア 原因の内在化の課題

非行や逸脱行為が発生するには、本人自身の内部に他の者と異なるなんらかの問題等が内在している、であるから、その問題を改善すれば問題は解決される、とするのが、「内在化」の考え方である。

これは、一般的な考え方でもあり、自分自身にとって不都合やうまくいかないことが発生した場合、「努力がたりなかった」、「問題把握を誤っていた」といった風にその原因を自分の内部に求めることは往々にして行っていることである。

しかしながら、このような自分自身に自己評価に加えて、さらに専門家と呼ばれる他者によっても自分自身の問題点を指摘された場合、それまでの自己イメージをさらに下げ、「問題児」「失敗者」というラベルが強く貼られてしまうことになる。このように、問題が自分自身のパーソナリティや能力にあると指摘された者は、問題解決と貼られたラベルの引き剥がしとを混合することにもなる。

更には、例えば「不登校」という現象が示すように、その原因を本人のみに帰責することはできないということに比べると、逸脱や非行の原因を本人に帰責する「内在化」には本人を治療・改善の対象とするある種の強制力が内在し、それがかえって本人の成長や回復を阻害する懸念を含んでいる。

#### イ 専門知の課題

病気や問題行動等に関しては、専門家が専門的知識により診断・治療等を行うことは自明であるとされる。これは、専門家と患者という関係性を構築し、患者は治療の対象として位置づけられる。しかし、「精神病患者」や「犯罪者」等への治療や処遇において、このような自明性はかえって当人らの不安を増長し主体性を低下させることになる。そのような関係性においては、最悪の場合は、自分のことを理解してもらえないという絶望感が支配し、その治療や改善を図るという関係は崩壊することになりかねない。

さらに、専門家としての役割は自己の知識の正当性を対象者に一方的に押し付けることになりかねない。そのような専門知は、対象者の自主性奪う権威性を有して、当事者の主体性や自律性を侵害する懸念が内在している。

#### ウ 客観化の課題

原因結果という因果関係の解明を基本構造とする科学的なアプローチにおいては、数値化され再起性が検証される客観的な分析が不可欠とされる。しかしながら、この客観化も一定の条件下という前提が存在している。

このような、条件設定はまさに無限大に設定しうるものであり、客観的とされるデータも実はごく限定された条件下によって収集されたにものであり、そもそも客観的データ収集は困難である、または、非常に限定されたものであるという特徴を有している。

一方、客観的なデータ収集のための、一般的な手法は処遇を実施する実験群とそれを比較する実

験を行わない統制群とを統計的に分析することになる。このような手法による場合、統制群はなんら必要とされる処遇等が実施されず、そのケア上の別な課題が出現することにもなる。対人支援に科学的アプローチを導入する限界がここにも示される。

## (2) 「矯正」モデルの課題への対応

このような、医療・改善モデルに内在する課題に対して、①現実社会的に構成され、②現実言語によって構成され、③言語は物語によって組織化されるとする物語論（ナラティブ・アプローチ）は、「医療化や専門化こそがある種の「病気」や「問題」を生み出し固定化する直接の要因となっているという認識」<sup>4</sup>に立ち、その対応に関する糸口を提示する。その構造は当事者自身の「物語り（ナラティブ）」に着目し、その立ち直りを言語化することを中心とした立ち直りモデルといえる。

### ア 内在化の課題への対応

個人の内部に問題の原因を据える「内在化」に対しては、問題の原因に着目するのではなく、問題そのものを外在化するという方法を提案する。具体的には、問題とされている自体に対して当事者がどのように認識し、その認識が当事者自身にどのような影響を及ぼしているのかを言葉により把握し、他者に伝達することにより、問題としてではなく、当事者に影響を及ぼす事象として捉え直す。原因探求ではなく、今、何が、どのように生じているのか、その客体化を図ることにより、問題とされている事象自体の問題性の解消を図ることである。このような問題の「外在化」の手法は、「当事者研究」においても同様な対応が実践されている。当事者が抱えている問題を自分自身の中から「研究テーマ」として取り出し、研究すること、またその結果が他者の回復に作用する経験をとおして、「内在化」の課題を克服する、という対応である。

### イ 専門知の課題への対応：無知の姿勢

ある種の主従関係・上下関係を構築しやすい専門知の作用に関しては、一旦、専門性を棚上げにし、当人から学ぶという姿勢、関係性の構築により対応する。具体的には、当事者の苦しみや課題は当事者自身が一番知っているという観点から、当事者が外在化し、言語化した課題内容をまずは支援にあたる関係者は知ることから当事者との関係性の構築を図る。そのためには、支援者が専門的な知識を有している立場から当事者が外在化した課題を把握するのではなく、当事者自身をまったく知らないという立場、それは「無知の姿勢」とも言われる対応をとることにより、専門性によって逆に見えなくなっている当事者自身の課題の明確化、それは当事者自身が伝えてくる・教えてくれるものとして把握することとなる。

この「無知の姿勢」は単なる他者・素人のスタンスで臨むといことを意味していない。他者は他者なりのバイアスを持っている。そのようなバイアスをすべて取り除き、真摯に当事者から学ぶためには相応の専門性が逆に必要とされる。いずれにしろ、このような関係性、それは同じ視線で同じ課題に向き合うという関係性からは不安や絶望といったものは発生せず、同じ問題を共有する「私たち」といった関係性が構築される。

### ウ 客観主義の課題への対応：専門家同士が語り合うリフレクティング・チーム

客観主義のもつ、分析的な視点は内在化や専門知といったものを含めて、当事者理解を阻害し逆にその問題を増幅する。具体的には客観化や数値化されることは、当事者を今ここに生きている一人の人間として把握するのではなく、問題を有し課題を抱えて改善や治療が必要な対象として位置づけることとなる。それはまさに「物象化」された存在として、専門家の前に置かれることになる。

4 野口裕二『ナラティブの臨床社会学』（勁草書房, 2005）, 161頁

また、物象化されえないもの、数値化や測定されえないものは、「ないもの」として取り扱われことにより、当事者の抱える一番の困難や課題、又は希望といったものは把握されないままとなる。このような客観化・物象化によって把握されえないものが当事者の言語化という「外在化」により、把握可能なものとされる。

一方、外在化によって示された課題に対応するために、問題・課題の解消を図るための対話を重ね、具体的な示唆を提示したりもする。その過程においては、当事者を含めたそれぞれの主張は単なる自己の意見の開陳や自己言及といった、当人しか理解しえない自己完結の主張となってしまうジレンマが存在する支援構造となりかねない。このような構造への対応策としては、複数の専門家や支援者が参加し、それぞれが当事者の外在化した課題についてそれぞれが語り合うということをとおして、また、そのような専門家らの自分自身の課題に対する対話や検討を当事者自身が聴くことにより、当事者とその場に居合わせる専門家ら相互が当事者の課題自体に関しての外在化がさらに促進され、課題に対する深い理解とそこから派生する対応策の提示等が発生することとなる。このような対応は客観主義の課題を乗り越えるとともに、課題の外在化に内在する自己言及といったジレンマの解消が図られることが可能とする。このような専門家同士が当事者を中心におき外在化されたその課題について語り合うという「物語り（ナラティブ）」に着目した手法は精神医療の領域ではリフレクティング・チームといわれ、問題に着目するのではなく、当事者自身に着目し、また、専門家中心ではなく、当事者を中心とする処遇と整理される。

つまり、当事者の課題を外在化による「物語り（ナラティブ）」として把握し、その解消を専門家を含めたチームとして対応することは、成長発達途上にある少年を対象とし、また、被害性を含めた複合的な課題を抱えている少年院在院者処遇においては、物象化や客観主義の課題として指摘される当人を「非行少年」や「改善の必要な者」といったマイナスのラベリングをすることなく、また、当人の自己肯定感を引き下げることなく、その成長発達を支援しつつ、その課題への具体的な対応を可能とする、といった点において有効な手法といえる。

### (3) 「立ち直り」モデルへの転換の必要性

医療・改善モデルに内在している専門知や客観主義はその反語が示す通り、素人判断や主観主義の弊害を制御しようとするものである。その意味においては、対人支援業務においては意識しなくてはならない重要な視点でもある。しかし、それがいわゆる科学分析的な原因・結果という因果関係をのみを明らかにする、もしくはそのような因果関係のみを前提とした場合、分析対象とされる当人は、科学的な知見により他者によって操作（治療・改善）される客体としての存在とされる。それは、一人の個人としてではなく、まさに分析評価され数値化された存在（モノ）として取り扱われることになる。

このような専門知や客観主義は当人を全人格的に取り扱っていないという課題を、物語論的アプローチにより乗り越えることが示唆されたが、ここで指摘される医療・改善モデルが内在している諸課題と同質な課題を、「矯正」の現場では抱えている。とりわけ、成長発達途上にある少年を対象とする少年院における諸活動は、法務教官や法務技官といったまさに権威性を有する「専門家」視点による処遇構造が形成されているともいえる。ここに、新たな処遇モデル構築の必要性が示されてくる。

一方、現代社会においては、これまで指摘してきたとおり、表出する様々な課題や問題を医療・改善モデルに準拠した「心理学化」として、それは問題や課題の原因等を個人の内部の問題として位置づける傾向が強くなっている。換言するなら、それまで当事者の状況を把握することを目的と

した種々の心理学的アセスメントが、心理学的にアセスメントすること自体が目的化し、アセスメント可能な事象だけが処遇の対象とされる、といった処遇構造が「心理学化」により処遇現場を支配している状況となってきた懸念もある。このような心理学化は刑事政策の検察・矯正・更生保護の現場でもその傾向が促進され、「アディクション」や「トラウマ」といった用語が多用されることにより「心理学化」が拡大していると見ることができる。この心理学化はさらに専門家の役割を拡大しさらなる権威を発生させる。専門家の役割と権威性は自己の正当性を主張し、「問題」を解決しえる専門性の重要性を指摘・促進することとなる。このような傾向は非行や犯罪に陥った者を治療・改善の対象として位置づけ、専門家の支援・介入が不可欠な存在として取り扱うことになる。このような傾向が進めば進むほど、新たな「問題」が発生しその問題を「解決」する専門家の必要性が高まるという構図がすでにわが国の刑事政策の中にも発生してきている状況が認められる、この点においても成長発達途上にある在院者処遇は「専門家」中心ではなく、自律性や主体性に着眼する「当事者中心」とする、「立ち直り」モデルとしての新たな処遇理念の必要性が示される場所である。<sup>5</sup>

#### 4 立ち直りに関する「自己物語」

これまで検討してきたとおり、今後の少年院処遇においては、当事者の「物語（ナラティブ）」に着目した立ち直りモデルの重要性が指摘されている。以下、その具体的な処遇としての、当事者の立ち直りに関する「自己物語」機能等について再確認する。

##### (1) 離脱研究における「自己物語」の機能

元犯罪者の回復・離脱研究を実施してきた Maruna (2001) は、犯罪からの離脱においては、アイデンティティの変容とその変容を支える自己物語の必要性について次のように指摘をしている。「元犯罪者が犯罪から離脱するためには、自分自身のための、一貫した、向社会的なアイデンティティを形成しなければならないと思う。そうするためには、彼らは、犯罪を行った過去（つまり、なぜそのようなことをしたのか）を説明し理解しなければならない、また、彼らはなぜ『以前のようではない』のかを理解しなければならない。元犯罪者は、彼らの波乱に富んだ過去が、どのようにして、現在の立ち直ったアイデンティティへとつながっているのかを（自分と他人に対して）説明するために、一貫した信用に足る自己物語を必要とする。」<sup>6</sup>

この指摘には「立ち直りの自己物語」モデルと共通する、アイデンティティとしての「自己」とその「自己変革」を自己の物語の変化として捉える枠組みが示されている。

物語論における「自己」とは、これまでもみてきたように、①自己と他者という二重の視点からの自己省察し、②自己に内在しているそれまで物語られていなかったエピソードを選択的構造化し、③他者に語りその納得を得られるように構成することによって語られる物語として生み出されるもの、とされる。

##### (2) 「語り得ないもの」を明らかにする「自己物語」の機能

「自己物語」が形成される過程においては、Maruna (2001) の指摘する回復の過程と同様な「なぜ（過去において）そのようなことをしたのか」「なぜ今はそうではないのか」という自己省察が内在している。この自己省察は単なる後悔や振り返りではないが、強く自己変革を促すような指示的な

5 園田浩之「心理学化する社会の向こう側：来るべき社会的ケアにおける批判と臨床」社会分析 第38号(2011)

6 Maruna, Shadd (2001) Making Good: How Ex-Convicts Reform and Rebuild Their Lives, American Psychological Association (kindle 版:277/3976) : (津富宏監訳)『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」』(明石書店, 2013), 19 頁



ものではなく、まさに今まで認識せずいた様々なエピソード振り返りつつそれらの関係性を再構造化する。この機能においては自分自身を省察しうる自己の「足場・居場所」が必要とされる。

この過程をとおして形成される「自己物語」は、自己の物語として他者の納得を必要としていることから、内語も含めた言語を媒介としている。言語を媒介しているが故にそれは「説明」することができる物語として形成されたものである。

このように物語化されることは自己物語を書き換えたり、また、それを堅固なものとするが、このようなある種の外在化は、本人の中に隠蔽されていた「語られ得なかった」ものを明らかにし、それを物語の中の有用なエピソードとして選択再構造化し、自他の前に物語として生み出されることを意味している。

### (3) 立ち直りのための「非行」の再構成

犯罪からの離脱や回復の物語にはこの「語り得なかった」これまでの出来事、それは、犯罪に至るまで、また犯罪に手を染めている際に自己内に形成され封印されていた、まさに語り得ないものが、自己内から表出選択され、自分自身の物語として時間軸の中に再配置されることになる。

「語り得なかった」ものが自己物語の中では必要で有意義なものとして構造化される。このような「自己物語」の視点からは、逸脱、非行、そして再非行といった自他にとっては回避したい、また、自己意識からも隠蔽したい出来事も、自分自身の物語を語り得るために必要な出来事という点においては、自分自身に対して自身を形成するものとしても機能し、それまでの「生き難くさ」からの解放が図られる。つまり、自分自身に対する自他の認識、それは「非行少年」「元犯罪者」といったまさにラベルを自己物語により貼り替えることを意味する。このように自己物語からの視座、それは非行や犯罪といった自分自身では語りえないかったものを今の時点において自分自身の時間軸の中に有意味なものとして再配置し新たな自己物語として語り直すことは、診断や測定により問題を有した「非行少年」という存在、しかも、自他にとって低く評価される存在からの解放を意味している。そして、自己物語が語られる時、成長を可能とする一つの足場・居場所が形成されることにつながってゆく。

## 5 「共生」：「自己物語」を形成する関係性

これまでみてきたように「自己物語」とその書き換えをとおして「自己変革」が可能となり、その「自己変革」が、犯罪や非行からの回復の「自己物語」として、再犯を起こさないで社会に受け入れられる生活を送ることにつながる。この「自己物語」が形成され、また、書き換えが行われるには、他者との関係性が形成される場が不可欠となる。このような場のあり方を「共生」という言葉を用いながら以下検討する。

### (1) 自己物語の形成：主我と客我が共生する自己

物語論においては、自己を物語ることから、自己が形成され、自己が物語として形成されることにより、他者や社会との関係性が構築される。この構造をもとに犯罪・非行からの回復・立ち直りはこの「自己物語」の書き換えであり、少年院における「改善更生」とはこの「自己物語」の書き換えを創出しうる関係性を提供することにあると再構築された。

このような回復・立ち直りの道程が開始されるために、まず必要とされるのが、自己の物語を語り得ることになることである。それは、自分自身を語る者としての「主我」と、語り得るものとして把握される「客我」とが自分自身の中に存在しそれぞれの機能を有していること、つまり、主我と客我が自己内で共生していることとなる。

つまり、自己内において語られる自己と語る自己との会話が行われ、自己の経験を言語化することにより自己が形成される。物語療法（ナラティブ・セラピー）は「自分を語ること」が「自分自身を構成し、自分自身を経験すること」とされるように、自己形成は「自己物語」の形成であり、その物語が他者へ伝達され、その自己物語が他者に受容されることが、自己同一性の確立ともいえる「自己物語」の形成といえる。

自己物語の形成段階においては、その形成が上手くいかず、様々なストレスにさらされる。その結果、反抗期といった不安定な時期が青年期には発生し、逸脱行動や犯罪・非行といった行動が出現する。このような、自己内の言語化がうまく統制されない場合、たとえば、自分自身に生じた・生じてきた様々な体験や経験を言語化して外在化することがうまくいかない場合、新たな「筋立て」が必要とされる。また、そもそも、これまでの自分自身をきちんと把握しえる、他者の視点が自分自身の中に形成・内在しているか、自分自身を語る主我としての自己と、その自己を他者の視点から把握しえる客我としての自己のそれぞれが共に自己として形成・存在している必要がある。このような自己形成、それは人格的自己同一性ともいえる自己の確立の必要が生じた場合、自分自身でその新たな言語説明を獲得しうるのであればよいが、往々の場合、他者の支援が必要とされる。

## （２）自己物語の形成における他者との関係

青年期にある少年の自己物語の形成には他者の存在が必要とされる。それは、未だ自分自身で自己物語を語り、他者からの納得を得たことなき者であればなおさらである。

### ア 対等の対話者としての他者

物語は対話によって形成される。それは自他との対話・関係性をとおしてのものである。この時の対話はすべて自分自身にとって肯定的なものである必要はない。まさに反省的な自問自答が自己との間でなされ、自分で自分自身の評価を下げているというような経験は誰しもが有している。

しかし、一方で、全ての対話が自分にとって否定的であった場合、その「自己物語」は現実とは異なる物語であり、実体として「自己物語」としては形成されえない。人格的自己同一性とも呼ばれえる自己の核となる「自己物語」が形成されるためには、自分自身の現実をしっかりと受け止めてくれる他者の存在が必要となる。

それは、家族であったり、友人であったり、恩師であったりもするが、少なくとも信頼できる他者の存在が不可欠といえる。そのような信頼関係が構築され自分自身がさらけ出される「居場所」があって、はじめて当事者自身の現実が他者と共に立ち上がってくる。自己を受容しその物語を聞いてくれる他者の存在、それは物語を聞くという点においては同じ視点であり、指導や注意・指示をする立場にあるのではなく「フラットな関係」で物語る内容を聴く他者の存在である。

### イ 確認・承認してくれる他者

このような、対等な立場で自己の物語を聞いてくれる他者は同時に、その物語を確認し承認してくれる存在でもある。自己変革ともいえる「立ち直り」が生じるためには自己が語られる場・居場所だけではなく、自己を受容・承認してくれる他者、それは自己と他者といったある種の対立的な構造ではなく、自分自身が写し出され共に語られる「自己物語」が聴き合える、語り・聞かれる相互の関係性が構築される必要がある。このようなある種の相互作用により、自己と社会との関係性が構築され、その意味においても自己内での物語から、他者によって納得された「自己物語」を語り得る存在となる。それは、人格的自己同一性とともにも物語的自己同一性の獲得がなされたともいえる状態である。

## （３）非専門家としての他者の役割

ところで、少年院という環境においては、職員と在院者、そして篤志面接委員や教誨師といった部外協力者に保護者といったメンバーにより、その処遇が展開される。これまで検討してきたように、「立ち直りの自己物語」モデルに示されているような、改善更生や社会復帰支援と従来の矯正行政の目的が、自己同一性の獲得と同質の「自己物語」の形成とその読み直しを通じた自己省察力の獲得、さらには社会生活における自他との関係性を構築しうるスキルといったものである時、在院者に関わる様々な専門家の役割も大きく変わってくることになる。

#### ア 自己物語の共著者としての役割

「自己物語」が当人に形成されるためには、物語る力とともに、自分自身の経験の中から未だ語れていない出来事を選び出し再構成することが必要となる。それは、当人にとっては瑣末な出来事や場合によっては絶対に思い出したくないものである出来事であっても、それらが今の自己を再構成する出来事であることに気づき、それらを新しい自己物語の中に織り込むために、無知の姿勢で対話を重ねる相手が、特に必要とされる。

物語論アプローチに準拠すると、新たな自己物語が語られるためには、その物語りを当事者が語り再構築されるように、当事者自身が未だ気が付かないエピソードを語りえるものとして明らかにし、再配置しえるよう支援を行う他者（他我）が必要とされる。一方、そのような支援者は、何か「正解」とされる物語やそれが構成されるために正しい「筋書き」を知っているというのではなく、「未だ語られえなかった物語」それは「立ち直りの自己物語」と置き換えられる新たな物語が語られるよう、当事者との対話を重ねる役割を担っている。

少年院という処遇環境において在院者は様々な場面において自己物語の更新を試みてくる。そのような環境において職員自身は、その場その場に応じどこまでも無知の姿勢での対話を重ねていけるのか、また、対話自体を形成・継続してえるのか、つまり、非専門的対応がどれだけ具体的に展開しうるのか専門家としての専門性が問われてくるといえる。

#### イ「問題」の解決から解消へ変換する役割

物語的アプローチにおいては、そもそも「問題」とされるものは、関係性の中で構成されたものであり、一面においては「問題」とされるが、その関係性を変更することにより、どのようにも操作可能なものとされ、「問題」が問題ではなく、そのようなものを問題とすることが問題とされる。そして、「問題」に着目するのではなく、そのような物事の捉え方・関係性を変えるための支援や介入の対象として位置づけている。

このような「問題」意識においては、診断や評価は「問題」を問題として固定化することになりさらにはなんらかの対応や解決策といったものも提示されえないことも生じかねない。当人と向き合う専門家の役割は相互の交流のなかで、アイディアの交換を通じて今までとは異なる新しい意味を発展させ、問題を正面から「解決せず解消する」ための対話の構築を図ることが求められる。

つまり、問題を問題として取り上げその対策や解決策を検討しあうのではなく、「問題」がなぜ問題とされるのか、その内容や構造を確認しあいながら、その意味づけを変えることにより、そもそも「問題」を別なものとして解消・消滅させるという役割を担うということである。このような関係性は、当事者を改善の対象としてラベリングするものではなく、対等な関係が形成されている。そこには信頼と受容といった社会生活の基盤として必要とされる人間性の形成が図られる。

換言するなら、自己の存在が不安定であり、自己同一性の確立がゆらいでいる当人に対し、職員が当人の物語りに着目しつつ、対話を重ねることにより当人の自己が立ち上がりとしての自己同一性の形成されることが優先されるのが少年院処遇の基盤となる必要がある。さらに、改善・更生

といった「矯正」に置き換えられる自己変革としての「立ち直り」は、自己の物語の書き換えや新たな自己物語が語られること、それは「物語的自己同一性」としての自律的な自己の形成・確立として表出される。そのような新たな自己物語が形成される処遇場面として少年院における職員は、何か特別な改善処遇スキルを有しているといった専門家としてではなく、共に語り合い聴き合う非専門家としての専門性を有する専門家としての対話力が必要とされることになる。

#### (4)「共生」という関係性

このように「自己物語」を改善更生の中心に据え直してみると、少年院の処遇環境は、その構成メンバー相互が対話によるそれぞれの物語を語り合い聴き合うという相互作用が重層的に構成されている環境といえる。

また、そのような場においては、それぞれのメンバーは相互承認を与える重要な役割を担うとともに、専門家たる職員はそれぞれの対話が一定の筋を有し他者の納得を得られるものとして、本人が自己とその自己を捉える他者という二重の視点からその経験等を選び出し、物語として再構造化されるように配置されたため、本人の発見・気づきにつながるよう間接的な支援を対話をとおして実施するという専門性が展開される。時にはまさに鏡としての他者として本人を写し出す役割を教官が担っていてもいる。

いずれにしても、「立ち直り」モデルにおいては、従来からの改善モデルを基本とした指導する者とされる者、改善するものとされる者といった関係性から大きく異なり、自己物語を語り合う場を構成しその場においてそれぞれの立場の違いを受容しながらも共に自己物語を形成するメンバーとして位置づけられる。それは「共生」的關係と置き換えられるものといえる。<sup>7</sup>

## 6「共育」：「自己物語」を定着・更新する関係性

「自己物語」の視座から少年院の処遇を再構築すると、そこには「自己物語」の定着とまたその書き換え更新を支える関係性の存在がみえてくる。そのような関係性は端的に言えば互いが一つのメンバーとして互いの成長を支えたとともに自己自身の成長をも促すという「共育」という作用が機能している場といえる。以下、その内容について具体的に検討する。

### (1) 新しい自己を育てる関係

少年院という処遇環境は集団生活を基盤としたある種の集団療法が展開されているともいえる。集団療法は一般に①精神分析的集団療法、②エンカウンター・グループ、③治療共同体、④セルフヘルプ・グループの四つに大別される。これまでの少年院処遇が「集会活動」というエンカウンター・グループ的なまさに処遇プログラムが実施され、「寮」というある種の治療共同体的な処遇が一部展開されていたと見ることもできるが、「自己物語」の視座からは「セルフヘルプ・グループ」としての活動が展開される場と再構成できる。それは、新しい「自己物語」を語り合う場、回復した自己を育てる場といえる。

セルフヘルプ・グループの特徴は、一般に聴く場であるとともに語る場でもあると説明される。物語論ではこれまでみてきたとおり、自己は語ることによって自己が立ち現われ、語り直されることによって新たな自己が形成される。そのような語りは、聴かれることをとおして自己物語として

---

<sup>7</sup> 「共生」を対人支援の中で検討したものとしては、曾我雅比呂他『共生社会における教育を問う』（大学教育出版、2005）、岡田敬司『共生社会への教育学：自律・異文化葛藤・共生』（世織書房、2014）所一彦「「矯正」と「共生」」刑政 第104巻第6号（1993）、所一彦「共生の刑事学」立教法学 54号（2000）、相澤 仁「共生共育（動的調和的共生）」を基本にして「よりよく変革し続ける施設風土・文化の構築を」非行問題 第222号（2016）4-37頁等がある。

確立していく。聴き合うグループ・集団においては、未だ語りえなかった自己を語る場を形成するものであり、語るだけでなく聴き合うことによって新たな自己に気づき、新たな自己物語が形成される。セルフヘルプ・グループの機能はそのような「語りの場」「聴く場」として位置づけられ、「何かを他人から受け取る場であるよりもむしろ、何かを自分で創り出す場」であることにおいては「共生」的な作用が機能する場である。その場で形成される「物語」が「語り」を促し、「語り」が「物語」を補強する。語り直されるたびにその都度、確かさを増す物語」が循環する場である面においては、その構成メンバーそれぞれが自己の成長を補完し合う「共育」的な作用が機能する場でもあるといえる。

## (2) 他者の自己物語を支援する関係

このような共生的で共育的な場は、換言すれば他者の自己物語の形成や書き換えを支援する場でもある。そのような関係性においてはそれぞれがある時は支援される立場となり、またある場面においては誰かを支援する立場という相互関係が成り立つ場となる。

つまり、支援される側が支援をし、支援する者が支援を受けること、「支援することによって支援されていく」といった相互作用が、セルフヘルプ・グループにおいては機能・形成されている。支援者としての効用感はまさに自己肯定感を引き上げることになるとともに、援助する立場としての職員の立ち位置にも大きな変化を及ぼすことになる。

このように、「援助する人がもっとも援助を受ける」という機能が表出するとすれば、職員の役割は、少年らの問題や課題の把握し、その対応策を実施する専門家としての役割から、少年自身の生きる現実を理解し、その現実の中に将来に向かう新たな「希望の自己物語」が語られるように、協働する役割を担うことといえる。それは、まさに「希望の自己物語」を語る主体として在院者の前に、その先行モデルとして自己呈示する存在ともなる。その意味においても「共育」機能が作用している場に少年院は再構築される。

つまり少年院における処遇の特質が「自己物語」の形成とその書き換えをとおして、問題という言葉による呪縛からの解放を目指すものとされ、物語を共有する場であるとともに、互いに語り合う場となる。ここにも共生的で共育的な関係性の構築が明示される。

## (3) 他者と共に育つ場

非行に陥った少年の立ち直りを「自己物語」の形成とその書き換え、という視座から捉え直してみると、改善更生といった医療・改善モデルでは判然としていなかった、その目的と方法、さらにそのための処遇集団のあり方まで明確化された。

具体的には、自己を物語ることから、自己が形成され、自己が物語として形成されることにより、他者や社会との関係性が構築される。この構造をもとに犯罪・非行からの回復・立ち直りは、この「自己物語」の書き換えであり、少年院における「改善更生」とはこの「自己物語」の書き換えを創出しうる関係性を提供することにあると再構築された。

その結果として、自他との対話をとおして「自己物語」が形成される共生の場であり、また、この「自己物語」が定着し更新されるよう自他が相互に語り・聴き、支援し・支援される共育の場としての少年院が再構築される。

このような場において在院者が語る、自己の語りえなかった過去のエピソードを自己の確立とこれからの成長への期待を含めた新しい自己物語として語られる「希望の自己物語」は、単なる自己言及の「お話」とならないために、何度も語られなければならないし、また、何度も聴かれる必要がある。「立ち直り」が形成され、定着されるためには、語り合い聴き合うそのような物語が形成さ

れる場と、また、その物語の内容を理解し評価する他者の存在が不可欠とされる。そのような人々が存在する場、しかも語り合い聴き合う相互作用が生じる場として、刑罰執行の場とは異なる少年院の存在意義がここにおいても明示される。<sup>8</sup>

---

8 岡田敬司『人間形成にとって共同体とは何か - 自律を育む他律の条件』（ミネルヴァ書房, 2009）

## V 結論：立ち直り支援の基本理念としての「共生・共育」

### 第2 残された課題と今後の展望

- 1 処遇理念の再構築
- 2 「少年矯正」の今後の課題
- 3 「共生・共育」理念への期待

#### 1 処遇理念の再構築

##### (1) 処遇モデルの基本構造

これまで、犯罪者や非行少年に対する施設内処遇としての「矯正」に関しては、その処遇理念の根底には近代合理主義に基づく、専門家中心の医療・改善モデルが中心であり、その課題については既に言及したとおりである。しかしながら、このような対象者のニーズを科学的に分析し、その対応策を検討するという、「見立て」の枠組みは実施している処遇の内容を言語化し、他者への理解を促進するという意味においては、一定の効果が認められるところである。<sup>1</sup>

ところで、これまでの犯罪学の知見は、その犯罪発生の原因を本人をとりまく環境・社会に置くという外的要因の立場と、本人自身の内部にその原因を置くという内的要因の立場、そして、今日的には外的要因と内的要因のそれぞれの相互作用によって犯罪・非行は起因するという立場が主流である。

一方、その処遇に関する基本理念は、近代以前は当時の身分制度等を背景とした本人が負っているある種の因果応報といった宿命論から、近代合理主義の時代背景を受け、科学的な分析・介入対象として学習や指導による変容可能とする学習・成長論へと移行してきている。このような人間処遇に関する理念の変遷は、今日的には、それまで教育・指導の客体として位置づけられていた本人が、物象化や排除社会の課題を克服し、本人の主体性や社会への包摂を重視する志向へと変化してきている。それまで専門家中心であった処遇が当事者中心へと、大きなパラダイムシフトが起こっており、それは精神医療の現場においては、「当事者研究」や「リカバリービレッジ」、「オープンダイアログ」といった形での効果的な実践報告がなされてきている。

##### (2) 施設内処遇モデルの類型化

このような、犯罪原因の二つの立場と、処遇理念の変遷という二つの軸から、現在、展開されている施設内処遇の類型化を試み図式化したのが、別表の「施設内処遇の類型化」である。以下、その内容を表にそって概観することとする。

まず、A「環境」モデルは、宿命論で犯罪原因を外的な要因とする立場である。環境が犯罪を誘発させるのであれば、その環境を変えれば再犯を抑止しうるので、転地療法といった処遇の効果が期待される。一方で、貧困対策といった社会改良が押し進められないのであれば、転地療法により再犯リスクはコントロールされたとしても、犯罪発生リスクは低減されない。

同様に宿命論の立場で内的要因に犯罪発生原因を求めるB「資質」モデルにおいては、本人に対して改善が期待されない以上、再犯抑止としては、本人が犯罪を犯さないように隔離・拘禁するしか方策は認められない。「牢屋に閉じ込める」対応であり、再犯抑止には効果的である一方、人間が社会的動物であるとするなら、非人間的な処遇と言わざるを得ない。このような犯罪者が犯罪を犯

1 岩崎晋也「社会福祉の人間観と潜在能力アプローチ」『人文学報』No. 291 (社会福祉学14) (1998)

すのは本人が背負っているある種の運命であるとする宿命論から、その処遇対象を科学的に分析しその対応策を検討するという医療・改善モデルが近代合理主義的な価値観を背景として出現する。

この立場において、犯罪発生原因を外的要因とするC「スキル」モデルにおいては、本人が犯罪に陥るのは本人が社会適応しえるスキルが不足しているためであり、再犯抑止のためには当人のスキルアップ、職業訓練等を実施することが効果的であるとされる。

同様に犯罪発生原因を内的要因とするD[治療]モデルにおいては、本人の改善対象を分析発見し、その改善のための処遇プログラムや心理療法等を実施することにより、再犯抑止を図るというモデルである。

このC「スキル」モデルやD[治療]モデルにおいては、本人の課題や改善点は測定把握可能であり、また、その改善等のための方法も確立している、ということが前提条件として存在する。そして、科学的な研究がすすめば、現時点では明らかとはされてはいないが、いずれ、有効な処遇が明らかにされることになり、より分化した専門家の知見等が不可欠であるという枠組みに基づくものである。このような枠組みは、将来にわたっては過去に発生したと異なる犯罪等は発生せず、過去の事案を分析していけば、いずれは対応策が判明するという、さらなる前提に基づいている。

しかしながら、このような前提が非常に脆弱であることは言うまでもない。また、犯罪要因に社会的、環境的な影響を考慮するのであれば、時間の流れによる社会構造の変化等に対応しきれない理念となってしまう課題が内在している。このよう近代合理主義から派生する課題を乗り越える方策の一つが、現象学や社会構成主義にみられる、ある種の相互作用に基づく人間・社会観からのアプローチである。

E「関係性」モデルにおいては、犯罪発生を外的要因に比重を置く。外的要因には加齢という本人にはコントロールしえない要因も対象とする。再犯抑止としては、他者や社会との関係性、それは犯罪学者のハーシーの主張する「絆」であったり、「信頼」と言われる本人と他者をつなぎ合わせる関係性である。このモデルにおいては、社会構造を変える必要もなく、また、本人を改善の対象・客体としてマイナスなラベリングもなされない。次の犯罪発生を内的要因に置く、F「対話・省察」モデルにおいては、自分自身に対する対話・洞察を深め、その立ち直りを他者との対話をとおして確認することにより、否定的な自己イメージが肯定的なものへと変容する。それはアイデンティティの書き換えであり、自己に起こってきた様々なエピソードを自己の立ち直りの物語として語り直すこととなる。また、「今、ここ」に存在することに集中し、過去ではなく、将来にしようとしている「将来」に期待する生き方が形成される。また、支援者等の他者は本人を客体としてではなく、その主体性を重視する当事者としての存在を大切にし、その当事者にとっては、他者の存在がまさに今の自分自身を支えてくれるものとしての関係性が構築される。



施設内処遇モデルの類型化

|             |                     | 人間観           |                                  |                                   |
|-------------|---------------------|---------------|----------------------------------|-----------------------------------|
|             |                     | 宿命論           | 学習・成長論                           |                                   |
|             |                     | 前近代<br>因果応報   | 近代科学主義<br>物象化<br>客体／専門家中心<br>リスク | ポストモダン<br>構成主義<br>主体／当事者中心<br>ニーズ |
| 犯罪要因        | 外的：環境/社会<br>【環境の調整】 | A【環境】<br>転地療法 | C【スキル】<br>社会復帰支援                 | E【関係性】<br>コミュニティ<br>ライフイベント       |
|             | 内的：本人<br>【性格の矯正】    | B【資質】<br>隔離主義 | D【治療】<br>改善プログラム<br>心理療法         | F【対話・省察】<br>物語論<br>マインドフルネス       |
| 処遇の<br>ポイント | 把握ポイント              | 固定            | 部分化<br>個別化<br>分解・分析              | 全体化<br>関わり                        |
|             | 評価ポイント              | 成果            | 数値<br>量的                         | エピソード<br>質的                       |
|             | 判断ポイント              | 結果の程度         | 結果主義<br>成功と失敗<br>二元論             | 経験主義/過程主義<br>学びがあれば失敗はない          |

### (3) 施設内処遇モデルの課題

施設内処遇モデルの類型化からは、本人を当事者として位置づけられる重要性、そして、他者や社会との絆や信頼形成の重要性と特定の治療・指導場面ではなく、日常生活において発生する様々なエピソードを通じての立ち直りを実感しうる言語化と、それを承認してくれる他者の存在の重要性が確認されたそれは、「当事者中心」、「生活中心」という処遇理念を提示する。その一方で、このような処遇理念にはいくつかの課題が内在することになる。

#### ア 「居場所」の形成に関する課題

そのひとつが、「居場所」に関する課題である。これまで検討してきた、立ち直りの当事者やその支援者のナラティブからは、再非行要因としての「孤独」、そして、再非行抑止要因としての「居場所」と「信頼」が指摘されている。

排除社会ともいわれる物象化の現代における「孤独」とは、家庭、学校、社会におけるプラスの評価から漏れ関係性が構築できない、信頼の相互作用が機能しない状態と捉えることができる。そのような「孤独」から脱却するためには、本人が当事者性を有する「居場所」が必要とされる。ここでも問題となるのが、少年院が本人の「居場所」獲得のための支援はなしうるが、「居場所」そのものにはなりえないという課題である。本人が帰る、その地域・社会に本人の居場所をどのように形成するか、また、そのための支援が施設内処遇において可能であるのか、といった課題である。

#### イ 物象化が必要とされる課題

二つ目は、それまで否定的な位置づけであった、「物象化」の必要性という課題である。本人の当事者性を重視し職員がその支援者として機能する点には異論はないところである。しかしながら、①「教育」という働き掛けが、本人が出来ていないことをできているようにする、②「支援」という働き掛けが、本人が出来ていないことを踏まえ、別な対応策を支援する、③「応援」という働き掛けが、本人が出来ていることを支える、という機能に分類するのであれば、成長発達期にある本人の学習権の保障を含めて、少年院処遇にはこれら、教育、支援、応援という三つの機能が存在し、本人のニーズに応じた対応が求められる。つまり、このような個別なニーズへの対応をどのように保障していくか、といった課題である。当人のニーズに把握等においては、科学的な手法による「見立て」が必要となる。換言すれば、少年院処遇においては、「見立て」、「関わり」、「看守り」といった三つの役割があり、「見立て」や「看守り」の役割においては本人を客体化せざるを得ない面が存在し、立ち直り支援との均衡をどのように図っていくのかという課題である。

少年院の処遇現場において、これらの課題をどのように整合させていくのが、残された大きな課題といえる。

## 2 「少年矯正」の今後の課題

平成23年版の犯罪白書では「少年・若年犯罪者の実態と再犯防止」を特集し、集中した調査・研究の成果が報告されている。その結果の一つとして、「非行少年・若年犯罪者の処遇の充実に向けた考察」を行い、次の六つの事項の必要性等を提言している。第1に、規範意識のかん養・更生意欲の喚起と本人の資質の改善に向けた処遇の必要性、第2に、就労の確保及び維持のための指導・支援の重要性、第3に、不良交友からの離脱支援とこれに代わる人間関係構築の必要性、第4に、家族による監督・監護の強化とこれを補完する支援の必要性、第5に、処遇の一貫性、第6に、対象者の多重的・複合的な問題性を踏まえた処遇と関係機関の連携の必要性、以上6つの重要性が指摘された。さらに、それらの考察結果として、「非行や犯罪に陥った若者の問題の深化を食い止め、

その再犯を防止していくためには、彼らを社会から排除するのではなく、責任ある社会の一員として私たちの社会に再び包摂していくことがなにより重要であり、「立ち直り」を目指す少年・若年者に対しては、家庭はもとより、学校、職場、地域社会等によるサポートが大きな意味を持つ。」<sup>2</sup>とまとめられている。

このような研究成果を踏まえ、施設内処遇としての少年矯正のあり方に関しては、以下の三つの課題が提示される。

#### (1) 行刑と保護処分との異同の明確化

受刑者処遇に関する刑収容法の規定に基づく矯正処遇の内容は、少年院法との規定ぶりに類似しており、それぞれにおいて改善更生を促す処遇が実施される状況となってきた。また、刑務所処遇に対し、そのような改善更生を期待する社会的意識の高揚もあり、近年、ますます行刑と保護処分としての少年院送致の異同が判然としない状況にある。

また、少年事件に関する処分決定に関して、「少年に対していかなる処分がふさわしいかは、少年の特性や少年の更生可能性といった少年側の事情のみならず、一般予防・応報の必要・被害者の感情といった社会の側の事情も考慮して決めなければならない。この点、発達モデルも社会福祉 (public welfare) を増進する観点から、効果的な処遇を行うことで少年の更生・再社会化を促し、再犯の危険を減少させることによって、結果として社会・少年本人の利益を図ることができる。確かに、発達モデルの主張する少年像を前提とした少年司法政策を実施すれば、結果的に社会福祉が実現されるかもしれないが、社会側の事情を反射的にしか考えていない点に不十分さが残るように思われる。」<sup>3</sup>とする、「少年の事情」と「社会の事情」とを同等のものとして捉える意見もあるところである。しかし、ここで指摘されているような「社会の事情」とは、本人の実生活とは関連しえない、当該事件の重大性や新奇性に影響を受けたある種の応報感情といったものであり、そもそもの少年の個別の事情を誰が保障してくれるのか、といった別な課題が内在することになる。

このような課題を一旦留保し、処分検討において、そのような「社会の事情」を含めるとしても、実際の処分決定において、刑事処分と保護処分の優劣を検討しうる、その処遇内容の異同が明らかにされているとはいえない状況にある。<sup>4</sup>

刑罰としての行刑と保護処分としての矯正教育の異同を不明確にしている一つの要因がそれぞれが行政機能として「矯正」という用語により説明されている点にあることはこれまでの検討において明らかにされた点である。また、矯正の字義そのものに強い強制力が内在しており、その処遇実施における権力性が顕在し、従来から拘禁拘束下における更生等の実効性に対して強い懐疑・疑念が示されているところでもある。

一方、本研究をとおして、行刑と矯正教育との異同に関しては、共同体としてのセルフヘルプ・グループ、ナラティブ・コミュニティに近い処遇空間の存在・提供が、少年院の矯正教育には存在している点が行刑とは異なる点として示唆された。

#### (2) 「矯正」機能としての改善更生や社会復帰支援の明確化

犯罪者の改善処遇の一つであるRNRモデルにおけるリスク把握においては、その処遇の効果等により改善しうる要素を動的要因として、「保護者との関係性」、「社会適応力」、「自己統制力」、「逸脱親和性」の四つの下位領域により把握しうるとされる。このような処遇理念のもと、認知行動療

2 犯罪白書 平成23年版 330-333頁

3 津田雅也『少年刑事事件の基礎理論』(信山社,2015),62頁

4 川出敏裕「少年法の現状と課題」『家庭の法と裁判』第1号日本加除出版22頁(2015)

法等による改善指導が矯正施設においても導入・実施されてきている。<sup>5</sup>

一方、「今日の日本社会には、犯罪・非行や逸脱行動に関わった人々に対して、彼らの自己責任を強調した上で、反省、制裁、排除を求める社会的圧力が、以前よりも高まっている。」<sup>6</sup>状況にある。再犯リスクとして捉えられる各要因が、実際にどのように改善更生に結びついてくのか、また、処遇として実施される各指導や支援等の効果はどのように把握され得るのか、更には、そもそも「反省」や「責任」はどのようなものでありどのように形成されるのか、これら「矯正」の本質といえる、「改善更生」や「社会復帰」をどのように位置づけるのか、その検討が求められている。

このような課題への対応として本研究においては、「矯正」の目的の再構築を図り、関係性論や社会構成主義の知見から、矯正の目的を「社会の一員として再非行せずに日々の生活をおくること」とした上で、その目的達成のための施設内における処遇は言葉と関係性等から成り立つ「立ち直りの自己物語」モデルの構築を指摘した。

### (3) 「社会的排除」等の負因への介入の必要性

最後に、少年、とりわけ非行に陥った少年の家族を含めた生活環境が逸脱・非行の起因となっている点については、「非行は今日においてもなお、低階層出身の子供や、親の不在等の不遇な生育環境に置かれた子供に偏在しているのである。」<sup>7</sup>と岡邊(2013)が指摘するような現状にある。また、個の特性に着目するこれまでの改善モデル的な処遇アプローチは、「非行問題だけでなく、それを包含する青少年問題全般にあてはまる問題である。それは、問題を心理臨床の枠組みで扱い、個主義的に対処することを是とする社会的状況にほかならない。心理主義的な非行理解が広がるなかで、社会構造への視点は後景に退けられたというわけである。」<sup>8</sup>と、問題視されている。

このことは、当該少年をとりまく家族・学校・地域社会といった関係性からの視点が処遇において希薄となっており、その処遇の実効性等への懸念が示されているといえる。つまり、岡邊の研究結果においては、「一貫して示されたのは、非行には偏在性が存在するということであった。親の不在や虐待といった養育環境面での不利(第6章・第8章)、低学歴(第7章)、学校不適応(第8章)と少年非行との間に、明確な関連性が確認されたのである。このことは、日本社会においても、『社会的排除(social exclusion)』概念を用いた説明が妥当性をもちうる問題状況が広がっている可能性を、示唆しているといえる。」<sup>9</sup>と説明されているとおりである。このような指摘を踏まえると、少年矯正の再構築としては、出院後の生活環境、就学・就労を含めた社会復帰のあり方等に関しての検討が求められる。この点に関しては「インクルーシブな処遇の展開」の可能性等について次節において検討する。<sup>10</sup>

## 3 「共生・共育」理念への期待

5 川島敦子「薬物非行に焦点を当てた矯正教育の今後-矯正教育プログラム(薬物非行)開発会議の提案から-」刑政 第123巻第6号(2012)

6 岡邊 健『現代日本の少年非行』(現代人文社, 2013), 123頁

7 岡邊・前掲注6, 121頁

8 岡邊・前掲注6, 122頁

9 岡邊・前掲注6, 122頁

10 シームレスやインクルーシブといった福祉的な概念を犯罪者・非行少年の立ち直り処遇に適用・検討したものとしては、炭谷 茂「社会包摂(ソーシャル・インクルージョン)の課題と展望」犯罪と非行 第159号(2009), 土井政和「社会的援助としての行刑(序説)」法政研究 51巻1号(1984), 中島 学「成長発達・社会復帰を支援する施設内処遇の在り方」犯罪と非行 第173号(2012), 相澤育郎「ソーシャル・インクルージョンと犯罪者処遇:「公正」と「効率」のモメントから」龍谷大学矯正・保護センター研究年報第5号(2015), 守山 正「イギリスにおける矯正と保護の連携: シームレスな刑罰の執行」罪と罰 第52巻第3号(2015)等がある。

## (1) 「共生・共育」理念

本章においては、少年院における改善更生等の具現化を「自己物語」の形成とその書き換えの視座から再構成し、「共生・共育」への処遇モデル変更の可能性を検討した。

この検討においては、従来からの矯正処遇モデルである「医療・改善モデル」の限界、それは、個人に原因を内在化する課題、専門的知見が当事者をラベリング等により孤立化させるという課題、科学的客観化が当事者の非人格化を促進する課題等が確認された。

一方、物語論的アプローチに準拠すると、「医療・改善モデル」のこれらの限界、それは逸脱や非行は問題行動として「問題」化され問題の解決の対象者として当事者を位置づける課題を、問題は「問題として語られるから問題とされる」という解釈から問題が関係性の中で解消されるものと再構築することによりまさに、その解消を行った。

これらの検討結果を踏まえ、少年院での処遇機能を、「自己物語」を形成する関係性を構成する場としての共生の機能と、形成された「自己物語」の定着・更新を図る関係性を構成する場としての共育の機能の可能性について検討した。

以上の検討とその結果から、「立ち直りの自己物語」モデル、そしてそれを元としての「共生・共育」的な処遇理念に基づく少年院処遇の再構築の可能性が示唆された。

## (2) 改善更生と社会復帰支援の再構築

ところで、既に検討したとおり「改善更生」は「自己物語の書き換え」と、「社会復帰支援」は「自己物語」が書き換えられる「足場・居場所の獲得」として再構築されることを明らかにしたが、これらを「共生・共育」理念において再構成すると、次のような整理となる。

その処遇理念は、「立ち直り」機能として、それは、(非行少年としての)自己同一性(自己物語)の補正(語り直し)であるとする。この「立ち直り」機能は、立ち直り①としての自己洞察・自己省察、振り返りが言語化により作用する。このような作用は「省察」と表現されるその作用を通じて、立ち直り②「物語る」ことが可能となる。「物語れる」ことにより、立ち直り③「語り直し」が可能となる。この「語り直し」は「良く生きる」ことであり、他者の承認が必要とされる。

このように、「立ち直り」機能は、ずれていた自己(物語)を社会的に承認され得る自己(物語)へ、それは、自己同一性(自己物語)の補正として作用し、他者・社会の物語とのズレを補正し「語り直し」が行われることにより新しい自己物語が「証し」として出現することになる。

社会復帰支援機能は他者・社会との関係性の構築とされる。ここでの社会復帰とは社会と関わる「足場・居場所」の構築であり、この「足場・居場所」とは、それぞれの物語に共通する筋立てを把握する場と置き換えられる。そして、他の物語の筋立てを把握しながら自分の物語を筋が通るように書き直すことが当人には求められる。<sup>11</sup>そして、書き直された自己物語が他者に読まれることをとおして、共同体の一員としての社会復帰がなされる。

以上のように「改善更生」と「社会復帰支援」を再構築すると、「共生」とは、「更生」・「社会復帰」等の機能をとおして、共同体の一員として、共同体の他のメンバーから承認されることを意味する。また、「共育」は、「共生」する一員としての承認をえるための支援をとおして、支援者にも

11 「筋立て」は物語の定型性を担保するものとして野口(2005)は次のように説明している。「物語の定型性」は、逆説的に、個々人の物語の個別性を保証する受け皿として機能している。定型的な枠組を共有することで、逆に個別性が明瞭になる。定型的な物語は、個別性だけにとらわれては文字通り「筋」の通らない物語に普遍的な「筋」を与えてくれる。その普遍的な「筋」のうえに個別の経験盛り込まれるとき、それは個別的な物語となる。こうして、物語は普遍性と個別性を同時に獲得する。「私たちの物語」は同時に「私の物語」になるのである。」野口裕二『ナラティブの臨床社会学』(勁草書房, 2005), 120頁

「語り直し」が生じ、さらに共同体の一員としての共生（他者ととともに他者のために生きる）が強化される、と言い換えられる。

この視座から「非行のある少年」の成長発達、そして当人をとりまく関係者それぞれの関係性の中での成長しあう関わりがまさに相互関係により有機的に機能し、それはそれぞれが包摂された共同体の一員として認め合うことにより「立ち直り」が具現化されることとなる。これらによって、家族・社会から当人を切り離し、施設内に収容・処遇するという、施設内処遇の意義が再確認される。

### （3）「矯正」モデルから「立ち直り」モデルへ

これまで社会構成主義や現象学的視座から、自己は関係性の中で立ち現われ、他者承認をとおして成長する、といったことについて、客観・分析的な科学的アプローチでは把握しきれない、主体としての自己存在の有り様について検討をしてきた。同様な視座から、鯨岡(2006)<sup>12</sup>は大学教員・研究者の立場から保育実践に関与しその実践分析とその成果を報告している。そこでは、保育される子どもと保育者という関係性ではなく、「育てられるもの」と「育てるもの」という「育ち」に着眼し、それぞれの関係性や機能を整理すると、「育てられるもの」はいずれかの時期に「育てるもの」へと変容し、また、「育てるもの」も加齢により介護されるものへとその関係性が変化することを明らかにした。このようなある種の世代間の育ち・支援の循環が人の生活には必ず内在していることを指摘している。その上で、「客観科学（行動科学）」は当人の行動、しかもそれはデータ・数値化可能な部分にしかなスポットを当てられないため、「人と人とが共に生きる場」で起こっていることの本質は実際には把握しえない、という視座から、「エピソード記述」等の方法論を提唱し、幾つもの実践を報告している。

鯨岡のこの取組みは、一面において行き過ぎた客観科学主義はエビデンスを示しているようで、それは数値操作された生活のごく一面への適用等を示しているにすぎず、行動の変容は把握しうるかもしれないが、心の成長は把握しえないことを指摘している。他方、人が人と関わることにより生じている、心の動きや意識の変化等を実践から切り出し、それを「エピソード」として共有化されることにより、「明証的」な共通理解が形成され、それが実践に還元され得ることを指摘している。

換言すれば、人の成長には当人だけでなく、当人と関わる様々なある種の養育者・支援者がおり、その養育者・支援者との相互関係が成長・発達を促す。その心身の成長・発達の場においては当人を養育・観察の客体としてみるのではなく、当人の身に置き当人を今ここに生きる一人の主体として接することが、当人に対して成長・発達を下支えする自己肯定感や他者信頼感の形成を育み、その反射として養育者自身も一人の主体者としての成長の過程を進むことになる、ということを示している。端的に言えば、相互主体的な関係性の形成が、対人支援活動においては必要不可欠である、という指摘である。

また、相互主体的な関係性が形成される場・場面を鯨岡は「接面」という造語により詳しく説明している。この「接面」とは、「人と人とが関わりの中で、一方が相手に（あるいは双方が相手に）気持ちを向けたときに、双方のあいだに生まれる独特の雰囲気をもった場であると定義できよう。」<sup>13</sup>と説明される。また、その具体的な内容としては、「保育者が子どもを大切にしよう、子どもの思いを身に引き受けようという志向をもって子どもに臨むとき、そこには接面が生まれ、保育

12 鯨岡峻『ひとがひとをわかるということ-間主観性と相互主体性』（ミネルヴァ書房, 2006）

13 鯨岡峻『関係の中で人は生きる-「接面」の人間学に向けて-』（ミネルヴァ書房, 20016）, 85 頁

者はその接面で子どもを主体として育てようとしています。それが子どもの心の中に主体として生きるために欠かせない心の中核（自己肯定感と信頼感）を育むことに繋がります。その営みをとおして、保育者もまた自ら主体としてその接面に生き、それをとおして自分も保育の場の主体だということを実感することができるようになります。このような保育者は接面の中で主体として生きるものであり、決して保育ロボットになっているわけではありません。」<sup>14</sup>

鯨岡が示す「接面」の視点からは、いじめや学級崩壊といった具体的な対応に手を焼く、教育現場や矯正の現場における様々な今日的な課題の背後には、相互主体的な関係性、「接面」の形成とは真逆の対人構造等が発生している現状が指摘される。つまり、自己肯定感や他者信頼感の醸成を意識した相互主体的関係を大切にしないような、雰囲気・場においては、他者への関わりが自己防衛的になり、また、他罰的な言動が発生しやすくなる。

このような相互主体性（共生）と、それをとおしての支援者自身の成長（共育）のあり方を、少年院の処遇に適用してみると、職員がまず、在院者自身の成長を処遇の中心におくことが求められる。それは具体的には、在院者の自己肯定感の向上と他者との信頼感の形成に焦点をあてた処遇・支援の展開として日々の生活の中で形成されることを意識することが求められていることになる。また、職員はそのような在院者自身が当事者性を有し主体的に生活を営むための働きかけをとおして、自らも支援者としての当事者性を有した者として主体的に自己の生活を営むこととなる。<sup>15</sup>

実際の人々が生活・生きている現場においては、主体としての受容と尊重が不可欠といえる。社会内での立ち直りの居場所として、中本さんの実践活動<sup>16</sup>の周りにはそのような関係性が構築されていることが、これまでの検討からも明らかであり、そこからは「矯正」モデルから「立ち直り」モデルへの可能性が指摘される。

#### （４）「共生・共育」理念への展開

本研究においては、①「矯正」の明確化とその今日的課題の分析、②新たな処遇モデルとしての回復・立ち直りモデルの適用、③「立ち直りの自己物語」モデルの実証、そして、④基本理念としての「共生・共育」、それぞれに関する検討をとおして、以下のとおりの結論を得ることにいった。

##### ア 「矯正」の明確化とその今日的課題の分析

矯正院法下においては、矯正院での教育・指導を意味する「矯正」が、第二次大戦後の行政組織改編等に伴い、刑務所等を含めた施設内処遇組織を意味する「矯正」へと変化し、さらに、社会内処遇を意味する「保護」に対比する形で、施設内処遇としての「矯正」の用語がわが国の刑事政策において用いられてきている。このような、用例は行刑と保護処分との差異を不明瞭のものとし、また、「医療・改善」モデルの無批判な導入・浸透を許すこととなり、結果として、少年院処遇の保護処分としての独自性を失う傾向が今日みられることが明らかとされた。

そして、少年法の健全育成理念に基づく保護処分としての少年院処遇の独自性を明らかにするためには、「改善更生」と「社会復帰支援」とされる、矯正教育の目的等の再構築が必要とされることが示された。

##### イ 新たな処遇モデルとしての回復・立ち直りモデルの適用

14 鯨岡・前掲注13, 134頁

15 吉間慎一郎『更生支援における「協働モデル」の実現に向けた試論-再犯防止をやめれば再犯は減る』（LABO, 2017）においても、支援者の協働性が指摘されている。

16 伊集院要『ぼっちゃん』（扶桑社, 2017）、中本忠子・食べて語ろう会『ちゃんと食べると？』（小鳥書房, 2017）には、その実践活動がまとめられている。

そこで、今日の犯罪処遇理念として注目されている「回復（リカバリー）」モデルに着眼し、少年矯正の再構築の可能性を検討した。刑法や少年院法では、受刑者処遇の原則や少年院処遇の原則においては、「改善更生」と「社会復帰支援」という二つの目的が規定されている。この目的、とりわけ「改善更生」の促進を図るため改善指導や矯正教育が実施されるが、その処遇理念は、当該本人が犯罪等に陥った何らかの原因に着目し（その多くは罪名や本件非行を中心とする）、その原因を解消するという、いわゆる改善モデルに基づく処遇・指導が実施されている現状にある。

また、近年の犯罪者処遇においては、当該本人の立ち直りや犯罪からの離脱に着目した「回復・離脱」モデル、その回復や離脱の状況を継続して把握・検討するライフコースモデルといった、犯罪等の発生原因とその対応に着目するのではなく、犯罪からの離脱等に着目する研究が多く、成果を上げてきている。この回復・離脱モデルにおいては、その回復等においてはアイデンティティの変容とその変容が物語として形成されることが指摘されている。また、若年層の離脱等には加齢が重要な要因とされている。そこで、回復・離脱を促すアイデンティティの変容やその物語とはどのようなものであるのかに関して、社会構成主義・物語論に準拠し、その内容についての検討を行うことし、意志や自己に関する哲学的研究を多く残したP.リクルの論考等を手がかりとして検討を行った。

その結果、若年期におけるアイデンティティの確立が本人の人生のやり直しや犯罪からの離脱に影響を及ぼし、それは「立ち直り」の過程として把握され、当人自身のアイデンティティの語り直しによって明らかにされるという、「物語論」に基づく「立ち直りの自己物語」モデルが提示された。このモデルにおいては、「矯正」の字義がもつ、悪いものを改善するといった理念は「異常人」モデルにみられるような、自己を改善の対象として位置づけることにより、本人の自主性や当事者性が否定されやすく、また、自己肯定感を低めるといった課題が克服されることが指摘された。

一方、このような「自己物語」が立ち直りを真に示しうるのかといった疑問が生じる。この点に関しては、関係性論や社会構成主義の知見から、当人の立ち直りの自己物語を聞き、それを承認する他者の存在と役割の必要性が指摘され、そのような構造が少年院においては、「寮」活動や、「集会」、面接、日記指導等の場面において形成されている点も明らかとされた。

#### ウ 「立ち直りの自己物語」モデルの実証

第三の目的は、新たな処遇理念としての回復・立ち直りモデルに基づく「立ち上がり」支援と「立ち直りの自己物語」モデルの実際の処遇への適用について、「矯正教育」の新たな実践と可能性に関して、立ち直りの当事者と立ち直りの支援者に対するインタビューとそのナラティブからの実証研究により検討を行った

その結果、立ち直りには本人自身が受容され、自己を物語れる「居場所」の必要と、そのような居場所において自己と他者との関係性を構築すること、また、そこで形成される「信頼」が再非行を抑止することが明らかとされた。また、そのような立ち直り成果は自己物語として他者に語りえるものとして形成される。その形成には、物語を語りえる人格的な自己同一性の確立と、自己の立ち直りを語り直し続け得る物語的な自己同一性の獲得が必要とされるが、前者への支援を「立ち上がり」支援、後者の支援を「立ち直り」支援とした、処遇のあり方、そして、その支援は、「当事者中心」で「生活中心」である必要性についても明らかとされた。具体的には、「立ち上がり」支援においては、自己肯定感の向上と信頼感の形成が不可欠とされ、「立ち直り」支援においては、居場所と信頼の重要性が確認された。

#### エ 基本理念としての「共生・共育」



以上、三点の検討をふまえ、最終的には、再非行を抑止するためには、当事者の意思や自己決定を最優先とする当事者中心であること、また、その効果は日々の生活場面において出現することを踏まえた、生活中心であることの重要性が明らかにされた。

具体的には、施設内における集団性・関係性の中で生じる相互作用により、自己や他者の存在理解が促進され、自分自身が集団の中で一人の人格として立ち上がり、その立ち上がりを物語りとして物語ることにより、再非行抑止につながる「立ち直りの自己物語」が形成されることをが示された。

さらに、それらの処遇構造には、他者の存在が自己を支えるという「共生」機能と、そのような相互作用の中で自己の成長が他者の成長を促し、また、その他者の成長が自己を支えるという「共育」機能が存在すること、そして、このような「共生・共育」理念により、近時の少年矯正の課題、再非行抑止という目標実現に対して、社会から分離した施設内処遇の再構築が図られえることが明らかにされた。

#### (5) 「共生・共育」理念に基づく新たな少年処遇の展望

刑事政策としての「矯正」が意味する改善理念等は、今日的には少年法に基づく保護理念等から大きな開差が生じていること、再非行防止等の働きかけにおいては言葉と仲間・共同体の果たす機能<sup>17</sup>の重要性が、非行少年を含めた現在の子ども置かれている環境においては充足されなくなっていることが明らかにされた。また、「回復(リカバリー)」モデルに準拠しながら、非行・犯罪からの「立ち直り」の機能を明らかにし、少年である特質としての成長発達の視点から当人の自己形成や省察を促す自己受容のあり方等を「立ち上がり」と位置づけ、それに対応する「立ち上がり」支援と「立ち直りの自己物語」モデルの構築を検討し、当事者や支援者のナラティブからその有効性が実証された。

また、このような「立ち直りの自己物語」モデルを支える基本理念としての「共生・共育」理念を提示することにより、「矯正教育」の目的・内容等に関する再定義と再構築を図った。

これまでの検討を総括すると、共生とは、①自己を他者に承認してもらうことにより、自己が確立する、②自己存在は他者からの承認により立ち上がる、③相互承認による相互主体性の関係であるといえる。それは換言するなら、「みんなで生きる」という意味における共生であり、そこには、「自律」した存在と認め合う関係、それぞれの「物語」を聴き合う関係、そして、お互いの声に響きあい助け合う関係が存在する。

認め合う関係において、自己は自我性を有し能動的な位置に、他者は社会性を帯び自己にとっては受動的な位置にあるが、それらを繋ぐ「足場・居場所」が緩衝性を帯び中動的な機能を果たす。聴き合う関係においては、自己は「物語り(ナラティブ)」により時制の枠を超え過去を省察し未来へ投射する、他者は関わりにより異質性を超え、自己を写す鏡として存在し、「足場・居場所」はそのような自己を他者、人と人の「間」を問い直す場を提供する。響き合う関係においては、「足場・居場所」という、他者と関係を構築しうる枠組みと信頼を形成し、そこで自己は他者と共に生きるリズムを整え刻むことになる。

共育とは、①育てる事とおして自分が育つ、②育てる者は、かつては育てられる者であった、③育てた者に育てられる、という構造を有する。そして、そこでは、育て育てられる循環、育てられる者が育ち、育てる者が育てられるという、共生的で共助的な循環が形成される。さらに言うのであれば、支援者が当事者性を持ち、当事者として学び成長し続けることが求められ、その支援者の学び成長し続ける姿から、当事者自身も失敗を乗り越えて立ち直り続ける存在・役割を担い、そ

17 斎藤環「オープンダイアログ（開かれた対話）が統合失調症の治療風景を変える可能性について」『精神看護』医学書院(2014. 7)6-33頁

の当事者からさらに支援者が学ぶという、「共育」の循環からは、多様性の時代を乗り越える一つの方策を示しているといえる。

このような、「共生・共育」の理念は、育てられる人が他者の存在・関わりによって自己が生きられ、育てることに関わることは他者のために生きることであり、生きることは生かされること、という支え・支えられる支援の循環が形成される。それは、他者排除ではなく、自己受容と他者依存という包摂関係・社会の構築が形成される。そのような包摂関係の機能が少年院という枠組みの中に既に内在し、その効果的な展開が期待されることが示唆されたことが、本研究の現時点での到達点である。

また、この「共生・共育」理念は、矯正施設が持つ閉鎖性へと、その閉鎖性と「矯正」モデルが持つ職員・指導者の権威性の弊害、それは具体的には在所者・在院者への種々の人権侵害事案として表出されるものへのブレーキとなりえる機能も有している。支援者が当事者の成長を中心におき、その当事者の成長から自らも学び成長するという循環、また、当事者のそのような支援者の学びから、失敗を乗り越えて立ち直り続けることの意義と実践を学ぶという相互主体の関係性は、教える側の主体性だけが強調され支配と服従といった関係構築とは対極に位置するものといえる。このような相互主体の関係性が、施設の秩序維持と身柄の確保が優先される刑罰執行の場面においては、形成され得ない点が、刑務所と少年院との処遇理念における大きな相違点であることも、これまでの検討をとおして明らかにされた。

残された課題としては、このような少年院に内在し、発展可能性を有する「共生・共育」理念を今後の少年院処遇のみならず、社会内で、生きづらさを抱え非行や逸脱行為に関わっている、関係性の構築にある種の支障・障碍を有している少年らにどのような支援・援助がなされるのか、その体制整備が上げられる。さらには、その対象を少年のみならず、少年をとりまく家族や関係者を含めた具体的な支援体制の検討も必要とされる。このような課題対応を含め、まずは、それに関わる支援者等の意識を、自らが支援者としての当事者性を有し、その関わりをとおして成長し続ける、という意識改革が求められ、そのような意識改革としての処遇理念のパラダイムシフトの具現化が必要とされていることを指摘して、本研究のまとめとしたい。

## 参 考 文 献

- 相澤育郎「ソーシャル・インクルージョンと犯罪者処遇：「公正」と「効率」のモメントから」龍谷大学矯正・保護センター研究年報第5号(2015)
- 相澤 仁「共生共育（動的調和的共生）」を基本にして-よりよく変革し続ける施設風土・文化の構築を-」非行問題 第222号（2016）
- 明石史子「犯罪者はどのように生活を変容させるのか：犯罪からの離脱（デシスタンス）とアイデンティティの変容」罪と罰 第52巻第4号(2015)
- 赤塚 康「少年院運営上の諸問題-教育以前のもの-」刑政 第65巻第5号（1954）
- 赤羽忠之『非行と教育を考える』（北樹出版,1984）
- 朝倉京一『矯正法講話』（法律研究社、1963）
- 朝倉京一「矯正教育者への期待」平尾靖・土持三郎編『矯正教育学入門』（大成出版社,1981）
- 朝倉京一ほか編著『日本の矯正と保護第2巻少年編』（有斐閣,1981）
- 浅野智彦『自己への物語的接近』（勁草書房,2001）
- 東 邦彦「矯正の理念について」刑政第70号第5号(1959)
- 東 邦彦「行刑制度論」『刑政論集』（刑務協会,1938）
- 東 邦彦「少年行刑の基調」刑政 第44巻12号(1931)
- 新井浩二「少年矯正の現状と課題」猪瀬慎一郎他編著『少年法のあらたな展開』（有斐閣,2001）
- 安形静男「少年保護団体の生成と消滅-占領行政の衝撃-」犯罪と非行第145（2005）
- 池口尚夫「浪速少年院収容少年の処遇概説」『浪速少年院の教養 第一輯』（1929）
- 池口尚夫「少年院の教育と保安」刑政第63巻第5号(1952)
- 池口尚夫「少年院の現状と展開」刑政第70巻5号（1959）
- 石井良助「我が古法に於ける少年保護」『少年保護論集』司法保護研究所編纂(1944)
- 石塚伸一『刑事政策のパラダイム転換』（現代人文社,1996）
- 伊集院要『ばっちゃん』（扶桑社,2017）
- 磯野本端「小河滋次郎博士の『非少年法論』」刑政第64巻第5号（1975）
- 逸見 勉「少年矯正施設社会の一断面-少年たちは何を感じ、何を習得するのか-」刑政第81巻第8号（1970）
- 伊藤絵美『伊藤絵美の認知行動療法入門講義 上巻・下巻』（矯正協会,2016）
- 伊藤健治「子どもの権利研究の展開と課題；関係的権利としての子どもの参加概念に着目して」『北海道大学大学院教育学研究院紀要 117』（2012）
- 伊藤茂樹「少年院における矯正教育への教育学的アプローチ：フィールドワークと質問紙調査から」犯罪と非行 第174号(2012)
- 伊藤富士江ほか『司法福祉入門』（上智大学出版,2010）
- 稲葉浩一「「更生」の構造-非行少年の語る「自己」と「社会」に着目して」広田照幸ほか編著『現代日本の少年院教育 質的調査を通して』（名古屋大学出版会,2012）
- 犬塚石夫『矯正心理学』（東京法令出版,2005）
- 井上達夫『共生の作法：会話としての正義』（創文社,1986）
- 井上 章「少年院における処遇についての法的側面からの検討」刑政 第103巻第11号（1992）

- 猪瀬慎一郎ほか『少年法のあらたな展開』(有斐閣,2001)
- 岩崎晋也「社会福祉の人間観と潜在能力アプローチ」『人文学報』No.291(社会福祉学14)(1998)
- 岩田一正「生活指導の教育目的とその困難-少年の自己充足をいかに超えていくのか」広田照幸他ほか著『現代日本の少年院教育 質的調査を通して』名古屋大学出版会(2012)
- 宇田川潤四郎「少年法の発展」刑政第64巻第3号(1953)
- 内丸 廉「矯正院の教養」『浪速少年院の教養(第二輯)』(1930)
- 内丸 廉「少年矯正教育の本質」『少年保護論集』司法保護研究所編纂(1944)
- 内山 節『子どもの時間』(農文協,2015)
- 馬上美知「ケイパビリティ・アプローチにおける「自由」及び「平等」の概念について:教育における公共性概念の再考のために」東京大学大学院教育学研究科 教育学研究室 研究室紀要第35号(2009)
- 浦田 洋「性犯罪者処遇の新しい流れ -良い生活モデル(GLM)とは何か」刑政 第124巻第12号(2013)
- 及川 昭「少年矯正の教育理論」『矯正研究』法務省中央研修所 第3号(1966)
- 及川 昭「生活指導の諸問題」刑政第79巻第11号(1968)
- 及川 昭「矯正教育学」『矯正協会百周年記念論文集 第二巻』(矯正協会,1988)
- 大江 洋『関係的権利論』(勁草書房,2004)
- 大江 洋「子どもをめぐる規範理論」岡山法学 第65巻第1号(2015)
- 大越義久『刑罰論序説』(有斐閣,2008)
- 大谷正敏「刑事施設における矯正の歩み」刑政第84巻第6号(1973)
- 大坪與一「保護観察制度」『少年問題と法律』(有斐閣,1951)
- 大坪與一『更生保護の生成』(財団法人日本更生保護協会,1996)
- 大西健司「関係的権利論による子どもの人権論の再構成」一橋法学12(3)(2013)
- 大西健司「成長発達の解釈におけるアイデンティティへの権利の意義」一橋法学13(2)(2014)
- 大村英昭・宝月誠『逸脱の社会学:烙印の構造とアノミー』(新曜社,1979)
- 小笠原春菜「ケイパビリティ・アプローチの再検討?自由と必要」千葉大学人文社会学研究(17)(2008)
- 岡田敬司『かわりの教育学:教育役割くずし試論』(ミネルヴァ書房,1993)
- 岡田敬司『「自律」の復権』(ミネルヴァ書房,2004)
- 岡田敬司『人間形成において共同体とは何か:自律を育む他律の条件』(ミネルヴァ書房,2009)
- 岡田敬司『自律者の育成は可能か -「世界の立ち上がり」の理論-』(ミネルヴァ書房,2011)
- 岡田敬司『共生社会への教育学:自律・異文化葛藤・共生』(世織書房,2014)
- 岡邊 健『現代日本の少年非行-その発生態様と関連要因に関する実証的研究』(現代人文社,2013)
- 岡邊 健「少年非行の実証研究」シリーズ刑事司法を考える第6巻浜井浩一編『犯罪をどう防ぐか』(岩波書店,2017)
- 小河滋次郎『監獄法講義』(1912)小河文庫(法律研究社,1967)
- 小河滋次郎「少年保護問題」社会事業研究 第11巻第6号(1923)(土井洋一・遠藤與一編『小河滋次郎集』(鳳書院,1980))
- 小川恂蔵「保護少年の教養に就いて」『浪速少年院の教養 第一輯』(1929)
- 小川恂蔵「少年院の教養」『少年保護講習会講演集』財団法人日本少年保護協会大阪支部(1932)
- 小川恂蔵「矯正院教育の展望」財団法人日本少年保護協会『少年保護』第1巻第9号(1936)
- 小川利夫「社会福祉と社会教育」『小川利夫社会教育論集第5巻』(亜紀書房,1994)

- 小川利夫『教育福祉の基本問題』(勁草書房,1985)
- 小川政亮『光りなき者とともに：恂蔵・政亮 父子二代の記』(福祉のひろば,2015)
- 小沢禧一「行刑をめぐる合理主義と非合理主義」刑政第 86 号第 9 号(1975)
- 小澤政治『行刑の近代化』(日本評論,2014)
- 小田博志『エスノグラフィー入門 <現場>を質的に研究する』(春秋社,2010)
- 小野清一郎「少年法の哲学的考察」『少年保護論集』(司法保護研究所編纂,1944)
- 小野義秀「少年院運営の改善について」刑政 第 88 巻第 6 号(1977)
- 小野義秀『日本行刑史』(矯正協会,2001)
- 小和田元彦「少年院の具体的な問題」刑政 第 70 巻 5 号(1959)
- 鹿島徹/越門勝彦/川口茂雄編『リクルール読本』(法政大学出版局,2016)
- 柏木千秋『改訂少年法概説』(立花書房,1949)
- 柏木千秋・西村克彦『少年犯罪』(日本評論新社,1954)
- 勝野正章・庄井良信『問いからはじめる教育学』(有斐閣,2015)
- 加藤久雄『治療・改善処分の研究-社会治療処分を中心として-』(慶応通信,1981)
- 加藤幸雄/野田正人/赤羽忠之編著『司法福祉の焦点』(ミネルヴァ書房,1994)
- 鴨下守孝『全訂 2 版 新行刑法要論』(東京法令,2009)
- 川出敏裕「少年法の現状と課題」『家庭の法と裁判』第 1 号 日本加除出版 (2015)
- 川出敏裕「自由刑における矯正処遇の法的位置づけについて」刑政 第 127 巻第 4 号(2016)
- 川崎惣一「リクルールにおける自己の解釈学」城西国際大学紀要 第 16 巻第 2 号(2008)
- 川島敦子「薬物非行に焦点を当てた矯正教育の今後-矯正教育プログラム(薬物非行)開発会議の提案から-」刑政 第 123 巻第 6 号 (2012)
- 川田英之『自己の「物語り」をつむぐ国語授業：主体性、共同的な言葉の学びをつくる』(東洋館出版,2016)
- 河野亮子「1878 年プロイセン強制教育法(Zwangserziehungsgesetz)の成立-19 世紀後半のドイツ 関する一考察-」『日本の教育史学』第 33 集(1990)
- 感化法改正期成同盟会『少年教護法制定顛末録』(1935)
- 菊田幸一「わが国非行少年処遇の回顧と展望」『小川太郎博士古希祝賀 刑事政策の現代的課題』(有斐閣,1977)
- 菊田幸一・西村春夫編『犯罪・非行と人間社会 犯罪学ハンドブック』(評論社,1982)
- 菊池俊諦『感化教育』(教育研究会,1923)
- 菊池俊諦「保護教育」『岩波講座 教育科学第六冊』(岩波書店,1932)
- 菊池俊諦『少年教護論』(成美堂,1942)(戦前期少年犯罪基本文献集 昭和編Ⅱ第 14 巻)
- 菊池省三「少年院の前進のために-施設における処遇への反省-」刑政 第 64 巻第 3 号 (1953)
- 菊池省三「矯正教育の動向-問題は三つに集約される」刑政 第 65 巻第 3 号 (1954)
- 菊池省三「少年矯正施設の発達」刑政第 71 巻第 10 号(1960)
- 菊池正彦「少年矯正における集団処遇上の論点」『矯正協会百周年記念論文集Ⅲ』(矯正協会,1988)
- 菊池正彦『矯正処遇の課題』(矯正処遇の課題)刊行会(1995)
- 吉間慎一郎『更生支援における「協働モデル」の実現に向けた試論-再犯防止をやめれば再犯は減る』(LABO,2017)
- 北村清彦「繰り返される自己の物語 -ポール・リクルールの自己論-」北海道大学文学部紀要第 47 巻第 1 号 (1998)

木村栄作「少年法改正要綱における矯正処遇」刑政 第 81 巻第 11 号 (1970)

木村亀二「少年法の実績を顧みて」刑政第 70 巻 9 号 (1959)

木村敏『あいだ』(弘文社,1988)

木村敏・野家啓一監修『「自己」と「他者」:臨床哲学の諸相』(河合文化教育研究所,2013)

木村泰子『「みんなの学校」が教えてくれたこと』(小学館,2015)

矯正協会編『矯正教育の方法と展開』(矯正協会,2006)

矯正協会編『近代監獄制度の指導者 クルト・フォン・ゼーバハ』(矯正協会,1984)

矯正協会編『少年矯正の近代的展開』(矯正協会,1984)

矯正協会『矯正教育の方法と展開 現場からの実践論』(矯正協会,2006)

鯨岡 峻『ひとがひとをわかるということ-間主観性と相互主体性』(ミネルヴァ書房, 2006)

葛野尋之『少年司法の再構築』(日本評論社,2003)

熊谷晋一郎編『みんなの当事者研究』(金剛出版,2017)

熊谷晋一郎+國功一「来るべき当事者研究-当事者研究の未来と中動態の世界」熊谷晋一郎編『みんなの当事者研究』(金剛出版,2017)

倉持史朗「監獄関係者たちの感化教育論:『監獄雑誌』上の議論を焦点として」社会福祉学 48(4) (2008)

倉持史朗「『大日本監獄協会雑誌』の書誌的研究」天理大学学報 第 66 巻第 1 号(2012)

倉持史朗「懲治場(特別幼年監)における「感化教育」の試行と挫折」天理大学学報 第 66 巻第 1 号(2014)

倉持史朗「第 7 巻・少年保護:解説」『子どもの人権問題資料集成』(不二出版, 2010)

来栖宗孝「第 15 章 矯正教育の展開と課題」平尾靖編『非行-補導と矯正教育』(有斐閣,1974)

来栖宗孝『刑事政策の諸問題-矯正施設論-』(1980)

刑事立法研究会編『刑務所改革のゆくえ』(現代人文社,2005)

古賀正義「成績評価の役割と機能」広田照幸他編『現代日本の少年院教育』(名古屋大学出版会,2012)

小玉亮子「近代日本における子どもの『保護』の制度化過程-1922 年少年法の個別的処遇の転換に焦点をあてて-」『横浜市立大学論叢』第 44 巻 1・2・3 合併号(1993)

小西暁和「『虐待少年』概念の構造-公正さと教育的配慮の矛盾相克する場面として-(1)~(5)」早稲田法学 第 79 巻第 3 号, 第 80 巻第 1・4 号, 第 81 巻第 1・4 号(2004-2006)

近藤恒夫『拘留所のタンポポ薬物依存再起への道』(双葉社,2009)

斎藤 環「オープンダイアログ(開かれた対話)が統合失調症の治療風景を変える可能性について」『精神看護』(2014.7)医学書院

斎藤 環『オープンダイアログとは何か』医学書院(2015)

齋藤法雄「矯正施設の機能と其の刷新」財団法人日本少年保護協会『少年保護』第 1 巻第 9 号 (1936)

齋藤豊治「少年法における要保護性と責任」澤登俊雄他編『少年法の理念』(現代人文社,2010)

齋藤豊治「日本における少年司法の形成とサイクル」甲南法学 50 巻 4 号(2010)

才門辰史「私は浪速少年院出院者だ」犯罪と非行 第 170 号(2011)

境 克彦「少年院職員論」犯罪と非行 第 73 号 (1987)

酒井 澄『研修教材少年院法』矯正研修所(1970)

坂上 香『ライフアーズ 罪と向きあう』(みすず書房,2012)

坂口範夫「少年院法改正に望む」刑政第 83 巻第 3 号 (1972)

坂田 仁「旧少年法における保護処分について」法学研究 第 33 巻第 4 号(1960)

佐藤欣子「現代矯正の課題」刑政第 85 号第 8 号(1975)

佐橋静雄「矯正教育と規律の関係」副島和穂編『矯正教育概論』(有斐閣,1981)

佐藤伸一「非行少年の当事者モデルによるアセスメント」生島浩、岡本吉生、廣井亮編著『非行臨床の最新潮流ーリスク・アセスメントと処遇の実際』(金剛出版,2011)

佐藤雅彦「少年調査官制度の基本問題」刑法雑誌第3巻第4号(1953)

佐藤昌彦「少年の非行の数と質」家庭裁判所月報第5巻第8号(1953)

佐藤行雄「少年院の管理運営に関する諸問題」刑政第100巻第1号(1989)

沢登佳人「責任の本質と少年の処遇」澤登俊雄他編『少年法の理念』(現代人文社,2010)

沢登俊雄他『少年司法と国際準則ー非行と子どもの人権ー』(三省堂,1991)

澤登俊雄・高内寿夫編著『少年法の理念』(現代人文社,2010)

澤登俊雄『少年法入門 第5版』(有斐閣,2011)

重松一義『少年懲戒教育史』(第一法規社,1976)

重松一義編『東邦彦の行刑思想』(プレス東京,1977)

重松一義『少年法の思想と発展』(信山,2001)

司法保護協会『司法保護法規類聚』(1933)

司法保護協会『司法保護事業年鑑』(第一巻昭和15年)(1940)

司法保護協会『司法保護事業年鑑』昭和13・14年(1942)

司法保護協会『司法保護』復刊第一号8月号(1946)～第51号10月号(1950)

司法省保護課『少年審判所矯正院長会同議事録昭和13年10月7・8日』司法保護資料第16輯(1938)

司法大臣官房保護課『少年審判所長矯正院長会同に於ける司法大臣訓示司法次官注意事項並保護課長指示事項』保護課長指示事項(1941)

司法省保護課『少年審判所矯正院長会同議事録昭和17年4月23・24日』司法保護資料第30輯(1942)

司法省保護課『少年法案矯正院法案帝國議会委員会速記』

四方光「コミュニティ・ガバナンスの観点から見る少年法の課題」澤登俊雄ほか編『少年法の理念』(現代人文社,2010)

島田正蔵「矯正事務の教育学的考察」『少年保護』誌第1巻第9号(1936)

下山晴彦『認知行動療法 理論から実践的活用まで』(金剛出版,2007)

庄井良信『癒しと励ましの臨床教育学』(かもがわ出版,2002)

少年矯正を考える有識者会議『少年矯正を考える有識者会議提言』(2010)

少年保護婦人協会編『少年保護の法理と実際』(刀江書院,1928)

新江正治「少年矯正と法的規制 1-3」刑政 第104巻第7-9号(1993)

炭谷茂「社会包摂(ソーシャル・インクルージョン)の課題と展望」『犯罪と非行』第159号(2009)

セカンドチャンス!『セカンドチャンス!』(新科学出版,2011)

全国教護院協議会編『教護院運営ハンドブック』(三和書房,1985)

副島和穂「少年院法改正によせて」刑政 第83巻第3号(1972)

副島和穂編『矯正教育概論』(有斐閣,1981)

副島和穂「明日の矯正教育に期待して」刑政第92巻第1号(1981)

副島和穂「矯正教育の本質」『矯正教育序説』(未知谷,1997)

曾我雅比呂他『共生社会における教育を問う』(大学教育出版,2005)

園田浩之「心理学化する社会の向こう側:来るべき社会的ケアにおける批判と臨床」社会分析 第38号(2011)

- 高内寿夫「少年法における人権論の構造」澤登俊雄ほか編『少年法の理念』（現代人文社,2010）
- 高橋則夫「制裁規範としての自由刑の意味と制度」法律時報 第87巻第7号(2016.7)
- 高橋哲「性犯罪者処遇の背後にある二つの理論的アプローチについて」罪と罰 第53巻第4号(2016)
- 高橋俊乗「少年保護の教育学的基礎」『少年保護講習会講演集』財団法人日本少年保護協会大阪支部(1932)
- 高橋有紀「2000年代以降の日本と英国における更生保護制度の問題点と今後の展望（1・2）-更生保護における「ナラティブ・アプローチ」の可能性と限界-」一橋法学 第12巻第2・3号（2013）
- 武内謙治「少年司法の現在と未来への見取り図——ひとつのラフ・スケッチ」法政研究第73巻4号（2007）
- 武内謙治『少年司法における保護の構造』（日本評論社,2014）
- 武内謙治『少年法講義』（日本評論社,2015）
- 竹原幸太『菊池俊諦の児童保護・児童福祉思想に関する研究』（早稲田大学出版部,2015）
- 団藤重光・内藤文質・森田宗一・四ツ谷巖『少年法』（有斐閣,1956）
- 田中亜紀子『近代日本の未成年者処遇制度』（大阪大学出版会,2005）
- 中央教育審議会平成27年12月21日「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（答申）用語集
- 辻三省「少年審判の実際」『少年保護講習会講演集』財団法人日本少年保護協会大阪支部(1933)
- 津田雅也『少年刑事事件の基礎理論』（信山社,2015）
- 土持三郎「少年院の生活教育」刑政 第71巻第9号(1960)
- 土持三郎「少年院における集団処遇技術について」刑政 第87巻第11号（1976）
- 土持三郎「少年院運営の当面する課題-矯正教育の条件整備について-」刑政第93巻第10号(1982)
- 土持三郎「少年矯正理念」『矯正協会百周年記念論文集 第二巻』矯正協会(1988)
- 土持三郎「少年院における矯正教育」犯罪と非行 第82号(1989)
- 土持三郎「少年矯正の四〇周年を思う」刑政 第100巻第4号（1989）
- 津富 宏「犯罪者処遇は有効である-実証研究の解明した事実に基づいた見解-」犯罪と非行第110号（1996）
- 津富 宏「EBP(エビデンス・バイスト・プラクティス)への道-根拠に基づいた実務を行うために-」犯罪と非行第124号(2000)
- 津富 宏「犯罪者処遇のパラダイムシフト—長所基盤モデルに向けて」犯罪社会学研究 第34号(2009)
- 津富 宏「犯罪者処遇のパラダイムシフト」日本犯罪社会学会編『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』（現代人文社,2011）
- 津富 宏「当事者団体としてのセカンドチャンス!の意義」犯罪と非行 第170号(2011)
- 津富 宏「犯罪からの離脱-リスク管理モデルから対話モデルへ」シリーズ刑事司法を考える第6巻浜井浩一編『犯罪をどう防ぐか』（岩波書店,2017）
- 寺崎弘昭「19世紀イギリスにおける少年分離監獄の成立-『矯正』思想とその子ども観-」教育学研究 第48巻第3号(1981)
- 土井隆義『<非行少年>の消滅-個性神話と少年犯罪-』（信山社,2003）
- 土井隆義「少年犯罪の社会的構築と実相」浜井浩一『犯罪をどう防ぐか』（岩波書店,2017）
- 土井政和「社会的援助としての行刑(序説)」法政研究51巻1号(1984)
- 土井政和「行刑改革会議提言の意義」刑事立法研究会編『刑務所改革のゆくえ』（現代人文社,2005）
- 土井洋一「小河滋次郎の感化教育論」『小河滋次郎選集』（鳳書院,1980）



- 徳 武義「少年院の立場について」刑政第 61 巻第 9 号(1950)
- 徳 武義「少年院運営上の諸問題」刑法雑誌第 3 巻第 4 号 (1953)
- 徳 武義「少年院法と矯正教育」森田宗一ほか『少年問題と法律』(有斐閣,1951)
- 所 一彦「第二節 少年審判の理念と制度」平野龍一編著『講座「少年保護」第 2 巻』(大成出版,1982)
- 所 一彦「「矯正」と「共生」」刑政 第 104 巻第 6 号 (1993)
- 所 一彦「共生の刑事学」立教法学 54 号 (2000)
- 鳶島修治「格差・不平等と文化伝達の構造 -コード理論-」東京大学大学院教育学研究科研究年報 第 57 集・第 1 号(2008)
- 徳岡秀雄『少年法の社会史』(福村出版,2009)
- 富田拓「児童自立支援施設 -児童福祉施設における非行少年処遇とは?」罪と罰 第 5 2 巻第 3 号(2015)
- 鳥居和代『青少年の逸脱をめぐる教育史』(不二出版,2006)
- 内務省社会局『感化事業回顧 30 年』(1930)
- 内藤文質「少年法運用の理論」『少年問題と法律』(有斐閣,1951)
- 内藤文質「少年審判の本質と方法」刑法雑誌 第 3 巻第 4 号(1953)
- 内藤文質「新少年法立法の過程」家庭裁判所月報 第 5 巻第 8 号(1953)
- 内藤文質「少年保護制度の歴史的背景」内藤文質ほか編『少年保護』(新評論社,1955)
- 中川 衛「少年法における年齢の問題」刑法雑誌 第 3 巻第 4 号(1953)
- 中島 学「成長発達・社会復帰を支援する施設内処遇の在り方」犯罪と非行第 173 号(2012)
- 中島 学「少年刑務所と少年院の処遇の違い -少年行刑と矯正教育の差異-」武内謙治編著『少年事件の裁判員裁判』(現代人文社,2014)
- 中島 学「少年矯正今昔史」刑政第 126 巻第 7 号-第 9 号(2015)
- 中島 学「矯正処遇の成立と展開：矯正教育としての行刑」日本矯正教育学会 50 周年記念誌(2015)
- 長島 敦「刑事司法の一部としての矯正と保護」刑政 第 85 巻 9 号 (1974)
- 中村一三「明日の矯正のためには昨日を見る必要もある」刑政 第 96 巻第 1 号 (1985)
- 永田三郎『少年法講義[復刻版]』(現代人文社,2015)
- 仲野由佳里「少年の「変容」と語り-語りの資源とプロットの変化に着目して」広田照幸ほか編著『現代日本の少年院教育:質的調査を通して』(名古屋大学出版会,2012)
- 仲野由佳里「「調停者」としての矯正教育:「ナラティブ」の観点から」刑政 第 126 巻第 4 号(2015)
- 中村真二「少年非行の現状と警察の取組」『犯罪と非行』(2016)第 181 号
- 中本忠子・食べて語ろう会『ちゃんと食べとる?』(小鳥書房,2017)
- 浪速少年院『浪速少年院の教養 第一輯』浪速少年院(1929)
- 浪速少年院『諸規定・内規類聚』(1936)
- 浪速少年院『浪速少年院 15 年史』浪速少年院(1937)
- 浪速少年院『浪速少年院の教養 第二輯』浪速少年院(1940)
- 波平恵美子『生きる力をさがす旅：子ども世界の文化人類学』(出窓社,2001)
- 波平恵美子・小田博志『質的研究の方法：いのちの〈現場〉を読みとく』(春秋社,2010)
- 二井仁美「第 4 巻・子どもの保護教育 I：解説」『子どもの人権問題資料集成』(不二出版,2009)
- 西岡けいこ『教室の生成のために：メロン=ポンティとワロンに導かれて』(勁草書房,2005)
- 西村拓生『教育哲学の現場：物語の彼岸から』(東京大学出版会,2013)
- 西村讓「刑務所出所者等に対する就労支援について」犯罪と非行 第 159 号(2009)

日本少年保護協会『東京少年審判所十年史』財団法人日本少年保護協会東京支部(1935)  
野口裕二「サイコセラピーの臨床社会学」木村英昭・野口裕二編『臨床社会学のすすめ』(有斐閣,2000)  
野口裕二『物語としてのケア ナラティブ・アプローチの世界へ』(医学書院,2002)  
野口裕二『ナラティブの臨床社会学』(勁草書房,2005)  
野田詠『わたしを代わりに刑務所に入れてください』(いのちのことば社,2015)  
野間隆三「少年院における訓練の研究」矯正研究 第1号(1964)  
狭間香代子『社会福祉の援助観-ストレンクス視点・社会構成主義・エンパワメント』(筒井書房,2001)  
服部北溟『愛の法律と少年審判』(二松堂,1923)  
服部 朗「少年司法における対話」村井敏邦他編 前野育三先生古稀祝賀論文集『刑事政策学の体系』(法律文化社,2008)  
服部 朗「少年司法と児童福祉」澤登俊雄ほか編『少年法の理念』(現代人文社,2010)  
羽間京子「フランスの少年非行の現状と処遇-educateur (エディカター) の処遇姿勢を中心として-」犯罪と非行 第144号(2005)  
浜井浩一・村井敏那編著『発達障害と司法』(現代人文社,2010)  
浜井浩一編『犯罪をどう防ぐか』(岩波書店,2017)  
林 勝造「少年法・少年院法施行四〇年に際して考えること-「矯正教育」と「治療教育」雑感-」刑政第100巻第4号(1989)  
林眞琴ほか『逐条解説 刑収法』(有斐閣,2010)  
林眞琴「刑事政策と立法」罪と罰 第53巻第4号,(2016)  
春口徳雄「ロール・レタリング(役割交換書簡法)による自己理解-非行少年の臨床事例から-」犯罪と非行第76号(1988)  
犯罪社会学会編『犯罪からの社会復帰と社会包摂(ソーシャル・インクルージョン)』(現代人文社,2009)  
坂東知之「収容者の内的特性をめぐって」刑政 第71巻第9号(1960)  
坂東知之「我が国の少年保護制度の沿革-懲治監の創設にはじまる三つの流れ」矯正講座 第17号~第19号(1994)  
非行克服支援センター『何が非行に追い立て、何が立ち直る力となるか』(2014)  
久井英輔「明治期における感化教育論と社会秩序-『不良少年』が問題化されることの意味-」日本社会教育学会紀要 第36号(2000)  
久富善之他編著『ペダゴジーの社会学:バースティン理論とその射程』(学文社,2013)  
平井秀幸・南保輔「「矯正教育プログラム(薬物非行)」の質的分析に向けて」コミュニケーション紀要 第25巻(2014)  
平井秀幸『刑務所処遇の社会学:認知行動療法、新自由主義的規律、統治性』(世織書房,2015)  
平井秀幸「犯罪・非行からの「立ち直り」を再考する」罪と罰 第53巻第3号(通巻211号)(2016)  
平井秀幸「ポスト・リスクモデルの犯罪社処遇へ-新自由主義・レジリエンス・責任化-」犯罪社会学研究 第41号(2016)  
平尾 靖『非行からの回復:青少年問題の深層』(誠信書房,1966)  
平尾 靖編「非行-補導と矯正教育」(有斐閣,1974)  
平野龍一『矯正保護法』(有斐閣,1963)  
平野龍一代表編集『講座「少年保護」1-3』(大成出版,1983)  
平場安治・平野龍一編著『刑法改正の研究I 概論・総則』(東京大学出版会,1972)

- 平松義郎「刑罰の歴史-日本-」『刑罰の理論と現実』(岩波書店,1972)
- 広岡義之『フランクフルト教育学への招待：人間としての在り方、生き方の探求』(風間書房,2008)
- 広井多鶴子「親の懲戒権の歴史-近代日本における懲戒権の『教育化』過程-」『教育学研究』第63巻第2号(1996)
- 広田照幸・古賀正義・村上拓・齋藤智哉「第9章 指導過程の構造:集団指導と個別指導の関係性に着目して」広田照幸他編著『現代日本の少年院教育 質的調査を通して』(名古屋大学出版会,2012)
- 広田照幸・古賀正義・伊藤茂樹編著『現代日本の少年院教育 質的調査を通して』(名古屋大学出版会,2012)
- 広田照幸・平井秀幸「終章 少年院教育の可能性と限界」広田照幸他編著『現代日本の少年院教育 質的調査を通して』(名古屋大学出版会,2012)
- 福原弘夫「少年院及び少年鑑別所の歴史的考察」刑政 第61巻第9号(1950)
- 藤岡淳子『非行・犯罪心理臨床におけるグループの活用：治療教育の実践』(誠信書房,2014)
- 船津 衛「『自我』の社会学」井上俊他編『岩波講座現在社会学2 自我・主体・アイデンティ』(岩波書店,1995)
- 古田徹也『それは私がしたことなのか：行為の哲学入門』(新曜社,2013)
- 古谷新太郎「少年法の概念」『少年保護講習会講演集』財団法人日本少年保護協会大阪支部(1932)
- 法曹会『少年保護制度参考書』(1921)
- 法曹会「少年法の回顧と展望」家庭裁判所月報 第5巻第8号(1953)
- 法務省矯正局『少年矯正関係主要法令制定改正経過』矯正史料 第24号(1959)
- 法務省『「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」取りまとめ報告書』(2016)
- 法務省矯正局『少年保護年代史』(1960)
- 法務省矯正局「諸外国における少年矯正制度(その一)」少年院法改正資料 第4号((1978)
- 法務省矯正局「法政審議会 監獄法改正の骨子となる要綱説明書」(1981)
- 法務省矯正局『新しい少年院法と少年鑑別所法』(矯正協会,2014)
- 法務省矯正研修所編『研修教材 少年矯正法』(矯正協会,2016)
- 法務省刑事局『少年法及び少年院法の制定関係資料集』少年法改正資料 第1号(1970)
- 宝月 誠『逸脱とコントロールの社会学:社会病理学を超えて』(有斐閣,2004)
- 堀 雄「少年法の性格」『矯正協会百周年記念論文集第二巻』(矯正協会,1988)
- 本庄 武『少年に対する刑事処分』(現代人文社,2014)
- 本田清一「代用特別少年院の運営」刑政 第62巻第3号(1951)
- 前澤幸喜・伊達泰裕「矯正と保護の連携について」刑政 第120巻第7号(2009)
- 牧野英一「少年法に関する理論問題」刑政第61巻第9号(1950)
- 松浦直己『非行・犯罪心理学：学際的視座からの犯罪理解』(明石書店,2015)
- 松尾憲一「アイデンティティ喪失の解釈学 -ポール・リクルのアイデンティティ-」教育哲学研究 第89号(2004)
- 松尾憲一「〈自分らしさ〉の探求としてのアイデンティティ-ポール・リクルのアイデンティティ論-」東京大学大学院教育学研究科紀要 第45巻(2005)
- 松尾憲一「〈いのち〉と〈わたし〉の交錯 -ポール・リクルの生命論-」東京大学大学院教育学研究科紀要 第49巻(2009)
- 松田美智子「少年院の処遇-現状と課題-」犯罪と非行 第142号(2004)
- 水野邦雄「少年院の教育課程について」刑政 第96巻第8号(1985)

南山浩二「メンタルヘルス領域におけるリカバリー概念の登場とその含意 ―口サンゼルス郡精神保健協会  
 ビレッジISAに焦点をあてて―」人文論集（静岡大学）第61巻第1号（2011）  
 宮城長五郎「少年保護の根本精神(1-141)少年保護婦人協会編『少年保護の法理と実際』(刀江書院,1928)  
 宮古紀宏「効果的な矯正教育の原則に関する一考察」早稲田大学大学院教職研究科紀要第2巻(2010)  
 向井 義「発達の視点を取り入れて、処遇しよう1〜3」刑政 第117巻第4-7号（2006）  
 向谷地生良『技法以前 べてるの家のつくりかた』(医学書院,2009)  
 向谷地生良『技法以前』(医学書院,2009)  
 向谷地生良「当事者研究」『統合失調症』(医学書院,2013)  
 村田宏雄「タパン「少年非行論」」刑法雑誌第3巻第4号(1953)  
 毛利 猛『臨床教育学への視座』(ナカニシヤ出版,2006)  
 森丈弓・高橋哲・大淵憲一「再犯防止に効果的な矯正処遇の条件」心理学研究 第87巻第4号（2016）  
 森下 忠『刑事政策の論点 Ⅲ』(成文堂,1997)  
 森田明彦『人権をひらく』(藤原書店,2005)  
 森田 明『大正少年法』(日本立法資料全集 19)(信山社,1994)  
 森田 明『未成年者保護法と現代社会』(有斐閣,1998)  
 森田 明『少年法の歴史的展開』(信山社,2005)  
 森田宗一「少年をめぐる法律の概要」『少年問題と法律』(有斐閣,1951)  
 森田宗一『砕けたる心 青少年明暗五〇年 下』(信山社,1991)  
 守屋克彦『少年の非行と教育』(勁草書房,1977)  
 守山 正「欧米における「デシスタンス(desistance)」研究の状況：犯罪常習者が犯罪を止めるとき」犯  
 罪と非行第150号(2006)  
 守山 正「イギリスにおける矯正と保護の連携：シームレスな刑罰の執行」罪と罰 第52巻第3号(2015)  
 森山武市郎「少年保護制度の運用に関する諸問題」『少年保護論集』司法保護研究所編纂(1944)  
 森山武市郎『少年法』(日本評論出版社,1938)  
 森山武市郎先生遺徳顕彰の会編『司法保護の回顧 森山武市郎先生顕彰録』(1969)  
 八木國之「1 少年矯正の理念と動向」朝倉京一他編『日本の矯正と保護 第2巻少年編』(有斐閣,1981)  
 保木正和「生活指導」刑政 第83巻第10号（1972）  
 保木正和「少年矯正教育」『矯正協会百周年記念論文集 第二巻』(矯正協会,1988)  
 保木正和「少年院長期処遇の改善施策について」刑政 第104巻第10号（1993）  
 保木正和『矯正教育の展開』(未知谷,2002)  
 安平政吉「少年保護と保安処分」『少年保護論集』司法保護研究所編纂(1944)  
 柳本正春『拘禁処遇の理論と実践-改善主義の台頭と停滞-』(成文堂,1987)  
 山口直哉『少年司法と国際人権』(成文堂,2013)  
 山口幸男『司法福祉論』(ミネルヴァ書房,1991)  
 山田昌弘「リスク社会の克服」友枝敏雄・山田真茂留編『D○!ソシオロジー』(有斐閣,2007)  
 山名学「少年院の長期処遇に期待する」刑政 第104巻第10号（1993）  
 山本敏郎他『新しい時代の生活指導』(有斐閣,2014)  
 山元公平「日本における『不良少年』問題の成立」鹿兒島女子大学紀要 第17巻第1号(1995)  
 吉岡一男『刑事政策の基本問題』(成文堂,1989)  
 吉澤文尋「リクルールの正義論：人間学的基礎づけ」東京大学教養学部哲学・科学史部会 哲学・科学史論

叢 第 17 号(2015)

吉田直哉「B.パースティンの「教育コード」理論の形成過程」 東京大学大学院教育学研究科 基礎教育学研究室 研究室紀要 第 38 号(2012)

吉田敏雄『行刑の理論』(慶応通信,1987)

吉中信人「非行少年処遇における保護処分の意義」 広島法学 第 28 巻第 4 号(2005)

吉中信人『少年刑法研究序説』(溪水社,2017)

吉永豊文他編『矯正保護法』(ぎょうせい,1986)

吉永豊文「矯正処遇」森下忠他編『日本行刑の展開』(一粒社,1993)

吉野 明「少年の矯正教育」『少年保護 児童・青少年法講座V』(新評論社,1955)

吉野 明「少年の矯正教育」内藤文質他編『少年保護』(新評論社,1955)

依田 登「少年院の運営について」 刑政第 80 号第 12 号 (1969)

臨床教育人間学会『他者に臨む知』(世織書房,2004)

Bottoms, Anthony (2006) "Desistance, social bonds, and human agency :theoretical exploration" The Explanation of Crime Context, Mechanism, and Development Edited by Per-Olof H.Wikstrom and Robert J. Sampson Cambridge University Press 「犯罪離脱、社会的結束、人為作用」『犯罪学研究』松浦直巳訳(明石書店,2013)

Bernstein, Basil (1996) *Pedagogy, Symbolic Control and Identity -Theory Research Critique* Taylor & Francis (『<教育>の社会学理論』法政大学出版)

Charles Taylor, *Sources of the Self* Harvard University Press 1989

Cohen, Haward (1980) *Equal Rights for Children*, Littlefield, Adams&Co

Garabedian, Peter G. (1969) "Challenges for Contemporary Corrections" Federal Probation Vol.33 No.1

Garapon ,Antoine (1996) *Le Gardien des Promesses*,ガラボン『司法が活躍する民主主義』河合幹雄訳(勁草書房,2002)

Gergen, Kenneth (1999) *An Invitation to Social Construction* ,Sage Publications Ltd. 『あなたへの社会構成主義』東村知子訳(ナカニシヤ出版,2004)

Gottfredson, R.Michael&Hirschi Travis(1990) *A General Theory of Crime* Stanford University Press

Laubenthal Klaus 土井政和・堀雄(訳)『ドイツ行刑法第3版』(矯正協会,2006)

Laws, D.Richard & Ward, Tony (2010) *Desistance from Sex Offending :Alternatives to Throwing Away the Key*. The Guilford Press 『性犯罪からの離脱』津富宏監訳(日本評論社,2014)

Lois Presser & Sveinung Sandberg (2015) *Narrative Criminology*. NYU Press

Maruna,Shadd(2001) *Making Good: How Ex-Convics Reform and Rebuild Their Lives*, American Psychological Association シャッド・マルナ『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」』津富宏監訳(明石書店,2013)

Maruna,Shadd & L ebel,Thomas (2009),*Strength-Based Approaches to Reentry: Extra Mileage toward Reintegration and Destigmatization*, 『犯罪社会学研究』第 34 号

Max van Manen(1997) *Researching Lived Experience*,University of Weterm Ontario, 『生きられた経験の探求:人間科学がひらく感受性豊かな教育の世界』村井尚子訳(ゆるみ出版,2011)

- Mead, George H. (1934) *Mind, Self & Society: From the Standpoint of a Social Behaviorist*. The University of Chicago Press. 『精神・自我・社会(デューイ=ミード著作集)』河村望訳(人間の科学社, 1995)
- Mayeroff, Milton (1990) *On Caring* William Morrow Paperbacks 『ケアの本質』田村真訳(ゆるみ出版, 1987)
- Noddings, Nel (1992) *The challenge to Care in schools: An Alternative Approach to Education* Teachers College Press 『学校におけるケアの挑戦: もう一つの教育を求めて』佐藤学監訳(ゆるみ出版, 2007)
- Pamela M. Yates & David S. Prescott *Building a Better Life: A Good Lives and Self-Regulation Workbook*, (2011). Safer Society Press (藤岡淳子監訳) 『グッドライフ・モデル: 性犯罪からの立ち直りとより良い人生のためのワークブック』(誠信書房, 2013)
- Prescott, David S. (2013) *Principles and Programs for Young Offenders*. Annual report for 2013 and Resource material series No.91 UNAFEI
- Prescott, David S. (2013) *The good lives model (GLM) in theory and practice*. Annual report for 2013 and Resource material series No.91 UNAFEI
- Ricoeur, Paul (1992) *Oneself as Another* University of Chicago Press 『他者のような自己自身』久米博訳(法政大学出版部, 1996)
- Ricoeur, Paul (2006) 『承認の行程』(川崎惣一訳) 法政大学出版部
- Ricoeur, Paul (2007) 『正義をこえて』(久米博訳) 法政大学出版部
- Ricoeur, Paul (2013) 『道徳から応用倫理へ』(久米博訳) 法政大学出版部
- Robert D. Hoge & D.A. Andrews (2012) 『非行・犯罪少年のアセスメント』菅野哲也(金剛出版, 2012)
- Senge, M. Peter (2012) *Schools That Learn: A Fifth Discipline Fieldbook for Educators, Parents, and Everyone Who Cares About Education* Nicholas Brealey Publishing: 『学習する学校』リヒテルズ直子訳(英治出版, 2014)
- Ungar, Michael (2006) *Strengths-Based Counseling With At-Risk Youth*. Corwin Press 『レジリアンスを育てよう: 危機における若者たちとの対話を進める六つの戦略』松崎秀明他訳(金剛出版, 2015)
- Veysey, M. Bonita & Christian, John (2009), Moments of Transformation: Narratives of Recovery and Identity Change, 『犯罪社会学研究』第34号、
- Veysey, M. Bonita (2011) 「変容の瞬間」 『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』現代人文社
- Veysey, M. Bonita (2014) *Desistance and Other Identity Transformation Processes: Promising New Directions* 犯罪社会学学会講演 (October 18, 2014)
- Veysey, M. Bonita (2014) *Effective Interventions for Offender Reform*. Annual report for 2014 and Resource material series No.96 UNAFEI
- Veysey, M. Bonita (2014). *How Offenders Transform Their Lives*. Annual report for 2014 and Resource material series No.96 UNAFEI
- Veysey, M. Bonita (2014). *Offender Rehabilitation and Reform*. Annual report for 2014 and Resource material series No.96 UNAFEI
- Ward, T., R. Mann, and T. A. Gannon. (2007). *The Good Lives model of rehabilitation: Clinical implications*. *Aggression and Violent Behavior* 12
- Ward, T (2012) *Rehabilitation of Offenders: Risk Management and Seeking Good Lives* 更

生保護学研究 第1号

ジャン・グレーシュ「為しうる人間と承認（再認）の理念ポール・リクールを讀えて」宗教学研究室紀要  
第5巻 京都大学大学院文学研究科(2008)

ジュリー・レパー『リカバリー中心のメンタルヘルス・サービスへ 英国での経験から学ぶこと』社会福  
祉法人棠立ちの会編集・発行(2012)

デヴィッド・ファーリント「英国及びアメリカにおける長期研究から得られた知見と刑事政策への適用」  
罪と罰第52巻1号(2014)

テオドール・W・アドルノ『自律への教育』原千史他訳(中央公論新社,2011)

ボビ・プリント編『性加害行動のある少年少女のためのグッドライフ・モデル』藤岡淳子・野坂裕子(誠心  
書房,2015)

マーク・レーガン『リカバリーへの道 精神の病から立ち直ることを支援する』前田ケイ監訳(金剛出  
版,2005)